

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特例の具体的要望事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード
1001	1001010	42	郷ノ浦町	42421	離島農地特区	1	農地法第5条に定める一般専用住宅建設に伴う転用許可権を農業委員会へ			農家も過疎化が進み農地の荒廃が進んでいる。特に条件が悪い圃場、小さい農地の耕作放棄地は増加の一途であり、こういった耕作不徹底な畑等は大規模化には適用できない立地条件にある。このような農地を圃場面からのUターン者をはじめUターン者等に提供する。こういった人々は特に有機農業等に関心が深く(美しい地球、地域を後世に残すためにも環境問題は最大の課題でありこれらの成熟社会に合致したものである。	農地法第5条第1項中、第3条第1項本文の所有権移転について、県では500㎡と定め無駄な分筆を指導し、結果的に残地は荒地地となっている。農地の有効利用の上からも許可権を農業委員会へ移譲されたい。	住宅等建築物の建設に伴う転用に限っては、現地の状況等がよ判断できる地元農業委員会が許可できるように願いたい。		農地法第5条に定める一般専用住宅建設に伴う転用面積の上限を長崎県は500㎡と定めているが、条件が悪い圃場、小さい農地の耕作放棄地は年々増加する中で、このような農地も500㎡以下に分筆を求められ、結果的にその残地は荒地地となっている。	農林水産省	1001080	
1002	1002010	1	南幌町	1423	農的暮らし推進特区	1	農業に取り組もうとする個人または法人が小規模な農地を取得できるように、農地の権利移動後の合計面積要件(都府県は50アール、道は2ヘクタール以上)の緩和	10106	C-2	南幌町は道都札幌市に隣接し、地理的条件にも恵まれていることから、近年自家菜園付きの離農跡地の購入希望者が増えている。しかしながら農家地区には離農跡地があるものの一部農地が含まれているため、売却可能な農地が点在している。農業青年基本法では経営移譲を行う場合、必要最小限の農地(自留地-北海道では20aまで)を所有できることから、自家菜園として一部農地を残している非農家世帯が増えている。これらの非農家世帯が高齢化等の事情で転居を余儀なくされた場合、一部農地(主に畑)については、水田地帯である本町の隣接農業者には購入意欲がなく、放置された土地(農地含め)が増える傾向にあることから、離農跡地の荒廃を防ぎつつ、一般住民が農的暮らしに親しみを持ち、さらに地域農業の活性化にも寄与するための再提案する。	一般住民が離農地を購入する場合、それに附帯する農地についても購入可能とする。	農地法第3条第2項第5号おいての農地の権利移動後の合計面積要件(都府県50a、北海道2ha)の下限面積の制限について	下限面積の要件廃止	一般住民は小規模でも農地を購入できないため農村へ移住が出来る趣味的、自給的な小規模農業もできない。	農林水産省	1001090	
1002	1002020	1	南幌町	1423	農的暮らし推進特区	2	農地転用許可要件の緩和	10113	C-2	離農者が住宅新築または家族の住宅建設に当り、既存の宅地が狭小のため自己所有の農地(隣接地)に建設を計画しても一般住民(離農者)のため、農地転用は不可能(第1種農地)なことから、許可要件の緩和について再提案する。	離農者(一般住民)所有の農地(第1種農地)について一定要件のもとに農地転用を可能とする。	農地法施行令第1条の10第1項第2号のイと農地法施行規則第5条の2について	一般住民(離農者)に対する農地転用の制限緩和	離農者が住宅新築または家族の住宅建設に当り、既存の宅地が狭小のため自己所有の農地(隣接地)に建設を計画しても一般住民(離農者)のため農地転用は不可能である。	農林水産省	1001100	
1003	1003010	17	石川県小松市	17203	飛行場周辺経済振興特区	1	移転補償により買入れた土地(国有地)の使用制限の緩和			国有財産(行政財産)の処分等の制限により、土地の有効利用ができないため、規制の特例を設けることにより、国有地の集約などを図り、レクリエーション施設等を整備する。	国有財産法第18条において、行政財産の貸付、交換、私権の設定ができないことについて	貸付、交換、私権の設定を容認する		貸付、交換、私権の設定については、国有財産法第18条において認められていない。	防衛庁財務省	2100010	
1003	1003020	17	石川県小松市	17203	飛行場周辺経済振興特区	2	移転補償により買入れた土地(国有地)の使用制限の緩和			移転補償等により買入れた土地の使用の制限により、土地の有効利用ができないため、規制の特例を設けることにより、移転跡地の集約などを図り、レクリエーション施設等の整備をする。	防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第7条において、買入れた土地の使用については、地方公共団体に対して花壇、消防施設等定められた使用形態しか認められていないことについて	使用の制限を撤廃し、有償で民間等にも使用を認める		移転補償により買入れた土地については、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第7条において民間等への貸付は認められていない。	防衛庁	2100020	
1003	1003030	17	石川県小松市	17203	飛行場周辺経済振興特区	3	土地開発公社保有地と賃貸等制限の緩和	4470	A	土地開発公社保有地の使用制限があるため、土地の有効利用ができないため、規制の特例を設けることにより、土地の賃貸による企業立地を図る。	公有地の拡大の推進に関する法律第17条において、業務の範囲が定められており、賃貸等が制限されていることについて	土地の賃貸を認め、賃貸土地に建物の建築を容認する		土地開発公社用地の賃貸については、公有地の拡大の推進に関する法律第17条において業務の範囲が定められており、賃貸が一定範囲に制限されている。	総務省	0400610	
1004	1004010	1	小平町	1482	鉄道事業法改正特区	1	索道事業の受委託可能範囲の拡大			索道事業に関しては管理の受委託についての許可はあるものの、事業者が行う業務については委託を禁止していることからこれについても許可がなされるよう提案するもの。	鉄道事業法第24条において名義の利用等を禁止している事項及び同法施行規則第59条第1項の管理等の受委託の範囲に関する事項について	索道事業の受委託を禁止している法令を改正し、民間企業による事業の実施を容認する。		鉄道事業法第24条では名義の利用等を禁止しているほか、同法施行規則第59条第1項では受委託可能な範囲が決められている。	国土交通省	1207010	
1005	1005010	16	富山市	16201	農業用水ミニ水力発電特区	1	土地改良区が、発電可能な電気事業者となることへの規制の緩和			土地改良区が、自らが持つ資源(農業用水)を活用して「自ら」「自由に」、発電し、発電による利益を土地改良施設の維持管理費用に充当するなど、土地改良区の基盤強化を図るため、土地改良区が、発電可能な電気事業者となることへの規制緩和をお願いしたい。	土地改良法第15条の規定により、土地改良区が行う事業が制限されており、現状では、土地改良区が発電を目的とした発電を行うことができない。	土地改良事業(維持管理を含む。)として、水力発電事業ができることへの規制の緩和		自らの持つ資源(農業用水)を、自らが活用したくとも、非営利事業団体であることから発電を目的とした事業ができない。	農林水産省	1001110	
1005	1005020	16	富山市	16201	農業用水ミニ水力発電特区	2	発電水利権取得に係る規制の緩和			農業用水の水利権がある場合、発電水利権の取得許可を要せず、届出のみで取得できるように水利権の取得に係る規制の緩和をお願いしたい。	農業用水水利権があっても、その水を使って発電を行うことができず、河川法第23条の規定により、新たに水力発電用の許可申請が必要となる。	農業用水の有効利用と発電用水水利権取得に係る規制の緩和		農業用水水利権の他に発電用の水利権が必要であり、再度、発電としての許可申請が必要である。	国土交通省	1204050	
1006	1006010	1	深川市	1228	農村生活推進特区	1	農業に取組もうとする個人又は法人が小規模な農地を取得できるように、農地の権利移動後の合計面積要件(都府県は50アール、道は2ヘクタール以上)の緩和	10106	C-2	食料の安定供給や多面的機能の発揮など地産地消を通じた安心・安全な食品の確保と農村地域の活性化のため、より多くの住民が小規模な農業生産や農的暮らしに親しみ、コミュニティの形成や農村の定住対策として必要のため	農地法第3条第2項第五号において定める農地の権利移動の制限について	農的暮らしができるよう下限面積を20アールに引き下げる。(農業青年基本法施行規則第15条に定める日常生活に必要な最小限度の面積を基準とする。)	中山間地域や耕作放棄地などの条件に適合する地域に限定する。	農地の取得制限については農地法第3条第2項第五号により北海道にあっては2ヘクタールと定められており、小規模の農地取得はできない。	農林水産省	1000420	
1007	1007010	1	深川市	1228	アグリビジネス推進特区	1	農林漁家が民宿を行う場合の旅館業法上の規制の緩和又は撤廃	9411	B	全国的に実施として簡易宿泊所の面積要件を適用しないこととする。ことについては、本市が提案している主旨とは違っています。本市の提案は、面積要件以下の営業を法の適用除外として扱うこととするものです。	現行の旅館業法では、基準以下の営業は認めないこととされており、都市住民の求めや受け入れる農業者が宿泊を副業として実施したいが、現行法では、現在の農家住宅では改造を必要とするもので、コストが高くなり取り組みができない。一家族あるいは数名の宿泊対応であり、厳しい条件で農業経営の中で農業の理解と副業としての取り組みができるようにするため。	旅館業法第3条において定める旅館業法施行令第1条の構造設備の基準に適合しない基準以下の面積営業について	基準以下の面積営業については、届出のみで営業として容認する。	宿泊営業については、旅館業法第3条において定める旅館業法施行令第1条の構造設備の基準に適合しない基準以下の面積営業はできないとされている。	厚生労働省		
1008	1008010	1	沼田町	1438	雪氷冷熱エネルギー等活用推進特区	1	都市計画法に定める開発行為許可不要施設の範囲拡大			省エネとCO2削減、また、低コストによる事業効率性の向上が期待される雪氷冷熱エネルギー等の活用推進を図る上において、都市計画法に定める開発行為の許可不要条件を拡大することによって、事業実施の迅速性を確保するとともに事業者の特区内外への投資意欲を高揚させるものとする。	都市計画法第29条第1項3号において定められている「政令で定める公益上必要な建築物」について、 政令 - 都市計画法施行令第21条	「公益上必要な建築物」の対象範囲に「雪氷冷熱エネルギー等活用施設」を加える。	事業計画を精査し、左記の目的に適合すると判断される雪氷冷熱エネルギー等活用施設に限定する。	許可申請には多大な労力と時間、経費を要し、迅速な事業展開を阻害している。	国土交通省	1200080	
1008	1008020	1	沼田町	1438	雪氷冷熱エネルギー等活用推進特区	2	農地法に定める農地転用許可要件の緩和			省エネとCO2削減、また、低コストによる事業効率性の向上が期待される雪氷冷熱エネルギー等の活用推進を図る上において、農地法に定める農地転用の制限を緩和することによって、事業実施の迅速性を確保するとともに事業者の特区内外への投資意欲を高揚させるものとする。	農地法第4条第2項において「前項の許可は、次の各号のいずれかに該当する場合には、することができない。ただし、...その他政令で定める相当の事由があるときは、この限りでない」とされている規定。 政令 - 農地法施行令第1条の10	「雪氷冷熱エネルギー等活用施設」の設置に係るものについては、同項ただし書きにある「政令で定める相当の事由」に該当するものとする。	事業計画を精査し、左記の目的に適合すると判断される雪氷冷熱エネルギー等活用施設に限定する。	農地法第4条第2項の規定により農地の転用には厳しい制限が課せられており、地域の特性を生かした多様な取り組みを阻害している。	農林水産省	1000490	
1009	1009010	15	新潟県十日町市	15210	住居表示十日町方式	1	住居表示に関する法律により、その表示方式が2種類に限定されているものの特例としての採用			「住居表示に関する法律」における住居表示の方式には制限があり、地域の要望に合った形式での住居表示が実現できないため、要望に即した表示方法の採用を可能とする	「住居表示に関する法律」(住居表示の原則)第2条における、表示方式の制限について	「住居表示に関する法律」における街区方式・道路方式の他に、歴史的に形成されてきた単位である、行政区(当市の場合、町名)であり、町内自治組織でもある)を基本とした、市町村独自の方式を容認する事項を加える。	住居表示の方法については、「住居表示に関する法律」第2条において、街区方式・道路方式のいずれかによるものとされており、地域の実態に合った表示方法での実施が不可能。	総務省	0400220		
1010	1010010	1	長沼町	1428	幼児の給食特区	1	保育所の調理室設備設置義務の緩和			保育所の調理室設備設置義務の緩和を図り、学校給食センターで効率的な給食調理を行う	児童福祉施設最低基準第5章保育所(設備の基準)第32条 調理室	調理室の設置義務の緩和		施設の有効利用が図れない	厚生労働省		
1010	1010020	1	長沼町	1428	幼児の給食特区	2	学校給食センターの弾力的運用			学校給食センターで幼児の給食調理を可とする弾力的運用		幼児期における学校給食の普及		幼児の給食調理ができない	文部科学省		

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特例の具体的要望事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード
1011	1011010	10	群馬県	10000	土地開発公社保有地活用特区	1	公社の保有する土地の売却制限緩和及び建売分譲、定期借地権設定の容認				公社の所有する土地の処分及び賃貸の制限を緩和し、保有地を有効に活用することで、企業等の誘致及び定住人口の増加による、経済の活性化を図るとともに、市町村財政等の改善を図る。	公有地の拡大の推進に関する法律第9条第1項第3号の政令(公社の先行取得用地の売却制限)第5条第1項第3号及び同法第17条第1項第2号(公社の保有地の建売分譲、定期借地権の設定の制限)	1. 公社の保有している先行取得用地の民間売却における制限緩和(宅地のみから商業・工業用地としての売却範囲拡大) 2. 公社による土地造成事業における建売分譲、定期借地権の設定を可能にすることによる業務の多様化	なし	土地開発公社の先行取得用地は、民間売却するに宅地のみしか認められていないため、商業及び工業用地として売却できず企業等の誘致ができない。また、土地開発公社が分譲する住宅地には、建売分譲、定期借地権の設定が認められていないため、消費者のニーズに適合することができず、定住人口の増加を効率よく図ることができない。	国土交通省 総務省	0400620 0400630 1200010
1012	1012010	10	群馬県	10000	環境調和型地域形成特区	1	再生利用されることが確実な一般廃棄物の利用に関する規制緩和				再生利用されることが確実な一般廃棄物について、都道府県知事の指定を受けることで、収集、運搬及び処分が行えるよう特例措置を講じる。	廃棄物処理法第7条第1項及び第4項、同法施行規則第2条第2号及び第2条第3号第2号の規定により、市町村長の許可又は指定を受けた者以外一般廃棄物の処理等を行えない。	再生利用が確実な一般廃棄物の処理を行う者について都道府県知事の指定を制度化する。		一般廃棄物を収集等する場合は、市町村長の許可又は指定が必要。循環資源として一般廃棄物の汚濁な物流を確保するためには、市町村の区域は狭小。	環境省	1300470
1012	1012020	10	群馬県	10000	環境調和型地域形成特区	2	未利用エネルギーを用いた電力、熱の供給に関する規制緩和と安定供給体制の確保				未利用エネルギーを用いた電力を、既存の電力会社の配電線を利用して特定の地域の家庭等に容易に供給できるよう特例措置を講じる。また、併せて供給電力の安定を確保するための措置を講じる。未利用エネルギーから得た熱を、一定地域の家庭等に容易に供給できるよう特例措置を講じる。	特定規模電気事業者は、一定規模の需要に応じる電気の供給を行う者と定められている。小規模の地域内電力は安定供給性に劣り、大規模電力会社によるバックアップが必要。経済産業大臣の許可がなければ、熱供給事業を営めない。	未利用エネルギー起源の電力を一般電気事業者の配電線を使用して特定地域の家庭等に供給する者。特定規模電気事業者に加え、未利用エネルギーから得た熱を一定地域の家庭等に供給する事業を容易に行えるようにする。		地域における電気・熱エネルギー供給事業の実施に対する制約が大きい。	経済産業省	1130110 1130140 1130150
1013	1013010	10	群馬県	10000	アグリピア特区	1	農業協同組合が農業経営を行う場合の規制緩和				JJAが主体的かつ直接的に、農産物生産活動を含む農業経営その他農地を活用した事業に取り組みるように、JJAの事業範囲の制限を緩和する。	農業協同組合法第十一条の十五の二第一項により、JA自らが耕作し農産物を販売することは出来ない。	JAによる農業経営を容認する	農地保有合理化法人格の取得では、保有する農地に対しては管理保有と研修目的の生産しか認められていないこと 手続き・要件等が煩雑なこと等により、不満足。 農業生産法人の子会社化ではなく、直営による事業拡大を求めている。	JAは、自ら農産物を生産し、販売すること等によって、利潤を追求することが出来ない。	農林水産省	1001190
1013	1013020	10	群馬県	10000	アグリピア特区	2	農業協同組合が農業経営を行う場合の規制緩和				総代の3分の2以上の同意を得たうえで後日組合員全員に通知を行い決定する、という方法に手続きを簡素化する。 (JAの広域合併にかかる議決要件が改正されたことと同様)	農業協同組合法第十一条の十五の二第三項により、同条第一項の規定により組合が農業の経営を行うには、総組合員又は総会員の3分の2以上の書面による同意を得なければならない。	法律で規定されている組合員の書面同意要件を緩和する。		手続きに時間がかかる	農林水産省	1001200
1013	1013030	10	群馬県	10000	アグリピア特区	3	農業協同組合に対する農地所有制限の緩和				JJAが主体的かつ直接的に、農産物生産活動を含む農業経営その他農地を活用した事業に取り組みるように、JAの農地取得制限を規制緩和する。	農地法第三条第2項(二号、二の二、四号、五号、八号)によって、JAは農地の所有を認められていない。	JAによる農地所有を容認する	提案事項番号01に同じ	JAは、自ら農産物を生産し、販売すること等によって、利潤を追求することが出来ない。	農林水産省	1000040
1014	1014010	41	伊万里市	41205	伊万里サステイナブル・フロンティア知的特区	1	再生可能な自然エネルギーの研究開発及び実証研究の推進。新技術の創出を図るため、海洋温度差をはじめとする自然エネルギーによる発電実験における電気事業法の規制を緩和				エネルギー及び環境に関する研究を行う際に発電を行う場合、電気事業法の規定に基づき発電実験を実施しなければならない。 海洋温度差発電の研究開発及び技術開発を行うには、蒸発器や加熱器などを試作しながら研究開発を行うが、試作した発電用の機材を設置し実際に発電試験を行う場合は、電気事業法で工事計画の認可、保安規定の届出、主任技術者の選任、安全管理審査などの種々の規制があり、試作した機材を設置し発電試験を実施するために、そのつど各種の規制をクリアするために時間を費やし、国際的に競争可能な技術開発の機動性、スピード、コストパフォーマンスに支障をきたしている。 そこで、研究のスピードを進めるため、海洋温度差をはじめとする自然エネルギーによる発電の実験においては、単体で発電出力100kW以下の工作物。電気事業法第38条第2項に規定する「小出力発電設備」として一般用電気工作物と位置づけ、自己責任のもと自己管理のみで対応できるように規制を緩和するものである。	対象となる電機工作物は、海洋温度差をはじめとする自然エネルギーによる発電の実験に使用するもので、単体での発電出力が100kW以下で、実験施設内の電氣的に閉鎖された区域の中で電力が消費されるものに限る。	燃料、機械、電気の専門家等が、運転状況の監視や点検・メンテナンスを実施するとともに、機器異常時や災害等の非常時の保安体制を整備するとともに、これらの事項を明確にルール化する。 また、タービンと発電機を接続する前に、トルクスターによる試験を行い、十分に安全性について実証できたら発電の実験を行う。	海洋温度差発電の研究開発及び技術開発を行うには、蒸発器や加熱器などを試作しながら研究開発を行うが、試作した発電用の機材を設置し実際に発電試験を行う場合は、電気事業法で工事計画の認可、保安規定の届出、主任技術者の選任、安全管理審査などの種々の規制があり、試作した機材を設置し発電試験を実施するために、そのつど各種の規制をクリアするために時間を費やし、国際的に競争可能な技術開発の機動性、スピード、コストパフォーマンスに支障をきたしている。	経済産業省	1160010	
1015	1015010	40	福岡県田川市	40206	産炭地域開発規制緩和特区	1	不動産登記法第81条の3第1項において、抹消の手続きを簡易に申請できる緩和措置				不動産登記法第81条の3第1項において、抹消の手続きを簡易に申請できる緩和措置	不動産登記法第81条の3第1項 地役権以外の権利の登記がある場合の土地の合併を禁止	不動産登記法第81条の3第1項で規定している先取特権等に準じて合筆ができる緩和措置	不動産登記法第81条の3第1項で規定している先取特権、買権、担当権に準じて合筆ができるよう通達その他に明記する特例措置を講じる必要がある。	不動産登記法第81条の3第1項において、抹消の手続きを簡易に申請できる緩和措置	法務省 経済産業省	0500120 1106010
1015	1015020	40	福岡県田川市	40206	産炭地域開発規制緩和特区	2	不動産登記法第81条の3において先取特権、買権または担当権に関するものについて、登記原因、日付、登記の目的、受付番号が同一の登記については合筆が認められることから、不動産登記法第81条による申請の場合は合筆を可能とできるように明記する必要がある。また、不動産登記法第18条による申請以外の不動産登記がなされている土地の合筆が可能とするため、一度抹消し再登録できる方法の措置の確立を講じる必要がある。				不動産登記法第81条の3において先取特権、買権または担当権に関するものについて、登記原因、日付、登記の目的、受付番号が同一の登記については合筆が認められることから、不動産登記法第81条による申請の場合は合筆を可能とできるように明記する必要がある。また、不動産登記法第18条による申請以外の不動産登記がなされている土地の合筆が可能とするため、一度抹消し再登録できる方法の措置の確立を講じる必要がある。	不動産登記法第19条第1項において、不動産登記の抹消	不動産登記の抹消における申請人不動産登記法第19条第1項において、不動産登記の抹消は、その登録を受けた不動産権者または担保証権者及びその登録に係る登記名義人が申請人となっているが、登録後担保証権者が放棄されたら、譲渡されたりした後、登録したものが所在不明になった場合、抹消は不可能となる。	登録を受けた担保証権者または担保証権者が所在不明の場合は、簡易に特別代理人または特別清算人を選任できるようにするか、最終担保証権者または最終担保証権者において申請できる方を講じる必要がある	不動産登記の抹消にあたっては、担保証権上の利害関係人の同意が必要であるとされる(不動産登記法第19条第3項)。ここで、利害関係人とは、担保証権または担保証権の従前の権利者もしくは承継人、またはその担保証権の担当権者である(全訂不動産登記書式精義下巻169頁、昭和41年2月3日付登第31号福岡法務局民事行政部長回答)。ここで問題となるのは、担保証権または担保証権の従前の権利者もしくは承継人とはどこまで遡ればいいのか、であるが、明文による規定はないものの、不動産登記簿は予定簿であり、担保証の発生の有無は登録の要件でない。しかし、現実には民法法施行以来、届区は譲渡、分割、合併等の変更を経ており、担保証簿上の利害関係人である過去の担保証権者の中には死亡した個人、清算終了した法人等が存在し、その全てより同意を取り付けることは非常に困難である(個人にあっては相続、法人にあっては特別清算人の選任等を経て同意を取り付けなければならない)。また、小山の届区をめぐって現在の届区(閉鎖分を含む)になっており、届区簿上の利害関係人だけで数十人、相続の発生を考えれば数百人を超える利害関係人が存在すると思われる。事実上不可能である。さらに、九州経済産業局においては、戦災により届区簿は滅失しており、戦後調製されているものの、全ての利害関係人が網羅されているとはいえない。という側面もある。係る状態にあって、不動産登記簿の抹消が規定されているにもかかわらず、三池炭鉱のように届区から直接払い下げられ、届区簿に変更のない一部の炭鉱を除いて、全く無用の長物という他ない。(ちなみに、登録の変更・更正についても、届保証権者が不利になるような変更・更正については届保証権簿上の利害関係人の同意が必要であるとされ、事実上不可能である。)	法務省 経済産業省	0500130 1106030

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特例の具体的要望事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード
1015	1015030	40	福岡県田川市	40206	産炭地域開発規制緩和特区	3	鉱害賠償登録令第19条第3項の利害関係人を選定権に対する担当権者に限定する措置				鉱害賠償登録令第18条による申請、すなわち同一の申請で数箇の不動産に登録を行った場合であって、個々の不動産に別々に支払いを行わず、一括して支払いを行った場合、当該申請に係る土地の合筆を行ったとしても、支払いを行った土地の範囲は確定しており、位置関係も明確であるため、支払いの事実関係が明確不明確になるものではない。 従って、不動産登記法第81条において先取特権、質権または抵当権に関するものについて、登記原因、日付、登記の目的、受付番号が同一の登記については合筆が認められていることから、鉱害賠償登録令第18条による申請の場合は合筆を可能とできるように明記する必要がある。 また、鉱害賠償登録令第18条による申請以外の鉱害賠償登録がなされている土地の合筆が可能とするため、一度抹消し再登録できる方法の措置の確立を講じる必要がある。	鉱害賠償登録令第19条第3項の利害関係人	鉱害賠償登録の抹消における利害関係人において、鉱害賠償登録の抹消にあたっては、鉱害原簿上の利害関係人の同意が必要であるとされる鉱害賠償登録令第19条第3項の利害関係人とは、鉱害または租賦権の従前の権利者もしくは承継人、またはその鉱害または租賦権の従前の権利者であるが、この鉱害または租賦権の従前の権利者もしくは承継人の過去全ての鉱害または租賦権の権利者まで遡ることとなっている。しかし、鉱害賠償登録令においては、鉱害原簿上の権利関係がどのようにまで推定されることまで予定しては思われない。従って、鉱害賠償登録令においては、鉱害原簿上の権利関係がどのようにまで推定されることまで予定しては思われない。	鉱害賠償登録の抹消、変更、更正に関する規定を有効にするものとするためには、鉱害賠償登録令第19条第3項にいう利害関係人は、採掘権に対する担当権者に限定し、従前の鉱害賠償登録の保護は別に規定すべきである。	鉱害賠償登録において、登録の抹消につき鉱害原簿上の利害関係人の承諾を求めるようにしたのは、抹消した登録を再登録した際の負担を考慮したものと思われる。鉱害法によれば、鉱害の賠償義務は鉱害の発生したときにおける鉱害者または租賦権者であって、従前の鉱害者または租賦権者ではない。しかし、この規定は、賠償義務者が鉱害の発生以前に鉱害の発生原因を作ったものに対して求償権を放棄することまで定めたものでない以上、賠償が行われた場合、従前の鉱害者または租賦権者は、鉱害の発生したときにおける鉱害者または租賦権者より求償権を行使される恐れがある。ということは、従前の鉱害者または租賦権者が知らないうちに登録が抹消されることになれば、始めの登録の際に求償され、再登録の場合にも求償されること有り得、これを承諾するために登録の抹消につき鉱害原簿上の利害関係人の承諾を求めるようにしたのである。しかし、鉱害賠償登録令においては、鉱害原簿上の権利関係がどのようにまで推定されることまで予定しては思われない。従って、鉱害賠償登録令においては、鉱害原簿上の権利関係がどのようにまで推定されることまで予定しては思われない。従って、鉱害賠償登録令においては、鉱害原簿上の権利関係がどのようにまで推定されることまで予定しては思われない。	法務省 経済産業省	0500140 1106040
1016	1016010	47	名護市	47209	リタイアメントコミュニティ特区	1	介護保険の被保険者に関する住所特例の緩和				地元高齢者の介護保険料負担増を抑制するために、特区内における転入者が利用する介護保険の在宅サービス費用についても元の所在地の市町村の被保険者とする	介護保険法第13条において介護保険施設入所者のみが転入前の市町村の被保険者とする住所特例が設けられている事項について	特区内への転入者については転入前の市町村の被保険者とし、特区内への転入者についての住所特例を設ける。	介護保険法第13条においては、介護保険施設入所者のみが転入前の市町村の被保険者とする住所特例が設けられており他の介護保険サービスについて住所特例の適用ができない。	厚生労働省		
1017	1017010	38	松山市	38201	歩いて暮らせるまちづくり特区	1	公安委員会に対し、まちづくり交通規制計画を提案しその意見が尊重される特例、建築基準法の地下から出口への階段幅の規定に関する基準の緩和				道路交通法では交通規制方法は公安委員会の専管事項となっているが、パークアンドライドや既存の道路施設を活用した駐輪場やレンタサイクル車など中心市街地の活性化や新交通政策を進めるにあたって交通規制も併せて考えられなければならない。また、交通バリアフリーのまちづくりにおいて、地下街に出入りする階段幅は、地下の通路幅以上を確保する規定となっている。エスカレーターを設置するとその階段幅が確保できないが、特例の適用によりエスカレーター幅を通路の一部と見なして頂きたい。	道路交通法により交通規制等の設定は公安委員会の専管事項であり、街づくりの観点から踏まえた自治体からの提案権は認められていない。こうした場合、公安委員会のアドバイスを頂ながら地方公共団体が総合的に決定して行システムが必要。また、障害者や高齢者に配慮した街づくりの観点から中心市街地の活性化のためエスカレーター等の整備工事が行なえるようにしたい。	環境に配慮したまちづくりや交通結節点等のバリアフリーな歩行者環境の向上を図るため、施設整備だけでなく交通規制も総合的に策定する必要がある。	道路交通法により交通規制等の設定は公安委員会の専管事項であり、街づくりの観点から踏まえた自治体からの提案権は認められていない。こうした場合、公安委員会のアドバイスを頂ながら地方公共団体が総合的に決定して行システムが必要。また、障害者や高齢者に配慮した街づくりの観点から中心市街地の活性化のためエスカレーター等の整備工事が行なえるようにしたい。	道路交通法により交通規制等の設定は公安委員会の専管事項であり、街づくりの観点を踏まえた自治体からの提案権は認められていない。建築基準法施行令の規定では、エスカレーターを設置するとその階段幅が確保できず設置することが出来ない。	警察庁 国土交通省	0100150 1206280
1018	1018010	38	松山市	38201	下水道浄化センター包括的民間委託特区	1	汚泥等の産業廃棄物の運搬及び処分に関する委託の特例、汚泥等の運搬及び処分の許可を有していない運搬・維持管理業者であっても、産業廃棄物処理業の許可業者が再委託するのであれば、運搬・維持管理を含めて汚泥等の運搬及び処分が委託できるように緩和するか、また運搬・維持管理業者が汚泥等の排出者と認められるような特例。				下水処理場の運搬・維持管理業務の包括的民間委託の実施を検討しているが、汚泥等の運搬及び処分についても民間事業者の技術力や創意工夫により改善される余地がある。汚泥処理・運搬も含め、包括的に委託できれば維持管理コストの軽減や業務の効率化が一層進むものと思われる。	産業物の処理及び清掃に関する法律第12条第3項、第14条第9項、下水処理場から排出する汚泥等の産業廃棄物の運搬及び処分に関しては、産業廃棄物処理業の許可業者でない委託できない	汚泥等の運搬及び処分の許可を有していない運搬・維持管理業者であっても、産業廃棄物処理業の許可業者が再委託するのであれば、運搬・維持管理を含めて汚泥等の運搬及び処分が委託できるように緩和するか、また運搬・維持管理業者が汚泥等の排出者となるようにして頂きたい。	「産業物の処理及び清掃に関する法律」によって、産業廃棄物処理業者以外には、運搬及び処分を委託できないようになっている。	環境省	1300570	
1019	1019010	33	岡山県倉敷市	33202	広告景観特区	1	違反広告物の簡易除却措置に関する適用範囲の拡大				倉敷市における屋外広告物管理事業を推進するため、	屋外広告物法第7条第3項・第4項の規定により、都道府県知事が、委任した者のみが実施できると定められている事項について	管理者が、倉敷市屋外広告物条例の規定に基づき実施することを容認する。	特例の対象となる範囲を倉敷市内のみに限定する。	簡易除却措置の委任については、屋外広告物法第7条第3項・第4項の規定により可能であるが責任範囲が明確でない。	国土交通省	1203120
1019	1019020	33	岡山県倉敷市	33202	広告景観特区	2	違反広告物の簡易除却措置に関する対象範囲の拡大				倉敷市における屋外広告物管理事業を推進するため、	屋外広告物法第7条第3項・第4項の規定により、はり紙・はり札・立看板のみが実施できると定められている事項について	事業主体及び管理者が、のぼり・旗の簡易除却措置を実施することを容認する。	特例の対象となる範囲を倉敷市内のみに限定する。	屋外広告物法第7条第3項・第4項の規定により、のぼり・旗については、簡易除却できない。	国土交通省	1203130
1020	1020010	33	岡山県倉敷市	33202	病弱・身体虚弱特殊学級(院内学級)入級緩和特区		学校教育法第75条、公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律の学級編成基準の弾力化				学校教育法第75条、公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律の規定のため、病弱・身体虚弱特殊学級(院内学級)に入級する際は、短期間でも転校が必要である。特例により、転校を必要としない教員定数の根拠は入級児童生徒の実数とする。	学校教育法第75条(特殊学級)、公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律第3条	院内学級に入級する際に前籍校からの転校を必要としない。教員定数の根拠は入級児童生徒の実数とするなどの特例を導入することにより、児童生徒・保護者の心理的負担を軽減し、安心して治療や教育を受けられるようにする。	病弱・身体虚弱特殊学級に入級する際、現在は2-3日と極めて短期間でも転校が必要で、学級から離れることは心理的に大きな負担となっており、改善の要望が強い。	文部科学省		
1021	1021010	11	埼玉県宮代町	11442	小中学校教諭の任用弾力化構想	1	県費教職員の任用制度に関する規制の緩和				研究開発学校制度による小中一貫教育の導入については可能であるとの判断であるが、県費負担教職員の人事任命権は県教育委員会にあり、市町村独自で教員を配置できない場合、県教委からの小中学校の兼任発令がないと校種を超えての授業は不可能である。そこで、小中一貫教育の推進のため、県費負担教職員の任命権の一部を市町村に移譲する。	地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第37条任命権は、都道府県教育委員会に属する。	地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第37条 県費負担教職員の任命権の一部を市町村に移行する。	なし	研究開発学校制度のもとでの、小中の校種にまたがる授業は可能であるが、県費負担教職員は兼任発令がなければ実際の授業ができない。	文部科学省	
1022	1022010	11	埼玉県北本市	11233	公民館住民管理特区	1	公民館で行うことができる事業の拡大	8801	D	文部科学省からの回答では、公民館の管理運営の委託は公民館長を置くことが前提との回答でありました。しかし、館長を置いた上での管理運営の委託では、任命権者の意思が管理運営に反映されることにより、住民組織による柔軟な事業展開を阻害する要因になる可能性がある。	委託を受けた住民組織の柔軟な発想による、住民ニーズに合った事業を展開するためには、公民館長の必置規定を緩和することにより公民館長を置かないことも選択できるようにする必要があります。	社会教育法第27条第1項の公民館長の必置規定。	社会教育法第27条第1項の公民館長の必置規定を、館長を置くことができるとする。	なし	公民館長については、社会教育法第27条第1項により、置くこととされている。	文部科学省	
1023	1023010	11	埼玉県北本市	1113	幼児教育特区	1	幼保一元化の推進のための特例(幼稚園入園年齢制限の撤廃)	8103	A	構造改革特別区域法において幼稚園の入園年齢制限が満3歳に達する年度へ緩和されたが、家庭や社会のニーズに合わせた幼児教育を柔軟に展開するためには、入園年齢制限を撤廃する必要がある。	家庭や社会のニーズの多様化に対応するため、幼稚園の入園年齢を撤廃することにより、私立幼稚園経営者の柔軟な発想による幼児教育が展開されることが期待できる。また、新たな雇用の創出も期待できる。	学校教育法第80条の幼稚園の入園年齢制限。	学校教育法第80条の幼稚園の入園年齢制限を撤廃する。	なし	幼稚園の入園年齢は学校教育法第80条により制限されており、3歳未満児入園できない。また、構造改革特別区域法第11条においても、満2歳児未満は入園できない。	文部科学省	
1024	1024010	7	二本松市	7210	蔵を生かしたまちづくり特区	1	蔵の用途変更のための改装に関する建築基準法施行令の緩和				蔵を改装して利活用し、まちの活性化を図るために建築基準法施行令の避難、消火、排煙、内装に関する基準を緩和する。	建築基準法施行令第116条、126条、129条において避難、消火、排煙、内装に関する規制について	延べ床面積150㎡以下の蔵の改装については適用外とする。	建築基準法施行令第116条、126条、129条において避難、消火、排煙、内装に関してそれぞれ規制があり、蔵の改装に際しては、蔵本来の構造上、その基準に適合させるには多額の費用がかかり、地域の財産を生かしたまちづくりができない。	国土交通省	1206170	
1025	1025010	12	千葉県君津市	12225	君津インターチェンジ周辺産業活性化特区	1	市街化調整区域内優良農地の開発規制の緩和				市街化調整区域の農用地であるため開発規制があり、商業施設等が立地できず、インターチェンジを活用した産業の活性化が図れないため、開発規制に係る特例を要望する。	都市計画法第34条の運用について、優良な農地については厳しく運用することとなっている。	都市計画法第29条第1項の、開発許可権者を特区内については市町村長とする。	鉄道新駅や高速道路ICなど、地域開発に大きなポテンシャルを生じる区域で、かに規定される要件に該当しなければ許可はならないとされており、優良農地の開発については厳しく制限されている。	国土交通省	1200140	

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特例の具体的要望事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード
1026	1026010	1	増毛町	1481	歴史的遺産校舎保存継承特区	1	教育施設建設に関する寄附行為の緩和			市町村立の小学校の維持修繕に対して寄附金を募ることを禁止した地方財政法の規制を緩和を求め提案。本市には、北海道遺産に選定された築66年の増毛小学校の大型木造校舎があり、増毛町内は無論のこと全国に校舎を保存活用を望む方が多くあります。北海道遺産認定時には北海道内や全国から多くの支持が寄せられました。本市においてもその歴史的な価値を再認識するとともに、将来にわたり現校舎を保存活用していくことで作業を進めたいと考えています。しかしながら、校舎の維持改修費用には多額の財源が必要となるために財政的に厳しい地方自治体としては、その負担に苦慮しているところで、そこで、歴史的遺産として教育施設の維持改修を推進し、将来にわたり小学校校舎として使用していくとともに北海道遺産としての歴史的価値を高め、更には歴史的観光資源として有効利用を図られ都市との交流に寄与できることや施設を活用した文化活動も推進できることから、先に述べた費用負担の規制緩和を進めることで地域社会活動及び地域経済の活性化につながるものです。	「地方財政法第27条の4項、及び「地方財政法施行令第16条の3項の2.」において「市町村立の小学校及び中学校の建物の維持及び修繕に要する経費、を市町村が住民にその負担を転嫁する制限について	歴史的遺産として選定された教育施設(学校校舎)の保存活用を図る場合に対する財源調達と有志の方により寄附を募ることができるようにする。	歴史的文化遺産などに指定された学校施設に限定する。	市町村立の小学校及び中学校の建物の維持修繕に要する経費については、地方財政法第27条の4項、及び「地方財政法施行令第16条の3項の2.」により、住民に対し、直接である間接であるを問わず負担を転嫁できない。	総務省	0402010	
1027	1027010	12	千葉県東金市	12213	交通安全特区	1	交通規制に関する公安委員会の権限を市道に限り警察署長に委任			公安委員会の交通規制の権限を、市道に限り警察署長に委任し、市民からの要望に迅速に対応できるようにするため、	道路交通法第4条第1項により、公安委員会のみが実施できるとされる事項について	市道に関する部分のみ警察署長が実施することを容認する。		交通規制については、道路交通法第4条第1項により、公安委員会が行うこととされており、迅速な対応ができない。	警察庁	0100160	
1028	1028010	12	千葉県東金市	12213	グリーン・エミッション特区	1	植物系廃棄物のリサイクル施設の設定促進・環境緑化産業の振興のための能力基準の緩和			植物系廃棄物処理施設を設置し、環境緑化産業の振興を図るため、	廃棄物処理法施行令第5条の処理施設の定義における能力基準について	廃棄物処理施設の能力基準を引き下げる。		廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第5条で、日量5トン以上の処理能力を有する施設は許可が必要とされている。	環境省	1300580	
1029	1029010	12	千葉県東金市	12213	市民農園特区	1	市民農園の開設者の農業生産法人や民間企業への拡大			市民農園事業への参入自由度を増やすことによって、利用者ニーズに合った良質な市民農園整備促進と農地の有効利用を図るため、	市民農園整備促進法第3条に規定する基本方針及び同法7条第1項で規定する市民農園の認定要件について定められている事項について	基本方針については、市民農園を整備を認定できる地域として市民農園特別区域を指定できるものとする。市民農園の認定要件については、市民農園特別区域を加える。		「市民農園区域又は市街化区域、以外の区域では、市民農園を整備できない。	農林水産省 国土交通省	1000830 1203150	
1030	1030010	12	千葉県東金市	12213	まちづくり推進特区	1	都市計画法の開発許可の基準に関する制限緩和			開発許可に関する基準制限があることから、民間の開発が行いにくい状況にある。	都市計画法第33条において開発許可の基準が設けられており、道路幅員の確保や公園の設置、及び排水施設の設置が義務づけられている事項について	道路の最小幅員や公園の面積要件を緩和したり、公共施設整備費用の一部を行政が基金として管理し一定の時期に基金により整備できるようにする。	まちづくりの基本方針を住民、行政で決定した地区に限定	開発許可に開する基準制限については、都市計法第33条、において基準が設けられており、道路幅員の確保や公園の設置、及び排水施設の設置が義務づけられており行政に委託できない。	国土交通省	1200090	
1030	1030020	12	千葉県東金市	12213	まちづくり推進特区	2	土地区画整理法の技術基準に関する制限緩和			まちづくりに関する土地区画整理で技術基準に関する制限があるため、魅力的で特色ある自由な発想のまちづくりに限界があるため	区画整理法施行規則第9条より上記と同様な技術的基準が定められている事項について	道路の最小幅員や公園の面積要件を緩和したり、公共施設整備費用の一部を行政が基金として管理し一定の時期に基金により整備できるようにする。	まちづくりの基本方針を住民、行政で決定した地区に限定	土地区画整理法については法規則第9条において基準が設けられており、道路幅員の確保や公園の設置、及び排水施設の設置が義務づけられており行政に委託できない。	国土交通省	1203260	
1030	1030030	12	千葉県東金市	12213	まちづくり推進特区	3	都市計画法の用途地域の決定、変更に関する手続きの緩和			都市区画整理法の用途地域の決定、変更については事務手続きが煩雑なためこれを柔軟に対応していくため	都市計画法第19条において都市計画の決定、また同第21条で都市計画の変更をするのに必要な手続き事項について	当該要件を撤廃し市町村に権限を委譲すると共に手続きを簡素化し、まちづくり条例に権限を委譲する。	まちづくりの基本方針を住民、行政で決定した地区に限定し、事前に地域住民等と合意形成をすることが前提。	一度きり設定をす土地利用がされにくく、逆に経過ぎと「3/2」の悪いまちとなってしまふ。また、部分的に用途を変更したい時に柔軟な対応ができない。	国土交通省	1203580	
1030	1030040	12	千葉県東金市	12213	まちづくり推進特区	4	建築基準法の用途地域の制限の緩和			建築基準法の用途地域の適用に柔軟に対応し、土地利用の増進を図っていくため	建築基準法第48条で用途地域の用途が定められている事項について	当該要件を緩和しまちづくり条例に権限を委譲する。	まちづくりの基本方針を住民、行政で決定した地区に限定し、事前に地域住民等と合意形成をすることが前提。	用途地域の設定を部分的に緩和するためには、特別用途地区を設定する必要があり柔軟な対応には無理がある。	国土交通省	1203630	
1031	1031010	12	千葉県東金市	12213	公共施設目的外使用特区	1	補助金適正化法による財産処分制限の緩和並びに事務手続きの簡略化			本来補助金を受け取得した土地・家屋については、補助金交付対象の目的以外の使用は基本的に認められていないが、補助金交付対象の目的以外の目的であっても一定期間活用(貸付)することが認められることにより、そこで福祉支援サービスの提供や一時的資材置き場や駐車場として利用することにより、周辺地域の福祉サービスの向上や経済活動を助成することができるようにするため、	補助金適正化法第22条並びに同法施行令第13条と第14条の規定による財産処分制限について	本来補助金を受け取得した土地・家屋に着いては、補助金適正化法の規制により補助金交付対象の目的以外の使用は基本的に認められず、もし許可を受けようとするに時間がかかり、またその許可範囲が狭い、そこで補助金交付対象の目的以外の目的であっても一定期間活用(貸付)することが認められることにより、その資産をより効率的に活用することができるようにする。	認められる他の目的とは、地域活動活性化に繋がるものに限定する。	補助金を受け取得した土地・家屋については、補助金適正化法第22条、同法施行令第13条及び第14条で、補助金交付対象の目的以外の使用は基本的に認められておらず、また正規の手続きにより他の目的への利用も可になる場合もあるが、その手続きには時間がかかり、その範囲も制限されている。	財務省	0700010	
1032	1032010	11	上尾市	11219	アッピー(じ)特区	1	当せん金付証券法4条の規制緩和			宝くじの発行を、中核市、特別市まで拡大するよう規制を緩和し、地域限定の「アッピー(じ)」「地域限定のミニ宝くじ」を発行することにより、地方分権に見合う地方独自の事業に充てることができる。また、地域の核となる都市を中心に広域で発行できるようにすることにより、地域の一体感の醸成と市町村合併の推進にもつながる。	上尾市 または、上尾市・横浜市・伊奈町	上尾市で「アッピー(じ)」を発行し、福祉、教育などの独自事業や公共事業の財源とすることができ、併せて市民の市政への参加意識を醸成させることができる。	当せん金付証券法により宝くじの発行は、一般市町村には許可されていない。	総務省	0402080		
1033	1033010	11	上尾市	11219	コミュニティFM広域化特区	2	コミュニティFMの放送エリア広域化特区			災害時のほか、地域に即した情報を伝え、地域経済の活性化と、地域のボランティアによる市民参加が図られ地域の活性化が期待できる。しかし、放送エリアが市域に限られているため、スポンサーも限られており、運営は自治体の補助金や市政情報の広告収入に頼るところが多く厳しい経営となっているので、放送エリアを拡大することによりスポンサーも増え、新たなFM局を開設し易くなる。指定電界強度、被干渉、与干渉の許容範囲が広域的な放送エリアへの緩和を行う必要がある。	上尾市・横浜市・伊奈町	従来、市内だけのスポンサーしかつかなかったことが、コミュニティFMを推進を阻んでいたが、放送エリアを拡大することにより、今まで以上にスポンサーがつけ易くなること。また、隣接する市町村でのグループの活動が活発になり、在住外国人への市政情報の提供や、外国人と邦人とのコミュニケーションの展開などへも影響し、聴取者の増加など、相乗効果が期待できる	1 放送エリア拡大に伴う法定電界強度の相違 2 放送エリア拡大に伴う、与干渉、被干渉	総務省	0405010		
1034	1034010	11	上尾市	11219	臨時職員の長期任用特区	3	地方公務員法の臨時職員の任用期間の緩和			臨時職員の任用に関する期間の制限があるため、能力のある臨時職員を継続して雇用することができない。任用期間を延長することにより、慣れた業務を続けられ、円滑な業務を行うことができる。	地方公務員法第22条第5項により、臨時的任用期間が1年とされている制限について	3年まで育児休業が認められ、労働基準法の改正により期間付き雇用期間も3年になったことを受け、地方公務員法において最長3年まで代給え職員を継続して任用できるよう緩和する。	臨時職員の任用に関する期間の制限については、地方公務員法第22条第5項において、臨時的任用は1年とせられない。	総務省	0401060		
1035	1035010	11	上尾市	11219	特認保育士「保育ヘルパー」特区	4	地方公務員法の臨時職員の保育士資格の緩和			臨時職員にも保育士の資格が必要となるため、朝晩の短時間臨時職員の任用については、市町村独自で認定を行い特認保育士が、児童の保育に関することのみを行うことができるようにする。	時間外保育にかかる保育士の資格取得要件	延長保育の実施により、短時間勤務の臨時職員を任用しているが、今後安定した人材の確保と、安定した雇用形態にするため、保育士の業務のうち、児童の保育についてだけできる市独自の特認保育ヘルパーとして保育を行うことができるよう保育士の資格を緩和する。	平成15年11月から保育は保育士の資格が要件となっているが時間外保育までこの資格要件があると、時間外保育のサービスができなくなる恐れがある。	厚生労働省			
1036	1036010	11	上尾市	11219	登記簿原本オンライン特区	5	登記簿原本のオンライン化			事務手続きの簡素化を図るため、	土地・建物の登記簿原本	法務局で管理している土地・建物の登記簿原本を法務局と地方公共団体のオンライン化により閲覧を可能にする。	パスワードを設定する。	業務の中で土地・建物簿本を確認したいとき、法務局出張所まで行かなければならず、時間、労力、経費の無駄である。	法務省	0500150	
1037	1037010	11	上尾市	11219	居室の採光特区	6	居室の採光に関する規定の廃止			建築計画の自主性や自由度が向上する。	居室の開口部	居室の採光に関する規定の廃止	なし	1. 近年では照明設備の技術の発達があり、法で制限する必要がなくなった。 2. 工業地域に住宅が多く建築されている現状を見ると、用途地域による採光制限をすることは矛盾している。	国土交通省	1206270	
1038	1038010	11	上尾市	11219	既存不適格建築物の更新特区(区画整理地内)	7				土地区画整理事業の推進に既存不適格建築物の更新がネックとなっている	土地区画整理事業の円滑な進捗を図るため	建築基準法施行令第137条の4 条文 敷地内を移転先地にも拡げる 1. 2倍を従前と同規模に		移転については建築基準法第3条、同施行令第137条の4により規制されており建築できない	国土交通省	1206400	

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特例の具体的な要望事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード
1039	1039010	11	上尾市	11219	既存不適格建築物の更新特区(日影による中高層の建築物の高さの許可の緩和)	8	日影による中高層の建築物の高さの許可の緩和				許可手続きの迅速化を図るため。	既存不適格建築物の増改築	既存不適格建築物の増改築について実質的に居住環境を害するおそれがないと認められるもの許可については、建築審査会の同意を不要とする法改正を行う。	なし	既存不適格建築物の増改築について明らかに居住環境を害するおそれがないと判断できるもの許可まで、建築審査会の同意を受けることは時間、労力、経費の無駄である。	国土交通省	1206500
1040	1040010	11	上尾市	11219	既存不適格建築物の更新特区(第1種・第2種低層住居専用地域内)	9	第1種低層住居専用地域又は第2種低層住居専用地域内における建築物の高さの許可の緩和				許可不要によりその他の手続きの迅速化を図るため。	既存不適格建築物の増改築	既存不適格建築物の増改築について、増改築する部分が高さの限度を超えない場合については、許可不要とする法改正を行う。	なし	既存不適格建築物の増改築について、増改築する部分が高さの限度を超えない場合でも許可が必要であることは、時間、労力、経費の無駄である。	国土交通省	1206490
1041	1041010	11	上尾市	11219	既存不適格建築物の更新特区(容積率・斜線制限の緩和)	10	容積率既存不適格建築物の増改築・建て替えにかかる容積率・斜線制限の緩和				既存不適格建築物の建て替えに係る制限の緩和	既存不適格建築物の増改築・建て替え	容積率既存不適格建築物の増改築・建て替えの際の制限の一部緩和。	なし	既存不適格建築物の存在により、柔軟な都市計画制限の見直しが必要。	国土交通省	1206460
1042	1042010	22	熱海市	22205	熱海温泉郷観光振興特区	1	カジノ/設置に関する刑法の改正又は特別法の整備				熱海市におけるカジノ/設置事業を推進するため	刑法第185条(賭博)、第186条(常習賭博及び賭博場閉鎖等罰則)で禁止されている事項について、もしくは、刑法第35条を適用したカジノ/施行の合法化。	カジノ/設置・運営が可能となる。		カジノに関しては刑法第185条(賭博)、第186条(常習賭博及び賭博場閉鎖等罰則)で禁止されているので設置できない。	法務省 警察庁 総務省	0100010 0402140 0500870
1042	1042020	22	熱海市	22205	熱海温泉郷観光振興特区	2	カジノ/運営に関する風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律の改正				熱海市におけるカジノ/運営を推進するため	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則で規制されている事項について。	カジノ/運営が可能となる。		カジノに関しては、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則で規制されているので運営できない。	法務省 警察庁 総務省	0100010 0402140 0501050
1043	1043010	11	川口市	11203	市職員の任用についての特例	1	臨時任用職員の任用期間を最長5年まで延長可能にする。また労働契約期間を最長5年まで延長可能にする。				正式任用職員の採用を抑制し、補助的業務を行う臨時任用職員を積極的に採用することにより、人件費を抑制すると同時に川口市域内における新たな雇用を創出することができる。また、従来補助的業務と代替可能な職務を行っていた職員を臨時任用職員と交錯、再配置することにより、常時変化する今日の行政需要に対し適正な人員配置を行うことができる。	地方公務員法第22条5項に定める臨時任用職員の任用期間が1年以内となっていないこと、及び労働基準法第14条に定める労働契約期間が1年をこえることができないこと。	地方公務員法第22条5項に定める臨時任用職員の任用期間を最長5年まで延長可能にする。また、労働基準法第14条に定める労働契約期間を最長5年まで延長可能にする。		地公法第22条の規定による臨時任用は、一時的な行政事務の増加に対応するよう地方公務員法第17条による正式任用の例外として、緊急の場合や臨時の職に関する場合等に限って概ね1年以内の期間に限り行うものとされている。また、労働基準法に規定する労働契約期間は地方公務員について適用されることから、期間の定めのない労働契約及び専門的知識を要する等の一定要件を満たす労働契約を除き1年をこえる労働契約を行うことはできない。	総務省 厚生労働省	0401070
1044	1044010	11	川口市	11203	生活保護受給者に係る公営住宅家賃及び介護保険料の福祉事務所による控除・納入の特例	1	生活保護法に特例を設け、福祉事務所が介護保険料及び公営住宅の家賃を控除・納入できるようにする。				公営住宅家賃及び介護保険料の滞納の多いことと鑑みて、生活保護費のうち、公営住宅家賃及び介護保険料について福祉事務所が、本人の同意も委任も必要とせず控除・納入することができるようにする。また、自治体の公営住宅及び介護保険料の適正な運営の確保に資する。	生活保護受給者で、公営住宅に入居し、住宅扶助費を受給しながら家賃を滞納している者。生活保護受給者で、介護保険料を生活扶助費の一部として支給しながら介護保険料を滞納している者。	公営住宅家賃及び介護保険料の滞納のある場合、生活保護費のうち、公営住宅家賃及び介護保険料について福祉事務所が、本人の同意も委任も必要とせず控除・納入することができるようにする。	現状では有効な代替措置がない。	厚生労働省		
1045	1045010	11	川口市	11203	公民館の使用制限の緩和	1	社会教育法第23条第1項第1号のきでいて営利団体が雇用促進を図る活動を特例としてできるようにする。				公民館を市内中小企業者の社員募集面接等に使用させるための制限の緩和。	社会教育法第23条の行為の制限について。	社会教育法第23条の行為の制限緩和。		社会教育法第23条第1項第1号により、もっぱら営利を目的とした事業を行う行為を行ってならないとされている。	文部科学省	
1046	1046010	11	川口市	11203	公民館の他施設への転用の緩和	1	公立社会教育施設整備補助金に係る財産処分承認等についての2の財産処分の承認の緩和				社会教育施設の財産処分の承認のしなやかなコミュニケーション施設への移行の実施。	補助事業財産処分の制限期間について。	補助事業財産処分の制限期間の短縮化。		公民館という施設のため、利用目的が制限されている。	文部科学省	
1047	1047010	11	川口市	11203	教職員定数の弾力的運用と特区	1	県費負担教職員の定数の換算に関する市教育委員会及び学校の裁量権拡大				'特色ある学校づくり'を一層推進するために、県費負担教職員定数の加配分を予算に換算して市町村に配分し、教職員の一部を校長の裁量で、非常勤講師や再任用の教職員として配置できるようにする。	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第7条第2項において、加配される教職員の内容が予め決められていることについて	加配される教員について、協力による指導、少人数の指導、中学校選択科目以外にも、校長の裁量で工夫できるようにする		第7次公立義務教育諸学校教職員定数改善計画の趣旨と内容が限定されているために、教職員配置について学校の自主性・自律性や校長の裁量権の拡大ができない。	文部科学省	
1048	1048010	11	川口市	11203	教員インターン制度導入特区	1	養成段階からの教員の資質向上				養成段階から一貫した教員の資質向上を目指し、市教育委員会が教員養成機関としての指定を受け、独自に教員インターン制度を導入し、学校現場で修士課程の実習をさせる。	教職員免許法施行規則第6条において、専修免許状の授与を受ける場合の教育実習の最低修得単位数が5となっていることなど教職に関する科目の配分、及び、同28条において、教員養成機関の指定が養成数に不十分な場合に限られていることについて	市教育委員会が教員養成機関としての指定を受け、独自に修士課程・インターン制度の導入し、修士課程の単位数を2年間にわたり学校現場で実習することで修得できるようにする。		教員養成段階の教育実習期間が短いために、採用時における適性判断が難しい	文部科学省	
1049	1049010	11	川口市	11203	学校外教育機関の活用特区	1	学校外教育機関での教育活動を授業時数として認定する				児童生徒に「生きる力」をばくみ、生涯学習の基礎をつくるために、地域での豊かな体験の場を設定するとともに、学校外において社会人と共に学習する機会をつくるなど、学校外の中で教育課程上の授業を実施する。	社会教育法第2条において、学校教育活動を除くと定義されていることについて	社会教育の一環として、学校教育法施行規則による教育課程上の授業を行うことができるようにする		社会教育法により、学校教育が社会教育とは別のものとして定義されているために、学校外での教育活動を授業時数として認定し、学校教育の位置付けが難しくなっている。	文部科学省	
1050	1050010	11	川口市	11203	商店街振興組合の設立要件(会員数)の緩和	1	商店街振興組合の設立要件(会員数)の緩和				少人数の意欲のある商店街を法人化するため	商店街振興組合法第6条(商店街振興組合の地区) 小売商業又はサービス業に属する事業を営む者の30人以上が近接(以下省略)	商店街振興組合法第6条(商店街振興組合の地区) 小売商業又はサービス業に属する事業を営む者の15人以上が近接		商店街振興組合が特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律により特定農地貸付けによる市民農園を開設する場合、同法第2条及び第5条により、組合員以外の農地は利用できない。	経済産業省	1104060
1051	1051010	11	川口市	11203	農業協同組合の市民農園開設要件緩和	1	農業協同組合が市民農園を開設する場合、組合員の所有に係る農地の利用に限られているが、これを撤廃する				特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第2条及び第5条により、農業協同組合が市民農園を開設する場合、組合員の所有に係る農地の利用に限られているが、これを全てで農地を利用することが出来るようにするため。	特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第2条及び第5条において、農業協同組合にあっては組合員の所有に係る農地に限ると定められている事項について	全ての農地を利用できるようにする。		農業協同組合が特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律により特定農地貸付けによる市民農園を開設する場合、同法第2条及び第5条により、組合員以外の農地は利用できない。	農林水産省	1000840
1052	1052010	11	川口市	11203	行政財産の使用許可基準の緩和の特例	1	行政財産(補助金を使用したもの)の使用許可基準の緩和				買収した行政財産(補助金を使用したもの)が、整備が進まず長期滞りしているために、工事の本格的に行なわれるまでの間の使用許可を補助事業者の長の承認を受けられるようにし、現地に即した利用をさせ、経済的公用価値を発揮させる。	都市・地域整備局所管補助事業実務必携の「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律;第5章補助第22条(財産の処分)の制限」に「補助事業者等は、補助事業者等により取得し、又は、効用の増加した政令で定める財産を各、各庁の長の承認を受けないで、補助金等の目的に反して、使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は、担保に供してはならない。ただし、目的に反さない範囲においての担保については、補助事業者の長の承認により使用を許可することができる。」とする。	「補助事業者等は、補助事業者等により取得し、又は、効用の増加した政令で定める財産を各、各庁の長の承認を受けないで、補助金等の目的に反して、使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は、担保に供してはならない。ただし、目的に反さない範囲においての担保については、補助事業者の長の承認により使用を許可することができる。」とする。		「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律;第5章補助第22条(財産の処分)の制限」に「補助事業者等は、補助事業者等により取得し、又は、効用の増加した政令で定める財産を各、各庁の長の承認を受けないで、補助金等の目的に反して、使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は、担保に供してはならない。ただし、目的に反さない範囲においての担保については、補助事業者の長の承認により使用を許可することができる。」とする。	財務省	
1053	1053010	11	川口市 都市整備部 区画整理 事業課	11203	土地区画整理事業推進特区	1	土地区画整理事業における従前の形態のない土地の分合筆の特例				土地区画整理事業は、従前地の形態が確認出来なくなるため分合筆ができず、施行中での土地取引等で弊害が生じており、円滑な土地取引を確保するため、従前地の図上分合筆の特例扱いについて	不動産登記法第81条の2に記載されている分合筆登記は、図上での分合筆が出来ない事について		土地区画整理事業地内における安全な土地取引確保のため、従前地の図上分合筆登記申請の受理	現状では、土地区画整理事業地内の従前地の形態がない土地については、不動産登記法第81条の2により土地の分合筆が出来ない。	法務省	0500070
1054	1054010	12	千葉市	12100	環境リサイクル・スポーツ特区	1	電気の特定供給における場所的規制の緩和				・リサイクル施設から発生する余剰エネルギーの有効利用 ・隣接地への円滑な供給を促進	道路、川、堀等で区切られた地区内に限り電気供給の許可を不要とする旨の規制を緩和する。	「同一構内」の定義を拡大し、場所的な規制を緩和し、隣接地への電気供給を容易にする。		効率的な余熱利用を図る上で障害となる。	経済産業省	1130020

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特例の具体的な要望事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード	
1054	1054020	12	千葉市	12100	環境リサイクル・スポーツ特区	1	工業専用地域でのリサイクル施設建設に関する都市計画審議会における位置の許可の適用除外				工業専用地域におけるリサイクル施設建設の迅速化 新たな環境拠点の形成に寄与	建築基準法の規制を緩和し、リサイクル施設の円滑な立地を誘導する。	工業専用地域でのリサイクル施設建設に関する都市計画審議会における位置の許可について適用除外とする。		リサイクル施設建設の際に手続きに時間がかかる。	国土交通省	1206410	
1054	1054030	12	千葉市	12100	環境リサイクル・スポーツ特区	01.02	国立大学教員等の時間内兼業の緩和				産学官連携の推進 環境リサイクル、まちづくり、産業育成等に関する行政・民間との共同研究等の支援	特区推進プログラムでは、職務専念義務を一部緩和したが、条件設定が抽象的 ・特別の公益性の存在。 ・時間内兼業でなければ研究成果活用が行えない事情の存在。 ・条件認定の主体は誰か	職務専念義務の緩和条件をより具体化し、自治体等の必要性により配慮した内容とする。		職務専念義務の緩和条件が抽象的	総務省 [人事院] 文部科学省	2000100 400010	
1054	1054040	12	千葉市	12100	環境リサイクル・スポーツ特区	1	産業用搬送車両の運行規制の緩和				エコロジーパーク立地企業の業務の円滑化	産業用搬送車両の運行規制の緩和	車両の幅・高さ・重量等の制限緩和(エコロジーパーク及びその周辺地区のみ)		企業活動の制約要因となる。	国土交通省	1208190	
1054	1054050	12	千葉市	12100	環境リサイクル・スポーツ特区	1	無線LAN等の周波数帯域の拡大				スポーツ実況の無線配信 ・話題性を高める。 ・地区への来訪者増を図る。	球技場内に臨時無線局を設置する。	地方自治体による無線LANアクセスポイントの設置及び空中線電力出力の緩和(電気通信事業者でない地方自治体であっても、無線アクセスシステムの設置を可能とする。)		スポーツ実況の無線配信を行うために制約となる。	総務省	0405020	
1054	1054060	12	千葉市	12100	環境リサイクル・スポーツ特区	1	関税法の保税地域の指定要件の緩和				国際試合における対戦相手国の酒類を保税扱いとし、消費を促進 国際交流に寄与 ・話題性を高める。	外国産酒類の保税の場所・条件の緩和	球技場を総合保税地域に指定		集客性や話題性、国際交流の視点も必要ではないか。	財務省	0700380	
1055	1055010	12	千葉市	12100	中心市街地活性化特区	2	空き店舗を用途変更して再利用する場合の建築確認手続きの緩和				申請図書作成等の事務負担軽減、起業家支援 ・いわゆる「シャッター通り」化の防止・解消 ・賑わい感の創出	現行では、用途変更を不要とする範囲は100㎡以下に限定されているが、これを拡大する。	1階部分のみの再利用の場合は、建築確認申請は不要とする。		再利用までに時間がかかる。	国土交通省	1206160	
1055	1055020	12	千葉市	12100	中心市街地活性化特区	2	屋外でのイベント開催時における仮設建築物の設置手続きの緩和				手続きの緩和と時間短縮 ・中央公園等オープンスペースでのイベント開催促進 ・賑わい感の創出	屋外でのイベント開催時における仮設建築物の設置手続きを許可制から届出制とする。			手続きが煩雑	国土交通省	1206530	
1055	1055030	12	千葉市	12100	中心市街地活性化特区	2	業務核都市制度における中核的施設の要件緩和				業務施設の集積、多様な都市機能の充実、首都圏の広域的な拠点形成 ・業務核都市制度そのものの利活用の向上	業務核都市制度における中核的施設の要件の見直しを行う。			地域の中心として必要な施設が制度の対象外となっている。	財務省 国土交通省	0701030 1201010	
1055	1055040	12	千葉市	12100	中心市街地活性化特区	2	土地開発公社保有地の民間事業者への賃貸等の制限緩和				先行取得用地の有効活用 ・公社の薄償額の軽減等、公社経営の健全化	公法第17条に基づき「土地開発公社の保有土地の賃貸等の運用方針について」(S62.10.22自治省自治政第106号)1(2)により制限されている土地開発公社保有地の民間事業者への賃貸等について、その制限を緩和し、有効活用を促進する。	公社の経営の健全性及び公益性を阻害しない範囲で、左記の規制を緩和する。		先行取得用地等の有効活用が図られず、塩漬けになってしまう。	総務省	0400640	
1055	1055050	12	千葉市	12100	中心市街地活性化特区	01.02	国立大学教員等の時間内兼業の緩和				産学官連携の推進 環境リサイクル、まちづくり、産業育成等に関する行政・民間との共同研究等の支援	特区推進プログラムでは、職務専念義務を一部緩和したが、条件設定が抽象的 ・特別の公益性の存在。 ・時間内兼業でなければ研究成果活用が行えない事情の存在。 ・条件認定の主体は誰か	職務専念義務の緩和条件をより具体化し、自治体等の必要性により配慮した内容とする。		職務専念義務の緩和条件が抽象的	総務省 文部科学省 [人事院]	2000100 400020	
1056	1056010	35	下関市	35201	東アジアロジスティクス特区	01	強制水先の必要な船舶の範囲の見直し	12203	C-1		水先制度は、広域の船舶交通の安全確保のためのものであるが、反面高コストを要する。現行制度では定期的に下関港に出入し、水域特性を熟知している船舶であっても外国籍であるという理由のみで強制的に水先人の支援を受けることを求められ、高コスト負担を強いられている。安全面で問題ないと判断される優良な船舶は、外国籍であっても強制水先の対象外とし、不合理なコスト負担を取り除くべきである。	下関港は、高速度輸送体制を利用した高付加価値貨物を中心とした日本一広い背後圏を有する特徴がある。その特徴を最大限に活かすべく、実施予定の沖合人工島・鉄道貨物ターミナルの整備等の事業を成功させるためには、強制水先制度の緩和に係る特例を導入することによりコスト面での競争環境を整え、下関港の特徴を活かした事業展開を図る民間の自由な活動を支援することにより、現在の下関利用貨物の競争力をアップさせることが必要であるため。	水先法第13条第1項本文ただし書きの地方運輸局長が認めるものが、日本船舶又は日本船舶を所有することができる者が借入れ(期間満了後)をした日本船舶以外の船舶の船長を対象としていないことについて	水先法第13条第1項本文ただし書きの地方運輸局長が認めるものとして、一定要件を満たす外国籍の外国人の船長にも対象を拡大する。	下記条件を備えた外国籍船舶は、水先法第13条第1項本文ただし書きの対象とする。 1. 国土交通省令で定める一定回数(現行規定とは異なる回数でも可)以上の航海従事経験として地方運輸局長(運輸管理部長を含む)が認定した外国籍船舶の船長であること 2. 日本語または英語を理解できる船舶職員が、操舵室に常駐できる勤務態勢を整えること 3. SOLAS条約に基づき(SMC安全管理証書)を常備しておくこと	水先法第13条第1項により、日本船舶又は日本船舶を所有することができる者が借入れ(期間満了後)をした日本船舶以外の船舶の船長が運航する船舶は、強制水先の対象となっている。	国土交通省	1209060
1057	1057010	1	北海道	1000	農村再生特区	1	酒類の製造の免許要件の緩和	7201	D		酒類の品質の安全性やスケール・メリットを生かした製造コストの低減の観点から、当該特区内の農産物を集約し、既存製造業者に製造を委託することが適当であり、現行法上、特に制約はないことであるが、提案の趣旨は酒類の製造免許の緩和により、農産物が行われるストロウ・ファームイン等で、自ら栽培した農産物を用いた酒類を製造し提供・販売するため、酒税法による製造免許を受けるのに必要な年間の酒類製造見込数量基準を緩和するもの また、小規模製造に対する酒税免除の提案ではなく、小規模であっても相当の酒税を納めるものと考え、その地域の農産物を用いた酒類は地域特性のある商品として、当該農村の活性化を図る要素となるため	小規模製造に対する酒税免除を提案しているのではなく、小規模であっても相当の酒税を納めるものと考えている。また、農産物が行われるストロウ・ファームイン等で自ら栽培する農産物を用いた酒類が自ら製造した酒類を提供・販売することは、生産量は少量であったとしても地域特性のある商品としての希少性が付加価値を高め、他地域と差別化を図れるものであり、ひいては農村の経済的な活性化につなげる要素となるため	酒税法第7条第1項第2項における、酒類の製造免許を受けるに当たっての年間製造見込数量の下限の制限について	農家や農業生産法人がアグリビジネスとして行うワイン等酒類の加工・販売を促進するため、酒税法による酒類製造見込数量基準要件を撤廃し、酒類を製造することを容認	特例の対象となる範囲を農家や農業生産法人が自ら栽培する農産物を用いた酒類の製造のみに限定	酒類の製造免許は、酒税法第7条第2項に規定する酒類製造見込数量に達しない場合は許可されない。	財務省	0700030
1057	1057020	1	北海道	1000	農村再生特区	2	農業生産法人の事業要件に係る農業関連事業の範囲の拡大	10102	C-1		提案の趣旨は、農業生産法人の経営多角化を促進する観点から、法人の営農と関連の深い農家民営・アウトドア施設の運営や平成13年の改正以前の農地法で法人が営むことのできる付帯事業とされていたファームイン等を関連事業の範囲に含めてほしいという内容であり、現在検討中の農地法改正に先駆けて、特区での特例措置を検討することが必要	農業生産法人が行うファームイン等アグリビジネスの取組を通じ、所得の確保や都市住民との交流による農村の活性化、雇用の場の創出を図るため	農地法施行規則第1条の2における農業生産法人の農業関連事業の範囲について	同条項に規定される農業関連事業の範囲に、「ファームイン、市民農園、アウトドア施設の設置、除雪作業などの事業」を追加	農業生産法人が行う事業については、売上高の50%以上を農業(関連事業含む)が占めることが必要であるが、ファームインやアウトドア活動などの事業は農業関連事業と見なされないため、こうしたアグリビジネスの拡大に限界がある。	農林水産省	1000010	
1057	1057030	1	北海道	1000	農村再生特区	3	地方公共団体(市町村)の農地取得の要件緩和	10104	C-1		農地保有合理化法人の機能は、売り渡すことを前提に買い入れた農地を、売り渡しまでの間貸し付けることに限定されていることから、市町村が取得した農地を長期にわたって新規参加者に貸し付ける仕組みが必要。 なお、市町村が貸付主体になることで農地の適正かつ効率的な利用は担保されるものと考え、あえて農地保有合理化法人となる必要性はない	農外からの新規参加者は、農家子弟とは異なり経営や生活の基盤がなく、農地の取得や機械施設の整備に要する資金の確保など、経済的な負担が極めて大きいことから、こうした初期の投資のうち、農地に係る負担を軽減して経営の早期安定を図るため	農地法施行令第1条の6における農地又は採草放牧地の権利移動の不許可の例外について	同条項に規定される、市町村が取得できる農地の範囲拡大(公用・公共用に加え、「新規参加者等へ貸し付ける農地」の追加)	市町村が取得できる農地の範囲は、公用・公共用に供するもので、試験田、展示田、採取田等に限定されており、市町村が新規参加者に長期に貸し付けることを目的とした農地の取得はできない。	農林水産省	1000160	
1057	1057040	1	北海道	1000	農村再生特区	4	農業に取り組みとする個人または法人小規模な農地を取得できるよう、農地の権利移動後の合計面積要件の緩和	10107	C-2		集積計画の対象は市町村の基本構想に基づき(効率的・安定的な農業経営であり、所得目標の達成をめざす主体的な農家層であることから、本提案で想定している、農業所得に多くを依存しない小規模経営を含めた、多様な農家全てに適用される制度ではないと判断されるため、特区での特例措置が必要	近年の都市住民の農業・農村に対する関心の高まりを背景として、より多くの住民が小規模な農業生産や農的な暮らしに親しめるよう、知事の職責による農地法等の規制緩和を行い、無秩序な農地の転用や耕作放棄地化を招かないなどの配慮を行いつつ、多様な担い手の参加を容易にする環境づくりを進めるため	農地法施行規則第3条の4における都道府県知事が定める別段の面積基準について	同条項に規定される下限面積基準(40/100要件、10aの整数倍要件)を廃止し、市町村長が独自の基準で下限面積を設定できるよう緩和	農地法の権利取得に係る許可要件として、取得後の下限面積基準が設定されており、小規模な農業経営を志向する者の参加が阻害されている。	農林水産省	1000420	

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特例の具体的な要望事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード
1057	1057050	1	北海道	1000	農村再生特区	5	農地転用に係る許可不要となる事由の範囲の拡大	10114	D	現行法においても、販売施設や農家レストラン等への取組に係る農地転用の許可が可能なことは承知しているが、許可を得るに当たっては手続きの煩雑などから時間と労力がかかり、農業者の取組意欲を阻害するものとなっている。提案の趣旨は、農業者や農産物生産者が、農産物の加工・販売やレストラン、ファームインなどのアグリビジネスは、農業と密接な関係があり、新しい農業の形態として農家の所得向上、雇用の場の創出などを通じ、農業・農村の活性化が期待できることから、農地転用の許可が不要な農業用施設として追加することによりアグリビジネスの取組を促進しようとするもの	農業者や農産物生産者が行う、農産物の加工・販売やレストラン、ファームインなどのアグリビジネスへの取組が促進されるよう、これらアグリビジネス関連施設について、農地転用の許可を授けずに迅速に設置ができるようになるため、なお、周辺農地への影響については、それぞれの自治体が適切な代替措置を講じるなどにより当該特区において検証することが可能	農地法第4条第1項第6号の省令で定める農地転用許可不要とする場合、農地法施行規則第5条第1項における、農地所有者が「2アール未満」の「農作物の育成若しくは養蚕の事業のための農業用施設」と定められている事項について	農地転用の許可不要な農業用施設の範囲を拡大し、農家レストランやファームイン等のアグリビジネス関連施設を追加するとともに、許可不要面積を引上	特例の対象となる範囲を農業者や農産物生産者が行う、農産物の加工・販売、農家レストラン、ファームイン等のアグリビジネスのみに限定	農林水産省	1000640	
1057	1057060	1	北海道	1000	農村再生特区	6	農用地域内に設置できる農業用施設の範囲の拡大	10117	D	現行法においても、農家レストランやファームイン等の建築については、市町村の農業振興地域整備計画を変更して農用地域から除外することが可能なことは承知しているが、除外するための要件全てを満たすためには手続きの煩雑などから時間と労力がかかり、農業者の取組意欲を阻害するものとなっている。提案の趣旨は、農業者や農産物生産者が、農家レストランやファームインなどのアグリビジネスは、農業と密接な関係があり、新しい農業の形態として農家の所得向上、雇用の場の創出などを通じ、農業・農村の活性化が期待できることから、農振法上の農業用施設に追加することによりアグリビジネスの取組を促進しようとするもの。なお、加工施設及び販売施設については、平成12年の改正により「農業用施設」に追加されているが、このことは農業形態の概念が時代とともに変遷することを表しており、農家レストラン等についても特区の中で農業の形態としてモデル的に検証しようとするもの	農業者や農産物生産者が行う、農家レストラン、ファームインなどのアグリビジネスへの取組が促進されるよう、これらアグリビジネス関連施設を農振法における農業用施設に追加し、農用地域からの除外を行わずに迅速に設置できるようにするため	農業振興地域の整備に関する法律施行規則第1条により農用地域内に設置できる「農業用施設」として定められている事項について	農用地域内に設置できる農業用施設の範囲を拡大し、農家レストランやファームイン等のアグリビジネス関連施設を追加	特例の対象となる範囲を農業者や農産物生産者が行う、農家レストラン、ファームイン等のアグリビジネスのみに限定	農林水産省	1000650	
1057	1057070	1	北海道	1000	農村再生特区	7	農用地域内における開発行為の許可不要となる事由の拡大	10126	D	現行法においても、農家レストランやファームイン等の建築については、市町村の農業振興地域整備計画を変更して農用地域から除外することが可能なことは承知しているが、除外するための要件全てを満たすためには手続きの煩雑などから時間と労力がかかり、農業者の取組意欲を阻害するものとなっている。提案の趣旨は、農業者や農産物生産者が、農家レストランやファームインなどのアグリビジネスは、農業と密接な関係があり、新しい農業の形態として農家の所得向上、雇用の場の創出などを通じ、農業・農村の活性化が期待できることから、農振法上の農業用施設に追加することによりアグリビジネスの取組を促進しようとするもの	農業者や農産物生産者が行う、農産物加工・販売や農家レストラン、ファームインなどのアグリビジネスへの取組が促進されるよう、農用地域内におけるこれらアグリビジネス関連施設の新築等を許可不要の開発行為に追加し、農用地域からの除外を行わずに迅速に設置できるようにするため	農業振興地域の整備に関する法律第15条の1第5項に規定される農用地域内におけるこれらアグリビジネス関連施設の新築等を許可不要の開発行為に追加し、農用地域からの除外を行わずに迅速に設置できるようにするため	農用地域内における許可不要の開発行為に、農産物加工・販売施設や農家レストラン、ファームイン等のアグリビジネス関連施設を追加	特例の対象となる範囲を農業者や農産物生産者が行う、農産物加工・販売や農家レストラン、ファームイン等のアグリビジネスのみに限定	農林水産省	1000820	
1057	1057080	1	北海道	1000	農村再生特区	8	市街化調整区域内における開発許可対象の拡大・許可要件の緩和	12501	D	市街化調整区域において、都道府県知事があらかじめ開発審査会の議を経たもの及び当該市街化調整区域内で生産される農産物の加工に必要な建築等の開発行為は可能である旨承知しているが、提案の趣旨は、農業者や農産物生産者が行う農産物販売や農家レストラン、ファームインなどのアグリビジネスは、農業と密接な関係があり、新しい農業の形態として農家の所得向上、雇用の場の創出などを通じ、農業・農村の活性化が期待できることから、市街化調整区域における許可不要の開発行為に、これらアグリビジネス関連施設の建築を追加することによりアグリビジネスの取組を促進しようとするもの	農業者や農産物生産者が行う、農産物加工・販売や農家レストラン、ファームインなどのアグリビジネスへの取組が促進されるよう、市街化調整区域におけるこれらアグリビジネス関連施設の建築等を許可不要の開発行為に追加し、開発許可を得るための煩雑な手続きや時間・労力をかけずに迅速に設置できるようにするため	都市計画法第2条第9項に規定される市街化調整区域内の開発行為の規制に関し、許可不要の開発行為として定められた事項について	市街化調整区域における許可不要の開発行為に、農産物加工・販売施設や農家レストラン、ファームイン等のアグリビジネス関連施設を追加	特例の対象となる範囲を農業者や農産物生産者が行う、農産物加工・販売や農家レストラン、ファームイン等のアグリビジネスのみに限定	国土交通省	1200130	
1057	1057090	1	北海道	1000	農村再生特区	9	開発許可を受けた土地以外における建築規制の緩和	12502	D	市街化調整区域の開発許可を受けた土地以外の土地において、都道府県知事があらかじめ開発審査会の議を経たもの及び当該市街化調整区域内で生産される農産物の加工に必要な建築等の開発行為は可能である旨承知しているが、提案の趣旨は、農業者や農産物生産者が行う農産物販売や農家レストラン、ファームインなどのアグリビジネスは、農業と密接な関係があり、新しい農業の形態として農家の所得向上、雇用の場の創出などを通じ、農業・農村の活性化が期待できることから、市街化調整区域における許可不要の開発行為に、これらアグリビジネス関連施設の建築を追加することによりアグリビジネスの取組を促進しようとするもの	農業者や農産物生産者が行う、農産物加工・販売や農家レストラン、ファームインなどのアグリビジネスへの取組が促進されるよう、市街化調整区域におけるこれらアグリビジネス関連施設の建築等を許可不要の開発行為に追加し、開発許可を得るための煩雑な手続きや時間・労力をかけずに迅速に設置できるようにするため	都市計画法第4条第3項に規定する市街化調整区域内の開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の制限に関し、許可不要の建築等として定められた事項について	市街化調整区域の開発許可を受けた土地以外の土地における許可不要の建築等に、農産物加工・販売施設や農家レストラン、ファームイン等のアグリビジネス関連施設を追加する	特例の対象となる範囲を農業者や農産物生産者が行う、農産物加工・販売や農家レストラン、ファームイン等のアグリビジネスのみに限定	国土交通省	1200130	
1058	1058010	1	函館市	1202	特別史跡五稜郭跡の観光活用特区	1	特別史跡五稜郭跡内における、文化財保護法の現状変更の制限の緩和			特別史跡五稜郭跡内で開催される「函館野外劇」の水舞台等の設置が文化財保護法により制限され、仮設による設置・撤去を繰り返しており、経費の負担増や非効率的な運営を余儀なくされている。	文化財保護法第80条の現状変更の制限の緩和	文化財保護法第80条の現状変更の制限を緩和し、水舞台等を常設化することにより、史跡活用の文化活動を促進させる。		史跡の現状変更は、歴史的景観に則したものに制限されているため、史的根拠のない施設の設置については、常設化は認められていない。	文部科学省		
1058	1058020	1	函館市	1202	特別史跡五稜郭跡の観光活用特区	2	特別史跡五稜郭跡内における、国有財産法の行政財産処分等の制限の緩和			特別史跡五稜郭跡は国有地であり、施設設置主体のNPO法人は国有財産法の行政財産処分等の制限の対象範囲には含まれていない。	国有財産法第18条の行政財産処分等の制限の対象範囲の拡大。	国有財産法第18条の行政財産処分の制限の対象範囲をNPO法人まで拡大。		特別史跡五稜郭跡は国有地であり、国有財産法第18条ではNPO法人は貸し付け対象となっていない。	文部科学省 財務省		
1058	1058030	1	函館市	1202	特別史跡五稜郭跡の観光活用特区	3	特別史跡五稜郭跡内における権元建物に関する建築基準法適用			特別史跡五稜郭跡内の権元建物には、建築基準法が適用され、防火壁の設置が必要となるなど、当時の木造建築工法による権元形態を損なうものとなる。	建築基準法第3条の適用除外の建築物の対象範囲の拡大	建築基準法第3条に該当する範囲を、史跡名勝天然記念物の指定地内に存在した建築物に拡大。(すでに原形が失われた建築物でも基礎構構が保存されている場合は該当となる。)		史跡等の指定を受けた時点で、建築物が存在しなければ対象とならない。改正前の建築基準法第38条では建設大臣の特別認定により、伝統的工法での建築が可能であったが、現行法ではこの条項はなくなった。	国土交通省	1206240	
1059	1059010	23	愛知県	23000	国際自動車特区	1	車両の高さ制限の緩和(完成車種数1トレーラー、9.6tコンテナなど)及び特殊車両許可手続の緩和	12401	C - 1	自動車企業が集積する三河湾地域において、交通渋滞の緩和、CO2の削減及び流通コストを削減するために自動車専用レーナーの高さ制限を現行の3.8メートルから4.1メートルに緩和するし積載容量の向上を図るもの。	自動車の高さについて道路交通法施行令第2条第3号ハにおいて「3.8メートル(三輪の普通自動車並びにその他の普通自動車車体及び原動機の大径を基準として内閣府令で定めるもの)にあつては、3.5メートル、大型自動車、普通自動車及び小型特殊自動車にあつては3メートル)からその自動車の積載をする場所の高さを減じたもの、と規定され、自動車の高さについて道路運送車両の保安基準第2条第1項において「自動車は、高さ3.8メートルを超えてはならない。」と規定され、車両の高さについて車両制限令第3条第3号において「高さ3.8メートル」と規定されているところを、自動車の積載物の高さについて道路交通法施行令第2条第3号ハにおいて「3.8メートル(三輪の普通自動車並びにその他の普通自動車車体及び原動機の大径を基準として内閣府令で定めるもの)にあつては、3.5メートル、大型自動車、普通自動車及び小型特殊自動車にあつては3メートル)からその自動車の積載をする場所の高さを減じたもの、と規定され、自動車の高さについて道路運送車両の保安基準第2条第1項において「自動車は、高さ3.8メートルを超えてはならない。」と規定され、車両の高さについて車両制限令第3条第3号において「高さ3.8メートル」と規定されているところを、	構造改革特別区域内において事業所を有する事業者が当該市町村が定める構造改革特別区域計画において規定する事業を実施する場合には、道路交通法施行令第2条第3号ハについては「4.1メートルからその自動車の積載をする場所の高さを減じたもの、とし、道路運送車両の保安基準第2条第1項及び車両制限令第3条第3号については「4.1メートル」とする。	・走行経路の指定 ・走行経路の遵守 ・高さ制限の遵守 ・特定車両であることを明示 (別紙参照)	近年背高車種が増加したことにより、現行の高さ制限である3.8メートル以内で車両を車載トレーラーに積載する場合には、車種を混載するなど積載方法が複雑となり、作業効率が低下するとともに、搬送効率が低下するため、交通渋滞の増加、CO2の増加や物流コストの増加となりがち、経済の活力が低下している。	農林水産省 国土交通省	0100130 1205130	
1059	1059020	23	愛知県	23000	国際自動車特区	1	車両の高さ制限の緩和(完成車種数1トレーラー、9.6tコンテナなど)及び特殊車両許可手続の緩和	12401	C - 1	自動車企業が集積する三河湾地域において、交通渋滞の緩和、CO2の削減及び流通コストを削減するために自動車専用レーナーの高さ制限を現行の3.8メートルから4.1メートルに緩和するし積載容量の向上を図るもの。	自動車の高さについて道路交通法施行令第2条第3号ハにおいて「3.8メートル(三輪の普通自動車並びにその他の普通自動車車体及び原動機の大径を基準として内閣府令で定めるもの)にあつては、3.5メートル、大型自動車、普通自動車及び小型特殊自動車にあつては3メートル)からその自動車の積載をする場所の高さを減じたもの、と規定され、自動車の高さについて道路運送車両の保安基準第2条第1項において「自動車は、高さ3.8メートルを超えてはならない。」と規定され、車両の高さについて車両制限令第3条第3号において「高さ3.8メートル」と規定されているところを、	構造改革特別区域内において事業所を有する事業者が当該市町村が定める構造改革特別区域計画において規定する事業を実施する場合には、道路交通法施行令第2条第3号ハについては「4.1メートルからその自動車の積載をする場所の高さを減じたもの、とし、道路運送車両の保安基準第2条第1項及び車両制限令第3条第3号については「4.1メートル」とする。	・走行経路の指定 ・走行経路の遵守 ・高さ制限の遵守 ・特定車両であることを明示 (別紙参照)	近年背高車種が増加したことにより、現行の高さ制限である3.8メートル以内で車両を車載トレーラーに積載する場合には、車種を混載するなど積載方法が複雑となり、作業効率が低下するとともに、搬送効率が低下するため、交通渋滞の増加、CO2の増加や物流コストの増加となりがち、経済の活力が低下している。	農林水産省 国土交通省	0100130 1205130	
1059	1059030	23	愛知県	23000	国際自動車特区	10	小出力発電設備となる出力範囲及び対象の拡大	11509	A	対象を燃料電池やマイクロガスタービン発電設備のほかにガスエンジンシステムも小出力発電設備とする。	推進プログラム別表第1において「小出力発電設備となる出力範囲及び対象の拡大」とされているところを	電気事業法施行規則第4条第4項の対象を、天然ガスを燃料とするガスエンジンを対象とする。	燃料電池やガスタービンに順ずる保安対策を講ずる。	ガスエンジンが含まれるか不明である。	経済産業省	1160080	
1060	1060010	30	和歌山市教育委員会	30201	幼保一元化特区構想	1	「幼保一元化に伴う、行政上の権限範囲の緩和。			幼稚園と保育所を一元化し、運営していくにあたって、指導権限が、教育委員会、市長部局それぞれに及ぶよう、地教法第19条第3項の緩和する。	地教法第19条第3項「指導主事は、上司の命を受け、学校(学校教育法第1条に規定する学校をいう。以下「学校」という。における教育課程、学習指導その他の学校教育に関する専門的事項の指導に事務に従事する。」の中の学校に、保育所を含め一元化して扱い、	指導主事が、幼稚園に指導する場合、保育所と一元化しているところにおいては、保育所にも指導権限がおよびなければ、機能していない。これは、保育所側からも同様のことがいえる。公立学校施設整備費国庫補助要項第5項第2号の「工事費の算定方法、を緩和してほしい。	一元化した幼稚園保育所に限定した措置でない。	指導主事の権限は、地教法第19条第3項により、保育所には及ばない。工事費の算定方法で、借用地等については、対象になっていない。	文部科学省		
1061	1061010	29	奈良県香芝市	29210	幼稚園保育所一元化の推進	1	幼稚園の入園資格の年齢制限の撤廃			幼稚園保育所を完全一元化し、就学前のすべての児童を受け入れるには、入園資格の年齢撤廃が必要。	学校教育法第80条の幼稚園入園資格「満3歳から」の年齢制限について	入園資格を撤廃し、就学前のすべての児童が入園できるよう、幼稚園保育所一元化施設とする。		学校教育法第80条において、入園資格が満3歳からとされているため、幼稚園保育所を一元化することができない。	文部科学省		

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特例の具体的要望事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード
1061	1061020	29	奈良県香芝市	29210	幼稚園保育所一元化の推進	2	幼稚園の施設設備基準の緩和				幼稚園保育所を完全一元化するには、幼稚園の設備基準について保育所と合致させることが必要。	幼稚園設置基準第8条および第9条の幼稚園施設整備基準について	幼稚園・保育所の設備基準を統一化し、幼稚園保育所一元化施設とする。		幼稚園設置基準第8条および第9条の施設整備基準が保育所の設備基準と異なっており、幼稚園保育所を一元化することができない。	文部科学省	
1061	1061030	29	奈良県香芝市	29210	幼稚園保育所一元化の推進	3	幼稚園の教職員配置基準の緩和				幼稚園保育所を完全一元化するには、現行の幼稚園教諭、保育士資格を同一化することが必要。	学校教育法第81条および幼稚園設置基準第5条の幼稚園への教職員配置基準について	幼稚園教諭、保育士の資格を同一化し、教諭・保育士に関わらず、すべての児童を保育することのできる幼稚園保育所一元化施設とする。		学校教育法第81条および幼稚園設置基準第5条において、幼稚園への教職員配置基準が定められているため、保育士を配置できず、幼稚園保育所を一元化することができない。	文部科学省	
1062	1062010	29	奈良県香芝市	29210	幼稚園保育所一元化の推進	1	保育所の入所資格の撤廃				幼稚園保育所を完全一元化し、就学前のすべての児童を受け入れるには、入所資格の撤廃が必要。	児童福祉法39条の保育所の施設目的「保育に欠けるその乳児又は幼児を保育する」および同施行令9条の3の保護者が児童を保育することができないと認められる場合について	入所資格を撤廃し、就学前のすべての児童が入園できるように、幼稚園保育所一元化施設とする。		児童福祉法39条において、保育所の施設目的が「保育に欠けるその乳児又は幼児を保育する」、また同施行令9条の3において、その場合が明示されており、入所資格が決めているため、幼稚園保育所を一元化することができない。	厚生労働省	
1062	1062020	29	奈良県香芝市	29210	幼稚園保育所一元化の推進	2	保育所の設備基準の緩和				幼稚園保育所を完全一元化するには、保育所の設備基準について幼稚園と合致させることが必要。	児童福祉施設最低基準第32条に保育所の設備基準が示されていることについて	幼稚園・保育所の設備基準を統一化し、幼稚園保育所一元化施設とする。		児童福祉施設最低基準第32条に保育所の設備基準が定められているが、施設内調理の原則など幼稚園との基準の違いがあり、幼稚園保育所を一元化することができない。	厚生労働省	
1062	1062030	29	奈良県香芝市	29210	幼稚園保育所一元化の推進	3	保育所の保育士配置基準の緩和				幼稚園保育所を完全一元化するには、現行の保育士、幼稚園教諭資格を同一化することが必要。	児童福祉施設最低基準第33条に保育所の保育士配置基準が示されていることについて	保育士、幼稚園教諭の資格を同一化し、保育士、教諭に関わらず、すべての児童を保育することのできる幼稚園保育所一元化施設とする。		児童福祉施設最低基準第33条に保育所の保育士配置基準が示されており、幼稚園教諭を配置することができず、幼稚園保育所を一元化することができない。	厚生労働省	
1063	1063010	29	奈良県香芝市	29210	土地開発公社経営基準要綱の緩和および地方債制度の改正	1	土地開発公社会計基準の緩和				土地開発公社経営基準要綱では、保有地は取得原価で計上しなければならず、低値主義は認められない。低価法による資産評価により、資産状況を客観的に近づけ、内在する評価損を決算に顕在化させ、損失処理を遅延させる。	土地開発公社経営基準要綱第44条に「資産の評価は、取得原価を基礎としなければならない」と定められていることについて	現行の原価主義を緩和し、一定部分に限り企業会計原則の貸借対照表原則5のAによる低値主義を採用する。		土地開発公社経営基準要綱第44条により保有地は、原価主義で計上しなければならぬため、低値主義は認められず、大きな含み損を抱えながら、みかけ上、適正な決算となっており、健全化が進みにくい状況である。	総務省	0400660 0402050
1063	1063020	29	奈良県香芝市	29210	土地開発公社長期保有地の緩和および地方債制度の改正	2	地方債制度の改正				土地開発公社長期保有地は、地価下落により、簿価を大きく下回り、公社の財務悪化も進んでいるが、地方財政の悪化も深刻で、改善が進まない状況である。このため土地開発公社保有地評価損による特別損失の増大についての特例償還制度および特別償還金への交付税算入制度を創設する。	地方財政法第5条および特例法により地方債の発行が制限されていることについて	地方財政法第5条の起債発行制限を緩和し、土地開発公社保有地評価損による特別償還および特別償還金への交付税算入制度を創設する。		地方財政法第5条およびそれぞれの特例法にのみ掲げられた経費のみが地方債を起すことができず、財政悪化の中、土地開発公社の長期保有地問題の解決にめどが立たない。	総務省	
1064	1064010	1	札幌市	1100	交流・創造特区	1	NPO法人に係る新たな信用保証制度の導入	11476	E-1	信用保証協会法上は、1次提案における経済産業省の回答にあるとおり、信用保証協会が自らの判断で特定非営利法人の債務保証を行うことは可能である。しかし、特定非営利法人が中小企業信用保証法で定める中小企業者に含まれていないことから、信用保証協会が保証しようとする融資の資金的な裏付けが確保されないため、現実にはあり得ないものとなっている。	本市で設立の動きがある研究開発型産学官連携特定非営利法人が、効果的な活動を行うためには、資金調達を行う必要がある。しかし、特定非営利法人が中小企業信用保証法における信用保証の対象ではないことから、事実上、信用保証協会の信用保証を受けることができず、資金調達が困難な状況にあるため。	中小企業信用保証法の信用保証が、同法第2条に定められている中小企業のみ該当するとされている事項について	中小企業信用保証法第2条の中小企業の定義に特定非営利法人を加える。	特定非営利法人間に不公平が生じないように、市内に拠点を有する全ての特定非営利法人へ適用する。	特定非営利法人は、中小企業信用保証法第2条の中小企業者の定義に当てはまらないため、信用保証の対象とならず、事実上、信用保証協会の信用保証を受けることができない。	経済産業省	1104050
1065	1065010	23	高浜市	23227	知的障害児・者福祉サービス基盤整備特区	1	知的障害児・者の短期入所事業実施施設の規制緩和				知的障害児・者の短期入所事業の実施施設は、児童福祉施設等又は知的障害者更生施設等に限定されているが、知的障害児・者が身近な介護保険施設である短期入所施設を利用できるようにするため	・子育て支援短期利用事業の実施について(「7.4.3児第374号」別紙第3の1の(1)趣旨において、児童の短期入所事業の実施施設が児童福祉施設等とされている制限について ・知的障害者福祉法第15条の3第3項において知的障害者の短期入所事業の実施施設が知的障害者更生施設等とされている制限について	知的障害児・者の短期入所事業の実施施設は、児童福祉施設等又は知的障害者更生施設等に限定されているが、これを数量的にも多く存在する、身近な介護保険施設である短期入所施設での相互利用を図ることによって、支援費制度に対応した福祉サービスの基盤整備を図る。		知的障害者の短期入所事業の実施施設は、知的障害者福祉法第15条の3第3項によって知的障害者更生施設等としており、介護保険施設である短期入所施設を利用できない。 知的障害児の短期入所事業の実施施設は、厚生省児童家庭局長通知によって児童福祉施設等となっており、介護保険施設である短期入所施設を利用できない。	厚生労働省	
1066	1066010	1	富山県	1551	富山県地域通貨特区	01	地域通貨の発行の禁止規定の撤廃	7119	E-2	第1次提案は、紙幣類似証券取崩法を改正し、当町の地域商品券を地域通貨とし、その複数回流通を認めよとの提案であった。その結果、は不可との回答であったので、第2次提案においては、前記「通貨」の定義の変更によって自治体発行の地域通貨が違法とされる危険があり、商品券の複数回流通を禁ずる条項はないから、この確認と「旧大蔵省の「プリペイド」報告(右記)の傍線部分削除と自治体が発行する地域通貨が、紙幣類似証券取崩法及び「前払式証券の規制等に関する法律、違反とはならない旨の「通貨」定義の確認を求め、	自治体発行の地域通貨の合法性の明確化を求める。今後、右記「通貨」の定義の変更によって自治体発行の地域通貨が違法とされる危険があり、商品券の複数回流通を禁ずる条項はないから、この確認と「旧大蔵省の「プリペイド」報告(右記)の傍線部分削除と自治体が発行する地域通貨が、紙幣類似証券取崩法及び「前払式証券の規制等に関する法律、違反とはならない旨の「通貨」定義の確認を求め、	旧大蔵省「プリペイドカード等に関する研究会報告」における「通貨」の定義において、地域通貨の発給が明確化されていないことについて、	当町の第1次提案に対する財務省回答において「したがって、富山県においても同法に抵触しない範囲で地域通貨を発行されることは何ら問題はないと考えています」と述べる一方、通貨について次のように定義している。「(注)「プリペイドカード等に関する研究会報告(平成元年2月)」において、大蔵省より、一般的に通貨の機能とは、「何処でも、誰でも、何にでも、支払いにないし決済の手段として利用できることであるとする見解を示しております。例えば消費活動のうち相当部分をカバーしうるまでの汎用性に乏しいもの、汎用的であっても単一店舗又は単一建物内若しくは単一施設内においてのみ使用できるに過ぎないもの、譲渡が禁止され、それが暗証番号等による本人確認によって担保されるものは紙幣類似とは言えないこととします。ただし、一般的に換金性が確保されたものについては、私人間の決済に利用され紙幣類似の機能を有するに至る危険性が大きいと考えられています。」 当町は、上記定義のうち、傍線部分を削除するとともに、「自治体が発行する地域通貨は、紙幣類似証券取崩法及び「前払式証券の規制等に関する法律、違反とはならない」旨の定義の追加を要する。	当町地域通貨の流通範囲は、富山県に限定し、市内に拠点を有する全ての特定非営利法人へ適用する。	(内容)欄で述べたとおり、さらに第2次提案で当町提案が容認されたとしても、今後財務省で定義が変更され、当町地域通貨特区が違法とされる危険があるため、	財務省 金融庁	0700420
1067	1067010	11	朝霞市	11227	キャンパス朝霞返還国有地暫定有効活用特区	1	国の普通財産を暫定利用する際の使途及び期間等の要件の緩和				本市にはキャンパス朝霞返還国有地の未利用地が市内に約22haあるといった特性により、すべての基地跡地の下りを受け止めるまでの財政負担が莫大なものとなり、長期にわたることが予想されることから、それまでの間、現在のままの状態にしておく、むしろ暫定利用することにより地域及び経済の活性化のために有効であるため。	国有財産特別措置法第10条に規定されている普通財産の管理委託の用途及び期間を定めた「普通財産の管理を委託する場合の取扱いについて、大蔵省理財局長通知により、管理委託の範囲と期間が定められている事項について	普通財産の暫定的利用としての管理委託ができる期間を長期間にわたることができるようにする。		旧軍関係財産等の普通財産の暫定利用については、国有財産特別措置法により使途及び期間についての規制があるため、長期の暫定利用ができない。	財務省	0700430
1068	1068010	11	朝霞市	11227	民間管理委託特区	1	第三セクター以外の民間企業による地方公共団体の設置する「公の施設」の管理				市民会館、コミュニティ施設等の公共施設を民間企業へ委託を可能とすることにより、施設の経費削減が図れる。	地方自治法第244条の2第3項の私人への委託の制限	私人(民間企業)に公の施設を管理委託する。		公の施設の委託先が地方自治法施行令第173条の3、施行規則第17条に定める法人に限定されている。	総務省	0400320
1069	1069010	11	朝霞市	11227	英会話早期学習推進特区	1	1. 学習指導要領の総則、総合的な学習の時間の趣旨やねらいの緩和 2. 教育職員免許法の緩和				1. 市内全小学校における総合的な学習の時間において英会話活動を実施したため。 2. 免許を持たない非常勤講師は単独では授業ができない、AET等が主たる授業者になり得るようになりたいため。	1. 学習指導要領の総合的な学習の時間の趣旨やねらい、 2. 免許を持たない非常勤講師は単独では授業ができない、 2. AET等が英会話活動の主たる授業者になり得ることを認めていただきたい。			現状では、学習指導要領や教育職員免許法により実施できない。	文部科学省	
1070	1070010	13	板橋区	13119	産業活力支援特区	1	中小企業信用保証法に基づく中小企業総合事業団との保険契約の範囲拡大				本区が設立した団体により独自に行っている信用保証業務を中小企業信用保証法第3条から第3条の9における中小企業総合事業団と保険契約をすることが出来るようにすること。	中小企業信用保証法第3条から第3条の9における中小企業総合事業団の保険契約の相手方	中小企業信用保証法第3条から第3条の9における中小企業総合事業団の一部中小企業相手方と出来るもの、本区が設立した同様の団体で相当の実績を有する団体も含める。このことにより、信用保証の事業基盤が強固になる。		中小企業者に対し信用保証を行ったものに対する代位弁済の費用の一部中小企業者負担から受けられること、信用保証協会に限定されており、各自治体が独自に設ける団体は、その適用を受けられない。	経済産業省	1104100
1071	1071010	13	板橋区	13119	児童相談所特区	1	児童福祉法における児童相談所に関する設置主体の拡大				板橋区において、児童虐待など、今後増加が深刻化が懸念される児童を過る様々な問題に対し、地域を活かした施策を通し、一元的、より迅速かつ適切な対応を行うために	児童福祉法第十五条により、都道府県が設置しなければならないこととされている児童相談所事項について	児童福祉法第十五条により、都道府県が設置することを容認する。		児童相談所の設置については、児童福祉法第十五条において、都道府県と定められており、また、人口50万人以上を有しながらも第59条の四における大都市等の特例からも除外されているため、特別区は児童相談所を設置できない。	厚生労働省	

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特例の具体的要望事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード
1072	1072010	13	東京都板橋区	13119	環境改善対策特区	1	大気汚染防止に関する交通規制の実施				大和町交差点周辺の自動車による大気汚染に対して、交通規制を実施にする	自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別処置法第3条により、東京都と定められていることについて	板橋区が特定地域である大和町交差点の窒素酸化物による大気汚染の防止に対して、交通規制を実施する措置を講ずる		交通規制等を講ずるものは東京都と板橋区では実施できない	環境省 警察庁	0100240 1300200
1073	1073010	13	板橋区	13119	東武東上線東武練馬駅ヶ前地区整備	1	都市計画に基づく(街路(駅前広場)整備にかかる国庫補助採択基準の緩和				都市計画に基づく(街路(駅前広場)整備を実施するにあたり、街路事業にかかる国庫補助採択基準について、道路改築2種は、事業費が10億円未満の事業を対象となっており、現在事業費(整備面積約1,140㎡含むデッキ約1,140㎡)は、概算37億円であり国庫補助の対象に該当しない。円滑な事業実施にあたっては、板橋区としては特定財源が不可欠であり、検討を求めらるものである。	国庫補助採択基準			国庫補助採択基準によると広場整備に係る道路改築2種については、事業費10億円未満と定めている。<街路事業 道路改築2種改築(1f)>	国土交通省	1203010
1074	1074010	26	亀岡市	26206	緑と共生のまち推進特区	1	市街化調整区域内における開発許可要件の緩和	12501	D	市街化調整区域内の開発行為の許可権限は、府との協議により市への権限委譲が実現することができるとされているが、権限委譲ではなく、許可要件の緩和により実現したいとするもの	市街化調整区域内での開発行為により、集落外農地を宅地化する場合、府開発審査会の付議基準が厳しく、簡単に許可が得られない。これを迅速かつ容易に開発許可が得られるようにするため、	都市計画法第34条第10号により、都道府県知事があらかじめ開発審査会の議を経たものと定められている事項について	特区認定を受けた市町村は、開発審査会の議を経る必要がないことを容認する。	市町村独自の付議基準による、市開発審査会を設け、審議を行う。	都市計画法第34条第10号により、都道府県知事があらかじめ開発審査会の議を経たものと定められており、開発審査会の基準により、容易に開発許可が得られない。	国土交通省	1200140
1075	1075010	18	和泉村	18342	過疎地域における教育、保育特区	1	過疎地域における学校関連施設における運営等の規制の特例及び緩和				過疎地の特性から学校関連施設等を効率的に利用することにより、有効活用、経費削減、地域コミュニティ及び生涯学習の推進を図ることが可能	厚生省児童家庭局長通知による保育所における調理業務の委託について(但し施設外の学校給食施設利用)	施設外の学校給食施設における調理の実施することを容認する。		施設外調理については厚生省児童家庭局長通知により認められていないため学校給食施設を使用できない。	厚生労働省 文部科学省	
1075	1075020	18	和泉村	18342	過疎地域における教育、保育特区	2	過疎地域における学校関連施設における運営等の規制の特例及び緩和				過疎地の特性から学校関連施設等を効率的に利用することにより、有効活用、経費削減、地域コミュニティ及び生涯学習の推進を図ることが可能	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条の、目的に反しての使用をしてはならないと定められている事項について	山村振興農林漁業対策事業における健康増進施設の農林漁業従事者以外(学校授業等)の利用を容認する。		目的以外の使用については補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条により、できないことと定められており学校授業等の利用ができない	農林水産省 財務省	0701140 1001120
1075	1075030	18	和泉村	18342	過疎地域における教育、保育特区	3	過疎地域における学校関連施設における運営等の規制の特例及び緩和				過疎地の特性から学校関連施設等を効率的に利用することにより、有効活用、経費削減、地域コミュニティ及び生涯学習の推進を図ることが可能	過疎地域自立促進特別措置法第12条による学校統合と定められている事項について	過疎地における小学校、中学校の併設の場合も統合と同様の財政措置をする。		過疎地域自立促進特別措置法第12条第1項第12号で学校の統合の場合のみ定められており併設の場合は認められていない	総務省	0400510
1076	1076010	18	和泉村	18342	流域最上流部にダム湖が在る山村の森林バイオマス資源化の特区	5	廃棄物の処理及び清掃に関する法律のバイオマス事業の原材料として使用する再生資源について、は、「廃棄物」の定義から除く。また、ダイオキシン対策特別措置法の測定要件の緩和。				廃棄物の処理及び清掃に関する法律のバイオマス事業の原材料として使用する再生資源については、「廃棄物」の定義から除くことにより、円滑な事業を推進する。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の第2条「廃棄物」の定義に定められている事項について	バイオマス事業の原材料として取り扱うこととし、「廃棄物」と定義されていることから除外する。		廃棄物の処理及び清掃に関する法律の第2条の「廃棄物」と定められているため、処理、収集運搬やダイオキシン対策等の規制がかかる。	環境省	1300420
1077	1077010	21	多治見市	21204	住民参加型の教育特区	1	学校予算の執行に関する会計諸法規の弾力化				より効果的な予算執行を行うために、歳出予算の目録区分によることなく(一定額の範囲内で学校の裁量により予算執行ができるようにする。また、単年度収支ではなく、いわゆる「貯金」として後年度に繰り越すことができるようにする。	地方自治法施行令第150条第1項第3号により、歳出予算の各項目を目録に区分し、その区分に従って予算執行すること定められている事項について、地方自治法第208条により、会計年度独立の原則が定められていることについて	歳出予算の目録区分にとらわれないこと(執行できるようにする。また、歳出予算額を後年度においても執行できるようにする。		歳出予算の目録区分は地方自治法規則で定める区分を基準として定めなければならないとされており、学校の裁量により弾力的な予算執行ができない。また歳出予算の繰り越しについても事由が限られており後年度に予算を送ることができない。	総務省	0400270 0400280
1077	1077020	21	多治見市	21204	住民参加型の教育特区	2	学校施設の管理権の付与				教育委員会に属している学校の管理権限を住民参加組織(ガバナー制による学校運営委員会、以下「学校運営委員会」という。)に付与する。	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1号において、教育委員会の職務権限とされている学校の管理について	学校が市民の財産として多機能な使用ができるようになるため、その管理権限を住民参加組織に付与する。		学校施設の管理権限については地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1号において、教育委員会の職務権限とされており、住民参加組織にはその権限がない。	文部科学省	
1077	1077030	21	多治見市	21204	住民参加型の教育特区	3	校長の公募と任免権の付与				特色ある教育の実現のために、校長を公募し、その任免権限を学校運営委員会に付与する。	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第37条第1項により、県費負担教職員の任命権は都道府県委員会に属すると定められている事項について	校長を公募し、任免ができるよう学校運営委員会に権限を委譲する。		地方教育行政の組織及び運営に関する法律第37条第1項、第38条により県費負担教職員の任命権は都道府県委員会にあり、また、その内申権は市町村委員会のみであり、これらのほかに任免の方途がない。	文部科学省	
1077	1077040	21	多治見市	21204	住民参加型の教育特区	4	教職員の任免権の付与				住民参加による地域の学校の個性的経営を目指すために、均一化主体の人事行政ではなく、教員資格の有無にとらわれない教員採用の権限を学校運営委員会に付与する。	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第37条第1項により、県費負担教職員の任命権は都道府県委員会に属すると定められている事項について	県費負担の教職員の任免ができるよう学校運営委員会に権限を委譲する。	同上		文部科学省	
1077	1077050	21	多治見市	21204	住民参加型の教育特区	5	教職員の勤務評定実施権の付与				教職員の任免権の前提として、学校運営委員会が勤務評定を行うことができるようにする。	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第46条により、県費負担教職員の勤務成績の評定は、都道府県委員会に計画の下に市町村委員会が行うと定められている事項について	学校運営委員会が教職員の勤務評定を実施することとする。		地方教育行政の組織及び運営に関する法律第46条により、県費負担教職員の勤務成績の評定は市町村委員会が行うとされており、住民参加組織ではこれができない。	文部科学省	
1077	1077060	21	多治見市	21204	住民参加型の教育特区	6	教職員の研修実施権の付与				必要ときに、教職員のニーズや課題に応じた内容の研修が実施できるように。また、教職員が受け身の立場で受講する研修ではなく、学校教職員の主体的な研修を支援できるようにするため、研修実施権限を学校運営委員会に付与する。	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第45条により、県費負担教職員の研修は、都道府県委員会にほかに市町村委員会も行うことができると定められている事項について	学校運営委員会が教職員の研修実施主体となることとする。		地方教育行政の組織及び運営に関する法律第45条により、県費負担教職員の研修実施は都道府県委員会及び市町村委員会が行うこととされており、住民参加組織ではこれができない。	文部科学省	
1077	1077070	21	多治見市	21204	住民参加型の教育特区	7	学校の指定権の付与				保護者及び児童生徒が「学校を選ぶこと」(学校選択の自由化、統合教育の希望)を前提に、学校運営委員会にこれらに関する入学決定権を付与する。	学校教育法施行令第5条第2項及び第14条第2項により、就学予定者の就学すべき学校の指定については市町村委員会及び都道府県委員会が行うと定められている事項について	学校運営委員会が当該学校の入学に関する決定権を有することとする。		学校教育法施行令第5条第2項及び第14条第2項により、就学予定者の就学すべき学校の指定については市町村委員会及び都道府県委員会が行うと定められており、住民参加組織ではこれを行うことができない。	文部科学省	
1077	1077080	21	多治見市	21204	住民参加型の教育特区	8	校内組織の決定権の付与				教務主任、学年主任、生徒指導主事などの校内組織については、制度化された学校ではなく、コミュニティのなかに位置づけた学校としてとらえ、その決定権限を学校運営委員会に付与する。また、学級編制権限についても同様とする。	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第5号、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第4条及び第5条により、学校の組織編成や学級編制は市町村委員会が行うとされていること。また、学級編制については都道府県委員会に協議し、その同意を得なければならないとされていることについて	学校運営委員会が校内組織及び学級編制を決定することを容認する。		地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第5号、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第4条及び第5条により、学校の組織編成や学級編制は市町村委員会が行うとされており、また、学級編制については都道府県委員会に協議し、その同意を得なければならないとされており住民参加組織はこれを行うことができない。	文部科学省	
1077	1077090	21	多治見市	21204	住民参加型の教育特区	9	学期及び休業日の決定権の付与				学校の教育活動や経営方針に基づいた学期、休業日、児童生徒の休暇について、学校運営委員会にその決定権限を付与する。	学校教育法施行令第29条により、学校の学期、休業日は市町村委員会が定めるとされていることについて	学校運営委員会が学期及び休業日を決定することを容認する。		学校教育法施行令第29条により、学校の学期、休業日は市町村委員会が定めるとされており、住民参加組織ではこれを行うことができない。	文部科学省	
1077	1077100	21	多治見市	21204	住民参加型の教育特区	10	学習指導要領の枠外の教育課程の編成権の付与				児童生徒の学習機会に対する選択の幅の拡大のため、また、児童生徒自身が知的好奇心をもって自ら進んで取り組むことができるようにするため、学習指導要領の枠外教育課程の編成権を学校運営委員会に付与する。	学校教育法施行規則第25条、第54条の2により定められた教育課程の基準以外の教育課程の編成について	学校運営委員会は、基準以外の教育課程編成を行うことができるようにする。		住民参加組織が教育課程の編成ができる旨の根拠がない。	文部科学省	

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特例の具体的要望事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード
1077	1077110	21	多治見市	21204	住民参加型教育特区	11	教科用図書の採択権の付与				小学校及び中学校において使用する教科用図書の採択権を学校運営委員会に付与する。	義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条第4項により、採択地区内の学校において使用する教科用図書は採択地区内の市町村委員会が協議して、種目ごとに同一の教科用図書を選択しなければならないことについて	学校運営委員会が教科用図書の採択権を有するよう容認する。		義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条第4項により、採択地区内の学校において使用する教科用図書は採択地区内の市町村委員会が協議して、種目ごとに同一の教科用図書を選択しなければならないことについて、住民参加組織にはその採択権がない。	文部科学省	
1078	1078010	21	多治見市	21204	郵政官署による市町村事務委託特別区域	1	「郵政官署法で取り扱う市の事務範囲の拡大」				取り扱う事務量の少ない市が設置する地区事務所とエリア人口の過小な特定郵便局が協議して住民サービス向上と行政機関の合理化の実現を図るため、郵政官署法で取扱い可能な事務の範囲を拡大する。	郵政官署法第2条により、規約で定める戸籍事務について戸籍・除かれた戸籍に記載した事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付制限されている。総務省設置法第4条中その他地方公共団体から委託された業務の範囲は委託取次事務と利用申し込み取次事務に限定されている。	郵政官署において取り扱う市の事務として、郵政官署法に定められた事務以外に「戸籍届、死産届の受付、印鑑の登録、廃止等の受付、埋火葬許可証の交付、住所異動による入学通知書の交付、ICカードの受付と交付、国民健康保険被保険者資格に関する受付、国民健康保険被保険者証の交付、国民健康保険料の収納、高齢者医療費・療養費の申請受付、福祉年金関係届出受付、福祉手当申請受付、児童手当申請受付、老人保健法による医療の給付申請受付、福祉医療費申請受付、老人保健法受給者証資格に関する受付、乳幼児医療費受給者証交付申請受付、福祉医療費受給資格変更と喪失届受付、福祉医療費申請受付、コトボシ納入補助金の申請受付、小動物の火葬の受付、資源集団回収奨励金の申請受付、ゴミ収集カレンダー等の配布、給水・開始・中止・廃止・異動」申請の受付、汚水等設置申請書の受付、井戸水使用世帯の人員変更申請書の受付、日常品(紙オムツ等)購入費助成金交付申請受付、介護保険資格に関する申請受付、住所地特例届の受付、介護保険料の減免・徴収猶予申請受付、要介護・要支援認定申請及び更新申請受付、高齢介護サービス費等の支給申請の受付、自己作成居宅介護サービス計画書の受付、福祉用具購入費の受付、住宅改修費の受付、住宅改修費償還給付申請の受付、居宅介護サービス計画作成依頼書受付、その他市長が定めたこと。」を含める。	郵政官署法第2条及び総務省設置法第4条に定められたその他地方公共団体から委託できる業務の範囲が狭く、本市では郵政官署法第1条の「住民の利便の増進を図るとともに、地方公共団体の組織及び運営の合理化に資すること」につながらない。	総務省 郵政事業庁	0400520	
1080	1080010	24	鳥羽市	24211	観光産業特区	1	カジノ/特別法制定とゲーミングコントロール法の新設				現行法上では、カジノは禁止されているが、諸外国の観光地では大きな集客の要素として公認され、既存の観光施設等と合わせて、滞在型リゾート地として発展していることから、カジノ/合法化とゲーミングコントロール法の制定を導入することで観光業の振興や雇用の創出、経済効果の望みができる。	刑罰法第185条、第186条の賭博に関する事項の制限について 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条、第23条の事項の制限について	諸外国の観光地で公認されているカジノ/特別法とゲーミングコントロール法を制定し、カジノ/設置を推進する。	カジノ(賭博)については、刑罰法185条、第186条と風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条、第23条で禁止されておりカジノ/設置をすることはできない。	法務省 警視庁 総務省	0100020 0402140 0500880	
1080	1080020	24	鳥羽市	24211	観光産業特区	2	国立・国定公園の特別地域における許可の緩和				現行法上では、国立公園または国定公園の風致を維持するため、特別地域内においては工作物の新築等に関して長官の許可が必要になってくる。当市は、国立公園内に位置しており、将来的にカジノ施設の設置が実現した場合には自然公園法に該当する為、特別地域における許可の緩和について要望したい。	自然公園法第17条の特別地域に関する事項の制限について 自然公園法施行規則第11条	自然公園法の一部を緩和し、カジノ/設置を推進する。	国立公園または国定公園内に工作物を新築する場合、環境省長官の許可が必要となってくるため、カジノ/施設を設置する際に、許可されない可能性がある。	環境省	1300070	
1081	1081010	18	丸岡町	18364	子育て特区	1	幼稚園と保育所の融合、同一運営主体の確立				・保護者の就業形態等だけでなく子どもの育成環境を区分する現行の幼稚園、保育所の仕組みの撤廃、再構築、保育所入所要件である「保育」に欠ける要件の緩和。 ・保育所保育指針、幼稚園教育要領、の整合の緩和。 ・幼稚園教諭と保育士の資格の一元化、幼稚園教諭、保育士配置基準の見直し ・幼稚園一元施設に対する保育所並みの補助金の確保。 平成18年3月の「幼稚園と保育所の施設の共有化等に関する指針」について、の理念の拡充。	・児童福祉法第24条の「保育に欠ける子」の要件を撤廃し、保育に欠けない子も保育所に入所できるようにする。 ・幼稚園教育要領と保育所保育指針を統合し、統一したカリキュラムで就学前児童の教育を一本化する。 ・児童福祉法による保育所運営費国庫負担金についての第1の1「運営費」の交付対象が「保育所」になっているが、「幼稚園一元施設」での保育も交付対象にする。 ・幼稚園と保育所の施設の共有化に関する指針について、共有できる施設は併設、同一地域内となっている。		・保育所に入所要件が児童福祉法第24条に定められているため、保育を必要とする子が運営費の交付対象にならない。 ・幼稚園教育要領と保育所保育指針の整合性がなく、就学前児童教育が充実できない。 ・幼稚園と保育所の施設の共有化に関する指針について、共有できる施設は併設、同一地域内となっている。	文部科学省 厚生労働省		
1082	1082010	1	稚内市	1214	国際交流特区	1	海外からのどぎざなし渡航の特例	5350	C-1	サハリン石油・天然ガス開発プロジェクトが本格化し、石油掘削船や支援船の入港、大量の物流が発生することから稚内港の利用しやすさが要求されている。	稚内港の利便性のアピール サハリン石油・ガス開発支援事業の促進 地域経済の活性化	特定のロシア人通関業者 石油掘削船の船員	特定のロシア人通関業者にあっては、どぎざなし渡航を認めてほしい。通関が円滑に行われる事により稚内港の利便性がアピールされサハリン石油・ガス開発支援事業の促進になる。 石油掘削船の船員を船員手帳による特例上陸を認め、サハリンプロジェクト関連の石油掘削船が修理のため入港しているが、事前にどぎざなし取得して上陸している。他国では船員手帳で上陸が認められている。稚内港利用に大きな障害となっている。	稚内港はロシア船の入港が北海道で最も多い港であるが、不法就労・不法滞在事例など全くない。対象を限定するのでは上陸する者が限られ元が明確である。	法務省 外務省	0500550 0500560 0600010	
1082	1082020	1	稚内市	1214	国際交流特区	2	一般労働者としての外国人労働者の参入規制の緩和	5210	C-1	サハリン石油・天然ガス開発プロジェクトが本格化し、日本企業の受注に際しロシア人の雇用等が条件とされるローカルコンテンツが大きな需要となっている。また石油ガス関係など特殊技術が必要な分野でロシア人技術者の雇用が必要となっている。	稚内港の利用促進 サハリン石油・ガス開発支援事業の促進 地域経済の活性化 日ロ経済交流への貢献	サハリン石油・ガス開発プロジェクト関連企業に雇用される外国人技術者	サハリンプロジェクトにあってはロシア人の就業を認め在留資格の認定を認めてほしい。サハリンプロジェクト参加の障壁となっていくローカルコンテンツ問題を稚内港を利用するサハリンプロジェクト関連企業において雇用することで解決し受注に結びつけ資金コスト削減により他国に対抗する国際競争力をつける。また、石油ガス関係など特殊技術が必要な分野でロシア人技術者雇用が必要である。	サハリンプロジェクト関連企業が雇用するロシア人技術者に限定しており身元が明確である。特区において専用の宿舍建設も検討している。	サハリンプロジェクト参加企業はローカルコンテンツ問題で苦慮している。現状の制度では、サハリンプロジェクト関連企業は国内の港を避けて他国の港を利用する事が危惧される。	法務省 厚生労働省	0500540 0500930
1083	1083010	1	旭川市	1204	積雪寒冷地バイオトイレ特区	01	「下水道処理区域内における便所方式制限の緩和」				バイオトイレは、水を使用しないため排水や凍結の心配がなく、積雪寒冷地の屋外トイレとして理想的なシステムですが、建築基準法では、下水道処理区域内においては水洗便所以外は設置してはできないことになっております。積雪寒冷地の当地では冬期間、屋外の公衆トイレは凍結等のため使用できず、屋外イベントでは仮設のバイオトイレを設置しているのが現状です。屋外の公衆トイレに限定して、建築基準法の規制を緩和していただければ、冬期間も使用できる公衆トイレを設置することができます。	建築基準法第31条第1項 下水道法(昭和33年法律第19号)第2条第8号に規定する処理区域内においては、便所は、水洗便所以外の便所にしてはならない。	建築基準法第31条第1項の「水洗便所」を「水洗便所及びその他施行令で定める方式の便所」に改正し、施行令で、「冬期間、給水及び排水が凍結する恐れのある地域での屋外トイレの設置にあたっては、バイオトイレ等の方式の便所」を定義する。	冬期間、給水及び排水が凍結する恐れのある寒冷地域での屋外トイレの設置に限定する。	旭川市は積雪寒冷のため、屋外の水洗トイレは給水管、配水管や便器も凍結するため、約半年に及ぶ冬期間は、使用できず、閉鎖しているのが現状です。 建築基準法でバイオトイレの設置が規制されているため、常設単独の公衆トイレを設置できません。	国土交通省	1206290
1083	1083020	1	旭川市	1204	積雪寒冷地バイオトイレ特区	02	「下水道処理区域内における便所方式制限の緩和」				バイオトイレは、水を使用しないため排水や凍結の心配がなく、積雪寒冷地の屋外トイレとして理想的なシステムですが、建築基準法では、下水道処理区域内においては水洗便所以外は設置してはできないことになっております。積雪寒冷地の当地では冬期間、屋外の公衆トイレは凍結等のため使用できず、屋外イベントでは仮設のバイオトイレを設置しているのが現状です。屋外の公衆トイレに限定して、建築基準法の規制を緩和していただければ、冬期間も使用できる公衆トイレを設置することができます。	下水道法11条の3第1項 処理区域内において汲み取り便所(建築基準法施行令第29条により、バイオトイレは汲み取り便所に分類されている。)が設けられている建築物を所有する者は、当該処理区域について(中略)公示された下水道処理を開始すべき日から3年以内に、その便所を水洗便所に改造しなければならない。	下水道法11条の3第1項の「水洗便所」を「水洗便所及びその他施行令で定める方式の便所」に改正し、施行令で、「冬期間、給水及び排水が凍結する恐れのある地域での屋外トイレの設置にあたっては、バイオトイレ等の方式の便所」を定義する。	冬期間、給水及び排水が凍結する恐れのある寒冷地域での屋外トイレの設置に限定する。	旭川市は積雪寒冷のため、屋外の水洗トイレは給水管、配水管や便器も凍結するため、約半年に及ぶ冬期間は、使用できず、閉鎖しているのが現状です。 建築基準法でバイオトイレの設置が規制されているため、常設単独の公衆トイレを設置できません。	国土交通省	1203070
1084	1084010	1	登別市	1230	地場産品創造特区	1	開発行為における知事許可不要建築物等の拡大				農水産業経営の安定化及び農水産業と当市の基幹産業である観光を有的に結び付け、地域経済の活性化を図るため、地場産品の販売、地場産品を活用したレストラン等の施設整備が必要であり、開発行為における知事許可不要建築物等の拡大の特例を求める。	都市計画法第29条第1項ただし書の、知事許可が不要となる開発行為について	都市計画法第29条第1項第2号の規定に基づき同法施行令第29条で定められた建築物に、地場産品等地域資源の有効な利用に必要となる建築物の建設の用に供する目的で行う開発行為を加える規制の特例を設ける。	この特例の提案と類似した提案については、第1次提案において「市街化調整区域における許可対象の拡大・許可要件の緩和」として提案され、国土交通省からは、都道府県に開発許可の権限があり、現行制度で対応可能とされたケースである。しかし、実態に鑑みれば迅速な対応が困難な状況であり、より有効性を確保するために規制の特例措置を求める。	国土交通省	1200080	
1085	1085010	43	熊本県菊陽町	43404	熊本半導体産業特区	1	農業振興地域整備計画の変更に係る事務手続きの簡素化				半導体産業関連企業の多くは、投資決定後限りなく迅速かつ円滑な生産活動が可能となる工場用地を求め、現行法では、町が農業振興地域における農用地域の除外を行う場合、都道府県知事の同意を得ることになっているが、農地事への届出とすれば、半導体関連企業の迅速な工場建設が可能となる。	農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項において、都道府県知事の同意を得なければならないとされている事項について、	都道府県知事の同意を得るのではなく、届出とする。	農用地域の変更について、農地事同意が必要とされていることから、協議に時間を要し、企業の迅速な工場建設の支障となっている。	農林水産省	1000690	
1085	1085020	43	熊本県菊陽町	43404	熊本半導体産業特区	2	農地転用における転用のための権利移動の制限の緩和				農地転用を行う場合、都道府県知事(申請地が4haを超える場合は農林水産大臣)の許可が必要であるが、町(土地開発公社を含む。)及び半導体関連企業が行う場合にも許可不要とすれば、迅速な工場建設が可能となる。	農地法第5条第1項において、農地転用を行う場合には、都道府県知事(申請地が4haを超える場合は農林水産大臣)の許可を受けなければならないとされている事項について、	事業主体が、町(土地開発公社を含む。)又は半導体関連企業である場合には、農地転用の許可を不要とする。	農地転用について、農地事又は農林水産大臣の許可が必要とされていることから、手続きに時間を要し、企業の迅速な工場建設の支障となっている。	農林水産省	1000500	
1085	1085030	43	熊本県菊陽町	43404	熊本半導体産業特区	3	都市計画法における開発許可の緩和				都市計画区域内において、開発行為を行う場合、国・都道府県・指定都市等が行う開発行為においては都道府県知事の許可が必要である。町(土地開発公社を含む。)及び半導体関連企業が行う開発行為においても許可を不要とすれば、迅速な工場建設が可能となる。	都市計画法第29条第1項において、都市計画区域内で開発行為をしようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならないとされている事項について、	事業主体が、町(土地開発公社を含む。)又は半導体関連企業である場合には、開発行為の許可を不要とする。	開発行為の開発基準については、県担当協議が必要とする。また、完了検査も行う。	開発行為の許可について、農地事同意が必要とされていることと、協議に時間を要し、企業の迅速な工場建設の支障となっている。	国土交通省	1200080
1086	1086010	46	川内市	46202	川内市土地高度利用特区	1	土地登記に関する権利者の撤廃				共有地や相続分について、不動産登記法第40条により民法上(民法第903条に規定)の全ての権利者の証書提出が義務付けられているために迅速な所有権移転登記ができず、効率的に所有権移転登記事務を行うことができない状況にあることから、	民法第903条において、全ての権利者の証書提出が義務付けられていることについて	行政財産として永年使用されている未登記土地に限り、納税管理者の同意だけで所有権移転登記できるとを容認する。	地方税法の納税管理人の同意のみとする。	公共用地以外の権利にまで言及し証書を取る必要がある。	法務省	0500080

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特例の具体的要望事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード
1087	1087010	1	乙部町	1364	農業委員会特区	1	農業委員の定数に関する緩和				農業委員の定数を市町村の判断により定めることができるように	農業委員会等に関する法律第7条第1項において、10人から40人までと定められている事項について、農業委員会等に関する法律第12条において、選任しなければならないと定められている事項について	選挙員については、市町村条例において定める定数とする。選任委員については、選任することができる。緩和する。		選挙による農業委員の定数は、農業委員会等に関する法律第7条第1項により下限が規定されお減らすことができない。委員として推薦された選任委員は農業委員会等に関する法律第12条により選任することが義務付けられており拒否することはできない。	農林水産省	1001220
1088	1088010	11	東松山市	11212	家電リサイクル特区	1	家電4品目に関する指定引取場所の緩和				家電4品目の不法投棄の防止と資源の有効活用の促進を図るため、指定引取場所の指定方法を変更し、引取場所の統一ができるよう法律を改正する。	特定家庭用機器再商品化法第29条第1項に規定する指定引取場所について	指定引取場所の配置等について、「製造業者等」に相互協力を義務づけ、統一指定引取場所が設置できるようにする。		特定家庭用機器再商品化法第29条第1項に、製造業者等の指定引取場所の適正配置義務が規定されているが、指定引取場所とは、指定法人を除きメーカー系列でA・Bグループに分かれている。埼玉県内には11箇所・グループ6箇所、8グループ6箇所しかなく、Aグループの指定引取場所が市内にないことから、市民は遠方での処理を強いられ不法投棄による環境の悪化が懸念される。	経済産業省 環境省	1101020 1300680
1089	1089010	12	鴨川市	12223	鴨川市棚田農業特区	1	非農家が、小規模な農地を利用・取得できるよう面積要件の緩和				水源かん養や国土保全などの多面的機能を有する棚田は、農業環境等の変化により、地元だけでの保全に行き詰まっています。一方では、日本人のこころの故郷として、棚田保全に対する気運が高まっています。食糧自給率の問題もあり、より多くの都市住民(消費者)が、農業生産の現場に係わることで日本農業の将来を考えて頂ければと考えています。このことは、農林水産省が検討している「都市と農村の共生及び対話を促進するための農地等の保全及び利用」の先駆けとなるもので、成功事例としての棚田農業特区を、鴨川市全域での棚田で実施したいもの。	・農地法第3条第2項第5号	現在、農業者の要件は50㎡となっていますが、棚田農業特区においては、面積を問わない。また、利用権設定は農業者以外認められていませんが、棚田農業特区では面積を問わず、借方及び貸方の意向を尊重するからと認める。	借方及び貸方の関係だけで実施するのではなく、農業委員会の承認も受けた後に公募し、利用者(個人又は団体)に貸付する形態をとっている。この方式(制度)では、全市的に分布する棚田への対応が難しいことから、借方(個人)と貸方(個人)の合意を、農業委員会が承認する形で進めたい。	農林水産省	1000420	
1090	1090010	27	東大阪市	27227	モノづくり経済特区	1	建ぺい率の緩和				現在、市ではモノづくり経済特区構想の策定にあたり、本市がこれまで取り組んでいなかった企業誘致事業を盛り込むことを検討している。インセンティブとして、市内工場跡地への立地促進補助金制度を予定しているが、建築物の建ぺい率の建築規制について規制緩和についてご検討いただきたい	東大阪地域の工業専用地域、工業地域	建築基準法第53条第3項 現在、建築基準法第53条第1項に基づき、用途地域に応じた建ぺい率の上限が定められているもの、同条第3項において、近隣商業地域及び商業地域外で、かつ、防火地域内にある耐火建築物 街路の角にある敷地又はこれに準ずる敷地で特定行政庁が指定するもの内にある建築物のいずれか(両方)に該当した場合、建ぺい率の上限に10分の1(10分の2)を加えたものをもって当該各号の数値とする、とされている。上記下線部分の法を、いずれかに該当した場合、建ぺい率の上限に10分の1(工業地域、工業専用地域に建築される工場にあっては10分の2)を加えたものをもって当該各号の数値とする、という形の規制緩和を検討いただきたい。		国土交通省	1206470	
1090	1090020	27	東大阪市	27227	モノづくり経済特区	2	容積率の緩和				現在、市ではモノづくり経済特区構想の策定にあたり、本市がこれまで取り組んでいなかった企業誘致事業を盛り込むことを検討している。インセンティブとして、市内工場跡地への立地促進補助金制度を予定しているが、建築物の容積率の建築規制について規制緩和についてご検討いただきたい	東大阪地域の工業専用地域、工業地域	建築基準法第52条第11項において、同項第3号として「同一敷地内の建築物の生産に関する機械、設備その他これに類する部分の全面積の合計が建築物の延べ面積に対する割合が大きい場合におけるその敷地内の建築物を、新たに加える検討をいただきたい。		国土交通省	1206430	
1091	1091010	1	上土幌町	1633	国立公園エコミュージアム特区	1	国立公園内エコミュージアム認知地区内に関する連携事業優先採択 国立公園内構造物に関する規制緩和				・当地の国立公園内などの自然環境や自然地域の住民や自然体験の中から理解できる地域をつくるために、国はエコミュージアム推進地区として認定する制度を創設する ・エコミュージアムのまちづくり事業を進めるにあたり国は、当該認定地区に対し関係する事業支援を優先する ・国立公園内における小規模構造物の設置許可権限について、当該地方公共団体に移譲する	・現状、エコミュージアム推進地区などの認定制度がないため制度の創設について、国立公園内における建造物については自然公園法第17条第3項に規定されているが、この許可権限を緩和することについて	・エコミュージアム推進地区の認定 ・国が行う当該エコミュージアム認定への支援 ・国立公園内の小規模構造物許可権限の移譲	国立公園及び国有林野が2分の1以上の面積を占める条件の地方公共団体に適合した地域に限定する	・自然環境を知り、保全する目的は国により示されているが、エコミュージアムとしての整備を行なうには1地方公共団体では困難である。このことから新たな法制度を創設し自然教育のフィールドづくりが必要である。 ・施設建造物の設置権限がないことから小規模設置物業務に支障がある	環境省	1300060
1092	1092010	1	上土幌町	1633	環境共生循環型特区	2	国有林野みどり資源循環型活用に対する規制緩和 地域循環型環境対策推進の創設				・国と地方公共団体において仮称「地球温暖化対策協力活用計画」の実施に対する締結を行い二酸化炭素排出削減対策を行う ・上記計画を締結した地方公共団体に対し、国有林の一部をモデル的委託管理区域として設定し、業務の委託をさせる ・当該地方公共団体の国有林野区域で伐採により生産された木材量より国は当該地方公共団体に対し仮称「みどり資源循環保全交付金」を交付する	・国有林野について、地域活性化と結びつけた管理体制を検討することが必要であり、この管理に対して地方公共団体に対する委託管理区域を設けることについて ・地域森林資源保護及び環境保全を進めるための財源確保に対する制度について	・国の二酸化炭素排出防止の森林活用実践 ・国有林野の一部地方公共団体への委託管理 ・みどり資源環境保全交付金の創設	国有林野が2分の1以上を占める条件の地方公共団体に適合した地域に限定する	・森林資源を活用するまちづくりのために国有林野の業務などとの結びつきが稀薄であり地域の業者が作業委託などを受けるには困難がある ・地球温暖化対策とみどり資源確保のための地域循環型の仕組みづくりを進めるにあたってはこの財源がない	農林水産省	1003030
1093	1093010	1	上土幌町	1633	公共牧場土地利用型特区	3	・遊休農地保全管理及び農有地保有組織の制限緩和 ・土地等融資資金制度の緩和				・地方公共団体等が運営管理する公共牧場に当該公共団体の20%以上の対象家畜が預託されている場合の特例認定 ・当該地方公共団体に対する国直轄の農地保有推進財源の確保支援 ・農業経営基盤強化促進法に基づき農用地保有合理化事業による農地確保に対する農地保有合理化法人としての当該地方公共団体への規制緩和及び譲渡などに生じる税の緩和 ・農林漁業金融公庫資金の貸付に対する地方公共団体種への緩和	・農地流動化対策における地方公共団体の地域内農地売却などに対する調整機能の緩和について ・地方公共団体が活用できる土地流動化対策資金融通の緩和について	・公共牧場の土地利用への特例創設 ・地方公共団体における土地保有への緩和 ・農林業勧誘公庫資金の対象拡大	公共牧場における預託が地域内の対象家畜の20%以上を占めている地域とする	・離農などによる遊休農地を活用する施策が必要であるが地方公共団体には財源がなく独自の効率的農地活用の組織づくりが困難であり、農地の遊休化は進行する	農林水産省	1001160 1001170
1095	1095010	22	豊田町(静岡県)	22484	高速道路を生かした地域経済再生特区	1	市街化区域設定の規模要件の緩和				これまで町を分断する東名高速道路は騒音や排ガスを出す迷惑施設として考えられてきた。しかし、高速自動車国道法等の改正により、サービスエリアやパーキングエリアとの連結施設が可能となったことから、人、物、情報が集まる交通結節点として民間開発を行うことで地域活性化を図る環境が整ってきました。そこで、経済環境が厳しい中で東名高速道路パーキングエリアとの連結施設を利用した周辺開発をすることで雇用の確保や地産物の販売、移住の確保、移住を行い地域経済の活性化を図ろうと計画しています。しかし、実際に手続きを進めると、パーキングエリアがあるような地域は都市計画法の市街化調整区域であるため規制があつて建物が建てられず、おおむね50ha以上の市街化区域(新市街地)を計画すれば、市街化調整区域を市街化区域に変更することが可能で、商業系の集客施設が建てられるようになりますがパーキングエリアを活用した集客施設だけで50haを計画することは困難です。都市計画法ではインターチェンジ周辺の場合、20ha以上であれば、工場以外も建設が可能な飛地の市街化区域を設定できる基準になっています。高速自動車国道法等の規制緩和とは、パーキングエリアやサービスエリア周辺をインターチェンジ周辺と同じような活用ができる規制緩和が行なわれたい。そこで、全国のパーキングエリアやサービスエリアで、民間活力を生かした地域の活性化を推進するため、都市計画運用指針の中でパーキングエリアやサービスエリアをインターチェンジと同じ基準(20ha以上であれば、工場以外も建設が可能な飛地の市街化区域を設定できる)の中に追加していただくことを要望いたします。	パーキングエリアを活用した集客施設をつくり地域の活性化を図ろうと計画しております。集客施設等の建物を建てるためには、おおむね50ha以上の新市街地(飛地の市街化区域)の設定をする必要があり、集客施設等のためには規模が大きすぎます。(都市計画法の都市計画運用指針の中の都市計画制度の運用のあり方の中の「2」都市計画の内容の中の「2」1土地利用の中のB区域区分の中の「1」「3」「4」項)都市計画運用指針の修正後 4) 既成市街地と連続しない新市街地(計画的開発の見通しのある住宅地、工業用地等と一体の周辺既存集落等を含む。)は、1つの独立した市街地を形成するに十分な規模の区域とし、その規模はおおむね50ha以上であり、周辺における農業等の土地利用に支障のない区域については、1つの住区を形成する最低限の規模である20ha以上を目標として飛地の市街化区域を設定することができる。ただし、次に掲げる土地の区域については、1つの住区を形成する最低限の規模である20ha以上を目標として飛地の市街化区域を設定することができる。 ①インターチェンジ、新たに設置される鉄道の新駅又は大学等の公共施設と一体となって計画的に整備される住居、工業、研究業務、流通業務等の過地。	該当する条文 都市計画法の都市計画運用指針の中の都市計画制度の運用のあり方の中の「2」都市計画の内容の中の「2」1土地利用の中のB区域区分の中の「1」「3」「4」項 同項のただし書きの中では、インターチェンジや新駅周辺は20ha以上からの設定が認められているのでパーキングエリアやサービスエリアもただし書きの中に追加していただきたい。 都市計画運用指針の修正後 4) 既成市街地と連続しない新市街地(計画的開発の見通しのある住宅地、工業用地等と一体の周辺既存集落等を含む。)は、1つの独立した市街地を形成するに十分な規模の区域とし、その規模はおおむね50ha以上であり、周辺における農業等の土地利用に支障のない区域については、1つの住区を形成する最低限の規模である20ha以上を目標として飛地の市街化区域を設定することができる。 ①インターチェンジ、新たに設置される鉄道の新駅又は大学等の公共施設と一体となって計画的に整備される住居、工業、研究業務、流通業務等の過地。	特になし	パーキングエリアを活用した集客施設をつくり地域の活性化を図ろうと計画しております。集客施設等の建物を建てるためには、おおむね50ha以上の新市街地(飛地の市街化区域)の設定をする必要があり、集客施設等のためには規模が大きすぎます。(都市計画法の都市計画運用指針の中の都市計画制度の運用のあり方の中の「2」都市計画の内容の中の「2」1土地利用の中のB区域区分の中の「1」「3」「4」項)	国土交通省	1203570
1096	1096010	17	石川県	17000	グリーン・ツーリズム促進特区	1	消防法の緩和による消防用施設整備の簡素化	4740	A						自宅を改装して農家民宿を開業したいとの要望は多いが、現行の制度では投資が多額となる	総務省	0404020
1096	1096020	17	石川県	17000	グリーン・ツーリズム促進特区	2	食品衛生法における、厨房等の設備基準の適用除外	9404	D						自宅を改装して農家民宿を開業したいとの要望は多いが、現行の制度では投資が多額となる	厚生労働省	
1096	1096030	17	石川県	17000	グリーン・ツーリズム促進特区	3	建築基準法における、増改築の建築確認基準(100m)の緩和				農家は家屋や間取りが広いため、農家民宿開業のための増改築が建築確認基準(100m)を超えてしまうことが多く、農家には申請手続き等の負担が増え、開業のネックの1つになっている	建築基準法第6条の1第1項に該当する特殊建築物(ホテル、旅館、下宿等)の床面積の合計が100㎡を超えていることについて	農家民宿に係る増改築の建築確認基準面積の引き上げ	自宅を改装して農家民宿を開業したいとの要望は多いが、現行の制度では投資が多額となる	国土交通省	1206140	
1096	1096040	17	石川県	17000	グリーン・ツーリズム促進特区	4	農業体験ツアーを行う場合の、旅行業法における大臣登録の緩和	12801	B						現行では登録した旅行者以外は認められていない	国土交通省	1200310
1096	1096050	17	石川県	17000	グリーン・ツーリズム促進特区	5	宿泊客の有償送迎への道路運送法の適用除外	12315	B						中山間地域での利便性の確保が必要	国土交通省	1208140

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特例の具体的要望事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード
1096	1096060	17	石川県	17000	グリーン・ツーリズム促進特区	6	特定農地貸付け法による貸付面積要件(10a未満)の撤廃	10131	C - 2	新規就農者の育成の場としての活用も期待される		特定農地貸付け法第2条2項第1号の政令で定める面積未満の農地に係る農地の貸付とされていることについて	貸付農地面積の上限(10a)を撤廃する		都市との交流による地域の活性化、農業の担い手の確保等に効果大	農林水産省	1000950
1096	1096070	17	石川県	17000	グリーン・ツーリズム促進特区	7	特定農地貸付け法における収穫農産物の販売行為の容認	10133	C - 2	新規就農者の育成の場としての活用も期待される		特定農地貸付け法第2条2項第2号の営利を目的としない農作物の栽培の用に供する農地の貸付けであることについて	収穫物の販売行為を容認する		都市との交流による地域の活性化、農業の担い手の確保等に効果大	農林水産省	1001010
1096	1096080	17	石川県	17000	グリーン・ツーリズム促進特区	8	特定農地貸付け法の貸付け期間(6年)の延長				果樹や花木を栽培したい借り手の意向に沿った農園づくりが出来ないため	特定農地貸付け法第2条2項第3号の政令で定める期間を超えない農地の貸付けとされていることについて	期間(5年)を延長する		都市との交流による地域の活性化、農業の担い手の確保等に効果大	農林水産省	1001040
1097	1097010	17	石川県	17000	干拓地農業活性化特区	1	企業による農地取得の直接取得を可能とする規制の緩和				企業の農業参入については、特区法で農地の使用貸借又は賃貸借は可能とされたが、農地の購入は未だ認められていないため	農地法第3条第2項第2号において、農地取得に関する農業生産法人以外の法人は農地取得出来ないことについて	農業生産法人以外の法人でも農地を直接取得可能とする		特区法により使用貸借又は賃貸借により、取得可能となったが、直接、購入は未だ認められていない	農林水産省	1000050
1097	1097020	17	石川県	17000	干拓地農業活性化特区	2	農産加工に関連する農業用施設用地に係る規制の緩和	C - 2	10108	食品関連企業と農業者との連携による干拓地農業の活性化を促進するもの	主として自己の生産する農畜産物を原材料として使用する加工・販売施設以外は農業用施設と認められず、施設を設置する場合は農振地域の除外手続きが必要であることから	農振法施行規則第1条で、農業用施設と定められている施設としては、主として、自己の生産する農畜産物を原料として使用する製造又は加工の用に供する施設等に限られていることについて	農業用施設については、農畜産物を原材料として使用する施設であれば、これを認める		農村地域において、農産加工場やレストラン等の設置には、農地法、農振法の規制が多い	農林水産省	1000660
1097	1097030	17	石川県	17000	干拓地農業活性化特区	3	趣味的農業で常時従事者がいない場合の農地取得の許可	C - 2	10108	都市住民や高齢者等の趣味的農業の拡大を図り、干拓地農業の活性化と農業への幅広い理解を深めるもの	趣味的に農業を行いたい都市住民や高齢者が多いが、常時従事者がいない場合は、農地の取得許可が下りないこと	農地法第3条2項第4号において、取得後の農作業に常時従事すると定められない場合は、取得許可が下りないことについて	農地の有効活用を図る必要な地域においては、常時従事者に該当しなくても、農地の取得希望者には農地取得を可能とする		都市住民等、趣味的農業を希望する者は農地法上の対象とならない	農林水産省	1000300
1097	1097040	17	石川県	17000	干拓地農業活性化特区	4	農地取得の下限面積の緩和	C - 2	10106	都市住民や高齢者等の趣味的農業の拡大を図り、干拓地農業の活性化と農業への幅広い理解を深めるもの	干拓地の農地を有効活用するためには、都市住民や新規就農者等幅広く農地取得を希望する者が必要であることから	農地法第3条2項第5号において、取得後の農地面積の合計が都府県では50aに達しなければ、取得許可が下りない(下限面積の引き下げは都道府県の裁量である程度は可能であるが、大きくは引き下げられない)ことについて	農地の有効活用を図る必要な地域においては、新規就農者も含め、小規模農地の取得希望者にも農地取得を可能とする		都市住民等、趣味的農業を希望する者は農地法上の対象とならない	農林水産省	1000420
1098	1098010	17	石川県	17000	サーモン・フィッシング特区	1	内水面におけるサケの採捕の一定基準下での禁止の解除	10703	C - 1		県内外から多数の釣り客が見込まれ、地元への経済効果が期待される。また、一定の基準下での実施により、サケの増殖事業にも寄与する。	水産資源保護法第25条において、内水面におけるサケの採捕禁止の解除	一定基準(地域、期間等)の下で、釣人に採捕可能とする			農林水産省	1004020
1099	1099010	7	福島県いわき市	7204	リサイクル産業を中心とした産業再生特区	1	リサイクル施設の設置に関する建築基準法上の手続の簡素化	12617	D		リサイクル施設(産業廃棄物処理施設)については、都市計画に支障がないことの確認にあたって、都市計画審議会の議を経ることとしているが、本市は、中核市として産業廃棄物処理に係る権限を有しているとともに、県の産業廃棄物処理計画を踏まえた市独自の廃棄物処理計画(方針)を有していること、更に小規模な県と同規模の面積を有する広域都市であり、その中で東北第一位の製造品出荷額を有する動脈産業から様々なリサイクル資源が排出されていることと、市の都市計画審議会により広域の見地から都市計画を決定していることなど、廃棄物行政・都市計画行政に関して都道府県と同等の能力を有していることから、その権限委譲を提案し、地域の特性や実態を反映した環境産業振興と循環型社会形成を図るもの	リサイクル施設(産業廃棄物処理施設)の都市計画に係る手続の権限委譲を行うことにより、事業者の迅速な事業化を支援しながら、地域の特性や実態を反映した環境産業振興と循環型社会形成を促進するもの	都市計画法施行令第9条第2項第8号により、産業廃棄物処理施設を都市計画として定める権限を都道府県としている事項について	廃棄物行政・都市計画行政に関して都道府県と同等の能力を有する市に権限を委譲する。なお、同等の能力を有する市とは、以下の様な特性を有していること、産業廃棄物処理の業、施設の許可権を有していること、独自の産業廃棄物処理計画を有していること、広域な都市であること、一定の産業集積があり域内からも産業廃棄物が排出されていること、市の都市計画審議会において広域の見地から都市計画を決定していること	都市計画法施行令第9条第2項第8号の定めにより、リサイクル施設(産業廃棄物処理施設)の設置については、都道府県の都市計画審議会の議を経て決定されることとなっているため、本市においては、再生利用認定制度の対象品目拡大などリサイクル関連の特区において廃棄物処理法の手続きが簡素化されても、リサイクル産業振興にあたって次のような問題点がある。都道府県レベルの開催となるため、案件の内容や件数に応じた弾力的な開催が難しくなるとともに、地域に根ざした審議を活発・十分に行うために長期間を要するため、民間事業者が迅速に事業化することが困難となる。自らも産業廃棄物処理計画(方針)を有するにもかかわらず、都道府県レベルでの審議になるため、地域の特性や実態を十分に反映した、自主的な環境産業振興と循環型社会形成促進の取組みが不十分となる	国土交通省	1203590
1100	1100010	23	豊根村	23563	自然エネルギー活用特区	1	同一主体が同一場所で処理する添加物の無い木くずの廃棄物からの除外				木材をカットしただけの木くずであっても、廃棄物との取扱いを受け、木質資源の有効利用ができないため、	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第2条第2項において木くずは廃棄物とされている。	廃棄物とは占有者が自ら利用できないために不要になった物と定義されているが、現在同一主体が同一場所で処理をする場合において摘要されているが、固形材木であり、かつ薬品処理等されていない材木において、材木の製造過程で生じる木くずは、木と同様の資源と捉え、そうした木くずを同一主体が同一場所で処理する場合についてのみ、木くずを廃棄物から除外。	材木をカットしただけの木質材料であっても廃棄物として取り扱われる。	環境省	1300380	
1100	1100020	23	豊根村	23563	自然エネルギー活用特区	2	木くずの破砕処理にかかる量的緩和				木くずの処理に関する量的規制があることから、木くずの処理が促進できないため、	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第8項の2において木くずの破砕は1日当たりの処理能力が5トンを超えるものを処理施設としている。	木くずの破砕処理について処理能力が5t/日を超えるものは許可が必要とされているが、材木からの一次処理により発生する純粋な木材については処理能力を10t/日と量的規制を緩和。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律において知事の許可が要らない施設は処理能力が5t/日と定められており、それ以上の処理が難しい。	環境省	1300590	
1100	1100030	23	豊根村	23563	自然エネルギー活用特区	3	風力発電施設の立地の容認				自然エネルギーを活用しようとした場合、自然公園地内が地勢上、適地であるが、自然公園地内は施設整備が制限されており、施設の整備ができない、山村という不利な地勢条件を最大限に生かしていくためには、法的規制の緩和が必要である。	自然公園法第17条第3項により施設整備が制限されている。	国立公園2種地域における開発を自然エネルギー利用施設や地球環境向上に寄与する施設に限り緩和。	自然公園法摘要内には施設整備が制限されている。	環境省	1300070	
1101	1101010	1	湧別町	1559	サロマ湖地域循環型社会特区	1	同一性状の産業廃棄物の一般廃棄物扱い		C - 1		1次提案では、特定の物質について、一般廃棄物を産業廃棄物と一括して処理する内容であった。本提案は、一般廃棄物と一括して処理を行えるようにするものである。	動植物性残さを再生利用するにあたり	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第2項において「産業廃棄物とは事業活動によって生じた廃棄物のうち、動植物性残さ等の廃棄物をいうもの」とされている点について	一般廃棄物と一括して処理を行えるようにする。	環境影響評価等において関係機関と十分協議を行う対象物は地域で発生した自然由来のものに限る	環境省	1300260
1101	1101020	1	湧別町	1559	サロマ湖地域循環型社会特区	2	再生利用を目的とした廃棄物の収集運搬許可の容認		C - 1		1次提案では、特定の物質について、廃棄物からの除外を求める内容であった。本提案は、再生利用を対象とした廃棄物の収集運搬の許可に関する規制の緩和を提案するものである。	動植物性残さを再生利用するにあたり	当該条件の場合は、排出者または再生利用業者(国、地方自治体等を含む)から運搬を委託された者についても収集運搬業の許可を不要とする。	特区域内で完結する運搬に限る	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則」等により定められた再生利用等の場合、農業者等が再生利用できる場合が多いが、これらの者は運搬のための車両や余剰人員がないため、運搬は委託せざるを得ない。しかし、このような再生利用の場合は、必ずしも産業廃棄物の収集運搬業でなくても適切に運搬が可能と考えられる場合が多いにもかかわらずこうした運搬料の高い、許可業者に委託しなければならない現状であり、運搬コストが事業の効率性ならびに再生利用の拡大に支障を来しているといえる	環境省	1300300
1101	1101030	1	湧別町	1559	サロマ湖地域循環型社会特区	3	建築基準法に関するリサイクル施設(中間処理施設、再生施設)設置要件の緩和		D		1次提案では、建築基準法第51条に関連するごみ焼却場その他の処理施設の位置についての内容であった。本提案は、建築基準法第48条(用途地域)の規制に関する設置要件の緩和を提案するものである。	動植物性残さを再生利用するにあたり	建築基準法第48条において「建築物の建築可能地域を限定」している点について	用途地域の規制を緩和し、有効利用にかかる施設の設置を促進する。	環境影響評価等において関係機関と十分協議を行う対象物は地域で発生した自然由来のものに限る	国土交通省	1206370

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特例の具体的な要望事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード
1101	1101040	1	湧別町	1559	サロマ湖地域循環型社会特区	4	自然公園内でのリサイクル施設(中間処理施設、再生施設)設置の容認	13006 13007	D	1次提案では、自然公園法施行規則第11条30項に関する適用基準や風致を維持する限度、公園利用に供される施設に関する内容であったが、本提案は全く別の提案である。本提案は廃棄物について埋立て処分等の実施ではなくリサイクルの実施を目的としているため、規制の緩和を提案するものである。	動植物性残さを再生利用するにあたり	自然公園法第17条第3項第一号及び同法第18条第3項第一号並びに同法20条第3項第一号において「工作物の新築等については定められた高さ制限、総建築面積、敷地面積等に適合していなければならない」としている点について	許可基準を緩和し、施設の設置を可能とする。	自然公園内での工作物の新築は、環境への配慮如何によらず制限されている	環境省	1300070	
1101	1101050	1	湧別町	1559	サロマ湖地域循環型社会特区	5	一般廃棄物の陸上処理の原則の緩和				動植物性残さ(一般廃棄物)の海洋投入を行うにあたり	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第3条第五項において「一般廃棄物であっても、埋立処分で支障がないと認められるものは海洋投入処分を行わないようにすること」としている点について	陸上処理の原則を緩和し、海洋投入できる廃棄物とする。	運搬及び処分を行う者は、漁業協同組合もしくは当該漁協から委託された組合員(漁業者)に限る	法律により、海に物を投入することが根本的に否定されている	環境省	1300600
1101	1101060	1	湧別町	1559	サロマ湖地域循環型社会特区	6	一般廃棄物としての動植物性残さの海洋投入処分の容認				動植物性残さ(一般廃棄物)の海洋投入を行うにあたり	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の2第四項において「動植物性残さを海洋投入処分を行うことができない廃棄物」としている点について	海洋投入できる廃棄物として加える。	地域内で発生した動植物性残さに限る海洋汚染の防止と水産資源保護が担保できる方法により行う	同一性状の物質であっても、一般廃棄物に区分されると、海洋投入が可能な廃棄物として指定されていない	環境省	1300610
1101	1101070	1	湧別町	1559	サロマ湖地域循環型社会特区	7	一般廃棄物としての動植物性残さの海洋投入処分基準の緩和				動植物性残さ(一般廃棄物)の海洋投入を行うにあたり	海洋汚染及び海上災害の防止の防止に関する法律施行令第7条別表第三において「排出海域をD海域」としている点について	排出基準(指定海域)を別に定められることとする。	地域内で発生した動植物性残さに限る海洋汚染の防止と水産資源保護が担保できる方法により行う	政令で定められた海洋投入の排出海域は沿岸から極めて遠く、実質的には排出は不可能である	環境省	1300220
1101	1101080	1	湧別町	1559	サロマ湖地域循環型社会特区	8	産業廃棄物の陸上処理の原則の緩和				動植物性残さ(産業廃棄物)の海洋投入を行うにあたり	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条第五項において「産業廃棄物であっても、埋立処分で支障がないと認められるものは海洋投入処分を行わないようにすること」としている点について	陸上処理の原則を緩和し、海洋投入できる廃棄物とする。	地域内で発生した動植物性残さに限る海洋汚染の防止と水産資源保護が担保できる方法により行う	法律により、海に物を投入することが根本的に否定されている	環境省	1300620
1101	1101090	1	湧別町	1559	サロマ湖地域循環型社会特区	9	産業廃棄物としての動植物性残さの海洋投入処分基準の緩和				動植物性残さ(産業廃棄物)の海洋投入を行うにあたり	海洋汚染及び海上災害の防止の防止に関する法律施行令第7条別表第三において「排出海域をD海域」としている点について	排出基準(指定海域)を別に定められることとする。	地域内で発生した動植物性残さに限る海洋汚染の防止と水産資源保護が担保できる方法により行う	政令で定められた海洋投入の排出海域は沿岸から極めて遠く、実質的には排出は不可能である	環境省	1300230
1101	1101100	1	湧別町	1559	サロマ湖地域循環型社会特区	10	産業廃棄物に関する許可制度の簡素化	13140	E - 2	1次提案では、公園事業として行うことについての内容であった。しかし、本提案では、公園事業を想定したのではないため、再度提案するものである。	動植物性残さ(産業廃棄物)の海洋投入を行うにあたり	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条において「産業廃棄物処理業の許可は都道府県知事」としている点について	運搬および処分を行う事業者の許可の権限を市町村長に委譲する。	運搬及び処分を行う事業者は、原則として提案者である漁業協同組合もしくは当該漁協から委託された組合員(漁業者)に限る	同一性状の廃棄物であっても、廃棄物の区分により処理等を行う者が異なるため、二重に許可を受けなくてはならない	環境省	1300510
1101	1101110	1	湧別町	1559	サロマ湖地域循環型社会特区	11	水底土砂の廃棄物からの除外	13110 13111 13112 13113 13120 13150	C - 1	1次提案では、特定の物質について、廃棄物からの除外を求める内容であった。本提案は、1次提案とは異なる物質である炭土砂について提案するものである。また、廃棄物か否かの基準が不明確であることに起因するものであり、関連する規制の緩和を提案するものである。	サロマ湖の底泥を海洋や土壌に還元するにあたり	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条において「事業活動により生じたもの」としている点について	炭土砂については廃棄物とせず「土砂」として取り扱う。	海洋汚染の防止と水産資源保護が担保できる方法により行う	廃棄物か否かの基準が不明確であるため、廃棄物として取り扱われ、必要以上の処理が求められている	環境省	1300370
1101	1101120	1	湧別町	1559	サロマ湖地域循環型社会特区	12	河川流水の占用に関する許可制度の緩和	12414	D	1次提案では、水の高度利用、有効利用を目的としたが、今回の提案は全く別の内容である。具体的には、水利権自体が事実上意味を成していない地域であるため、この要件を緩和する事を提案する。	サロマ湖の湖水の利用を円滑にするため	河川法第23条において「河川流水を占用しようとするものは河川管理者の許可を受けなければならない」としている点について	一定量に満たない取水量の場合は届出制とする。	一定量の基準は河川管理者と協議して設定する	当該水域は管理上河川であるが、実質海面であるため、規制が意味を持たない	国土交通省	1204060
1101	1101130	1	湧別町	1559	サロマ湖地域循環型社会特区	13	河川区域内の工作物の新築許可手続きの簡素化	12409	D	1次提案では、河川区域内の工作物新築等は、河川管理者との協議により実施可能とすることを提案していた。本提案では許可に関する検討事項の簡略化を求める内容である。	サロマ湖の湖面の利用を円滑にするため	河川法第26条において「河川区域内に工作物を新築しようとするものは河川管理者の許可を受けなければならない」としている点について	設置場所や規模、構造等、一定条件を満たす工作物の場合は、治水・利水に関する検討を簡略化する。	条件や検討の簡略化の内容は河川管理者と協議して決定する	当該水域は管理上河川であるが、実質海面であるため、河口付近等を除き、治水・利水に関する規制が意味を持たない	国土交通省	1204010
1101	1101140	1	湧別町	1559	サロマ湖地域循環型社会特区	14	自然公園内における工作物の新築等に関する規制の緩和	13006	D	1次提案では、風力発電施設を公園事業として行うことについての内容であった。しかし、本提案では、公園事業を想定したのではないため、再度提案するものである。	サロマ湖および湖畔において、自然エネルギー施設を設置するにあたり	自然公園法第17条第3項第一号及び同法第18条第3項第一号並びに同法20条第1項第一号において「工作物の新築等については定められた高さ制限、総建築面積、敷地面積等に適合していなければならない」としている点について	許可基準を緩和し、施設の設置を可能とする。	戦略的アクセスを実施した上で、十分な環境保全対策を実施する	自然公園内での工作物の新築は、環境への配慮如何によらず制限されている	環境省	1300070
1101	1101150	1	湧別町	1559	サロマ湖地域循環型社会特区	15	使用する動力漁業船の総トン数の規制の緩和				小型底引き網漁業(15トン未満の漁船まで)の効率化を図るにあたり	漁業法第66条において「総トン数15トン未満の船舶の使用」としている点について	使用船舶基準の緩和により大型船舶(沖合底引き網漁業相当)の使用を可能にする。	操業を行う漁場及び漁業はこれまでどおりとするほか、行政や近隣漁協等の関係者との合意の上で実施する	小型底引き網漁業に用いる動力漁船の総トン数は15トン未満と制限されているため、大型漁具の積載や多量の漁獲物の運搬ができない	農林水産省	1004030
1101	1101160	1	湧別町	1559	サロマ湖地域循環型社会特区	16	ホタテガイの処理加工に関する規制の緩和				貝毒発生時期におけるホタテガイの処理加工において	食品衛生法第4条に関連する「麻痺性貝毒発生時期におけるホタテガイの処理加工等管理要領」(平成11年7月改正)の2(3)において「処理加工できる製品の形態と加工原料員の中腸腺毒性値」を対象としている点について	製品となる部位を対象として、毒性値を基準値と比較し、処理加工の適否の判断を行う。	当該地域での加工時の貝毒検査実績からは、貝毒発生時期においても製品となる部位(貝柱)からは、基準値を超える貝毒は検出されていないが、左記の要領のために水揚げも規制されるため、操業ができず、ホタテ産産が基幹産業である地域経済に大きな打撃を与えている	農林水産省 厚生労働省	1004040	
1101	1101170	1	湧別町	1559	サロマ湖地域循環型社会特区	17	ホタテガイの処理加工に関する規制の緩和				貝毒発生時期におけるホタテガイの処理加工において	食品衛生法第4条に関連するホタテガイの生産及び流通について(10水推第1758号)において「54号貝毒通達(記の2)(2)又は3(2)によるホタテガイの出荷の適否の判断は、次の表に掲げる生産海域の区分により行うものとする。」としている点について	生産海域の区分及び出荷の適否の判断は、ホタテガイを生産する漁業協同組合を区分の単位として行うものとする。	水揚げから処理場までの荷荷や運搬、処理加工場での処理方法ならびに製品の検査には、新たな規定を設けるなど、厳密な管理を行うものとする	現在の海区は広く、海区内に複数の漁協が含まれるが、漁協によつては貝毒値が基準を下回っているにもかかわらず、同一海区内の他漁協での発生により生産することができないことがある。このことがホタテ産産が基幹産業である地域経済に深刻な打撃を与えている	農林水産省 厚生労働省	1004050
1102	1102010	23	津島市	23208	子育て支援特区	1	保育園の調理室及び調理員の配置規制の緩和				保育行政の合理化、効率化、重点化を図るため、学校給食センターにて集中的に調理業務を行うことができるように	児童福祉施設の最低設置基準第32条及び第33条で規定されている調理室及び調理員の配置規制について	給食の調理をセンター方式で行う場合については、当該規定を除外できるようにする。	最低設置基準の背景たる「食育」の思想を踏越さない範囲において行うことができる旨限定する。	児童福祉施設の最低設置基準第32条及び第33条の規定により、給食の調理は圏外で行うことができない	厚生労働省	
1102	1102020	23	津島市	23208	子育て支援特区	2	低体重児出生の届出先及び未熟児訪問指導の容認				安心して子育てができる環境整備の一環として、乳幼児の指導を包括的に行うことが出来るように	母子保健法第19条及び第19条で規定されている低体重児の報告及び未熟児の訪問指導について	市が実施することを容認する。		母子保健法第18条及び第19条の規定により、市による乳幼児期の包括的指導ができない	厚生労働省	
1103	1103010	23	津島市	23208	学生インターンシップ特区	1	職業経験目的による無給の労務提供による任用の容認				インターンシップ制度を行政及び学生にとって実効性及び便益の高い制度とするため	地方公務員法における任用の一形態において	インターンシップ制度による任用を盛り込む。	行政及び学生双方の研修・指導内容について報告する。	地方公務員法上にてインターンシップ制度による任用が想定されていないことや、被災時にはその損害を補償する保険がない外、職務の官費も義務化されていないため、与える職務が至極軽易なものに限られている	総務省	0401080

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特例の具体的要望事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード
1104	1104010	6	山形県天童市	6210	田園集落再生特区	1	市街化調整区域における専用住宅開発の容認				都市計画法の開発制限があることにより、市街化調整区域内においては地域内居住者の分家住宅等以外は建設できない状況にある。それにより、地域コミュニティの維持が難しくなっており、本提案により地域コミュニティの活性化を図る。	都市計画法第34条第8号の3において、「市街化区域に隣接し、…市街化区域と一体的な日常生活圏を構成していると認められる地域」という要件について	当該要件を撤廃する。	特例の対象となる範囲を集落毎に限定し、スプロール化を防止する。	都市計画法第34条第8号の3は、市街化区域に隣接する集落における開発の緩和を規定したものであるが、その地域は市街化区域の拡大によって開発を促進できる区域である。しかし、本市が提案している地域コミュニティが衰退している地域、かつ一定のインフラ整備が進んでいる地域で市街化区域から離れている集落においてはこの条文を適用できない。また、同法同条第5号の4に基づき提案する内容について条例を制定することも考えられるが、条文の中の「市街化区域において行うことが困難又は不適当」には合致しないと認められる。さらに、県の土地利用方針は県全域または広域的な方針であるため、県と市の方針に相違がある場合があり、市独自の条例制定や施策展開ができない状況にある。	国土交通省	1200140
1105	1105010	27	大阪府羽曳野市	27222	介護保険料収納円滑特区	1	私人による介護保険料の収納事務の容認				コンビニエンスストアでの収納事務を可能とすることによる収納機会の拡大を図るため、私人による介護保険料の収納事務を容認する。	地方自治法第243条の規定による私人の公金取扱の制限について	介護保険法において特別の定めをすることによる私人による公金取扱の容認		私人の公金取扱は地方自治法第243条において制限されておりコンビニエンスストアでの収納取扱ができない。	総務省厚生労働省	0400290
1105	1105020	27	大阪府羽曳野市	27222	介護保険料収納円滑特区	2	口座振替領収証書の発行の省略				事務効率化及び経費削減を図るため、口座振替領収証書の発行を省略する。	地方自治法施行令第155条の規定による口座振替の方法に係る自治省通知において、雇入の納付の場合の指定金融機関等の領収証書発行取扱が定められている事項について	国通知の変更による口座振替に係る領収証書の省略の実施	市による年1回の口座振替済通知書の発行	口座振替領収証書の省略は自治省通知により指定金融機関等が当該領収証書を発行することとしており省略できない。	総務省	0400350
1106	1106010	23	弥富町	23428	生活福祉関連特区	1	高齢者と身体障害者に係る短期入所事業の相互利用の容認				現在では65歳未満の身体障害者が介護保険法による短期入所生活介護を利用することが可能であるが、平成15年4月1日から施行の身体障害者の支援制度になると利用できるなくなると現在利用している身体障害者がサービスが受けられなくなるので特区として相互利用の容認をほしい。	身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者等の人員、設備及び運営に関する基準(平成14年6月13日厚生労働省令第78号)の身体障害者短期入所(第64条から第80条)の部分の緩和(介護保険法第70条第1項により指定された事業所は身体障害者福祉法第17条の17第1項で規定する指定された事業所とみなす)について		65歳未満の身体障害者が介護保険法による通所介護施設及び短期入所生活介護を利用する場合の取扱について(平成12年3月31日付け障障第16号、老計第16号 課長通知)を平成15年4月1日以降も容認してほしい。	平成15年4月1日以降は身体障害者の短期入所事業は身体障害者福祉法第17条の17で定められており、介護保険法上の指定短期入所生活介護事業者ではない。	厚生労働省	
1107	1107010	40	大川市	40212	木くずリサイクル特区	1	リサイクル推進のため、木くずを廃棄物処理法の廃棄物から除外				家具関連事業所から排出される木くずが産業廃棄物であり、処理に対する制限があるため、効率的なリサイクル事業を行う事が出来ない状況にあることから	法施行令第2条第4項第1号の規定による木くずの木材又は木製品の製造業(家具の製造業を含む)の除外について	木くずについて廃棄物処理法の廃棄物より除外し、リサイクルを推進できるようにする。			環境省	1300380
1108	1108010	43	産山村	4305	ハウス営農特区	1	農業に取り組みとうする個人または法人が小規模な農地を取得できるよう、農地の権利移動後の合計面積要件(都府県は50アール、道は2ヘクタール以上)の緩和	10106	C-2	遊休農地の効率的利用を実現するためには現行の50アール以下の規制がハードルとして高すぎるため緩和が必要である。	村が出資した第3セクターが、遊休農地所有者から農地を賃貸借により集約し、その農地にハウス園芸団地を建設する。建設したハウスを新規就農者等に貸し出し、営農を推進する。	産山村内外の農業に取り組みとうする60歳未満の新規就農者等		就業した場合、作付け品目によるが概ね3,000千円/10a当の売り上げ、利益率が65%としたとき30a程度の規模があれば農業による生活が成り立つと考えます。その際、農地法第3条に規定する面積基準により規制の対象となり、また、就農の困難化になるため、規制の特例事項を設定していただきたい。	農地法第3条第10項第2号の5により都府県では50アールに達しない場合は、新たに農地における権利を取得することができないと定められており、小規模農家としての就農ができない。	農林水産省	1000240
1109	1109010	15	新潟県柏崎市	15205	新エネルギー・環境特区	1	電気料金の算定を供給者が原価を下らない範囲で料金設定ができることの容認				当市は、世界最大規模の原子力発電所が立地し、電気を生産(供給)しているにも関わらず消費地(受給)でないという、ある意味での「原発立地の恩恵」を受けていない実態がある。近年、電気事業法の一部改正によって、一部分での自由化が進められているが、電気事業特有の構造から「安定供給」の責任等、公共性、公益性確保を口実に総体的には、既存事業者による寡占状態が続いている。これは、電気料金は多少の差はある、全国ほぼ同一に定められ競争原理が働いていない。また、電気事業者の「横張り」によって供給区域が定められ、各事業者の経営の安定が保証されている形となっているためである。今後も益々増えるであろう電力需要を賄うこの事業分野は、意欲あるものによる新規参入や新規起業とそれに伴う関連産業の活性化のみならず、電力市場を競争的に機能させていく上においても、正当で真の自由競争原理による電気料金の低廉化が必要である。その廉位性による企業誘致の実現など、地域産業活動全体の再生、活性化が期待できるとともに「地産地消」という実感により地域効果へも期待がもてることからこの特例を導入することが必要である。具体的には、発電所(供給区域外事業者)から直接的に電力供給を供給区域内事業者が受け、少しでも低廉な料金で需要家へ供給できるようにするものである。	電気事業法第19条第2項(一般電気事業者の供給約款等)において、電気料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたもので、将来の電気供給を行うために生じる原価と利潤の予測値である総括原価に基づいて料金を設定する。いわゆる総括原価方式とされている事項について	料金設定の基となる算定要件を引き下げ、原価を下らない範囲内の料金設定とすることを容認すること。また、当事者間(相対取引)で決定できることを容認すること。	原子力発電所の立地地域に限定する。原価を下らない範囲とする。	料金算定の基となる算定方法では、電気事業を競争的に機能させていく上で自由競争原理による料金の低廉化が進まず、料金の低廉化という廉位性に伴う地域産業活性化による電源立地地域の振興が図られない。	経済産業省	1130080
1109	1109020	15	新潟県柏崎市	15205	新エネルギー・環境特区	2	電気料金の算定を供給者が原価を下らない範囲で料金設定ができることの容認				当市は、世界最大規模の原子力発電所が立地し、電気を生産(供給)しているにも関わらず消費地(受給)でないという、ある意味での「原発立地の恩恵」を受けていない実態がある。近年、電気事業法の一部改正によって、一部分での自由化が進められているが、電気事業特有の構造から「安定供給」の責任等、公共性、公益性確保を口実に総体的には、既存事業者による寡占状態が続いている。これは、電気料金は多少の差はある、全国ほぼ同一に定められ競争原理が働いていない。また、電気事業者の「横張り」によって供給区域が定められ、各事業者の経営の安定が保証されている形となっているためである。今後も益々増えるであろう電力需要を賄うこの事業分野は、意欲あるものによる新規参入や新規起業とそれに伴う関連産業の活性化のみならず、電力市場を競争的に機能させていく上においても、正当で真の自由競争原理による電気料金の低廉化が必要である。その廉位性による企業誘致の実現など、地域産業活動全体の再生、活性化が期待できるとともに「地産地消」という実感により地域効果へも期待がもてることからこの特例を導入することが必要である。具体的には、発電所(供給区域外事業者)から直接的に電力供給を供給区域内事業者が受け、少しでも低廉な料金で需要家へ供給できるようにするものである。	供給約款料金算定期則第2条(認可料金の原価等の算定)において、料金の算定方法が定められている事項について	料金設定の基となる算定要件を引き下げ、原価を下らない範囲内の料金算定とすることを容認すること。また、当事者間(相対取引)で決定できることを容認すること。	原子力発電所の立地地域に限定する。原価を下らない範囲とする。	料金算定の基となる算定方法では、電気事業を競争的に機能させていく上で自由競争原理による料金の低廉化が進まず、料金の低廉化という廉位性に伴う地域産業活性化による電源立地地域の振興が図られない。	経済産業省	1130080
1109	1109030	15	新潟県柏崎市	15205	新エネルギー・環境特区	3	卸供給料金の算定を供給者が原価を下らない範囲で料金設定ができることの容認				当市は、世界最大規模の原子力発電所が立地し、電気を生産(供給)しているにも関わらず消費地(受給)でないという、ある意味での「原発立地の恩恵」を受けていない実態がある。近年、電気事業法の一部改正によって、一部分での自由化が進められているが、電気事業特有の構造から「安定供給」の責任等、公共性、公益性確保を口実に総体的には、既存事業者による寡占状態が続いている。これは、電気料金は多少の差はある、全国ほぼ同一に定められ競争原理が働いていない。また、電気事業者の「横張り」によって供給区域が定められ、各事業者の経営の安定が保証されている形となっているためである。今後も益々増えるであろう電力需要を賄うこの事業分野は、意欲あるものによる新規参入や新規起業とそれに伴う関連産業の活性化のみならず、電力市場を競争的に機能させていく上においても、正当で真の自由競争原理による電気料金の低廉化が必要である。その廉位性による企業誘致の実現など、地域産業活動全体の再生、活性化が期待できるとともに「地産地消」という実感により地域効果へも期待がもてることからこの特例を導入することが必要である。具体的には、発電所(供給区域外事業者)から直接的に電力供給を供給区域内事業者が受け、少しでも低廉な料金で需要家へ供給できるようにするものである。	卸供給料金算定期則第3条(料金の原価等の算定)において、卸供給に係る料金の算定方法が定められている事項について	料金設定の基となる算定要件を引き下げ、原価を下らない範囲内の料金算定とすることを容認すること。また、当事者間(相対取引)で決定できることを容認すること。	原子力発電所の立地地域に限定する。原価を下らない範囲とする。	料金算定の基となる算定方法では、電気事業を競争的に機能させていく上で自由競争原理による料金の低廉化が進まず、料金の低廉化という廉位性に伴う地域産業活性化による電源立地地域の振興が図られない。	経済産業省	1130090
1109	1109040	15	新潟県柏崎市	15205	新エネルギー・環境特区	4	廃食用油を再生した動力燃料を軽油引取税の課税対象外とし、事業化を進めるため				廃食用油を再生した動力燃料を軽油引取税の課税対象外とし、事業化を進めるため。	地方税法第700条の3第4項において、軽油に軽油以外の炭化水素油を混和し若しくは軽油以外の炭化水素油と軽油以外の炭化水素油を混和して製造された軽油を販売した場合又は燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として販売した場合においては、その販売量を課税標準とする定められている事項について	廃食用油を再生した動力燃料を軽油引取税の課税対象外とすること。	(必要なし)	100%再生油の場合は課税されないが、軽油と混合した場合、混合した再生油分に対してのみ課税される。このため、販売価格が上がり販路が拡大しにくく事業化が難しくなり、結果として環境にやさしい低公害燃料の需要が伸びない。	総務省	0403270

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特例の具体的な要望事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード
1109	1109050	15	新潟県柏崎市	15205	新エネルギー・環境特区	5	保安林解除要件の拡大			風況の良い沿岸域での風力発電施設建設を容易にするため、	保安林解除にあたっての公益上の必要性の判断は、保安林を土地収用法その他の法令により土地を収用し(は)使用できることとされず、保安林はこれに準ずるものを用いる必要が生じたときとされており、民間事業者による風力発電施設の設置が困難とされていることについて	保安林においては、立木の伐採や土地の形質の変更等について制限があり、風力発電施設を設置する場合、保安林の解除が必要となるが、新エネルギーの導入の推進の観点から、民間事業者が行う事業についても、公益性を認め設置できるようにすること、	(必要なし)	保安林解除にあたっての公益上の必要性の判断は、保安林を土地収用法その他の法令により土地を収用し(は)使用できることとされず、保安林はこれに準ずるものを用いる必要が生じたときとされており、民間事業者による風力発電施設の設置が困難、	農林水産省	1003050	
1110	1110010	15	新潟県柏崎市	15205	海洋空間活性化特区	1	臨港地区内における目的外建築物建設要件の弾力化			臨港地区内における目的外建築物の建設制限の弾力化により、物流機能のみの施設から、観光遊覧船、物販、風力発電等、観光・レジャーを中心とした機能に併せ商港区に観光区としての機能も持たせ、「港」を中心とした地域経済の活性化を図るため、	新潟県が管理する港湾の臨港地区内において規制される構築物の指定に関する条例第3条(禁止構造物の指定)において、各区分の目的を著しく阻害するもの施設から、物販、風力発電等、観光・レジャーを中心とした機能に併せ商港区に観光区としての機能も持たせ、「港」を中心とした地域経済の活性化を図るため、	「港」を中心とした地域経済の活性化を図るため、臨港地区内における目的外建築物建設要件を弾力的に認め、物販、風力発電等、観光・レジャー関連建築物の建設を容認すること、	臨港地区内の利用状況等に応じた範囲で限定する	新潟県が管理する港湾の臨港地区内において規制される構築物の指定に関する条例第3条(禁止構造物の指定)において、各区分の目的を著しく阻害するもの施設から、物販、風力発電等、観光・レジャーを中心とした機能に併せ商港区に観光区としての機能も持たせ、「港」を中心とした地域経済の活性化を図る上で支障となっている、	国土交通省	1210150	
1110	1110020	15	新潟県柏崎市	15205	海洋空間活性化特区	2	港湾区域内における占有する場合の許可要件の弾力化			港湾区域内における占有する場合の許可制限の弾力化により、物流機能のみの施設から、観光遊覧船、物販、風力発電等、観光・レジャーを中心とした機能に併せ商港区に観光区としての機能も持たせ、「港」を中心とした地域経済の活性化を図るため、	港湾法第37条第2項(港湾区域内の工事等の許可)において、港湾管理者の長は、前項の行為が、港湾の利用若しくは安全に著しく支障を与え、又は第3条の3第1項若しくは第10項の規定により公示された港湾計画の遂行を著しく阻害し、その他港湾の開発発展に著しく支障を与えるものであるときは、許可をしないこととする。また、法令で定める場合を除き、港湾管理者の管理する水域施設について前項第1号の水域の占有又は同項第4号の行為の許可をしないこととする、	「港」を中心とした地域経済の活性化を図るため、港湾区域内における占有する場合の許可制限を弾力的に認め、観光遊覧船の就航と関連施設となる1面施設等の建設を容認すること、	港湾区域の利用状況等に応じた範囲で限定する	港湾法第37条第2項(港湾区域内の工事等の許可)において、港湾管理者の長は、前項の行為が、港湾の利用若しくは安全に著しく支障を与え、又は第3条の3第1項若しくは第10項の規定により公示された港湾計画の遂行を著しく阻害し、その他港湾の開発発展を総合的に判断することにより許可制限があるため、観光遊覧船の就航による観光・レジャー産業の活性化がかりと「港」を中心とした地域経済の活性化を図る上で支障となっている、	国土交通省	1210100	
1110	1110030	15	新潟県柏崎市	15205	海洋空間活性化特区	3	漁港施設用地内における利用規制の弾力化			漁港施設用地内での漁業活動以外の利用制限の弾力化により、近年の「自然、健康」に対する関心の高まりとともに自然志向やアウトドア志向によって、地域の漁業や自然景観、伝統文化等の資源を活かした多様な余暇活動を提供する漁村滞在型余暇活動(ブルー・ツーリズム)への取り組みを進め、漁村地域の活性化を図るため、	水産庁長官通達(改正・平成10年9月1日水産第3681号)「漁港施設用地等利用計画の策定について」において、漁業活動以外の利用が制限されている事項について	地域の漁業や自然景観、伝統文化等の資源を活かした多様な余暇活動を提供する漁村滞在型余暇活動(ブルー・ツーリズム)による漁業活動以外の利用を漁港施設用地内においても弾力的に認めること、	漁村滞在型余暇活動(ブルー・ツーリズム)を進める条件に適合した漁港地域の活性化を図る上で支障となっている、	農林水産省	1004060		
1111	1111010	15	新潟県柏崎市	15205	知的障害児福祉特区	2	知的障害児施設における職員の一般要件の緩和			児童福祉法により、施設における職員の資格要件が規定されているが、有資格者には女性職員が多いため、近年増加傾向にある過剰児の生活指導が難しい現状があることから、知的障害児施設における職員の一般要件の緩和が必要である、	児童福祉法・児童福祉施設最低基準第49条(職員)において、児童指導員及び保育士の措置とその総数が定められている事項について	知的障害児施設における児童指導員及び保育士の資格者総数の要件を引き下げる、	特例の対象とする範囲である資格者総数の要件を引き下げる。現行基準を下回った人員分は実務経験のある介助員によって対応は可能である、	近年、知的障害者施設数の不足により、知的障害児施設に入所している児童が、在所期間の延長の特例により、満20歳を超えても入所を続けている例が多くなってきている状況にあり、児童指導員、保育士の資格者の多くが女性職員であることから生活指導面で対応に限界があるため、	厚生労働省		
1112	1112010	4	田房町農政商工課	4502	農地制度における交換耕作の利用権設定規制緩和特区	1	転作集団化等による土地利用率の向上を図るための、交換耕作の利用権設定規制緩和及び申請の簡略化			効率的な土地利用から、作物の高品質・高収量生産により農業所得を確保し水田農業を確立するため、また、交換耕作者への転作助成金直接交付の問題や水稲共済加入の問題等を解決するため、	交換耕作利用権設定の規制、並びに手数料・費用のかかる申請形態	転作集団化等による土地利用の効率化を図るため、交換耕作の利用権設定を行う場合に、未相続地等の交換耕作規制を緩和する、50a以下圃場制限等農業者資格の緩和、交換耕作の利用権設定が、小作人の既得権とならないよう期限的限定により配慮する、集団化に伴う交換耕作は、当事者の申請書1枚に簡略化する、既に長期の利用権設定が行われている場合でも、転作集団化にかかる利用権設定は重複して行えるようにする、	転作を含めた、効率的な土地利用ができず、集団化が進まない、作物の生産性が悪(農業所得の向上)につながらない、	農林水産省	1000310		
1113	1113010	1	上磯町	1335	上磯町リサイクル循環工業特区	1	一般廃棄物の処分に係る許可の省略及び許認可手続きの簡素化			廃棄物中間処理にあたり、産業廃棄物の許認可を取得し処理が行われている品目について、一般廃棄物と分類される廃棄物についても処理可能とし、廃棄物処理の合理化を図る、	「産業物の処理及び清掃に関する法律」第7条第4項及び第8条において規定されている一般廃棄物の処分に係る許可について	一般廃棄物であっても産業廃棄物処理の許認可を受けている処理品目について処理を容認する	産業廃棄物処理の許認可の取得に伴い技術面、施設面の安全性は確保される	浄化槽汚泥については浄化槽法において一般廃棄物と定められており、同一性状であっても産業廃棄物処理施設で処理できない	環境省	1300280	
1114	1114010	15	紫雲寺町	15309	新エネルギー導入特区	1	保安林内作業許可要件緩和			新エネルギーの普及については国を挙げて推進しているが、当該地域は海岸線のほぼ全域が飛砂防備保安林となっているため、良好な風況で電力会社との系統連係が可能であるが、民間企業が保安林内で設置できる可能性は無いのが現状である、植林していない海浜部の保安林区域での事業展開が可能になることを要望する、	森林法第34条第2項の許可要件について	飛砂防備保安林内で行なう民間の風力発電事業について実施することを容認する、	民間企業が進める新エネルギー(風力発電)については保安林内での設置が難しい、	農林水産省	1003080		
1115	1115010	1	余市町	1408	観光・産業交流特区	1	農道離着陸場の設置目的の撤廃補助金適正化に関する法律の緩和			農道離着陸場を現実的背景から観光振興推進及び広域的災害と救急業務を図るため、	農道離着陸場利用目的の農産物の空輸利用の空時間を利用した多面的利用を図る、	対象を「農産物の空輸利用以外」を撤廃し、「同施設を地域振興の利用に供する」と改正 また「補助金適正化に関する法律」の枠を除外することによる他の資金導入を図ることを可能とする、	観光・産業・交流特区(農道空港)については、一般土地改良事業の受益地の転用に伴う補助金の返還措置及び平成8年6月7日付農林水産省構造改善局建設部開発課農道離着陸場整備第2項の利用制度「補助金適正化に関する法律第3条第2条(財産処分の制限)定められており活用が制限されている、	農林水産省 財務省	0701130 1001050 1001060 1001070		
1116	1116010	34	広島県世羅町	34462	広島中部台地農業改革特区	1	農外企業が直接農地を保有し農業経営を可能とするための地域限定規制緩和(詳細は様式1-1の10・11に記載)	管理コード10103(詳細は様式1-1の11に記載)	A	(詳細は様式1-1の10・11に記載)	農外企業が直接農地を保有し農業経営を可能とするための地域限定規制緩和、遊休農地の有効活用と地域農業の再生と活性化及び新規雇用の創出、農外企業へ農地の使用貸借を行うために町が「農地保有合理化法人」となり広大な農地を取得する財政力はあり得ない、(詳細は様式1-1の10・11に記載)	(該当法令)農地法第3条第1項第2項「農業生産法人以外の法人は原則として農地取得の権利を有しない、農業生産法人であっても権利を取得するには農業委員会又は都道府県知事の許可が必要、」理由)前記(目的)に同じ(詳細は様式1-1の10・11に記載)	「当該地区における特区想定エリアは当該地区によって創出された地域(農産・国産農産物)に限定されており、従来から耕作されてきた農地に特例措置が適用されることはあり得ないが、地方自治体としての土地利用政策の観点から、独自の土地利用条例の整備を行い地方自治体の自己責任の明確化を図るとともに、行政のチェック、監視体制の仕組みを整備する、	農外企業が直接農地を保有し農業経営を可能とするためには農地法第3条に抵触する、	農林水産省	1000060	
1117	1117010	47	名護市	47209	金融テクノロジー開発特区	1	保険会社が出再(再保険)する場合の責任準備金の積立免除(責任準備金を積立免除することができるキャプティブ保険の定義、を法律により明確化)	3200	C-1	「保険会社が出再(再保険)する場合、保険会社の責任準備金の積立を免除することについて、再保険を受ける者が適切な規制や監督を受けていることが必要」とのことであるが、適切な監督を行うことで、保険会社の責任準備金の積立を免除する、	現在、海外でしか設立されていないキャプティブ保険会社を国内で設立できるようにし、我が国の企業にとって保険料の安定化やリスクマネジメントを効率的に行うことができるようにする、	保険業法施行規則第71条により、我が国で設立されるキャプティブ保険会社は対象外であり、責任準備金の積立免除が認められない事項について責任準備金を積立免除することができるキャプティブ保険が法律により明確化されていないことについて	キャプティブ保険会社に対する出再(再保険)について、保険会社の責任準備金の積立を免除する、責任準備金を積立免除することができるキャプティブ保険(親会社または関連会社のみを被保険者とする保険)を構造改革特区法の中において明文化する、	国または地方公共団体等適切な規制や監督を行うこととする、	金融庁		
1117	1117020	47	名護市	47209	金融テクノロジー開発特区	2	責任準備金を積立免除することができるキャプティブ保険の適正な最低資本金額の設定	3201	C-1	特定の者を被保険者とするキャプティブ保険の特性から、不特定の者を対象とする保険に適用される最低資本金額を適用することは合理的ではなく、国際的に採用されているキャプティブ保険の最低資本金額の基準を導入し、キャプティブ保険会社の設立を容易にする、	現在、海外でしか設立されていないキャプティブ保険会社を国内で設立できるようにし、我が国の企業にとって保険料の安定化やリスクマネジメントを効率的に行うことができるようにする、	保険業法第6条第2項において、最低資本金額が10億円を下回ってはならないとする下限の制限について	キャプティブ保険の最低資本金額については国際的に採用されている3,000万円とする、	国または地方公共団体等適切な規制や監督を行うこととする、	金融庁		
1117	1117030	47	名護市	47209	金融テクノロジー開発特区	3	責任準備金を積立免除することができるキャプティブ保険の適正なソルベンシー比率の設定	3250	C-1	特定の者を被保険者とするキャプティブ保険の特性から、不特定の者を対象とする保険に適用されるソルベンシー基準を適用することは合理的ではなく、国際的に採用されているキャプティブ保険のソルベンシー基準を導入し、キャプティブ保険会社の設立を容易にする、	現在、海外でしか設立されていないキャプティブ保険会社を国内で設立できるようにし、我が国の企業にとって保険料の安定化やリスクマネジメントを効率的に行うことができるようにする、	平成11年金融監督庁・大蔵省告示第3号において、保険金等の支払能力の充実に状況が適当かどうかの基準について	キャプティブ保険のソルベンシー比率については国際的に採用されている基準である、資本金・剰余金の合計が次のいずれの金額とも同等以上となることとする、正味保険料の20%15%	国または地方公共団体等適切な規制や監督を行うこととする、	金融庁		
1117	1117040	47	名護市	47209	金融テクノロジー開発特区	4	英文での情報開示及び書類の提出	3320 3321 3325	C-1	当該提案は海外取引所で取引されている外国証券へのアクセスを容易にするものであり、結果として本邦投資家の投資機会の拡大につながる。また1次提案において、特区内に限り英文を使用した情報開示及び情報提供は可能という回答を得ている、従って特区内における英文開示を認める制度の創設を要望する、	名護市は我が国で唯一の金融特区を活用し、高度な金融業務を展開する目的で「バスダック構想」を掲げている、本構想はアジアにおける証券ハブ市場を目指すものであり、そのためには国際金融市場における標準である英語での情報開示が必要となる、本構想の実現により本邦投資家の投資機会増大に貢献できると考える、	日本語のみでの情報開示を定める 「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第127条～130条、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第63条～66条「企業内容等開示に関する内閣府令」第9条の3第3項、第9条の4第1項、10条2項、15条1項2号、17条2号、について	外国企業が株主割増償還に伴う新株発行を行う場合、当該企業が上場している外国の証券取引所へ提供している英文での届出書・目録見書で情報開示を行えば、日本語での情報開示は不要とする、	当該国際証券取引所に上場する企業については、日本語または英語の選択性とする、現状においては、オンライン取引のように動議などで行われる環境を鑑みても、投資家は翻訳ソフトなどにより日本語環境に変更可能であると考える、	外国企業が株主割増償還に伴う新株発行を行う場合、日本語での届出書・目録見書の作成が要求されるが、現実には日本語でこれらの開示書類を作成する外国企業はなく、株主割増時において投資家は新株引受権を放棄させられており、現行制度では却って投資家保護に反する結果となっている、	金融庁	
1117	1117050	47	名護市	47209	金融テクノロジー開発特区	5	投信法58条(外国投資信託の届出)の改正または運用の緩和及び投信法、同施行令によるETFにおける指数指定制度の廃止			グローバルETF(指数連動型上場投信)市場を創設し、その取扱を国内投資並にすることにより我が国における投資対象を拡大する、	グローバルETFの上場により、名護市金融特区をアジア地域におけるグローバルETFの中心市場として位置付け、株式と比較して個人投資家にとって投資しやすい新たな投資信託市場を創設することにより、投資機会の増大につながることを考える、	グローバルETFについて規定整備がなされていない 投資信託及び投資法人に関する法律58条(外国投資信託の届出) ETFにおける指数指定制度を定めた投資信託及び投資法人に関する法施行令第8条第2号イ	グローバルETFの取扱が国内投資並となるように既存の関連法規との整合性を図る、また、ETFにおける指数指定制度の廃止、多様な商品開発・提供が可能になる、 金融庁長官による株債指数指定を不要とする、	平成14年に日本証券業協会の通知によりグローバルETFが証券法上の有価証券として認められたが、「投信法58条(外国投資信託の届出)への特定株式ETFを除く」を追加する、 金融庁長官による株債指数指定を不要とする、	金融庁		

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特例の具体的要望事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード
1117	1117060	47	名護市	47209	金融テクノロジー開発特区	6	活動性の高い市場創設のために当該市場に参加する外国証券業者に対して「証券業登録手続きの簡素化」の措置をとる。			現在海外取引所端末に対する法整備が検討されているが、案では設置端末の使用が証券会社等に限定されている。現行でも外国証券業者が国内証券会社と相手とする取引は可能であるが、各国証券取引所の端末設置の場合、端末設置のみにして証券業登録を求められることも想定されるため、一定の制限のもとで登録手続きの簡素化が必要と思われる。	外国証券業者に対する規制を定めた「外国証券業者に関する法律」第3条1項について	(1)設置端末の使用として登録を行っていない外国証券業者の端末使用を認める。あるいは (2)外国証券業者に関する法律第3条1項において支店の登録を求めないが、業務取引所端末の使用のみに限定し、支店がなくても証券業登録を認める。	外国証券業者に関する法律の第3条1項において国内支店の登録を求めているが、業務取引所端末の使用のみに限定し、支店がなくても証券業登録を認める。	現行でも日本で支店開設すれば規制緩和の必要はないが、支店開設の代わりに特区市内市場に端末設置する外国証券業者が、業務取引所端末の使用のみに限定し、支店がなくても証券業登録を認める。	金融庁		
1118	1118010	11	高瀬町	11446	農地流動化推進特区	1	農業者への輪転を目的とした民間事業者の農地取得			農業の後継者不足における対策として、耕作されていない農地を意欲のある農業従事者へ円滑に移転が行える条件を整備する。	農地法第3条による農地の権利移動制限の緩和	民間事業者の農地取得について、農業者への輪転(賃借及び売買)を目的とした場合において、その取得を認める。	安易な転売等を防止するため、農地が取得できる民間事業者は、農業委員会等に届出をたす者とする。	農地法第3条の規定により、農地の移転に関しては、制限が多岐にわたる民間事業者は、農業委員会等に届出をたす者とする。	農林水産省	1000360	
1119	1119010	11	高瀬町	11446	農産物直売所設置特区	1	農地等に農産物の販売を目的とした施設の設置を容認			農産物直売所の直販を行う施設の設置を簡易に認めるため、農産物直売所の整備に関する法律第13条に規定する農産物直売所整備計画の変更手続きを緩和する。		幹線道路沿い等において、一定規模までの農産物直売所と駐車場の設置を容認	計画書等の提出を求め、無秩序な設置を抑制する。	個人での直売所の設置は認められない。	農林水産省	1000700	
1119	1119020	11	高瀬町	11446	農産物直売所設置特区	2	農地等に農産物の販売を目的とした施設の設置を容認			農産物直売所の直販を行う施設の設置を簡易に認めるため、農地法第4条及び5条に規定する転用許可制度を緩和する。		幹線道路沿い等において、一定規模までの農産物直売所と駐車場の設置を容認			農林水産省	1000510	
1119	1119030	11	高瀬町	11446	農産物直売所設置特区	3	建築確認制度の緩和			農産物直売所の直販を行う施設の設置を簡易に認めるため、建築基準法第6条に規定する建築確認制度を緩和する。		幹線道路沿い等において、一定規模までの農産物直売所と駐車場の設置を容認			国土交通省	1206130	
1119	1119040	11	高瀬町	11446	農産物直売所設置特区	4	開発許可等の緩和			農産物直売所の直販を行う施設の設置を簡易に認めるため、都市計画法第29条に規定する開発行為の許可制度を緩和する。		幹線道路沿い等において、一定規模までの農産物直売所と駐車場の設置を容認			国土交通省	1200080	
1120	1120010	11	高瀬町	11446	複合用途地域指定特区	1	都市計画法における用途地域制度の緩和			既存の用途地域による用途制限を柔軟にすることにより、近年の民間事業者の企業活動の多様化に対応できる。	都市計画法第8条により定める用途地域における弾力化について	1)の地域において、商業系及び工業系の用途地域を重複して設定できるような緩和する。	既存制度を基本とするが、特区制度によって建築可能なものについては、地域住民に対して説明会等を義務づけ、コンセンサスの得られたものに限り実現可能な等の措置を講ずる。	国土交通省	1203530		
1121	1121010	24	三重県地域再生特区協働プロジェクトグループ(三重県、四日市市、四日市港管理組合)	24000	技術集積活用型産業再生特区	1	9.6ft国際海上コンテナの陸上輸送に係る規制の緩和	1010	C-1	自動車を個々に運搬用トレーラに固定し輸送する「自動車運搬用トレーラ」の運行においては、特区内積出港(四日市港)を目的地とする指定経路における通行及び優良な事業者、車種に限定することにより、積載物が分割可能な自動車であっても、背高海上コンテナ用セミトレーラ連結車と同様の安全性を確保することができ、経済性との両立が可能であることから再提案する。	高さ制限の特例が認定されることにより、四日市臨海地域に近接する地域基幹産業の一つである自動車産業の物流効率の強化、競争力向上につながる。これは、四日市臨海地域の産業再生に貢献するものであり、また、通行量縮小等による道路交通環境の向上、CO2排出量の削減が図られ環境負荷の低減に資することが可能となることから、	道路交通法第57条第3項において、「貨物が分割できないもの、が高さ制限の」制限外許可、の条件と定められている事項について	積出港(四日市港)を目的地とする指定経路を運行する自動車運搬用トレーラについては、優良な事業者、車種に限り、特例として認められている背高海上コンテナ用セミトレーラ連結車と同様に、高さ4.1mまで通行を容認する。	近年自動車の車高が高くなっており、各種の車種を混載し輸送する自動車運搬用トレーラにおいては、高さ制限の基準を背高海上コンテナ用セミトレーラ連結車と同様に4.1mにすることで、現状より多1車両の積載が可能となり、搬送効率が向上し、交通環境の向上にもつながるが、道路交通法第57条第3項において、「貨物が分割できないもの、が高さ制限の」制限外許可の対象と定められているため、積載自動車については貨物が分割可能なという理由から、交通の安全性が確保される場合であっても、高さ3.8m以内の自動車運搬用トレーラしか運行できない。	農林水産省 国土交通省	0100130 1205130	
1121	1121020	24	三重県地域再生特区協働プロジェクトグループ(三重県、四日市市、四日市港管理組合)	24000	技術集積活用型産業再生特区	2	車両の高さ制限の緩和(完成車積載トレーラー、9.6ftコンテナなど)及び特殊車両許可手続の緩和	12401-001	C-1	自動車運搬用トレーラに固定し輸送する「自動車運搬用トレーラ」の運行においては、特区内積出港(四日市港)を目的地とする指定経路における通行及び優良な事業者、車種に限定することにより、積載物が分割可能な自動車であっても、背高海上コンテナ用セミトレーラ連結車と同様の安全性を確保することができ、経済性との両立が可能であることから再提案する。	高さ制限の特例が認定されることにより、四日市臨海地域に近接する地域基幹産業の一つである自動車産業の物流効率の強化、競争力向上につながる。これは、四日市臨海地域の産業再生に貢献するものであり、また、通行量縮小等による道路交通環境の向上、CO2排出量の削減が図られ環境負荷の低減に資することが可能となることから、	道路法第47条の2第1項及び車両制限令第12条において、特殊な車両の特例として、「車両の構造又は車両に積載する貨物が特殊であるためやむを得ない」場合のみ、通行の許可が認定される事項について	積出港(四日市港)を目的地とする指定経路を運行する自動車運搬用トレーラについては、優良な事業者、車種に限り、特例として認められている背高海上コンテナ用セミトレーラ連結車と同様に、高さ4.1mまで通行を容認する。	近年自動車の車高が高くなっており、各種の車種を混載し輸送する自動車運搬用トレーラにおいては、高さ制限の基準を背高海上コンテナ用セミトレーラ連結車と同様に4.1mにすることで、現状より多1車両の積載が可能となり、搬送効率が向上し、交通環境の向上にもつながるが、道路法第47条の2第1項、車両制限令第12条において、道路を運行する特殊車両の高さ制限の特例が定められ、自動車運搬用トレーラに積載する自動車は、貨物が特殊であるとされず、交通の安全性が確保される場合であっても、高さ3.8m以内の自動車運搬用トレーラしか運行できない。	農林水産省 国土交通省	0100130 1205130	
1121	1121030	24	三重県地域再生特区協働プロジェクトグループ(三重県、四日市市、四日市港管理組合)	24000	技術集積活用型産業再生特区	3	工場棟の建て替えやコンビナート地区の再開発等における石油コンビナート等災害防止法上のレイアウト規制等の見直し(区分、地区要件の緩和)	4754 4759 4760 4770	B	全国において実施していただいたが、対象となる「多品種・少量プラント」等の具体的な内容や、緩和される「施設地区の区分、地区要件」の具体的な方向性が不明確であり、本県が第1次提案において地域の特色を踏まえて提案した内容が反映されることなどが不明である。	地域の特性に応じた特例基準を設けることにより、より安全で、効率的な敷地活用ができることから、	石油コンビナート等特別防災区域における新設事業等の施設地区の配置等に関する省令第3条、第4条における施設地区の要件に対する、通商産業省環境地保課長、自治省消防庁特殊災害室長連署「新設等の計画の届出に係る審査事務の簡素化について(第3-8)」により、主として設置されている施設以外の施設(製造施設を除く。)の敷地面積が500㎡以内とされている事項について	製造施設地区についてのみ、敷地面積の50%未満で保安上特に支障が無いと認められる範囲内で製造施設以外の施設の潜在を認める。なお、保安上特に支障が無いと認められる範囲については地域の実態に応じた内容とし、安全性の確保についても地域が責任を持つ。	既存の施設地区において、事業の構造転換を進める場合、新設等の計画の届出に係る審査事務の簡素化促進法第3-8により主たる施設以外の施設が敷地面積500㎡以上設置できない、及安全対策上の施設に限定する。	総務省消防 経済産業省	0404100 1150060	
1121	1121040	24	三重県地域再生特区協働プロジェクトグループ(三重県、四日市市、四日市港管理組合)	24000	技術集積活用型産業再生特区	4	再生利用認定制度の対象品目の拡大	13160	A	特区において対応していただいたが、想定対象地域及び同意の要件として掲げられている「構造改革特別区域」において、次に掲げる行政指導等法令を上回る規制を行っていないこと、については、当該行政指導等が廃棄物の再生利用等の阻害要因となっていない場合も含まれているため。	この地域に集積する化学技術や既存設備、多様な生産プロセスを活かしている「構造改革特別区域」において、次に掲げる行政指導等法令を上回る規制を行っていないこと、については、当該行政指導等が廃棄物の再生利用等の阻害要因となっていない場合も含まれているため。	想定対象地域及び同意の要件(特例措置に伴う弊害を防止するための措置)に掲げられている構造改革特別区域に係る基準について	申請に関しては、県及び関連市町村等による「検討委員会(仮称)」を設置し、事前生活環境の保全確保、リサイクル処理施設の安全確認、再資源化内容等について委員が確認し、環境省へ報告する。	行政指導等が廃棄物の再生利用等の阻害要因となっていない場合でも、再生利用認定制度の対象品目の拡大が認められないため、リサイクルの推進が妨げられる。	環境省	1300520	
1122	1122010	10	前橋市	10201	特定公共賃貸住宅利活用促進特区	1	特公賃の入居者資格の緩和及び公営住宅等への転用基準の緩和			中堅所得者向けの需要が見込めず空家となっている特公賃住宅を活用し、中心市街地活性化や高齢者の居住の安定を図るなど、住宅需要に柔軟に対応し、地域の活性化を推進したいため。	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第3条により入居者資格が定められていること。また、特定優良賃貸住宅供給促進事業補助法第7により、公営住宅や高層住宅等に転用可能な用途が公営住宅または高齢者向け優良賃貸住宅とされ、用途転用する場合にはそれぞれの整備基準に適合するよう、定められていることについて、	事業実施主体による入居者資格の緩和を可能とするともに、公営住宅や高層住宅等に転用する際の整備基準の緩和を容認することで、容易に特公賃住宅の空家活用をできるようにする。	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第3条により特公賃の入居者資格は中堅所得世帯と定められている。また、特定優良賃貸住宅供給促進事業補助法第7により空家の用途転用が制限されており、地域の住宅需要に応じた迅速かつ柔軟な特公賃の空き家活用が困難である。	国土交通省	1206050		
1123	1123010	10	前橋市	10201	中等教育学校後期課程の学級数を弾力化する特区	1	中等教育学校後期課程における学級数増の容認			前期課程からの入学を希望しつつも後期課程からでなければ通学できない状況にある生徒の入学を可能とし、新しい人間関係の中で生徒の豊かな人格形成を促すことにより、中等教育学校の教育効果をさらに高め、魅力ある学校の創造と活性化を推進したいため。	学校教育法第52条の2により、中等教育学校の目的は、6年間一体的に中高一貫教育を施すものとされていることについて、	後期課程からの生徒の受け入れを容認することで、学級数の増を実現できるようにする。	後期課程から入学する生徒を考慮した教育課程の編成を行う。	学校教育法第52条の2により、中等教育学校の目的は、6年間一体的に中高一貫教育を施すものとされ、後期課程からの学級数増が認められない。	文部科学省		
1124	1124010	10	前橋市	10201	都市計画決定手続きの簡素化特区	1	市街化区域編入時に要する大臣同意までの事務手続きの簡素化			市街化区域編入に要する手続き期間を短縮し、編入後の建築行為の必要とされ、また、同法第23条により大臣同意に先立ち他の関係行政機関との協議が必要とされていることについて、	都市計画法第18条により区域区分に関する都市計画決定について大臣同意が必要とされ、また、同法第23条により大臣同意に先立ち他の関係行政機関との協議が必要とされていることについて、	農林調整等の関係行政機関との調整手続き及び大臣同意に要する協議の簡素化を容認する。	都市計画法第18条により区域区分に関する都市計画決定について大臣同意が必要とされている。都市計画の広域調整の必要性から大臣同意の必要性は理解できるが、同意までに長い期間を要している。	国土交通省	1203640		
1125	1125010	10	前橋市	10201	行政改革推進特区	01	市の間与が大きい公益法人の設立許可に関する許可権限の移譲			市民サービスの向上を目指した行政改革の一環として、市の外郭団体である公益法人の整理・統合を円滑に進めるため、	民法第34条により、公益法人の設立については主務官庁(県)の許可が必要とされていることについて、	市が資本金の4分の1以上出資する等、市行政と密接な関係を有する公益法人の設立許可に関する権限を市に移譲する。	民法第34条により、公益法人の設立については主務官庁(県)の許可が必要とされており、主務官庁による許可基準等が厳格に定められている。	法務省	0500730		

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特例の具体的な要望事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード
1126	1126010	10	前橋市	10201	大学の研究者(教員等)の知的財産権活用特区	01	大学研究者の特許権取得に係る特許料等の軽減措置の拡大				大学の研究者による研究活動の活性化やレベルの向上をさらに促し、これらの成果である特許等の知的資源を地域に還元することで、新技術の起業を促すとともに地域経済の活性化を実現したいため。	産業技術力強化法第16条により大学研究者に対する特許料等の特例が定められ、同法施行令第2条により大学研究者の特許料の軽減が2分の1のみとされ、かつ、軽減期間が1-3年分についてのみとされていること。また、同施行令第5条により、審査請求料の軽減が2分の1のみとされていることについて、	審査請求料及び特許料の軽減割合の拡大、並びに特許料の軽減期間の延長を容認する。		産業技術力強化法施行令第2条により、大学研究者の特許料の軽減が2分の1のみとされ、軽減期間が1-3年分についてのみとされていること。また、同施行令第5条により、審査請求料の軽減が2分の1のみとされている。	経済産業省	1140080
1127	1127010	10	前橋市	10201	無線局再免許申請弾力化特区	1	陸上移動無線局の有効期間の延長並びに有効期間満了日の弾力化				陸上移動無線局の再免許申請手続きに係る申請業務の簡素化により、経費の削減とともに事務の効率化を図りたいため。	電波法施行規則第7条第6号により陸上移動無線局(その他の無線局)の有効期間が5年と定められていること。また、電波法施行規則第3条第1項に基づき(平成5年11月26日付郵政省告示第61号第3号により6月1日と定められた有効期間満了日及び無線局免許手続規則第17条第1項に定める再免許申請手続期間について、	消防及び救急業務の持つ市民生活に密着した高い公益性と重要性を考慮して、陸上移動無線局の有効期間をさらに5年延長し、また、有効期間満了日及び再免許申請日程を自由に設定できるように容認する。	無線機器の精密点検実施結果による報告の徹底	陸上移動無線局の有効期間が電波法施行規則第7条第6号により5年とされ、期間が短いことから頻繁な再免許申請手続きを求められている。また、平成5年11月26日付郵政省告示第61号第3号において無線局有効期間の満了日が6月1日とされ、無線局免許手続規則第17条第1項により申請期間が3ヶ月から6ヶ月前とされているため、同年度内に再免許申請から交付まで終了せず事務の煩雑さが認められる。	総務省	0405030
1128	1128010	10	前橋市	10201	双翼興業推進特区	01	宝くじ発売団体に關する許可対象の拡大				前橋・高崎両市は市民サービスの向上と効率的な行政運営を図るため様々な連携事業を実施しているが、今後税収の先細りが懸念される中でも、行政と市民が知恵を出し合い、魅力ある地域の創造のため必要と認められる連携事業を円滑に実施するため。	地方財政法第32条及び当せん金付証券法第4条により、都道府県及び政令指定都市等が宝くじの発売団体として認められていることについて、	都道府県や政令指定都市に限らず、相当規模の人口や地域拠点性を有する都市または連携する都市地域等に対しても宝くじの発行を容認することで、財政資金の調達手段を確保できるようにする。	地方財政法第32条及び当せん金付証券法第4条により、都道府県や政令指定都市が宝くじの発売団体とされているが、その他の市町村については宝くじの発行による財政資金の調達が認められていない。	総務省	0402080	
1129	1129010	3	岩手県	7201	日本のふるさと再生特区	1	酒類の製造の免許要件の緩和	7201	D		財務省の見解では、地域の農産物を集めて、既に免許を取得している酒造メーカー等に製造委託すれば可能とのことであるが、提案の趣旨は、農家民宿等においてその農家自らが自作する、その家ならではの食文化としての酒類を味わってもらうことにより、製造委託では、そうした個々の農家独自の味や特徴を生み出すことができない。	民宿等を営む農家等が宿泊客等に対して、自ら製造した酒類を提供できるようにするため。	酒税法第7条により、一定規模以上の製造量がなければ製造免許が受けられないことについて	製造規模要件を撤廃し、登録制とする。	酒税法の規定により、一定量以上を製造できる、免許を得た酒造メーカー以外は、一切酒類を製造できない。	財務省	0700040
1129	1129020	3	岩手県	7201	日本のふるさと再生特区	2	酒類の製造の免許要件の緩和	7201	D		財務省の見解では、地域の農産物を集めて、既に免許を取得している酒造メーカー等に製造委託すれば可能とのことであるが、提案の趣旨は、農家民宿等においてその農家自らが自作する、その家ならではの食文化としての酒類を味わってもらうことにより、製造委託では、そうした個々の農家独自の味や特徴を生み出すことができない。	民宿等を営む農家等が宿泊客等に対して、自ら製造した酒類を提供できるようにするため。	酒税法第22条により、清酒の税率がそのアルコール度数ごとに細かく定められていることについて	農家の自家製造酒においては、一律の税率とする。	清酒についてはアルコール度数1%ごとに詳細な税率が定められており、一般農家等では、管理が不可能である。	財務省	0700050
1129	1129030	3	岩手県	7201	日本のふるさと再生特区	3	酒類の製造の免許要件の緩和	7201	D		財務省の見解では、地域の農産物を集めて、既に免許を取得している酒造メーカー等に製造委託すれば可能とのことであるが、提案の趣旨は、農家民宿等においてその農家自らが自作する、その家ならではの食文化としての酒類を味わってもらうことにより、製造委託では、そうした個々の農家独自の味や特徴を生み出すことができない。	民宿等を営む農家等が宿泊客等に対して、自ら製造した酒類を提供できるようにするため。	酒税法第30条の2及び第30条の4により、毎月の報告、納税が義務付けられていることについて	年1回の申告納税とする。	酒類の製造者にはその製造、在庫、移出等の状況についての報告及び納税が毎月必要だが、一般農家等では対応できない。	財務省	0700060
1129	1129040	3	岩手県	7201	日本のふるさと再生特区	4	酒類の製造の免許要件の緩和	7201	D		財務省の見解では、地域の農産物を集めて、既に免許を取得している酒造メーカー等に製造委託すれば可能とのことであるが、提案の趣旨は、農家民宿等においてその農家自らが自作する、その家ならではの食文化としての酒類を味わってもらうことにより、製造委託では、そうした個々の農家独自の味や特徴を生み出すことができない。	民宿等を営む農家等が宿泊客等に対して、自ら製造した酒類を提供できるようにするため。	酒税法第46条により、製造者が原材料の仕入れから、製造量、移出量等について詳細な記帳管理を義務付けられていることについて	農家の自家製造酒においては、消費又は販売の時点で数量把握のみとする。	酒類の製造においては、原材料仕入れから製造、製品移出まで詳細な記帳管理が必要であり、一般農家等では対応できない。	財務省	0700070
1130	1130010	32	江津市	32207	新エネルギー開発	1	風力発電施設建設に伴う保安林の解除に係る代替施設の設置等の要件の緩和				風力発電施設の立地条件として年間を通して良好な風力が得られることが多く、実際の計画にあたっては、保安林の解除区域が必要となる。しかし、これにはきびしい規制があり、手続きが非常に困難である上に相当の日数を要することから、この規制を緩和することにより、施設の建設可能箇所も増え、一層、施設建設が促進される。	森林法施行規則第15条第2項第2号及び保安林の取除に係る解除の取扱い要領(平成2年6月11日付け2林野法第188号林野庁長官通達)において定め、その他の満たすべき基準中、代替施設の設置について	計画にあたっては保安林の解除区域を最小限にとどめ、保安林としての機能を極力失わないよう配慮するため、代替施設の設置等の条件を緩和していただきたい。	計画にあたっては保安林の解除区域を最小限にとどめ、施設建設後は可能な限り周辺への植栽を実施し、保安林としての機能を極力失わないよう努める。また、風力発電施設は強風を弱める効果もある。	代替施設の設置等の条件がきびしく、施設建設の有償箇所であっても、実際には建設ができない	農林水産省	1003070
1131	1131010	1	島牧村	1391	市町村立学校職員旅費の一部市町村費負担特区	1	修学旅行に関する市町村立学校職員旅費の一部市町村費負担の容認				村立中学校の修学旅行については、中学校学習指導要領の特別活動のねらいを踏まえ計画・実施しているところであり修学旅行の範囲(目的地)等に關する法的規制は特に無い事から、海外への修学旅行を計画しているが、道教委においては旅費負担教員等の修学旅行に係る旅費の負担者として、あるいは市町村教育委員会を指導・助言する立場から「市町村立学校修学旅行引率旅費執行要領」及び「修学旅行引率旅費配分基準」を策定し修学旅行引率旅費額を定め、この旅費額以内での修学旅行の範囲(目的地)・日数等の計画・実施を市町村に求め、修学旅行の範囲等の制限もなっている。このことから、引率旅費の差額(旅費不足額分)を市町村が負担することが可能になれば、道教委が策定した要領・基準の範囲(目的地)・日数等を超過し、海外修学旅行を村で計画・実施できるようにする。	市町村立学校職員給与負担法第1条において、市町村立中学校の校長、教頭、教諭、養護教諭等の旅費は都道府県の負担と定められている事項について	修学旅行引率教員等の旅費が、都道府県の旅費負担額を越える場合、その不足額を市町村が善意の行為として負担することを容認する。	市町村立学校職員の旅費については、市町村立学校職員給与負担法第1条により、都道府県が負担する事と定められており、市町村が修学旅行引率教員の一部を負担することができない。また、現行の法令制度下で引率教員の旅費の全額を市町村が負担した場合は、市町村の単独行事となり学校行事としての修学旅行ではなく社会教育関連事業となる。	厚生労働省		
1132	1132010	35	柳井市	35212	農産加工特区	1	農産加工における営業条件の緩和				春先から初夏にかけてはイチゴジャム、秋から冬にかけては漬物作り、真冬はカンジューズという具合に、1つの製造場所で複数の農産加工品を作れるようにするため。	食品衛生法第20条に基づく(営業許可に係る基準について	複数の農産加工品が作れるように緩和し、農産加工への取組みを活性化。	特例は、期間営業で、なおかつ、営業時間が明確に区分されているような場合に限定する。	通年営業が前提となっており、期間営業については考慮されていない。	文部科学省	
1133	1133010	35	柳井市	35212	農業経営合理化特区	1	農地の権利移動(交換)の規制緩和				農地の権利移動に係る会計面要件があるために、農地交換が成立しないケースがあることから、	農地法第3条において、都道府県の場合で50aとされている会計面要件について	農地交換のみ緩和(適用除外)する。	自己所有農地の面積拡大を目的としていない場合に限定する。	50a以下の農地しか保有していない農家は、農地交換ができない。	農林水産省	1000250
1133	1133020	35	柳井市	35212	農業経営合理化特区	2	租税特別措置法の適用拡大				農地を相続した不在地主が賃借等も付わずに不耕作のままにしている農地の売買を促進するため。	租税特別措置法第33条の4(収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除)について	その適用を拡大し、不在地主に起因する耕作放棄地の縮減を図る。		租税特別措置法では、農地保有の合理化等を目的とする特別控除もあるが、大規模な農地をもつ不在地主や利便性の良い農地を持つ不在地主にとっては、控除額が低すぎる。	財務省	0700530
1134	1134010	35	柳井市	35212	国際物流拠点特区	1	開港条件の緩和				開港指定を受け、それを機に国際物流拠点としての可能性を模索するため。	開港法に基づく(開港条件のうち、	施設条件を緩和する。		開港指定を受けためには、現状では、民間企業の専用バス以外に、公共バスを備える必要がある。	財務省	700150
1135	1135010	35	柳井市	35212	廃棄物収集・運搬特区	1	一般廃棄物の収集・運搬に係る許可制限の緩和				コミュニティ団体、リサイクル活動団体、シルバー人材センター、NPO法人等が行う公益的な環境保護活動を支援するため。	これらの団体が行う一般廃棄物の収集・運搬については、	許可制ではなく、届出制で実施できるように、廃掃法の許可制限を緩和する。		現状では、市町村長の許可が必要	環境省	1300490

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特例の具体的要望事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード
1136	1136010	42	長崎県	42000	しま交流人口拡大特区	1	海外からのビザなし渡航の特例	5350	C-1	<p>韓国との距離が約50kmの国境の島「対馬」において、韓国人観光客のノービザ化による観光客増加と雇用創出等への効果や不法就労等の問題点の検証を行う実験を、特区として実施することを要望する。</p> <p>韓国人の短期滞在ビザの免除措置が、FIFAワールドカップ期間中に全国で実施され、対馬島での韓国人の入国が、前年比(15月6月)で1.6倍となっており、地域振興への有効性は大きいと期待できる。</p> <p>我が国においても外国人観光客を倍増し、雇用確保・創出を目指すための方策の検討がなされる予定である。</p> <p>対馬では、地域振興の大きな柱として韓国との国際交流の促進を掲げ、400万人都市である釜山などからの観光客誘致に全力で取り組んでいる。平成12年4月からは、対馬と韓国釜山間に定期航路ができ、週1日(夏場には毎日)就航している。</p> <p>このような対馬において、韓国人観光客のノービザ化を実験地として実施することで、将来の韓国人のノービザ化の問題点等の検証を行うことができると考える。</p> <p>外務省の回答では、「査証免除の実施には慎重な対応が必要と、その見解であるが、一定の地理的条件等を設定し、段階的な対応を講じていく(構造改革特区制度の活用が最善である。一定の地理的条件(例)「離島であること」「直接、査証免除にかかる相手国との定期航路を有すること</p>	対馬における韓国との国際交流の促進により同地域の雇用の維持・創出に資するため	出入国管理及び難民認定法第6条第1項但し書きにより、国際的束縛しは日本国政府が外国政府に対して行った通告により日本国領事館等の査証を要しないこととされている外国人の旅行券等に、日本国領事館等の査証を要しないこととされている事項について			韓国人については、出入国管理及び難民認定法第6条第1項本文により、日本への入国に際しては査証を所持しなければならない。	外務省	0600020
1136	1136020	42	長崎県	42000	しま交流人口拡大特区	2	外国人の在留資格要件(審査基準)の緩和	5202	A	<p>「医療、の在留資格について、医師の確保が困難な離島において、日本の医師免許を有する外国人医師が、現在認められている「診療所」に加え、「病院」に勤務できるようにすることができると特例措置を要望する。</p> <p>本件については、法務省回答では、「医療業務を所管する省庁においてその必要性が検討されるべきで、その意見を踏まえて検討していく」とされており、早急に結論を出していただきたい。</p> <p>本県では、長崎県離島医療圏組合立の対馬3病院において、医師が7名不足しており、外国人医師の就労が期待されている。外国人医師の在留資格については、医師又は歯科医師の確保が困難な地域にある「診療所」では認められており、これを「病院」にまで拡大しても支障がないと考えている。</p>	韓国との国際交流の促進による外国人の増加に対して、外国人医師による医療の実施が可能になるとともに、医師の確保が困難な離島において医師の充足に資するため	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令で定める医療に係る活動について			外国人医師については、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令により、医師等の確保が困難な地域にある診療所に限られている。	法務省 厚生労働省 (区政局指 導課)	0500430
1136	1136030	42	長崎県	42000	しま交流人口拡大特区	3	特別地域内での事業実施要件の緩和	13006	D	<p>都道府県知事が許可権限を持っている国定公園の特別地域内における工物の設置等行為に対する許可について、特区の趣旨を活かし、地方の責任において地域の実情に応じた柔軟かつ迅速な対応が可能となるよう、自然公園法第17条第4項の適用を除外し、特区において許可基準を知事が定めることができる特例措置を要望する。</p> <p>自然公園法第17条第3項によって国定公園特別地域内での開発行為等の許可が知事の権限となっているにもかかわらず、同法施行規則によって詳細な基準が定められ、知事の裁量の余地はほとんどない。</p> <p>自然公園法第17条第3項の知事の許可については、都道府県の自治事務である。地方分権の基本的考え方は、国と地方公共団体との役割分担を明確にすること、並びに、地方公共団体の自主性及び自立性が確保され十分に発揮されることにある。環境省は、上記のような機関委任事務的な取り扱いを行っており、地方分権に反し、事実上の規制が存在していると考えている。</p> <p>また、基準の特例が可能となる同法施行規則第11条第3項の適用についても、環境省の回答では、「許可基準については、地域の自然的、社会経済的条件を踏まえ、全国的な基準の適用が適当でない場合に特例を定めることができるとされているが、特区はその制度の概要も定まっておらず、如何なる目的で特区の指定がなされるか現時点で明らかになっていないことから、現時点では特区の指定が「社会経済的条件」に該当すると判断することはできない。」とされ、特区での特例措置は、否定されている。</p> <p>対馬は、400万人都市である韓国釜山と約50kmの距離にあり、韓国との交流を地域活性化の柱としている。観光客誘致のためには宿泊施設の整備が急務であるが、民間のホテル建設計画として平成4年だけでも、ホテル運営会社と建設業者による建設計画、韓国資本による建設計画、119からの建設用地の打診があったが、適地が特別地域内であることから、面積要件や高さ制限等が障壁となっており、計画が中止となっている。</p>	国定公園特別地域内において、自然との調和を図りながら、特殊な地域づくりを進めるため	自然公園法第17条第3項の国定公園特別地域内での開発等に伴う知事の許可については、同法17条第4項により同法施行規則で定める詳細な基準に該当する場合には許可をしないこととされている事項について	自然公園法第17条第3項による知事の許可については、自然公園法施行規則第11条の基準によらず、知事が定める基準によることを容認する。		国定公園特別地域内での開発行為等への許可は知事権限であるが、裁量の余地はな地域の独自性はほとんど発揮できない。自然公園法施行規則第11条によって詳細な基準が定められている。また、同条第3項で、都道府県知事が、社会経済的条件からこれらの基準によらないことが適当と判断する場合には別途基準を定めることができるとされているが、環境省の解釈で社会経済的条件が限定的に示されている。	環境省	1300080
1136	1136040	42	長崎県	42000	しま交流人口拡大特区	4	国定公園の公園計画の随時見直し	13001	E(内閣府)規制自体が存在しない A(環境省)特区として実施 両者判定不能	<p>国定公園の公園計画について、現行5年ごとの見直しとされているが、随時見直しが可能となるよう要望する。</p> <p>内閣府においては、本件について規制は存在しないということであるが、環境省の内閣府への回答では、「特区で実施」に分類され、環境省では「規制あり」との認識を示している。このように政府内部で認識に大きな違いがあり、早急に統一をお願したい。環境省の認識のままでは、事実上の規制が残ることから再提案に及んだものである。</p> <p>環境省の通知によって、事実上公園計画の見直しは5年ごととされており、これを規制として特区で緩和策を講じるが、規制が存在しないとするのであれば、環境省によって今後随時見直しが可能とする通知の担保が必要である。</p> <p>なお、環境省の回答では、「特区における柔軟な運用の担保については、特区制度の全体像が明らかになった時点で検討したい。」とされているが、早急な統一した見解を示してもらいたい。</p>	公園計画の随時見直しを可能とし、地域の実情に併せて、公園事業を迅速に実施することで、地域振興を進めるため	昭和55年1月22日付け環境庁自然保護局計画課長通知により、5年ごとを実施するとされる特定公園の公園計画の見直しについて	国定公園の公園計画の見直しについては、都道府県の申し出により随時行うことを容認する。		自然公園法第13条第3項により、国定公園の公園計画の変更については、環境大臣が行うこととされているが、昭和55年1月22日付け環境庁自然保護局計画課長通知により、5年ごとと定められている。	環境省	1300020
1136	1136050	42	長崎県	42000	しま交流人口拡大特区	5	酒類の製造の免許要件の緩和	7201	D	<p>酒税法による酒類製造免許取得に必要な一年間の製造見込数量の緩和を要望する。</p> <p>財務省の見解が、酒税保全の立場を主張するものであり、これが特区で実施できないとする理由となりうるとは考えられない。内閣府において、地方からの意見と財務省の見解を、よく吟味し、適正な判断をお願いしたい。</p> <p>財務省の回答では、小規模の酒類製造については、酒類製造業者に委託することが適当であり、民宿等での酒類販売は現行制度で可能とあるが、実際上、小規模の酒類製造を酒類製造業者に委託することは、それぞれ製造規模、コストなどの面から困難である。</p> <p>酒税保全の観点から、特区で実施不可能ということであるが、特区自体実験場と考えられ、小規模酒類製造を可能とすることで、製造業者の淘汰がおり、酒税の確実な保全が損なわれるのかなどの酒税法上の問題や、これによる地域活性化の効果などとの比較検討を行うべきである。</p> <p>なお、酒税保全という面については、既に酒類製造業者間では激しいシェア競争や、外国製品との競争などにさらされており、農家民宿のような小規模製造による影響は少ないと考えられる。</p> <p>農家民宿等で提供しようとする「地酒」等は、「もてなす」という意味合いから農家等で作ることが重要であり、魅力となり得る。</p> <p>地域性については、原料として同じ米、麦等であっても、地元で生産した、あるいは、地元で採れた原料ということが重要である。</p> <p>なお、対馬においては、地元産の甘藷、米、麦、そば、粟などを使った焼酎やマドウを使ったヤマブドウワインなどの製造について要望がある。</p>	小規模酒類製造をみとめることで、より魅力ある農家民宿等とすることが可能となり、都市と地方の交流を促進するため	酒税法第7条第2項により、酒類の製造免許を受けるためには、一定の製造見込数量が必要とされている事項について	農家民宿等での小規模の酒類製造を容認する。		酒類製造免許所得のためには1年間の一定数量の製造見込が必要であり、農家民宿等で提供しようとする少量の「地酒」の製造ができない。	財務省	0700080
1136	1136060	42	長崎県	42000	しま交流人口拡大特区	6	教育課程の弾力化(小・中・高等学校)	8032	A	<p>対馬高校において、平成15年度から開始する高校生の離島留学制度にあわせ、国際文化交流コースを設置し、韓国語の講座や韓国の歴史・文化に関する講座、その他地域の特性を生かした講座を開講する予定であり、さらに対馬の特色を活かしたカリキュラムの編成ができるよう、関係法令等の緩和を要望する。</p> <p>研究開発学校制度の中に、新たな「構造改革特区研究開発学校制度(仮称)」を作るということは、新たな規制を設けようとするものである。実際新たな制度の文部科学省原案をみると、「具体的にいつ詳細な計画、作成が義務づけられており、また、期間については、学校設置者と協議して定めるとされるなど、文部科学省に新たな規制の権限を設けようとするもので、構造改革特区制度の趣旨に反するものであり、内閣府において特区制度に則った判断をお願いしたい。</p>	教育課程の柔軟な編成を可能とすることにより、対馬地区高等学校における特色ある学校づくりを進めるため	学校教育法施行規則第57条、第57条の2、高等学校学習指導要領総則及び各教科編に係る事項について	学校設置主体が、自主的に特色ある教育を実施するため、各科目の単位数を標準単位数にしばられることなく(設定すること)普通科において、卒業に必要な単位数に含めることのできる学校設定科目の単位数を20単位を超えて設定することを容認する。		学校教育法施行規則及び高等学校学習指導要領により柔軟な教育課程の編成ができない。	文部科学省	

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特例の具体的要望事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード
1137	1137010	1	北海道東川町	1458	幼保一元化特区	1	幼保合築施設における幼稚園、保育所の運営にかかる助成の一元化				幼稚園、保育所の幼保一元化を進めたいために、過渡期の対応について、現行二元化している幼稚園、保育所の運営にかかる助成を一元化する。	本町のように、幼稚園、保育所が合築されている施設である幼児センターにおける幼稚園運営費(普通交付税算入)、保育所運営費(負担金)の助成について、	本町のように、幼稚園、保育所が合築されている施設の場合に、都道府県段階で、文部科学省の普通交付税と厚生労働省の保育所運営費を一本化し、市町村へ一元的に助成をする。		幼稚園については、普通交付税算入、保育所については厚生労働省の保育所運営費となっており、二元化しているため、運営面における一元化ができない。	文部科学省 厚生労働省	
1137	1137020	1	北海道東川町	1458	幼保一元化特区	2	幼保合築施設における保育所運営費保育単価における所長の設置基準の特例				幼稚園、保育所の幼保一元化を進めるために、混合保育(混合クラス)を実施したいが、普通交付税算入、保育所運営費という財源の違いがあるが、おのおの別な制度であるため、施設の共用化の指針は出ていないものの、財源面での一元化は認められていない。混合保育(混合クラス)を行っても、財源的な支障が従来と受けられるような規制緩和が必要である。	本町のように、幼稚園、保育所が合築されている施設である幼児センターにおける保育所長単価の取り扱い、	本町のように、幼稚園、保育所が合築されている施設の場合に、保育所長が幼稚園長と兼務であっても、所長未設置単価ではなく、所長設置単価が適用となる規制緩和を受けたい。		所長の設置の保育単価については、「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金」として、通知の施行についてより規定されており、兼務では適用できない。	文部科学省 厚生労働省	
1137	1137030	1	北海道東川町	1458	幼保一元化特区	3	幼保合築施設における幼稚園教諭、保育所保育士の配置基準の緩和				幼稚園、保育所の幼保一元化を進めるために、混合保育(混合クラス)を実施したいが、幼稚園設置基準、児童福祉施設最低基準において教諭、保育士の配置が定められており効率的な運営が行えないため、混合保育(混合クラス)を行っても、財源的な補助制度が従来と受けられるような規制緩和が必要である。	本町のように、幼稚園、保育所が合築されている施設である幼児センターにおける幼稚園、保育所における教諭、保育士の配置基準の規制緩和、	幼稚園教諭、保育所保育士の資格の両方の資格を持っている場合は、混合保育(混合クラス)を行っていない場合、専任の配置で、2名配置ではなく、1名で兼務として認められるような規制緩和を受けたい。		幼稚園設置基準及び児童福祉施設最低基準において幼稚園教諭および保育士については、専任と定められており兼務ができない。	文部科学省 厚生労働省	
1137	1137040	1	北海道東川町	1458	幼保一元化特区	4	幼保合築施設における幼稚園教諭、保育所保育士の配置の経過的特例措置				幼稚園、保育所の幼保一元化を進めるために、混合保育(混合クラス)を実施したいが、幼稚園教諭、保育所保育士という資格が必要であるため、混合保育(混合クラス)を行っていく上で職員の配置が効率的に行えるよう、一定期間の経験者には、経験年数に応じて、もう一方の資格を特例的に認める暫定措置を講じる必要がある。	本町のように、幼稚園、保育所が合築されている施設である幼児センターにおける、幼稚園教諭、保育所保育士について、もう一方の資格を特例的に認める暫定措置、	本町のように幼稚園、保育所が合築されている施設の場合に、幼稚園教諭、保育所保育士の資格の双方を取得していない者に対しても、一定期間の経験者には、経験年数に応じてもう一方の資格を特例的に認める措置を望む。		幼稚園教諭、保育所保育士については、教職員免許法及び児童福祉法施行規則において別々に資格が定められており同一の業務ができない。	文部科学省 厚生労働省	
1137	1137050	1	北海道東川町	1458	幼保一元化特区	5	幼保合築施設における幼稚園と保育所の施設の共用化等に関する指針の緩和				幼稚園、保育所の幼保一元化を進めるために、施設の共用化を行っているが、「幼稚園と保育所の施設の共用化等に関する指針」において共用部分については、原則として幼稚園、保育所の各々の専有面積により按分して管理することになっているが、全てを共用化する。	本町のように、幼稚園、保育所が合築されている施設である幼児センターにおける、施設の全ての共用化、	幼児センターは、幼稚園、保育所、専有部分等施設の全ての共用化を行う。		幼稚園と保育所の施設の共用化等に関する指針について、原則として幼稚園、保育所の各々の専有面積により按分して管理することによって運営面の幼保一元化ができない。	文部科学省 厚生労働省	
1138	1138010	1	斜里町	1545	北海道立斜里高等学校総合学科特別総合選択科目群(特別学科系列)の設置	1	道立高等学校に、市町村負担での常勤職員の任命の容認				都道府県立高校の教諭の任命については、都道府県教育委員会が行うこととされているが、市町村が独自に地域のニーズに応じた教諭の配置ができないことから、	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第3項により、当該地方公共団体が職員の任命を管理することについて	都道府県立高等学校が行う教育上、特に配慮が必要な事情のある場合、市町村負担で市町村独自の常勤職員の任命を可能にする。		都道府県立高等学校の職員について、市町村が独自に職員を採用する事は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第3項に、都道府県教育委員会が行うこととされており、	文部科学省	
1141	1141010	1	札幌市	1100	交流・創造特区	1	校舎以外の場所において特定の学部教育が可能となる規制の緩和				交通の利便性の良い都心部にサテライト教室を設置し、職業人対象の学部教育及び単位互換を目的とする学部教育を実施することとした。	大学の学部教育を校舎以外の場所で行うことを認める規定がない、	学部教育について、社会人を対象とした教育あるいは他大学の学生も受ける単位互換授業等を校舎以外の場所で行うことを認める。		大学設置基準、大学設置審査基準要項、大学設置審査基準要項細則に、学部教育を校舎及び付属施設以外の場所で行うことを認める旨の規定がないため、社会人対象の学部教育及び単位互換を目的とする学部教育をサテライト教室で行うことが出来ない。	文部科学省	
1142	1142010	12	我孫子市	12222	ボランティア・NPO・市民事業推進特区	01	NPO等による小・中学校施設の管理・運営				学校教育上影響のない限り、夜間・休日の学校施設をより効率的・効果的に活用できるよう、学校施設の管理をNPO等、市が認める団体が行うことができること、ボランティア活動・NPO・コミュニティビジネス等を推進する。	学校教育法第85条、地方教育行政の組織及び運営に関する法律等における管理項目	学校教育上影響のない限り、夜間・休日の学校施設をより効率的・効果的に活用できるよう、学校施設の管理をNPO等、市が認める団体が行うことができる。		学校長が学校教育施設の管理の総括を行っていることから、学校教育分野以外において、教室を含め、効率的・効果的な利用がなされていない。	文部科学省	
1142	1142020	12	我孫子市	12222	ボランティア・NPO・市民事業推進特区	02	NPO等による行政財産の管理・運営				NPO(任意団体等)等、市が認める団体において、行政財産を市民の視点において運営することにより、より効果的・効率的な運用を図る。	地方自治法第229条(4)において市が認める市民活動団体を追加する。	財産の管理を、市が認める市民活動団体が行うことができる。		行政財産における管理・運営は特定分野(公共団体・公共的団体)のみは管理ができるが、NPO(任意団体)などには行えない状況がある。	総務省	0400310
1142	1142030	12	我孫子市	12222	ボランティア・NPO・市民事業推進特区	03	NPO法人における法人関係税における免除				NPO法人の法人関係税の非課税	法人税法第4条(納税義務者)第3項に特定非営利活動法人を追加する。	NPO法人の法人関係税の非課税		特定非営利活動法人にも関わらず、介護保険が開始されたことにより課税とみなされ収益事業扱いとなり法人税の対象となるのは本来の法の趣旨を鑑みると非常に問題である。	財務省(国 税庁)	0700850
1143	1143010	3	岩手県宮古市	3202	国立公園内特別地域における行為等の規制緩和特区	01	自然公園法第17条及び第24条の規制緩和による特別地区でのイベント開催及び工作物の設置の容認				自然公園特別地区における利用のための規制があることからイベント等の開催ができず通過型観光地からの脱却ができない状態である。	自然公園法第24条第1項第2号からイベント等の開催が規制され、第17条第3項の許可が受けられない。	臨時的なイベント・催事会場としての活用できるようにする。		利用する場合、自然公園法第24条第1項第2号の規定を適用されイベント等の開催ができない。	環境省	1300100
1144	1144010	26	向日市	26208	長岡宮跡史跡指定地活用特区	01	史跡名勝天然記念物の現状変更等の規制の緩和				史跡名勝天然記念物については、原則、現状変更が認められていないことから、史跡長岡宮跡に観光案内・土産物・トイレ・喫茶施設等の建物を建設することができます。当該史跡を観光振興につなげられないため、	文化財保護法第80条第1項において、史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならないとされている事項について	史跡指定用地内に掘削工事等を伴う場合は、文化財保護法第80条の史跡名勝天然記念物の現状変更等の制限に抵触する。従って、この規制を緩和し、当該史跡指定地内で建物(観光案内施設、土産物施設、トイレ施設、喫茶施設など)等の建設場所については、遺構の覆土等以外の修築や建造物の建築であっても現状変更の許可が得られるような特例の創設。		史跡名勝天然記念物の現状変更については、文化財保護法第80条において、「現状を変更し、又は保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。」とされており、史跡の有効な活用を図るうえで妨げになっている。	文部科学省	
1145	1145010	26	京都府向日市	26208	民間活力向上特区	01	公の施設の管理委託に関する委託事務の範囲の特例				公の施設の管理委託に関して法解釈上使用許可事務が委託できないとされていることから、管理委託している公の施設には市の職員を配置しているが、民間の経営的な能力をより効果的に発揮させ効率的な施設サービスを提供するためには、施設の使用許可事務をも委託の対象とすることとし、市の職員を引き揚げることにより市の関与を少なくしていくことが適切であるため。	地方自治法第244条の2第3項の委託事務の範囲に関する有権解釈(昭和38年12月19日自治庁行発第33号各都道府県総務課長宛行政課長通知)において、委託事務の範囲には、条例規定事項や行政処分等が含まれないとされていることについて	特に高度な判断を要しない公の施設の使用許可事務については、行政処分と解釈せず、管理委託事務の範囲内であることを容認する。		公の施設の管理委託に係る委託事務の範囲には、昭和38年12月19日自治庁行発第33号各都道府県総務課長宛行政課長通知により、条例規定事項や行政処分等が含まれないとされており、施設の使用許可事務が委託できない。	総務省	0400340
1146	1146010	13	八王子市	13201	コマース特区	1	コマース特区				市財政が厳しい中、市所有のごみ収集車等に車体広告をすることにより、自主財源の増加を図る。	屋外広告物法第3条から第5条に都道府県で定めると規定している部分	屋外広告物の条例による設置制限を本市の固有事務にする。		ごみ収集車の車体広告については、屋外広告物法第3条から第6条の規定により都道府県の条例で定められており、都の条例施行規則について認められていない。	国土交通省	1203110
1147	1147010	13	八王子市	13201	八王子市	1	サービスに係る中小企業者の範囲の拡大				新産業の創造と雇用の創出の担い手となる中堅サービス業が各種支援策の活用を図ることで、活力ある成長発展を遂げることを目的とする。	中小企業基本法第2条第1項第3号において、「サービスに係る中小企業者の定義が、資本金5千万円以下並びに従業員数100人以下と定義されている」ことについて、	製造業その他の業種と同等の資本金3億円以下並びに従業員数300人以下まで上限を引き上げる。(中小企業金融公庫法における「ソフトウェア業・情報処理サービス業は、資本金3億円以下並びに従業員数300人以下と規定されている」)	中小企業基本法第26条に規定されている「中小企業政策審議会」が行う調査対象としてチェックする。	中小企業法等で実施している各種支援策を活用するには、中小企業基本法第2条の中小企業の定義に該当することが求められる。現在、「製造業その他」と「サービス業」は分けて定義されているが、その相違はなくなりつつあるのが現状と言える。	経済産業省	1104070
1148	1148010	13	八王子市	13201	活き活き業務核働かい特区	1	中核的施設の範囲の拡大				総合的な都市機能の強化と集積を図るため、	多極分散型国土形成促進法施行令第4条及び第7条において規定されている中核的施設について	医療、福祉等の生活関連施設や、アミューズメント、商業等の都市の賑わいに資する施設を、中核的施設に追加する。		中核的施設の範囲が限定されている。	国土交通省	1201010
1148	1148020	13	八王子市	13201	活き活き業務核働かい特区	2	中核的民間施設整備に係る税制上の特例措置の対象となる第3セクター要件の撤廃				事業主体となる第3セクターの設立が困難になっているため、	租税特別措置法の第43条の3及び地方税法施行令第54条の13の24において規定されている法人について	一般民間企業による業務施設集積への立地を促進するため、中核的民間施設に施設及び地方税の特例措置の適用について、第3セクター要件を撤廃する。		該当する法人が限定されている。	財務省	0700540

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特例の具体的要望事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード
1148	1148030	13	八王子市	13201	活き活き業務核働かい特区	2	中核的民間施設整備に係る税制上の特例措置の対象となる第3セクター要件の撤廃				事業主体となる第3セクターの設立が困難になっているため、	租税特別措置法の第43条の3及び地方税法施行令第54条の13の2 4 口において規定されている法人について	一般民間企業による業務施設集積への立地を促進するため、中核的民間施設に施設及び地方税の特例措置の適用について、第3セクター要件を撤廃する。		該当する法人が限定されている。	総務省 財務省	0403030 0700840
1148	1148040	13	八王子市	13201	活き活き業務核働かい特区	3	中核的民間施設整備に係る資金確保の一部要件となる第3セクター要件の撤廃				事業主体となる第3セクターの設立が困難になっているため、	日本電信電話株式会社の株式売却収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法の第3条第1項に規定される法人について	業務核都市中核的施設整備事業の適用について、第3セクター要件を撤廃する。		該当する法人が限定されている。	財務省	
1149	1149010	13	八王子市	13201	緑化推進特区	1	開発行為に伴う「公園の設置」と「公園整備協力金(仮称)の納付」の選択権の採用				市域周辺部の豊かな自然を生かしつつ、中心市街地の公園・緑地の適正配置を図るため	都市計画法第33条、同施行令第25条の開発区域内に3%以上の公園等を設けることについて	3,000㎡以上6,000㎡までの開発行為については、市が地域の実情に応じて、次の選択ができるようにする。 これまでと同じ(ポケットパーク的な)開発区域面積の3%以上の公園の設置 都市のオープンスペースなど、多角的に利用できる公共空間の確保 公園整備協力金(仮称)の納付 上記の「協力金は、基金等に繰り入れ、中心市街地の公園や緑地の用地確保に使用できるようにする。		現行都市計画法では、開発区域内に3%以上の公園等を設置することが絶対条件となっている。	国土交通省	1200100
1150	1150010	13	八王子市	13201	まちなみ再生特区	1	事業上の事由による都市計画変更の容認				現在、都市計画事業を進めていく上で、都市計画変更が生じた場合、変更理由が都市計画上の理由以外の変更が難しい状況にある。都市計画施設については、位置、形状等慎重に検討を行い決定しているが、事業を進める上で、事業費の圧縮や、事業の進捗を図る等、事業施工上の理由での変更が必要が生じることが多々あることから、都市計画変更理由の、柔軟化を考慮願いたい。	都市計画法第19条第3項において、市町村決定に際して必要とされる東京都知事同意について	都市計画変更については、「計画上」の理由によるものみがその対象であるとされ、指導を受けている現状であるが、いわゆる「事業上」の理由による計画変更についても、その必要性、有益性に鑑み、個々弾力的に対応していただきたい。		市町村の決定する都市計画についても東京都知事の同意が必要とされているため、現実の諸事情に対応するための柔軟な都市計画変更が、「事業上の理由による変更は不可」とされ、承認が得られない。	国土交通省	1203650
1151	1151010	23	一宮市	23203	中心市街地にぎわい特区	1	イベント等における道路占用の許可物件の拡大及び許可基準の緩和				当時の中心市街地において、道路交通法の許可により七夕祭を始め各種イベントを行っているが、こうしたイベントの中で、オープンカフェを開きたいという要望が強くなる。中心市街地の活性化、にぎわい創出のためには、そのような演出も必要であると考えている。しかしながら、テーブルとイスなどは道路法第32条の占有物件にあらず、また、同33条の許可基準における同法施行令において占有の場所は歩道内の車道寄りとなっており、店前での道路占有は尚規定により許可されない状況にある。また、イベント参加者の休憩、交流の場として、占有対象物件であるベンチや灰皿などを置きたいが、設置する場所について同様の制限を受けるため、道路区域全体の中で交通状況等を考慮した占有できるようにしたい。こうした占有物件の拡大や許可基準の緩和により、イベント等の一層のにぎわいを図りたい。	イベント等における道路法第32条の占有物件の拡大、同法第33条に係る同法施行令第10条の緩和	中心市街地のイベント等におけるオープンカフェやベンチ・灰皿などの道路占有を緩和する。	特例となる措置を道路交通法の77条許可が得られるイベント時などに限定する。事業者実施主体による計画書の提出義務	道路占有については、道路法第32条第1項により道路占用の許可物件が列挙されており、これ以外に占有の対象にはならないとともに、同法第33条の許可基準(施行令第10条の占有の場所)により、イベント時における道路空間の一体的利用が図れない。	国土交通省	1205050
1152	1152010	21	柳津町	21304	岐阜・流通・物流関連事業推進特区	1	市街化調整区域内の開発許可基準の緩和				地域において、流通・物流業と連携、又は支援機能を有する施設立地を可能とするため	都市計画法第34条により、市街化調整区域における開発行為として、許可される要件が限定されている事項について	流通・物流業と連携、又は支援機能を有する施設にかかわる開発の場合は、許可要件として容認する	開発行為許可申請協議を通じて法の趣旨を担保	一定規模に満たない流通・物流業と連携、又は支援機能を有する施設は、都市計画法第34条での限定された要件によって、市街化調整区域へは立地できない	国土交通省	1200140
1153	1153010	22	浜松市	22202	外国人との地域共生特区	1	学校法人が私立学校を設立する際の条件の緩和	8412	B	第1次提案により全国で緩和が盛り込まれたが、具体的な内容については、中央教育審議会でも検討中であり、詳細が不明なため再提案するもの	外国人学校の児童・生徒の学習環境の改善と経営の安定化を図るため	・学校法人の寄付行為及び寄付行為変更の認可に関する審査基準第1-2により、「学校法人は、学校を設置することを目的とする法人であることから、継続的、安定的に学校を運営するためには必要な資産を有していなければならない。(校地・校舎の自己所有)について	外国人学校を学校法人として認定するにあたり、校地及び校舎の自己所有要件を緩和する。		「学校法人は、学校を設置することを目的とする法人であることから、継続的、安定的に学校を運営するためには必要な資産を有していなければならない」とされている。	文部科学省	
1153	1153020	22	浜松市	22202	外国人との地域共生特区	2	各種学校を設立する際の条件の緩和				外国人学校の児童・生徒の学習環境の改善と経営の安定化を図るため	・学校教育の一部を改正する法律等の施行について第2-1-(4)(昭51.123文部事務次官通達) ・準学校法人の認可基準の解釈および運用について1(昭35.5.26文官振第207号)における「学校を運営するための資産を有する」について	外国人学校を各種学校として認定するにあたり、校地及び校舎の自己所有要件を緩和する。		「各種学校の設立認定にあたっては、継続的、安定的に学校を運営するため必要な資産を有していなければならない」とされている。	文部科学省	
1153	1153030	22	浜松市	22202	外国人との地域共生特区	3	外国人児童・生徒の学級編入の弾力化				外国人労働力の継続的・安定的な雇用のための重要な要件である外国人児童生徒の教育について、習熟度に応じた学習を通して、日本語をはじめとする基礎教育を学ぶことにより、学校・社会生活への適応を高めるため	「就学させる義務における就学年齢並びに就業年限」について	外国人児童生徒の習熟度に応じ、学年編入において小中学校の枠を超える柔軟な対応を容認する。		日本語レベルや習熟度にかかわらず、年齢に応じた学年で学ぶこととされている。	文部科学省	
1153	1153040	22	浜松市	22202	外国人との地域共生特区	4	外国人の年金加入の弾力化				永住を前提としない外国人の年金加入の弾力的な取り扱いにより、外国人の健康保険加入を促進し、労働条件の向上、安定的な雇用の確保を図るため	「国民年金は、日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の者、厚生年金保険は、通用事業所に使用される65歳未満の者は、被保険者とする」について	永住を前提としない外国人の年金加入の弾力的な取り扱いをすることで、外国人の健康保険加入を促進する。		永住を前提としない外国人についても、日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の者は年金加入が義務とされている。	厚生労働省	
1153	1153050	22	浜松市	22202	外国人との地域共生特区	5	年金脱退一時金の納付金返還適用期間の延長				年金脱退一時金の取り扱いを改善することにより、外国人の年金及び健康保険加入を促進し、労働環境の向上、労働力の確保を図るため	「日本国籍を有しない者に対する脱退一時金の支給」について	現在、3年を限度としている年金脱退一時金の納付金返還適用期間の延長並びに返還の率を緩和する。(60月以上5.0)		「日本国籍を有しない者に対する脱退一時金の支給」において、36月以上は3.0の率を集めた額とされている。	厚生労働省 社会保険庁	
1153	1153060	22	浜松市	22202	外国人との地域共生特区	6	外国人登録済証明書の代理受理要件の緩和				外国人登録済証明書代理受理の要件を緩和し、申請者の利便性の向上を図るため	「外国人が16歳に満たない場合又は疾病その他身体の故障により自ら申請若しくは登録証明書の受領若しくは提出をすることができない場合、に	代理受理の理由「外国人が16歳に満たない場合又は疾病その他身体の故障により自ら申請若しくは登録証明書の受領若しくは提出をすることができない場合、に代理受理は、配偶者、子、父又は母、それ以外の親族、その他の同居者」となっている。		「外国人が16歳に満たない場合又は疾病その他身体の故障により自ら申請若しくは登録証明書の受領若しくは提出をすることができない場合、に代理受理は、配偶者、子、父又は母、それ以外の親族、その他の同居者」となっている。	法務省	0500580
1153	1153070	22	浜松市	22202	外国人との地域共生特区	7	外国人登録申請の円滑化				外国人登録の円滑な申請を進め、外国人労働者や雇用企業の利便性の向上を図るため	「外国人登録申請書」について	外国人登録申請書のポルトガル語版や中国語版等を作成する。		現行申請書は、日本語、英語併記のものだけであり、申請頻度の多いポルトガル語、中国語等の正式なものが無い	法務省	0500590
1154	1154010	20	更埴市	20216	あんずの里活性化特区	1	農地取得に関する規制の緩和・撤廃				観光農業として定着してきている「あんずの里」が、農業後継者不足により荒廃化が進むなど、その存続が危ぶまれている。このため、市が農地を取得できるようにするとともに、農地取得の下限要件を緩和・撤廃する規制の特例を導入し、あんずの里の活性化を図る。	市が耕作目的で農地を取得できるのは、農地法施行令第1条の6第1項第2号に定められているのみである。その範囲の拡大、また、農地法第3条第2項第5号の下限面積の緩和・撤廃	市が農地を取得できる範囲の拡大及び、農地取得下限面積の緩和・撤廃		市が農地を取得することは、農地法施行令第1条の6第1項第2号により限定されており、これ以外の場合は取得できない。また、農地法第3条第1項第5号で下限面積が定められており、これに達しない場合は取得できない。	農林水産省	1000030
1155	1155010	38	東予市	3908	住宅・産業	1	農振圏外地域の除外に関する特例の拡大	10120	C-1	前回は手続きの簡素化について回答をいただいた。今回は除外について特例の範囲の拡大を検討いただきたい。	未利用地を有効利用する目的で、都市計画法に基づく地区計画を定めるため、農用地区域からの除外の特例を要望する。	農振圏外地域整備に関する法律施行規則の第四条の四 二十九号として「地区計画が策定された場合」を追加願いたい。	地区計画は、関係機関と十分協議して策定されるものであり、農用上の土地利用に支障を及ぼすおそれ無いと考えられるので、市町村が地区計画を策定した場合には、農用地等とすることが適当な土地には含まれないものとしていただきたい。	市町村が策定する地区計画に限定する。	農用地区域から除外できるものは、農振法第十条第三項及び第四項に該当するもののみとされている。	農林水産省	1000710

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特例の具体的要望事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード	
1156	1156010	7	会津若松市	7202	会津若松市新規就農支援特区	1	農業に取り組みようとする個人が小規模な農地を取得できるよう、農地の権利移動後の合計面積の緩和			農地の権利移動後の合計面積に関する規制を緩和することにより、地域に根ざし地域農業を持続的に進めようとする都市住民等による新規就農希望者の確保に努める。	農地の権利移動後の合計面積に関する規制を緩和することにより、地域に根ざし地域農業を持続的に進めようとする都市住民等による新規就農希望者の確保に努める。	農地法第3条第2項第5号の下限面積制限について	都府県については、下限制限面積を3haとする。	対象者については関係機関で認定する	農地の権利移動後の下限面積については、農地法第3条第2項第5号により定められており、それが農業を主業としないような新規就農者の就農機会の阻害要因となっている。	農林水産省	1000260	
1157	1157010	12	館山市	12205	原動機付自転車等ナンバー地域イメージ表示特区	1	原動機付自転車等の規制緩和			観光が主要産業である館山市として、市民を挙げて観光振興に取り組み館山市のPRと地域のイメージアップを図ることを目的とする。	観光が主要産業である館山市として、市民を挙げて観光振興に取り組み館山市のPRと地域のイメージアップを図ることを目的とする。	昭和60.4.1自治市第三十号自治省税務局長通知	昭和60.4.1自治市第三十号自治省税務局長通知により、標識の様式を示しているが、内容を造反しない範囲で地域性を反映した標識を「市町村長が決定できる」、項目を追加する。		昭和60.4.1自治市第三十号自治省税務局長通知により、地域のイメージアップに関する工夫ができない。	総務省	0403110	
1158	1158010	12	館山市	12205	海辺活用特区	1	民間事業者等が海岸保全区域等を使用収益する際の条件の緩和			地元民間資本による交流施設建設・運営により、地域交流を活性化させるための国有財産法の規制緩和、特例の創設。	地元民間資本による交流施設建設・運営により、地域交流を活性化させるための国有財産法の規制緩和、特例の創設。	国有財産法第18条	国有財産法第18条の行政財産にあたる海岸保全区域について民間事業者の長期排他的占有等について、地域経済振興を目的とする建物等を建設する際、PF事業以外でもこれを行うことができるような規制緩和をお願いしたい。		特定の民間事業者等の交流施設建設等(収益性あり)に関する財産貸付等のハードルが高い、又は不可能	国土交通省	1204220	
1159	1159010	40	福岡県大牟田市	40202	環境創造新産業特区	1	「リサイクルを目的とする廃棄物の処理に対する廃棄物処理法の規制緩和。	13110	C-1	廃棄物処理施設の設置については、一般廃棄物及び産業廃棄物それぞれ個別の認可手続きが必要ことから、同様の性状を有する廃棄物処理施設の認可の簡素化等の措置を先行的に実施したいとするもの。	環境・リサイクル分野に新規参入する事業者にとって、廃棄物の資源化施設を設置する場合、同規制が阻害となっている面があり、大牟田市のエコタウン計画地への資源化施設の立地促進として	廃棄物処理施設の設置については、一般廃棄物及び産業廃棄物それぞれ個別の認可手続きが必要と並び一般廃棄物処理施設の認可対象について	大牟田エコタウン等へのリサイクル施設の立地に際し、一般廃棄物・産業廃棄物に関わらず同様の性状を有する一定の廃棄物処理施設の設置認可は「いずれか一方で足りることとする。また、一般廃棄物処理施設の許可の対象となる施設を生活環境への影響が懸念される施設に限定する。	現行の廃棄物処理法ではリサイクル事業を行う者は、一般又は産業廃棄物の処理法の認可、一般又は産業廃棄物処理施設の設置については、それぞれの許可手続きが必要で煩雑なことから、施設の立地に相当の期間を要す。	環境省	1300250		
1160	1160010	21	大垣市	2108	IT文化特区	1	外国人の在留資格要件(審査基準)の緩和 「技術」資格に関する審査基準の緩和	5202	A	規制緩和の対象が「研究」資格になっており、より効果的な事業展開を図るためには、「技術」資格についても適用することが必要である。	IT関連産業が国際的な競争力を持つためには、国内で不足している高度な技術力を有する人材を外国から確保する必要がある。	出入国管理及び難民認定法7条第1項第2号の関係省令における「技術」資格の審査基準について 「従事しようとする業務」について、これに必要な技術若しくは知識に係る科目を専攻して大学を卒業若しくはこれと同等以上の教育を受け、について	専修学校の卒業生(専門士及びこれと同等以上の者)を「これと同等以上の教育を受け、」た者として認める。	特区内の企業に就業した場合とする。	現在、外国の一部の情報関連試験の合格者を「同等以上」の者として認める運用がなされているが、高度な教育を行っている専修学校の卒業生(専門士及びこれと同等以上の者)を認める制度がない。	法務省	0500440	
1160	1160020	21	大垣市	2108	IT文化特区	2	外国人の在留資格要件(審査基準)の緩和 「技術」資格に関する審査基準の緩和	5202	A	規制緩和の対象が「研究」資格になっており、より効果的な事業展開を図るためには、「技術」資格についても適用することが必要である。	IT関連産業が国際的な競争力を持つためには、国内で不足している高度な技術力を有する人材を外国から確保する必要がある。	出入国管理及び難民認定法7条第1項第2号の関係省令における「技術」資格の審査基準について 「10年以上の実務経験(大学、高等専門学校、高等学校、中等教育学校の後期課程又は専修学校の専門課程において当該技術又は知識に係る科目を専攻した期間を含む。)」について	専修経験期間の基準を短縮する。	特区内の企業に就業した場合とする。	情報関連分野においては、短期間の実務経験者であっても、高度な技術又は知識を修得することができる。	法務省	0500450	
1160	1160030	21	大垣市	2108	IT文化特区	3	外国人の在留期間(3年又は1年)の延長(外国人研究者の在留期間の延長) 「技術」資格に関する在留期間の延長	5201	A	規制緩和の対象が「研究」資格になっており、より効果的な事業展開を図るためには、「技術」資格についても適用することが必要である。	IT関連産業が国際的な競争力を持つためには、国内で不足している高度な技術力を有する人材を外国から確保する必要がある。	出入国管理及び難民認定法2条の2第3項の関係省令における「技術」資格の在留期間について 「3年又は1年、について	在留期間を5年とする。	特区内の企業に就業した場合とする。	技術者が従事する業務の継続性を考慮し、在留期間の延長が必要である。	法務省	0500380	
1161	1161010	8	里美村	8363	里美牧場自然エネルギー活用特区	1	国立・国定公園の普通地域における届出を要しない行為の拡充	13009	A	普通地域についての、一時的な工作物の設置などが緩和の対象のみでは、効果が薄い。	風力発電施設を建設するためには、緩和の対象を永久工作物にまで範囲を拡大するとともに、実際に風力発電施設建設を規制している県立自然公園条例を緩和するためには、自然公園法施行規則で定める届出対象に風力発電施設を含めたいことが必要である。	自然公園法施行規則第14条第1号第1項のハ 鉄塔 高さ30メートル	県立自然公園普通地域への工作物の建設にあたり、風力発電施設は届出が免除されるよう、自然公園法施行規則を緩和してほしい。		自然公園普通地域への風力発電施設の建設は、自然公園法によりほぼ学術・研究用にしか認められていないので、大規模に建設することができない。	環境省	1300110	
1162	1162010	3	遠野市	3208	日本のふるさと再生特区	1	酒類の製造免許の適用除外	7201	D	第1次提案に対する回答において、既存業者者に製造を委託することが相当との見解が示されたが、当地域の酒造業者では、地元で行われる祭りで提供される酒類の製造は既に行われている。これと併せて、農家民営で提供される少量の自家製の酒類と地元の祭りやみやげ用などで購入される地元の酒造業者が製造する酒類との組み合わせを当地を訪れる人々に楽しんでもらいたいと考えているものである。地元の酒造業者が製造する酒類と、農家の自家製による酒類との共存関係を前提として、地域特有の良文化を育み、都市と農村との交流を推進するため、再提案するものである。	農家が自ら栽培した作物を用いて酒類を製造し、農家民営での宿泊客におもてなしができるようにすることで、交流の拡大を図るため。	酒税法第7条第1項及び第2項について	適用除外とすること。		酒類の少量製造については、市町村への届出制とする。また、酒税相当額は、市町村で徴収し、所管する税務署へ納付する仕組みを構築する。	酒類の製造免許を取得するためには、酒税法に規定する数量制限があり、少量製造することができない。	財務省	0700090
1162	1162020	3	遠野市	3208	日本のふるさと再生特区	2	酒類の製造免許の数量規制の緩和	7201	D	生涯学習の一環として、博物館が主催する特別展などの事業の中で、昔の酒類の製造方法などを再現するために、少量の酒類をつくらせることができるようにすること。	博物館で昔の食文化を学ぶ機会を提供する一環として、酒類の製造免許を受けた者が、免許を受けた製造場でない場所において、当時の製造方法を再現し、実際につくらせることができるようにすることで、多様化する学習目的に適切に対応するとともに、製造方法の保存を行うため。	酒税法第7条第1項及び第2項について	適用除外とすること。		酒類の製造免許を取得するためには、酒税法に規定する製造場ごとに数量制限があり、少量製造することができない。	財務省	0700100	
1163	1163010	3	遠野市	3208	ふるさと学校体験留学特区	1	区域外就学の弾力的な運用範囲の拡大			区域外就学の弾力的な運用を図ることで、都市部の児童生徒が農村部の学校で授業を受けることを可能とすることで、都市と農村との交流を推進するとともに、子どもたちの創造性を育むため。	学校教育法施行令第3条及び文部省初等中等教育局長通知により示されている事項について	運用範囲を拡大すること。	あらかじめ、関係市町村教育委員会の間で、児童生徒の留学に関する協定を締結しておくこととする。また、国内学校への短期留学として取り扱うため、児童生徒の座席料と入居料とで、当該児童生徒の出発前、指導要録に関する情報交換を行う措置を構築する。	区域外就学は、保護者の家庭的な事情やいじめ問題への対応など、その運用目的が課題解決などに限定されており、都市と農村との交流や児童生徒の創造性を育むなどの目的では、これを行うことができない。	文部科学省			
1164	1164010	21	白川村	21604	白川郷文化・環境・教育特区	1	白川「村」の名称を特区については「白川郷」を正式名称とする。			「地方自治体に適用される」市・町・村、の名称を、特区については歴史的・文化的かつ世界的知名度の高い「白川郷」を正式名称とし、村民の郷土意識の向上を図る。	地方自治法の第1条から第3条までの「市町村」を特区に限り、自由な名称とすることができるようにする。	「地方自治体に適用される」市・町・村、の名称を、特区については歴史的・文化的かつ世界的知名度の高い「白川郷」を正式名称とする。		地方自治法で普通地方公共団体は都道府県及び市町「村」となっている。	総務省	0400210		
1164	1164020	21	白川村	21604	白川郷文化・環境・教育特区	2	PF法人への補助事業適用と税制上の優遇措置の拡充			「地方自治体に適用される各種補助事業を、PF方式の法人についても同等の補助対象として適用することにより民間の参入を容易にする。」「PF方式の法人への公租公課の優遇措置を設けることにより民間の参入を容易にする。	国土交通省や、総務省などの各種補助事業が対象、今のところ適当な補助事業がないためPF方式をとらざるを得ないが、補助事業が新規にできたときには、是非対象としたい。	「地方自治体に適用される各種補助事業を、PF方式の法人についても同等の補助対象として適用することにより民間の参入を容易にする。」「PF方式の法人への公租公課の優遇措置を設けることにより民間の参入を容易にする。		PF法人について各種支援・配慮が法律で「できる」ことになっているが、各省の補助事業対象に未だっていない。	内閣官房			
1164	1164030	21	白川村	21604	白川郷文化・環境・教育特区	3	歴史的・文化的な「どぶろく」について、特区内限定の一般販売許可			地域の特産品「どぶろく」を自由に販売できることで、地域経済基盤を固める。	財務省の酒税法	「現在神社のお布施に対する「お下がり」として神社内でしか飲めない「どぶろく」を特区内に限って一般販売することにより地域特産品をより普及させ、地域経済に資する。		「日本酒」に規定されない「どぶろく」は祭礼用として特許が認められ、境内からの持ち出しはできない(販売できない)	財務省	0700110		
1164	1164040	21	白川村	21604	白川郷文化・環境・教育特区	4	遊休農地の自治体の買い上げとその貸し付けを認める。			歴史的・文化的な地域については遊休農地を自治体が買い上げ、やる気のあるものに貸与して耕作を認め、環境景観の保全(特に世界遺産地域の遊休農地)をおこなう。	農地法	「自治体が農地を所有することができない法律を特区に限って特例措置として認め、世界遺産の景観を保全する。	まず、世界遺産地区とそのバッファゾーンから行いたい。	第三セクターや集落協定を作って買い上げることができるが、事務が繁雑かつ地域合意が難しいので進んでいない。	農林水産省	1001180		
1164	1164050	21	白川村	21604	白川郷文化・環境・教育特区	5	無線LANの拡大・強化による情報発信を図る。			特区内(難視聴地域)において、拡大・強化された無線LANにより、FMテレビの周波数帯域を使って、地区住民・観光客に防災・交通規制観光案内・駐車場満員有償を発信することにより、防災、混雑緩和、ピークカット、観光客の他地域への回遊を促す。	電波法等	「電波法により厳しく制限されている電気通信事業者の免許を難視聴地域について自治体が無線LANを使って地域限定で発信できるようにする。	光ファイバーが整備されている自治体を行う放送に限る。	小さい村で第1種電気通信事業者の審査、許可を受けることは困難だが、無線LANを使うことにより簡便な放送放送局ができる。	総務省	0405040		
1164	1164060	21	白川村	21604	白川郷文化・環境・教育特区	6	転入・転出のない学級編成と同一村内学校の就学と卒業			集落が二極分化している人口分布の中で、時として小学校学年児童数が10名以下の少数となるので、一時(一年度又は二年度間)的に村内他の小学校に就学し、学年を修了でき、卒業は入校とする。そして小学校自体の運営は現行を維持する。この方式は白川村の公立小学校同士だからできるものと考えられ、村行政の推進に必要と考えられる。	学校教育法、同施行令・公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律、同施行令へき地教育振興法・地方教育行政の組織及び運営に関する法律他	「白川村の地形・地理的な地域特性を考えると、村内に「平瀬」「白川」の二校があり、両校は約15kmはなれている。「同一小学校での就学し卒業」の形態を、ある年に生じた「少数(数名程度)学級を、同一村内の他の「小学校の学年」に就学させて、増設解消を図りつつ、卒業等は、入校とする方式等の弾力的な運用で、ただし、それぞれの学校は独立した小学校として運営する。特別な学校教育制度の法律的適用を要望する。		左記の目的・内容に沿った運用ができないため、少数学級は複式になるか、村予算で教員を補充しなくてはならず、村予算が圧迫されている	文部科学省			

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特例の具体的要望事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード	
1165	1165010	47	平良市	47206	国際海洋リゾート特区	1	観光振興地域における特定民間観光関連施設の対象拡大				観光振興地域における参入企業の誘致を促進することを目的とする。	沖振法第16条に規定する特定民間観光関連施設の対象施設の拡大	観光関連施設に宿泊施設これに付随する施設を追加		沖振法第16条に規程する特定民間観光関連施設の対象施設において、宿泊施設これに付随する施設が設定されていないことから積極的な企業誘致が促進できない。	内閣府	2000030	
1165	1165020	47	平良市	47206	国際海洋リゾート特区	2	沖振法における自由貿易地域・特別自由貿易地域の指定拡大				観光振興地域指定に加えて、自由貿易地域・特別自由貿易地域の特別措置の適用により参入企業の誘致を促進することを目的とする。	沖振法第41条の1第42条の1における地域指定の拡大	総合保税地域の特例措置の適用		現在沖振法に於ける自由貿易地域及び特別自由貿易地域は2カ所にとどまっております。特例措置が受けられない。	内閣府 経済産業省	1110070 2000040	
1166	1166010	47	平良市	47206	緑のダム特区	1	土地所有権の範囲における地下水部分の適応除外				地下水については、宮古島地下水保護管理条例で運用しているが、法整備がなされておらず、紛争の未然防止を図るため土地所有権の範囲から地下水部分を除外する。	民法第207条の1土地の所有権の範囲	現行の法律では、地下水に関する総合的な整備がなされておらず、民法でも土地の所有権者の所有となっており、公水である地下水を私的な所有権の範囲におくことは、今後紛争の種にもなりかねず、これを未然に防止する為にも地下水部分を除外する必要がある。	「土地の所有権は…其土地」上下に及ぶ」とあり、地下水のような公水となるべき資源に私的な所有権が及ぶ。	法務省 環境省	0500740 1300190		
1166	1166020	47	平良市	47206	緑のダム特区	2	水道事業に関する定義の拡大				宮古島では、宮古島水道企業団が水道事業の一環として地下水源保護条例に基づき、水源涵養林造成のための土地購入を行っており、水道事業の定義を拡大して頂きたい。	* 土地収用法第2条及び第3条の18における水道事業の位置づけ * 水道法第3条における水道事業に涵養林造成を含める。	宮古島では飲料水の全てを地下水に依っており地下水源および地下水流域内の水質保全は、水道事業の中で一体的のものである。従って、水道事業の定義を拡大し水源涵養林造成のための不動産取得も同様な活動として位置づける。	土地を収用、使用できる事業に水道法による水道事業があるが、現行では水源涵養林造成のための土地取得は含まれていない。	厚生労働省 国土交通省			
1166	1166030	47	平良市	47206	緑のダム特区	3	農業者以外の者の農地取得の容認				緑のダムづくりは、行政、水道企業団、企業、個人など島内外から参加しての新しい事業であり、土地の取得から造林活動などが可能となるよう農地の取得条件を緩和してほしい。	農地法第3条の2	地下水流域および農地周辺などにグリーンベルトを構築にも達成する一大事業を推進するため、シビルトラスト運動(一坪運動等)を展開する。そのため農家以外の人々にも参加できるように農地の取得条件を緩和してほしい。	農地等の権利取得のためには、一定の条件を満たす農業生産法人に限られており、民間企業などに開かれていない。	農林水産省	1000470		
1167	1167010	10	桐生市	10203	産学官連携による共同研究促進のための税制上の優遇強化措置特区	1	共同試験研究における租税特別措置上の法人税等の控除上限額を引き上げる。				現状では、法人税額並びに所得税額の特別控除にかかる平成12年2月17日付文部助第250号(通知)による増加試験研究税制における共同試験研究の特例措置があるが、中国やベトナムへの海外から低賃金格差による産業の空洞化や銀行の不良債権処理のありを受け、増加試験研究の増加による、今日の厳しい経済情勢に鑑み、新産業育成に向けた新製品開発を更に拡大して行くために本特例の抜本的な改善が必要である。については、既設の法人税、所得税の優遇措置特区の設置により、産学共同研究への普及・振興が図られることを目的とするものである。	租税特別措置法第42条の4第1項、同条第3項第1号から第5号まで、同法施行令第27条の4第3項、同条第4項第5号及び第6号、同条第5項第3号及び第4号、同法施行規則第20条第3項から第6項まで(法人税)並びに租税特別措置法第10条第1項、同条第3項、同法施行令第5条の3第3項、同条第5項第5号及び第6号、同条第7項第3号及び第4号、同法施行規則第5条の7第3項から第6項まで(所得税)の税額の特別控除条件が現行では、増加試験研究促進税制の控除限度額は、法人税及び所得税(以下「法人税等」という。)の14%相当額あるいは法人税等の12%相当額に共同試験研究に要した研究費の15%の少ない方を上限額とされているのを「法人税等の一割50%相当額」とする。	共同試験研究を進める上で中小企業にとり大きな動機付けとなるものであり、研究開発費のかかる不安を解消し多くの研究成果が期待できることから、上記に掲げた関連条項の法人税等の控除上限額を引き上げる。	共同研究に参画する企業の技術開発にかかるとる資源等の調査項目を追加することにより、研究成果への期待度を上げる。	共同試験研究費の額が増加した場合等の法人税等の特別控除については、租税特別措置法第42条の4第1項、同条第3項第1号から第5号まで、同法施行令第27条の4第3項、同条第4項第5号及び第6号、同条第5項第3号及び第4号、同法施行規則第20条第3項から第6項まで(法人税)並びに租税特別措置法第10条第1項、同条第3項、同法施行令第5条の3第3項、同条第5項第5号及び第6号、同条第7項第3号及び第4号、同法施行規則第5条の7第3項から第6項まで(所得税)の税額の特別控除条件が現行では、増加試験研究促進税制の控除限度額は、法人税及び所得税(以下「法人税等」という。)の14%相当額あるいは法人税等の12%相当額に共同試験研究に要した研究費の15%の少ない方を上限額とされている。今日の経済情勢の中での共同試験研究では中小企業の共同研究への参加の動機付けが薄く、参画企業の数が減りかねることが懸念される。	財務省	0700550	
1168	1168010	10	桐生市	10203	産学官連携による共同研究成果にかかるとる特許料の減額特例措置特区	1	共同試験研究における現行特許法上の特許料の減免・猶予に加え、大学との共同研究に際する成果をもとにした特許出願及び保有の際にかかるとる特許料の減額措置				現状では、特許法第109条で特許料の減免または猶予の規定はあるが、今日の経済情勢に鑑み、新産業育成に向けた新製品開発を更に拡大していくためにも特許法及び特許法で定める現行減免・猶予の規定にかかわらず、関係法令の抜本的な改善が必要である。については、既設の特許法及び特許法による減免または猶予の規定に加え産学官共同研究をもとにした特許出願・保有等にかかるとる特許料の減額特例措置特区の設置を提案する。	特許法第107条第1項の規定に基づき特許料の各年の区分として第1年から第3年までは、毎年13,000円に一請求項につき1,100円を加えた額、第4年から第6年までは、毎年23,000円に一請求項につき1,600円を加えた額、第7年から第9年までは毎年40,600円に一請求項につき3,200円を加えた額、第10年から第15年までは毎年81,200円に一請求項につき6,400円を加えた額を特許料として規定している。この特許料については、特許法第109条で特許料の減免または猶予の規定があるが、この規定に加え産学官共同研究による特許出願及び保有に対して中小企業等への特許料の減免を加えようとするものである。	産学官共同研究を進める中小企業にとっては特許出願及び保有にかかるとる特許料の負担が大きい。共同研究の促進に向けた動機付けを図るうえで、こうした特許料の減額が必要であり、特許法第107条に規定する特許料を2分の1に減額する。		特許法第107条では特許出願の初年度から5年間4段階に区分した特許料を定めている。この特許料の減免または猶予の方法について特許法第109条で特許料長官は資力に乏しい者として政令で定める要件に該当する者が特許料を納付することが困難であると認めるときは、政令で定めることにより特許法第107条第1項の規定による第1年から第3年までの各年分の特許料を軽減し、もしくは免除またはその納付を猶予することができる。この特区設置にあたっては、これらの特許料の減額に大学との産学官共同研究にかかるとる成果をもとにした特許出願と特許料の保有に対し、共同研究を行う個人以外(中小企業等)に対する特許料の減額を措置しようとするものであるが、現行特許法等では、今後の産学官共同研究を進めようという中で、中小企業者の参画への動機付けが乏しい。新製品開発による新産業創出の途が開けていない。については、共同研究による特許出願・保有の動機付けを促進するうえで、更なる特許料の減額措置が必要とされる。	経済産業省 特許庁	1140090	
1169	1169010	10	桐生市	10203	農産物の被害防止と市民生活の安全を確保する構想	1	有害鳥獣駆除における従事者の容認				イノシシによる被害地域は全市までにおよび、道路・水路・宅地にまで及び、車両接触事故や登下校の児童生徒が追われ威嚇されるなど、市民生活が脅かされている。被害が増加する反面、高齢化や経済不況などによる職務専念で、毎日の駆除活動に対する駆除隊員の負担が年々大きくなっていることから軽減することを目的とする。	平成15年4月16日に施行される「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に伴い適用される「鳥獣の保護を図るための基本的な指針」において、補助者に狩猟免許を所持しない者が、狩猟免許所持者(駆除隊員)の同行のもとに従事することが容認されていることについて、	補助者に狩猟免許所持者(駆除隊員)の同行のもとに従事することが容認されているが、農地や住居地内などの生活圏に設置した捕獲檻に限り、見回りや寄せエサの補給活動を、住民活動として住民単独で行うことができるようにするため、	「設置されていることが容易に確認できる捕獲檻であること、設置場所が農地、住居地内などの生活圏内であること、狩猟免許所持者(駆除隊員)との連絡、連携が可能であること」の条件に適合した場所に限定する。	平成15年4月16日に施行される「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に伴い適用される「鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針」において、補助者に狩猟免許を所持しない者が、狩猟免許所持者(駆除隊員)の同行のもとに従事することが容認されているが、単独による従事は考えられていない。	環境省	1300120	
1170	1170010	10	桐生市	10203	行政が農用地を取得(備地し、育苗事業を行なえる構想)	1	農地又は採草放牧地の権利の制限、権利取得における公用目的の緩和				本市市有林の公益的機能の回復と増進を目的に実施している育苗事業において、大量に必要とされる苗木を生産するため、農用地の効率的な活用を目的とする。	農地法第3条(農地又は採草放牧地の権利移動の制限)、同法施行令第1条の6(農地又は採草放牧地の権利移動の不許可の例外)等に規定される公用目的について	農地法第3条(農地又は採草放牧地の権利移動の制限)、同法施行令第1条の6(農地又は採草放牧地の権利移動の不許可の例外)等に規定される公用目的を育苗事業にも供せられるとした。	「育苗事業で生産された苗木は市有林を含めた公有地に限定し、市民生活において必要と認められる場合は、森林が該当しない」とする。	農林水産省	1000170		
1171	1171010	10	桐生市	10203	地場産業振興センターの一部使途変更申請の簡素化	1	国の補助及び高度化資金等により設置した施設の用途変更等制限の緩和				現状では、補助金については「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第22条の規定に基づき、高度化資金については「高度化資金助成後における高度化事業計画等の変更に関する事務処理基準」により、それぞれ変更申請を行っているが、これを改め、高度化資金助成後の施設の一部使途変更等については、関東連合産業界及び中小企業総合事業団への変更手続きを省略し、県との協議に改めることを提案する。	建設費補助金については、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第22条の規定により、その使用、譲渡、交換、貸付等については、関係省庁と協議することとなっているが、これらを地場産業振興センターの寄附行為に反しない範囲で、高度化資金助成後は、関東連合産業界との協議を省略し、県との協議に変更、及び高度化資金については「高度化資金助成後における高度化事業計画等の変更に関する事務処理基準」に基づき、施設の貸付対象施設の貸賃、売却等の処分については、現行では、中小企業総合事業団と協議、県上保護を併用しているが、特例とする。この規定では、地場産業振興センターの寄附行為に反しない範囲で、高度化資金助成後は、中小企業総合事業団への手続きを省略し、県との協議に、また、貸付対象施設の使途の変更についても同様、県との協議と省略するもの。	「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第22条の財産処分及び「高度化資金助成後における高度化事業計画等の変更に関する事務処理基準」における事業計画変更に対する制限規定中、財産の一部用途変更及び貸賃については、その権利を緩和する。このことにより、地場産業振興センターにおける特例の要請に即応した多目的高度化利用が可能になり、地場産業の振興発展に更なる貢献が図られることとなる。	現状での建設費補助金については「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」及び「高度化資金助成後における高度化事業計画等の変更に関する事務処理基準」による取扱いとされているが、今後、地場産業振興センターの施設の高度化利用を促進する必要性があり、施設をベンチャービジネス等の観点として多目的に活用し、センター内にある「北関東産官学手研究会」及び「ベンチャー企業総合支援センター」との連携により、産学官連携に努めることが発点であり、これら推進するため規制の緩和が必要である。	経済産業省 関東連合産業界及び中小企業総合事業団	1104030 1104110		
1172	1172010	23	愛知県豊田市	23211	営農支援特区	1	地方公共団体(市町村)の農地取得(農地に係る権利の取得)の要件緩和				豊田市を中心とした(仮)営農支援センターにおいて、農地に係る権利を取得し、市民農園等の貸付事業を実施するため	農地法施行令第一条の六第一項第二号において、公用又は公共目的について認められている地方公共団体による農地取得について	地方公共団体における農地取得の容認	営農支援特区の解消及び農地の保全を目的とする	地方公共団体による農地取得については、農地法施行令第一条の六第一項第二号において、公用又は公共目的について限定されている	農林水産省	1000180	
1172	1172020	23	愛知県豊田市	23211	営農支援特区	2	農業に取組もうとする個人または法人が小規模な農地を取得(農地に係る権利の取得)できるよう、農地権利移動後の合計面積要件の緩和(下限面積制限の緩和)				「就農」目的で農業に従事した方も、現行の最低40アールの耕作は、資金的又は高齢化による体力的な面からも厳しいと予測されるため	(仮)営農支援システムによる農業従事者において、「就農」目的者が農地を取得する場合、現行規定面積では広すぎ、負担が大きいため	農地法第三条第二項第五号における、農地取得の下限面積について	下限面積制限の緩和	営農支援特区の解消及び農地の保全を目的とする	農地取得の最低面積については、農地法第三条第二項第五号において定められている	農林水産省	1000270
1172	1172030	23	愛知県豊田市	23211	営農支援特区	3	農業に取組もうとする個人または法人が小規模な農地を取得(農地に係る権利の取得)できるよう、農地権利移動後の合計面積要件の緩和(下限面積制限の緩和)				「就農」目的で農業に従事した方も、現行の最低40アールの耕作は、資金的又は高齢化による体力的な面からも厳しいと予測されるため	(仮)営農支援システムによる農業従事者において、「就農」目的者が農地を取得する場合、現行規定面積では広すぎ、負担が大きいため	農地法施行規則第三条の四において、面積要件十アールの整数倍、及び事業に供している者の百分の四十要件について	面積要件及び事業に供している者の百分の四十要件の緩和又は緩和	営農支援特区の解消及び農地の保全を目的とする	農地取得の最低面積については、農地法施行規則第三条の四において特例が定められている	農林水産省	1000290
1172	1172040	23	愛知県豊田市	23211	営農支援特区	4	特定農地貸付法における貸付面積要件の引き上げ				今後急増する定年退職者等で、「生きがい」目的を選択した市民農園利用者は、現行10アール以上で従事することが、健康面、農地保全の見地からも好ましいため	(仮)営農支援システムによる農業従事者において、「生きがい」目的者は、主に市民農園の利用となり、現行規定よりも広い面積で従事することによる、栽培意欲、栽培技術増進のため	特定農地貸付法に関する農地法等の特例に関する法律施行令における、貸付面積の上限について	貸付上限面積10アールを引き上げる	営農支援特区の解消及び農地の保全を目的とする	貸付面積の上限は、特定農地貸付法に関する農地法等の特例に関する法律施行令で定められている	農林水産省	1000960

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特例の具体的な要望事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード
1175	1175060	42	長崎県小浜町	42367	小浜総合自然エネルギー特区	6	補助金の交付目的外の使用に関する制限の緩和	7110	D	補助金で購入した機器類を、関連する研究開発に利用することが多角的な温泉水利用を行う場合には必要であり、このことで、研究開発期間の短縮や周辺研究の促進(早期実現)が可能になるので、再度提案した。	総合自然エネルギー特区では、核となる事業と核となる事業周辺の研究開発事業とを並行して進めている。核となる事業で用いる小規模分散型バイナリー発電装置を中心として他の温泉地の特性を活かした研究開発を展開しようとしている。また、核となる事業についても研究開発要素が強く、研究開発補助金での機器の導入を想定している。そのため、研究開発に係る機器についての多目的な利用を可能にして、地域活性化に繋がる研究開発期間の短縮や周辺研究の促進を行う。また、核となる研究開発事業では研究開発時に電力の販売が可能になると考えられる。そのような費用は、さらなる研究開発費用の一部としての利用が可能になるようにする。このことで、自然エネルギーの実用化が促進される。	目的外の利用においては、各省各長の承認を受ける必要がある。	研究開発補助金で購入した機器であっても特区内の地域活性化事業と密接に関連している場合には、その他の研究開発事業の利用が可能になるようにする。また、研究開発事業中に電力の販売によって得た対価については、関連する地域活性化事業等への使用を可能とする。	地域に密着した設備を利用した計画でも、補助金等によっては目的が特定の研究開発となるため、企業等が他の目的での利用ができない。研究開発で設備を購入した場合に、関連する研究開発分野での利用が制限されるため、類似した分野の研究開発で発生する対価に相当の対価を支払う必要が生ずる。また、設備の利用に相当の経費が発生する場合は対価の支払いを要求することもできず、目的外の利用を断念せざるを得ないことになり、開発時期を遅らせることになっている。	財務省		
1175	1175070	42	長崎県小浜町	42367	小浜総合自然エネルギー特区	7	温泉掘削許可の免除	13070	D	事業を行う場合に掘削等の行為について、事前に温泉審議会との調整が必要であるが、地域での開発では、主体である地方公共団体が中心に調整することが事業を円滑に行うのに適切である。	分散型発電のための基本的な研究開発等における各種規制を緩和する(温泉井の掘削許可)。	県の温泉審議会での許可が必要である。	温泉井の改修を行う場合次の項目についての緩和 ・口径 ・掘削深度の見直し ・温泉審議会の開催時期を事業工程に合わせて実施 ・申請から許可までの期間短縮 特に、掘削地掘削のための申請を行う場合には迅速な対応が必要であり、事業の円滑な運営のため手続き等の簡素化をお願いする。	特区においておこなう科学的なデータ採取結果に基づき、一定基準を満たす場合は特区内で実施できるようにし、通知を行う。	現状では県の温泉審議会での許可となっており、審議会での許可後、掘削等の行為を実施しており、最大で審議会開催間隔程度の期間を要しているのが現状である。	環境省	1300130
1175	1175080	42	長崎県小浜町	42367	小浜総合自然エネルギー特区	8	温泉水熱利用施設発生スケールの温泉施設発生スケールと同様の取り扱い	13103	C-1	温泉施設等の多くの部分で、スケールが付着するので、そのスケールの有効利用を行うようにしていくことで、環境調和型事業とするためであり、スケールについてはリサイクルとして取り扱われていないので、特区内で先行的に実施していくため。	温泉水の熱を未利用エネルギーとして利用する際に温泉水から沈殿するスケールを既存の温泉施設で発生するスケールと同様の扱いにできるように取り扱う。	現状においても少量の場合は一般廃棄物として処理している場合もあり、全体に温泉成分から沈殿したものであり無害で安全な固形物が生成している。	組成が基準を満たすスケールはその再処理を許可する。	スケールとして生成する物質は熱水変質として自然界でも発生する物質である。物質中に含まれる成分は温泉成分中に含まれている物質であり直ぐに人体に悪影響を与える物質は含まれていない。	環境省	1300240	
1175	1175090	42	長崎県小浜町	42367	小浜総合自然エネルギー特区	9	兼業の申請手続きの簡素化、許可の基準の緩和	8602		地域活性化につながる新規創生事業において、国立大学教員が兼任期間等の役員を兼業した場合に、時間内での兼業を行う場合の手続き簡素化の緩和を要しており、別表1の202と同旨の内容であり、地域活性化事業での兼業について考えており、再度提案した。	大学教員による営利企業の役員・地方公共団体の公式アドバイザー(各種委員会の委員ではなく、常任顧問的な職務)等の兼務を容易なものとする。 温泉地域での温泉を利用するため、周辺地域への影響を避ける必要がある。そのため、大学の高度な専門知識を利用して、総合自然エネルギー特区での事業推進上の問題等が発生しない等の助言が行えるようにする。 本特区は産学官連携事業を実施するが、地理的には、実施場所と大学が離れており、現地に研究施設を設置して事業を円滑に進められるようにしてあり、兼業を容易に実施できるようにする必要がある。	国立大学教員が勤務時間を割こうとする場合には、日時を特定して承認者の承認を得なければならないこと。	大学教員による営利企業の役員・地方公共団体の公式アドバイザー(各種委員会の委員ではなく、常任顧問的な職務)等の兼務を容易なものとする。	特区において教員からの事後の通知も可能として手続きの簡素化を図る。	技術移転兼業を行う国立大学教員等は、四月から九月まで及び十月から翌年三月までの期間ごとに、技術移転兼業状況報告書により、所轄庁の長等に報告する義務があり、煩雑となっている。	文部科学省 総務省 【人事院】	0200020 0400100
1175	1175100	42	長崎県小浜町	42367	小浜総合自然エネルギー特区	10	温泉を利用した小規模分散型バイナリー発電の電力を近隣の電力会社の配電線(6.6kV)を利用した送電の容認	11541		電気事業法においては、一般電気事業、特定規模電気事業以外は自家発電となることから、地域活性化や新エネルギー等の促進のために地方公共団体が主体となり実施する発電事業において自己設備等の新たな設備を要している。また、民生ベースの契約であり、法規との関連性が無いとの回答がなされたが、民間契約の内容は電気事業の発電規模の制約等に準じたものとならざるを得ないのではないか。	自然エネルギー(含新エネルギー)での発電を促進するために、小規模分散型バイナリー発電において、発生電力の販売を容易にすることで、事業の費用対効果が得られるように、自家発電した電力を近隣の電力会社の配電線(6.6kV)を利用して送電できるようにする。	自家発電した電力を近隣の電力会社の配電線(6.6kV)を利用して送電できない。	小規模分散型バイナリー発電でも費用対効果が得られて、普及が促進されるように自家発電した電力を近隣の電力会社の配電線(6.6kV)を利用して送電できるようにする。	特区内では、温泉地域での需要家や供給者の増加、そのための送電上の課題が生ずることを想定して一般電力事業者とは異なる情報を交換しつつ、今後の50kW程度の自由化で生じる送電上の問題がないようにする。	発電は規模によりメリットが発生する事業であり、大規模の場合には高圧電力設備が設置されている場合が多(特定規模電気事業者の場合は新たな設備を要しないが、小規模分散型発電事業者や発電設備の普及は新たな設備負担が発生するため制限を受けている)。	経済産業省	1130110
1175	1175110	42	長崎県小浜町	42367	小浜総合自然エネルギー特区	11	温泉を利用した小規模分散型バイナリー発電の供給電力の下限(500kW以上)の緩和	11542		同上	自然エネルギー(含新エネルギー)での発電を促進するために、小規模分散型バイナリー発電において、発生電力の販売を容易にすることで、事業の費用対効果が得られるように、供給電力は500kW未満でも可能とする。	自家発電した電力を近隣の電力会社の配電線(6.6kV)を利用して送電する場合の供給電力の制限の引き下げをお願いする。	自家発電した電力を近隣の電力会社の配電線(6.6kV)を利用して送電する場合の供給電力500kWを自由化の可能性がある50kW以下にまで引き下げる。	特区内では、温泉地域での需要家や供給者の増加、そのための送電上の課題が生ずることを想定して一般電力事業者とは異なる情報を交換しつつ、今後の50kW程度の自由化で生じる送電上の問題がないようにする。	発電は規模によりメリットが発生する事業であり、大規模の場合には高圧電力設備が設置されている場合が多(特定規模電気事業者の場合は新たな設備を要しないが、小規模分散型発電事業者や発電設備の普及は新たな設備負担が発生するため制限を受けている)。	経済産業省	1130110
1175	1175120	42	長崎県小浜町	42367	小浜総合自然エネルギー特区	12	排出水の汚染状態測定及び結果記録の緩和	13401		事業の主体の係わりによって解釈が異なる規制であり、今回の回答は発電事業が該当しないことについてであり、温泉水利用全般についての回答と解釈すべきかが疑問であり、再度提出した。	温泉水の熱を未利用エネルギーとして利用する際に施設から流出する熱利用後の温泉水を、既存の温泉規制と同様の扱いにして海洋への排出ができるように取り扱う(汚染状態測定の緩和)。	温泉を途中発電に利用した場合でも温泉水と同様の取り扱いをお願いしたい。	現在でも自然状態で海洋に流出しているなどしている温泉水であり、定期観測等はなされていない。温泉水の有効利用のために熱供給について研究を行う施設を設置するが、主な浄化は温泉水からの沈殿物の洗い出しであり、汚染状態の記録については、免除をお願いする。	特区に設置する熱供給に関する特定施設については届け出を行うが、熱供給にのみ関連する施設の場合は排出水の汚染状態測定および結果記録については、免除を行う。	研究施設での洗浄施設等は特定施設となるが、そこでの温泉水は現在でも海洋に流出している温泉水であり、未利用エネルギーとなって海洋に流出しており、部分的に規制を行う必要はないと想定される。	環境省	1300180
1176	1176010	23	犬山市	23215	都市と農業の共生特区	1	農用地区域に含まれない土地の範囲の拡大			農用地区域内において、開発事業を行う場合、農用地を除外する必要があるが、除外の見通しが見えない状況では民間事業者の事業参加は困難である。したがって、事業実施の見直しを高めるためにも、都市的な土地利用を促すとした区域について農用地等に含まれない土地とする必要があるため。	農業振興地域の整備に関する法律施行令第7条において、農用地等及び農用地等とすることが適当な土地に含まれない土地と定められている事項について	市町村条例により都市開発を促すとして定められた区域の農用地区域の農地については、農用地等及び農用地等とすることが適当な土地に含まれない土地とする。	都市的利用を促す区域の農地等の建設計画を定める段階で農政部局との協議する。 農地として保全を図る区域については、住居を誘い、開発事業計画地を農用地区域から除外する必要がある。この他に当たっては、法定要件が定められており、市町村は事業計画書からの申し出毎に除外の可否を審査している。	農業振興地域農用地区域以内では、農業以外の土地利用が制限されている。このため、農業以外の土地利用を行うときは、事業着手前に事業計画書の申し出により市町村が農用地利用計画の審査を受ける必要がある。この他に当たっては、法定要件が定められており、市町村は事業計画書からの申し出毎に除外の可否を審査している。	農林水産省	1000790	
1176	1176020	23	犬山市	23215	都市と農業の共生特区	2	市街化調整区域における許可要件の特例			開発許可については、現行法で対応可能とされているが、許可権者である県は、全県の適用を考えた運用をしており、その中でも5ha以上の大規模開発における商業施設の開発行為は市街化輸入すべきとして許可は認められないとの見解を示している。これにより、市の活性化を目指した都市と農業が共生するまちづくりを進めるための中核をなす大規模商業複合施設の開発行為ができない状況にある。このため、市町村の自主性を尊重したまちづくりが認められるよう開発許可の特例措置を求めるとである。	市のインシニアティブによる都市と農業が共生したまちづくりを推進することにより、市全体の活性化を図っていく上で、市街化調整区域における開発許可要件の特例措置が必要不可欠であるため。	都市計画法第34条において、都道府県知事(指定都市、中核市又は特別市)にあってはそれぞれの長の許可を受けなければならない事項について	都市開発する区域に農業を保全する区域を明確にした市町村土地利用条例については、農用地等及び農用地等とすることが適当な土地に含まれない土地とする。	市街化調整区域内で、開発又は建築行為をしようとする者は、あらかじめ、都道府県知事(指定都市、中核市又は特別市)にあってはそれぞれの長の許可を受けなければならないとしており、許可基準の中で開発又は建築行為を制限している。	国土交通省	1200140	
1177	1177010	1	佐呂間町	1552	保育所私的契約児の入所の特例	1	保育所の定員を上回る私的契約児の入所の容認			少子化の影響及び町財政負担が厳しい状況から、幼稚園園児や保育所の統合を進める上で、特例措置を講ずることにより幼稚園園児後の児童の受け入れ、保育所運営の効率化を図ることができる。	厚生省児童家庭局保育課長通知により、私的契約児童は定員に空きがある場合に、既に入所している児童の保育に支障を生じない範囲で入所させることが可能と定められている事項について	私的契約児においても保育所対象児と同様に、年度当初は定員に15%を兼ねて得た員数、年度途中は認可定員に25%を兼ねて得た員数の範囲内で入所できることとする。	厚生省児童家庭局保育課長通知により、私的契約児の入所は定員に15%を兼ねて得た員数、年度途中は認可定員に25%を兼ねて得た員数の範囲内で入所できることとする。	厚生労働省			
1178	1178010	34	広島県沼隈町	34482	中国式薬膳研究特区	1	外国人の在留資格で可能な活動範囲の拡大			漢方の食事療法が生活習慣病や健康維持に及ぼす効果を研究してその効果を医療・福祉周辺部門で事業化することにより、中国との交易拡大投資の導入、地域雇用・消費の拡大を進める。	中国人漢方医学研究者には経験的習熟者が研究に携わっている場合がある。この研究者を留置させるとともに、併せて事業化した場合業務に従事することが可能となること	研究者が出入国管理及び難民認定法第7条第1項第aとしてある2号の基準を定める省令中、法別表第1の2の2の表の研究の項の下欄に掲げる活動中に、「大学(短期大学を除く。を卒業生(はこれと同等以上の教育を受けた後)とあるが、中国漢方研究者の中には経験的習熟により研究を行っている者もあり、この者を研究者として在留すること、事業化された場合は業務に従事することを特例として認められた。	当該規制による代替措置の要否、及び必要な場合の具体策は検討中	学歴等の資格要件の緩和が必要 研究者が事業段階で業務に従事することが必要	法務省	0500280	
1179	1179010	26	京都市	2606	国際文化観光特区	1	「歴史都市再生地区、制度の創設」の新設と連動した、固定資産税及び相続税の引き下げの適用除外	12628	D	歴史的な都市の再生を図るためには、市民に分りやすい(総合的な効果を示すことが可能な制度的特組みが必要であり、そのためには、個別事項の制度ではなく一体的、総合的な制度化が効果的であると考えことから、都市再生特別措置法に基づく(都市再生特別地区)の歴史都市再生地区(仮称)の創設が必要	伝統的な町並みの喪失を防止をけ、「京都らしい」空間の創出による個性的なまちづくりを行うため。	歴史的なたずまいを有するまちなみで、その再生を図るにあたり、地区の特性に応じたきめ細かな制限を掛け、それと連動した総合的な支援が必要な場合に、	建築基準法の規定に基づく(既存の用途制限、形態規制、防火構造規制等)を一旦適用除外とし、地区の特性に応じた制限を必要に応じて自治体が高圧に都市計画で定めることができる「歴史都市再生地区(仮称)」制度を創設する(下記02-04記載の「スポットダウンゾーニング」などきめ細かな運用も併せて行う)。	歴史的な街並みについては、連続的な保存策以外には、歴史的ストックを活かした再生のビジョンとなりうる総合的な地区指定ができない。	国土交通省	1203540	
1179	1179020	26	京都市	2606	国際文化観光特区	2	「スポットダウンゾーニング制度」の新設と連動した、固定資産税及び相続税の引き下げのための基準見直し			「歴史都市再生地区(仮称)」内において、一定期間保全することを約し、その後のストックの活用を促進することにより、固定資産税及び相続税の引き下げのための基準見直し	土地の評価は、路線価方式等によることとされるため、個々の敷地の土地利用状況が動向されにくく、特に歴史的な建造物の土地利用とは非難が大きく(土地利用転換の一因となっている)ので、これに対し、	歴史的ストックとして位置付けのある建築物(京町家等)を、そのま一定期間活用することを前提に、敷地単位で利用可能な容積率をダウンゾーニングすることにより、固定資産税、相続税等の評価額を下げる。	「歴史都市再生地区(仮称)」での敷地ごとの容積率の指定、一定期間の用途変更の禁止	土地の評価は、路線価方式等によることとされるため、個々の敷地の土地利用状況が動向されにくく、特に歴史的な建造物の土地利用とは非難が大きく(土地利用転換の一因となっている)ので、これに対し、	財務省 総務省	0403010 0701040	
1179	1179030	26	京都市	2606	国際文化観光特区	3	京町家等歴史的ストック利活用促進税制の新設			「歴史都市再生地区(仮称)」内において、京町家の利活用の際に発生する不動産の売買、贈与又は交換に対する所得税、法人税等の軽減措置の新設	京町家等歴史的なまちなみに資するストックの売買等にかかる税については、現在特段の措置が取られていないが、	歴史都市の再生に資するストックとして認められるものについては、利活用の際に発生する不動産売買・贈与・交換に係る特例措置を設ける。	条例等による認定と一定期間の転用制限	歴史的ストックと位置づけがないため建築物の滅失が進んでいる。	財務省	0700980	

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特例の具体的要望事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード
1179	1179040	26	京都市	2606	国際文化観光特区	4	建築行為に際し、地域のコミュニティとの調和が促進されるような仕組みの創設				「歴史都市再生地区(仮称)内において、建築行為に際し、地域の意見を反映し、地域のコミュニティとの調和が促進される仕組みの創設	地区計画の方針等、一定の地域まちづくり方針が定められたエリアについて、特区計画に基づく(条例化を行うことにより、建築基準法における建築確認手続きの前に、	条例に基づいて地方公共団体に認証された地域団体と地域まちづくり方針に基づく(協議の義務付けと協議期間の確保、協議未了の際の手続き等を建築確認手続きの前に設ける。	認証する地域団体について定期的に審査を行う。また、協議事項を地域まちづくり方針に基づく(内容)に限定する。	建築行為に際し、地域の意見を反映や地域のコミュニティとの調和を促進させる手続きがない。	国土交通省	1203660
1179	1179050	26	京都市	2606	国際文化観光特区	5	まちづくり活動を行う公益的団体等に対する寄付金控除制度の拡充				まちづくり活動を行う公益的団体等に対する地方自治体による認証制度の新設と寄付金控除制度の拡充	まちづくり活動や歴史都市の保全・再生に資する公益的な活動を行う市民団体について、十分な活動を行うには寄付金控除の仕組みなど支援のための制度が不十分なので、	地方自治体による認証制度を設けるとともに、当該認証団体を寄付金控除の対象とする。	市民団体に対する事前審査を行うとともに会計報告を求める。	寄付金控除の仕組みが不十分であることから、民間による公益的なまちづくり活動が阻害されている。	財務省	0700990
1179	1179060	26	京都市	2606	国際文化観光特区	6	芸き業(置屋)、芸き周旋業(お茶屋)の中小企業総合事業団による信用保険の対象化				芸き業(置屋)、芸き周旋業(お茶屋)を中小企業信用保険の対象業種とすることにより、融資を受けやすくし、失われつつある芸き業、芸き周旋業を活性化させるとともに、お茶屋の町並みの存続を図るため	保険の対象となる中小企業の判定の中で、サービス業に係る付保について、芸き業、芸き周旋業を対象としない事項について	芸き業、芸き周旋業を保険の対象とし、他の中小企業と同じ条件で融資を受けられるようにする。	平成12年2月17日付中小企業庁金融課長名通知により芸き業、芸き周旋業者が十分な融資を受けられない。	経済産業省 中小企業庁	1104120	
1179	1179070	26	京都市	2606	国際文化観光特区	7	現在資格外活動とされている活動を資格内で可能となるよう、活動範囲の拡大	5340	C-1	アーティスト・イン・レジデンス事業により短期滞在等の資格で来日した芸術家の公演の機会を増やすためには、有償で行うことのできる活動範囲を拡大する必要がある。	アーティスト・イン・レジデンス事業においては、来日した芸術家が地域の芸術家や市民と交流する機会をより多く持つことが望まれるところであるが、在留資格外の活動についての制限があるために、報酬を得ての公演活動ができない状況にあることから、	出入国管理及び難民認定法第19条第1項第2号により収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行ってはならないとされている事項について	アーティスト・イン・レジデンス事業に係る有償の公演活動を容認する。	アーティスト・イン・レジデンス事業の実施主体である自治体からの届出のあるものに限定する。	在留資格外の報酬を得る活動については、出入国管理及び難民認定法により、許可を要すると定められており、3ヶ月以内の短期滞在を前提とするアーティスト・イン・レジデンス事業においては、当該許可手続をとるための時間的な猶予がほとんどなく、事実上、1、2度の公演やワークショップを行うにとどまると、招聘に係る芸術家の能力を有効に活用することができない。	法務省	0500290
1179	1179080	26	京都市	2606	国際文化観光特区	8	文化財に関する書類等の提出について、都道府県教育委員会経由から市町村教育委員会経由への移行	8808	C-1	文化財に関する書類等の提出について、都道府県教育委員会経由から市町村教育委員会経由への移行	国宝、重要文化財を始めとする国指定文化財は、京都市の重要な構成要素であり、これらの文化財の管理、修理、公開、更には現状変更の許可などその全般にわたって指導することにより初めて、京都に所在する文化財の保護を行うことができる。また、それを実効あるものにするためには、国指定文化財の指定、登録、管理及び修理の補助などについての情報を直接入手する必要があることから、	文化財保護法第103条により都道府県の教育委員会を經由すべきとされている事項について	都道府県教育委員会経由から市の教育委員会経由を經由を行うこととする。	書類等の経由については文化財保護法第103条により、都道府県の教育委員会を經由すべきと定められており、十分な文化財保護施策が行えない。	文部科学省		
1179	1179090	26	京都市	2606	国際文化観光特区	9	文化財保護法99条に規定されている政令市に委任できる文化庁長官の権限に属する事務の範囲の拡大	8809	C-1	文化財保護法99条に規定されている政令市に委任できる文化庁長官の権限に属する事務の範囲の拡大	国宝、重要文化財を始めとする国指定文化財は、京都市の重要な構成要素であり、これらの文化財の管理、修理、公開、更には現状変更の許可などその全般にわたって指導することにより初めて、京都に所在する文化財の保護を行うことができる。また、それを実効あるものにするためには、国指定文化財の指定、登録、管理及び修理の補助などについての情報を直接入手する必要があることから、	文化財保護法施行令第5条において市の教育委員会が処理することのできる事務が限定されていることについて	文化財保護法99条により、軽易な現状変更の許可などに限定されているため、十分な文化財保護施策が行えない。	文部科学省			
1180	1180010	26	京都市	2605	知の創出・活用特区	1	学校教育法第1条「学校」の範囲の拡大(インターナショナルスクールを「学校」とみなす等)	8001	C-1	外国人学校に対する法人や個人からの寄付を促進し、外国人子女の教育環境を整備・充実することにより、海外からの優秀な研究者等の受入拡大や投資環境の整備を図るため	外国人学校に対する法人や個人からの寄付を促進し、外国人子女の教育環境を整備・充実することにより、海外からの優秀な研究者等の受入拡大や投資環境の整備を図るため	法人税法施行令第77条及び所得税法施行令第217条において、公益の増進に著しく寄与する法人の範囲を定めている事項について	インターナショナルスクールの設置を主たる目的とする法人のみならず、民族学校及び母国教育を行う学校の設置を主たる目的とする法人を追加する。	外国人学校は、法人税法施行令第77条及び所得税法施行令第217条による特定公益増進法人とされていないため、寄付金に対する免税措置がない。	財務省 文部科学省	0700560	
1180	1180020	26	京都市	2605	知の創出・活用特区	2	中学校を卒業した者と同等以上の学力が認められる者の規定の緩和	8040 8042	B	高校入学資格の規定の緩和については、外国人学校の範囲が明確にされていないが、インターナショナルスクールのみならず、民族学校及び母国教育を行う学校についても適用したいとするもの。	外国人子女の教育環境を整備・充実することにより、海外からの優秀な研究者等の受入拡大や投資環境の整備を図るため	学校教育法第47条において、高等学校に入学できる者を定めている事項について	インターナショナルスクールのみならず、民族学校及び母国教育を行う学校の卒業生についても入学資格を認める。	外国人学校は、学校教育法第33条で各種学校と位置付けられており、卒業生に日本の高等学校の入学資格がない。	文部科学省		
1180	1180030	26	京都市	2605	知の創出・活用特区	3	大学入学資格の規定の緩和	8041 8043	B	大学入学資格の規定の緩和については、外国人学校の範囲が明確にされていないが、インターナショナルスクールのみならず、民族学校及び母国教育を行う学校についても適用したいとするもの。	外国人子女の教育環境を整備・充実することにより、海外からの優秀な研究者等の受入拡大や投資環境の整備を図るため	学校教育法第56条において大学に入学することのできる者を定めている事項について	インターナショナルスクールのみならず、民族学校及び母国教育を行う学校の卒業生についても入学資格を認める。	外国人学校は、学校教育法第33条で各種学校と位置付けられており、卒業生に日本の大学の入学資格がない。	文部科学省		
1180	1180040	26	京都市	2605	知の創出・活用特区	4	国立大学教員等の役員等の兼業の承認規定(株式会社等の監査役)の緩和	2208	C-1	特区においてTLOの役員兼業、研究成果活用企業の役員兼業についての制限が緩和されるが、大学が保有する様々な知識を時機を逸することなくスムーズに企業へ還元し、先端産業の振興を図るためには、株式会社等の監査役の兼業についても容認することが必要	株式会社等の監査役の兼業に係る制限により大学が保有している知識をスムーズに企業へと還元できず、新産業の創出が図りにくい状況となっていることから、	国家公務員法第101条において、勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職務遂行のために用い、政府がなすべき責を負う職務のみに従事しなければならないとされている事項について	TLOの役員兼業や研究成果活用企業の役員兼業の際の制限の緩和と同様、時間内の兼業を容認する。	兼業については、国家公務員法第101条により制限されており、人事院規則14-19に基づき兼業を行う場合でも時間内兼業ができない。	文部科学省 [人事院]	200030	
1180	1180050	26	京都市	2605	知の創出・活用特区	5	国立大学の施設の利用民間企業による廉価使用の要件(時価の5割以内)の緩和・手続の簡素化	8443-002	C-1	最先端の研究施設の活発な利用を促進し、新産業・新技術の創出を図るためには、各大学における自由な料金設定が可能であることが必要	廉価使用の際の減額割合の制限があるため、活発な施設の利用が進まず、企業と大学との共同研究体制の構築や新産業・新技術の創出が図りにくい状況にあることから、	研究交流促進法施行令第9条により、国有の試験研究施設を時価からその5割以内を減額した対価で使用させることができるとされている減額の制限について	各大学の判断で使用対価を決定し、最先端の研究施設をより安価に利用できるようにする。	減額の割合については、研究交流促進法施行令第9条において、時価の5割以内とされており、各大学の判断によるより安価で自由な料金設定ができない。	文部科学省		
1181	1181010	14	川崎市	1302	国際物流特区	1	通関・検査の24時間・365日化	7305	A	通関・検査に係る行政手続きを、24時間・365日化することにより、リードタイムが短縮され、迅速な対応が可能となるため	関税法第19条、第98条第1項及び検査法第10条における、行政機関の休日又はこれ以外の執務時間外の届出・承認手続き及び日没後に入港した船舶に対する検査について			海外主要港湾では、グローバルスタンダードである港湾の24時間フルオープン化の遅延が国際競争力低下の一因である。	財務省	0700160	
1181	1181020	14	川崎市	2302	国際物流特区	2	輸出入、港湾関係の合理化(ワンストップサービス・シングルウィンドウ化等)	7301	B	関係省庁において、平成15年度のシングルウィンドウ化に向け、準備が進められているが、今後は、官民間の港湾物流情報の共有が求められており、それに対応した新システムを構築する。	民間事業者のシステム間で物流情報を共有化するためには、港湾物流情報プラットフォームの構築を推進する必要がある。また港湾諸手続きに係るシステムのシングルウィンドウと接続することにより、手続きの迅速な対応ができるようになるため	関係省庁、港湾管理者及び民間事業者による新しく必要なシステム構築について	推進する。	官民間や民間間のデータ交換が困難であるため、貨物情報の共有化が出来る、港湾物流の効率化の妨げになっている。	国土交通省	1210110	
1181	1181030	14	川崎市	1408	国際物流特区	3	水先料金制度の弾力的・効率的運用	12201	B	水先料金体系の合理化については、第1次措置分として、本年1月1日から一部を引き下げ、今後も引き続き見直しを検討するとされているが、なお一層の見直しを推進する。	水先料金は水先法により、夜間等の割増料金が設定されているが、特にこの割増料金については、特区における通関業務の時間外手数料である臨時付手数料の見直し及び通関・検査の24時間・365日化が検討される中、早急に見直しを図ることにより、更なる港湾コストの低減につながるため	水先法施行規則第23条関係の水先料金のうち、日没から日出までの間において水先をする場合の水先料の割増について	当該料金を廃止する。	水先料金については、夜間割増料金が定められているなどから、国際的に比較して港湾コストが割高になっている。	国土交通省	1209080	
1181	1181040	14	川崎市	1302	国際物流特区	4	強制水先の対象船舶の範囲の見直し	12203	C-1	横浜川崎区における強制水先対象船舶の見直しについては、平成17年度までに検討することとされているが、現在東京湾内の広域的な港湾連携が進められている中で、早期見直しをする。	強制水先対象船舶は、横浜川崎区及び東京湾区では、総トン数の取扱いに差異があり、当該区域により水先料金が違ってくる。湾内連携の施策を展開する上で公平な取扱いの推進とともに更なる港湾コストの低減につながるため	水先法施行令第3条において、横浜川崎区にあっては総トン数三千トン以上の船舶とされている強制水先の特例について	総トン数1万トン以上の船舶とする。	強制水先の特例において、対象船舶の範囲に差異を設けることは、結果としては水先料金の高止まりの要因となっている。	国土交通省	1209090	
1181	1181050	14	川崎市	1302	国際物流特区	5	カボージュ(国内輸送に係る規制・自国運送業者へ留保)の緩和	12205	C-1	外国籍船舶による定期コンテナ貨物の沿岸輸送は、割高な陸上輸送の代替として環境にやさしい物流体系(モーダルシフト)を推進する。	川崎港を經由する国際コンテナ貨物について、限定的に規制を緩和することにより、国内他港間のフィーダー輸送を活発にするとともに、トック輸送から内航フィーダー輸送のモーダルシフトが推進され、環境対策としての影響も大きいため	船舶法第3条において、日本国内の港間での貨物・旅客運搬は日本船舶に限るとされている船舶の範囲について	外国籍船舶にも拡大する。	日本国内の港間での貨物・旅客運搬は日本船舶に限るとされていることから、環境対策の進展に影響を及ぼす可能性がある。	国土交通省	1209030	
1181	1181060	14	川崎市	1419	国際物流特区	6	総合保税地域の許可要件の緩和	7325	D	総合保税地域の管理主体に係る一つの地方公共団体の出資比率を見直し、通関施策の一層の効率化を図ることにより、ロジスティクス機能を強化するため	総合保税地域の管理主体に係る一つの地方公共団体の出資比率を見直し、通関施策の一層の効率化を図ることにより、ロジスティクス機能を強化するため	関税法施行令第51条の11における、一団の土地等を管理する法人の出資比率が10分の1以上について	100分の3以上とし、当該要件を緩和する。	通関施策の一層の効率化のための対応が必要である。	財務省	0700170	

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特例の具体的要望事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード
1181	1181070	14	川崎市	2603	国際物流特区	7	継続輸入貨物の通関申請事務の簡素化	7335	D	現行の簡易申告制度を活用すれば、通関処理が簡素化されるとのことが、継続的適正申告要件を緩和することにより、本制度の利用を活性化し、輸入コストの低減化と迅速な対応を実現する。	保税地域にかかる輸入貨物について、通関申請事務に要する手続きを簡素化し、輸入者の輸入コストの低減化と迅速な対応を図ることにより、ロジスティクス機能を強化するため	関税法第7条の5、7条の6等における、特例輸入者の承認の要件及び特例申告に係る貨物の指定の申請について	当該要件を緩和する。	簡易申告制度における継続適正申告要件の厳格性を確保することは承知するが、本制度の手続きを簡素化することにより、利用度を高める必要がある。	財務省	0700320	
1181	1181080	14	川崎市	1302	国際物流特区	8	保税地域搬入前の通関処理の実施	7343	D	海上貨物を保税地域に搬入することなく、早期の引き取りを可能にする制度を平成15年度の早い時期に導入することにより、通関の一元の効率化を図られる。	予備審査制度を利用した海上貨物の輸入申告において、貨物を保税地域に搬入することなく、早期の引き取りを可能とする到着即時輸入許可制度を導入することにより、ロジスティクス機能を強化するため	関税法施行令第59条の3における、輸入申告の特例について	海上貨物にも拡大する。	現在、航空貨物においてのみ認められている到着即時輸入許可制度と同様の措置を海上貨物に対しても実施すべきである。	財務省	0700180	
1181	1181090	14	川崎市	1408	国際物流特区	9	夜間入港制限の緩和	12211	D	港湾の24時間化に向けた取り組みとして、夜間に入港する船舶の安全基準を緩和することにより、リードタイムの短縮を実現する。	川崎港に入港する船舶は、総トン数500トン以上は港長の許可を受けなければならないとされているが、入港船舶に係る現在の総トン数500トン以上を1000トン以上に緩和することにより、夜間入港に要する手続きを簡素化し、迅速に対応できるようにするため	港則法施行規則第4条において、京浜港にあっては総トン数500トン以上の船舶とされている夜間入港の制限について	総トン数1000トン以上の船舶とする。	現行の包括許可制度を活用するとしても、継続的な適正要件などがあり、手続きが簡素化されていない。	国土交通省	1214040	
1182	1182010	2	青森県	2000	津軽・生命科学活用食料特区	1	株式会社設立に関する最低資本金額の引下げ	5001	C-1	中小企業挑戦支援法による新事業創出促進法の一部改正により、株式会社の最低資本金規制が設立後5年適用されない特例が認められることとなったが、同法では設立後5年間に規定の最低資本金を確保できない場合は解散しなければならないとされており、農業者等が安定した形で農産物の販売や加工に関連した会社設立・運営に取り組みできるようにするもの	意欲的な農業者等が経営発展を図るために地域特産の農産物の販売や加工等の事業を行う会社設立に円滑に取り組みができるようにするため	商法第168条の4において、最低1000万円が必要とされている株式会社の資本金について	株式会社の最低資本金額を引き下げる	意欲的な農業者等が農産物の販売や加工等の事業を行う会社を設立する場合、資本金の額が重たくなって、起業化の立ち遅れを招いている事例がある	法務省	0500170	
1182	1182020	2	青森県	2000	津軽・生命科学活用食料特区	2	有限会社設立に関する最低資本金額の引下げ	5050	C-1	中小企業挑戦支援法による新事業創出促進法の一部改正により、有限会社の最低資本金規制が設立後5年適用されない特例が認められることとなったが、同法では設立後5年間に規定の最低資本金を確保できない場合は解散しなければならないとされており、農業者等が安定した形で農産物の販売や加工に関連した会社設立・運営に取り組みできるようにするもの	意欲的な農業者等が経営発展を図るために地域特産の農産物の販売や加工等の事業を行う会社設立に円滑に取り組みができるようにするため	有限会社法第9条において、最低300万円が必要とされている有限会社の資本金について	有限会社の最低資本金額を引き下げる	意欲的な農業者等が農産物の販売や加工等の事業を行う会社を設立する場合、資本金の額が重たくなって、起業化の立ち遅れを招いている事例がある	法務省	0500170	
1182	1182030	2	青森県	2000	津軽・生命科学活用食料特区	3	農業に取り組みとすると個人または法人が小規模な農地を取得できるよう、農地の権利移動後の合計面積要件(都府県50アール、道は2ヘクタール以上)の撤廃	10106	C-2	農林水産省からは、本県1次提案に対する平成14年10月1日付け回答等において、「次期通常国会に提出を検討している」都市と農村の共生及び対立を促進するための農地等の保全及び利用に係る関係法律の整備に関する法律案(仮称)と併せて検討することとされているが、現時点ではその内容が不明であるため、再度、提案するもの	子どもの情操かん養等の食農教育の充実や定年帰農者の生きがい・健康・楽しみ等の側面から農業に取り組みたいとするニーズに対応できるようにするため	農地法第3条第2項第5号において、農地の取得を許可できないとされている農地の下面積について	農地の所有権移転や借借権設定等を行う場合は、農業委員会又は都道府県知事等の許可が必要であり、権利取得後の経営面積が50a未満である場合は、原則として許可されない	農林水産省	1000420		
1182	1182040	2	青森県	2000	津軽・生命科学活用食料特区	4	特定農地貸付けによる市民農園により収穫した農産物の販売行為の容認	10132	C-2	農林水産省からは、本県1次提案に対する平成14年10月1日付け回答等において、「次期通常国会に提出を検討している」都市と農村の共生及び対立を促進するための農地等の保全及び利用に係る関係法律の整備に関する法律案(仮称)と併せて検討することとされているが、現時点ではその内容が不明であるため、再度、提案するもの	子どもの情操かん養等の食農教育の充実や定年帰農者の生きがい・健康・楽しみ等の側面から農業に取り組みたいとするニーズに対応できるようにするため	特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第2条第2項第2号において、特定農地貸付けの要件とされている「非営利目的」の要件について	市民農園利用者が収穫した農産物を販売できるようにする	特定農地貸付法による特定農地貸付けでは、利用者が営利目的で農産物を栽培できない	農林水産省	1000990	
1183	1183010	2	青森県	2000	ITER国際教育特区	1	「就学義務規定の弾力的運用」			海外の研究機関からITERに参加する日本人研究者の子女について、我が国の学校に転入する際の負担を軽減するため、小中学校への就学猶予を認める	学校教育法第二十二條及び第三十九條に定める就学義務について	対象となる子女について、我が国の学校に転入する際の負担を軽減するため、一定期間義務教育諸学校への就学猶予を認める	猶予期間内の代替教育手段として、別途、県が認定する各種学校等の施設へ通学させる等の条件を満たす場合に限る。	我が国において、日本国籍を持つ学齢児童・生徒を義務教育諸学校に通学させない場合、保護者は就学義務を果たしていることにならない	文部科学省		
1183	1183020	2	青森県	2000	ITER国際教育特区	2	「学校法人の校地・校舎の自己所有要件の緩和」			当該地域におけるニーズに応じた教育活動を行う私立学校を、地方公共団体と民間が密接に協力して設置することを容易にする	私立学校法第二十五條第一項に定める学校法人の校地・校舎の自己所有要件について	構造改革特区において、地方公共団体が土地や建物を提供する場合には、学校法人は私立学校の校地・校舎を借借することができる	特区の設定目的に合致した学校の設置を行うための学校法人の設立を行う場合に限る。	私立学校法第二十五條第一項では、「学校法人は、その設置する私立学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金並びにその設置する私立学校の経営に必要な財産を有しなければならない」とされており、校地や校舎について借借が認められていない	文部科学省		
1184	1184010	2	青森県	2000	環境・エネルギー産業創造特区	1	独立電気事業者から安価な電力供給の推進のための最大電圧使用量の下限制限(2,000kw以上)の撤廃	11511	B	平成14年10月1日構造改革特区推進プログラムによれば、「一般の需要家に対する電力小売の緩和」については、構造改革特区に限定せず、全国において実施する規制改革事項に分類され、その実施時期は次期通常国会に法案を提出するとされていること。一方、総合資源エネルギー調査会電気事業分科会では、平成17年4月を目途に高圧需要家に対する自由化範囲を拡大し、平成19年4月頃から、小口需要家を含めた全面自由化について、具体的な検討を開始するとしている。しかしながら、本特区において想定している事業は、小口需要家までの自由化が不可欠である。	系統を活用した売電を前提として、小口需要家を含めた地域エネルギー最適モデル事業等の実施のため。	電気事業法施行規則第2条の2において、特定規模需要の要件「特別高圧電線から受電するものであって、使用最大電力が原則として2,000kw以上の者の需要」とされている使用最大電力の下限制限について	特区内においては、撤廃する。	本特区構想で想定する事業は、いずれも、系統を介して小口需要家への売電を含む需給コントロールの実証等を想定しており、当該系統には新規参入電気事業者から電気の供給を受ける需要家と一般電気事業者から供給を受ける需要家が共存することとなる。しかしながら、現行の規制では、こうした事業が実施できない。また、あらかじめ県が設置する技術評価委員会が系統運用上の技術的課題を検討し、需給コントロール及びアンチクライマーなどを担保できる事業者及び実証プロジェクトに限定するとともに、こうした新規参入事業者の供給量は一般電気事業者の供給量の一定割合に抑制することにより、系統運用上の技術的課題を解消する。	経済産業省	1130110	
1185	1185010	6	山辺町	6301	農ある暮らし特区	1	農地法(第3条、第4条、第5条)、農業振興地域の整備に関する法律要件(第13条、第17条)の緩和	10106 10107 10111 10108 10113	C-2	中山間地域において過疎化が進み、集落機能の維持が困難になりつつある。都市部の人に農村原風景の生活環境を提供することによって地域活性化と農地の有効利用を図る。	都府県の農地権利取得要件(50a以上)があるために、新規に農地取得することが困難である。農ある暮らしを実現するため、小規模農地(10a以上50a未満)の権利取得と農地転用要件の緩和。	農地法第3条において、都府県の農地権利移動の制限50aについて、同法第4条において、農地転用許可要件。	集落機能を有する区域で、特定農山村指定地域又は同等の地域。	農地法第3条において農地権利取得要件が厳しく、農地転用も難しい。	農林水産省	1000430 1000440 1000450	
1186	1186010	21	岐阜市	21201	まちなかにぎわい特区	1	イベント開催時等の道路使用簡素化			中心市街地への集客効果が見込まれるイベント開催は、道路交通法第77条の道路使用許可が必要となり制限を受けている。これを簡素化することで、イベント開催及び臨時的なオープンカフェなどの出店が容易になり、集客効果も高まり、中心市街地の活性化に役立つ。	道路交通法第77条において、当該番号に掲げる行為について当該行為に係る場所を所轄する警察署長の許可を受けなければならないと定められている事項について。	道路交通法第77条の道路使用許可のうち、地方公共団体又は商店街振興組合が主催または共催するイベントにおいては、開催主催者の届出をもって道路使用を認める。	道路の使用については、道路交通法第77条の道路使用許可を受けなければならない。	警察庁 国土交通省	0100190 1205060		
1187	1187010	21	岐阜市	21201	伝統文化ふれあい観光特区	1	五トン未満の船舶に関する規定の緩和			本市における観光船事業の推進を図り、かつ臨機応変な事業展開を図ることができるようにするため	海上運送法第43条ただし書き、及び第2号により、適用除外と定められている事項。並びに同法施行規則第42条の2の準用規定について	当該要件を緩和し、湖、沼又は河川において営む船舶運航の事業については、人の運送をする船舶事業であり、かつ機械付の船舶を使用する事業であっても、海上運送法の適用除外とする。	漁協との意見調整を図り、地方自治体の権限内で処理する。	現状、本市の観光船事業については、海上運送法第43条ただし書き及び第2号により、海上運送法の適用除外事業とされていない。	国土交通省	1209010	
1187	1187020	21	岐阜市	21201	伝統文化ふれあい観光特区	2	河川浚渫工に関する規定の緩和			本市における観光船事業実施には、安全運航。更には、安定的な航路の確保が必要かつ絶対条件であり、迅速及び的確に、河川浚渫工を行うことができるようにするため	河川法第27条第1項により、土地の掘削等の許可が必要な行為と定められている事項について	現状復旧に際しても、河川改修工事を行うためには、詳細な測量の実施、図面の作成、更に所轄官庁との協議が必要であり、迅速な対応ができない。したがって、当該要件を撤廃し、浚渫工事における航路確保、及び増水後の航路回復のための浚渫工事は容認する。	現状復旧を原則とする。漁協との意見調整を図り、地方自治体の権限内で処理する。	現状、工事をを行う際、河川法第27条第1項ただし書きの軽易な行為となるか、否かは、所轄官庁の決定事項である。また、管理上の問題から、軽易な事業とされ、許可事業の適用除外とされても、浚渫工事前に作業届けを提出している。	国土交通省	1204100	

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特例の具体的要望事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード
1188	1188010	21	岐阜市	21201	児童短期入所事業の人員と施設設備等の基準の緩和特区	1	児童短期入所事業の実施主体の拡大			児童短期入所事業の実施施設を、法定施設又はそれに付随した専用施設以外にNPOの法人等の民間団体の運営により、地域の居住用民家と同等程度の家屋においても事業実施可能とするともに、人員配置も従来のものではなく、実際の事業を実施する時間の利用人数の状況に応じた基準に規制緩和する。	(ア)児童福祉法に基づき(指定居宅支援事業者等の人員、設備及び運営に関する基準(平成14年厚生労働省令第62号)第65条第2項、(イ)民間事業者による日帰り介護(デイサービス)事業指針及び短期入所生活介護(ショートステイ)事業指針について(平成9年12月17日 閣議第183号、老振第139号 厚生省大臣官房障害保健福祉部長・老人保健福祉局長連名通知)	1 対象(ア)の基準に、従業員の員数は「当該施設として必要とされる数以上とする。」とある。この規定を「当該施設において実際の事業実施時間における利用人数に必要とされる数以上とする。」に緩和する。 このことにより、短期入所利用者がいない時間の従業員の削減を図れる。もともと採算ベースのりに(短期入所事業を人所施設を経営しない事業者が事業参加する上で、人員費の前減は至上命題である。 2 対象(イ)の指針の2.(1)に規定されるそれぞれの職種ごとの職員配置アキを「管理者、サービス提供責任者、必要な職員」とし、さらに業務も可能とするとともに、同指針に「日中及び夜間を通じて」と職員配置の時間が規制されるものを「実際の事業実施時間」と緩和し、必要な時間に職員が配置されれば可とする。 また、3.(1)に規定される施設設備等の内、事務室、機能訓練室、医務室、看護・介護員室、汚物処理室は設けられないことができるし、居室と食堂の兼用若しくは居室と調理室の兼用のいずれかを可と規制緩和する。	短期入所することにより児童は住み慣れた地域から隔離されることから、不安定になることがあるため、保護者は短期入所を必要とする場合であってもぎりぎりまで我慢することが多い。 また、障害児の短期入所施設は数が少ないため遠方にあることが多く、送迎にも時間を要する。施設数として多く、多分は近距離にある入所施設でも、10代前半以前に児童の短期入所受け入れは、さまざまな面で困難なことが多い。 いきおい、保護者にとっては、極めて利用のしづらい制度として、形骸化した制度となっている。	厚生労働省			
1189	1189010	21	岐阜市	21201	屋外広告物の簡易除却要件の緩和特区	1	屋外広告物法第7条第4項			簡易除却対象の素材に制限あり、同じ路上などに設置されているもの、簡易除却対象と類似している対象外の違反広告物については対応することができず、効果的に簡易除却事業ができない状況にあるため、	屋外広告物法第7条第4項において、はり札(ペニヤ板、プラスチック板その他これらに類するもの)に類するものに紙をはり、容易に取り外すことができる状態(工作物等に取り付けられているもの)・立看板(木枠、鉄枠その他これらに類するもの)・紙、布、鉄板その他板状のものをはり、容易に取り外すことができる状態(立てられ、又は工作物等に立って掛けられているもの)に限る。と定められている事項について	「はり札(ペニヤ板、プラスチック板その他これらに類する板状のもの)・立看板(木枠、鉄枠その他これらに類するもの)・紙、布、鉄板その他板状のものをはり、容易に取り外すことができる状態(立てられ、又は工作物等に立って掛けられているもの)・紙、布、鉄板その他板状のものをはり、容易に取り外すことができる状態(立てられ、又は工作物等に立って掛けられているもの)・その他容易に取り外すことができる状態(立てられているもの)とする。	特例措置の対象となる範囲を、回遊性の高いJR岐阜駅から柳ヶ瀬を中心とした地域に限定する。	はり紙以外の簡易除却対象については、屋外広告物法第7条第4項により、「はり札(ペニヤ板、プラスチック板その他これらに類するもの)に類するもの」に類するものに限る。また、簡易除却対象となる範囲を、回遊性の高いJR岐阜駅から柳ヶ瀬を中心とした地域に限定する。	国土交通省	1203130	
1189	1189020	21	岐阜市	21201	屋外広告物の簡易除却要件の緩和	2	屋外広告物法第7条第4項			形状によっては簡易除却の実施までに一定の期間を定めているため、同じ違反広告物であっても即時に対応できるものできないものとの差が生じ、効果的に簡易除却事業ができない状況にあるため、	屋外広告物法第7条第4項において、はり札又は立看板が表示されてから相当の期間を経過し、かつ、管理されずに放置されている真事が明らかとなるものと定められている事項について	緩和する。	特例措置の対象となる範囲を、回遊性の高いJR岐阜駅から柳ヶ瀬を中心とした地域に限定する。	屋外広告物法第7条第4項で、はり札、立看板を簡易除却する要件の1つとして、「表示されてから相当の期間を経過し、かつ、管理されずに放置されていることが明らかとなる」と定められているため、発見した時点で簡易除却することができない。	国土交通省	1203140	
1190	1190010	21	岐阜市	21201	地域の実情に応じた道路構造適用特区	1	全国一律の道路構造規格適用の緩和			地域の実情に応じた道路整備を行い、便利で安全な活力あまらぶりの形成を推進するため、全国一律の画一的基準の適用から、柔軟な道路構造令の適用を可能とするローカルルール方式への転換	・自動車の日交通量により決まる車線数について、 ・自動車交通量により決まる車道幅員について、 ・自転車道、自転車歩行者道又は歩道の設置について、	・交通需要の変化に応じて方向別に車線数を変更できる、方向別に車線数を決定する等、柔軟な対応を可能とする。 ・大車道の通行が少なく交差点の多い道路においては、車線幅員を柔軟に選択可能とする。 ・片側は歩道で片側は歩道、道路の片側だけの設置等、柔軟な対応を可能とする。	・道路構造令により、車線の数は計画交通量(日交通量)に基づき定めるものとされている。(交通の状況により必要がある場合を除き、2の倍) ・道路構造令により、道路区分毎に車線の幅員が決まっている。 ・道路構造令の一般規定により、自転車道、自転車歩行者道、歩道の設置に関して、道路の各側に設けるものとされている。	国土交通省	1205200		
1191	1191010	21	岐阜市	21201	街中緑いっばい特区	1	建築基準法第59条の2に規定する総合設計の適用要件を緩和し、法第52条に規定する容積率を緩和			市街地に緑地等の創出を誘導し、緑や潤いのある都市環境を構築する。そのため、法59条の2を柔軟に適用して、特定行政庁の責任(権限)で特例優遇措置として容積率を緩和する。	岐阜市の市街区域	特定行政庁の権限で、敷地内に設けた緑地(水辺)面積を高く(評価し、指定容積率を削減するもの、	緑地等の計画を示した配置図の提出義務	市街地に緑地等が少なく、都市の魅力が不足しているため、緑地等の創出誘導の施策が望まれている。	国土交通省	1206440	
1192	1192010	21	岐阜市	21201	地域医療支援病院認定特区	1	地域医療支援病院の認定による患者へのサービスの向上と医療施設の充実			地域医療支援病院の認定基準の内、紹介率を緩和する。	医療法第4条に定める「地域医療支援病院」の認定基準、同法施行規則第6条および平成10年5月19日付健政発639厚生省健康政策局長通知第2の(1)に定める紹介率の緩和措置をする。(例当初60% 40% 2年後80% 5年後80%)	「地域医療支援病院」の認定により、地域連携が進むことにより、医療機関の連携が進み、患者への木目の細かいサービスが展開でき、患者の社会復帰が早まる。	「地域医療支援病院」の認定基準の内、紹介率が厳しすぎることにより、岐阜県下での認定病院がない。	厚生労働省			
1193	1193010	21	岐阜市	21201	循環型社会形成特区	1	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第5条第1項			バイオマス施設は、生ごみを焼却するのではなく、資源として活用し、さらに環境に負荷を与えない施設であることから、「ごみ処理施設」から除外されたい	5条1項の本文に「ただし、一般家庭から分別収集する生ごみを処理する施設については除外する。」という規定を設ける。	ごみをごみとして処理するのではなく、資源化するものについては、不適切な処理につながることをないよう十分な審査と監視をいっかつ、再生利用の基準をみたすものについては、「ごみ処理施設」から除外する。	現行の廃棄物の処理及び清掃に関する法律においては、「廃棄物」について処理を行うものは原則として一般廃棄物については、市町村長の許可、産業廃棄物については都道府県知事の許可を得なければならない。また、産業廃棄物処理施設を設置する場合は一日あたりの処理能力が5以上の施設については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第1項の中で、周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査結果添えて都道府県知事に届け出なければならないという規定があるため、連やかな事業実施ができない。	環境省	1300460		
1194	1194010	21	岐阜市	21201	駐車場運営管理特区	1	駐車場利用料金変更手続きの簡略化			駐車場を管理運営する地方自治体の意思で、駐車場の立地特性や利用者ニーズに応じた利用料金の設定が可能となるよう	有料道路整備資金貸付制度に基づく融資を受け、既に供用している駐車場の利用料金の変更について	許可を受ける料金を一定幅(上下限の設定)を持たせ、その範囲内であれば地方自治体の意思で(変更許可手続きをすることなく)料金変更ができるよう、弾力的な料金設定が可能となるようにする	・駐車場の料金に関しては、例えば単価を10円変更する場合でも、国の変更許可が必要である。	国土交通省	1205210		
1195	1195010	4	仙台市	4100	国際知的産業特区	1	短寿命放射性同位元素廃棄物の「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」適用除外化	8709	C-2	第一次提案においては、動物に関する事項を中心として申請したため、動物に限定した適用除外という観点で、獣医療法に限った規制緩和について検討がなされた。本提案は、「第17期 日本学術会議 核科学総合研究連絡委員会 原子力基礎研究専門委員会報告」における「短半減期放射性同位元素の利用の推進について」にあるように、動物への拘束に限らず、そもそもPETを用いる短半減期放射性同位元素の半減期を過ぎたものそのものの安全性を認め、それらを法令で定める放射性同位元素から除外するよう求めるものであるため、再提案するものである。	実現性が現在高い、動物用の小型PET(線電圧断層撮影装置)による臨床動物の診断、健康管理が可能になるほか、小型PETを使用する際に発生する検査衣、検査用消耗品等の廃棄を一般廃棄物とすることにより、PET利用が促進され、より高度な検診、研究が図られる。	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令第1条に規定する放射性同位元素として取り扱う同位元素の数量及び濃度について定めている「放射線を放出する同位元素の数量等を定める件(平成12年10月23日 科学技術庁告示第5号)」において、短半減期放射性同位元素を利用したPET使用に関する適用除外項目が設けられていないことについて	「短半減期放射性同位元素の利用の推進について」において安全性が報告されている短半減期放射性同位元素を用いたPET使用に関するものについて、告示第5号において施行令第1条に規定する放射性同位元素から除外規定を盛り込む。	放射性同位元素等を定義する「放射線を放出する同位元素の数量等を定める件(平成12年10月23日 科学技術庁告示第5号)」において、PET使用に伴い発生し、短半減期放射性同位元素に汚染されたもの、半減期を過ぎて安全性上問題のない物を捕集除外する項目が設けられておらず、検診を受けた動物を連れて帰ることが出来ないため、動物への検診に使えないほか、検診、研究上でPETを使用した際に汚染された器具、検査衣等全ての物を放射性廃棄物として特別の処理を行う必要があるため、PET使用の大きな妨げとなっている。	文部科学省 厚生労働省		
1195	1195020	4	仙台市	4100	国際知的産業特区	2	診療録等の電子媒体による保存(電子カルテ)について費用への特定療養費(特定療養費)適用制限(不適用)の撤廃			診療録等の電子媒体による保存化を促進し、患者の医療情報を医療機関が共有することにより、初診における診察が簡便化されると共に、診療履歴を確実に把握することで、より確かな医療サービスの提供が実現できる。しかし、電子保存化の必要経費が特定療養費の適用項目には含まれておらず、システムの運用には、各医療機関の費用負担が伴い、電子保存化の促進も大幅に阻害しているため、診療記録を電子保存化することを、特定療養費の項目に含めるよう求め、患者選択性の個人負担による電子カルテの利用を目指すもの。	「健康保険法第43条第2項の規定に基づき厚生労働大臣の定める療養(平成6年6月5日 厚生省告示第236号、平成12厚告569改称)で特定療養費の適用する項目を定めており、ここに診療記録を電子化して保存する項目が含まれていないことに対して、	初診および再診時に、診療記録の電子保存にかかる行為を、特定療養費として規定し、対価として相当金額を加算できるようにする。	患者の診療情報については、特に厳重に取り扱う必要があるため、セキュリティについて必要な措置を講ずる。	これまでの紙による診療記録の保存よりも経費率の大きい電子保存に対して、必要経費が健康保険法第44条の特定療養費の適用項目として取り入れられていない。	厚生労働省		
1196	1196010	16	富山県	1601	くすり・バイオ研究産業集積特区	1	新しい和漢薬製剤や漢方方剤の臨床研究(治験とならないもの)への特定療養費の導入	9209	B	薬事法改正により、対応可能とのことであるが、治験とならない臨床研究については、特定療養費制度の適用対象とならない。	新しい和漢薬製剤や漢方方剤の臨床研究については、患者により投与するものが異なるなど小規模なものも多く、かならずしも治験に結びつくとは考えがたい。和漢薬製剤や漢方方剤の基礎や臨床研究が可能な研究、医療機関は全国的にも限られているが、本県の特長ある研究基盤を活用することにより、本県における漢方方剤等の研究開発の促進、県民の健康増進に寄与する。	健康保険法第43条第2項、第44条第1項により、特定療養費制度が適用できると定められている事項について	新しい和漢薬製剤や漢方方剤の臨床研究(治験とならないもの)に特定療養費制度を適用する。	厚生省告示「健康保険法第43条第2項の規定に基づき厚生労働大臣の定める療養を定める件」で治験とならない臨床研究は、定められていない。	厚生労働省		

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特例の具体的要望事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード
1197	1197010	40	北九州市	4004	北九州市国際物流特区	1	外国人の在留資格要件(審査基準)の緩和	5202	A	特区において、「研究」資格の実務経験(修士又は3年以上の研究従事、もしくは10年以上の実務経験)の緩和及び「投資・経営」資格の外国人の会社設立制限の緩和が実現することである。 本市は産業競争力の向上を目的に、「技能」資格の実務経験の緩和を要望したが、所管官庁からの回答が得られなかったため、再度要望するものである。	本市の構想する特区において、外国人・外国企業が優れた技術・ノウハウを有する建築物や製品の施行・製造を当該外国人を招聘して行いたい、との要望が複数寄せられている。 技術・ノウハウを持つ外国人を集団で招聘するため、全員が長期の実務経験者である必要はない。そこで、現行10年となっている実務経験年数を3年程度に緩和し、招聘を円滑に進めたい。また、報酬についても「日本人と同等以上」とされているが、優れた技術・ノウハウで日本人よりも効率的・低コストで施行・製造が可能なものについては、当該要件の例外とし、産業競争力向上の一助としたい。	外国人特有の建築又は土木に係る技能について10年(当該技能を要する業務に10年以上の実務経験を有する外国人に指揮監督を受けて従事する場合にあっては、5年)以上の実務経験 外国人特有の製品の製造又は修理に係る技能について10年以上の実務経験 日本人が従事する場合に受ける報酬と同額以上の報酬を受けること	3年以上の実務経験(括弧内は削除) 3年以上の実務経験 次の文章を追加「ただし、我が国にない優れた技術又はノウハウ等により、結果として日本人より低い報酬で施行又は製造が可能場合はその限りでない。」		実務経験の要件が厳しすぎ、まとまった数の招致が困難 この要件のために、せっかくの優れた技術・ノウハウが国内で活用されず、国際競争力強化を妨げている。	法務省	0500480
1197	1197020	40	北九州市	4004	北九州市国際物流特区	2	外国人の在留資格申請書類の簡素化及び審査の迅速化				外国人技能者の招聘にあたって、その資格申請の事務負担の軽減及び審査の迅速化を図るため	資格申請のために提出する書類 資格審査の期間	必要書類の削減やコピーによる代用期間の明確化(書類受理から1ヶ月以内)		審査書類の種類が多かつ、かつ原本の提出が求められるため、書類の作成・収集の事務負担が重い。また、審査にも時間がかかり、時には年程度かかることもあることから、ビジネスチャンス逃す危険性も高い。	法務省	0500600 0500610
1197	1197030	40	北九州市	40100	北九州市国際物流特区	3	外国人の在留資格要件(審査基準)の緩和	5202	A	特区において実施可能な特例措置として、「研究」資格での「投資・経営」活動が認められることとなったが、外国企業の国内進出のための準備活動についても、在留資格要件(審査基準)を緩和したい。	特区における外資導入を促進するため、	出入国管理及び難民認定法第2条第2項及び別表第1の2、出入国管理及び難民認定法第7条1項第2号の規程を定める省令において、「投資・経営」資格の審査規程が「当該事業者がその経営又は管理に従事するもの以外に二人以上の本邦に居住する者で常勤の職員が従事して営まれる規模のものであること」と定められていること。 または、「短期滞在」資格については滞在期間が90日又は15日と定められていることについて、	外国企業の国内進出のための準備活動については、「投資・経営」資格の審査基準を緩和する。 または、「短期滞在」資格に定められた滞在期間を延長する、	地方公共団体の職員が代理人として在留資格認定証明書申請を行うこと、及び地方公共団体の職員がその外国人の活動に変更が生じた場合等には地方入国管理局へ通報することを条件とする、	特区における特例措置として、「特定活動」の在留資格を付与され、特区内において事業を運営することが認められるのは、「研究」在留資格を持つものに限られている。	法務省	0500500
1197	1197040	40	北九州市	40100	北九州市国際物流特区	4	電気事業法に関する第17条の緩和				特定供給制度において、各々のケースにおける需要家と供給者との関係をより具体的に確認、且つ迅速に判断するため、	電気事業法第17条において、経済産業大臣とされている部分について、		認可者を特区申請者でありかつ特区内の需要家と供給者との関係実施につきより迅速かつ適切に判断できる地方自治体首長とする、	特区において、特定供給制度の認可条件が緩和された場合、各々のケースにより迅速かつ適切に判断できる地方自治体首長とする、	経済産業省	1130030
1197	1197050	40	北九州市	4004	北九州市国際物流特区	5	食品に係るIQ品目の先着順割当てにおける輸入実績の緩和等				特区内への食品加工産業の集積を図るため	経済産業省告示の輸入公表における食品の輸入割当品目について、輸入発表で定める輸入割当基準(申請者の資格に係る事項について	特区内の事業者限り、食品の全てのIQ品目について、先着順割当てに係る食品の輸入実績を撤廃するとともに、商社割当て(新規実績割当て)を適用することで、新規事業者の参入を容易にする、	先着順割当てに必要な過去の食品の輸入実績や商社割当てA(実績割当て)に必要な過去の割当実績が、新たな事業者の参入障壁となっている、	経済産業省 農林水産省	1004010 1170010	
1197	1197060	40	北九州市	4004	北九州市国際物流特区	6	保税工場において使用する輸入燃料等の使用・消費の規制緩和	7000			保税地域は加工貿易の促進を目的に設置されたものである。域内での生産活動に使用される燃料、機械等についても関税を免除することは、その制度の趣旨から妥当である。	国際物流・加工組立産業拠点の形成を図るため、加工貿易に係る製造コストを抑制する必要があることから	関税法又は関税定率法において	総合保税地域内に限り、外国貨物の域内消費について免税を認める、	外国貨物の保税地域内消費については、特段の免税規定がなく、製造コストの面で諸外国に対抗できない、	財務省	0700190
1197	1197070	40	北九州市	4004	北九州市国際物流特区	7	保税地域許可手数料の見直し	7344	E - 2		総合保税地域の許可手数料は、毎月一定額を徴収することになっているが、税関の通常業務の対価として毎月の手数料を考えているのであれば、公的機関の通常業務で対価を求めることが妥当であるか検討する必要がある。よって、この許可手数料の見直しを行う、	国際物流・加工組立産業拠点の形成を図るため、物流関連コストを抑制する必要があることから	税関関係手数料令第4条に規定されている総合保税地域の許可手数料について	廃止又は減額する、	申請時のみならず毎月、一定額、許可手数料徴収することは、社会通念上、不当なものと考えられる、	財務省	0700200
1197	1197080	40	北九州市	40100	北九州市国際物流特区	8	高速自動車国道活用施設(開放型)の連結許可手続きの緩和				新北九州空港、豊津大水深港湾、高速道路網等が一体となった物流ネットワークの形成による物流拠点都市の形成に向けて、高速道路直結型のトラックターミナルの整備を促進するため、	高速自動車国道法第11条及び同条の2により、高速自動車国道活用施設(開放型)の連結許可にあたっては、整備計画に適合するものであることとされている事項について、	高速自動車国道活用施設(開放型)と同様に連結位置に関する基準及び技術的基準に適合すれば連結許可をすることを認める、	開放型は交通調節機能を持つこととなるため、国土交通省等において、地域への国土開発幹線自動車道建設会議の審議が必要であるが、その開催頻度が少ないことから、連結許可までに長期間を要する、	国土交通省	1205160	
1197	1197090	40	北九州市	4004	北九州市国際物流特区	9	大学設置基準の緩和(施設・設備)	8417	C - 1		施設の共同利用については一般的には認められないとの回答であるが、同一キャンパス内に複数の大学、大学院等が立地し、施設の共同利用を既に実施している本市の学術研究都市に、学部新設の打診があつているため、学生・教員に対し、適切な学習、教育研究環境を確保するという設置基準の目的が担保されているならば、施設の共同利用が可能となるよう、基準の早急な改定を再提案するもの、	同一キャンパス内に複数の大学(学部)を設置する場合、その規模や目的に相応しい施設環境が確保されるならば、各大学(学部)ごとに同様の施設を重複して整備するよりも、共同利用施設とした方が効率的であるとともに、各大学間の交流促進や競争的環境の創出により、より質の高い教育研究環境が生まれるものと考えられるため、	大学設置基準第36条及び38条において、大学が備えなければならない施設が定めてある事項について	適切な学習、教育研究が確保されると認められる場合は図書館等の施設の共同利用も可とする	大学設置基準第36条及び38条において、大学が備えなければならない施設について共同利用が認められていない	文部科学省	
1197	1197100	40	北九州市	4004	北九州市国際物流特区	10	国立大学の施設の民間企業による兼用使用の要件(時価の5割以内)の緩和(手続きの簡素化)	8443-002	C - 1		研究交流促進の見地から、財政法の特例措置として兼用使用が認められており、減額割合は他の行政財産とのバランスを考慮していることであるが、創業間もない大学等ベンチャーや大学における研究内容に関連した民間独自の研究開発型企業から、例えば期間を限定した全額免除の希望があるため、減額割合の上限を撤廃し、個別の事情により柔軟に対応できるようにするもの、	一律の上限を設けず、例えば特に有益と認められる研究については期間を限定して全額免除とするなど、個別の事情により柔軟に対応し、産学連携や新産業創出をより一層促進するため、	研究交流促進法施行令第9条第1項において、減額割合が時価の5割以内と定められていることについて	減額割合の上限の撤廃	研究交流促進法施行令第9条第1項において、減額割合は、その時価の5割以内に制限されている	文部科学省	
1197	1197110	40	北九州市	40100	北九州市国際物流特区	11	航空機の内変・外変手続きの緩和				航空機の内変・国内の運航の変更利便性を図り、路線の就航を促進するため、	関税法第25条において、航空機の国際・国内の資格変更をする際にはあらかじめ税関に届出を行い、税関の検査を受けなければならないことについて、	国際・国内の資格変更手続きを簡素化する、	航空機の内変・国内の資格変更の際には、あらかじめ税関に届出を行った上、積載貨物について必要な検査を受けなければならない、	財務省	0700210	
1197	1197120	40	北九州市	40100	北九州市国際物流特区	12	外国航空機の国内使用の許可申請の緩和				国際チャーター便(旅客・貨物)の路線就航を促進するため、	航空法第126条、第130条の2及び航空法施行規則第230条、第234条において、外国籍航空機の航行及び本邦に到着する運送に係る許可申請は、予定期日10日前(本邦内に事務所又は代理人を置いていない場合の運送許可については30日前)までに行わなければならないことについて、	緊急の際は緩和するよう特例措置を設ける、	外国人国際航空運送事業用以外の外国航空機は、10日もしくは30日前までに申請しなければならぬため、国際チャーター便の柔軟な運航が行いにくい、	国土交通省	1211020	
1197	1197130	40	北九州市	40100	北九州市国際物流特区	13	保税運送手続きの不要化	7334	D		総合保税地域の許可を受ければ、当該地域内においては、保税運送の手続きは不要であるが、国内の複数の空港間における外国貨物の保税運送もこれと同様の扱いとし、手続きを不要としたいため、	国内の他空港(関西国際空港など)と連携して航空物流拠点化を促進するため、	関税法第63条により、外国貨物は税関長の承認を受けて開港、税関空港、保税地域等の相互間に関り、外国貨物のまま運送(保税運送)できるとされている事項について、	構造改革特区に含まれる税関空港等、特定された空港相互間においては、保税運送にあつての承認を不要とする。(複数の税関空港を同一の保税地域とみなすことにより、総合保税地域と同様の扱いとする、)	わが国の空港において国際航空の物流拠点化を図ろうとする際、国内の空港相互間を輸送することに保税運送手続きが必要となる、	財務省	0700220
1197	1197140	40	北九州市	40100	北九州市国際物流特区	14	保税倉庫の保管期間の延長	7321 7322	D		輸入承認手続きを行うことにより、2年間設置することが可能とのことであるが、保税期間自体を廃止もしくは期間延長したいため、	航空物流拠点化を促進するため、	関税法第43条の2により保税期間が原則2年とされていることについて、	保税期間に関する規定を廃止もしくは緩和する、	保税倉庫場に保管している外国貨物は、保税期間を過ぎれば廃棄・輸入通関・再輸出等が必要となり、在庫リスクが大きくなる、	財務省	0700240
1198	1198010	35	山口県	35000	コンビナートエネルギー自由化による環境特区	1	「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(容器包装リサイクル法)」に関するプラスチック製容器包装の再商品化手法の緩和				容器包装リサイクル法に関するプラスチック製容器包装の再商品化手法に、「破砕・選別による材料リサイクル、脱塩素によるフィードストックリサイクル、処理残渣セメント原料化リサイクル等の総合的リサイクル手法」が位置付けられていないため、経済性が高く、環境負荷の低減等にも繋がるプラスチック製容器包装リサイクル事業を行うことができない状況にあることから、当該再商品化手法の追加を要望するものである、	容器包装リサイクル法第7条第1項に規定する再商品化計画において、プラスチック製容器包装の再商品化手法として、破砕・選別による材料リサイクル、脱塩素によるフィードストックリサイクル、処理残渣セメント原料化リサイクル等の総合的リサイクル手法、が位置付けられていない事項について	プラスチック製容器包装の再商品化手法として、「破砕・選別による材料リサイクル、脱塩素によるフィードストックリサイクル、処理残渣セメント原料化リサイクル等の総合的リサイクル手法」(特区内において、廃プラスチックの全量をリサイクルする手法)を位置付ける、	特区内でプラスチック製容器包装の処理残さまでのリサイクルができ、処理残渣リサイクルに係るエネルギー有効利用率が80%以上の地域	容器包装リサイクル法第7条第1項に規定する再商品化計画において、プラスチック製容器包装の再商品化手法としては、次の手法以外認められていないため、破砕・選別による材料リサイクル、脱塩素によるフィードストックリサイクル、処理残渣セメント原料化リサイクル等の総合的リサイクル手法によるリサイクル事業が実施できない、 原材料化(優先)、油化、ガス化、高炉還元剤製造、コークス炉化学原料化	経済産業省	1102010

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特例の具体的要望事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード
1199	1199010	35	山口県	35000	宇部地域産学官連携研究開発促進特区	1	処分期間期間の緩和	7112	D	第1次提案における国の検討状況(9月25日各府庁回答、10月1日各府庁再回答)を見る限りにおいては、補助金所管省庁の定める処分期間期間に関する検討が十分なされていないものと考えられるため、内容を絞って再提案するもの、	国の補助事業(地域活性化創造技術研究開発事業及び創造技術研究開発事業)で取得した研究開発に関する財産を、補助期間終了直後から事業化目的で利用させることにより、中小企業の研究開発の事業化を円滑に進めるため、	昭和53年8月5日通商産業省告示第360号で定められている、補助事業により取得した財産の目的外使用制限期間について、	当該期間を短縮し、補助事業期間終了直後から当該財産を事業化目的にも利用できるようにする。	特がない、	経済産業省 財務省	0701060 1120010	
1199	1199020	35	山口県	35000	宇部地域産学官連携研究開発促進特区	2	大学、公設試験研究機関の特許料、審査請求料の減免	11852	E-2	第1次提案における国の検討状況(9月25日各府庁回答)においては、「一定の要件を満たす公設試験に対して、全国的な対応としての軽減措置を平成16年度から実施する方向で検討」とのことであるが、本特区構想の中核的研究機関の一つである山口県産業技術センターにおける先行実施は意義深いものと考えられるので、特区地域での先行実施ができるよう、内容を絞って再提案するもの、なお、本特例措置は、産業技術力の強化を図る目的で制定された産業技術力強化法の趣旨に基づいた提案であり、「既存の財政措置」には該当しないものと考えている。	公設試験研究機関を中心とした産学官連携による共同研究開発事業をより一層推進するため、	産業技術力強化法第16条及び第17条において定められている「大学及び大学教員、及び「研究開発型中小企業」と同様に、「地方公共団体が設置する公設試験研究機関の研究員や、その権利を継承した地方公共団体が特許出願する場合」についても、	特許料及び審査請求料の軽減措置を講じる。	特がない、	経済産業省	1140130	
1199	1199030	35	山口県	35000	宇部地域産学官連携研究開発促進特区	3	中小ベンチャー企業等の特許料、審査請求料の減免	11853	E-2	第1次提案の趣旨は「大学等との共同研究成果を踏まえ、民間企業が特許出願する場合における特許料及び審査請求料の減免措置の新設」を求めたものであるが、第1次提案における国の検討状況を見る限りにおいては、本提案の趣旨について、十分な検討がなされていないものと考えられるため、内容を絞って再提案するもの、なお、本特例措置は、産業技術力の強化を図る目的で制定された産業技術力強化法の趣旨に基づいた提案であり、「既存の財政措置」には該当しないものと考えている。	大学等(高等、公設試験研究機関を含む)との共同研究成果を踏まえた民間企業の特許出願を促進するため、	産業技術力強化法第17条において定められている「研究開発型中小企業」と同様に、「大学等との共同研究成果を踏まえ民間企業が特許出願する場合」についても、	特許料及び審査請求料の軽減措置を講じる。	特がない、	経済産業省	1140100	
1200	1200010	10	群馬県太田市	10205	太田外国語教育特区	1	学校教育法第1条「学校」の範囲の拡大、	8001	C-1	特区研究開発校制度という枠組みではなく、学校としての位置づけを明確化することにより、外国語等の専門的な教育を実施する場合の教育効果を高めると共に、学校としての地位の確立を図るもの、	学校起業者による小中高一貫校の特区学校の設置、運営を行うため、	学校教育法第1条の「学校」の範囲の拡大について	学校教育法第1条においては、「学校とは、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園とする。」と規定されており、小中高一貫教育学校に関する規定がない。そのため、小中高一貫教育を行う(仮称)「初等中等教育学校」を同法第1条に追加する。	特区認定自治体の長は、特区学校長に対しその教育成果、目標の達成についての検証結果の報告を求め、その内容が著しい(目標を下回る時は、改善の勧告を行う)	学校教育法第1条では、小中高一貫教育学校を想定していないため、初等中等教育を一貫して行える(仮称)初等中等教育学校を設置することができない、	文部科学省	
1200	1200020	10	群馬県太田市	10205	太田外国語教育特区	2	学校設置主体の権限並びに地方公共団体の長の権限の拡大			特区認定自治体の長が「学校法人、株式会社やNPO法人を「学校起業者」として認可し、併せて「学校起業者による学校」の設置を、認可することにより、これまで学校の設置運営が認められていなかった企業等に門戸を開くと共に、特区学校の設置を容易にするもの、	特区申請により認可された特区学校について、認定自治体の長が、学校法人、株式会社やNPO法人に対し、学校を設置できる「学校起業者」として認可できるようにするため、	学校教育法第2条の学校の設置者の対象の拡大について	特区認定自治体の長は、特区学校長に対して、各年度における特区学校の経営状況の報告を求め、その内容に経営状況の悪化等の著しい変化が認められた場合は、改善勧告を行う。	学校教育法第2条において学校は、国、地方公共団体及び私立学校法第3条に規定する学校法人(以下「学校法人」と称する。)の設置者であることと規定し、株式会社やNPO法人に対して、学校の設置を認めていない、	文部科学省		
1200	1200030	10	群馬県太田市	10205	太田外国語教育特区	3	「学校起業者」の認可に関して、施設、設備、経営に必要な財産等の特例措置、			学校の設立認可基準を緩和し、新規に学校を設置する学校起業者の負担軽減を図るもの、	学校起業者による特区学校の認可基準に関して、特例措置を講ずることが必要なため、	私立学校法第25条の要件緩和について	学校起業者による特区学校の認可基準として求める要件としては、私立学校法第25条を基本とするが、以下の2点を満たせばよいとの基準とする。施設、設備は必要要件とするが、保有する必要がある見込みがある必要はないとする。経営経費については、認可申請時に「経営経費を財源として持っている」とは過剰な負担になるので、「開校年度の収入、支出予定が立っており、支出が収入を上回らないこと、を満たせばよいとの基準とする。	特区認定自治体の長は、特区学校長に対して、各年度における特区学校の経営状況の報告を求め、その内容に経営状況の悪化等の著しい変化が認められた場合は、改善勧告を行う。	私立学校法第25条は、学校法人に必要な「施設、設備」と「経営に必要な財産」を求めているが、各都道府県の学校法人認可の基準においても、施設、設備が「備用で足りる」と、設備経費は「寄付金で充てること」、経営経費は「開校年度の経営経費の1/2の寄付金が取崩されていること」という厳しい要件が課されている。その上、私立学校法第25条の趣旨から株式会社による設置は、改善勧告を行う。	文部科学省	
1200	1200040	10	群馬県太田市	10205	太田外国語教育特区	4	小・中・高等学校設置基準(設備内容)の緩和			特区学校の設置に際し、必要な設備内容の緩和を行うもの、	学校起業者による特区学校の設置基準に関して、特例措置を講ずることが必要なため、	学校教育法施行規則第1条の要件緩和について	特区学校に対しては、以下の規制は適用しない趣旨の文言を各該当の条項に追加する。学校教育法施行規則第1条、	特区認定自治体の長は、特区学校長に対して、各年度における特区学校の経営状況の報告を求め、その内容に経営状況の悪化等の著しい変化が認められた場合は、改善勧告を行う。	学校教育法施行規則第1条において、学校に必要なものとして校地、校舎、運動場等その他の設備を設けなければならないとの規定があるが、学校設置の際一律にこの規程を求めることは、過大な負担となっている。	文部科学省	
1200	1200050	10	群馬県太田市	10205	太田外国語教育特区	5	教育職員は、教育職員免許法上の各相当の免許状を有する者でなければならない規制の緩和	8201	D	外国の教員免許状を有する者が、都道府県教育委員会が行う教育職員検定により日本の教員免許状を授与されることは、非常に難しく、また、教員免許状がないという理由で専門的な知識を持つ者なども教員になることはできない。しかし、これらの者に教員となる道を開くことが、教育の成果を高めるためには必要であるので、教育職員の免許要件の緩和を行うもの、	特区学校の学校長並びに教職員は、必ずしも教員免許状を有することを要しないこととするにより、外国人教師が日本の免許状がなくても授業を行えるようにするため、	教育職員免許法第2条 同法第3条 学校教育法施行規則第8条に規定する教員資格の緩和について	特区学校に対しては、以下の規制は適用しない趣旨の文言を各該当の条項に追加する。教育職員免許法第2条、同法第3条、学校教育法施行規則第8条、	特区認定自治体の長は、特区学校長に対して、各年度における特区学校の経営状況の報告を求め、その内容が著しい(目標を下回る時は、改善の勧告を行う)	教育職員免許法においては、同法により授与する各相当の免許状を有するものでなければならないとの規定があり、外国で取得した教員免許状を日本の免許状に読み替えるとの規定がないため、日本の教育免許状を持たない外国人は、教員資格を得ることができない、	文部科学省	
1200	1200060	10	群馬県太田市	10205	太田外国語教育特区	6	教科用図書制度の弾力化(小・中・高等学校)	8008 8037	D	教科用図書の規制をなくし、英訳版の教科用図書の使用を可能とするもの、	学校起業者による特区学校において、検定教科書の英訳版を教科用図書・教材として使用することにより、教育目標の達成と効果的な学習を促進するため、	学校教育法第21条 同法第40条、同法第51条、同法第51条の9の教科用図書に関する規制の緩和について	特区学校に対しては、以下の規制は適用しない趣旨の文言を各該当の条項に追加する。学校教育法第21条 同法第40条、同法第51条、同法第51条の9	特区認定自治体の長は、特区学校長に対して、各年度における特区学校の経営状況の報告を求め、その内容が著しい(目標を下回る時は、改善の勧告を行う)	学校教育法及び義務教育諸学校・高等学校教科用図書検定基準において、英語で編集された図書は、教科用図書として認められていないので、設置する教科用図書として使用できない、	文部科学省	
1200	1200070	10	群馬県太田市	10205	太田外国語教育特区	7	学校起業者による特区学校への私立学校振興助成法の適用			特区学校の運営基盤の確立を図るために、明確化が必要であるため、	学校起業者による特区学校の安定した経営のための財源確保を行うため、	私立学校振興助成法第2条の「学校」の範囲について	私立学校振興助成法第2条の「学校」の範囲については、	特区認定自治体の長は、特区学校長に対して、各年度における特区学校の経営状況の報告を求め、その内容に経営状況の悪化等の著しい変化が認められた場合は、改善勧告を行う。	私立学校振興助成法について学校起業者が設置する特区学校に関する定義がないため、現状では助成金を受け取ることができない、	文部科学省	
1201	1201010	13	足立区	1305	生活創造特区(福祉・雇用分野)	1	地方自治体による無料職業紹介事業の実施	9121	B	障害者の雇用は、特に切実で喫緊の課題である、全国的な規制緩和の内容が不明確なため、再度、特区として要望する。	障害者センターで障害者に対する職業訓練から就労後のアフターケアまでの一貫したサービス提供を実施するから、同センター内に設置する障害者雇用支援センターによる無料職業紹介事業の特例を容認されたい、	民間職業紹介事業の業務運営要領では、地方自治体での無料職業紹介事業が認められていない、	地方自治体が設置する障害者雇用支援センターによる障害者への無料職業紹介事業を解禁し、障害者への就労に関するワンストップサービスを実現する、	無料職業紹介事業を障害者センターで行えないため、働きたい障害者の情報を直接企業とやりとりできない、	厚生労働省		
1201	1201020	13	足立区	1305	生活創造特区(福祉・雇用分野)	2	小規模特別養護老人ホームの設置・運営法人の拡大	9302-001	A	当区では、介護保険事業者を指導・監督する保険者の立場、介護保険制度の目的として民間活力を最大限活用し競争原理によるサービスの質の向上を図ることなどから、介護保険事業は民間に任せるとした。したがって、PFIや委託方式による株式会社参入では、当区の目的を達成できない、	都市部においては、大規模な土地の確保が困難なことから、小規模な特別養護老人ホームの建設を促進し、競争原理によるサービスの質の向上を図るため、小規模特別養護老人ホームに限っては、設置法人を株式会社に拡大していただきたい、	現行の老人福祉法では、株式会社が特別養護老人ホームを設置できない、	50人以下の小規模な特別養護老人ホームについては、設置法人を株式会社に拡大し、競争によるサービスの質の向上を図りたい、	株式会社による特別養護老人ホームの設置・運営ができないことから、競争原理によるサービスの質の向上を図れない、	厚生労働省		
1201	1201030	14	足立区	1306	生活創造特区(福祉・雇用分野)	3	株式会社による小規模特別養護老人ホーム設置の際の施設整備費補助金の特例			株式会社による小規模特別養護老人ホーム設置が可能となった場合には、施設整備費補助金交付の適用をされたい、	株式会社	株式会社による小規模特別養護老人ホーム設置が可能となった場合には、施設整備費補助金交付の適用をされたい、	現状では、株式会社による特別養護老人ホームの設置が認められていないが、老人福祉法第22条の趣旨から株式会社による設置が認められれば、当然施設整備費が出ると思われる、	厚生労働省			
1201	1201040	13	足立区	1305	生活創造特区(福祉・雇用分野)	4	商店街の空き店舗を活用した保育サービス等提供施設の設置促進に関する指針の特例			商店街の空き店舗を活用して保育サービス等提供施設の設置をした場合、中小企業庁から施設改修費及び賃借料の3分の1、都道府県から3分の1補助が出る	営利民間法人、および地方公共団体による設置主体	現行制度では、社会福祉法人、商店街組合振興会、財団法人、NPO法人等非営利民間活動法人の設置主体のみが支弁が認められている	保育園の運営は株式会社でも可能となっているが、空き店舗活用の際は除外されている、	経済産業省 (中小企業庁) 厚生労働省	1104130		
1202	1202010	13	足立区	13121	生活創造特区(福祉・雇用分野)	1	児童福祉施設最低基準の緩和	9323 (8111)	C-1 (D)	幼稚園・保育園を一体化した施設の実現のため多様化する住民ニーズに応えるべき保育所の運営事業への民間事業者の参入を容易にするため	保育所設置基準による「調理室の設置、義務を廃止し、新規事業参入者への設備経費を削減することにより、多様な展開を促す、	幼稚園を活用して保育を行う際の保育園に必要な調理施設設置規制の緩和	保育所設置基準による「調理室の設置、義務を廃止	共同調理方式、センター方式等、公共の施設は除外されている、	新規事業参入する場合、付置義務による施設整備費の増や労働安全衛生規則等への抵触	厚生労働省	
1202	1202020	13	足立区	1305	生活創造特区(教育・雇用分野)	2	「保育に欠ける児童」とされる保育所入所要件の緩和	9320	C-1	「保育に欠ける児童」とされる保育所入所要件の緩和	専業主婦の子どもも、勤労主婦の子どもも保育所に入ることができると	足立区内のすべての希望する就学前児童	対象児童が幼稚園(いわゆる、幼稚園という名称の認可保育所)を利用できるようにすること	「保育に欠ける子」のみと児童福祉法に規定されている	厚生労働省		

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特例の具体的要望事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード
1202	1202030	13	足立区	1305	生活創造特区(教育・雇分野)	3	民間企業等が認可保育事業を行う際の施設整備補助金の特例			(「企業、NPOなど社会福祉法人以外の主体による幼児園」に対する国庫補助金の支弁を社会福祉法人と同様に認めることが経済的観点から本特区実現に不可欠な要素である)	「企業、NPOなど社会福祉法人以外の主体による幼児園」に対する国庫補助金の支弁を社会福祉法人と同様に認めること	企業、NPOなど社会福祉法人以外の主体による幼児園(認可保育所)	「企業、NPOなど社会福祉法人以外の主体による幼児園」に対する国庫補助金(社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等設備整備費の国庫負担金)の支弁を社会福祉法人と同様に認めること	企業等社会福祉法人以外の主体に対して施設整備補助が出ない、区内における社会福祉法人以外の主体による私立保育所が設置されにくい状況があり、待機児童を増やしている	厚生労働省		
1202	1202040	13	足立区	1305	生活創造特区(教育・雇分野)	4	保育所運営費国庫補助金使徒の明確化			(保育所運営費国庫補助金は、すでに施設賃借料、配当などに対しての拠出が認められていることを改めて確認したい)	足立区は東京23区という土地の高い地域に立地することから賃借方式の保育所設置のほうが社会福祉法人の新設方式よりも可能性がある。賃借方式の認可保育事業者に対して、当該事業者が社会福祉法人であるか否かを問わず家賃への補助金の充当を認めるものであることを正式に解釈し、通達などの手段で拠出を求めようとする	同左	同左	賃借方式の認可保育所に対する、家賃補助金の国庫支弁制度の新設	企業等社会福祉法人以外の主体に対して国庫補助負担金の会計処理が自由であるとの周知が不徹底であることから、福祉以外の主体による私立保育所が設置されにくい状況が生まれており、区民の保育所利用希望を困難にし、待機児童問題が解決しない	厚生労働省	
1202	1202050	13	足立区	1305	生活創造特区(教育・雇分野)	5	民間企業が幼稚園における預かり保育を行う際の運営費国庫補助金の特例			(公立や私立の幼稚園において預かり保育を民間企業等が行う際に国から補助金を得、社会福祉法人と同等の私立保育所として認める特例。(すなわち幼稚園全てに保育所運営費国庫支援金の支弁を認める特例))	「保育所保育指針」「幼稚園教育指導要領」によらない「幼児園」に対しても、通常の保育所運営費と同等の運営費補助を認める事を求める。	幼児園	公立や私立の幼稚園において預かり保育を民間企業等が行う際に国から補助金を得、社会福祉法人と同等の私立保育所として認める特例。すなわち本幼稚園全てに保育所運営費国庫支援金の支弁を認める特例		文部科学省 厚生労働省		
1202	1202060	13	足立区	1305	生活創造特区(教育・雇分野)	6	民間企業が幼稚園における預かり保育を行う際の施設使用の特例			(上記目的のために学校(文教施設)としての幼稚園の施設(建物・設備)を使用する特例)	文教施設を収益目的の企業等による預かり保育事業などに開放することで、当該幼稚園を展開しやすくするため	公立学校、私立学校の施設を借用して保育事業(当該幼稚園事業)を実施する企業、NPO等	現在でもピアノ教室などでの使用は認められており、制度問題ではない。ましてや、憲法83条や補助金適正化法17条、18条にも抵触せず、地方自治体の意思の問題にすぎないということを確認しておきたい。		文部科学省		
1202	1202070	13	足立区	1305	生活創造特区(教育・雇分野)	7	賃借方式による幼児園に対する家賃補助金の新設			(幼児園の定員数増のため)	自己所有方式の保育所に施設整備費が出るのと同様賃借方式にも施設賃借補助を行う	幼児園	国庫2分の1、都道府県4分の1(施設整備費と同率)の賃料補助金支弁制度を新設する	制度新設案につき、規制ではない	財務省 厚生労働省		
1203	1203010	13	足立区	13121	生活創造特区(環境・雇分野)	1	水素ステーションが設置できる用途地域の拡大	12615	D	現行でも条例等で対応可能ということであるが、法定化されていないものを条例で定めることは、住民とのトラブルのもとになるため、特区として容認されることが不可欠である。	水素供給スタンド等の可燃性ガス及び圧縮ガスの製造を行う建築物は、用途地域の規制があり、燃料電池普及拡大のために水素供給ステーションを設置できない状況にあることから、	建築基準法48条別表2において、工業地域・工業専用地域だけに認められているものを、	圧縮天然ガススタンド並へ制限を引き下げる(準工業地域、商業地域、近隣商業地域、準住居地域、第2種住居地域、第1種住居地域での建設を可能にする)。	水素供給スタンド等の可燃性ガス及び圧縮ガスの製造を行う建築物は、建築基準法48条別表2において、工業地域・工業専用地域以外に建設できない。	国土交通省	1206360	
1204	1204010	1	石狩市	1235	サハリン石油・天然ガス開発プロジェクト後方支援特区	1	外国人熟練工の就労拡大			限られた工期から、モジュール(組立)やコーティングなどの特殊作業に経験豊富な外国人熟練工の就労を可能とし、工期内工事の完成を図る。	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令「法別表第一の二の表の技能の項の下欄に掲げる活動」の項の下欄に掲げる基準において、「外国に特有の製品の製造又は修理」と定められている事項について	当該要件を引き下げ、外国人熟練工の就労を可能とする。	特例となる事業をサハリン石油・天然ガス開発プロジェクト関連事業のみに限定する。	外国人熟練工については、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令「法別表第一の二の表の技能の項の下欄に掲げる活動」の項の下欄に掲げる基準において、「外国に特有の製品の製造又は修理」と定められており、就労できない。	法務省	0500360	
1204	1204020	1	石狩市	1235	サハリン石油・天然ガス開発プロジェクト後方支援特区	2	外国人熟練工の就労拡大			限られた工期から、モジュール(組立)やコーティングなどの特殊作業に経験豊富な外国人熟練工の就労を可能とし、工期内工事の完成を図る。	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令「法別表第一の二の表の技能の項の下欄に掲げる活動」の項の下欄に掲げる基準において、「10年以上の実験経験」と定められている事項について	当該要件を引き下げ、外国人熟練工の就労を可能とする。	特例となる事業をサハリン石油・天然ガス開発プロジェクト関連事業のみに限定する。	外国人熟練工については、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令「法別表第一の二の表の技能の項の下欄に掲げる活動」の項の下欄に掲げる基準において、「10年以上の実験経験」と定められており、就労できない。	法務省	0500360	
1205	1205010	1	石狩湾新港管理組合	1235	物流・エネルギー特区	1	石油コンビナート等災害防止法による特別防災区域の指定の特例			当該油槽は海上埋立地に存置し、製油設備が無い。さらに、一般の工業地区とは幅約1kmの海岸防風保安林で隔離されている。しかも、地元消防からは約10分以内で到着が可能である。このことから企業未利用地を解消するために石炭法2条に係る特別防災区域指定の要件を緩和されたい。(特別防災区域指定に係る指定要件として規程される数値「1.8以下」)	石油コンビナート等災害防止法第2条第2項のイにて特別防災区域指定に係わる指定要件として規程される数値について	石油、高圧ガスの貯蔵・取扱量の政令で定める基準貯蔵取扱い量で合計、除した数値を1から企業計画の実現に最低限必要となる1.6まで上げる。	屋外貯蔵タンクは危険物の規制に関する政令により各々タンクの安全性が確保される。製油所とは異なり災害の発生確率が低いことや本地域の地域特性から代替措置は必要無いと考えられる。	現状の規制は都市部を基準とした制度であり、他の施設と分離、分散しているといった地方の様々な安全面に有利な地域特性が加味されず、民間事業者側に過大な負担を強いものとなっている。	総務省消防庁 経済産業省	0404070 1150080	
1205	1205020	1	石狩湾新港管理組合	1235	物流・エネルギー特区	2	石油コンビナート等災害防止法による自衛防災組織設置の特例	4751	E-2	当該地域の既存事業者は6基の貯油タンク増設の事業計画を有しているが、自衛防災組織設置に係るコストを負担することにより供給コストの増加が想定されるため、事実上増設は不可能な状況であることから、既存事業者の負担軽減は必須である。	企業未利用地を解消するために、特定事業者による自衛防災組織に係る負担を軽減することを目的とし、消防法16条による特別防災区域指定に係る自衛防災組織設置場所についての特例を認めていただきたい。	石油コンビナート等災害防止法第16条の1に規程される自衛防災組織の設置場所の規定について	特定事業所近傍において自衛防災組織設置を可能とする。	設置箇所は迅速な初期消火活動が行なうことが可能な範囲とするため、代替措置は必要無いと考えられる。	総務省消防庁 経済産業省	0404080 1150090	
1205	1205030	1	石狩湾新港管理組合	1235	物流・エネルギー特区	3	石油コンビナート等災害防止法による自衛防災組織設置の特例	4751	E-2	当該地域の既存事業者は6基の貯油タンク増設の事業計画を有しているが、自衛防災組織設置に係るコストを負担することにより供給コストの増加が想定されるため、事実上増設は不可能な状況であることから、既存事業者の負担軽減は必須である。	企業未利用地を解消するために、特定事業者による自衛防災組織に係る負担を軽減することを目的とし、消防法16条による特別防災区域指定に係る自衛防災組織設置場所についての特例を認めていただきたい。	消防法16条について消防団の活動目的の特例を本法に追加する。	共同防災組織として特定事業者の行なう業務を地元消防団へ外部委託を可能とする。	消火能力の減少とはならないので、代替措置は必要無いと考えられる。	市条例では地元消防団の適正な人員配置について再検討が必要となる。	総務省消防庁	0404080
1206	1206010	14	横須賀市	1415	情報フロンティア都市特区	1	連合大学院に関する「研究指導期間」の規制緩和			複数の大学院等が一体的に教育を行う連合大学院を実現するため	大学院設置基準第13条において制限されている他大学等における研究指導を受ける期間について	他大学等における研究指導期間(1年)の制限を撤廃する。		他大学等における研究指導期間は大学院設置基準第13条において1年を超えないものと制限されている。	文部科学省		
1206	1206020	14	横須賀市	1415	情報フロンティア都市特区	2	連合大学院に関する「取得単位」の規制緩和			複数の大学院等が一体的に教育を行う連合大学院を実現するため	大学院設置基準第15条において制限されている他大学等における取得単位数について	他大学等における取得単位数(10単位)の制限を撤廃する。		他大学等における取得単位数について、大学院設置基準第15条において、10単位を超えないものと制限されている。	文部科学省		
1206	1206030	14	横須賀市	1415	情報フロンティア都市特区	3	連合大学院における「施設及び設備の共有」の規制緩和			複数の大学院等が一体的に教育を行う連合大学院を実現するため	大学院設置基準第22条で許される施設等の共用について	他大学等における設備を共用し、研究施設の効率化を図ることができるようになる。		他大学等における施設及び設備の共用については、認められていない。	文部科学省		
1206	1206040	14	横須賀市	1415	情報フロンティア都市特区	4	学部校舎・校地の面積基準の緩和			大学院に付属する専門学部のみを学部を企業、国立研究機関等が集積するサイエンスパークに設置する	大学院設置基準第37条・附則において規定される学部校舎・校地の最低基準面積について		一般教養的教育を終了した学生の研究指導を目的とした専門学部を、大学院と共に、新たに設置する場合、通常の学部の校舎・校地の面積基準より小さい面積で、教育指導を行うことは可能であるため、基準の緩和する。ただし、一般教養的教育は、別の場所等で確保するものとする。	専門学部の校舎・校地の面積基準は現行の基準は不適当	文部科学省		
1207	1207010	14	横須賀市	1416	国際教育特区	1	構造改革特区研究開発学校(小・中・高等学校)を設置する学校法人の校地・校舎等の自己所有要件の緩和	8407 8431 8432 8433	B D	今回の構造改革特区基本方針(各省原案)の特例部分801の中で、専門職大学院及び不登校児童生徒対象学校のみ、校地・校舎の自己所有要件の緩和措置が講じられたが、本市の構想が想定している新しい教育モデルを推進する小・中・高等学校(「未来人創成塾」)を設置する学校法人については、801の特例措置に含まれていない。また、「構造改革特区推進のためのプログラム」の全国対応804で示された私立学校を設置する際に必要となる学校法人の自己資産条件の緩和についても、大学等につき、規制の緩和が図られている。このような学校法人の校地・校舎等の自己所有要件及び私立学校を設置する際の学校法人の自己資産条件の緩和について、本市構想の「未来人創成塾(小・中・高等学校)」にも適用できるよう、緩和対象の拡大を提案する。	学校法人を設置する際の校地・校舎等の自己所有要件及び私立学校を設置する際の学校法人の自己資産条件の緩和を図ること、新規の民間教育事業者等による学校法人の設立を促し、本市の構想の先導事業である「未来人創成塾(学校)」の設置者の対象を拡大する。それによって、私立学校を設置しようとする民間事業者等による学校法人の設立機会を拡大させ、教育産業の活性化を図る。	私立学校法第二十五条 学校法人は、その設置する私立学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金並びにその設置する私立学校の経営に必要な財産を有しななければならない。	私立学校法第25条について構造改革特区として、新しい教育モデルを推進する私立学校(構造改革特区研究開発学校)を設置する学校法人は、私立学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金を有するか、又はこれらを借用する見込みがあり、経営に必要な財産については、運転資金を有していれば、学校法人を設立できるよう規制の特例措置を提案する。また、「構造改革特区推進のためのプログラム」の全国対応804の中で示された私立学校を設置する際の学校法人の自己資産条件の緩和対象を、構造改革特区として、新しい教育モデルを推進する小・中・高等学校にも適用できるよう規制の特例措置を提案する。	未来人創成塾の学校運営にあたっては、市や市民等が運営委員会に参画し、経営の透明性と継続性を確保する。	私立学校法で規定されている学校法人の校地・校舎等の自己所有要件や私立学校を設置する際の学校法人の自己資産条件が、事実上、私立学校の施設や民間教育事業者等による学校法人の設立の障壁となっている。これについては、構造改革特区基本方針(各省原案)の特例部分801及び「構造改革特区推進のためのプログラム」の全国対応804の中で、部分的に規制の緩和が図られている。	文部科学省	

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特例の具体的な要望事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード
1207	1207020	14	横須賀市	1416	国際教育特区	2	構造改革特区の指定を受けた地方公共団体の認定による私立学校(構造改革特区研究開発学校)の設置	8411	C-1	10月1日付けの文部科学省回答8411の中で、所管庁の権限の市町村への移譲について、地方自治法第252条の17の2第1項の規定により、「都道府県知事の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することができる」とされている。しかし、今回の構造改革特区のポイントは、「自助と自律の精神」の尊重をあげており、構造改革特区の指定を受けた地方公共団体が主体的に対応すべきである。このような趣旨を鑑みれば、構造改革特区として設置する私立学校については、構造改革特区の指定を受けた地方公共団体の長が認可できるものと明示されたい。 また、私立学校を設置する場合、私立学校法第8条の規定により、私立学校関係者が3/4を占める私立学校審議会の設置を過ぎなければならず、事実上、私立学校の新設において過度の規制となっている。	構造改革特区の指定を受けた地方公共団体が、構造改革特区として、新たな教育モデルを推進する私立学校(「未来人創成塾」)の設置認定を行うことで、新規の学校設置機会の拡大を促す。それによって、学校法人・民間教育事業者等の教育資源を最大限活用した特色ある新しい学校を設立し、学校教育の活性化と選択可能性の拡大を図る。	学校教育法 第三十四条 私立の小学校は、都道府県知事の所管に属する。 第四十条 第十八条の二、第二十一条、第二十五条、第二十六条、第二十八条から第三十二条まで及び第三十四条の規定は、中学校に、これを準用する。この場合において、第十八条の二中「前条各号」とあるのは、「第三十六各号」と読み替えるものとする。 第五十一条 第十八条の二、第二十一条、第二十八条第三項から第十一項まで及び第三十四条の規定は、高等学校に、これを準用する。この場合において、第十八条の二中「前条各号」とあるのは、「第四十二各号」と読み替えるものとする。 第五十一条の九、第十八条の二、第二十一条、第二十八条第三項から第十一項まで、第三十四条、第四十九条並びに第五十条第三項及び第五項の規定は中等教育学校に、第四十四条から第四十五条の二まで、第四十八条及び第五十条の二の規定は中等教育学校の後期課程に、これを準用する。この場合において、第十八条の二中「前条各号」とあるのは、「第五十一各号」と読み替えるものとする。 私立学校法 第四條 この法律中「所轄庁」とあるのは、第一号、第三号及び第五号に掲げるものにあつては文部科学大臣とし、第二号及び第四号に掲げるものにあつては都道府県知事とする。 一 私立大学及び私立高等専門学校 二 前号に掲げる私立学校以外の私立学校並びに私立専修学校及び私立各種学校 三 第一号に掲げる私立学校を設置する学校法人 四 第二号に掲げる私立学校を設置する学校法人及び第六十四条第四項の法人 五 第一号に掲げる私立学校と第二号に掲げる私立学校、私立専修学校又は私立各種学校とを併せて設置する学校法人 第八條 都道府県知事は、私立大学及び私立高等専門学校以外の私立学校について、第五条第一項各号に掲げる事項を行う場合においては、あらかじめ、私立学校審議会の意見を聴かなければならない。	学校教育法第34条、第40条、第51条の9及び私立学校法第4条に規定されている都道府県知事の所管を、構造改革特区として、新しい教育モデルを推進する私立学校(構造改革特区研究開発学校)に限り、構造改革特区の指定を受けた地方公共団体(市町村)の長に権限を移譲するよう規制の特例措置を提案する。 構造改革特区として、新しい教育モデルを推進する私立学校(構造改革特区研究開発学校)を設置する場合、構造改革特区の指定を受けた地方公共団体(市町村)によって設置された第三者機関が、私立学校法第8条に規定される私立学校審議会に代わり、私立学校の設置についての諮問を行う。	構造改革特区の指定を受けた地方公共団体は、学識経験者等によって構成される第三者機関を設置し、私立学校審議会に代わり、私立学校の設置について諮問を行う。	現状において、新規に私立学校を設置する場合、私立学校関係者(利害関係者)が3/4を占める私立学校審議会の設置を受ける必要があり、事実上、新たに私立学校を設置する際の過度の規制となっている。これについては、総合規制改革会議による「規制改革に関する第2次答申」(H14.12.12)の中にも「私立学校審議会の見直し」が重点課題としてあげられている。	文部科学省	
1208	1208010	7	福島県	7000	知的創造・開発特区	1	特許審査請求期間の延長(3年以上)	11801	E-2	所管官庁からは「要望のような特例措置を講じることにより、長期間にわたり権利の問題が未確定な出願が大量に発生することとなり、特区外の第三者の事業化を著しく制限する等の不利益が生じるおそれがあるところ、このような弊害を除去する代替措置は存在しないため、特区として対応不可能」と回答されたが、第三者からの審査請求も認められており、特区外の第三者の事業化を著しく制限するものとは言えない。	産学官連携による医療福祉機器産業の創出を図る福島県知的クラスター形成事業を推進するため、事業化のための事業シーズとして実用性の高い特許権の取得を促進することが必要であり、中小企業において、特許出願技術について実際に製品を販売し、軌道に乗るかどうかが等、実用性の見通しが立った後に特許の審査請求をすることができるようにする必要があるため	特許法第四十八條の三において、特許出願から三年以内に出願審査の請求しなければならないとされていることについて	中小企業では、特許出願から、実際に製品を販売し、軌道に乗るかどうかが等、実用性の見通しが立つまでに5年程度の期間を要することから、特許審査請求期間を5年に延長する。	本県の要望である特許審査請求期間5年以内への延長は、従前の対応(7年以内)との均衡から弊害は生じないものと考えられる。	特許法第四十八條の三において、特許出願から三年以内に出願審査の請求しなくてはならないとされていることについて	経済産業省	1140020
1208	1208020	7	福島県	7000	知的創造・開発特区	2	医療用具製造承認の標準的業務処理期間の短縮	9212	D	本提案の趣旨は、提案番号「03」の提案により、実績ある元売業者について医療機器の品目ごとの承認制度が届出制度に変更されることを附帯し、それ以外の元売業者については承認制度の適用を受けるものの、その事務処理期間を短縮してほしいという点である。また、「医療上の観点からの必要性」による優先審査を求めているものではなく、「地域振興の観点」からの優先処理を求めているものである。	産学官連携による医療福祉機器産業の創出を図る福島県知的クラスター形成事業における研究プロジェクトから生まれる研究成果を医療機器メーカーが事業化する場、医療機器の品目ごとに必要な承認に係る事務処理に長期を要し、迅速な事業化の妨げとなっているため	昭和60年10月1日薬発第960号 各都道府県知事あて 厚生省薬務局長通知 現行の1年(後発品は4カ月)を半分の期間に短縮する(現行薬事法の施行中における標準的業務処理期間の短縮及び改正薬事法施行後における本規制の特例の継続)	現行の1年(後発品は4カ月)を半分の期間に短縮する(現行薬事法の施行中における標準的業務処理期間の短縮及び改正薬事法施行後における本規制の特例の継続)	医療機器の製造において、新たな機器を開発・製造(元売)する場合、製造品目と受ける承認に長期の期間を要しており、迅速な事業化の妨げとなっている。	医療機器の製造において、新たな機器を開発・製造(元売)する場合、製造品目と受ける承認に長期の期間を要しており、迅速な事業化の妨げとなっている。	厚生労働省	
1208	1208030	7	福島県	7000	知的創造・開発特区	3	外国承認医療用具の輸入承認制度の届出制度への変更、承認承認、欧米認可薬剤の利用の自由化(医療用具製造に係る承認制度の届出制度への変更)	9230	B	第1次提案では「医療用具製造に係る承認制度の届出制度への変更」を提案したが、「構造改革特区推進のためのプログラム」の附表2では「外国承認医療用具の輸入承認制度の届出制度への変更」として扱われていた。提案趣旨は、品目ごとに必要な医療機器の承認制度を届出制度に変更することによる手続きの迅速化であり、今回の薬事法改正ではその申請主体が「製造業者」から「元売業者」に変わった点であり、手続きの迅速化といった点ではほとんど現行と変わらないため再提案する。	産学官連携による医療福祉機器産業の創出を図る福島県知的クラスター形成事業における研究プロジェクトから生まれる研究成果を医療機器メーカーが事業化する場、製造品目ごとに承認が必要となっており迅速な事業化の妨げとなっているため	改正薬事法第十四条第一項において「高度管理医療機器」については大臣による承認が、「管理医療機器」については、第三者認証機関による認証が必要とされる部分について	リスクが低いとされる「管理医療機器」については、第三者認証機関による認証制度から届出制へ変更する。 また、リスクが中程度又は高いとされる「高度管理医療機器」のうちリスクが中程度とされるものについては、大臣による承認制度から第三者認証機関による届出制へ変更する(「リスクが中程度又は高いとされる「高度管理医療機器」のうちリスクが中程度とされるものについては、「管理医療機器」に含める)	十分な実績があり製品の安全性、有効性及び品質の確保ができる医療機器元売業者については、あらかじめ申請に基づく審査・指定を行うことにより、届出制度を適用する。	医療機器の製造(元売)において、既に十分な製造(元売)の実績がある企業においても、新たな機器を開発・製造(元売)する場合、製造品目ごとに承認が必要となっており、迅速な事業化の妨げとなっている。	厚生労働省	
1208	1208040	7	福島県	7000	知的創造・開発特区	4	医療用具製造者の製造品目の変更・追加に係る許可制度の届出制度への変更	9235	B	改正薬事法において「品目ごとの製造承認」から「品目ごとの元売承認」に変更されることにより「品目の変更・追加に係る許可制度」は廃止されることとなるが、施行が法律の公布(H14.7.31)から3年以内とされているため、即効性ある地域経済の活性化を図る施策である福島県知的クラスター形成事業との連携が図れないことから、特区における先行実施(2年前倒し)を求める。	産学官連携による医療福祉機器産業の創出を図る福島県知的クラスター形成事業における研究プロジェクトから生まれる研究成果を医療機器メーカーが事業化する場、製造品目の変更・追加に係る許可が必要となっており迅速な事業化の妨げとなっているため	改正薬事法における「品目の変更・追加に係る許可制度」の廃止について、施行が法律の公布(H14.7.31)から3年以内とされている部分について	特区における先行実施を求める。	医療機器の製造において、新たな機器を開発・製造する場合、製造品目の変更・追加に係る許可が必要となっており、迅速な事業化の妨げとなっている。	医療機器の製造において、新たな機器を開発・製造する場合、製造品目の変更・追加に係る許可が必要となっており、迅速な事業化の妨げとなっている。	厚生労働省	
1208	1208050	7	福島県	7000	知的創造・開発特区	5	区分許可制度の弾力的運用(改良医療用具、後発医療用具の製造に係る全工程の委託の容認)の早期施行	9236	E-2	改正薬事法において「品目ごとの製造承認」から「品目ごとの元売承認」に変更されることにより「医療用具製造に係る全面委託の制限規定」は廃止されることとなるが、施行が法律の公布(H14.7.31)から3年以内とされているため、即効性ある地域経済の活性化を図る施策である福島県知的クラスター形成事業との連携が図れないことから、特区における先行実施(2年前倒し)を求める。	医療機器の製造現場において、委託元の製造ラインの効率化及び受託製造所における受注の拡大、雇用の拡大に寄与する製造工程の全面委託の要望があるが、改正薬事法が施行になるまでできないため	改正薬事法における「医療用具製造に係る全面委託の制限規定」の廃止について、施行が法律の公布(H14.7.31)から3年以内とされている部分について	特区における先行実施を求める。	医療機器の製造現場において、要件のある製造工程の全面委託が受注の拡大、雇用の拡大が図れない。	医療機器の製造現場において、要件のある製造工程の全面委託が受注の拡大、雇用の拡大が図れない。	厚生労働省	
1208	1208060	7	福島県	7000	知的創造・開発特区	6	医療機器を製造するために必要な品質文書の運用基準の緩和(文書での保管・運用、電磁媒体での保管・運用)			医療機器を製造するために必要な品質文書(作業基準書、品質規格書等)は、電磁媒体での保管・運用が認められておらず、紙ベースでの保管・運用が必要とされており、社内ネットワーク活用等による作業の効率化が図れず、また大きな文書保管スペースの確保も強いられているため	医療用具の製造管理及び品質管理規則(平成7年6月26日、厚生省令第40号)第3条において、「製造業者は、医療用具の品目ごとに、製造承認事項、仕様、製造手順その他必要な事項について記載した製品標準書を当該医療用具の製造に係る製造所ごとに作成しなければならない。」とされている部分について	「厚生省医安安全局監視指導課長通知(医安監第14号、平成9年7月18日)」により磁気媒体による保存が認められている品質記録の場合と同様に、磁気媒体等による保管及び運用を認めるという規制の特例措置を求める。	医療機器を製造するために必要な品質文書(作業基準書、品質規格書等)は、電磁媒体での保管・運用が認められておらず、紙ベースでの保管・運用となっている。	医療機器を製造するために必要な品質文書(作業基準書、品質規格書等)は、電磁媒体での保管・運用が認められておらず、紙ベースでの保管・運用となっている。	厚生労働省		
1208	1208070	7	福島県	7000	知的創造・開発特区	7	GMP監査の緩和			医療機器関係のISO等の国際的な認証を受けている場合においても、医療用具の製造管理及び品質管理規則(GMP)の監査が必要とされており、同種の監査項目を複数回受験することになっているため	医療用具の製造管理及び品質管理規則(平成7年6月26日、厚生省令第40号)に基づき(監査)について	重複項目についてはISOの認定書を提示することにより、GMPの監査対象から除外されたいという規制の特例措置を求める。	医療機器関係のISO等の国際的な認証を受けている場合においても、医療用具の製造管理及び品質管理規則(GMP)の監査が必要とされており、同種の監査項目を複数回受験することになっている。	医療機器関係のISO等の国際的な認証を受けている場合においても、医療用具の製造管理及び品質管理規則(GMP)の監査が必要とされており、同種の監査項目を複数回受験することになっている。	厚生労働省		
1209	1209010	25	滋賀県守山市教育委員会	25207	福祉ヤングスベチャリスト育成特区	1	大学への飛び入学に関する条件の緩和			高校第2学年終了時から大学への飛び入学による6年間の高大一貫教育を行い、若年齢の福祉ヤングスベチャリストを育成して、福祉事業への安定的な労働力の供給と福祉サービスの向上を図るため。	福祉分野における若年齢人材の育成を図る目的で、高校第2学年終了時に大学への飛び入学を可能にするため、学校教育法に定める「大学に入学できる者の条件」を緩和することについて	大学への飛び入学を実施し得る条件として、「福祉分野に関する教育研究が行われている大学は、高等学校に文部科学大臣の定める年数以上在学した者(これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。))であつて、当該大学の定める分野において特に優れた資質を有する当該大学に入学させることができる。」を追加する。	特例対象外の学生と格差を是正するため、特例の対象となる範囲は、専門学校を有する高校との一貫教育を行う大学に限定する。	大学への飛び入学については、学校教育法第56条第二項で下記のとおり定められており、福祉分野における人材育成の目的では大学への飛び入学ができない。前項の規定にかかわらず、次の旨に該当する大学は、文部科学大臣の定めるところにより、高等学校に文部科学大臣の定める年数以上在学した者(これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。))であつて、当該大学の定める分野において特に優れた資質を有する当該大学に入学させることができる。一 当該分野に関する教育研究が行われている大学院が置かれていること。二 当該分野における特に優れた資質を有する者の育成を図るにふさわしい教育研究上の業績及び指導体制を有すること。	文部科学省		
1210	1210010	33	岡山県教育委員会	33000	岡山教育特区	1	土曜日及び日曜日に授業を実施することを容認する。			土曜日及び日曜日を休業日とする規定があるため、保護者や生徒の生活実態、生活意識の変化に対応した多様な学習内容や柔軟な学習形態の提供ができない。休業日は特に設けないこととして、生徒の進路目的、能力・適正等に対応して、学習形態の弾力化による選択幅の拡大を一層図る。	学校教育法施行規則第47条第2項(中学校については同規則第55条、高等学校については同規則第65条により準用)により、土曜日及び日曜日が休業日と定められている事項について	土曜日及び日曜日に授業を実施することを容認する。	必要なし。	多様な学びの形態を提供する必要があるにもかかわらず、休業日が一律に規定されている。	文部科学省		
1211	1211010	33	岡山県	3301	IT特区	1	著作権不明の著作物の利用範囲の拡大と添付書類の軽減など手続きの簡素化			コンテンツ事業の活性化及びコンテンツクリエイターの集積を図るため、公表等の事実が明らかでない著作権不明の著作物についても、利用できるようにするとともに、添付書類の軽減など手続きを簡素化する。	著作権法第67条の対象範囲の拡大 著作権法施行令第8条の添付書類の軽減	「公表等の事実が明らかでない著作権不明の著作物のうち、風景写真など著作権者が判明してあれば公表等に異議を唱えない」と認められるもの著作権法第67条の対象に加える。 「著作権者が不明な場合には、著作権法施行令第8条第1項第2号の添付書類を省略するとともに、上記対象範囲の拡大に伴い、同3号の添付書類を省略する。」	対象拡大範囲を、著作権者が判明しておれば公表等に異議を唱えないと認められるものに限定する。 「著作権者が不明な場合には、著作権者と連絡ができないことを証明する資料を添付しなければならないことになっている。」「対象範囲が拡大されれば、公表等の事実を証明する資料の添付は不要となる。」	著作権不明の著作物については、公表等の事実が明らかでも、ただ著作権法により利用が認められているが、公表等の事実が明らかでないものについては、利用できない。 「著作権者が不明な場合には、著作権者と連絡ができないことを証明する資料を添付しなければならないことになっている。」「対象範囲が拡大されれば、公表等の事実を証明する資料の添付は不要となる。」	文部科学省文化庁		
1212	1212010	33	岡山県	3302	岡山県南部地域研究開発・創業促進特区	1	裁量勤務が認められる任期付研究員の範囲の限定の解除			産学官が連携して高度な研究開発に取り組むためには、公設試においても、専門的な知識経験等を有する優秀な外部人材を積極的に受け入れる必要がある。そこで、研究者にとって魅力的な職場にするとともに、効率的・効果的な研究体制を整備するため、裁量勤務が認められる任期付職員範囲の限定の解除を要望するものである。	「地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律」の第6条に関して、裁量勤務が認められる研究員	「地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律」の第6条に関して、裁量勤務が認められる研究員	認められる研究員の範囲の限定の解除	すべての任期付研究員が対象となっていない	総務省	0401120	

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特例の具体的要望事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード
1213	1213010	33	岡山県	3304	水島港国際物流・産業特区	1	建築確認時の臨港道路についての道路位置指定手続きの緩和				分譲用地を取得した企業が建築確認を行う場合、接道が必要であるが、これに迅速に対応するため。	建築基準法第42条第1項第5号で、港湾事業により築造した臨港道路であっても、特定行政庁からその位置指定を受けなければならないことについて。	当該要件を撤廃し、道路としての登記が完了していれば、道路法による道路と同等とみなす。	港湾管理者による即時登記の実施。	道路としての機能を有し、登記を完了していても、建築確認のためには位置指定を必要としている。	国土交通省	1206320
1213	1213020	33	岡山県	3304	水島港国際物流・産業特区	2	臨港地区内の容積率及び建ぺい率の特例				企業が分譲用地を取得しようとする場合、予定する建築物に対し、容積率建ぺい率の確保のため、必要以上の用地取得を回避することにより、退出意欲を高めるため。	工業地域、工業専用地域内の建築物について、建築基準法第52条第1項第3号の容積率の制限、及び建築基準法第53条第1項第1号並びに第2号の建ぺい率の制限について。	人工島という限られた臨港地区内では、港湾管理者が分区分指定とともに容積率、建ぺい率を定めることができる特例を設ける。	広幅員の道路や緑地を港湾管理者が整備する。	建ぺい率、容積率が企業の土地取得の意欲を低下させている場合がある。	国土交通省	1203690
1213	1213030	33	岡山県	3304	水島港国際物流・産業特区	3	水島航路における巨大船通過時の待機船の長さの緩和				船舶の効率的運用を図り、企業の競争力を高めるため。	海上交通安全法施行規則第9条で定められた待機船の長さ70mについて。	伊良湖水道と同等の130mとする。	該当船舶の安全確保教育の徹底	待機することによる船舶の効率的運用に支障をきたしている。	国土交通省	1214050
1214	1214010	33	岡山県	33000	鉄道駅を核としたまちづくり特区	1	農地の転用の許可制を届出制に変更				農地の転用に関する規制があるため、以下の地域開発を行うための許可を受けることが困難な状況にあることから、(鉄道を核とした地域開発構想により、鉄道駅周辺を中心に、民間事業者の自由な発想をも活用して実施する、住宅地、商業地の形成、交通基盤の周辺整備など、当該地域の活性化を図ることができるような計画的な地域開発)	農地法第4条第1項及び第2項により、農地を農地以外のものにする場合の制限について	農地を農地以外のものにする場合の許可制を届出制に変更する。	農地転用等については、特区内では、市町村農業委員会への届出とする。	都市近郊の鉄道駅の周辺地域が農地である場合、農地法の規制により、鉄道駅を生かした地域開発が困難な状況にある。	農林水産省	1000520
1214	1214020	33	岡山県	33000	鉄道駅を核としたまちづくり特区	2	農地等の転用のための権利移動の許可制を届出制に変更				農地の転用のための権利移動に関する規制があるため、以下の地域開発を行うための許可を得ることが困難な状況にあることから、(鉄道を核とした地域開発構想により、鉄道駅周辺を中心に、民間事業者の自由な発想をも活用して実施する、住宅地、商業地の形成、交通基盤の周辺整備など、当該地域の活性化を図ることができるような計画的な地域開発)	農地法第5条第1項及び第2項により、農地等の転用のための権利移動をする場合の制限について	農地等の転用のための権利移動をする場合の許可制を届出制に変更する。	農地転用等については、特区内では、市町村農業委員会への届出とする。	都市近郊の鉄道駅の周辺地域が農地である場合、農地法の規制により、鉄道駅を生かした地域開発が困難な状況にある。	農林水産省	1000530
1214	1214030	33	岡山県	33000	鉄道駅を核としたまちづくり特区	3	鉄道駅を中心とした半径500m以内の土地を農用地等に含まないこと				鉄道駅周辺の土地が、農用地区域に指定されている場合、これを除外する規定が一定条件に限定されているため、当該農用地区域からの除外が困難であり、以下の地域開発ができない状況にあることから、(鉄道を核とした地域開発構想により、鉄道駅周辺を中心に、民間事業者の自由な発想をも活用して実施する、住宅地、商業地の形成、交通基盤の周辺整備など、当該地域の活性化を図ることができるような計画的な地域開発)	農振法第10条第4項及びその施行令及び施行規則により定められている、農用地等に含まれないこととする条件について	当該特区区域内の土地を農用地等に含まない土地とする特例を設定する		都市近郊の鉄道駅周辺の土地が、農用地区域に指定されている場合、農振法の規定により、鉄道駅を生かした地域開発が困難な状況にある。	農林水産省	1000800
1215	1215010	33	岡山県	33000	福祉移送特区	1	一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する規制の緩和 また				障害者等移動に制約のある人々に利用しやすい移送サービスを提供するため、タクシー事業者の福祉車両を効果的・効率的に運用する。たとえ、福祉車両とは、リフトやスロープを取り付けるなど、寝台(ストレッチャー)や車いすのまま乗降できるよう改造された車両をいう。	道路運送法第9条の3第2項に定める運賃等の認可基準 また	・タクシー事業者が福祉車両を運行する場合に、低廉な運賃等を容認する。	・道路運送法第9条の3第2項により、運賃等の認可基準が設けられており、低廉な運賃で運行できない。	国土交通省	1208030	
1215	1215020	33	岡山県	33000	福祉移送特区	2	家用自動車の有償運送の禁止の規制の緩和				障害者等移動に制約のある人々に利用しやすい移送サービスを提供するため、NPO法人等の福祉車両を効果的・効率的に運用する。たとえ、福祉車両とは、リフトやスロープを取り付けるなど、寝台(ストレッチャー)や車いすのまま乗降できるよう改造された車両をいう。	道路運送法第80条第1項に定める家用自動車の有償運送の禁止	・NPO法人・社会福祉協議会が福祉車両を有償で運行することを容認する。	・道路運送法第80条第1項により、家用自動車の有償運送が禁止されており、NPO法人・ボランティア団体は有償で運送できない。	国土交通省	1208040	
1216	1216010	33	岡山県	33000	児童福祉特区	1	児童福祉施設で調理業務を担う者の外部からの派遣の容認				調理員に関する必要規定がある児童福祉施設において、効率的な施設運営を行い、児童の保護、養育機能を強化するため。	各児童福祉施設に調理員を必要としていることについて	調理員の外部からの派遣を容認する。	睡か家庭的な雰囲気や食事の提供が行われるようきめ細やかな配慮が行われること	各児童福祉施設の調理員について必要規定があり、調理員の外部からの派遣が認められていない。	厚生労働省	
1217	1217010	33	岡山県	33000	幼保連携特区	1	幼保合同保育を行う保育所の職員配置基準の緩和				保育所と幼稚園を併せて設置し、保育所入所児童と幼稚園児との合同保育をする場合、職員の配置基準を緩和し、合理的な人員配置を行うことにより、効率的な施設運営及び施設全体の処遇の向上を図るため。	児童福祉施設最低基準(厚生労働省令)第33条により専任の保育士をもって当ることとされている保育所の処遇職員配置基準について	幼保併設施設で行われる合同保育については、幼稚園の教諭又は保育所の保育士による、幼保合計の児童全体の数に見合った数の職員配置で実施できるようにする。	・保育所と幼稚園の設置者が同一である場合に限り、 ・保育士資格を有する幼稚園教諭の場合に限る。	児童福祉施設最低基準の他にも文部・厚生両省の局長連名通知により、幼・保の共用施設においても職員の数はそれぞれの基準により算定することとされている。	厚生労働省	
1218	1218010	2	三沢市	2207	三沢にぎわい創造特区	1	沖縄型特定免税店の三沢地域への出店の容認				特定免税店の出店に際し、沖縄県でのみ立地が認められているため、中心市街地活性化の起爆剤としてその立地を図ることができない状況にあるため、その立地を可能にする。	開税措置法第10条の4において、沖縄特別措置法第26条に規定する物品に開税を免除すると定められている事項について	開税の免除について、三沢地域で購入したものについても容認する。		開税措置法第10条の4において、沖縄特別措置法第26条に規定する物品について開税を免除すると定められており、三沢地域では開税を免除できない。	財務省	0700570
1218	1218020	2	三沢市	2207	三沢にぎわい創造特区	2	国有財産である移転跡地に関する利用形態の拡大				移転跡地の無償使用にあたり、地方公共団体が広場及びその他政令で定める施設の整備と限定されているため、その対象範囲を拡大する。	防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第7条第1項において、広場及びその他政令で定める施設に供するとき、当該土地を無償で使用できることについて	広場及びその他政令で定める施設以外についても土地の無償使用を認める。		防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第7条第1項において、広場及びその他政令で定める施設以外、土地の無償使用ができない。	防衛庁	2100030
1218	1218030	2	三沢市	2207	三沢にぎわい創造特区	3	国有財産である移転跡地に関する利用形態の拡大				移転跡地の無償使用に際し、国有財産法の規定により、利益をあげる場合には、これを行うことができないため、これを可能とする。	防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第7条において、国が買入れた土地の無償使用において、利益があがる場合について	国が買入れた土地について、利益が上がる場合についても、無償使用とする。		国有財産法第22条第2項において、利益をあげる場合には、無償貸付ができない。	防衛庁 財務省	2100040
1218	1218040	2	三沢市	2207	三沢にぎわい創造特区	4	国有財産である移転跡地に関する利用形態の拡大				移転跡地の利用に際し、民間の使用を想定していないため、これを可能とする。	防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第7条において、地方公共団体にのみ使用を認めていることについて	移転跡地の民間への貸付については、国有財産法の普通財産とみなし、貸付を可能とする。		防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律において、民間への貸付を想定していない。	防衛庁	2100050
1219	1219010	28	兵庫県、新宮町、上郡町、三日月町	2802	先端光科学技術特区	1	数次ビザの発給要件の緩和	6001	C-1	不法就労・不法滞在の防止、公安維持の観点から不適当とするのが外務省の見解であるが、一律の規制緩和措置の導入を特区内の機関に限定すれば、不法就労等の問題に対応できる。	外国人就労を円滑化し、企業集積や外国人研究者・技術者の集積を促すため。	数次ビザ発給については、外務省内規により特定国の一定以上のポストのものに限定されている事項について	特区内における外国人就労者には、国籍等を問わず数次ビザの発給を認める。		数次ビザ発給については、外務省内規により特定国の一定以上のポストのものに限定されている。	外務省	0600030
1219	1219020	28	兵庫県、新宮町、上郡町、三日月町	2802	先端光科学技術特区	2	短期滞在ビザ取得手続きの簡素化	6003	C-1	不法就労・不法滞在の防止、公安維持の観点から不適当とするのが外務省の見解であるが、一律の規制緩和措置の導入を特区内の機関に限定すれば、不法就労等の問題に対応できる。	ロシア・NIES諸国等からの外国人研究者の受け入れを容易にし、国際的な研究交流を促進するため。	外務省内規により定められた短期滞在資格取得のために必要な手続きについて	審査の簡素化、審査期間の短縮化を図る。		国籍に応じた審査を実施。	外務省	0600040
1219	1219030	28	兵庫県、新宮町、上郡町、三日月町	2802	先端光科学技術特区	3	任期付研究員(若手研究員型)の任期延長					一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律において、原則3年以内とされている若手研究員型の任期の制限について	原則5年以内に期間延長する。		任期付研究員の任期設定は招へい研究員型が原則5年以内、若手研究員型が原則3年以内となっている。	文部科学省 [人事院]	200040

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特例の具体的要望事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード
1219	1219040	28	兵庫県、新宮町、上郡町、三日月町	2802	先端光科学技術特区	4	SPRing-8の産業利用促進のための民間参入の拡大	8713	D	現状でも分析測定サービスは実施可能であるというが、受託研究や分析測定サービス等の具体的な規定等が未だ整備されていないため、このような利用形態が普及しにくい。	SPRing-8を利用した高度な解析・評価は企業の製品開発等において重要な役割を果たすものであり、自ら放射光利用能力を持たない企業等のSPRing-8の活用を可能にする受託研究や分析測定サービスの実施等の利用形態の普及を促進するため。	(財)高輝度光科学研究センター等の規定について	受託研究規定等の具体的な規定を整備する。		受託研究や分析測定サービスに係る規定等が未整備のため、これらの利用形態が普及しにくい。	文部科学省	
1219	1219050	28	兵庫県、新宮町、上郡町、三日月町	2802	先端光科学技術特区	5	国立大学の教員等の役員等の兼業の承認規定(研究成果活用企業)の緩和	202	A	兼業規制の緩和を特区内に立地する国立大学等の場合のみに限定するのであれば、特区内の起業化促進への効果が薄くなる。	特区内の起業化促進、新事業創出のため。	特区内の国立大学等の教員等の役員兼業の場合に加え、特区外の国立大学等の教員等が特区内に立地する企業へ役員兼業等する場合について	勤務時間内の兼業を容認する。		産学連携を推進する大学等と企業は必ずしも同一地域内にあるわけではない。	内閣官房	3000010
1219	1219060	28	兵庫県、新宮町、上郡町、三日月町	2802	先端光科学技術特区	6	会社設立の手続きの簡素化	5005	C-1	特区内の研究成果等の早期事業化や起業化を促進するには、会社設立時の手続きの簡素化を図り、起業家の負担軽減を行う措置が必要である。	企業設立の迅速化と費用軽減を図り、創業を促進するため。	商法第167条により定められている公証人による定款の認証制度について	認証手続きを廃止する。		現行の定款認証制度では定款認証手数料として5万円(更に4万円の印紙貼付)が必要である。	法務省	0500160
1219	1219070	28	兵庫県、新宮町、上郡町、三日月町	2802	先端光科学技術特区	7	信託業の異業種参入の容認	3040	C-2	信託業への異業種参入が検討されており、特区内で実験的な取り組みを行い、効果を確認する必要がある。	特区内で生み出される知的財産の事業化、普及等を加速するため。	実態として金融機関しか認められていない信託業への参入について	金融機関以外の異業種企業の参入を容易にする。		信託業務は、金融機関が「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき兼営する形で行われており、信託業法に基づき信託会社は存在しない。	金融庁	
1219	1219080	28	兵庫県、新宮町、上郡町、三日月町	2802	先端光科学技術特区	8	信託受益権の有価証券化	3020	C-2	知的財産権の流通促進が検討されており、特区内で実験的な取り組みを行い、効果を確認する必要がある。	知的財産権の流通を促進し、特区内のベンチャー企業等の創業時の資金調達を容易にするため。	信託業法上の受託可能な財産に認められていない知的財産権について	知的財産権を信託した場合の信託受益権の有価証券化を可能にする。		現行、証券取引法上の「有価証券」は、第2条第1項、第2項で掲げられたものに限定される。	金融庁	
1220	1220010	28	兵庫県	2801	国際経済特区	1	外国人の在留期間(3年又は1年)の延長	5201	A	特区内「研究者」には、在留期間の特例措置が認められたが、その他の優秀な技術や技能、専門知識等を有する外国人ビジネスマンに対しても在留期間を一律3年間に延長することが求められる。	国際的なビジネス交流の拠点を形成するために、外国の高度な技術や経営ノウハウ等をわが国に伝承する外国人技術者やビジネスマン等が安心して働ける事業環境を創造する必要があるため。	出入国管理及び難民認定法施行規則第3条別表第2の「在留期間」「投資・経営」「法律・会計業務」「技術」「人文知識・国際業務」「企業内転勤」「技能」の規定について	一律3年間とする。		現制度では、左記の在留期間は1年又は3年と定められており、1年の場合は毎年更新手続きを行わなければならない。	法務省	0500390
1220	1220020	28	兵庫県	2801	国際経済特区	2	外国人の在留資格要件(審査基準)の緩和「投資・経営」	5202	A	「投資・経営」に関する在留資格要件の緩和が実現していない。	国際的なビジネス交流の拠点を形成するために、外国の高度な技術や経営ノウハウ等をわが国に伝承する外国人経営者や技術者、ビジネスマン等の移動の円滑化を図るとともに、投資・経営に対する障害を除去する必要があるため。	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令における「基準」「投資・経営」の2人以上の常勤職員採用要件の規定及び「新規事業の場合投資額が年間500万円以上必要とするガイドライン」について	撤廃する。		現制度では、外国からの創業や企業内転勤による優秀な人材の移動が円滑に行われない。	法務省	0500510
1220	1220030	28	兵庫県	2801	国際経済特区	3	外国人の在留資格要件(審査基準)の緩和「企業内転勤」	5202	A	「企業内転勤」に関する在留資格要件の緩和が実現していない。	国際的なビジネス交流の拠点を形成するために、外国の高度な技術や経営ノウハウ等をわが国に伝承する外国人経営者や技術者、ビジネスマン等の移動の円滑化を図るとともに、投資・経営に対する障害を除去する必要があるため。	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令における「基準」「企業内転勤」の1年以上の勤務要件の規定について	撤廃する。		現制度では、外国からの創業や企業内転勤による優秀な人材の移動が円滑に行われない。	法務省	0500510
1220	1220040	28	兵庫県	2801	国際経済特区	4	数回ビジネス査証発給要件の緩和	6001	C-1	国際的なビジネス交流を円滑に行うためには、頻繁に当該地域を訪れる外国人ビジネスマンの入国に関する規制緩和が必要。	国際的なビジネス交流の拠点を形成するために、商談、販路開拓等で頻繁に当該地域を訪れるビジネスマン等に対して、入国に際するビザ発行手続きの簡素化(数回ビザの発給)を図る必要があるため。	外務省の内部規定について	現在、相手国や対象者の地位等により認められている数回ビジネス査証について、特区内の企業等を訪れる外国のビジネスマン等に対して発給できるようにする特例を設ける。		現制度では、相手国や対象者が限定されている。	外務省	0600050
1220	1220050	28	兵庫県	2801	国際経済特区	5	短期滞在査証取得要件の緩和及び手続きの簡素化	6003	C-1	国際的なビジネス交流を円滑に行うためには、頻繁に当該地域を訪れる外国人経営者やビジネスマンの入国に関する規制緩和が必要。	国際的なビジネス交流の拠点を形成するために、会社設立手続きや商用等を目的に来日する外国人経営者やビジネスマン等に対して、入国手続きの簡素化を図る必要があるため。	外務省の内部規定について	短期滞在査証を取得する際に求められる添付書類(招へい理由書、身元保証書)について撤廃あるいは簡素化(頻繁に入国する際の書類の省略)及び、審査期間の短縮の特例を設ける		現制度では、短期滞在査証の取得に時間と労力を要し、外国人ビジネスマンの移動が円滑に行われない。	外務省	0600060
1220	1220060	28	兵庫県	2801	国際経済特区	6	建築物の容積率の特例	12623	D	都市部の再生、業務系機能の集積を図り、国際的なビジネス交流の拠点を形成するためには、オフィスビル等の建築規制を緩和するため	都市部の土地の有効活用を図ることにより、都市再生を推進し、国際的なビジネス交流の拠点を形成するため、オフィスビル等の建築に係る制限を緩和するため。	建築基準法第52条(容積率)の規定について	建築基準法第52条の規定に関わらず、特区内においては、都市再生特別措置法により創設された都市再生特別地区内と同様、一般の容積率制限を適用しない特例を設ける。		容積率は建築基準法により各用途地域ごとに都市計画において定めるところとされており、建築物の容積率はその範囲内に限られる。	国土交通省	1203500
1220	1220070	28	兵庫県	2801	国際経済特区	7	公有水面埋立地の用途変更の制限期間(10年)の短縮化、撤廃	12101	C-1	公有水面が国民の貴重な財産であればこそ、その埋立地の有効活用を図るための措置については、より柔軟に効果的に進めていくことが必要。	近年の急速な経済・社会情勢の変化により当初計画した使用目的に合致しなくなった埋立地を有効に活用し、内外からの投資を促進するため。	公有水面埋立法第27条第1項、第29条第1項の規定「10年」の規制について	用途変更及び権利の設定等に係る制限期間を撤廃する。		埋立地は、計画段階においてその用途及び権利を定めておかなければ、竣功より10年以内については用途及び権利の変更が困難である。	国土交通省	1210040
1220	1220080	28	兵庫県	2801	国際経済特区	8	労働者派遣における派遣期間の延長(物の製造の業務)	9105	B	物の製造の業務は、労働者派遣の対象として措置されることとなったが、派遣期間は3年と明記されず、不十分であるため。	国際的なビジネス交流の拠点を形成するために、欧米各国同様の労働市場の流動化を可能とするようなビジネス環境整備が求められるため。	労働者派遣事業適正な運営の派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第40条の2第1項「派遣期間1年」の規定について	物の製造の業務も「3年」の延長する対象業務に加える。		労働者の選択肢及び、雇用機会の創出・拡大を促進が妨げられているため	厚生労働省	
1220	1220090	28	兵庫県	2801	国際経済特区	9	都市計画手続きにおける大臣又は知事の同意の簡素化	12510	C-1	港湾地区等の有効活用を図るための措置については、より柔軟に迅速に行っていくことが必要。	近年の急速な経済・社会情勢の変化により当初計画した使用目的に合致しなくなった港湾地区等を有効に活用し、内外からの投資を促進するため。	都市計画法第18条第3項、第21条第2項の規定について	都市計画法第18条第3項、第21条第2項に規定されている大臣への協議、同意を不要とする。		大臣との協議、同意を得るために相当の期間を要する。	国土交通省	1203670
1220	1220100	28	兵庫県	2801	国際経済特区	10	「短期滞在」の在留資格から「就労可能な在留資格」への変更の容認			国際的なビジネス交流の拠点を形成するために、本邦に短期滞在の資格で入国した外国人ビジネスマン等においても、本邦に滞在したまま、在留資格の変更を可能とするようなビジネス環境整備が求められるため。	出入国管理及び難民認定法第20条第3項のただし書き「短期滞在からの在留資格の変更は認めない」旨の規定について	撤廃する。		短期滞在から就労可能な在留資格を取得する際は、一旦出国するなど、改めて手続きを開始する必要がある。	法務省	0500640	
1221	1221010	28	兵庫県、淡路町、北淡町、東浦町	2804	自然産業特区	1	民間企業等の農地取得の容認	10103	A	構造改革特別区域法では、農業生産法人以外の法人による農地の保有が出来るよう規制緩和されたが、意欲ある企業等の参入機会を広げるため、さらなる規制緩和が必要。	大企業も含めて、意欲ある企業等の農業分野への参入機会を広げ、遊休農地の有効活用を図る。	構造改革特別区域法第16条において、農業生産法人以外の法人が農地を保有しようとする場合、「その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者が、その法人の行う耕作又は養蚕の事業に常時従事するものであることが認められること」と規定されていることについて	意欲ある企業等の参入機会を制限する内容であり、条文の削除を要望。	地方自治体と参入希望法人が締結する協定の中で、法人が行おうとする農業経営内容等を審査し、責任者を明確にすることで、懸念される投機目的での農地保有等を防止する効果がある	農業生産法人以外の法人による農地の保有については、構造改革特別区域法で認められたが、参入できる企業については一定の要件がある。	農林水産省	1000140
1221	1221020	28	兵庫県、淡路町、北淡町、東浦町	2804	自然産業特区	2	特定農地貸付けによる市民農園により収穫した農産物の販売の容認	10132	C-2	全国で実施する方向で引き続き検討することとされているが、実施内容、時期が不明確であり、特区において規制緩和を先行的に実施したいとするもの。	体験農園耕作者が新規就農するための販売体験や、生きがい農園として直売所などで農産物販売でもよう特定農地貸付けによる市民農園で収穫した農産物の販売を認める。	特定農地貸付けに関する農地等の特例に関する法律第2条第2項第2号において、「営利を目的としない農産物の親縁の用に供するための農地の貸付けであること」と規定されていることについて	構造改革特別区域法において、構造改革特別区域内として内閣総理大臣の承認を得た農地で特定農地貸付けを行う農地については、特定農地貸付けに関する農地等の特例に関する法律第2条第2項第2号の規定を適用しない。	構造改革特別区域内で特定農地貸付けにより開設する市民農園で、地方公共団体と締結する協定において販売方法等の内容を規定する	特定農地貸付けでは10アールまでの農地の貸付けが認められているが、こうした農地で生産された余剰農産物を販売したいという意向があるが、現状制度では販売できない。	農林水産省	1001000

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特例の具体的な要望事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード
1229	1229020	13	東京都台東区	13106	台東バインガルスクール特区	2	特区公設民営学校審議会の創設			特区内に設置する公設民営学校の公共性、安定性、継続性を審議するため。	公設民営学校は私立学校の範疇にはないが、私立学校教育法第9条に、「この法律の規定により権限に属せられた事項を審議させるため都道府県に、私立学校審議会を置く」とあることに関連して、	都道府県の首長の下に「特区公設民営学校審議会」を創設する。	学校教育法第17条、第35条、第41条、及び第52条第2項に定められている学校の目的に達成するものとする。有識者による「特区学校審議会」を設置し、上記の目的が達成されているかどうかを審議する。	国、地方公共団体及び学校法人しか学校が設置できない。	文部科学省		
1229	1229030	13	東京都台東区	13106	台東バインガルスクール特区	3	特色ある教育プログラムを持つ教育課程の編成	8007 8032 8045	A	学習指導要領によらない教育課程の編成については、研究開発学校制度の弾力的な運用により対応する。…と管理コードのすべてに答えているが、たとえ、導入されると言われている「特区研究開発学校制度」においても、学習指導要領を基準として認可されるものと考えられ、現代社会の多様な教育ニーズに対応した特色ある、ユニークな教育プログラムをもった学校は許可されたいと思われる。	都道府県の首長の下に構成される「特区公設民営学校審議会」に、学校の教育課程に関して認可権をもたせるため。	学校教育法第17～20条、第36～38条、第41～43条および小・中・高等学校の学習指導要領に教育内容が定められていることについて、	特区公設民営学校審議会に学校の教育課程の認可権を与える。	学習指導要領が示している学年、配当内容を守らなければならない。	文部科学省		
1229	1229040	13	東京都台東区	13106	台東バインガルスクール特区	4	英語による教科等の指導	8007	A	「小学校段階から国語を除く全ての教科の授業を英語で行うなどの取り組みを含む計画については、国語能力の習得、英語で行う教科の内容の理解に付いて問題が生じることから、児童生徒の発達段階に応じて、適切な代替措置が担保されることの実地の前提条件として求められる」としているが、国語と英語の二言語を学習し、英語で他の教科を学ぶ場合、一般の学校で期待される習得レベルとは必ずしも違ってくるものと考えられ、現段階ではそれぞれの学校が独自に習得レベルを定めるべきである。	英語による教科指導を行う学校では、国語と英語の習得レベル及び他の教科の習得レベルが独自に定めることができるようにするため、	学習指導要領に示されている学年配当内容について、	英語による教科指導を行う各学校は、国語、英語その他の教科の習得レベルを自ら設定する。	英語による教科指導を行う学校が多くなれば、共同して各教科の習得のレベルを統一して定めることは可能であるが、現状では各学校で定めることとする。但し、1学年生徒は検定試験や英語検定を受け、その結果を公表するものとする。また、英語による教科テストはテスト問題とテスト結果について公表するものとする。	学習指導要領が示している学年、配当内容を守らなければならない。	文部科学省	
1229	1229050	13	東京都台東区	13106	台東バインガルスクール特区	5	学校修学年限の弾力化(小・中・高)	8006	A	各学校段階の修学年限の弾力化に言及されていない。今日の児童生徒の発達成長に調和した年限区分が必要であると考えられる。	学校教育法が校種別に記述されているため、小・中学校及び、小・中・高等学校の教育に一貫性をもたせたい状況にあることから、	学校教育法第1条に「学校とは小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び、幼稚園」とあることについて、	6-3-3制と制度が固定化されている。	文部科学省			
1229	1229060	13	東京都台東区	13106	台東バインガルスクール特区	6	一部、課費負担職員の任命権を公設民営方式による学校法人に付与			第三セクター方式と言っても良い、公設民営校が存在しない状況にあることから、	適用する法令はない。	一定数の課費負担職員の採用を可能とする新しい規定を作る。	自治体と第三者の共同で設立する学校法人は、公立学校と同様、高い公共性を有するものとする。	現行制度にはない。	文部科学省		
1229	1229070	13	東京都台東区	13106	台東バインガルスクール特区	7	私学助成に関する条件の緩和			経済的に困難することなく、必要な教育が行えるようにするため、	私立学校法第59条「国又は地方公共団体は、…学校法人に対して、私立学校に關し必要な助成をすることができ、	私立学校だけでなく公設民営学校に対しても課費負担職員以外分に関し助成する。		文部科学省			
1230	1230010	13	東京都台東区	13106	土曜スクール特区	1	学校教育法施行規則第47条に関する休業日の一部を削除			完全週5日制導入に伴う、授業時数等の削減のため、基礎的内容の確実な定着を図る目的で提案する	学校教育法施行規則第47条第2項の「土曜日」を削除することについて	生徒の学力の向上を目指し、「土曜スクール(学校週6日制)」を実施する	授業時数の削減による基礎学力の低下、私立学校との差の解消	文部科学省			
1231	1231010	33	上野原村	33604	エコエネルギー発電所特区	1	自然公園法施行令第1条にエコエネルギー発電事業の追加			固定公園特別地域内で大規模なエコエネルギー発電事業を行う場合、現行法では公園事業の執行として行う行為に含まれていないので、現行制度では許可されない状況にあることから自然公園法施行令第1条(公園事業となる施設の種類の)に追加してほしい。	自然公園法施行令第1条の公園事業となる施設の追加について	公園事業となる施設の種類のエコエネルギー発電事業を追加する	事前に住民の同意を得るとともに環境影響評価を実施し風致の維持に努める	固定公園特別地域内で大規模なエコエネルギー発電事業を行う場合、現行法は公園事業の執行として行う行為に含まれていないので、現行制度では許可されない状況にある。	環境省	1300040	
1232	1232010	26	京都府	2603	きょうと舞鶴港・国際交流ビジネス特区	1	海外からのどげなし渡航の特例	5350	C-1	不法滞在誘引への懸念があるということであるが、既に代替措置も併せて提案した本旨を踏まえ、舞鶴港のノービザゲート実現への再考をお願いするもの。	舞鶴港が地理的優位性をもつ対岸韓国、とりわけ韓国との「ひと」の往来を拡大し、環日本海交流時代に対応した関西経済圏の門戸港としての活性化を図るとともに、国際クルーズ時代における京都府北中部等の国際観光振興を進めるため。	「出入国管理及び難民認定法」における相互査証免除措置の原則により、韓国からの出入国に関するノービザ特例措置	W杯共催等による日韓国民交流の気運と来るべき日韓国交正常化35年を踏まえ、歴史的にも韓国との関係の深い舞鶴港での出入国に限定して、韓国からの修学旅行等の団体旅行船客を対象に、15日以内のノービザ観光(短期滞在)を認める。	不法滞在への懸念のない修学旅行等の団体旅行客に限定する。	不法滞在を理由に短期滞在にもビザを要し渡航壁となっている。既に韓国では日本人の入国に対してノービザ特例を実施(93年8月～)。	外務省	0600080
1233	1233010	26	舞鶴市	26202	きょうと舞鶴港・国際交流ビジネス特区	1	多様なメディアの活用による教室以外での履修単位認定制限の緩和	8453	D	前回、文部科学省からは「卒業に必要な単位の大半を遠隔システムで履修するのであれば、それはすなわち通信による教育であり、この場合には通信教育設置基準を適用するものである。」との回答であったが、通信制を設置している大学ばかりではない現状の下、本市で設立予定の大学と地域との包括的・複合的な連携の仕組みである共通のプラットフォーム「大学連携センター」において、遠隔システムを使って、市民ニーズが高い大学の授業を受けられるようにしていくためには、大学設置基準に基づいた授業を、受講できるようにすることが欠かせないためである。なお、本市で検討している遠隔システムは、「同時かつ双方向に授業が行えるシステム」として、面接授業に相当する教育効果を有するものとして計画しているところである。	舞鶴市では、これからの地域づくりには大学が有する知的資源の活用が欠かせないと考え、立命館大学、京都精華大学等、市内外の様々な高等教育機関と連携して、我が国で初めての地域全体と複数の大学との一時的な連携の仕組みづくり(仮称「舞鶴のプラットフォーム」)となる「大学連携センター」の設立を計画している。その主要な事業の一つとして、大学の単位取得可能な授業を、遠隔方式で受講できるよう予定している。本市としては、「大学連携センター」構築にあたっては、連携先大学の現有資源やサービスを前提とすることを基本的な考え方としており、遠隔授業についても、例外ではない。連携先大学が通信制を設置してあらず、また通信制設置に伴う必修規制が存在する現状の下で、本市が「大学連携センター」を通じて、市民の強い学習ニーズに積極的に応じていくためには、現に大学が開講している授業方式で実施していくのが、効果的であると考えている。また、ITの発達で、遠隔授業でも対面授業に近い効果が得られるようになっているなど、その水準が大きく向上している中、本市が整備中の光ファイバー網を利用すれば、一層質の高い同時かつ双方向の遠隔授業が可能となる。「大学連携センター」のような新たな仕組み・インターフェイスと遠隔授業の活用は、本市のような大学のない地方都市において、高等教育を享受していくとす場合には、有効であり、また今後不可欠なものと考えられる。このため、大学設置基準において、卒業に必要な124単位中、遠隔方式では60単位を上限としている規定を廃止、ないしは上限を大幅に引上げることで、舞鶴で働きながら学んでも、卒業に必要な単位のほとんどを取得できるような環境を整え、市民の高等教育への強い意欲に応えていきたい。	「大学設置基準(文部省令)第32条第4項において、「卒業の要件として修得すべき百二十四単位のうち、第二十五条第二項の授業の方法により修得する単位数は六十単位を超えないものとする。」とされていること、	遠隔方式では60単位を上限としている規定を廃止する、ないしは上限を大幅に引上げる。	なし	大学設置基準(文部省令)第32条第4項において、「卒業の要件として修得すべき百二十四単位のうち、第二十五条第二項の授業の方法により修得する単位数は六十単位を超えないものとする。」とされていること、	文部科学省	
1233	1233020	26	舞鶴市	26202	きょうと舞鶴港・国際交流ビジネス特区	2	社会人対象大学院教育の一部を行う本校以外の場所の要件の緩和		(新規提案)	上記の遠隔授業の件にも関連するが、舞鶴市において開設予定の「大学連携センター」において、大学院の正課授業を実施していくにあたり、同センターの施設を、連携先大学院に依る、「大学院設置審査基準要綱細則」に規定するところの「本校以外の場所」(いわゆる「サテライトキャンパス」)として位置付けられれば、大学院本校から離れた本市のような地域においても、高度な情報通信システムを利用して、遠隔システムにより授業を受けることが、制度に則った形で可能となるものである。また、現行制度にはない、社会人以外も対象とした大学院の「サテライトキャンパス」の新設、及び大学学部の「サテライトキャンパス」の制度創設についても、地方都市の事情を考慮いただき、ご検討いただければ幸いです。	「大学院設置審査基準要綱細則」第11-クに「本校以外の場所は、教員等の移動等を考慮し、教育研究上支障がない距離にあること」と規定されていることについて	「本校以外の場所は、教員等の移動等を考慮し、教育研究上支障がない距離にあること」との規定を廃止する。	高度な情報通信の活用により、教育研究指導上支障がないこと	「大学院設置審査基準要綱細則」第11-クに「本校以外の場所は、教員等の移動等を考慮し、教育研究上支障がない距離にあること」と規定されていること、	文部科学省		
1234	1234010	26	京都府	26000	京の高校教育改革特区(課程(全・定・通)の特を超えた新しいタイプの単位制高校の設置)	1	全日制や定時制、通信制といった課程の特を超えて学べる新しいタイプの単位制高校の設置			生徒や保護者の高校教育に求めるニーズの多様化に対応するため	学校教育法第44条及び第45条で、高等学校には、全日制の課程のほか、定時制、通信制の課程を置くことができることとされていることについて(この3つの課程以外のものは設置できない。)	全日制、定時制、通信制の呼称を廃して、昼間コース、夜間コース、通信教育コースの区分により入学する。夜間コース、通信教育コース在籍者には、定・通修学奨励制度を適用できるものとする。	「構造改革特区研究開発学校」に限定	今日の府立高校には、様々な学習コースを持った生徒が在籍している。全日制にあつては、学習時間や学校生活において自分なりの在り方を求める生徒、もっと自由に自分のペースで学習したい生徒なども在籍している。また、定時制は、元来、勤労青年に高校教育の機会を保障する意図で設けられているが、最近では様々な動機や学習意欲を持って入学してくる生徒の割合が高まっており、定職や自営業に従事していない者は、在籍者の90%以上を占めている。通信制においても、同様に勤労青年だけでなく様々な入学動機を持つ生徒が増え、在籍者も増加している。このように、社会の変化に伴って、意欲や価値観も変化しており、それぞれの興味・関心・進路希望等に応じて科目を選択したり、希望する時間帯や時間帯で自分のペースに合わせて学習するなど、課程にとらわれず、生徒の多様なニーズに的確に対応する高校が必要となっている。こうしたことから、従来の全日制、定時制、通信制の特を超えた柔軟なシステムを追求した高校の設置が望まれている。	文部科学省		

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特例の具体的要望事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード
1234	1234020	26	京都府	26000	京の高校教育改革特区(課程[全・定・通]の枠を超えた新しいタイプの単位制高校の設置)	2	修業年限の柔軟な設定				生徒や保護者の高校教育に求めるニーズの多様化に対応するため	学校教育法第46条により全日制課程は3年、定時制及び通信制課程は3年以上に限定されていることについて	各コースとも修業年限は3年以上に柔軟に設定する。	「構造改革特区研究開発学校」に限定	今日の府立高校には、様々な学習ニーズを持った生徒が在籍している。全日制にあつては、学習時間や学校生活において自分なりの在り方を求める生徒、もっと自由に自分のペースで学習したい生徒なども在籍している。また、定時制は、元来勤労青年に高校教育の機会を保障する趣旨で設けられているが、最近では様々な動機や学習意欲を持って入学してくる生徒の割合が高まっており、定職や自営業に従事していない者は、在籍者の90%以上を占めている。通信制においても、同様に勤労青年だけでなく様々な入学者動機を持つ生徒が増え、在籍者も増加している。このように、社会の変化に伴って、意識や価値観も変化しており、それぞれの興味・関心・進路希望等に応じて科目を選択したり、希望する時間帯や時間割で自分のペースに合わせて学習するなど、課程にとらわれず、生徒の多様なニーズに的確に対応する高校が必要となっている。こうしたことから、従来の全日制、定時制、通信制の枠を超えた柔軟なシステムを追求した高校の設置が望まれている。	文部科学省	
1234	1234030	26	京都府	26000	京の高校教育改革特区(課程[全・定・通]の枠を超えた新しいタイプの単位制高校の設置)	3	学校間連携(同一校の課程間相互の併修)における単位認定に関する制限の弾力化				生徒や保護者の高校教育に求めるニーズの多様化に対応するため	学校教育法施行規則第63条の3及び5により、学校間連携(同一校の課程間相互の併修)に関する単位認定については20単位までに制限されていることについて	いずれのコースに在籍していても、他のコースでの履修を可とし、在籍コース以外のコースでの履修単位数の制限を弾力的なものとする。	「構造改革特区研究開発学校」に限定	今日の府立高校には、様々な学習ニーズを持った生徒が在籍している。全日制にあつては、学習時間や学校生活において自分なりの在り方を求める生徒、もっと自由に自分のペースで学習したい生徒なども在籍している。また、定時制は、元来勤労青年に高校教育の機会を保障する趣旨で設けられているが、最近では様々な動機や学習意欲を持って入学してくる生徒の割合が高まっており、定職や自営業に従事していない者は、在籍者の90%以上を占めている。通信制においても、同様に勤労青年だけでなく様々な入学者動機を持つ生徒が増え、在籍者も増加している。このように、社会の変化に伴って、意識や価値観も変化しており、それぞれの興味・関心・進路希望等に応じて科目を選択したり、希望する時間帯や時間割で自分のペースに合わせて学習するなど、課程にとらわれず、生徒の多様なニーズに的確に対応する高校が必要となっている。こうしたことから、従来の全日制、定時制、通信制の枠を超えた柔軟なシステムを追求した高校の設置が望まれている。	文部科学省	
1234	1234040	26	京都府	26000	京の高校教育改革特区(課程[全・定・通]の枠を超えた新しいタイプの単位制高校の設置)	4	技能連携による単位認定の弾力化				生徒や保護者の高校教育に求めるニーズの多様化に対応するため	学校教育法第45条の2により、技能連携による単位認定は、定時制及び通信制課程に限定されていることについて	各コースにおいて技能連携による単位認定を可とする。	「構造改革特区研究開発学校」に限定	今日の府立高校には、様々な学習ニーズを持った生徒が在籍している。全日制にあつては、学習時間や学校生活において自分なりの在り方を求める生徒、もっと自由に自分のペースで学習したい生徒なども在籍している。また、定時制は、元来勤労青年に高校教育の機会を保障する趣旨で設けられているが、最近では様々な動機や学習意欲を持って入学してくる生徒の割合が高まっており、定職や自営業に従事していない者は、在籍者の90%以上を占めている。通信制においても、同様に勤労青年だけでなく様々な入学者動機を持つ生徒が増え、在籍者も増加している。このように、社会の変化に伴って、意識や価値観も変化しており、それぞれの興味・関心・進路希望等に応じて科目を選択したり、希望する時間帯や時間割で自分のペースに合わせて学習するなど、課程にとらわれず、生徒の多様なニーズに的確に対応する高校が必要となっている。こうしたことから、従来の全日制、定時制、通信制の枠を超えた柔軟なシステムを追求した高校の設置が望まれている。	文部科学省	
1234	1234050	26	京都府	26000	京の高校教育改革特区(課程[全・定・通]の枠を超えた新しいタイプの単位制高校の設置)	5	大学入学資格検定受検資格及び合格科目の単位認定の弾力化				生徒や保護者の高校教育に求めるニーズの多様化に対応するため	大学入学資格検定規程(文部科学省令)第2条により、全日制在籍者は大検受検資格などとされていることについて及び大学入学資格検定合格科目の単位認定は定時制又は通信制在籍者に限られていることについて	各コースにおいて大学入学資格検定の受検を可とする。各コースにおいて大学入学資格検定の合格科目の単位認定を可とする。	「構造改革特区研究開発学校」に限定	今日の府立高校には、様々な学習ニーズを持った生徒が在籍している。全日制にあつては、学習時間や学校生活において自分なりの在り方を求める生徒、もっと自由に自分のペースで学習したい生徒なども在籍している。また、定時制は、元来勤労青年に高校教育の機会を保障する趣旨で設けられているが、最近では様々な動機や学習意欲を持って入学してくる生徒の割合が高まっており、定職や自営業に従事していない者は、在籍者の90%以上を占めている。通信制においても、同様に勤労青年だけでなく様々な入学者動機を持つ生徒が増え、在籍者も増加している。このように、社会の変化に伴って、意識や価値観も変化しており、それぞれの興味・関心・進路希望等に応じて科目を選択したり、希望する時間帯や時間割で自分のペースに合わせて学習するなど、課程にとらわれず、生徒の多様なニーズに的確に対応する高校が必要となっている。こうしたことから、従来の全日制、定時制、通信制の枠を超えた柔軟なシステムを追求した高校の設置が望まれている。	文部科学省	
1234	1234060	26	京都府	26000	京の高校教育改革特区(課程[全・定・通]の枠を超えた新しいタイプの単位制高校の設置)	6	授業時間帯の拡大				生徒や保護者の高校教育に求めるニーズの多様化に対応するため	文部科学省見解により、全日制課程は、昼間の学校であり、夜間授業を行う全日制課程というものは想定していないことについて	朝から夜間まで、最大12時間の授業展開を可とする。	「構造改革特区研究開発学校」に限定	今日の府立高校には、様々な学習ニーズを持った生徒が在籍している。全日制にあつては、学習時間や学校生活において自分なりの在り方を求める生徒、もっと自由に自分のペースで学習したい生徒なども在籍している。また、定時制は、元来勤労青年に高校教育の機会を保障する趣旨で設けられているが、最近では様々な動機や学習意欲を持って入学してくる生徒の割合が高まっており、定職や自営業に従事していない者は、在籍者の90%以上を占めている。通信制においても、同様に勤労青年だけでなく様々な入学者動機を持つ生徒が増え、在籍者も増加している。このように、社会の変化に伴って、意識や価値観も変化しており、それぞれの興味・関心・進路希望等に応じて科目を選択したり、希望する時間帯や時間割で自分のペースに合わせて学習するなど、課程にとらわれず、生徒の多様なニーズに的確に対応する高校が必要となっている。こうしたことから、従来の全日制、定時制、通信制の枠を超えた柔軟なシステムを追求した高校の設置が望まれている。	文部科学省	
1235	1235010	14	鎌倉市	14204	緑地保全特区	1	緑地保全地区の山林の相続税納税猶予制度の創設 緑地保全地区の山林の贈与税納税猶予制度の創設				市街化区域に残された山林は、環境や景観に対し、貴重な資源の一部となっているが、相続税の支払いのため、故人や相続人の意思に関わらず処分せざるを得ない状況があり、市街化区域に残された貴重な山林を開発してしまう事に結びついている。そこで良好な山林の保全のために、税の軽減を行うことにより、開発の圧力を軽減することが必要である。	都市緑地保全法により指定した緑地保全地区内の山林	緑地保全地区内の山林を相続特別措置法第70条4-6(農地に関する納税猶予)同等の緩和		相続税納税猶予の制度がないため、緑地保全地区指定拒否や、相続税を納付するための資産処分が性急に行われ、貴重な緑地を失う。	財務省 国税庁	0701020
1236	1236010	14	鎌倉市	14204	国有地暫定利用特区	2	国有財産のうち未利用又は遊休土地の自治体等への賃貸の緩和				駐輪場の整備促進により、放置自転車を抑制することにより駅周辺等の通行の移動円滑化を図るため。	国有財産法第22条及び国有財産特別措置法第2条により無償貸与ができると規定されている事項について	公共駐輪場整備のための無償貸与ができるようにする。		無償貸与の条件については、国有財産法第22条及び国有財産特別措置法第2条に規定がないため借用できない。	国土交通省 財務省	
1237	1237010	19	山梨県富士吉田市	19202		1	公益法人解散の緩和				現下の低金利時代においては、財団法人の運営は極めて厳しい、公益法人の解散は民法に定められているが、効率的な行政改革のため、法人の解散について簡素化する。	民法第72条、残余財産の帰属	残余財産を他の類似団体等への帰属ではなく、出捐団体への返納		民法第72条により、出捐団体等への返納はできない。	法務省	0500750
1238	1238010	4	宮城県	401	みやぎIT特区	01	株式会社設立に関する最低資本金の引き下げ	5001	C-1	会社債権者保護のために引き下げは認められないとあるが、起業環境の整備のために特区内において試験的に行うことは可能であると考えことから	特区内においてIT関連企業の起業を促進するため	特区内において、IT関連事業を行う企業(株式会社)を設立する場合には	5年間は、株式会社の最低資本金の規定を適用しない	改正新事業創出法の確認株式会社に類似するような手続を課すこととする	最低資本金額により一額以上ない株式会社で設立できず、起業に対する障壁になっている。	法務省	0500720
1238	1238020	4	宮城県	401	みやぎIT特区	02	外国人IT技術者(労働者)の在留期間の延長	5201	A	「特定活動」という在留資格が、外国人IT技術者を対象としたものとはなっていないため、外国人IT技術者の在留資格に関して、緩和して欲しい。緩和措置の悪用を防止するため、滞在期間の「5年」に関しては、それを最長期間とし、それまでの滞在状況に応じて期間を決定することとする。また、在留資格に該当しなくなった場合のチェックに関しては、「特定活動」の在留資格を付与する場合と同様な条件を付与することで、その妥当性を確保しうると考える。	特区内のIT関連企業が優秀なIT技術者を確保しうるようにするために	特区内のIT関連企業が外国人IT技術者を雇用する場合には	「技術」に関する在留期間を延長する(「1年又は3年」から「1年、3年又は5年」)	「特定活動」と同様の条件を課すこととする	外国人IT技術者の在留資格に関する手続が煩雑である	法務省	0500380
1238	1238030	4	宮城県	401	みやぎIT特区	03	外国人IT技術者(労働者)の在留資格要件の緩和	5202	A	「特定活動」という在留資格が、外国人IT技術者を対象としたものとはなっていないため、外国人IT技術者の在留資格に関して、緩和して欲しい。緩和措置の悪用を防止するため、滞在期間の「5年」に関しては、それを最長期間とし、それまでの滞在状況に応じて期間を決定することとする。また、在留資格に該当しなくなった場合のチェックに関しては、「特定活動」の在留資格を付与する場合と同様な条件を付与することで、その妥当性を確保しうると考える。	「	「	実務経験年数の緩和(10年以上 5年以上)		現状では要求される実務経験年数が長く、柔軟な発想を持った若い外国人技術者を雇用できない。	法務省	0500450
1239	1239010	4	宮城県	4000	次世代半導体生産特区	01	地域振興整備公園の保有地の賃貸の容認				次世代ディスプレイなどの次世代半導体関連企業が世界競争に打ち勝つためには、初期の設備投資を極力抑えて、世界に先駆けて量産工場や研究所の立ち上げが必要である。また、次世代半導体関連企業の業種には関連ベンチャー企業の立ちも考えられるので、用地を賃貸し、企業の初期投資を軽減する必要があるから。	地域振興整備公団法第19条第3号 工業の集積の程度が低い地域において、工業の再配置を促進するために必要な工場用地(これと併せて整備されるべき住宅及び道路その他の施設の敷地を含む。以下同じ。)を造成し、当該工場用地の利便に供する施設を整備し、並びにこれを管理し、及び譲渡すること、と定められている事項について	地域振興整備公園の保有有地の賃貸を容認する。		地域振興整備公団法第19条第3号により、工業の集積の程度が低い地域において、工業の再配置を促進するために必要な工場用地(これと併せて整備されるべき住宅及び道路その他の施設の敷地を含む。以下同じ。)を造成し、当該工場用地の利便に供する施設を整備し、並びにこれを管理し、及び譲渡すること、と定められており、賃貸ができない。	経済産業省	1111060

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特例の具体的要望事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード
1240	1240010	4	宮城県		教育特区 (スーパーイングリッシュティーチャー特区)	01	「県立高等学校英語教諭に外国籍を持つ者を採用」				本県英語教育充実のために様々な事業を展開している。その中で、各学校に配置されているALTとJTE(日本人の英語教員)によるティームティーチングの指導方法の開発、ALT研修会での研修内容の改善、本県英語教員研修会等へのアドバイス等を行うことができたALTアドバイザーを任用している。その活躍はめざましく、顕著な実績を上げている。このようなALTアドバイザーやALTの場合には、外国籍を持ち、本国での教員の経験もあり、日本への理解や教育への情熱にあふれている人物も含まれている。このような、実績を持つ外国籍の者を本県立高等学校英語教諭に採用し、本県の英語教育充実事業の一層の展開を図りたい。	「国家公務員法」「地方公務員法」での国籍条項に関する「公務員に関する当然の法理」という解釈及び平成3年3月22日文部省教育助成局長通知「在日韓国人など日本語を有しない者の公立学校の教員への任用について」による公立学校教員採用合格者の常勤講師採用	「国家公務員法」「地方公務員法」での国籍条項に関する「公務員に関する当然の法理」という解釈及び平成3年3月22日文部省教育助成局長通知「在日韓国人など日本語を有しない者の公立学校の教員への任用について」による公立学校教員採用合格者の常勤講師採用	「スーパージョブ」「スーパーイングリッシュランゲージハイスクール対象校」及び本県独自の「学校活性化プロポーザル事業指定校」にのみ限定する。	「スーパージョブ」「スーパーイングリッシュランゲージハイスクール対象校」及び本県独自の「学校活性化プロポーザル事業指定校」にのみ限定する。	文部科学省	
1241	1241010	4	大郷町	407	アグリビジネス特区	01	農業生産法人に関する要件の緩和	10101	C-1	不良債務処理や経営者の高齢化、後継者不足、採算の取れない農業展開により、農地を売却して離農又は大幅に経営規模縮小をせざるを得ない農家が多くなっている。認定農業者等の担い手農家は昨今の農業事情から買受して経営規模を拡大する例は少なく、担い手農家等とも調整可能な公平性が保たれていない新たな受け皿が求められている。町内に買受相手がない農地は近隣市町村より安価であることも影響して他市町村に居住する農業者に流動化(8年間で15ha)し、巨額の投資をした優良農地の分散化等が深刻な問題になっている。既存の第三セクター(町70%・農協28%・商工会2%)が農業生産法人として農地を買受できれば大郷町の農業をリードする核が形成され、今後増加することから農家の救済ができて、法人の構成員として離農選択も可能になることから意欲ある農業者が創出されるなど農業に関する意識改革を促進できる。また、町の関与の下、農業に他産業並みの企業の経営手法を導入することで統一性のある生産体制が構築され、担い手農家等と連携した市場競争に対抗できる独自のブランド化が確立でき、法人としての取引信用力・資金調達力を生かした異業種間交流も可能になる。これにより、生産・加工・流通・販売までの一連の行程をシステム化し、大都市や異業種と連携した産官方式による自己完結型農業を展開するものである。さらに、アグリチャレンジャー事業等の補助事業を活用して農業体験施設等の充実を図り、都市住民との交流を深めることで信頼関係を築き、法人を中心に大郷町農業のあり方を広げ、将来的には都市圏に備蓄倉庫を兼ねた大郷町の低温倉庫を建設するなど新たな農業スタイルの実現を目指したい。	「農地法第2条第7項の画一的な株式会社の位置付けについて」「同法第2条第7項第1号の農業関連事業について」「地方公共団体の組織及び運営に関する法律第2条第3号の法人の組合員、社員又は株主の要件及び議決権、出資比率の制限について」「同法第2条第7項第3号の法人の業務執行役員の実務要件	「地方公共団体が経営に際して主導的な地位を確保する行政補完型第三セクターであり、農業振興等に実績のある株式会社は一般の株式会社と区別して農業生産法人になるように追加する。」「公共団体が経営に際して主導的な地位を確保する第三セクターの農業生産法人に限り、農業に一次的な関与を持ち農業生産の安定発展に役立つものであれば、農業に関連する事業に見なすことを明文化する。	「第三セクターでも地方公共団体の出資比率を50%以上で、筆頭株主となることなど主導的な地位を確保するものに限定する。」「事業内容が地域振興に関するものであり、農業振興に一定の実績を有する第三セクターに限定する。	農林水産省	1000151		
1242	1242010	4	鷺沢町	4527	環境調和型地域産業振興特区	01	補助金の交付目的外の使用に関する制限の緩和	7109	D	処分制限の対象となる財産についても各管轄庁の長の承認を受けることにより、処分は可能であるが、処分の際に処分する部分の残存債額に対する補助金相当額を国庫に納付することとなるため、財政状況が緊縮な自治体にとっては、現実的に、施設の処分(転用)が実現できない状況にある。	補助金の目的外の使用に関する制限の緩和により、過疎化により廃校となった校舎を活用し、民間事業者による「環境・リサイクル技術研究センター」への転用を図る。	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第13条第5号において、その他各管轄庁の長の補助金等の交付の目的を達するため特に必要があると認め定めるものと定められている事項について	廃校になり遊休施設となった校舎に限り、民間事業者に貸与する場合には、補助金の返還を要せず当該施設を貸与できる旨を容認された。	財政省 文部科学省	0701110		
1243	1243010	4	矢本町	4562	騒音区域内の宅地開発特区	01	騒音区域内の宅地開発に関する規制の緩和	-	-	土地区画整理事業による住宅用地の確保により、需要に対しての住宅用地の提供が図られ、同時に市街地の形成においても均衡ある発展が図られる。このことにより、地元商店会での消費拡大や税収の増加が見込める。	環境基本法の第16条(環境基準)により規制を受ける開発や建物の建設	国道45号沿いやJR仙石線各駅周辺は、開発可能な地域が少ない(なっており、市街地を形成する上で支障をきたす状況となっている。特に航空自衛隊松島基地の周辺(環境基準 類型並びに第一種騒音指定地域)は、「騒音の存在が優良宅地に適しない」との理由から市街地編入がなかなかできない状況にある。	住宅用地に供される地域は、環境基本法の第16条の基準により70WdB以下であることが望ましいとなっているため住宅用地としての活用が図られない。	環境省	1300210		
1244	1244010	4	宮城県東和町	4543	幼稚園と保育所の一体的運用などを促進する特区	01	1.保育所、幼稚園児合同クラスを一人の担任での保育を可能とすること。			幼稚園設置基準第五条、児童福祉施設最低基準第三三三二項等で保育所、幼稚園児合同クラスを一人の担任での保育ができず効率的且つ低コストで幼保一体事業が推進できないため。	「幼稚園設置基準第五条において専任の教諭一人を置くことについて、児童福祉施設最低基準第三三三二項の保育士数の規定について、	専任教諭一人(保育士の規定)をはずし保育所、幼稚園児合同クラスにおいても担任一人での保育できるようにする。	幼保一体事業の条件に適合した地域に限定する。	幼保合同クラス担任については幼稚園設置基準等により一人での担任できない。	文部科学省 厚生労働省		
1244	1244020	4	宮城県東和町	4543	幼稚園と保育所の一体的運用などを促進する特区	02	2.保育所に兄弟入所の場合軽減措置を幼稚園にも適用可能にすること。			兄(姉)が幼稚園児であると、弟(妹)は保育所に入所しても、保育料の軽減措置がなく、同じ5歳児でありながら、不平等が生じ幼保一体事業の推進にも困難が生じるため。	「昭和51年4月16日厚生事務次官通知「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について、第4徴収金基準附表の備考欄」について、	保育所入所児童だけが対象になっている保育料負担軽減措置を幼稚園も対象となるようにする。	幼保一体事業の条件に適合した地域に限定する。	昭和51年4月16日の厚生事務次官通知の児童福祉法による保育所運営費負担については幼稚園には適用されない。	厚生労働省 文部科学省		
1244	1244030	4	宮城県東和町	4543	幼稚園と保育所の一体的運用などを促進する特区	03	3.幼稚園、保育所の公募を統一可能とすること。			幼保一体事業を進める上で、各簿を統一したものにしないと、不都合が生じるため。	「学校教育法施行規則第12条の3第1項及び、平成9年9月25日付厚生省児童家庭局長通知「児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の施行について」について、	「学校教育法施行規則第12条の3第1項及び、平成9年9月25日付厚生省児童家庭局長通知「児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の施行について」について、	幼保一体事業の条件に適合した地域に限定する。		文部科学省 厚生労働省		
1244	1244040	4	宮城県東和町	4543	幼稚園と保育所の一体的運用などを促進する特区	04	4.「保育に欠け」をはずし入所可能にすること。			東和町における幼保一体事業の推進のため。	児童福祉法第39条第1項の保育に欠けるその乳児又は幼児を保育することを目的とする施設とすることについて、	入所希望者は入所できるようにする。	幼保一体事業の条件に適合した地域に限定する。	保育所入所児童については児童福祉法第39条第1項において、保育所は日保保護者の委託をうけて、保育に欠けるその乳児又は幼児を保育することを目的とする施設と定められているため、入所希望者全員が入所できない。	厚生労働省 文部科学省		
1245	1245010	4	塩竈市	4203	外国産水産物(すり身、スケウ、たら等)入札特区	01	-	-	-	外国の生産者が輸入者とならないことから、保税蔵置できず、日本国内での入札ができないため、日本の水産関連企業は、現地で漁獲し、入札(買付け)に参加している。このことは、必ずしも効率的でないもので、国内で入札(買付け)できるようにしたい。	輸入に関する関税法第6条において、納税義務者は輸入者となっており、非住居者(国税通則法第117条)である外国生産者は、保税蔵置所内での保税荷物の入札会を開催できない。	非住居者である外国生産者を仮輸入者とみなし、日本で入札できるようにする。	外国の生産者が日本で入札できないのは、関税の納税義務者となれず、保税申請もできないため。	財務省	0700400		
1246	1246010	8	茨城県	8000	国際物流特区	01	CIQの業務委託による一元化			CIQに要する時間を短縮し、コスト削減を図るため	CIQの業務について	国の関係各管轄庁が、共同で県等に対し業務委託を行うことにより、手続きが一元化され、時間短縮、コスト削減が図れる。	検疫など専門性の必要な分野については、国を退職した職員の採用等で対応する。	CIQの手続きを行う場合、所管官庁が違うため、それぞれの官公庁へ行かなければならないため、時間的ロスやコスト増などの問題がある。	財務省 法務省 厚生労働省 農林水産省	0500940 0700970 1002042	
1246	1246020	8	茨城県	8000	国際物流特区	02	保税地域搬入前の通関処理の実施	7343	D	船上において通関することにより、物流の時間短縮、コスト削減が図れるため。	実績のある信頼性の高い輸入貨物については、手続きを簡素化し、迅速に対応できるように	輸入申告は原則として関税法第67条の2により、貨物を保税地域に搬入した後に行うことになっていることについて	保税地域の搬入前にFAX等により船上通関ができるようにする。	実績のある信頼性の高い貨物に限定する。	現状では、関税法第67条の2により保税地域搬入後に通関を行うことになっている。	財務省	0700180
1246	1246030	8	茨城県	8000	国際物流特区	03	保税運送に係る手続きの免除			保税運送に係る申告、承認等の手続きについて簡素化し、時間短縮が図れるように	保税運送については、関税法第63条により、税関長への申告、承認等の手続きが必要とされていることについて	個別の保税運送に係る諸手続きを廃止する。	保税地域において貨物を管理する者が帳簿を設け、管理する。	保税運送については、税関長に申告し、その承認を受けなければ外国貨物のまま運送することができない。	財務省	0700220	
1246	1246040	8	茨城県	8000	国際物流特区	04	指定保税地域で扱える貨物や期間の規制の緩和			港湾物流のコスト低減や円滑な取扱いを図るため	関税法第37条により、指定保税地域において扱える貨物は外国貨物に限定されており、また関税法第79条により蔵置期間は1ヶ月とされていることについて	内国貨物の取扱いについて規制を緩和し、蔵置期間についても延長を認める。	外国貨物と内国貨物の管理はエリアを分けるなどの方法により適正に行う。	指定保税地域では、取り扱える貨物が限られ、また、蔵置期間は1ヶ月となっている。	財務省	0700350 0700360	

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特例の具体的要望事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード	
1246	1246050	8	茨城県	8000	国際物流特区	05	カボナージュ(国内輸送の自国運送業者への留保)に係る規制の緩和	12205	C-1	常陸那珂港は輸入超過の状況にあり、カボナージュ規制の緩和により、空コンテナの有効活用や新たな航路開設が見込めるため。	外国籍船による空のコンテナ輸送ができるようになるため	船舶法第3条により、自国内の輸送は、自国籍船に限られていることについて	空のコンテナ輸送について外国籍船による輸送ができるようにする。	空のコンテナ輸送に限って規制を緩和する。	現状では、船舶法第3条の規定により、外国籍船による輸送はできない。また、空のコンテナ輸送は、国内貨物運送承認申請(開港法第6条)を行えば可能であるが、手続きが煩雑であり、税関へのコンテナリストの提出のみで認めるよう規制を緩和する。	国土交通省	1209030	
1246	1246060	8	茨城県	8000	国際物流特区	06	車両の高さ制限の緩和	12401-001 12401-002	C-1 B	国際海上コンテナの高さ制限を緩和することにより、輸送の円滑化を図ることが必要であるため。	国際海上コンテナの輸送を円滑に行えるようになるため	車両制限令第3条により、道路を自由に走行できる車両の車高は原則3.8mに制限されていることについて	国際海上コンテナの輸送について、4.1mまで高さ制限を緩和する。	特区内外及びあらかじめ指定した特区と特区を結ぶルートに限るものとする。	車高が3.8mを超える場合には、道路管理者の許可を受けなければならない。	国土交通省 警察庁	0100130 1205130	
1246	1246070	8	茨城県	8000	国際物流特区	07	返還財産の留保地の処分先への民間業者の追加	7107	E-2	「税の減免、補助金等の交付要件に関するもの等」に該当することなく、競争原則に基づいた処分(企画提案により選定された候補者による競争入札方式等)により、民間利用への用途制限を緩和しようとするもの	ひたちなか地区への物流機能集積を促進するうえで、民間業者による留保地の民間利用(民間活力の導入)が不可欠であることから	第44回国有財産中央審議会答申の留保地利用に関する公用・公共の用途限定について	公用・公共の用途限定を解除し、民間業者による民間利用を容認する。	「留保地利用計画(今後策定)」に基づき募集を行い、企画提案により候補者を決定し、候補者による競争入札を行う。	留保地については、国有財産中央審議会答申により、利用目的が公用・公共に限定されており、民間業者による民間利用が認められていない	財務省	0700870	
1246	1246080	8	茨城県	8000	国際物流特区	08	返還財産の留保地の処分先への民間業者の追加(貸付け可能化)	7107	E-2	「税の減免、補助金等の交付要件に関するもの等」に該当することなく、競争原則に基づいた処分(企画提案により選定された候補者による競争入札方式等)により、民間利用への用途制限を緩和しようとするもの	ひたちなか地区への物流集積を促進するうえで、民間業者による留保地の民間利用(民間活力の導入)が不可欠であることから	普通財産取扱い規則第30条第5項により、普通財産の新規の有償貸付けを公用・公共などの用途に限定している事項について	事業用借地権などによる民間業者への新規貸付、または三セクを介した民間業者への新規貸付を導入し、民間業者が留保地を有効活用し易いようにする。	「留保地利用計画(今後策定)」に基づき募集を行い、企画提案により候補者を決定し、候補者による競争入札を行う。	普通財産の民間への新規の有償貸付けは、材料置場等としての短期間使用に限定されており、民間業者の利用ニーズに合わない	財務省	0700880	
1246	1246090	8	茨城県	8000	国際物流特区	09	工業団地造成事業で造成された敷地の賃貸の可能化	12814	D	工業団地造成事業で造成された敷地の賃貸の可能化	土地の譲受人について、SPC(特別目的会社)やリース業者についても対象としたいため	土地処分弾力化を図るため	首都圏整備法においては、分譲先は自ら工場を営業者者に限られていることについて	土地の譲受人の資格をSPC(特別目的会社)、リース業者等に拡大する。	リース先は自ら工場を営業者者に限る。	分譲先は自ら工場を営業者者に限られているため	国土交通省	1203080 1203090
1246	1246100	8	茨城県	8000	国際物流特区	10	保税蔵置場の距離要件の緩和			保税蔵置場に係る場所的要件があるため、立地意向をもつ企業のニーズに応じることができない状況にあることから	保税蔵置場の距離要件を緩和する	関税法基本通達43-1(2)において、当該施設の所在地を管轄する税関官署からの距離がおおむね25キロメートル以内とされている距離要件について	税関官署から25km以上離れた場所でも保税蔵置場が設置できるようにする。	保税蔵置場の許可基準については、関税法基本通達43-1(2)により、税関官署からおおむね25km以内とされており、既存の流通業務団地内において保税蔵置場が設置できないなどの支障がある。	財務省	0700310		
1246	1246110	8	茨城県	8000	国際物流特区	11	森林法に基づく林地開発許可要件の緩和			流通業務団地造成事業に当たり、林地開発許可基準(工場、事業場の設置の場合)により概ね25%以上の森林を確保する必要があることから、進出企業にも相当程度の企業内緑地(造成森林)の確保を求めざるを得ず、また、造成コストが高くなることから	流通業務団地造成事業に対する林地開発許可基準について	森林率(概ね25%以上)を引き下げる。	特例の対象となる範囲を特区内の流通業務団地に限定する。	林地開発基準を満たすため、流通業務団地内の進出企業にも企業内緑地(造成森林)の確保を求め、購入用地の有効活用に支障が生ずる。	農林水産省	1003080		
1246	1246120	8	茨城県	8000	国際物流特区	12	「流通業務地区」内における施設建設規制の緩和	12522	D	立地施設が「流通業務地区」の都市計画に適合しない場合は、都市計画変更より対応すべきとの見解であるが、流通業務団地造成事業として租税特別措置法の適用を受けており、区域の変更は事実上困難である	流通業務団地に立地できる施設が流通業務施設(法第5条第1項第1-6号)に限定されているため、最近の物流業界の複合施設(流通過程での流通加工、販売機能等を併設した施設)等のニーズに対応できない状況にあることから	流通業務団地内に立地できる施設が公益施設及び公益的施設以外は流通業務施設に限定されていることについて	「流通業務施設に付随する施設(流通過程での流通加工、販売機能等を併設した施設)の立地を認める。」「流通業務施設に付随する施設(小売店舗、リサイクル施設等)についても、流通業務団地面積の一定割合(40%程度)まで流通業務施設用地に立地を認める。	法第5条但し書きを準用し流通業務団地の機能を実現するおそれがないと都道府県知事が認めた場合に限定する。	流通業務団地内に立地できる施設(公共施設、公益的施設以外)は、流通業務施設に限定されており、流通加工等の複合施設や小売施設等の物流業界の立地ニーズに対応できない。	国土交通省	1203300	
1246	1246130	8	茨城県	8000	国際物流特区	13	「流通業務地区」内の分譲方法の緩和			流通業務団地の造成敷地の処分方法に制限があるため、最近の物流業界の初期投資の抑制と投資リスクの軽減を図るための賃貸方式及びリース方式の用地提供ニーズに対応できない状況にあることから	流通業務団地の造成敷地の処分方法に当たって、処分計画として処分方法及び処分価格に関する事項を定めることとされ(処分=売却)と解されること、造成敷地の譲受人がみずから流通業務施設を営業者とする者として認めることについて	処分計画中に公募による賃貸を認めるとともに、譲受人の資格を拡大することによりリース方式の用地提供方法を認める。	造成敷地が流通業務施設として使用されるよう担保措置を講ずる。	流通業務団地の造成敷地の譲受人がみずから流通業務施設を営業者とする者として認めることと、賃貸やリース方式の用地提供ニーズに対応できない。	国土交通省	1203310		
1246	1246140	8	茨城県	8000	国際物流特区	14	医薬品の保管場所における薬剤師の配置の撤廃			医薬品卸売業者(卸売一般販売業者の許可を受けた者)又は同業者から委託した物流企業が、許可店舗以外に配送拠点を設置する場合は、独立した店舗として薬剤師を配置して許可を受ける必要があり、医薬品の物流コストの上昇につながるから、	医薬品卸売業者等が許可店舗以外の場所に配送施設(搬出入、仕分け、保管等)を設置する場合の許可基準について	薬剤師の配置を撤廃する。	特例の対象となる範囲を特区内に限り、かつ適正な保管管理方法等の代替措置を講ずる。	医薬品卸売業者等が配送施設を設置する場合は、独立した店舗として薬剤師を配置し卸売一般販売業者の許可を受ける必要があり、物流コストの上昇要因となっている。	厚生労働省			
1246	1246150	8	茨城県	8000	国際物流特区	15	高速道路の短区間特別低料金制	12402	E-2	物流コスト低減や利用拡大を図るため	高速料金が低い場合、輸出入貨物を運搬するトラックなど輸送車両の利用が進んでいない状況にあることから	高速道路の料金について	割引制度を導入し、国が通行料を引き下げに伴う減収分の補填を行う。また、低料金化を進める。	特定の区間、特定の車種について実施する。	高速道路の料金が低い場合、トラック等の利用が進んでいない状況にある。	国土交通省	1205190	
1247	1247010	8	茨城県	8000	鹿島経済特区	01	他の防油(液)堤配管の通過制限撤廃	4810	C-1	当要望については、前回要望時に高圧ガス関係(経済産業省)では緩和を了承して頂いていることから、危険物関係について再度要望するもの。	タンク・敷設配管等の効率的かつ最適な設備配置による、工場用地の効率的活用及び配管等建設コストの低減を図る。	防油(液)堤内を他の防油(液)堤の配管が通過することを規制していることに関して、	高圧ガス関係(経済産業省)と同様に、危険物関係についても「特区内外」に対応して当該規制を撤廃する。	危険物漏洩を防ぐための二重配管構造等が確保される代替措置を講ずる。	防油堤内外に設備を設置する等安全が確保される代替措置を講ずる。	防油堤内の設備配置については、危険物の規制に関する規則第22条第2項第11号により、他屋外貯蔵タンクの配管の通過を制限されており、タンク等の非効率な設備配置を余儀なくされ、結果として配管迂回等による用地の非効率的活用、配管建設費の増加が生じている。	財務省(消防庁)	0404120
1247	1247020	8	茨城県	8000	鹿島経済特区	02	合同事業所内の危険物配管通過制限の撤廃			合同事業所を構成している事業所(合弁会社)であれば、自社の敷地内と同様に配管通過を可能とすることにより、迂回用パイプラックの設置等の必要をなくし、敷地の効率的利用やコスト削減を図る。	危険物の規制に関する政令第3条第1項第3号により規定されている移送取扱所の取扱いについて	合同事業所であれば、他社敷地(100mを超える)を通過する配管を新設する場合であっても、既設の配管と同じように一般取扱所として取扱えるようにする。	保安体制が一元化されており、	他社敷地(100mを超える)を通過する配管は、危険物の規制に関する政令に定める移送取扱所に該当してしまうため、合同事業所内であっても、パイプラック等で迂回させたりして、非効率的な配置にせざるを得なくなっている。	財務省消防庁	0404130		
1247	1247030	8	茨城県	8000	鹿島経済特区	03	過酸化水素(第6類酸化性液体)の保有空地の縮小			保有空地の縮小により、危険物施設の有効かつ効率的な配置が可能となるとともに、付帯設備費用の圧縮を図る。	危険物の規制に関する規則第15条において、空地の幅を減らすことのできる危険物は引火点が70度以上の第四類危険物に限定されている範囲について、	過酸化水素については、引火性も可燃性もなく、濃度60%の取り扱いは、非常に安定した物質であることから、昭和63年の規制改正前と同様に、過酸化水素(第6類酸化性液体)についても、空地の幅を減らすことのできる特例の対象とする。	鹿島コンビナートは、建設当初から工業専用と住居地域を分離する形で計画的に配置されており、施設レイアウトも防災上の考慮が行われている。	空地の幅を減らすことのできる特例については、危険物の規制に関する規則第15条により、引火点70度以上の第4類危険物に限定されているため、過酸化水素については、空地の幅を減らすことができない。	財務省(消防庁)	0404140		
1247	1247040	8	茨城県	8000	鹿島経済特区	04	危険物移送取扱所に関する規制緩和(耐圧試験基準の緩和)	4807	E-2	前回要望時に一般取扱所並の規制緩和を要望したところ、より具体的な内容での要望を指示されたため再度要望するもの。	コンビナート(特区)の有機結合強化・促進、性能規定化の促進を図る。	危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示第42条において、配管等の耐圧試験について24時間水圧試験を必要としているところを、	不燃性気体(窒素等)による漏洩検査での代替を容認する。	溶接部門の非破壊検査を100%実施する。	配管の耐圧試験については、危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示第42条により、水を用いた24時間水圧試験となっているため、試験中の外気温変化による圧力変動、試験後の水除去に時間と費用を要している。	財務省(消防庁)	0404150	
1247	1247050	8	茨城県	8000	鹿島経済特区	05	危険物移送取扱所に関する規制緩和(配管等材料規格の緩和)	4807	E-2	前回要望時に一般取扱所並の規制緩和を要望したところ、より具体的な内容での要望を指示されたため再度要望するもの。	コンビナート(特区)の有機結合強化・促進、性能規定化の促進を図る。	危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示第5条において、日本工業規格G3454「圧力配管用炭素鋼管」を定められている危険物移送取扱所に採用できる配管等の材料規格に関して、	日本工業規格G3452「配管用炭素鋼管」の使用を容認する。	「オーバーラック」地下の際のボックスカルバート使用・一定規定圧力以下の設計による場合に限り、	配管の材料については、危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示第5条により、日本工業規格G3454「圧力配管用炭素鋼管」以上が要求されており、土圧等がかからず低圧力の場合であっても必要以上の規格使用を余儀なくされている。	財務省(消防庁)	0404160	
1247	1247060	8	茨城県	8000	鹿島経済特区	06	コンビナート内における副産物の非課税化			コンビナート内における副産物の有効活用(コンビナート競争力強化)を図る。	石油税法第3条及び揮発油税法第1条において課税対象とされているコンビナート(特区)内の製造過程で副産する副産品について、	コンビナート内で消費される場合は、用途にかかわらず、石油税及び揮発油税を非課税とする。【コンビナート・ルネサンス事業で実施されているC7留分のMTBE化の際に石油税がかけられている。】	なし	コンビナート内において製品製造過程で副産する副産品については、石油税法第3条及び揮発油税法第1条により課税物件とされており、コンビナート内で消費されるにもかかわらず税率(カーボン数、比重等)・用途等によっては、課税対象となる場合もあるため、留分有効活用の妨げとなっている。	財務省	0700890		

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特例の具体的要望事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード	
1247	1247070	8	茨城県	8000	鹿島経済特区	07	配管の第1種圧力容器適用に係る緩和				第1種圧力容器同士を接続する配管を第1種圧力容器の適用除外とすることにより、建設コストの低減(=コスト競争力の強化)を図る。	昭和50年度全国工作責任者大会「問9」に対する回答により、第一種圧力容器として取り扱われている第一種圧力容器と第一種圧力容器とを接続する内径30mmを超える配管(バルブ無し)について、	第一種圧力容器の適用除外とする。	なし	当該連絡管については、昭和50年度全国工作責任者大会において、第1種圧力容器の取扱いとされたため、溶接検査及び構造検査を受検し最終組立後全体として構造検査を受ける必要がある。	厚生労働省		
1247	1247080	8	茨城県	8000	鹿島経済特区	08	高圧ガス保安検査期間の弾力的な運用				高圧ガス保安検査実施日を、県と事業者の調整事項とし、前年度受検日から1年を超えた日であっても実施できるようにすることにより、プラント全体で受検日の調整ができ、顧客・市場の要求に応える製品供給が可能となる。	コンビナート等保安規則第34条で、1年に1回と規定されている都道府県知事が行う高圧ガス特定施設の保安検査の周期について	県と事業者との調整事項とし、前年度受検日から1年を超えた日であっても受検できるようにする。[コンビナートの定期修理の平準化が課題となっている。]	なし	高圧ガス特定施設の保安検査は、コンビナート等保安規則第34条により1年に1回行う必要がある。必然的に検査日程が繰り上がり、生産日程に支障が生ずるケースがある。	経済産業省	1150140	
1247	1247090	8	茨城県	8000	鹿島経済特区	09	鉄鋼スラグの輸出にかかる弾力的な運用				エージングor水砕処理した優良スラグについて「資材(路盤材・セメント材)」として認可頂き、環境大臣による「廃棄物」を輸出する際の越境審査(FOB<0の場合)の手続き簡素化することにより、当該スラグの円滑な輸出を促進する。	廃棄物処理法第2条で、FOB<0の場合、廃棄物として取り扱われているエージングor水砕処理した優良スラグについて、	鉄鋼スラグは有効にリサイクル利用されている実績があり、グリーン購入の調達品目にも指定されている製品でもあるので、FOB<0であっても廃棄物ではなく、「資材(路盤材・セメント材)」として認めたい。(それが困難な場合であっても、「廃棄物の輸出にかかる環境大臣の確認」については、簡素な手続のみで、海外へ輸出可能としてほしい。)	なし	鉄鋼スラグは道路用路盤材やセメント原料等として有効にリサイクル活用されている。鹿島製鉄所の場合、粗鋼生産量が年間700万トンとすると、高炉スラグが約200万トン、製鋼スラグが約700万トン発生するが、約30億円の処理費をかけて、製鉄工程にて再利用率は、製鉄加工処理して販売したりしており、そのリサイクル率はほぼ100%となっている。しかし、公共工事の増加やセメント生産量の減少に伴い需要が減少してきており、近い将来は輸出に頼らざるを得ない状況も予測される。	環境省	1300400	
1247	1247100	8	茨城県	8000	鹿島経済特区	10	再生利用認定制度の拡大(梱包木材(木くず)の有効活用)				再生利用認定制度の品目に梱包木材(木くず)を追加(ことにより、関連会社の梱包木材について、転炉での使用(有効なリサイクル利用(炭素調整材))を図る。	再生利用認定制度の品目について	再生利用認定制度の品目に関連会社の梱包木材(木くず)を対象に含めてほしい。(チップ化等の加工処理を行うこと(転炉での)よう可能とする。)	なし	梱包用副板、パレット等が年間約9千トン発生。現状では、木材チップへの加工処理後(年間約3-5千トン)を、転が使用時もサイズが細く(なり集塵機に吸引され、肝心の網中に入っていない)事情もある。転がで利用する場合は、加工処理なしでそのまま利用するのが最も有効である。	環境省	1300560	
1247	1247110	8	茨城県	8000	鹿島経済特区	11	高圧ガス施設の停止検査の自主基準化	11658	D	県指導のリスクマネジメント委員会による企業の自主基準の審査並びに継続監視を実施することにより、先行的に先進諸外国並の停止検査周期に合わせるため要望するもの。(規制なし:米、英、蘭、ソノタール、1回/4年・1回/5年・1回/4年・1回/5年・1回/4年・1回/5年)	原則年1回のプラントを停止して行う保安検査を、自主基準ベースとした周期にて停止若しくは運転時の保安検査として、コンビナート全体の連続運転を可能として、生産性向上(コンビナートの競争力の強化)を図る。	高圧ガス保安法第35条において、都道府県知事が行われる高圧ガス特定施設における保安検査について、	原則年1回のプラントを停止して行う保安検査を、自主基準ベースとした周期にて停止若しくは運転時の保安検査として、コンビナート全体の連続運転を可能とする。また、併せて次のような対応策の検討をお願いしたい。 新規のもの、 本社の保安管理体制事項の緩和	県指導のリスクマネジメント委員会による企業の自主基準の審査並びに継続監視を実施することにより、認定事業者も、一部の企業の停止検査のために、その稼働率を下げた運転を余儀なくされ、コンビナートとしての総合効率が発揮できない状況にある。	経済産業省	1150010		
1247	1247120	8	茨城県	8000	鹿島経済特区	12	ボイラー・第1種圧力容器の停止開放検査の自主基準化	9139	B	県指導のリスクマネジメント委員会による企業の自主基準の審査並びに継続監視を実施することにより、先行的に先進諸外国並の停止検査周期に合わせるため要望するもの。(規制なし:米、英、蘭、ソノタール、1回/4年・1回/5年・1回/4年・1回/5年)	原則年1回のプラントを停止し、開放して行う性能検査を、自主基準ベースとした周期にて停止若しくは運転時の非開放による性能検査として、コンビナート全体の連続運転を可能として、生産性向上(コンビナートの競争力の強化)を図る	労働安全衛生法で定めるボイラー及び第一種圧力容器の性能検査について	原則年1回のプラントを停止し、開放して行う性能検査を、自主基準ベースとした周期にて停止若しくは運転時の非開放による性能検査として、コンビナート全体の連続運転を可能とする。また、併せて次のような対応策の検討をお願いしたい。 新規のもの、 本社の保安管理体制事項の緩和	県指導のリスクマネジメント委員会による企業の自主基準の審査並びに継続監視を実施することにより、認定事業者も、一部の企業の停止検査のために、その稼働率を下げた運転を余儀なくされ、コンビナートとしての総合効率が発揮できない状況にある。また、ボイラー等は、毎年、停止時、運転時に労働基準監督署又は「性能検査代行機関」による性能検査を受けなければならない。その性能検査代行機関は、日本ボイラー協会、日本ボイラー・クレー	厚生労働省			
1247	1247130	8	茨城県	8000	鹿島経済特区	13	石炭法に基づく(レアウト)新設・変更許可種の市町村長への委譲				レアウト新設・変更審査を、コンビナートの実情を把握している市町村消防本部が行うことにより、より効果的な指導と迅速な審査を行うことが可能となる。また、審査に要する期間も短縮され、事業者が効率的な事業展開を図ることができる。	石油コンビナート等災害防止法第7条で主務大臣と定められているレアウト新設・変更届け出先について	その権限を市町村長に委譲する。	鹿島コンビナートは、建設当初から工業専用と住居地域を分離する形で計画的に配置されており、施設レアウトも防災上の考慮が行われている。	総務省(消防)	0404110 1150100		
1247	1247140	8	茨城県	8000	鹿島経済特区	14	第20号タンクの完成検査適用除外範囲の拡大				指定数量未満かつ1,000リットル未満の危険物を取り扱うタンクについては、第20号タンクの規制を除外することにより、施設完成までのスピードアップを行うことにより、フィンケミカル事業においては極めて重要となる製品化までの時間短縮を図る。	危険物の規制に関する政令第9条第1項第20号の適用除外とされている指定数量の5分の1未満という基準について、	指定数量未満かつ1,000リットル未満とする。[企業の自主検査の後、届出(制)とする。]	第20号タンクの基準で作製し、市町村長へ届け出を行う。	危険物を取り扱うタンクの基準については、危険物の規制に関する政令第9条第1項第20号により、指定数量の1/5以上が適用となるが、多量少量生産のフィンケミカル事業においては、小容量タンク(指定数量未満)がほとんどであるとともに、取扱危険物の変更も多く、完成検査等に非常に時間を要している。	総務省(消防)	0404170	
1247	1247150	8	茨城県	8000	鹿島経済特区	15	仮設実験施設における実証試験にかかる危険物取扱制度の創設				仮設実験施設における実証試験にかかる危険物取扱期間を最大60日とすることにより、鹿島地区をつくば・東海地区等での研究結果の実証試験の場として推進し、研究・開発のスピードの改善及び安全を確保しつつ実証試験設備の経済合理性を図り、国際競争力強化の一助とする。	消防法第10条第1項ただし書きで、10日間と定められている仮取扱い期間について	仮設実験施設における実証試験にかかる危険物の仮取扱い期間を最大60日とする制度を新たに設けてほしい。	「SA(モーター&ミル)」の実施 実・実 地元消防本部による現地確認 試験後は速やかに撤去	一般的に研究結果の実証試験については、数週間から数ヶ月を要する事が多いが、仮取扱い認められる期間は10日間であるため、実証試験設備は、危険物施設等の設置許可申請が必要となり、手続きのみならず構造基準等についても一律的な設備対応が要求される。	総務省(消防)	0404180	
1247	1247160	8	茨城県	8000	鹿島経済特区	16	産業活性化のための特例規制(加速度償却制度の導入、残存価格制度廃止)の設置				素材産業の国際競争力強化や高付加価値化に向けたプラントの構造転換の推進、合理的な保安規制の緩和を図り、生産性の高いプラントへの転換を進めるとともに、最新の(ファイン)プラント等に合った「急速な技術革新のなかで、実働期間が短い減価償却制度を整えることが重要である。例えば、海外の税法(米国等)では、機械、設備の種類を問わずに分けて定額法の1.5-2倍程度のスピードで償却できる。我が国の減価償却制度は長期期間度わっておらず、国際的なコスト競争のなかで、特に、素材産業(鉄鋼産業)には、致命的な問題となっており、	現行の減価償却制度について	特区に立地する企業の事業構造改革や新たな企業の特区分進を促進するため、特区内において建設されるすべての設備を対象として、加速度償却制度の導入(事業環境に応じたフレキシブルな償却期間の設定)、残存価格制度の廃止、法人税法上の欠損金における前期繰戻償却及び翌期以降20年間の繰越控除、を内容とした減価償却制度に改める。	地域(県・市町村)でも真に海外と同レベルの国際競争力の有する産業拠点(一経済特区)とするため、新規立地に対する優遇的措置(法人事業税、不動産取得税・固定資産税)導入を検討している。	鹿島臨海工業地帯は、国際競争に曝されている設備集約型企業が多量に立地している。こうした企業が十分な競争力を回復し成長を図るためには、課外証のスタートアップ・ビルドや研究開発を促進する規制の下で事業構造改革を進めることが不可欠となっている。	財務省	0700900	
1248	1248010	8	茨城県	801	つくば・東海・日立知の特	01	入札参加者の統一資格付与の徹底	7106	D	「第一次提案の回答では、予算決算会計令第73条に基づき、技術力がより重要な調達案件については、契約担当等の判断により、すべての事業者を入札参加対象とし、技術力の条件を付すことが可能としている。しかしながら、同条に関しては明確な判断基準がなく、各公的研究機関では履行の確保のために統一の基準を適用しているのが実態であり、ベンチャー企業等の技術力ある企業の入札参加機会拡大を図るためには、当該統一の基準の特例が必要である。	官民合せて、世界有数の研究集積を誇っているつくば(地区)我が国を代表する原子力研究拠点となっている東海地区の研究成果の実用化を図り、新産業の創出等を目的とする「つくば発新産業創出プログラム」(「東海活性化プログラム」)事業を推進し進めるため、公的研究機関の調達規制緩和を行い、ベンチャー企業や研究開発型中小企業の受注機会を増大、経営安定、起業意欲促進を図る。	予算決算・会計令第72条(各省庁の長が定める一般競争参加者の資格)に基づき平成13年1月10日各省庁会計課長公示「競争参加者の資格に関する公示」により示された統一の入札参加資格基準について	研究開発に係る調達において、ベンチャーや研究開発型企業など技術力ある企業に対しては現行の統一資格ランクによる入札参加制限を適用せず、個別案件ごとに案上り実績、企業規模等を問わない新たな評価基準を適用し入札参加機会を拡大を図ることにより、ベンチャー企業や研究開発型企業などの経営安定、起業意欲の促進をすることで、特定の分野で技術力ある企業の育成、新産業の創出を促進する。	統一の資格基準に変わる技術力の評価を行う信用保証システムの導入 一般的な調達ではなく、研究開発に関する調達に限定する	平成13年1月10日各省庁会計課長公示「競争参加者の資格に関する公示」において統一の入札参加資格基準が定められており、それに基づき、会計担当等の判断により参加資格ランクが決定されているのが現状であり、参加余力が足りないが最も最下ランクに分類されているベンチャー企業等の入札参加機会を狭めている。	財務省	0700910	
1248	1248020	8	茨城県	801	つくば・東海・日立知の特	02	返還財産の留保地の処分先への民間業者の追加	7107	E-2		「税の減免、補助金等の交付要件に関するもの等」に該当することなく、競争原則に基づいた処分(企画提案により選定された候補者による競争入札方式等)により、民間利用への用途制限を緩和しようとするもの	第44回国有財産中央審議会答申の留保地利用に関する公用・公共用の用途限定について	公用・公共用の用途限定を解除し、民間業者による民間利用を容認する	「留保地利用計画(今後策定)」に基づき募集を行い、企画提案により候補者を決定し、候補者による競争入札を行う	留保地については、国有財産中央審議会答申により、利用目的が必要である。このことは、教育機関間の競争をも促進していることと見なされており、民間業者による民間利用が認められない	財務省	0700920	
1248	1248030	8	茨城県	801	つくば・東海・日立知の特	03	返還財産の留保地の処分先への民間業者の追加(貸付け可能)	7107	E-2		「税の減免、補助金等の交付要件に関するもの等」に該当することなく、競争原則に基づいた処分(企画提案により選定された候補者による競争入札方式等)により、民間利用への用途制限を緩和しようとするもの	普通財産取戻規則第30条第5項より、普通財産の新規の有償貸付けを公用・公共用の用途に限定している事項について	事業用借地権などによる民間業者への新規貸付、または三セクを介した民間業者への新規貸付を導入し、民間業者が留保地を有効に活用し、活用しようとする	「留保地利用計画(今後策定)」に基づき募集を行い、企画提案により候補者を決定し、候補者による競争入札を行う	普通財産の民間への新規有償貸付けは、材料置場等としての短期間使用に限定されており、民間業者の利用ニーズに合わない	財務省	0700930	
1248	1248040	8	茨城県	801	つくば・東海・日立知の特	04	大学(学部・学科を含む)等の設置及び廃止にあたっての手続の簡素化(文部科学大臣等の認可を届出移行)	8401	C-1		産学の課題に即応して、柔軟で実践的な教育研究を行うため、学位の種類・分野の変更を伴う学部・学科等の新設・廃止を許可から届出制とすること(完全自由化)が必要である。本提案では、研究独法と既設の大学が一体となって大学院を設置・運営することを想定しており、これらは外形的にもきわめて高い公共性、安定性、継続性を有していることから、大学の国際的通用性、質の確保の観点から支援はない。	研究独法を中核とし、産学官が連携して設置する大学院において、その主体的な判断により、機動的な高い教育研究を行うため	大学の学部、大学院及び大学院の研究所の設置廃止、設置の変更その他法令で定める事項は、文部科学大臣の認可を受けなければならない(一定の要件(学位の種類・分野の変更を伴わない)の場合に、学部・学科等の新設・廃止を許可から届出へ緩和することにより、これを越える完全自由化は、大学の国際的通用性、質の確保の観点から不適切であるとしている)ことについて	学位の種類・分野の変更を伴う学部・学科等の設置・廃止を、認可制から届出制とする必要がある。	学位の種類・分野の変更を伴う学部・学科等の設置・廃止は、文部科学大臣の認可を受けなければならないと定められており(学校教育法第4条)、大学の主体的な判断による、機動的な高い教育研究の推進となっている。	文部科学省		
1248	1248050	8	茨城県	801	つくば・東海・日立知の特	05	学校設置主体の要件の緩和(株式会社等による学校経営等)	8002	C-1		有望分野に資源を集中し、実用化に重点をおいた教育研究を行うため、研究独法を中核とし、産学官が連携して設置する大学院において、その主体的な判断により、機動的な高い教育研究を行うため	従来は組織や研究分野の枠組みを超えた融合研究と、産業技術の分野における研究者や高度で専門的な職業能力を有する技術者の養成を充実させるため	学校は、国、地方公共団体及び学校法人のみが、これを設置することができる(学校教育法、その公の性質に鑑み、営利を目的とする株式会社とは相容れない、いかなる代替措置も講ずることはできないとしている)ことについて	独立行政法人、学校法人以外の民間主体の参入を可能にすることが必要である。このことは、教育機関間の競争をも促進し、教育研究内容の充実・高度化に寄与するものである。	学校法と同様の認可時における審査(審査の項目と内容は相当程度簡略化)	学校は、国、地方公共団体及び学校法人のみが、これを設置することができると定められており(学校教育法第4条)、独立行政法人や学校法人以外の民間主体が参入できない。	文部科学省	
1248	1248060	8	茨城県	801	つくば・東海・日立知の特	06	大学院教育を行う独立行政法人等による学位授与				本提案は、産業技術育成の新たな枠組みとして、既設の大学院のなかに、研究独法を主体とする研究科・専攻を設置し、その主体的な判断により教育研究を行うことが可能にしようとするものであり、その場合の学位授与は当該研究独法が行うことが適当である。	研究独法を中核とし、産学官が連携して設置する大学院において、その主体的な判断により、機動的な高い教育研究を行うため	大学は、大学院の課程を修了した者に修士又は博士の学位を授与するものとして行っていることについて	大学院の研究科・専攻の設置主体である研究独法が、学位を授与することができることとする必要がある。	不要	学位の授与は、大学院を置く(大学が行うこと)定められており、(学校教育法第68条の2、学位規則第3条-第4条)、本提案においては、既設の大学院のなかに研究科・専攻を設置する研究独法を追加する必要がある。	文部科学省	

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特例の具体的な要望事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード
1249	1249010	40	福岡県・福岡市	4001	福岡アジアビジネス特区(福岡アジアビジネス地区)	01	外国人の在留資格要件の緩和(留学生の在留資格取得要件の緩和)	5202	A	今回の政府の対応については、「研究」資格の外国人のみが対象とされていない。 また、福岡での就職、起業を希望する留学生は多いが、留学生が大学等を卒業後、福岡において就職、起業するまでの期間の活動に相当する在留資格がなく、また、それらの活動は、福岡に滞在して行う必要があるため、	福岡はアジアと地理的、経済的な結びつきが強く、アジアのビジネス拠点としてのポテンシャルを有しており、それらを活かして、福岡と海外の経済交流の担い手となる留学生等の人材を活用するため、優秀な外国人の就職を促進する。	出入国管理及び難民認定法において、留学生の卒業後の就職活動が認められていないことについて	「留学」の在留資格の活動に特区内の大学等を優秀な成績で卒業した学生の就職活動等に加え、卒業後1年間の滞在を認める。	留学生の卒業後の滞りに伴う懸念については、大学や自治体等の公的機関が身元保証も兼ねた支援措置を講じる。	日本での就職を希望する留学生が、卒業後スムーズに日本で就労できない。 また、卒業後、福岡で就職、起業を希望する留学生は多いが、卒業後すぐに就職等が決まらないことが多く、福岡と海外の経済交流の担い手として、卒業後の留学生がそのまま福岡で就職、起業できるような仕組みをつくる必要があるなどの企業の意見がある。	法務省	0500410
1249	1249020	40	福岡県・福岡市	4001	福岡アジアビジネス特区(福岡アジアビジネス地区)	02	外国人の在留資格要件の緩和(技術者の在留資格取得要件の緩和)	5202	A	今回の政府の対応については、「研究」資格の外国人のみが対象とされていない。 また、外国人で高度な技術を持った人材をスムーズに受け入れることは福岡への産業・頭脳の集積を促進し、地域経済の活性化につながるものであるため、	福岡は情報関連産業が集積し、高度情報通信基盤の整備やアジアのシステムLSI設計開発拠点化を目指すシリコンバレー福岡プロジェクトの推進など、産業・頭脳集積を活用した知的拠点を目指しており、高度な技術を持った外国人技術者の受入を促進する。	出入国管理及び難民認定法において、技術者の在留資格取得にあたって、理料系の大学の学部卒業又は10年以上の実務経験が必要などの制限があることについて	特区内で従事する外国人技術者への「技術」の在留資格取得に必要な「10年以上の実務経験」を「3年以上」に短縮する	当該技術者の就労状況等について当該自治体への定期的な報告を義務づける	外国人技術者で、高い技術を有しているも、理工系の大学卒業又は10年以上の実務経験がない「技術」の在留資格を取得できない。	法務省	0500450
1249	1249030	40	福岡県・福岡市	4001	福岡アジアビジネス特区(福岡アジアビジネス地区)	03	外国人の在留資格要件の緩和(「投資」経営、「企業内転勤」の在留資格取得要件の緩和)	5202	A	今回の政府の対応については、「研究」資格の外国人のみが対象とされていない。 外国人が日本で事業を立ち上げた後、数年間は利益が出ないこともあり、その場合、査証の更新が困難である。 また、企業内転勤のために海外での必要な勤務期間等は、当該企業の業務内容理解等のための必要最小限の期間以外は、当該企業に任せなければならない。	福岡はアジアと地理的、経済的な結びつきが強く、アジアのビジネス拠点としてのポテンシャルを有しており、「不動産所有が在留資格取得要件となる」というシビアな基準の創設や、企業内転勤その他の「投資」経営に資する環境を整備し、外国人の移入を促進し、日本経済不況の大きな要因の一つとなっている不動産市場の低迷を打破し、アジアを中心とする外国人との往来を活性化させる。	出入国管理及び難民認定法において、経営開始時の従業員数、事業管理者の経験年数、企業内転勤のための経験年数等に制限があることについて	外国人が、日本において事業を開始しようとする際に必要な従業員の雇用や、事業管理を行う外国人についての経営・管理経験が不要とし、企業内転勤に必要な直前の継続勤務期間を6ヶ月に短縮する。また、事業開始及び継続のための要件に、一定以上の特区指定区域内の不動産所有を加える。	特区指定区域内の不動産所有について、土地の所有、事業所の増設等について当該自治体への定期的な報告を義務づける。	外国人が会社を設立する場合、2人以上の本邦居住常勤職員雇用が必要であるなどの制限がある。また、利益が出ていないと査証の更新は困難である。	法務省	0500950 0500960 0500970
1249	1249040	40	福岡県・福岡市	4001	福岡アジアビジネス特区(福岡アジアビジネス地区)	04	就労時間制限のない「夜間MBA留学生」用ビザの創出			管理コード「5343」の類似の要望に対して、法務省は、「現行の包括許可に係る就労可能な時間をこれ以上延長することは、学業と就労の主従の逆転につながりかねない」としている。 しかし、ビジネススクール留学生が学修を主としてアルバイトにより日本の企業を体験するということが、かえってビジネスを学ぶことに有益である。 また、MBA在籍を前提としているため、無秩序な外国人労働者の流入につながるということも考えられない。	国際競争力を持った産業を育成するためには、産業技術の基盤を支える研究人材やアジアビジネスを担う新たな人材を育成することが必要である。そのため、九州大学では、平成15年4月にビジネススクールを開設する予定である。これは、広く社会人から学生を集めるため、夜間及び土曜日に開講することとしている。世界に通用するビジネス・プロフェッショナル育成に向けて、海外からも優秀な学生を集めることにしており、留学生が学修しやすい環境整備のためアルバイトの時間制限の緩和を要望するもの。	出入国管理及び難民認定法第19条第2項により、留学生の就労が制限されていること	特区内では、夜間開講のビジネススクールで学修する留学生に対し、昼間8時間就労できるように、アジアをはじめとする海外から優秀な留学生の確保を促進する。	夜間大学、大学院は昼間就業している社会人を対象にカリキュラム等が組まれている。 大学は、対象留学生の住居、出席状況等を定期的に出入国管理事務所へ報告。外国人が就業しても学修に支障を来すことなく、特にビジネススクールの場合には就労しながら学ぶことは有益である。しかし、現行の入管法では、原則として1週28時間以内の就労に制限されており、これを超える就労は個別申請となり手続きが煩雑である。	法務省	0500990	
1249	1249050	40	福岡県・福岡市	4001	福岡アジアビジネス特区(福岡アジアビジネス地区)	05	公募増資の際の有益証券届出書の提出義務要件の緩和(発行・売出価額)	3350	C - 1		国のスキームを活用した創造的中小企業創出支援事業(投資事業)の活用実績が全国有数であるなど、ベンチャー企業の資金調達ニーズが旺盛な本県においては、時宜に応じた十分な資金調達が必要不可欠であることから	証券取引法第4条において、公募増資の際に必要な有益証券届出書の届出義務が発生する資金調達額が1億円以上とされていることについて	3億円以上に引き上げる	ベンチャー企業にとって大きな負担で、結果2年間で1億円の調達が必要となる上、円滑な資金調達が阻害されている	金融庁		
1249	1249060	40	福岡県・福岡市	4001	福岡アジアビジネス特区(福岡アジアビジネス地区)	06	公募増資の際の有益証券届出書の提出義務要件の緩和(対象期間)	3351	C - 1		国のスキームを活用した創造的中小企業創出支援事業(投資事業)の活用実績が全国有数であるなど、ベンチャー企業の資金調達ニーズが旺盛な本県においては、時宜に応じた十分な資金調達が必要不可欠であることから	特定有益証券の内容の開示に関する内閣府令第2条において、公募増資の際に必要な有益証券届出書の届出義務が発生する資金調達額算定の対象期間が2年以内とされていることについて	1年以内に短縮する	ベンチャー企業にとって大きな負担で、結果2年間で1億円の調達が必要となる上、円滑な資金調達が阻害されている	金融庁		
1249	1249070	40	福岡県・福岡市	4001	福岡アジアビジネス特区(福岡アジアビジネス地区)	07	投資事業有限責任組合における組合員の人数制限の緩和				ベンチャー企業とビジネスパートナーとのマッチング事業が盛況であるなど、ベンチャー企業の資金調達ニーズが旺盛で、支援側の意識も高い本県においては、100人以上の投資家により構成される投資事業有限責任組合の成立も可能にし、ベンチャー企業の資金調達環境を整備するため、	中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律第4条及び施行令第5条において、組合員の数の合計が10人以下とされていることについて	制限を撤廃する	組合員の人数制限により、1口当たりの金額が大きくなるため、小口の投資家を募りにくい	経済産業省(中小企業庁)	1104080	
1249	1249080	40	福岡県・福岡市	4001	福岡アジアビジネス特区	08	投資法人の能力の制限の緩和				官民の重層的なベンチャー支援施策の展開を図る本県においては、投資法人を活用した地域密着型ハンズオン部隊を組み込んだ地域ファンドの創設が検討課題となっているが、その効果的な運用を図る必要があることから	投資信託及び投資法人に関する法律第198条において、登録投資法人の資産運用に係る業務委託を定めていること及び第63条第2項において、使用人の雇用を禁止していることについて	制限を撤廃する	投資法人自らファンドマネージャーの派遣によるハンズオンでの指導を行うことができない	金融庁		
1249	1249090	40	福岡県・福岡市	4001	福岡アジアビジネス特区	09	投資顧問業者の営業保証金供託要件の緩和及び認可の審査基準の緩和				投資法人を活用した地域密着型ハンズオン部隊を組み込んだ地域ファンドの創設が検討課題となっているが、資産運用を行う投資信託委託業者として、新たな投資顧問会社の設立を考えていることから	有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第10条及び第27条において、営業保証金の供託及び設立資本金が1億円以上とされていることについて	営業保証金の供託を撤廃するとともに、設立資本金を通常の株式会社設立と同等の1千万円以上に緩和する	悪徳な投資顧問業を排除するため、行政関与の投資顧問業に限定するなどの措置	経済規模が比較的小さな地方での投資顧問会社の活用が著しく認められている	金融庁	
1249	1249100	40	福岡県・福岡市	4001	福岡アジアビジネス特区	10	投資顧問業者の取締役の兼職の制限撤廃				投資法人を活用した地域密着型ハンズオン部隊を組み込んだ地域ファンドの創設が検討課題となっているが、資産運用を行う投資信託委託業者として、新たな投資顧問会社の設立を考えていることから	有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第30条において、認可投資顧問業者の常務に従事する取締役の兼職を禁止していることについて	制限を撤廃する	悪徳な投資顧問業を排除するため、行政関与の投資顧問業に限定するなどの措置	大都市ほど金融人材に恵まれない地方での投資顧問会社の活用が著しく狭められている	金融庁	
1249	1249110	40	福岡県・福岡市	4001	福岡アジアビジネス特区(福岡アジアビジネス地区)	11	大学院生が夜間開講している他の大学院生に在籍する制限の緩和				国際競争力を持った産業を育成するためには、産業技術の基盤を支える研究人材やアジアビジネスを担う新たな人材を育成することが必要である。そのため、九州大学では、平成15年4月にビジネススクールを開設する予定である。これは、広く社会人から学生を集めることあり、夜間及び土曜日に開講することとしている。 技術と経営両面がわかる人材の育成や大学発ベンチャーを促進するためには、理工系の大学院生等が在籍中に、ビジネススクールにおいてMBA資格を取得できるような兼修を可能とする規制の緩和が必要。	法令等の禁止規定はないが、二つの大学院に同時に在籍することは当然あり得ないことと解されている。	特区内では、昼間開講の大学院生が夜間開講のビジネススクールで学修できるように、大学発ベンチャーの創出の促進を図る。	夜間開講予定のビジネススクールは、昼間就業している社会人を対象にカリキュラム等が組まれている。 昼間開講している大学院生が夜間開講のビジネススクールに在籍することで支障を来すことはない。法令等の禁止規定はないが、実質上、二重在籍は認められていない。	文科科学省		
1249	1249120	40	福岡県・福岡市	4001	福岡アジアビジネス特区(福岡アジアビジネス地区)	12	国立大学の施設・敷地等の民間企業による使用の手續きの簡便化(行政財産の使用・収益の許可要件)	7401, 7403	A		現在、九州大学において、学内の研究活動の支援とそれに伴う事務処理の効率化を図り、研究開発及び教育の新たなインフラを構築することを目的として、同大学OBの手により、学内における研究機器や機材、部品などを日常的かつ迅速な調達を業とするベンチャービジネスの計画が進行中である。この際国有財産の使用等に関する許可の範囲が限定されているため、事業の実施が大学構内において行うことが困難な状況となっているため基準の緩和を要望するもの。	「国の庁舎等の使用又は収益を許可する場合の取り扱いの基準」(昭和33年1月7日付蔵管第1号大蔵省管財局長通知)における「使用又は収益を許可する範囲」の拡大	「大学等における研究・教育活動の円滑化に資する資材・機器・サービス(設計、製作、加工等)を供給させるための施設を設置する場合」を「使用又は収益を許可する範囲」に含める。	大学における福利厚生施設の設置と同等の条件を付する。	「国の庁舎等の使用又は収益を許可する場合の取り扱いの基準」(昭和33年1月7日付蔵管第1号大蔵省管財局長通知)における「使用又は収益を許可する範囲」に入っていない。	文科科学省	
1249	1249130	40	福岡県・福岡市	4001	福岡アジアビジネス特区(福岡アジアビジネス地区)	13	国立大学等の任期付任用における給与等の弾力的運用	8605	C - 1		国立大学等において任期付採用制度を活用して優秀な人材を確保できるよう、給与等の待遇面で弾力的運用ができるようにすること。	大学の教員等の任期に関する法律第8条により、一般職の任期付職員を採用及び給与の特例に関する法律の規定は、国家公務員である教員等には適用しないという制限。	給与等の処遇面の改善により、個々の能力を最大限に発揮できる環境を整備でき、外国人も含めた様々な高度人材が集結し、「知」の拠点の構築が促進されるようにする。	特に必要なし。	人事院 文科科学省	200050	
1249	1249140	40	福岡県・福岡市	4001	福岡アジアビジネス特区(福岡アジアビジネス地区)	14	大学以外の教育施設等における学修の学長裁量による単位認定	8448	E - 1		一次提案では、文科科学省は事実認識とし、単位認定は可能としているが、その根拠が不明であり、現行では単位認定はできないと判断されるため再提案するもの。 本県では、財団が開講している半導体の設計開発の実習講座等を学長裁量により、大学の単位として認定できるよう要望したものであるが、限定列挙された平成3年文部省告示第6号による「単位を与えることのできる学修」の条項に該当するものが不明である。	大学設置基準(昭和31年10月22日文部省令第28号)第29条第1項の単位認定については、「その他文部科学大臣が別に定める学修」とされ限定されている。	特区内では、任意の教育機関でも単位認定できるようにすることにより、学生に対し教育機会を拡充し、多様な教育ニーズに応えることができるようにする。	特に必要なし。	文科科学省		
1249	1249150	40	福岡県・福岡市	4001	福岡アジアビジネス特区(福岡アジアビジネス地区)	15	国際海上コンテナの外国船舶による国内二次輸送の容易	12205 12206	C - 1		第一次における提案「国際海上コンテナの博多港における仮卸しは、外国船舶によるカボタージュの規制措置ではなく、日本の港湾機能強化を図る上で特に必要なものに限り特許を与えるもの。 カボタージュの規制は国際的に整合の取れた制度であり、慎重に取り扱う必要があることは十分認識しているが、現在の規制が実質的効用をほとんど有さない部分にまで形式的に適用され、我が国港湾の強化を図る上で隘路となっている。	博多港への国際基幹航路の寄港頻度を増加させ、物流コストの削減、物流リードタイムの縮小を可能とさせるため、我が国の内航海運事業の構造改革が進み、競争力を取り戻すまでの臨時的・限定的な措置として、外航海運事業者が博多港において(国際基幹航路の国際海上コンテナ貨物を母船と自社の近距離国際航路との間で積み替えを行い、当該近距離航路により博多港と国内諸港の間を二次輸送することに対し、船舶法第3条の国土交通大臣の特許が与えられるよう制度上明確化する。また、特許の申請は輸送の都度、船積地を管轄する地方運輸局長に	船舶法第3条、船舶法施行細則9条の2	博多港への国際基幹航路の寄港頻度を増加させ、物流コストの削減、物流リードタイムの縮小を可能とさせるため、我が国の内航海運事業の構造改革が進み、競争力を取り戻すまでの臨時的・限定的な措置として、外航海運事業者が博多港において(国際基幹航路の国際海上コンテナ貨物を母船と自社の近距離国際航路との間で積み替えを行い、当該近距離航路により博多港と国内諸港の間を二次輸送することに対し、船舶法第3条の国土交通大臣の特許が与えられるよう制度上明確化する。また、特許の申請は輸送の都度、船積地を管轄する地方運輸局長に行	外国船舶船舶による、国内積み替え港、国内諸港間の国際海上コンテナの二次輸送は船舶法第3条により国土交通省の特許を要することとされているが、特許の要件については法令上明確化されていない。 実際には、国際海上コンテナの二次輸送に特許が認められた事例が無く、本来これを持つべき内航海運事業者に競争力がないため、我が国を競争地とする国際海上コンテナ貨物の多量に金山港、高雄港など近隣諸国において母船に積み替えられる「国際基幹航路」の日本からの抜港現象が生じ、物流コストの削減、物流リードタイムの縮小を困難ならし	国土交通省	1209030

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特例の具体的要望事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード		
1249	1249160	40	福岡県・福岡市		福岡アジアビジネス特区(福岡アジアビジネス地区)	16	外貿コンテナターミナル内荷役機械に対する免税軽油の適用			第1次提案においては、港湾運送事業協同組合が使用する荷役機械を軽油引取税の免税対象として提案したが、税制優遇として捉えられ、特区としての検討項目から外されてしまった。 今回、外貿コンテナターミナル内において公道を走行しない荷役機械について軽油引取税の免税対象とし再提案するもの。 なお、これにより、外貿コンテナターミナルにおける荷役機械の共同利用をはじめとする共同荷役作業体制の確立による作業の効率化と、港湾コストの削減を図る。	公道を走行しない外貿コンテナターミナル内の荷役機械を管理するコンテナターミナルの管理・運営業者を軽油引取税の免税適用者として拡大容認することが必要。 なお、これにより、外貿コンテナターミナルにおける荷役機械の共同利用をはじめとする共同荷役作業体制の確立による作業の効率化と、港湾コストの削減を図る。	地方税法施行令第56条の5表上欄の「港湾運送業」で表下欄の「港湾において専ら港湾の運送のために使用されるブルドーザーその他これらに類する機械で、道路運送車両法第4条の規定による登録を受けているもの以外のもの動力源の用途」と定められている事項について	港湾における外貿コンテナターミナル内の港湾貨物の積卸し若しくは運搬又は荷役使用に公道を走行しない荷役機械の軽油については、港湾運送業者に加えて外貿コンテナターミナルの管理・運営業者についても免税適用を容認する。	港湾運送サービス業として外貿コンテナターミナルの管理・運営を行う事業として総務省令で定めるものに限定する。	軽油引取税の課税趣旨が道路財源の確保を目的とするものであるが、外貿コンテナターミナル内の荷役機械については、もともと一般道路を全く利用しないものである。 しかし、港湾施設における軽油引取税の免税適用は地方税法施行令第56条の5により港湾運送業者となっており、外貿コンテナターミナルの管理・運営業者によるコンテナターミナル内の荷役機械の使用については免税の適用対象外となっている。	総務省	0403280		
1250	1250010	40	福岡県・久留米市	4001	福岡アジアビジネス特区(久留米アジアバイオ地区)	01	外国人の在留資格要件の緩和(留学生の在留資格取得要件の緩和)			今回の政府の対応については、「研究」資格の外国人のみが対象とされていないため	アジアビジネス拠点形成に向け優秀な外国人の地区内への就職を促進するため	出入国管理及び難民認定法において、留学生の卒業後の就職活動が認められていないことについて	「留学」の在留資格の活動に特区内の大学等を優秀な成績で卒業した学生の就職活動等に加え、卒業後1年間の滞在を認める。	留学生の卒業後の滞在中に伴う懸念については、大学や自治体等の公的機関が身分保障も含めた支援措置を講じる。	日本での就職を希望する留学生在が、卒業後スムーズに日本で就労できない。	法務省	0500410		
1250	1250020	40	福岡県・久留米市	4001	福岡アジアビジネス特区(久留米アジアバイオ地区)	02	外国人の在留資格要件の緩和(技術者の在留資格取得要件の緩和)			今回の政府の対応については、「研究」資格の外国人のみが対象とされていないため	アジアビジネス拠点形成に向け、外国からの投資を促進するため	出入国管理及び難民認定法において、技術者の在留資格取得にあたって、理料系の大学の学部卒業又は10年以上の実務経験が必要となることについて	特区内で従事する外国人技術者への「技術」の在留資格取得に必要な10年以上の実務経験を3年以上に短縮する	当該技術者の就労状況等について当該自治体への定期的な報告を義務づける	外国人技術者で、高い技術を有しているも、理工系の大学卒業又は10年以上の実務経験がないと「技術」の在留資格を取得できない。	法務省	0500980		
1250	1250030	40	福岡県・久留米市	4001	福岡アジアビジネス特区(久留米アジアバイオ地区)	03	外国人の在留資格要件の緩和(「投資・経営」「企業内転勤」の在留資格取得要件の緩和)			今回の政府の対応については、「研究」資格の外国人のみが対象とされていないため	アジアビジネス拠点形成に向け、外国からの投資を促進するため	出入国管理及び難民認定法において、経営開始時の従業員数、事業管理者の経験年数、企業内転勤のための経験年数等に制限があることについて	外国人が、日本において事業を開始しようとする際に必要な従業員の雇用や、事業管理を行う外国人についての経営・管理経験を不要とし、企業内転勤に必要な直前の継続勤務期間を6ヶ月に短縮する。また、事業開始及び継続のための要件に、一定以上の特区指定区域内の不動産所有を加える。	特区指定区域内の不動産所有について、土地の所有、事業所の確認等について、当該自治体への定期的な報告を義務づける。	外国人が会社を設立する場合、2人以上の本邦居住常勤職員雇用が必要であるなどの制限がある。また、利益が出ていないと査証の更新は困難である。	法務省	0500950 0500960 0500970		
1250	1250040	40	福岡県・久留米市	4001	福岡アジアビジネス特区(久留米アジアバイオ地区)	04	公募増資の際の有価証券届出書の提出義務要件の緩和(発行・先出債額)	3350	C-1	投資家保護の観点では重要であるが、現在の規制では有望な技術シーズを持った企業では開発費も賄えない現状を踏まえ、再提案	国のスキームを活用した創造的中小企業創出支援事業(投資事業)の活用実績が全国有数であるなど、ベンチャー企業の資金調達ニーズが旺盛な本県においては、時宜に応じた十分な資金調達が必要不可欠であることから	証券取引法第4条において、公募増資の際に必要な有価証券届出書の届出義務が発生する資金調達額が1億円以上とされていることについて	3億円以上にまで引き上げる		ベンチャー企業にとって大きな負担で、結果2年間で1億円の調達が可能となる上乗となり、円滑な資金調達が阻害されている	金融庁			
1250	1250050	40	福岡県・久留米市	4001	福岡アジアビジネス特区(久留米アジアバイオ地区)	05	公募増資の際の有価証券届出書の提出義務要件の緩和(対象期間)	3351	C-1	投資家保護の観点では重要であるが、現在の規制では有望な技術シーズを持った企業では開発費も賄えない現状を踏まえ、再提案	国のスキームを活用した創造的中小企業創出支援事業(投資事業)の活用実績が全国有数であるなど、ベンチャー企業の資金調達ニーズが旺盛な本県においては、時宜に応じた十分な資金調達が必要不可欠であることから	特定有価証券の内容の開示に関する内閣府令第2条において、公募増資の際に必要な有価証券届出書の届出義務が発生する資金調達額算定の対象期間が2年以内とされていることについて	1年以内に短縮する		ベンチャー企業にとって大きな負担で、結果2年間で1億円の調達が可能となる上乗となり、円滑な資金調達が阻害されている	金融庁			
1250	1250060	40	福岡県・久留米市	4002	福岡アジアビジネス特区(久留米アジアバイオ地区)	06	医師主導治験の電子届出				久留米大学等の医療機関で、新薬開発のための医師主導治験を数多く(円滑に実施するため)	薬事法施行規則第66条の3による厚生労働大臣への治験計画の届け出について	届け出書類の電子化を容認する。	特になし	医師主導の治験が薬事法の改正により認められたが、治験計画の届出については、今後、省令改正により定められる。	厚生労働省			
1250	1250070	40	福岡県・久留米市	4002	福岡アジアビジネス特区(久留米アジアバイオ地区)	07	第1相臨床試験用ベッドの基準病床数からの除外			健康者を対象とした治験データが容易に集約できる体制を構築し、新薬開発事業を促進するため。	第1相臨床試験用ベッドを医療法第30条の3第2項第3号に定める基準病床から	除外する。	特になし	医療法第30条の3第2項第3号により、第1相臨床試験用のベッドも基準病床に含まれるため、医療機関の治療用ベッドの一部を使用することとなる。	厚生労働省				
1251	1251010	40	福岡県・飯塚市	4001	福岡アジアビジネス特区(飯塚アジアIT地区)	01	国立大学等の施設内で事業を行う者に対する要件の緩和			大学発ベンチャー等起業化の促進を図るためには、研究シーズを大量に所有している大学の学生・教員に対する起業化活動に係る更なる規制緩和が必要である。そのため、大学内で設置されるインキュベーション施設等において起業化を行う際の学生・教員に対する規制緩和を要望するもの。九州工業大学において、大学内にハコブリー機能を含んだインキュベーション施設の設置を予定していること。	「国の庁舎等の使用又は収益を許可する場合の取扱の基準について(昭和33年1月7日付高審第1号)」により国立大学等の研究成果に係るものに限定されていること(当該大学に在学している学生・教員については、当該大学等の研究成果に係らないものであっても当該大学内で起業化活動を可能とする)	特区において、大学等の研究成果を活用しない場合であっても、当該大学に在学する学生・教員については、国の事務、事業に支障のない範囲内で国立大学の施設を使用できるようにする。	特になし	「国の庁舎等の使用又は収益を許可する場合の取扱の基準について(昭和33年1月7日付高審第1号)」により国立大学等の研究成果に係るものに限定されており、国立大学等の研究成果に係るもの以外を対象となっていない。	文部科学省				
1251	1251020	40	福岡県・飯塚市	4001	福岡アジアビジネス特区(飯塚アジアIT地区)	02	大学の研究者及び中小ベンチャー企業に対する特許料の免除			新産業の創出を推進するためには、特許取得による企業戦略が不可欠である。そのため、特区において、大学の研究者及びベンチャー・中小企業、が、安定営業期に至るまでの3年間は、特許料等を無料とするよう要望する。	産業技術力強化法第16条及び同法17条により、現行半額軽減措置となっていること	特区において、大学の研究者及びベンチャー・中小企業が、安定営業期に至るまでの3年間は、特許料等を無料とする。	特になし	産業技術力強化法第16条及び同法17条により、現行半額軽減措置となっていること。	経済産業省(特許庁)	1140110			
1251	1251030	40	福岡県・飯塚市	4001	福岡アジアビジネス特区(飯塚アジアIT地区)	03	公営住宅に係る外国人に対する入居者資格要件の緩和			福岡アジアビジネス特区において新産業の創出を推進するためには、九州工業大学等に在籍するアジア諸国等からの留学生による起業化は特区推進のためには、不可欠である。しかし、大学卒業後等起業化した留学生等の住居については、一般の日本人に比べて、非常に困難な状況である。そのため、特区において起業化する外国人に対して、単身であっても公営住宅に入居できるようにするよう要望する。	公営住宅法第23条の入居者資格要件において、単身入居者に対する特別措置に入っていない。	特区において、単身入居者資格に関して、起業化する外国人研究者・留学生に対して単身者であっても、公営住宅に入居できるようにする。	特になし	公営住宅法第23条における単身の入居者資格要件に起業化する外国人について入居対象となっていない。	国土交通省	1206030			
1252	1252010	40	福岡県	40130	ロボット実証実験特区	01	歩道等におけるロボットの歩行等の容認			ロボット関係事業者が、歩道等でのロボットの検証実験(歩行等)をする際に、歩道等を通行させるために要する手続きを簡素化し、迅速に対応できるように	道路交通法施行令第1条及び施行規則第1条において、歩行者が通用させることができる「歩行補助車等」の定めについて	当該範囲を拡大すること等によりロボットが歩道等を通行することができるようにする。	特例を受けるロボットについては、福岡市の認定行為により特定する。	歩行者が通用させることができる「歩行補助車等」については、道路交通法施行令第1条及び同法施行規則第1条において定められているもののみとされている。	警察庁	0100120			
1252	1252020	40	福岡県	40130	ロボット実証実験特区	02	5GHz帯無線局開設の免許不要化			ロボット関係事業者が無線局を開設して、ロボットを実証実験(無線操作等)する際に、免許取得に要する手続きを簡素化し、迅速に対応できるように	電波法第4条及び電波法施行規則第6条において、無線局の開設にあたり免許が必要とされている事項のうち	5GHz帯の無線局開設については免許不要化とする	特例を受けるロボットについては、福岡市の認定行為により特定する。	無線局の開設にあたり免許が不要である要件は、電波法第4条及び電波法施行規則第6条において定められているもののみとされている。	総務省	0405050			
1252	1252030	40	福岡県	40130	ロボット実証実験特区	03	特定公益増進法人認定基準の緩和			産学官連携のもとロボット研究開発を推進させるため、企業寄付金の損金控除を可能にすべ(推進母体である特定公益増進法人についての認定基準を引き下げるもの。	特定公益増進法人を認定する場合の基準の定めについて				ロボットの研究開発等を推進している財団法人は、その事業項目が多岐にわたることや管理運営に係る事業費の総事業費に占める割合が高いことから、大蔵省主税局税制第一課通知(562-19)に定める「主たる目的に係る事業費が総事業費の70%以上」の認定基準をクリアすることが出来ていない。そのため、企業の法人に対する寄付金についての損金控除が認められず、ロボットに関する研究開発・学術研究・研究開発助成等を柔軟かつ迅速に執行することが困難な状況下にある。	大蔵省主税局税制第一課通知(昭和62年1月19日)における認定基準「主たる目的に係る事業費が総事業費(管理費は除く)の70%以上」を緩和すること。 *特定公益増進法人とは(法人税法施行令第77条、所得税法施行令第270条該当部分) *科学技術に関する試験研究を主たる目的とする民法法人 *科学技術に関する試験研究を行うものに対する助成金の支給を主たる目的とする民法法人 *学生若しくは生徒に対する学資の支給・修学援助のための寄宿舎の設置運営を主たる目的とする民法法人	ロボットの研究開発等を推進している財団法人は、その事業項目が多岐にわたることや管理運営に係る事業費の総事業費に占める割合が高いことから、大蔵省主税局税制第一課通知(562-19)に定める「主たる目的に係る事業費が総事業費の70%以上」の認定基準をクリアすることが出来ていない。そのため、企業の法人に対する寄付金についての損金控除が認められず、ロボットに関する研究開発・学術研究・研究開発助成等を柔軟かつ迅速に執行することが困難な状況下にある。	財務省	0700940
1252	1252040	40	福岡県	40130	ロボット実証実験特区	04	総合保税地域の規制緩和(総合保税地域内において使用する輸入燃料等の使用・消費に係る関税等の免除(総合保税地域許可手数料の廃止又は減額))			ロボット産業の生産性の向上、海外競争力等を図るため、総合保税地域内での燃料、機械などロボット関連課税品の関税等を免税扱いするとともに、総合保税地域区域手数料を廃止又は減額するもの。	関税法又は関税定率法及び税関関係手数料令第4条に規定されている総合保税地域の許可手数料について	総合保税地域内に限り、ロボット関連外国貨物の地域消費について免税を認めること及び総合保税地域の許可手数料を廃止又は減額すること。		ロボット関連外国貨物の保税地域内消費については、特段の免税規定がなく、製造コストの面で課税外国に対抗できない。また、総合保税地域の許可にあたっては、所定の保税地域許可手数料の納付が必要であり、企業コスト負担が強いとされている。	財務省	0700190 0700200			
1253	1253010	46	鹿児島県	46000	屋久島水資源活用特区	01	河川の流水に関する使用目的の緩和			河川の流水に私権を設定することができないため、河川の流水を供給販売することができず、屋久島の豊富な河川の流水を有効利用することができない状況にあることから、	河川法第2条第2項において、私権の目的となることができないとされている河川の流水について	私権の設定を認めることとし、販売供給を目的での水利使用許可を認める。	水利使用許可にあつては、湧水等により、河川の流水については、河川法第2条第2項において、私権の目的となることができないとされており、河川水を販売供給する目的のための水利使用許可は認められていない。	国土交通省	1204110				

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特例の具体的要望事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード
1254	1254010	13	墨田区	1307	産業活力創生特区	01	地方公共団体における無料職業紹介事業の実施	9120	B	制度の見直し・緩和により、新たに地方公共団体が無料職業紹介事業を実施できる見込みとなったが、都道府県だけでなく、区市町村においても実施できるようにしてほしいとするもの。	新たな知恵の交流・融合による産学官の連携を推進することにより、既存企業の活力の再生を図るため。	制度の見直し・緩和(予定)により新たに実施主体となる、無料職業紹介事業の地方公共団体について	都道府県だけでなく、区市町村においても、無料職業紹介事業を実施できるようにする。		要領案が示されていないので明らかではないが、新たに無料職業紹介事業の実施主体となる地方公共団体を都道府県に限定するのでは不十分である。	厚生労働省	
1254	1254020	13	墨田区	1307	産業活力創生特区	02	株式会社設立に関する最低資本金額の引下げ	5001	C-1	新事業創出促進法の一部改正により、新たに創業する者について最低資本金規制の適用を受けない会社の設立が認められることとなったが、国への確認申請時に、ベンチャー支援を目的とした特区であれば手続きの簡素化等優遇的な取り扱いを実現したいとするもの。	「ものづくりのまちすみだ」のさらなる発展に向けて、新産業創出支援事業を積極的に推進するため。	改正された新事業創出促進法第10条における国の確認について	国への確認申請時に、ベンチャー支援を目的とした特区に位置付けられた創業者であれば、手続きの簡素化等優遇的な取り扱いを受けられるようにする。	区等において、創業者の認定等を実施する。	省令が定められていないので明らかではないが、大幅な緩和がされたとはいえ、国の確認の審査には相当な手続き・期間を要することが想定される。	経済産業省	1105030
1254	1254030	13	墨田区	1307	産業活力創生特区	03	有限会社設立に関する最低資本金額の引下げ	5050	C-1	新事業創出促進法の一部改正により、新たに創業する者について最低資本金規制の適用を受けない会社の設立が認められることとなったが、国への確認申請時に、ベンチャー支援を目的とした特区であれば手続きの簡素化等優遇的な取り扱いを実現したいとするもの。	「ものづくりのまちすみだ」のさらなる発展に向けて、新産業創出支援事業を積極的に推進するため。	改正された新事業創出促進法第10条における国の確認について	国への確認申請時に、ベンチャー支援を目的とした特区に位置付けられた創業者であれば、手続きの簡素化等優遇的な取り扱いを受けられるようにする。	区等において、創業者の認定等を実施する。	省令が定められていないので明らかではないが、大幅な緩和がされたとはいえ、国の確認の審査には相当な手続き・期間を要することが想定される。	経済産業省	1105040
1254	1254040	13	墨田区	1307	産業活力創生特区	04	破産時における個人資産の一定割合の確保(自由財産の拡大)			中小企業経営者が企業融資の連帯保証債務を主たる原因として個人破産に至った場合、及び、個人事業主が個人破産に至った場合、免責が相当であることの一応の疎明があること等を条件に、少なくとも500万円までの金融資産については、これを自由財産としてほしいとするもの。	中小企業経営者等が企業・事業破産時においても経済的再起や再起業等の再チャレンジが可能となるような環境を整備することにより、中小企業の新業種・業態への展開を推進するため。	企業融資の連帯保証債務を主たる原因として個人破産に至った中小企業経営者、個人破産に至った個人事業主が所有する金融資産について	免責が相当であることの一応の疎明があること等を条件に、少なくとも500万円までの金融資産については、これを自由財産とする。		中小企業経営者等が企業・事業破産した後に、新業種・業態への展開など経済的再起や再起業等の再チャレンジを行うとしても、金融資産の剥奪による資金不足や生活不安等により困難である。	法務省	0500710
1254	1254050	13	墨田区	1307	産業活力創生特区	05	破産時における個人資産の一定割合の確保(持ち家についての配慮)			中小企業経営者が企業融資の連帯保証債務を主たる原因として個人破産に至った場合、及び、個人事業主が個人破産に至った場合、持ち家については、土地建物面積等の合理的な制限の下、相当額など直接の担保権が設定されている場合を除き、破産財団から除外されるようにしてほしいとするもの。また、企業・事業破産時の中小企業経営者に対しては、従前における納税等の一定要件が満たされることを前提に、公営住宅の提供など住環境等について配慮してほしいとするもの。	中小企業経営者等が企業・事業破産時においても経済的再起や再起業等の再チャレンジが可能となるような環境を整備することにより、中小企業の新業種・業態への展開を推進するため。	企業融資の連帯保証債務を主たる原因として個人破産に至った中小企業経営者、個人破産に至った個人事業主が所有する持ち家について	土地建物面積等の合理的な制限の下、相当額など直接の担保権が設定されている場合を除き、破産財団から除外する。		中小企業経営者等が企業・事業破産した後に、新業種・業態への展開など経済的再起や再起業等の再チャレンジを行うとしても、持ち家の剥奪による資金不足や生活不安等により困難である。	法務省	0500760
1254	1254060	13	墨田区	1307	産業活力創生特区	06	財団法人が設置・運営する専門職大学院に関する用地・校舎の自己所有要件の撤廃			財団法人ファッション産業人材育成機構が設置・運営するFビジネススクールを専門職大学院として認定することにより、激変するビジネス環境が求める高度な専門能力を有する人材を育成し、新産業創出及び既存企業の新たな取組みを積極的に推進するため。	財団法人ファッション産業人材育成機構が設置・運営するFビジネススクールを専門職大学院として認定することにより、激変するビジネス環境が求める高度な専門能力を有する人材を育成し、新産業創出及び既存企業の新たな取組みを積極的に推進するため。	専門職大学院の設置・運営主体について	専門職大学院としての要件を満たせば、財団法人が設置・運営するものであってもその対象とする。		実学の教育は、教室だけでなく(事業の現場において実施する必要が高くなり、また、少人数で行う必要があること等から、用地・校舎の自己所有を要件とすることは設置・運営主体の経営にとって必ずしも適切ではない。	文部科学省	
1254	1254070	13	墨田区	1307	産業活力創生特区	07	財団法人が設置・運営する専門職大学院に関する必要専任教員の要件の撤廃			財団法人ファッション産業人材育成機構が設置・運営するFビジネススクールのそれよりも多いものとなっているが、専門職大学院の必要専任教員に関する要件を撤廃してほしいとするもの。	財団法人ファッション産業人材育成機構が設置・運営するFビジネススクールの専門職大学院として認定することにより、激変するビジネス環境が求める高度な専門能力を有する人材を育成し、新産業創出及び既存企業の新たな取組みを積極的に推進するため。	専門職大学院の要件である必要専任教員について	専門職大学院の要件である必要専任教員に関する規定を撤廃し、実務家による兼任教員のみにより構成されるものもその対象とする。		別々に変化するファッション業界の実態に即した教育、デザイン・生産・販売など多様な専門領域や、紡績、生地、パレール製品、小売など多様な業種に関する教育を実施することで、教師に求められる専門領域と業種の幅は非常に多様であり、必要数は膨大な数となる。また、実務経験者を専任教員として採用しても、その知識や技術は実務から離れてしまえば時代遅れになる。したがって専任教員の設置を要件とすることは適切ではない。	文部科学省	
1255	1255010	22	天城湯ヶ島町	328	保健医療適用外温泉療養特区	01	健康増進施設認定規定第4条(認定基準)第1項の設備に関する認定要件			将来の医療費の増大を考えると、温泉の中で軽度の後遺症・不定愁訴・膝痛・腰痛・四十肩・五十肩をPT、スポーツトレーナー、指圧、マッサージ師、ボデーワーカーによる保健医療適用外の準医療行為、及びセルフケアのセミナーで症状を軽減させ、健康回復を始めとして、医療費削減とQOLを高めることを目的とし、健康増進や地域振興に寄与するものとする。	温泉療養を行うための温泉利用型健康増進施設の認定緩和の具体的内容として、右記のとおり認定要件である設備要件の緩和を要望するものです。 トレーニングジム、運動フロア、プール	認定要件(面積) トレーニングジム 概ね250㎡以上を120㎡以上に、運動フロア 概ね120㎡以上を60㎡以上に、プール 概ね250㎡以上を120㎡以上に緩和されることを要望します。		認定基準のハードルが高いため施設がでない。地理的にも規模の大きいものがない。また、医療費控除の対象になっていない(保険適用の範囲については、医療費控除に準ずる)	厚生労働省		
1256	1256010	43	熊本県菊池市	43210	九州地域における韓国入国査証(ビザ)の恒久免除	01	「九州地域を訪問する韓国人に関する査証(ビザ)の免除」			九州地域と韓国は、飛行時間にして30分の近距離にあり、国際交流と経済効果を図るためには入国査証(ビザ)の免除で大きな効果が得られるため。	出入国管理及び難民認定法第六条で定められている。本邦に上陸しようとする外国人は、有効な旅券で日本国領事官等の査証を受けたものを所持しなければならないと定められている事項について	九州地域相互査証免除措置を導入し、韓国が九州地域に入国する場合は入国査証(ビザ)の免除をする。		現状、韓国人の入国には出入国管理及び難民認定法第六条において、査証が必要な国と定められており、査証がないと入国できない。	外務省	0600090	
1257	1257010	15	村上市	15212	ふるさと振興商品券発売特区	1	当せん金品として付与するものに商品券を容認			当せん金をすべて消費に充て、地域経済が活性化するように、当せん金品として付与するものに地域限定の商品券を容認する	宝くじ運営方針において、当せん金品として付与するものは、原則として金銭によるものとされていることについて	原則としてあるので、商品券とすることも容認する		当せん金品の多様性を阻害している	総務省	0402090	
1257	1257020	15	村上市	15212	ふるさと振興商品券発売特区	2	当せん金付証券を発売することができる特定市の拡大			地域経済を活性化しようとする市が当せん金付証券を発売することができるように特定市の範囲を拡大する	当せん金付証券法第4条第1項において、当せん金付証券を発売することができるのは、都道府県並びに指定都市及び戦災にあった市のみにとされている制限について	当せん金をその地域の商店会連合会が発行する商品券に限定して、当せん金付証券を発売する市を特定市に加える		特定市以外の市は、当せん金付証券を発売できず、それを活用した地域活性化施策を実施できない	総務省	0402080	
1257	1257030	15	村上市	15212	ふるさと振興商品券発売特区	3	当せん金付証券金額の種類の拡大			(くじ印刷のコスト軽減、紙資源の保護及び枚数確認等の手間を省くために、当せん金付証券金額の種類に、購入者が1回あたりくじを購入する平均的な金額である1000円、2000円、3000円を追加する	宝くじ運営方針において、証券金額は、100円、200円、300円又は500円のいずれかとされていることについて	当せん金付証券金額の種類に1000円、2000円、3000円を追加する		例えば、回2000円分の宝くじを購入してもらう場合、1枚100円なら20枚も印刷しておかなければならぬ、コストや資源の無駄である	総務省	0402100	
1258	1258010	23	名古屋港管理組合	2311 2312	産業ハブ特区	1	港頭地区で積み込まれた貨物のコンテナ扱いの適用	7339	D	前回の神戸市の提案への回答として、港頭地区における輸出貨物は、CFS(コンテナフレートステーション)に搬入した後で輸出申告、許可を受けた後、コンテナ詰めすれば十分であるとの回答であったが、港湾におけるリードタイムの短縮が求められている現状においては、港頭地区における輸物流の大きな障害となっている。また、例外的な取扱については、その都度判断するとの事であったが、この件については、特に民間企業からの要望が強い規制緩和項目であり、個々の事例によって、法(及び通達)のその時々を解釈によって判断されるべきものではないため、再度提案をするものである。	輸出貨物の通関において、内陸の工場での輸出貨物はその工場でのコンテナに詰め、CY(コンテナヤード)まで搬入し、そこでコンテナに輸出貨物を詰められた状態のまま輸出通関が行なえる。(=「輸出貨物のコンテナ扱い」が適用されている)一方で、港頭地区における輸出貨物は、同じ輸出貨物であるにもかかわらず、「輸出貨物のコンテナ扱い」が適用されず、貨物をコンテナに詰める前に輸出通関する事が課せられている。本特区においては、CYとその背後用地(CFSを含む)を総合保税地域として一体化して保税・通関業務を管理し、効率的な物流を実現しようとするものであり、港頭地区におけるコンテナ扱いによりリードタイム短縮が図られる等、利便性が向上するため。	「輸出貨物のコンテナ扱い」に関する通達について、「当該貨物が港頭地区においてコンテナに詰められるものではないこと」の記述を、	削除する。		内陸の工場で生産された輸出貨物について、工場でのコンテナに詰められた場合、そのままCYまで搬入しコンテナに輸出貨物を詰められたまま輸出通関ができる。一方、内陸の工場と同じように生産された輸出貨物であっても、CYによっては、コンテナ詰めされずそのまま港頭地区の倉庫に搬入され、そこでコンテナ詰めされることもある。ところが港頭地区でコンテナ詰めされる場合、コンテナ詰める前に輸出通関する事が求められ、輸出通関後、コンテナ詰め、CYまでの移動となる。保税免許を有していない内陸の工場において通関前のコンテナ詰めが認められているのに対して、保税免許を有した税関の管理の下で保税業務を行なっている港頭地区においては原則として認められていない。結果として、コンテナ詰めの前に輸出通関が課せられることにより内陸工場でのコンテナに詰めるときよりも、リードタイムが半日から1日長くなり、輸出貨物の港湾集約化の一因となっている。港頭地区においても輸出貨物の搬入後通関コンテナに詰め、その後輸出通関する事ができれば、内陸からコンテナ詰めする場合同じリードタイムで処理できる。内陸が、港頭地区から輸出通関の手続きを設けることに妥当性は見当たらない。また、特に港頭地区でのコンテナ詰めの需要の多い中小企業にとって物流の効率化が図られるものである。	財務省	0700250

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特例の具体的要望事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード
1258	1258020	23	名古屋港管理組合	23112312	産業ハブ特区	2	保税地域の(外国貨物の承認無し)の保管(蔵置)期間の延長	7321	D	前回の石狩市の提案は、保管期間の延長の提案であったが、今回提案するのは外国貨物を置く(事の承認申請無しに保管できる期間(3月)の延長であり、主旨が異なるため再提案するものである。	現状で承認無しに外国貨物を保税地域における期間は3月とされ、3月を超えて蔵置する場合承認手続を得て、2年間蔵置する事ができる(=輸入承認)が、この承認手続を緩和し、最初から手続無しで2年間置けるようにする。 これは、今後海外のベンチャー等が、進捗地区の倉庫をVMI(Vendor Managed Inventory)の部、部品供給メーカーが製造メーカーに向けて供給する部品管理を自社で行うこと。)の観点として活用する需要が増すと考えられる中で、3月を超えて蔵置する貨物も増加するものと考えられるので、	外国貨物を置く(事の承認)に関する、 関税法第43条の3及び 関税法第62条の10について 関税法43条の3の「当該貨物をその入れた日から3月を超えて当該保税蔵置場に置く」とする場合には、(3)月、及び 関税法第62条の10の「当該貨物をその入れた日から3月を超えて当該保税蔵置場に置く」とする場合は又は当該貨物につきその入れた日から3月以内に当該保税蔵置場において第2条の8第1項第2号若しくは第3号に掲げる行為(加工・製造・展示を行なう場合)をしよとする場合には、(3)月、について	当該措置によって、貨物管理の自主管理が必要となるが、これは既に記録義務によって果たされているものであり、その確認は、保税蔵置場から搬出する際の手続(輸入申告手続等)によって、現行においても税関の検査を待たずして特段の代替措置は必要ない。	外国貨物を保税蔵置場に置く場合、3月までは承認を必要としないが、これを超える場合、保税蔵置場においては関税法施行令第31条の1に基づき、「承認を受けずに外国貨物を置く(荷が仕出される期間の延長)手続」をするか、関税法第43条の2に基づき申請手続(期間2年、延長可能)が必要となる。また、総合保税地域においては関税法第62条の9に基づき申請手続(期間2年、延長可能)が必要となる。これらの手続は、貨物管理を行なうために必要とされているものであり、その確認は、保税蔵置場から搬出する際の手続(輸入申告手続等)によって、現行においても税関の検査を待たずして特段の代替措置は必要ない。また、3月という期間の根拠は明記されておらず、これを現在の経済活動の需要に基づいて緩和することが求められる。当該規制の緩和により、今後進出が見込まれる海外ベンチャー等は、VMIによる在庫管理をより柔軟に行える事になり、それは進捗地区における倉庫業を活性化し、ひいては雇用の促進につながる。	財務省	0700280	
1258	1258030	23	名古屋港管理組合	23112312	産業ハブ特区	3	車両の高さ制限の緩和(完成車種載トレーラー、9.6ftコンテナなど)及び特殊車両許可手続の緩和	12401-001	C-1	高さに関する事故が相次いでおり、当該事業は認めることが出来ないとの回答であったため、今回の再提案にあたり、安全性の担保を図るべく更に詳細な代替措置を再検討した。 高さに関する事故も過去10年0件を維持しているとの調査結果もある。 海上コンテナでは4.1mが認められている現状を踏まえ、分割出来る、出来ないにかかわらず、高さ4.1m未満であれば、道路の構造上において問題ないと考える。	車両制限令等において、車両の高さは、3.8mに制限されているが、海上用高コンテナ積載車両と同様に4.1mまで上限を緩和することで、自動車輸送の効率性が図れ、輸送コスト削減、環境負荷軽減の効果がある。 特に、名古屋港は完成車の輸出台数が日本一の港であり、日本の主要産業である自動車産業との関係が深く、地域産業、また日本の産業の活性化につながる事業と考える。	道路交通法施行令第22条第3号ハ、道路運送車両の保安基準第2条第1項、車両制限令第3条3において車両の高さの最高限度が3.8mとされている上限の制限について	完成車種載トレーラーについて、特殊車両の扱いを認め、高さ制限について4.1mまで上限を引き上げる。	1. 走行経路の指定 2. 1mの幅を確保 3. 高さ制限の遵守 4. 特定車両であることの明記 5. 一般車両に対する周知(別添資料参照)	近年、海外では車高が高いモデルが人気があり、日本からの完成車も、車高が高い車種の輸出が増加の傾向にある。 4.1mまでの通行の安全性が確保されているにもかかわらず、完成車種載トレーラーの通行は3.8mに制限されている。現行の3.8mの高さ制限内の完成車種載トレーラーを使用した運搬では、効率が低下し、交通渋滞の増加、環境への悪影響、コストの増加につながっている。	農林省 国土交通省	0100130 1205130
1258	1258040	23	名古屋港管理組合	23112312	産業ハブ特区	4	高圧ガス製造施設の連続運転認定保安制度の変更手続の簡素化			高圧ガス保安法に基づき高圧ガス施設等は認定保安検査実施者認定により、最高で4年間の連続運転が可能となる。同認定期間中においても「認定保安検査実施者認定申請書」に記載した内容に変更があった場合、その都度、所管経済産業局長の変更認定が必要となるため、それに伴う事業者の負担を軽減することを目的とする。	高圧ガス保安法に基づき高圧ガス施設等は認定保安検査実施者認定により、最高で4年間の連続運転が可能となる。同認定期間中においても「認定保安検査実施者認定申請書」に記載した内容に変更があった場合、その都度、所管経済産業局長の変更認定が必要となるため、それに伴う事業者の負担を軽減することを目的とする。	認定保安検査実施者申請書の記載内容の変更時にはその都度、所管経済産業局長への相談事項となることについて	軽微な変更、の範囲の拡大化、明確化を行う。	「認定保安検査実施者認定申請書」に記載した事項について変更が生じた場合、「軽微な変更」であるか否かは、その都度経済産業局長への相談事項とされており、判断基準が明確化されていない点	経済産業省	1150150	
1258	1258050	23	名古屋港管理組合	23112312	産業ハブ特区	5	ボイラーの連続運転認定制度の変更手続の簡素化			ボイラー設備は、現在、一定の手続きに基づき認定がなされた場合、4年間の連続運転が可能となる。同認定期間中において、ボイラー等の連続運転に係る認定制度に基づき、申請内容に変更があった場合、その都度、所轄労働基準監督署長の変更認定が必要となるため、それに伴う事業者の負担を軽減することを目的とする。	ボイラー等の連続運転に係る認定制度についてに基づき、一定の変更があった場合、その都度、所轄労働基準監督署長への相談事項となることについて	ボイラー等の連続運転に係る認定制度についてに基づき、一定の変更があった場合、その都度、所轄労働基準監督署長への相談事項となることについて	軽微な変更、の範囲の拡大化、明確化を行う。	連続運転認定検査項目について変更がある場合、「軽微な変更」であるか否かはその都度、所轄労働基準監督署長の相談事項とされており、判断基準が明確化されていない点	厚生労働省		
1258	1258060	23	名古屋港管理組合	23112312	産業ハブ特区	6	石油コンビナート等の施設の新設・変更に係る届出先の都道府県への移管			石油コンビナート等特別防災区域内において、事業所の新設・変更を行う場合、その計画を主務大臣に届出、通正審査を受ける必要があり、それら手続に関する事業者の負担を軽減することを目的とする。	石油コンビナート等防災防止法及び石油コンビナート等防災防止法及び石油コンビナート等特別防災区域における新設事業所の施設地区の配置等に関する省令(レギュレーション)により、事業所の新設・変更の届出先が総務省及び経済産業省扱いとなっている事項について	当該要件を撤廃し、都道府県知事に権限を委譲する。	法・省令に基づき、地方自治体においても十分に管理・監督可能であると考えられる	届出後の審査期間は3ヶ月から4.5ヶ月へと改善されているが、届出に際しては、総務省、経済産業省はもとより、国土交通省等多数に届出する審査を必要とし、申請回数も多数あり等事業者の事務負担が大いである。	総務省(消防) 経済産業省	0404090 1150110	
1259	1259010	1	帯広市	1207	環境・資源リサイクル振興特区	1	農業者以外の者の農地取得の容認(法人取得、下限面積以外に係るもの)	10108	C-2	農林水産省の回答として「都市住民等が農地に関する権利を取得するための要件の緩和については、……次期通常国会に提出を検討している。都市と農村の共生及び対立を促進するための農地等の保全及び利用に係る関係法律の整備に関する法律案」と合わせて検討する」としており、是非当市提案内容について反映させていただき、再提案するものである。	農林水産省の回答として「都市住民等が農地に関する権利を取得するための要件の緩和については、……次期通常国会に提出を検討している。都市と農村の共生及び対立を促進するための農地等の保全及び利用に係る関係法律の整備に関する法律案」と合わせて検討する」としており、是非当市提案内容について反映させていただき、再提案するものである。	農地法第3条に基づき「農地の売買等の権利移動の制限」として、同法第3条第2項第4号の規定で、「農地の取得後において耕作……の事業に必要な農作業に専ら従事すると認められない場合は、権利の移動が出来ない」とされ、農業者等が「農地法第3条の改正が必要である。農地法第3条の改正が必要である。農地法第3条第2項第4号に「ただし、その他省令に定めるものを除く」という表現を追加し、農地法施行令第1条の6(農地の権利移動の不可の例外規定)に、「都市と農村の共生に資する施設としてのオーナー農園等」としてのオーナー農園等として、地方公共団体が特別に認めたものであること」との表現が出来ないか。	帯広市がオーナー農園(分譲農園)のエリアを決め、農地の分譲(農業者が所有地を直接市民に売買するので、市は仲介しない)を行う場合は、農地の権利移動(売買)許可が可能となる。農地法第3条の改正が必要である。農地法第3条の改正が必要である。農地法第3条第2項第4号に「ただし、その他省令に定めるものを除く」という表現を追加し、農地法施行令第1条の6(農地の権利移動の不可の例外規定)に、「都市と農村の共生に資する施設としてのオーナー農園等」としてのオーナー農園等として、地方公共団体が特別に認めたものであること」との表現が出来ないか。	法の改正が困難であれば規制の特例をお願いしたい。	当市が計画しているオーナー農園の設置は、農地法第3条等により分譲販売することが困難な状況にある。使用面積によらない分譲販売とする理由は、現行の市民農園は、全て貸借によるものである。貸し付け面積の限度は10a未満、レスハウス等の物件の農地転用が出来ない、5年を超えない貸しつけすること、営利を目的としないこととされ、ゆとりある自由な発想による体験が制限されている。	農林水産省	1000320
1259	1259020	1	帯広市	1207	環境・資源リサイクル振興特区	2	農地転用許可要件の緩和	10113	C-2	農林水産省の回答として「農地転用許可要件の緩和については、次期通常国会に提出を検討している。都市と農村の共生及び対立を促進するための農地等の保全及び利用に係る関係法律の整備に関する法律案」と合わせて検討する」としており、是非当市提案内容について反映させていただき、再提案するものである。	農地法第5条に基づき「農地転用許可要件」として、 農地法施行令第1条の18第1項第2号の規定では、「申請に係る農地を市街地に設置することが困難又は不適当なものとして農林水産省令で定める施設の用に供するため行われるもの」とされ、同規則第5条の4号に特別の立地条件を必要とする事業が規定されている。 同施行令第1条の18第1項第2号ハの規定は「申請に係る農地を……特別の立地条件を必要とする農林水産省令で定めるものの用に供するために行われるものであること」とされ、同規則第5条の4号に特別の立地条件を必要とする事業が規定されている。 同施行令第1条の18第1項第2号水の規定は「申請に係る農地を公益性が高いと認められる事業で農林水産省令で定めるものの用に供するため行われるものであること」とされ、同規則第5条の6に公益性が高いと認められる事業が規定されている。 当市が計画する事業については、各号()全てにおいて許可要件に該当しないこととされている。	地方公共団体が計画し農産物・リサイクル関連施設の誘導集積を行う場合は、民間が起業者となる施設についても、農地転用(申請農地)が可能となるよう農地法の改正又は規制の特例が必要である。 具体的には、 法の解釈として、 農地法施行規則第5条の3第1項第3号に許可要件に該当するエリアを指定して行う産業農産物処理施設やリサイクル関連施設、それら施設から排出される資源を原料とするリサイクル企業の施設等、も対象に出来ないか検討してもらいたい。 法を改正する場合は、例として以下の二つが考えられる。 同規則第5条の4号に「公共団体が誘導集積するエリアを指定して行う産業農産物処理施設やリサイクル関連施設、それら施設から排出される資源を原料とするリサイクル企業等の建設について地方公共団体が誘導集積しようとするもの」とする表現を追加、又は、同規則の条を新たに追加することも考えられる。 法の改正が困難とするならば、規制の特例をお願いしたい。	地方公共団体が計画し農産物・リサイクル関連施設の誘導集積を行う場合は、民間が起業者となる施設についても、農地転用(申請農地)が可能となるよう農地法の改正又は規制の特例が必要である。 具体的には、 法の解釈として、 農地法施行規則第5条の3第1項第3号に許可要件に該当するエリアを指定して行う産業農産物処理施設やリサイクル関連施設、それら施設から排出される資源を原料とするリサイクル企業等の建設について地方公共団体が誘導集積しようとするもの」とする表現を追加、又は、同規則の条を新たに追加することも考えられる。 法の改正が困難とするならば、規制の特例をお願いしたい。	中規模農地の転用許可は、農業関連施設や収用法等に該当するものにほぼ限定され、民間の産業農産物処理施設やリサイクル関連施設等の立地が困難な状況となっており、当市が計画している中規模地区への誘導集積が出来ない。	農林水産省	1000540	
1259	1259030	1	帯広市	1207	環境・資源リサイクル振興特区	3	市街化調整区域内における開発許可対象の拡大・許可要件の緩和	12501	D	国土交通省の回答として「市街化調整区域における開発行為は、市街化区域内において行うことが困難又は著しく(不適当と認められる)開発行為で、条例で区域、目的又は予定建築物の用途を限り定めたものは現行制度上許可出来るので……提案市において条例制定等の必要な措置について検討されたい」ということであるが、現状としては政令都市(人口20万人以上)以上からでないといふ条例制定が認められず、当市は人口20万人以下で該当しません、当市提案内容について再検討していただき、提案するものである。	市街化調整区域の開発行為は、都市計画法第34条の要件に該当するもの以外は許可されないため、当市が第一次特区募集で提案した民間のリサイクル関連施設・農産物(リサイクル可能)を原料とするリサイクル産業「小規模(日)の未満の処理能力)産業農産物処理施設等の誘導集積が困難となっている。 農産物・リサイクル処理は国をはじめ、各自治体の重要課題であり、当市においても大きな課題となっているため、公共の一般農産物処理施設・リサイクル処理施設等が既に立地されている当該地区にそれら民間の処理施設を集積し、効率的な農産物・リサイクル処理を進める十勝における環境・資源循環型都市形成のモデル地区にしようとするものである。	都市計画法第34条第1号から第10号までの規定に該当しない開発行為は、同法第10号口又は、「周辺の市街化を促進する恐れがなく、かつ市街化区域内でかつことが困難又は著しく(不適当と認められるもの)については開発審査会の議を経ることが出来る」とされている。 しかし、リサイクル関連施設や、産業農産物処理施設で処理能力が日5未満の小規模施設などは開発審査会の議を経ることが出来ないため、開発行為が困難となっている。	地方公共団体が農産物・リサイクル関連施設用地のエリアを決め、そこに関連施設の誘導集積を行う場合は、リサイクル関連施設や小規模な農産物処理施設についても、開発行為が可能となるよう都市計画法の改正又は規制の特例が必要である。 具体的には、 法改正する場合は、 農産物処理施設(廃排法)に基づき(施設に設置しない日処理能力)未満の施設を含むリサイクル処理施設についても、開発許可が可能となることと出来ないか検討してもらいたい。 法改正が困難であれば規制の特例をお願いしたい。	リサイクル関連施設や小規模な農産物処理施設等は、開発行為の許可が得られない状況にある。 これらの許可が得られない状況にある。 一地区内に誘導集積することが望ましいが、現行のままで、施設が各地に分散される等、環境・資源循環型のまちづくりを目指すための阻害要因となっている。	国土交通省	1200140	
1260	1260010	45	宮城県	4501	リゾート宮崎IT特区	1	留学生の永住権取得要件としての在日通算期間の短縮			地域におけるIT関連の頭脳外国人材の定着を図り、経済交流を推進するため、	永住権の取得要件として必要な10年間以上の在日通算期間について、	相当程度(学部修学期間である4年程度)に短縮する。		永住権取得に必要な10年以上の在日通算期間では、大学卒業後の若い優れた人材に安定した就労環境を提供することができないため、	法務省	0500650	
1260	1260020	45	宮城県	4501	リゾート宮崎IT特区	2	入学予定留学生に対する「留学ビザ」審査の特例			留学生の修学を円滑化し、地域への高度頭脳人材の流入を図るため、	新たに修学しようとする留学生を対象として、	入学試験受験時から「留学ビザ」の審査を開始する。	受験後、入学が認められなかった場合は当該ビザは発給しない。	留学生のビザについて、合格発表後入学許可がおりてから申請が始まる。特に新卒のケースでは、許可が下りて、その後審査、合格決定という手順を踏むため、入学時期に間に合わない場合がある。	法務省	0500620	
1260	1260030	45	宮城県	4501	リゾート宮崎IT特区	3	留学生のビザについて課程修了後1年間滞在の特例			増加する留学生の課程修了後の受け皿として、一定期間の滞在を認め、その間に就職(研究機関や企業)活動することを可能にするため、	課程修了後の留学生について、	新たに1年間滞在の特例を認める。	留学生が円滑に日本国内で就職するためには、課程修了前に、信頼性のある一定規模以上の企業において、確固とした雇用契約を結ぶ必要があるが、学問を修めた後、すなわち課程修了後の就職活動が不可能である。	法務省	0500410		

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特例の具体的な要望事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード
1260	1260040	45	宮崎県	4501	リゾート宮崎1特区	4	「在留資格認定証明書」の外国語による交付申請			外資系企業を含む外国人材の誘致・定着を推進し、地域経済活性化を図るため。	日本語訳が義務づけられている「在留資格認定証明書」交付申請添付書類について、	外国語での提出を認める。		当面、外国語については英語によるものを想定。	入国管理局では、在留資格認定証明書交付申請に必要な書類について、各種証明書類を要求されるが、一般的な表現に止まっており、外国人には理解しがたい。さらには、「在留資格認定証明書」交付申請書類は日本語による作成が義務付けられており、また表現方法も専門的で外国人には難しいため、翻訳サービスを利用する必要があり、費用と時間がかかるため、外資系企業従業員の出発の事務手続きを簡便化させている。	法務省	0500630
1260	1260050	45	宮崎県	4501	リゾート宮崎1特区	5	外国人の転職等に伴うビザ取得時の一時出国の緩和			外資系企業を含む外国人材の誘致・定着を推進し、地域経済活性化を図るため。	同一査証で改めて日本に滞在する場合、「在留資格認定証明書」交付後、一旦出国することが義務付けられているビザ発給について	国内での交付を認める。		同一査証で改めて外国人が日本に滞在する場合、ビザを新たに申請する必要があるため、在留資格認定証明書の取得後、一度在外日本大使館においてビザ申請を行う必要があり、手続きが煩雑である。	法務省	0500660 0501000	
1261	1261010	45	宮崎県	4502	国際観光コンベンション特区	1	コンベンション専用ビザの創設	6004	C-1	「短期滞在査証は比較的迅速かつ簡易に発給している」とあるが、一部アジア諸国などにおけるビザ取得には手間がかかり、コンベンション等の円滑な開催やその誘致促進の弊害となっている。	グローバル化やアジアの経済発展等により、国際会議や企業インセンティブ(報奨旅行)等コンベンションの需要増加が見込まれる。日本が、国際的コンベンション誘致競争に勝ち残るためには、より訪問しやすい国とするための特例措置が必要。	国際会議や企業インセンティブ(報奨旅行)等参加者を対象とした	より不法残留等の危険性の低い者に対するコンベンション参加者専用ビザを創設する。	・コンベンション参加者の県内延べ宿泊者数が30人以上(中国本土からは100人以上) ・滞在期間15日以内 ・復路または日本出国の予約済みの航空券もっていること ・バスポートの残存期間が滞在日数+15日間以上であること ・コンベンション概要(参加者、渡航費支弁の有無等)を説明する資料の提出 ・対象国の政府認可及び日本国指定(人数に応じた供託金必要)の旅行会社による団体旅行に限る ・不法残留者を出した旅行会社は、供託金没収され、以後、当該旅行取扱禁止となる	現在、各国においてビザの発給要件が異なるため、同じ会議に参加する場合でも、国によってはビザが必要とある一方で、ビザ取得に多くの日数を要するところもある。また、一定規模の国際会議になると、その開催準備のために開催国と自国との行き来が何回と必要となり、さらにビザ取得の負担がかかっている。 コンベンションやインセンティブ等の誘致促進を図る上で、国際的な競争において不利な状況にある。	外務省	0600100
1261	1261020	45	宮崎県	4502	国際観光コンベンション特区	2	一部海外からのビザなし渡航の特例	5350	C-1	「将来的課題として検討したい」とあるが、それでは、これから海外旅行コースの増加が見込まれる東アジアにおいて、国際観光地間競争において、日本が取り残されることが予想される。そこで積極的に、特区内に限定し、適切な代替措置を講じ、特例措置を実施すべきである。	東アジアに近いという地理的条件や観光地としてのポテンシャルを生かし、日本全体における東アジア地域からの誘客増加へ繋げるため。	韓国、台湾、香港からの宮崎空港インアウトを対象とした	日本へのビザなし渡航の特例を設ける。	・観光目的であること ・滞在期間15日以内 ・復路または日本出国の予約済みの航空券もっていること ・バスポートの残存期間が滞在日数+15日間以上であること ・対象国の政府認可及び日本国指定(保証金必要)の旅行会社による団体旅行に限る ・不法残留者を出した旅行会社は、保証金没収され、指定取消しとなる	ビザ取得のための手続きの煩雑さ、また手数料が掛かることが海外観光客の負担となっている。	外務省	0600110
1262	1262010	45	宮崎県	45000	神話・伝説のふるさと特区	1	農林漁家民宿に対する旅館業法上の面積要件の適用除外	9411	B	現在、国において検討されている方向では「農林漁業体験民宿業」に限って規制緩和することとしているが、歴史資源を活用した地域振興や観光振興を図るためには、「滞在型余暇活動を伴わない農林漁家民宿」についても規制緩和の必要がある。	本県の特例構想においては、本県固有の歴史資源を広域的に活用し、地域振興、観光振興を図ることとしており、「神話・伝承の地や周辺景観地の案内」、「神話・伝承、伝統・文化の語り」等を売とした農林漁家民宿も、規制緩和の対象とする必要があることから。	旅館業法施行令第1条第3項第1号に規定する簡易宿泊所の面積要件について、	滞在型余暇活動を伴わない農林漁家民宿について、適用除外とする。	現在、国において検討されている方向では「農林漁業体験民宿業」に限って規制緩和することとしており、「滞在型余暇活動を伴わない農林漁家民宿」については対象となっていない。	厚生労働省		
1262	1262020	45	宮崎県	45000	神話・伝説のふるさと特区	2	農林漁家民宿が主催するツアーに係る旅行業法の適用除外	12801	B	現在、国において検討されている方向では「農業・農林体験への参加を付加して、販売することを条件として規制緩和することとしているが、歴史資源を活用した地域振興や観光振興を図るためには、この条件をはずす必要がある。	本県の特例構想においては、本県固有の歴史資源を広域的に活用し、地域振興、観光振興を図ることとしており、「神話・伝承の地や周辺景観地の案内」、「神話・伝承、伝統・文化の語り」等を売とした農林漁家民宿も、規制緩和の対象とする必要があることから。	農林漁家民宿が主催する神話・伝承の地等のツアーに取り組みよう。	旅行業法の適用除外とする。	現在、国において検討されている方向では「農業・農林体験への参加を付加して」販売することを条件として規制緩和することとしており、農業・農林体験を伴わない農林漁家民宿は対象となっていない。	国土交通省	1200320	
1262	1262030	45	宮崎県	45000	神話・伝説のふるさと特区	3	農林漁家民宿が実施する旅客運送に係る道路運送法上の規制緩和	12315 12323	B	現在、国において検討されている方向ではグリーンツーリズムに限り規制緩和することとしているが、歴史資源を活用した地域振興や観光振興を図るためには、「滞在型余暇活動を伴わない農林漁家民宿」についても規制緩和の必要がある。	本県の特例構想においては、本県固有の歴史資源を広域的に活用し、地域振興、観光振興を図ることとしており、「神話・伝承の地や周辺景観地の案内」、「神話・伝承、伝統・文化の語り」等を売とした農林漁家民宿も、規制緩和の対象とする必要があることから。	自家用自動車を持って運送の用に供することは、災害のため緊急を要するときなどの理由で大臣許可を受けた時以外禁止されているが、	農林漁家民宿が自家用自動車による有償運送を行うことが可能なような運用を行う。	現在、国において検討されている方向ではグリーンツーリズムに限って規制緩和することとしており、「滞在型余暇活動を伴わない農林漁家民宿」については対象となっていない。	国土交通省	1208150	
1262	1262040	45	宮崎県	45000	神話・伝説のふるさと特区	4	農林漁家民宿に対する消防法上の規制緩和	4740	A	現在、国において検討されている方向では「農村滞在型余暇活動に必要な民宿事業」に限って規制緩和することとしているが、歴史資源を活用した地域振興や観光振興を図るためには、「滞在型余暇活動を伴わない農林漁家民宿」についても規制緩和の必要がある。	本県の特例構想においては、本県固有の歴史資源を広域的に活用し、地域振興、観光振興を図ることとしており、「神話・伝承の地や周辺景観地の案内」、「神話・伝承、伝統・文化の語り」等を売とした農林漁家民宿も、規制緩和の対象とする必要があることから。	旅館、飲食店等の一定の防火対象物の関係者は、消防法令で定める技術上の基準に従って、消防用設備を設置し、維持しなければならないが、	農村滞在型余暇活動を行う農林漁家民宿以外の農林漁家民宿であっても、消防法施行令第26条の規定を適用除外とする。	現在、国において検討されている方向では「農村滞在型余暇活動に必要な民宿事業」に限って規制緩和することとしており、「滞在型余暇活動を伴わない農林漁家民宿」については対象となっていない。	総務省	0404020	
1263	1263010	45	宮崎県	45000	畜産リサイクル推進特区	1	鶏糞ボイラーで肉骨粉を燃料として使用するための規制緩和			鶏糞ボイラー施設など、バイオマス資源活用施設の整備・利活用により、バイオマス資源である肉骨粉等を化石燃料等に代わるエネルギー資源として有効利用するとともに、焼却灰を肥料として再生利用し、資源循環型産業の推進を図る。また、補助金に頼らない牛由来の肉骨粉処理システムの確立を図る。	・肉骨粉は、一般廃棄物として位置付けられており、一般廃棄物処理場で焼却処理した後、最終処分場に埋め立てることが義務付けられていること。 ・牛由来の肉骨粉の焼却灰の利用は規制されており、肥料として利用できないこと。	鶏糞・肉骨粉等の畜産関連バイオマス資源を豊富に有するという本県の特性を生かし、これらの資源を鶏糞ボイラーで焼却処理し、エネルギー(電気、蒸気熱)として有効活用するとともに、焼却灰を肥料として再生利用するため、肉骨粉を燃料として使用し、かつその焼却灰を肥料として利用できるようにするための規制緩和を行う。	燃料として焼却した肉骨粉は、肥料として販売する。	肉骨粉は、一般廃棄物として位置付けられており、一般廃棄物処理場で焼却処理した後、最終処分場に埋め立てることが義務付けられているため、鶏糞ボイラーで燃料として使用することができない。また、肉骨粉の焼却灰については、現在、利用が規制されているため、焼却灰にフロン(BSEの原因といわれている蛋白質の一種)が残存していないことを前提として肥料として利用できるように規制緩和を行う。	農林水産省 環境省	1002090 1300430	
1264	1264010	45	宮崎県 木材振興課	45000	地域材活用活性化特区	1	低層建築物への軸組構造体としての板材制限の緩和			500㎡未満の低層建築物に対するスギ板材の活用	建築基準法施行令第46条の2の構造体としての適用外の緩和	スギ板材を500㎡未満の低層建築物へ使用する。		現在適用外	国土交通省	1206560	
1264	1264020	45	宮崎県 木材振興課	45000	地域材活用活性化特区	2	中層建築物の構造体としての木材使用制限の緩和			500㎡を超える大規模建築物におけるスギ材の構造材への活用	建築基準法施行令第46条の2の構造体としての適用外の緩和 建築基準法施行令第129条2で3階以上の木造使用を規制	スギ材を500㎡を超える中層建築物に使用する。		現在適用外	国土交通省	1206560	
1264	1264030	45	宮崎県 木材振興課	45000	地域材活用活性化特区	3	特殊建築物(学校)の木造化制限の緩和			木造3階建ての学校について、耐火性能検査法、防火区画検査法による耐火構造及び防火設備とみなす規定について、スプリンクラー設置による効果を配慮	平12建告1433号の耐火性能検査法に関する算出方法を定める件の緩和	スプリンクラー設置による火災継続時間を低減し、屋内火災保有耐火時間に反映させる。	スプリンクラーの設置	現在スプリンクラーの自動消火設備を設けても、耐火検査法では考慮されていない。木造は天井高さのたれる大空間にしか適用が困難。	国土交通省	1206120	
1264	1264040	45	宮崎県 木材振興課	45000	地域材活用活性化特区	4	特殊建築物(病院)の木造化制限の緩和			木造3階建ての病院について、耐火性能検査法、防火区画検査法による耐火構造及び防火設備とみなす規定について、スプリンクラー設置による効果を配慮	平12建告1433号の耐火性能検査法に関する算出方法を定める件の緩和	スプリンクラー設置による火災継続時間を低減し、屋内火災保有耐火時間に反映させる。	スプリンクラーの設置	現在スプリンクラーの自動消火設備を設けても、耐火検査法では考慮されていない。木造は天井高さのたれる大空間にしか適用が困難。	国土交通省	1206120	
1264	1264050	45	宮崎県 木材振興課	45000	地域材活用活性化特区	5	構造材としての丸木材の活用制限の緩和			スギ丸太の構造体としての活用	建築基準法施行令第46条の2の構造体としての適用外の緩和	等級区分したスギ丸太の構造材としての活用		現在適用外	国土交通省	1206560	
1264	1264060	45	宮崎県 木材振興課	45000	地域材活用活性化特区	6	木造住宅に対する融資基準(返済期間)の延長			融資償還期間の延長	木造住宅融資に対する償還期間		最長35年である償還期間を最低RC並しに、出来れば50年程度とし、2世代継続が可能な方策をとる。	現在35年	国土交通省 財務省	1206060	

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特例の具体的要望事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード	
1264	1264070	45	宮崎県木材振興課	45000	地域材活用活性化特区	7	地方職員共済組合不動産投資資金における融資条件の緩和				地方職員共済住宅に対する建設融資条件の緩和	地方職員共済住宅建設の木造住宅への融資基準	職員住宅の構造に関する事務取扱要領の見直し		現在適用外	総務省	0401010	
1264	1264080	45	宮崎県木材振興課	45000	地域材活用活性化特区	8	公立学校共済組合不動産投資資金における融資条件の緩和				公立学校共済住宅に対する建設融資条件の緩和	公立学校共済住宅建設の住宅事業事務処理基準	公立学校共済住宅(3階以上)への構造条件の見直し		現在適用外	文部科学省		
1265	1265010	27	大阪府	27000	バイオメディカル・クラスター創成特区	1	治験専門職員(CRC)のうち、任期付職員に限定して、国家公務員の定員数から除外				新薬開発を円滑に実施するためには、治験の拠点となる国立病院や国立大学病院において治験専門職員(CRC)の確保が必要であるが、「行政機関の職員の定員に関する法律」により、常勤職員が規制されており、製薬会社からの受託による新薬の臨床試験を迅速に実施できない。 このため、CRCのうち任期付職員に限定して、国家公務員の定員数から除外し、施設の敷量により配置が可能となるよう緩和を図る。	「行政機関の職員の定員に関する法律第1条第1項」に規定されている定員の総数の最高限度について	「行政機関の職員の定員に関する法律第1条第2項」(法による国家公務員の定員数からの除外職員)に「国立病院、国立大学病院において医薬品の臨床試験に関する受託業務に従事する任期付職員」を追加し、CRCの確保を図る。 なお、受託業務にかかるCRC(任期付職員)の雇用については、研究を委託する製薬会社が経費を負担する。		我が国の治験は、欧米と比べ、治験にかかる時間が長い、治験の質がよくない、治験にかかる費用が高いとの理由から、日本企業が治験を国内より欧米で先行させるケースが増加している。 治験が進まない要因としては、治験の実施体制が弱いことや実施研究者・被験者(患者)のインセンティブが低いことなどが指摘されている。 このうち治験の実施体制整備のためには、治験を実施する質の高い治験専門職員(CRC)の確保が必要であるが、国立医療機関では、職員定員の制約があるため、常勤職員の配置は少なく、医師・薬剤師等の支援も非常勤職員でCRC業務を補っているのが現状である。 このことから、「行政機関の職員の定員に関する法律第1条第2項」(法による国家公務員の定員数からの除外職員)に「国立病院、国立大学病院において医薬品の臨床試験に関する受託業務に従事する任期付職員」を追加し、CRCの確保を図るものではないことから定数外扱いとすることが適当である。 CRC業務は非常勤職員でも対応可能ではないかという意見もある。	総務省 厚生労働省 文部科学省	0400660	
1266	1266010	46	加世田市	46211	砂丘地域再生振興特区	1	市等による農業生産法人以外の法人への農地売り渡し規制の特例				特区認定後に実施を計画している農村文化公園整備事業の円滑な推進を図るためには、遊休農地の円滑な流動性を推進する必要があることから、	構造改革特区推進のためのプログラムの中で、特区において実施することができる特例措置として認められた。実施主体が取得した遊休農地の農業生産法人以外の法人への買付行為に加え、	農地の売り渡しでもできるようにする。	農地の遊休化が深刻で、農業内部での対応では問題解決にいたらないと認められた地域	農地法第3条2項の規定により市による農地の売り渡しはできない。	農林水産省	1000070	
1266	1266020	46	加世田市	46211	砂丘地域再生振興特区	2	特定農地貸付け法における貸付面積要件の引き上げ	10131	C - 2		特区認定後に整備計画予定の農村文化公園は、農業生産機能を具備する計画であることから、	特定農地貸付け法により10アールとされている貸付制限について、	30アールまで貸付け上限を引き上げる。	農村文化公園の運営規定等に沿うもの	特定農地貸付け法に基づ(利用者への貸付面積の上限は10アールである。	農林水産省	1000970	
1266	1266030	46	加世田市	46211	砂丘地域再生振興特区	3	特定農地貸付け法による市民農園により収穫した農産物の販売行為の容認	10132	C - 2		特区認定後に整備計画予定の農村文化公園では、イベント等での販売について、農業者以外にも、市民農園参加者等へも参画してもらうため、	特定農地貸付け法による市民農園では営利を目的としない作物の栽培に限定されているのを、	作物については販売できるようにする。	農村文化公園の運営規定等に定めた品目に限定する	営利を目的としない作物の栽培に限定されている。	農林水産省	1001010	
1267	1267010	12	千葉県	12000	国際空港・港湾特区	1	輸出入自動車の回送運行許可期間の延長・申請料の低減化				千葉港中央地区の公共ふ頭では、年間約6万台規模の完成自動車を輸出入しているが、積卸場所、回送ルート、保管場所が特定されていることから、回送運行許可制度の弾力化が図られれば、申請手続に関する処理や費用が軽減でき荷役効率も向上するため、輸出入自動車の取扱増加が見込める。	完成自動車を輸出入において、積卸場所から保管場所間で一部公道を通過(又は横断)する際の、回送運行許可証(仮ナンバー)申請に当たって、回送運行許可の有効期間が短期間(6ヶ月)であり、再申請に要する時間や申請費用が運送事業者の負担となっていることについて	回送運行許可証の有効期間を6ヶ月としているため、再申請手続を迅速に処理し申請料が低減されることにより、現在の千葉港中央地区の自動車の輸出入の障害となっている。	国土交通省	1208060			
1267	1267020	12	千葉県	12000	国際空港・港湾特区	2	総合保税地域内で消費される食品等についての関税の免除				総合保税地域内への国際物流関連企業などの集積を進めるためには、トランジット客、外国人及び日本人を総合保税地域内に誘導することが必要であり、地域内で消費される食品等については、関税を免除し、一般市民の飲食を可能とすることにより、海外の珍しい産物を輸入して、その場で調理する飲食店の設置を行う。そのことにより、外国産の食材の消費による地域の貿易の振興や地元産の食材の消費拡大を図る。	関税法施行令第1条の2により、使用又は消費を輸入とみなさない場合とされている事項について	総合保税地域内で消費される食材などの輸入品については、関税を免除するものとし、関税法施行令第1条の2において、新規事項を追加し第4項として例外規定を明示する。	日本国内で消費される輸入貨物には、関税を課すと定められている。	財務省	0700270		
1267	1267030	12	千葉県	12000	国際空港・港湾特区	3	保税蔵置場、保税工場、総合保税地域に外国貨物を置く(場合の期間)の要件の緩和	7320	D		「保税蔵置場、保税工場、総合保税地域に3ヶ月を超えて外国貨物を置く(場合、税関長の承認が必要であるが、その期間の要件の緩和)を行うことにより、在庫管理が容易になるなど国際物流に係るビジネス環境が大きく改善され、従来の通関業務や輸送の代行業にとどまっていた日本の航空フォワーダー・海上フォワーダーが外国企業の代理人となり、外国企業の供給ルート全体のサービスを行うことで、総合的な国際物流サービスへの高度化を図る。	関税法第43条の3、関税法第56条並びに関税法第62条の10により、3ヶ月を超えて外国貨物を置く(場合、税関長の承認が必要とされている事項について	3ヶ月の要件を大幅に改善し、再延長の手続きの簡素化を図る。	3ヶ月を超えた場合、また、再延長の2年を超えた場合に税関長の承認が必要となり、物流企業はその都度再延長の書類を作成している。財務省からは再延長の手続きは簡易な書面により可能であり、現行法で対応可能とすることで、簡易な書面でも、書類作成業務が生じ、事務量並びに物流コストの増大となっている。	財務省	0700260		
1267	1267040	12	千葉県	12000	国際空港・港湾特区	4	税関区域を越えたクロス申告の実施				輸出入申告に当たって、他の税関管内の営業所に設置された電子情報処理端末から申告ができないシステムとなっており、成田空港(東京税関)と千葉港・水更津港(横浜税関)への申告を同一の営業所で行うことができず、航空貨物と海上貨物の選択に不便なため、税関区域を越えたクロス申告を認める。	税関管轄の異なる営業所に設置された電子情報処理端末からの輸出入申告が行えないシステムについて	特区内の営業所に設置された電子情報処理端末から、管轄の異なる税関への輸出入申告が行えるようシステムを変更する	通関業務法第9条の営業区域の制限等から、他税関への申告が行えない電算システムとなっている。	財務省	0700280		
1267	1267050	12	千葉県	12000	国際空港・港湾特区	5	通関業務の時間外手数料である臨時開庁手数料の廃止	7302 7303	A		特区において、通関業務の時間外手数料である臨時開庁手数料について、2分の1に軽減されることであるが、物流企業の国際競争力を確保するためには、コストの低減とリードタイムの短縮を図ることが最も重要であり、そのためには、通関手続きの24時間サービスを原則とすべきである。この観点から、臨時開庁手数料については、軽減ではなく、廃止すべきである。	「通関業務の時間外(夜間及び土日祝祭日)手数料である臨時開庁手数料の廃止」を行うことにより、物流コストの低減とリードタイムの短縮を実現し、成田空港及び千葉港・水更津港における通関サービスの充実を図る。	関税法第100条により、通関業務の時間外手数料である臨時開庁手数料について法令で定める額の手数料を税関に納めなければならない事項について	通関業務の時間外手数料である臨時開庁手数料の廃止		通関業務の時間外に開庁手続きを希望する場合には、臨時開庁の承認と臨時開庁手数料の納付が必要となり、税関職員が執務する1時間ごとに、800円～8,000円の臨時開庁手数料を納付する必要があることもあって、物流業者は、物流コストの低減を図るため、時間外の通関を依頼している。結果として、早朝並びに休日明けに開庁手続きが集中する傾向となっている。	財務省	0700290
1267	1267060	12	千葉県	12000	国際空港・港湾特区	6	危険物荷役・運送許可申請の休日受付の実施				港湾における危険物荷役及び運送許可申請の受付は平日に限られているが、港湾荷役が休日実施されることとなったこととあわせ、危険物荷役及び運送許可申請の受付を土・日・祝日に拡大することにより、荷主・ス・ズに対応した効率的な荷役が期待できる。	危険物荷役許可申請の受付について、平日に限られており、土・日・祝日には受付が行われていないことについて	現行の港湾における危険物荷役許可申請については、作業の種類、期間、場所並びに危険物の種類及び数量を具し申請することになっている。申請時間は平日の9:00から16:30に限られており、変更申請は期間の変更のみが認められているため、前荷役の遅れ等による使用船舶、使用岸壁の変更については、新たに申請する必要があり、土・日・祝日に変更が生じた場合は係留されているため、船舶運航や港湾荷役効率に支障がある。このため、海上保安部の窓口が土・日・祝日も開庁となれば、効率的な荷役体制が図られ荷主ニーズに対応した効果が期待できる。	現行の受付時間が平日に限られていることから、許可申請がこれに間に合わなかった場合は、入港・荷役を月曜日まで延期せざるを得ないことから、船舶荷役の効率的な運用を妨げている。	国土交通省	1214010		
1268	1268010	12	千葉県	12000	健康福祉千葉特区	1	痴呆高齢者グループホーム設置促進のため介護保険法第13条及び国民健康保険法第116条の2の住所地特例対象施設の拡大				千葉県では、誰もが住み慣れた地域で生活できるよう痴呆性高齢者グループホーム(以下「GH」という。)設置促進を図っているが、GHの絶対数の不足を解消するためには、他の市町村(県外を含む。)の住民も受け入れやすくなる住所地特例の拡大が必要である。	介護保険法第13条及び国民健康保険法第116条の2について、痴呆性高齢者グループホーム(GH)設置市町村に新たな負担が生じないよう、GHを住所地特例の対象施設とする。	介護保険施設に入所中の被保険者の特例について、介護保険法第13条及び国民健康保険法第116条の2の対象施設に、痴呆性高齢者グループホーム(千葉県内に限る。)を追加する。	住所地特例適用者の報告を義務づける。	他市町村(県外を含む。)住民の転居利用により、GH設置自治体の介護保険・医療費給付が増加することから痴呆性高齢者グループホーム(GH)の設置に消極的な市町村がある。	厚生労働省		

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特例の具体的要望事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード
1268	1268020	12	千葉県	12000	健康福祉千葉特区	2	知的障害者地域生活支援のため指定居宅事業者の指定基準の緩和				知的障害者が住み慣れた地域で生活を送るよう、痴呆性高齢者グループホーム(介護保険法、痴呆対応型共同生活介護)(以下「GH」といふ。)を共同利用しながら家事・介護の補助等を行うことで一時的就労の場としての可能性を模索すること、及び社会福祉資源の不足している地域ではその資源を有効活用できるよう、知的障害者のGH利用が必要である。	知的障害福祉法第15条の17に係る「指定居宅事業者等の人員設備及び運営に関する基準」について、知的障害者が痴呆性高齢者グループホーム(GH)を利用できるよう、当該GHを知的障害者地域生活援助事業所に指定する。	第83条「世話人の員数は、専ら当援助の提供に当たる世話人が1人以上。」を「混合利用の場合は介護従事者を世話人と見なす」に、第4条「入居定員4人以上7人以内」を「混合利用の場合は人数指定を要しない」等に関し混合利用の特例を設ける。	介護保険法による痴呆性高齢者グループホームを使用する場、その事業者は指定基準を満たすことができないため、知的障害者への支援員が支給されない。	厚生労働省		
1269	1269010	12	千葉県	12000	個性が輝く教育推進特区	1	相当免許状所有者以外の職権種への任用に関する教育職員免許法の緩和				現行の免許法では、中学校免許所有者が小学校の学級担任を行ったり、小学校免許所有者が中学校教科担任を行ったりするのは相当免許状を取得している者に限られているため、それ以外の者については、本来免許法認定講習で対応するべきであるが、免許取得に係る期間及び予算上の課題もあり、緊急性及び必要性のある地域においては、特区として弾力化をはかることが適切であることから、	教育職員免許法第3条により、教育職員は、各相当の免許状を有する者でなければならないと定められている事項について	小・中学校再免許所有者が十分な数に達するまでの特例として、現職教員のうち、中学校免許所有者を小学校学級担任に、小学校免許所有者を中学校教員に任用できるようにする。	教育職員免許法第16条の5第1項において、中学校又は高等学校の教諭の免許状を有する者は、小・学校の専任教員と定められているが、学級担任となることはできない。	文部科学省		
1270	1270010	32	島根県松江市	32201	幼保一元化特区	1	学校設置者以外の学校管理・運営の容認	8101	C-1	学校の管理・運営について、社会福祉法人などの公共的団体であれば委託可能となるよう要望する。	当市には、市内中心部の幼児数の多い地域と周辺部の幼児数が極めて少ない地域があるが、幼児数が少ない地域においても幼稚園教育に対する市民ニーズが存在する。このような市民ニーズに応えるために、社会福祉法人が設置した保育所に市が幼稚園を併設し、社会福祉法人へ管理運営を委託する方法が効果的である。このような制度の担保は、民間活力の導入、効率的な財政運営を可能とする。また、幼稚園児が異年齢児を含めた多くの園児の中で教育を受けることを可能とする。	教育基本法第6条第1項、学校教育法第2条、第5条第1項において、学校設置者以外の学校管理・運営は認められていないこと	社会福祉法人などの公共的団体であれば幼稚園の管理運営を委託することができるよう要望する。(幼稚園設置者である社会福祉法人は、管理運営を行うことが認められている)	市内周辺部の幼児数が極めて少ない地域においては、民間が幼稚園を設置することは経費上困難である。このような状況のなかで幼稚園を経営するためには、公立による幼稚園設置運営、保育所の定員枠内で保育に欠けない児童を受け入れる、私立に対する運営費補助金の支出が考えられない。については、保育所待機児童の解消を求められている状況下では困難であり、については、一行政区域内で他の私立幼稚園が存在する状況下では、公平性の観点から困難である。以上のことから教育基本法第6条第1項、学校教育法第2条第5条1項の規制により、民間活力の導入が阻まれている。	文部科学省		
1270	1270020	32	島根県松江市	32201	幼保一元化特区	2	幼稚園と保育所の設置基準の統一	9323	C-1	(管理コード8107)については、一部特例措置として認められたが、現実に保育所と幼稚園を一体的に運営する際には、更なる柔軟な対応が必要であり、設置基準の統一を要望する。	当市では、幼保一体型施設を計画中であるが、今後幼保一元化を具体的に検討するなかで、できる限り規制のない自由な発想で、子どもの育ちを大切にしたい。また、市民ニーズにあった子育て支援ができるようなシステムを構築したいと考えており、このためには基準の一元化が必要である。	児童福祉法第45条、児童福祉施設最低基準 第32条、第33条 学校教育法施行規則 第74条 幼稚園設置基準の双方に設置基準があること	幼稚園と保育所を一体的に運営する場合、幼稚園・保育所が統一された幼稚園独自の設置基準により、教育・保育活動を行うことを可能とする。	幼保一体化施設のみ対象	人員配置については、それぞれの設置基準・最低基準に合わせ別々に算出するものの、合理的で明確な人員配置が難しい。また、合同保育をした場合の責任の所在について、幼稚園のクラスに入った保育所児童は今回の特区事項で明確になったが、保育所のクラスに入った幼稚園児については明確ではなく、それぞれの責任分野が不明確となっている。施設については、保育所は定員の弾力化等による年度途中入所の増加で入所児童数や年齢が常に変動するため柔軟な対応が必要であるが、幼稚園保育所が別々の基準のままでは、地域の実情に応じた弾力的な運営が難しい。また、幼稚園・保育所に縛られる子どもの育ちに合わせた施設よりも制度に合わせた施設にならざるを得ない。	厚生労働省	
1270	1270030	32	島根県松江市	32201	幼保一元化特区	3	幼保一元化の推進のための特例	8107	A	(管理コード8107)については、一部特例措置として認められたが、現実に保育所と幼稚園を一体的に運営する際には、更なる柔軟な対応が必要であり、設置基準の統一を要望する。	当市では、幼保一体型施設を計画中であるが、今後幼保一元化を具体的に検討するなかで、できる限り規制のない自由な発想で、子どもの育ちを大切にしたい。また、市民ニーズにあった子育て支援ができるようなシステムを構築したいと考えており、このためには基準の一元化が必要である。	児童福祉法第45条、児童福祉施設最低基準 第32条、第33条 学校教育法施行規則 第74条 幼稚園設置基準の双方に設置基準があること	幼稚園と保育所を一体的に運営する場合、幼稚園・保育所が統一された幼稚園独自の設置基準により、教育・保育活動を行うことを可能とする。	幼保一体化施設のみ対象	人員配置については、それぞれの設置基準・最低基準に合わせ別々に算出するものの、合理的で明確な人員配置が難しい。また、合同保育をした場合の責任の所在について、幼稚園のクラスに入った保育所児童は今回の特区事項で明確になったが、保育所のクラスに入った幼稚園児については明確ではなく、それぞれの責任分野が不明確となっている。施設については、保育所は定員の弾力化等による年度途中入所の増加で入所児童数や年齢が常に変動するため柔軟な対応が必要であるが、幼稚園保育所が別々の基準のままでは、地域の実情に応じた弾力的な運営が難しい。また、幼稚園・保育所に縛られる子どもの育ちに合わせた施設よりも制度に合わせた施設にならざるを得ない。	文部科学省	
1270	1270040	32	島根県松江市	32201	幼保一元化特区	4	幼保一元化の推進のための特例	8104	D	(管理コード9318-002)については、全国的に実施することとされたが、幼稚園教諭の資格・保育士資格いずれの所有であっても、幼稚園・保育所での教育・保育が可能となるよう要望する。	幼稚園・保育所いずれの幼児も同じ就学前の子どもの位置づけ、より多様化する教育保育ニーズに対応するため、幼保の一元化や幼稚園・保育所の人事交流が必要であり、幼稚園教諭と保育士の資格の統合を希望するもの。	学校教育法第81条、学校教育法施行規則 第74条、幼稚園設置基準 児童福祉法第18条6、児童福祉施設最低基準第33条の双方に基準があること	幼稚園と保育所を一体的に運営する場合、幼稚園教諭の資格・保育士資格いずれの所有であっても、幼稚園・保育所での教育・保育が可能となるよう要望する。	幼稚園・保育所を一体的に運営する場合、幼稚園教諭の資格・保育士資格いずれの所有であっても、幼稚園・保育所での教育・保育が可能となるよう要望する。	幼稚園・保育所では、市民ニーズが多様化し加えて子育て支援の必要性も増大しており、幼稚園や保育所の運営のあり方を見直す必要がある。また、幼稚園教諭や保育士も今まで以上に様々な対応が求められる。幼稚園を設置したり人事交流をして様々な経験をすることが必要である。このような状況のなかで、相互の資格の有無によって、スムーズな幼稚園の職員配置や人事交流が阻まれる。	文部科学省	
1270	1270050	32	島根県松江市	32201	幼保一元化特区	5	幼稚園教諭保育士資格の相互取得の容易化	9318-002	B	(管理コード9318-002)については、全国的に実施することとされたが、幼稚園教諭の資格・保育士資格いずれの所有であっても、幼稚園・保育所での教育・保育が可能となるよう要望する。	幼稚園・保育所いずれの幼児も同じ就学前の子どもの位置づけ、より多様化する教育保育ニーズに対応するため、幼保の一元化や幼稚園・保育所の人事交流が必要であり、幼稚園教諭と保育士の資格の統合を希望するもの。	学校教育法第81条、学校教育法施行規則 第74条、幼稚園設置基準 児童福祉法第18条6、児童福祉施設最低基準第33条の双方に基準があること	幼稚園と保育所を一体的に運営する場合、幼稚園教諭の資格・保育士資格いずれの所有であっても、幼稚園・保育所での教育・保育が可能となるよう要望する。	幼稚園・保育所を一体的に運営する場合、幼稚園教諭の資格・保育士資格いずれの所有であっても、幼稚園・保育所での教育・保育が可能となるよう要望する。	幼稚園・保育所では、市民ニーズが多様化し加えて子育て支援の必要性も増大しており、幼稚園や保育所の運営のあり方を見直す必要がある。また、幼稚園教諭や保育士も今まで以上に様々な対応が求められる。幼稚園を設置したり人事交流をして様々な経験をすることが必要である。このような状況のなかで、相互の資格の有無によって、スムーズな幼稚園の職員配置や人事交流が阻まれる。	厚生労働省	
1271	1271010	11	八潮市	11234	リサイクル推進特区	1	古物営業法において、古物営業を行う場合、公安委員会の許可を受けなければならない等の規制があるが、地方自治体については、この法律の適用外とする。				古物営業法において、古物営業を行う場合許可を受けなければならないが、取り売りの届け出、営業の制限があるが、行政の参入により自由な取引を可能とするため	地方自治体が古物の営業を行う場合、古物営業法の適用除外となることについて	古物営業法の適用除外となることにより、事業運営が円滑になる。	古物営業法第3条により、古物営業の許可を受けなければならない。第14条により、営業の制限がある。	警察庁	0100050	
1272	1272010	11	埼玉県八潮市	11234	職業安定所(ハローワーク)の権限(雇用あっせん業務等)の一部を市に委譲	2	職業あっせん事業に関する実施主体の拡大				国が専任としている職業あっせん事業の主体者を市町村まで拡大し、地域における求人・求職のニーズに、より迅速に対応できるようにするため	雇用対策法第4条、第5条、第18条及び職業安定法第5条により、職業あっせん業務が国(給付事務)については国と都道府県)の専任事務と定められている事項について	当該要件を改正し、市町村に権限を委譲する。	市町村は、当該市町村のみを対象とし、利用する住民の方は公共職業安定所と居住する市町村のどちらでも利用可とする。	職業紹介等の事業については、雇用対策法第4条及び職業安定法第5条により、国の行う職務と定められており、市町村には雇用対策法第27条により国に協力するものと定められている。	厚生労働省	
1273	1273010	44	大分県	44000	大分港環境・産業活性化・物流特区	1	高圧ガス製造設備のレイアウト基準の緩和				高圧ガス製造設備外面から特定製造事業所境界線まで2.0mの距離が必要だが、一律2.0mの規定を性能規定に変更する事によって高圧ガスプラント所要敷地面積を減少させ、土地の活用を図ることにより、既存設備の増強や新規展開が可能となる。	高圧ガス製造設備のレイアウト基準	隣接事業所の合同事業所構築による担保 ・現行の設置基準が担保する安全性と同等の安全性が確認される。高圧ガス設備位置の基準見直し(安全性の程度に応じた見直し)による総合的安全性の担保	高圧ガス製造設備建設時に広い敷地を必要とする。	経済産業省	1150020	
1273	1273020	44	大分県	44000	大分港環境・産業活性化・物流特区	2	高圧ガス製造設備のレイアウト基準の緩和				保安区画内の高圧ガス設備外面から隣接保安区画内の高圧ガス設備まで3.0m以上の距離が必要だが、一律3.0mの規定を性能規定に変更する事によって高圧ガスプラント所要敷地面積を減少させ、土地の活用を図ることにより、既存設備の増強や新規展開が可能となる。	高圧ガス製造設備のレイアウト基準	各事業所のレイアウト状況等を踏まえた安全性が確認された場合、安全性の程度に応じた距離緩和が可能とするものとする。	・現行の設置基準が担保する安全性と同等の安全性が確認される。高圧ガス設備位置の基準見直し(安全性の程度に応じた見直し)による総合的安全性の担保	同上	経済産業省	1150030
1273	1273030	44	大分県	44000	大分港環境・産業活性化・物流特区	3	危険物製造所の保安距離の緩和				危険物製造所は高圧ガス製造施設まで2.0m以上の距離が必要だが、一律2.0mの規定を性能規定に変更する事によって危険物製造所や高圧ガスプラント所要敷地面積を減少させ、土地の活用を図ることにより、既存設備の増強や新規展開が可能となる。	危険物製造所の保安距離	各事業所のレイアウト状況等を踏まえた安全性が確認された場合、当該距離は自主基準によるものとする。	・現行の設置基準が担保する安全性と同等の安全性が確認される。危険物製造所位置の基準見直し(自主基準による見直し)による総合的安全性の担保	危険物製造所建設時に広い敷地を必要とする。	総務省(消防庁)	0404050
1273	1273040	44	大分県	44000	大分港環境・産業活性化・物流特区	4	危険物屋外貯蔵タンクの保有空地の緩和				屋外貯蔵タンクの周囲には、危政令や危規則によって定められた保有空地が必要だが、これらの一律規定を性能規定に変更する事によって危険物屋外貯蔵タンク所要敷地面積を減少させ、土地の活用を図ることにより、既存設備の増強や新規展開が可能となる。	危険物屋外貯蔵タンクの保有空地	各事業所のレイアウト状況等を踏まえた安全性が確認された場合、当該距離は自主基準によるものとする。	・現行の設置基準が担保する安全性と同等の安全性が確認される。危険物屋外貯蔵タンク位置の基準見直し(自主基準による見直し)による総合的安全性の担保	危険物屋外貯蔵タンク建設時に広い敷地を必要とする。	総務省消防庁	0404060
1273	1273050	44	大分県	44000	大分港環境・産業活性化・物流特区	5	ボイラー・第1種圧力容器の性能検査の緩和	9139	B	コンビナート企業群の活性化のため、追加メニューとして提案	ボイラー、第1種圧力容器は現行法では毎年1回の運転を停止しての性能検査を行う必要があるが、この検査頻度を緩和し生産効率を向上させる。	ボイラー、第1種圧力容器の性能検査	各事業所の当該設備の安全性が確認された場合、先進諸外国並に自主基準にする。上限は1回/5年とする。	・現行の検査基準が担保する安全性と同等の安全性が確認される。ボイラー・圧力容器の性能検査基準見直し(先進諸外国並の自主基準による見直し)による総合的安全性の担保(現行認定制度より軽微な内容)	厚生労働省		

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特例の具体的要望事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード
1273	1273060	44	大分県	44000	大分港環境・産業活性化・物流特区	6	環境影響評価の手順等の簡略化				現在、環境影響評価の実施に際し、評価のためのデータ取得や縦覧日数及び説明会開催等について多大な時間と費用を要しているため、これを削減する。	環境影響評価手順、評価項目及び評価の為に利用できるデータの種類と期間等の基準	評価用データの取得方法の簡略化や環境影響評価手順の時間短縮(縦覧日数短縮、事前評価に用いる採用可能なデータ利用期間延長等)が可能なものとする。	左記のとおり	環境影響評価の実施に際し、評価の縦覧、説明会開催及び評価のためのデータ取得等多大な時間と全額を要する。	環境省	1300150
1273	1273070	44	大分県	44000	大分港環境・産業活性化・物流特区	7	瀬戸内海環境保全特別措置法の事前評価に関する事項の緩和				特定施設を設置又は構造等を変更する場合は、原則として事前評価が必要であるが、現在、事前評価を要しない1項の例として、第7条の2において1日あたりの排水の量が增大しないことになっている。従って、わずかな水量の増加でもCOD等の測定等多大な時間と費用を要しているためこれを削減する。	事前評価を要しない場合の基準	排水量がわずかに増大しても水質環境への影響が許容できる範囲である場合(例えば、10%未満の水量増加の場合)には、事前評価は要しないとする。	事前評価を要しない場合の項目に但し書きを付す。	わずかな水量の増加で排水水域のCOD等の多地点測定が必要で、多くの時間と経費を要する。	環境省	1300170
1273	1273080	44	大分県	44000	大分港環境・産業活性化・物流特区	8	危険物荷役新規申請が土、日、祝日できるようなしみ				現状、危険物荷役の新規申請は土、日、祝日はできない。これを、土、日、祝日も可能にすることにより生産活動の効率化と船料費用の削減を図る。	危険物内航船の土、日、休日の荷役許可(海上保安庁)	危険物荷役の新規申請を土、日、祝日にもできるようにする。(船の変更、遅れなどによって急きょ土、日、祝日に出荷する場合に対応できない。)	急きょ土、日、祝日に出荷せざるを得ないときに対応できないので通明け出荷となることや船料料経費が発生する。	国土交通省	1214010	
1273	1273090	44	大分県	44000	大分港環境・産業活性化・物流特区	9	危険物積載タンカーの船間距離基準の緩和				「危険物積載タンカーの船間距離30m以上」を短くすることにより船の調達自由度を向上させる。	危険物積載タンカーの船間距離基準	危険物積載タンカーの船間距離を30m以上としなければならないことになっているが、安全が認められた場合、その距離をもっと短く(例えば20m以上)する。	相隣接するバースの同時着岸作業がないこと及び気象条件が当該バースの気象限界内であることで安全を確認する。	入港する船に制限が生じる	国土交通省	1214030
1274	1274010	44	大分県	44000	留学生特区	1	外国人の在留資格で可能な活動範囲の拡大	5200	A	法案では、活動範囲の拡大が可能な外国人の対象が、「研究」資格を有する者に限られていることから、その対象を拡大する	対象を「研究」資格に限ったのでは人文系の留学生在が対象となりたく、卒業後の就職が促進されないことから、留学生の専攻学問と業務内容との関連を問わず、どのような業務にも従事することを可能にする	出入国管理及び難民認定法第19条第1項第1号において、別表第1の1の表、2の表及び5の表の上欄の在留資格をもって在留する者が当該在留資格に応じたこれらの長の下欄に掲げる活動に属しない収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行ってはならないと定められている事項について	人文系学部卒業の留学生に対し、広く雇用機会を提供するため、特に「人文知識・国際業務」の在留資格で一般事務職等の業務に従事することを可能にする	対象については、域内大学を卒業し、域内に就職する留学生に限定する	外国人の在留資格については、出入国管理及び難民認定法第19条第1項において、別表第1の表に定められている在留資格に属した活動に属しない活動を行ってはならないと定められており、「人文知識・国際業務」資格で、一般事務職等の業務に従事することができない	法務省	0500270
1274	1274020	44	大分県	44000	留学生特区	2	外国人の在留期間(3年又は1年)の延長	5201	A	法案では、在留期間の延長対象が特定研究活動を行う外国人に限られていることから、その対象を拡大する	域内留学生の就職後の在留期間を5年間に延長することにより、域内定住、地域住民との交流が進展し、もの・情報の交流が活発化する。また、留学生については、在留期間を4年間に延長することにより、在学中の更新手続きが不要となる。	出入国管理及び難民認定法第2条の2第3項において、外交、公用及び永住者の在留資格以外の在留資格に伴う在留期間は、3年を超えることができないと定められている事項について	域内大学を卒業後、就職した留学生の在留期間を5年間に延長するとともに、4年制大学に在学する留学生につき、在留期間を4年に延長する	対象については、域内大学を卒業し、域内に就職する留学生及び域内大学に在学中の留学生に限定する	出入国管理及び難民認定法第2条の2第3項により、各在留資格には3年を超えない範囲で在留期間が定められているが、現状では短期間であるために外国人の定着が促進されない。また、留学生の場合、在留期間が「2年又は1年」であり、在学中に必ず更新手続きを行う必要がある	法務省	0500400
1274	1274030	44	大分県	44000	留学生特区	3	外国人の「短期滞在」資格の制限緩和(上限90日の延長)				留学生在が、就職先が決まらずに卒業に至った場合、在留資格を短期滞在に切り替えても滞在期間は最大90日しかなく、3月末または3月末に卒業した留学生在が以後90日以内に採用される可能性は極めて低いことから、その期間を180日に延長する	出入国管理及び難民認定法施行規則第3条及び別表第2において、「短期滞在」資格の在留期間を90日、30日、または15日と定められている点について	域内大学を卒業し、滞在資格を「短期滞在」に切り替えた留学生の滞在期間を最長180日に延長する	域内留学生在が卒業後、就職活動を行う場合に限り	我が国の採用形態は4月一斉採用であるため、3月末または9月末に卒業した留学生在が滞在資格を短期滞在に切り替えたとしても、滞在期間を最長90日に制限されているため、同期間内に採用される可能性は極めて低い	法務省	0500670
1274	1274040	44	大分県	44000	留学生特区	4	留学生の資格外活動の制限緩和(週28時間の延長)				資格外活動を行う場合に制限される週28時間の規定を週40時間に延長することにより、留学生の有償長期インターンシップへの参加が可能となり、留学生の経済的支援が果たされるとともに、域内留学生の卒業後の地元就職が促進される	出入国管理及び難民認定法第19条、同法施行規則第19条、第19条の2及び法務省通達で、「留学」の在留資格を有する外国人が資格外活動をする場合に、その上限を週28時間と定められている事項について	域内留学生在が有償長期インターンシップに参加する場合に限り、上限を週28時間から週40時間に延長する	域内留学生在が域内企業の有償長期インターンシップに参加する場合に限定する	留学生在が有償長期インターンシップに参加する場合、上限週28時間では継続した活動ができず、十分な成果をあげられない。また、留学生の経済状況も改善されない	法務省	0500680
1274	1274050	44	大分県	44000	留学生特区	5	留学生の公営住宅入居制限の緩和				公営住宅の入居に関し、広く域内留学生に開放することは、空き室の入居促進が果たされるほか、その雇働家賃は留学生の経済的援助にも十分つながるものである。	公営住宅法第23条に入居者資格として「現に同居し、又は同居しようとする親族があること」等の要件が定められている事項及び公営住宅法施行令第6条等において、公営住宅への単身者入居資格に年齢制限(50歳以上)、身体障害者、難病患者、原爆被爆者、生活保護受給者であること等の要件が定められている事項について	域内留学生の公営住宅への入居を可能とする	対象を域内留学生に限定するものとし、入居応募者多数の場合には一般国民(市民)と同様の条件下で抽選を実施	留学生数が100人に2人という割合に達しようとしている別府市であるが、留学生の住環境整備については未だ十分とはいえず、未活用となっている公営住宅の空き室入居に関し弾力的な活用が求められる	国土交通省	1206030
1275	1275010	42	佐世保市	42202	国際観光交流特区	1	ハウステンボス内における免税店の設置				ハウステンボスへの海外からの観光客の増加による、佐世保市の国際観光交流の促進	関税法第43条において制限されている保税設置場の許可の要件	税関空港等でしか認められていない外国貨物の保税販売を、国際交流を目的とする施設内でも認める。ハウステンボスを保税設置場として許可し施設内において販売する輸入品並びに国内製品(タバコ等空港の免税店と同等のもの)について免税とする。	・パスポート等による海外観光客である確認 ・税関空港での商品の受け渡し	関税法第43条及び関税法基本通達43-1の要件により税関空港等でしか認められない。	財務省	0700300
1276	1276010	14	秦野市	14211	民間企業による「秦野ふるさと村」の創出	1	「農地の権利移動等に係る許可要件の緩和	10109	C-1	「民間企業が行なう従業員のための福利厚生場の提供	「民間企業が行なう従業員の福利厚生のための活動機会の場の提供 ・荒廃する農地の解消と里山の整備	「農地法第3条の農地の権利移動等の規制緩和	「民間企業が農地を所有及び使用する際の農地法第3条の規制緩和	「市が介在し、農地の権利移動等に際し	「民間企業の農地所有及び使用については、農地法第3条により制限が定められ農地所有及び使用ができない。	農林水産省	1000080
1276	1276020	14	秦野市	14211	民間企業による「秦野ふるさと村」の創出	2	「農地転用の許可要件の緩和	10113	C-2	「民間企業が行なう従業員のための福利厚生施設としての加工施設、実験施設、体験施設など多様な農地利用の拡大	「民間企業ニーズに応じた農業や森林保全活動の場の提供 ・荒廃する農地の解消と里山の整備	「農地法第4条及び第5条の農地転用の規制緩和	「民間企業が農地を使用する際の農地法第4条及び第5条の農地転用の規制緩和	「市が介在し、農地の使用について協定を結ぶ。	「民間企業が転用目的を持って農地を取得する場合、農地法第4条及び第5条により制限が定められ農地転用ができない。	農林水産省	1000550
1276	1276030	14	秦野市	14211	民間企業による「秦野ふるさと村」の創出	3	「市街化調整区域内における開発許可対象要件の緩和	12501	D	「民間企業が行なう従業員のための福利厚生活動の拠点としての開発の拡大	「民間企業が展開する農業生産及び林業活動の場の提供 ・荒廃する農地の解消と里山の整備	「都市計画法第34条第10号の口及び第29条第1項2号の市街化調整区域の開発の規制緩和	「民間企業が市街化調整区域内において行う農業及び林業活動の拠点施設の開発にかかわる都市計画法第34条第10号の口及び第29条第1項2号の規制緩和	「市が介在し、開発に際し条件付けをする。	「市街化区域内における開発は、都市計画法第34条第10号の口及び第29条第1項2号により制限が定められ開発ができない。	国土交通省	1200140
1277	1277010	9	真岡市	9209	教育特区	1	幼稚園入園に関する年齢制限の緩和				幼稚園入園に関する年齢制限から、満2歳の誕生日からの幼稚園教育が実施できないことから、年齢制限の引き下げを要望する。	学校教育法第80条において、幼稚園に入園することのできる者は、満3歳からとされている下限の制限について	満2歳までに引き下げ	2歳児に対する教育カリキュラムの提出	幼稚園教育の対象は満3歳児からと定められており、乳幼児期からの幼稚園教育は実施できない。	文部科学省	
1278	1278010	9	鹿沼市	9205	社協・事業団統合特区	1	昭和46年7月16日付 社底第121号厚生省社会局長・児童家庭局長連名通知に基づく(指導の規制の特例				地域福祉のソフト部門を担当する社会福祉協議会と施設経営のハード部門を担当する社会福祉事業団を統合することにより、総合的福祉活動の展開、業務の円滑化、市民理解度の高揚、事務の効率化を図る。また、職員の配置転換により民間の参入を容易にし、併せて、将来的には運営の民間委託も視野に入れる。しかし、国・東では昭和46年7月16日社底第121号厚生省通知「社会福祉事業団等の設立及び運営基準について」及び、平成14年8月21日産児発第0821001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長等通知「社会福祉事業団等の設立及び運営の基準について」に基づき、統合による社会福祉協議会への委託は困難(民間法人への委託が優先)であると指導がされている。この指導による規制の特例を定めるものである。	鹿沼市社会福祉事業団・鹿沼市社会福祉協議会	社会福祉協議会と社会福祉事業団の統合により社会福祉協議会に一本化し、市が設置した社会福祉施設について管理委託が可能となるような、現在の指導による規制の特例	昭和46年7月16日社底第121号厚生省通知「社会福祉事業団等の設立及び運営基準について」及び、平成14年8月21日産児発第0821001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長等通知「社会福祉事業団等の設立及び運営の基準について」に基づき、統合による社会福祉協議会への委託は困難(民間法人への委託が優先)であると指導がされている。	厚生労働省		
1279	1279010	9	足利市、佐野市、群馬県桐生市、太田市、館林市	9202・9204、10203、10205、10207	両毛地域振興圏(U)特区	1	当せん金付証券の発売特定市の指定				栃木・群馬両県にある両毛5市は、人口も58万人余あり、政令指定都市並の人口規模を有している。この地域は従来から種々交流を行ってあり、両毛5市の市民生活向上のため、互いに効果的な連携を図ってきた。今後、一層の連携を図っていくこととしているが、新たな課題として、市民共通の利益に供する施設確保の必要性もでてきた。そこで、連携事業に係る行政運営上の効果的財源確保の手段として、当せん金付証券の発売を行える特区の提案を行うもの。	当せん金付証券の発売可能な都市は、全国都道府県並びに特定市(政令指定都市及び総務大臣が指定する市)となっているものを特例を設ける。	栃木・群馬両県にある両毛5市を「当せん金付証券法」に規定する特定市(政令指定都市)に準ずる扱いとしての規制の特例を設ける。	当せん金付証券の発売可能な都市は、全国都道府県並びに特定市(政令指定都市及び総務大臣が指定する市)となっている。	総務省	0402080	

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特例の具体的要望事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード
1280	1280010	9	宇都宮市	9201	不登校児童・生徒対応特区	1	・学校設置に関する設置基準の緩和 ・教員配置に関する配置基準の緩和				・学校の設置基準によらない学校の設立 ・学校の学級数によらない教員の配当	小・中学校における不登校児童・生徒	市内の空きスペースを利用した不登校児童・生徒のための学校を設立し、一人一人の個性や適性に応じた指導・支援を行う。指導者としては、専任の教員、指導助手や市民、ボランティアなど、学校という既存の概念にとらわれない幅広い人材をあてるとともに、スクールカウンセラーや教育学等専攻の学生サポーターなどの協力を得る。なお、不登校児童・生徒の籍については、前籍校へ転校したり、卒業校を柔軟に決定したりできるようにする。	・学校を設置する際には、学校教育法第3条に規定された設置基準に従わなければならない。学校への抵抗感を持つ不登校児童・生徒にとって通いやすい、空きスペース等を利用した学校の設置をすることができない。学級数について、学校教育法施行規則第16条、51条により、学級数によって決められており、児童・生徒の実態や、多様な学習や体験活動に応じた人的配置をすることができない。	文部科学省		
1280	1280020	9	宇都宮市	9201	不登校児童・生徒対応特区	2	学習指導に関する、教科数・授業時数、学習内容の緩和				・学校において履修する教科、領域の数や学習指導要領に示された学習内容によらない教育課程の編成と実践が可能な学校の設立	小・中学校における不登校児童・生徒	市内の空きスペースを利用した不登校児童・生徒のための学校を設立し、一人一人の個性や適性に応じた指導・支援を行う。指導者としては、専任の教員、指導助手や市民、ボランティアなど、学校という既存の概念にとらわれない幅広い人材をあてるとともに、スクールカウンセラーや教育学等専攻の学生サポーターなどの協力を得る。なお、不登校児童・生徒の籍については、前籍校へ転校したり、卒業校を柔軟に決定したりできるようにする。	・学校において履修する教科、領域の数や学習内容が、学校教育法や学習指導要領により示されており、不登校児童・生徒の実態に応じた学習や体験活動を設定することができない。	文部科学省		
1280	1280030	9	宇都宮市	9201	不登校児童・生徒対応特区	3						小・中学校における不登校児童・生徒	市内の空きスペースを利用した不登校児童・生徒のための学校を設立し、一人一人の個性や適性に応じた指導・支援を行う。指導者としては、専任の教員、指導助手や市民、ボランティアなど、学校という既存の概念にとらわれない幅広い人材をあてるとともに、スクールカウンセラーや教育学等専攻の学生サポーターなどの協力を得る。なお、不登校児童・生徒の籍については、前籍校へ転校したり、卒業校を柔軟に決定したりできるようにする。		文部科学省		
1281	1281010	27	大阪市	27100	新産業創造(知的ビジネス創成・集客)特区	01	電波伝搬障害防止制度の緩和	4605	E-2	前回の国からの対応は、伝搬障害の利害関係者の協議のために電波法が必要との回答であったが、本提案は電波法の趣旨を理解した上で、当事者間の協議にあたって、工事停止期間の2年の短縮をお願いしているものである。	無線局の免許人による重要無線通信を確保するため、工事停止期間の2年が規定されているが、都市開発の手続きのスピードアップを図るため	都市再生緊急整備地域の建築物を対象に	電波法第102条の6に規定されている建築主の工事停止期間の2年を1年に緩和する。	特に必要なし	総務省	0405060	
1281	1281020	27	大阪市	27100	新産業創造(知的ビジネス創成・集客)特区	02	都市公園における民間施設設置の拡充				都心部において、緑とオープンスペースを多く確保し、民間と一体となった賑わいのある都市公園整備を推進するとともに、土地の有効・高度利用を図るため	都市公園法第2条及び都市公園法第7条に限定列挙された都市公園の公園施設及び占用物件を対象に	民間が設置する施設等(店舗、地下駐車場等)を公園のオープンスペース機能の保持に留意の上、条例により追加できるようにする。	都心部では高密度に土地利用されており、また地価も高いことから都市公園の整備が進まない。民間と一体となった効率的な都市公園整備を行う場合、都市公園法の公園施設や占用物件についての規定が支障となっている。	国土交通省	1203230	
1282	1282010	27	大阪市	27100	国際交易特区	01	港湾労働者派遣事業における派遣就業日数規制の緩和				港湾労働者の派遣就業日数規制により、港湾運送事業の流動性に対応する労働力の確保に苦慮していることから、より一層円滑な港湾労働者の融通を図るため	港湾労働法第14条第1項第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める、派遣労働者の就業日数の制限について	就業日数の制限を緩和する。	対象となる労働者について、企業常用労働者としての保護が損なわれなことを証明する資料の提出。	港湾労働法第14条第1項第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める日数を定める告示において、派遣労働者一人につき、一月あたり五日を超えて派遣就業をすることができない。	厚生労働省	
1283	1283010	13	立川市	13202	「たちかわ都市軸にぎわい」特区(仮称)	1	道路使用・占用に関する許可の届出制への変更、もしくは許可条件の緩和と手続の簡素化				JR立川駅から立川基地跡地地区周辺の賑わいや機能集積を図り地域経済の活性化の拠点的位置付けを持つ自転車歩行者専用道路である都市軸の活発な活用を図るため。	道路交通法第77条・第78条に基づく道路使用許可と、道路法第32条・第33条に基づく(道路占用許可)について、	許可の届出への変更、もしくは許可条件の緩和と許可手続の簡素化を図る。	都市軸に区域を限定している。また、安全確保について、協議組織を設置し、可能な限り自主的、かつ適切な対応を図る。	許可条件として、イベント等の実施ごとに市等の関与が求められる。民間活力を活かしきれない。また、オープンカフェ等の商行為は認められない。	農林水産省 国土交通省	0100200 1205080
1284	1284010	13	千代田区	13101	子育て特区(幼保一元施設設置)	1	「幼稚園教育要領」と「保育所保育指針」の統合	9322			第1次提案に係る本区または他自治体提案事項への主管省庁の見解は、現行の幼稚園・保育所の枠組みを前提とした連携強化等であり、本区提案の趣旨にそぐわない。現在、「幼稚園」と「保育所」は実状として機能の差がみられなくなり、両者の統合・一元化が強く求められており、本項はそのための一手法である。	未来を担う児童を、年齢や家庭環境等で区分せず、一貫した方針に基づき育成するために	「幼稚園教育要領」と「保育所保育指針」を	統合し、0歳から就学前までの児童の総合的な育成方針を策定する。	子どもの育成環境が、保護者の就労形態などで「幼稚園」と「保育所」に区分され、一貫した育成方針による養護・教育を受けられない。	文部科学省 厚生労働省	
1284	1284020	13	千代田区	13101	子育て特区(幼保一元施設設置)	2	「幼稚園教諭」と「保育士」の資格の一元化	9318-001 1&002	C-1 B		第1次提案に係る本区または他自治体提案事項への主管省庁の見解は、現行の幼稚園・保育所の枠組みを前提としたものであり、本区提案の趣旨にそぐわない。「幼稚園教諭」と「保育士」の両資格を取得しやす(く)という程度の対応では抜本的な解決となり得ない。現在、「幼稚園」と「保育所」は実状として機能の差がみられなくなり、両者の統合・一元化が強く求められており、本項はそのための一手法である。	未来を担う児童を、年齢や家庭環境等で区分せず、同一資格者が一貫した方針のもとで育成できるように	「幼稚園教諭」と「保育士」の資格を	一元化する。	子どもの育成環境が、保護者の就労形態などで「幼稚園」と「保育所」に区分され、それぞれ「幼稚園教諭」と「保育士」が別々に教育や養護にあたっている。	文部科学省 厚生労働省	
1284	1284030	13	千代田区	13101	子育て特区(幼保一元施設設置)	3	幼稚園教諭・保育士配置基準の統一				第1次提案に係る本区または他自治体提案事項への主管省庁の見解は、現行の幼稚園・保育所の枠組みを前提としたものであり、本区提案の趣旨にそぐわない。現在、「幼稚園」と「保育所」は実状として機能の差がみられなくなり、両者の統合・一元化が強く求められており、本項はそのための一手法である。	未来を担う児童を、年齢や家庭環境等で区分せず、同一環境で育成するために	「幼稚園教諭」と「保育士」の配置基準を	統一し、0歳から就学前までの児童の育成環境を一本化する。	子どもの育成環境が、保護者の就労形態などで「幼稚園」と「保育所」に区分され、それぞれの基準で「幼稚園教諭」や「保育士」が配置されている。	文部科学省 厚生労働省	
1284	1284040	13	千代田区	13101	子育て特区(幼保一元施設設置)	4	「幼稚園」と「保育所」の施設基準の統一				未来を担う児童を、年齢や家庭環境等で区分せず、同一環境で育成するために	「幼稚園」と「保育所」の施設基準を	統一し、0歳から就学前までの児童の育成環境を一本化する。	子どもの育成環境が、保護者の就労形態などで「幼稚園」と「保育所」に区分され、それぞれ別の施設基準が設けられている。	文部科学省 厚生労働省		
1284	1284050	13	千代田区	13101	子育て特区(幼保一元施設設置)	5	幼保一元施設における「保育」に欠ける児童への保育所並み補助金交付				本区または他自治体の第1次提案事項へ厚生労働省は「保育所と幼稚園の」制度の一元化を行うとした場合、制度的統一を図った後の施設やサービスの性格が不明確であることといった基本的な論点のほか、保育に欠けない児童にも保育所運営費を支給すべきなのか、また、社会福祉施設整備費を補助すべきなのかといった問題、さらに待機児童ゼロ作戦の推進のため待機児童に対する対策をより優先すべきではないかといった問題があり、保育所と幼稚園の「制度の一元化」は困難であると考え、と回答しているが、そのことについて次のとおり意見表明する。施設やサービスの性格が不明確であるというは縦割り行政の視点から見れば、第1次・今提案で本区が一貫して主張しているように、幼保一元施設は年齢や保護者の就労形態などで区別・差別せず一貫した方針のもとに0歳から就学前までの児童を育成する21世紀型施設であり、性格は明確である。「保育に欠けない児童にも保育所運営費を支給することは求めない。幼保一元施設で育成する児童のうち、「保育」に欠ける、要件を満たす児童のみ運営費を支給すべきであるとの主張である。「待機児童ゼロ作戦」は重要な施策であり本区も積極的に取り組んでいる。幼保一元施設では、当然、「保育」に欠ける児童も育成するため、ゼロ作戦の支援にはならない。	未来を担う子ども達を、年齢や家庭環境等で区分することなく、一貫して育成できるように	幼保一元施設における「保育」に欠ける児童に対する補助金を	保育所並みに交付する。	子どもの育成環境が、保護者の就労形態などで「幼稚園」と「保育所」に区分され、保育所認可を得ていない場合は、保育に欠ける乳幼児を保育していても補助金が交付されない。	厚生労働省	
1284	1284060	13	千代田区	13101	子育て特区(幼保一元施設設置)	6	「保育所」入所にあたっての「保育」に欠ける要件の緩和	他自治体分 9320			第1次提案に係る本区または他自治体提案事項へ厚生労働省は「保育所に入所する児童の要件である「保育」に欠ける、保護者が自ら保育できるような児童にまで拡大することについては、市町村にそうした児童に対し保育サービスを提供する義務を課すこと、費用の一部を公費負担することに関する社会的な合意が形成されるにはいたっていない」との回答をしているが、もとより、市町村の「義務」ではなく「できる、規定にするべきである。また、費用の公費負担については、「項05」に記載のとおりである。	近年、少子化や核家族化の進行で家庭での育児不安が高まりつつある。「保育」に欠ける児童だけでなく、「保育」を必要とする児童も保育を受けられるよう	「保育所」入所にあたっての「保育」に欠ける要件を	緩和し、0歳から就学前までの児童を総合的に育成できるようにする。	子どもの育成環境が、保護者の就労形態などで「幼稚園」と「保育所」に区分され、保育に欠けていなければ、保育所に入所できない。	厚生労働省	
1284	1284070	13	千代田区	13101	子育て特区(幼保一元施設設置)	7	保護者の就労形態などで子どもの育成環境を区分する現行の「幼稚園」「保育所」制度の撤廃・再構築	9322			第1次提案に係る本区または他自治体提案事項へ文部科学省は「幼稚園の学級定員の範囲内であれば、保育所等に在籍する幼児を受入れて、合同で教育・保育活動を行うことができるよう特例を設ける」との回答をしているが、現行の幼稚園・保育所の枠組みを堅持したうえで取り組みであり、本区提案の趣旨にそぐわない。現在、「幼稚園」と「保育所」は実状として機能の差がみられなくなり、両者の統合・一元化が強く求められているのである。	未来を担う就学前の児童が、年齢や家庭環境等で区別されなくなり、一貫した育成方針による養護・教育を受けられるよう	現行の「幼稚園」「保育所」制度を	撤廃・再構築する。	子どもの育成環境を保護者の就労形態などで「幼稚園」と「保育所」に区分する現行制度は21世紀の遺物である。	文部科学省 厚生労働省	
1285	1285010	13	千代田区	13101	都市再生開発特区	1	地方税法(都市計画税)の目的の緩和				都市間競争の時代といわれる中、都心部では都市の魅力を高め、国際的都市間競争に勝ち抜いていく都市の再生を進めている。都市再生事業をスピーディに進め、地域経営を含めた都市の活性化を早急に推進するため、新たな税財政の枠組みを提案するものである。	地方税法第702条から第702条の8(都市計画税)の目的の緩和	都市再生特別地区内で、交通結節点など特に重点的な再生を目指す地域を都市再生開発特区とし、当該特区における都市計画税の一定期間における減免及び減免分を特区の既存の縦割型補助制度では対象とならなかったインフラコストやエリア全体にかかる公共的施設の整備・維持管理費等に充当することで、民間の創意工夫を活用した国際的都市の発展・回復を図る。よって、都市計画税の一定期間の減免、及び減免分を(新設的に)徴収し、指定区域の地域整備を目的とした画期的な補助ができる制度の創出をしたい。	都市再生特区区内におけるまちづくりに係る権限(都市計画法、建築基準法、地方税法等)を、特区の存する基礎的自治体に委譲し、特区区内において適用する	都市計画税は目的税ではあるが、特区を定めた場合、徴収が直に特区に還元されることがない。	総務省	0403040

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特例の具体的要望事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード
1285	1285020	13	千代田区	13101	都市再生開発特区	2	都市計画法・建築基準法の目的の緩和			都市間競争の時代といわれる中、都心区では都市の魅力を高め、国際的都市間競争に勝ち抜いていく都市の再生を進めている。都市再生事業をスピードに進め、地域経済を含めた都市の活性化を早急に推進するため、新たな税財政の枠組みを提案するものである。	都市計画法・建築基準法の目的の緩和		都市再生特別地区内で、交通結節点など特に重点的な再生を目指す地域を都市再生開発特区とし、当該特区における都市計画税の一定期間における減免及び減免分を特区の既存の縦型補助制度では対象とならなかったイニシャルコストやエリア全体にかかる公共的施設の整備・維持管理費等に充当することで、民間の創意工夫を活用した国際的都市の発展・回復を図る。よって、都市計画税の一定期間の減免、及び減免分を(新税的に)徴収し、指定区域の地域整備を目的とした画期的な補助ができる制度の創出をしたい。	都市再生特区内におけるまちづくりに係る権限(都市計画法・建築基準法・地方税法等)を、特区の存する基礎的自治体に委譲し、特区内において適用する	都庁	0403040	
1286	1286010	13	千代田区	13101	立体道路整備特区	1	道路法における立体道路制度の弾力的運用(必要要件となっている機能・条件の緩和)			道路の新設又は改築を行う場合において、適正かつ合理的な土地利用の促進を図るため、道路と建築物を一体的に整備することのできる立体道路制度(平成元年道路法改正)が創設された。しかし、規模・要件等の条件が自動車専用道等に限定されていることにより、既成市街地や密集市街地を良好に整備する再開発事業等では、活用できない状況となっている。したがって、平成13年8月都心5区(千代田、中央、港、新宿、渋谷)の都市再生に向けての提案、において提言したように、再開発等における都市の機能更新(まちづくり)において、地区特性に応じて、道路法の運用に基づくすべての要件・機能を持たずとも、幅員や位置などが良好に確保され、かつ、まちづくりの中で適切に機能分化・分離や空間整備を行う場合には、本制度を有効に活用できるようにする必要がある。このため、道路と建築物を一体的に整備するための立体道路計画制度を特区内において弾力的に活用し、地区内の効果的な都市開発を進めたい。	道路法における道路機能の目的の緩和		既成市街地で、敷地が細分化されている地区、機能更新期を迎えているが共同化等が進まない地区、高容積率が指定されているが細街路が多く土地の有効利用が困難な地区、スーパーブロック化に伴い歩行者と車の分別による安全確保が求められる地区における再開発事業等で、これまで自動車専用道路等のみ適用されていた立体道路制度を、一般道路にも適用するようにし、市街地の適正な更新や経済活性化等を図る。	都市再生特区内におけるまちづくりに係る権限(都市計画法・建築基準法・道路法等)を、特区内において緩和、適用する	国土交通省	1203680	
1286	1286020	13	千代田区	13101	立体道路整備特区	2	都市計画法及び建築基準法における道路に面する建築物制限の緩和(自動車専用道に限定されている規定の変更)			道路の新設又は改築を行う場合において、適正かつ合理的な土地利用の促進を図るため、道路と建築物を一体的に整備することのできる立体道路制度(平成元年道路法改正)が創設された。しかし、規模・要件等の条件が自動車専用道等に限定されていることにより、既成市街地や密集市街地を良好に整備する再開発事業等では、活用できない状況となっている。したがって、平成13年8月都心5区(千代田、中央、港、新宿、渋谷)の都市再生に向けての提案、において提言したように、再開発等における都市の機能更新(まちづくり)において、地区特性に応じて、道路法の運用に基づくすべての要件・機能を持たずとも、幅員や位置などが良好に確保され、かつ、まちづくりの中で適切に機能分化・分離や空間整備を行う場合には、本制度を有効に活用できるようにする必要がある。このため、道路と建築物を一体的に整備するための立体道路計画制度を特区内において弾力的に活用し、地区内の効果的な都市開発を進めたい。	都市計画法・建築基準法・都市再開発法における建築物の目的の緩和		既成市街地で、敷地が細分化されている地区、機能更新期を迎えているが共同化等が進まない地区、高容積率が指定されているが細街路が多く土地の有効利用が困難な地区、スーパーブロック化に伴い歩行者と車の分別による安全確保が求められる地区における再開発事業等で、これまで自動車専用道路等のみ適用されていた立体道路制度を、一般道路にも適用するようにし、市街地の適正な更新や経済活性化等を図る。	都市再生特区内におけるまちづくりに係る権限(都市計画法・建築基準法・道路法等)を、特区内において緩和、適用する	国土交通省	1203680	
1287	1287010	39	高知市	39201	国民宿舎運営特区	1	営利を目的とする法人への運営委託が可能となるよう運営基準の緩和			景勝地性活の魅力アップを図る方法として近傍に立地する国民宿舎についてもポテンシャルの向上を図りたい。そのためには、営利を目的とする法人へ運営委託を可能とし、公募方式にしたい。	国民宿舎の設置及び運営について(昭和38年10月16日厚生省国第123号厚生事務次官通知)の第三第1項の運営主体について		営利を目的とする法人への運営委託を可能とする	環境省	1300140		
1288	1288010	39	高知市	39201	競輪事業活性化特区	1	場外車券売場の許可及び設置基準等の緩和について			車券の売上拡大を図るためにも、ファンが購入しやすい場所(コンビニ、スーパー等)に自動発払機等を設置したいことから、	自転車競技法施行規則第12条第3条における許可申請・許可基準並びに経済産業省告示第336号における設置基準について、		ファンの利便性からも、銀行のATM設置のように前売専用場外場の設置基準で設置できるようにする。前売専用場外券売場であるため、ファンの滞留も少なく(規則第12条第一項第8号及び同第13条第一項第1号を適用除外とする。	コンビニ、スーパー等への自動発払機の設置及び各レース結果などの払戻しが不可能	経済産業省	1108010	
1289	1289010	11	熊谷市	11202	子育て支援、男女共同参画支援特区	1	市街地再開発ビルに新設される「駅前保育所」の認可基準(屋外遊戯場、待機児童要件)の緩和			女性の社会進出が叫ばれている中で子育て支援のための保育所の整備が急務となっている。駅に隣接した保育所の場合、極めて利便性が高いが、立地上、屋外遊戯場の確保や、待機児童数の問題で、認可保育所とならず、無認可の場合、割高保育料の問題で、社会進出を見合わせている女性が多い。このため、子育て支援、女性の社会進出を促進するため、駅周辺の市街地再開発事業内で新設される保育所の認可基準の緩和を図る。	児童福祉法第45条(最低基準の制定等)に規定された厚生省令「児童福祉施設最低基準基準、第32条1項6号に規定された屋外遊戯場の基準面積の緩和、保育所の設置認可等について第一保育所設置認可の指針1地域の状況の把握に規定された待機児童要件の緩和、		認可基準の内、屋外遊戯場の面積、待機児童要件についての項目を緩和する。	駅に隣接した市街地再開発事業に限定する。	厚生労働省		
1290	1290010	11	熊谷市	11202	中心市街地活性化特区	1	中小小売商業高度化事業計画の認定基準の緩和			地域に連携したTMO計画を推進するため、中小小売商業高度化事業計画の認定基準のうち、小売業とサービス業の使用割合を見直す。	中心市街地活性化区域内の再開発事業に出店する場合に限りTMO計画の認定基準を緩和する。		中小小売商業高度化事業計画の認定基準のうち、店舗面積の1/2以上が小売業の用に供されなければならない基準について、地域の実情に応じてTMOが判断できるようにする。	TMO計画の活性化への効果の検証	経済産業省 中小企業庁	1104140	
1291	1291010	13	東村山市	13213	地域コミュニティ交通の整備を自治体が事業主体となり単独の行政区域内で実施する場合に限り道路運送法第4条許可を受けざるを得ない事業者が定時定路線型の乗合運行ができる特区	1	一般乗合旅客運送事業に関する道路運送法第21条第1項2号の緩和			平成15年1月からコミュニティバスを一路線開通させるが、今後は他の交通不便地域へ拡大させる計画がある。当市は道路幅員が狭く、地域毎の乗客規模を考えると、比較的小規模な車両で定時定路線型の乗合運行を実施したい。道路運送法第4条により、第3条第1項1号イの事業者が優先的に定時定路線型の乗合運行ができる。第2条の規制により第3条第1項1号イの事業者と競合する場合、第3条第1項1号ロ及びハの許可を受ける地域の事業者は退けられてしまう。第3条第1項1号イの許可条件は厳しいため許可の取得が困難である等の理由から、第3条第1項1号ロ及びハの許可を受ける地域の事業者は実質的に事業参加が不可能になるため、事業参加できるように規制を緩和するもの。	道路運送法第3条第1項1号ロ及びハの事業者が既存の第3条第1項1号イの事業者と同等に事業参加できることになれば、地域コミュニティ交通の整備を軽負担で実現でき、地域経済の拡大や雇用創出にも貢献できるため、道路運送法第21条第1項2号の「一般乗合旅客自動車運送事業者によることが困難な場合において、国土交通大臣の許可を受けたとき、を削除してもらいたい。	道路運送法第21条第1項2号の「一般乗合旅客自動車運送事業者によることが困難な場合において、国土交通大臣の許可を受けたとき、を削除してもらいたい。	道路運送法第21条第1項2号の「一般乗合旅客自動車運送事業者によることが困難な場合において、国土交通大臣の許可を受けたとき、を削除してもらいたい。	道路運送法第21条第1項2号の「一般乗合旅客自動車運送事業者によることが困難な場合において、国土交通大臣の許可を受けたとき、を削除してもらいたい。	道路運送法第21条第1項2号の「一般乗合旅客自動車運送事業者によることが困難な場合において、国土交通大臣の許可を受けたとき、を削除してもらいたい。	国土交通省	1208220
1292	1292010	47	沖縄県	47000	国際観光・保養特区	01	査証発給の特例の条件緩和	6005	C-1	現在本県への直行便のある台湾、香港及び韓国からの団体観光客の誘客を図る仕組みづくりが重要である。また、我が国は「訪日外国人旅行者の倍増政策」を打ち出している。そのため当該地域からの団体観光客の査証を免除し、海外観光客の増加を図り、本県経済の振興に資する。今回の再提案にあたっては、査証免除の対象を団体旅行に限定し、さらに同旅行を責任を持って取り扱う旅行業者に限定する等では不十分と考えられる。	海外からの観光客の誘致拡大	台湾、香港及び韓国住民の団体観光客	現在、台湾、香港及び韓国から本県への入域に際しての査証を、団体旅行者に関しては免除する。	発地・受地側の旅行社の責務を設ける。	査証発給に時間を要する。	外務省	0600120
1292	1292020	47	沖縄県	47000	国際観光・保養特区	02	「沖縄観光宝くじ」の発行に係る特例措置			沖縄観光の魅力の向上並びに国際的リゾート及び国民的な健康保養の場を形成するための財源確保を図る。	(主として観光客を対象) 当せん金付証券法第5条第2項の当せん金品の最高額並びに(主)運当方針8発売の基準の(4)の発売期間及び10当せん金品の(4)の当せん金品の最高額に関する制限について、		数字選択式宝くじの当せん金品の最高額は、証券金額の200万円と制限があり、また発売期間も短期間と制限がある。そのため県が独自に観光客を対象にその誘客を目的に高額賞金が期待できるような魅力のある宝くじ発行とある程度の売上げを得るための発売期間に制限がかかっている状況にある。そのためその基準を適用除外とする。	-	-	都庁	0402110 0402120
1293	1293010	36	上勝町	36302	外国人研修、技能実習制度(JITCO)の規制緩和特区	01	技能実習移行対象職種に農業一般(果樹園芸を含む)を追加する。		5	「山村地域」では、少子高齢化が著しく、担い手が枯渇し、農林業を中心として産業の活力維持が困難であるため、外国人研修、技能実習制度の規制緩和により、受入業種の拡大により、森林・農地の適正な管理と地域産業の活性化を図ろうとするものである。	職業能力開発促進法第44条に規定する技能検定職種	研修から技能実習移行対象職種のうち農業関係(2職種、5作業)に研修農業作業名に農業一般(果樹園芸を含む)を追加する。	農業関係では、施設園芸、畑作、野菜、畜産の養豚、養鶏、酪農では可能であるが「山村」ではこれ以外の農業一般(果樹)では、受入出来ない。	厚生労働省 法務省 農林水産省	0501010		
1293	1293020	36	上勝町	36302	外国人研修、技能実習制度(JITCO)の規制緩和特区	02	技能実習移行対象職種に林業を追加する。		5	「山村地域」では、少子高齢化が著しく、担い手が枯渇し、農林業を中心として産業の活力維持が困難であるため、外国人研修、技能実習制度の規制緩和により、受入業種の拡大により、森林・農地の適正な管理と地域産業の活性化を図ろうとするものである。	職業能力開発促進法第44条に規定する技能検定職種	職種に林業を追加する。	林業技術研修を実施したくても、現行では受入出来ない。	厚生労働省 法務省 農林水産省	0501010		
1293	1293030	36	上勝町	36302	外国人研修、技能実習制度(JITCO)の規制緩和特区	03	食品製造関係(5種10作業)に「キコ類人工構木製造」を追加する。		5	「山村地域」では、少子高齢化が著しく、担い手が枯渇し、農林業を中心として産業の活力維持が困難であるため、外国人研修、技能実習制度の規制緩和により、受入業種の拡大により、森林・農地の適正な管理と地域産業の活性化を図ろうとするものである。	職業能力開発促進法第44条に規定する技能検定職種	食品製造関係(5種10作業)に「キコ類人工構木製造」を追加する。	食品製造関係(5種10作業)に「キコ類人工構木製造」を追加しない研修生を受入が出来ない。	厚生労働省 法務省 農林水産省	0501010		

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特例の具体的要望事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード
1294	1294010	36	上勝町	36302	過疎による公共交通機関空白地域における新交通システム確立事業	01	貨物自動車運送事業法第3条適用の撤廃		8		例えば、「交通手段を持たないが元気いっぱい」の独居高齢者を生産した農産物や分別した資源ゴミと一緒に自家用の軽トラックに乗せて出荷及び集積した後、病院で診察を受け、夕食の買い物をして帰るための支援を有料ボランティアが行える社会システム」を作るため	貨物自動車運送事業法 第3条の規定により、有料で他人の貨物を輸送する場合はボランティアと言えども「国土交通大臣の許可」が必要	有効な公共交通を持たない過疎地域では交通弱者を救済するため、地方公共団体による有償貨物輸送を可能とする。	地方公共団体が一定の責任を有する体制とすること。	貨物輸送については貨物運送取扱事業法第3条により「一般貨物自動車運送事業を営もうとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。」と定められ、有料ボランティアが活動できない。	国土交通省	1208050
1294	1294020	36	上勝町	36302	過疎による公共交通機関空白地域における新交通システム確立事業	02	貨物自動車運送事業法第23条適用の撤廃		8		例えば、「交通手段を持たないが元気いっぱい」の独居高齢者を生産した農産物や分別した資源ゴミと一緒に自家用の軽トラックに乗せて出荷及び集積した後、病院で診察を受け、夕食の買い物をして帰るための支援を有料ボランティアが行える社会システム」を作るため	同法第23条の規定により、貨物輸送の取次を有料で行うにはボランティアであっても「国土交通大臣の許可」が必要	有効な公共交通を持たない過疎地域では交通弱者を救済するため、地方公共団体による有償貨物輸送を可能とする。	地方公共団体が一定の責任を有する体制とすること。	貨物輸送の取次については貨物運送取扱事業法第23条により「運送取次事業を営もうとする者は、国土交通大臣の行う登録を受けなければならない。」とされており、ボランティアによる取次ができない。	国土交通省	1200190
1295	1295010	36	上勝町	36302	林野庁所管国庫補助事業の林道開設事業における林道規定の規制緩和特区	01	林道規定による制限の緩和		5		林道開設密度が低位であるため、今後の森林管理が困難な見通しであるので、林道開設事業における規定の規制緩和により、開設コストの低減を図り、早期事業効果の発現と、地球環境保全に寄与。	林道規定第10条において定められている3級林道の車道幅員	地域の実情に即し、車道幅員「2.0m又は1.8m」を「1.8m又は1.5m」に緩和する		市町村が実施する機会が多い3級林道において、縦断勾配等の厳しい制約があることから事業コストが高く事業の進捗が遅々として進まず、森林整備の推進上、大幅な事業進捗が図れていない。	農林水産省	1003020
1295	1295020	36	上勝町	36302	林野庁所管国庫補助事業の林道開設事業における林道規定の規制緩和特区	02	林道規定による制限の緩和		5		林道開設密度が低位であるため、今後の森林管理が困難な見通しであるので、林道開設事業における規定の規制緩和により、開設コストの低減を図り、早期事業効果の発現と、地球環境保全に寄与。	林道規定第15条において定められている3級林道の曲線半径	地域の実情に即して、曲線半径「15.0m(止むを得ない場合は6m)」を「10.0m(止むを得ない場合は6m)」に緩和する。		市町村が実施する機会が多い3級林道において、縦断勾配等の厳しい制約があることから事業コストが高く事業の進捗が遅々として進まず、森林整備の推進上、大幅な事業進捗が図れていない。	農林水産省	1003020
1295	1295030	36	上勝町	36302	林野庁所管国庫補助事業の林道開設事業における林道規定の規制緩和特区	03	林道規定による制限の緩和		5		林道開設密度が低位であるため、今後の森林管理が困難な見通しであるので、林道開設事業における規定の規制緩和により、開設コストの低減を図り、早期事業効果の発現と、地球環境保全に寄与。	林道規定第20条において定められている3級林道の縦断勾配	地域の実情に即し、縦断勾配最大値を「延長100メートル以内に限り18.0%以下」を「延長200m以内に限り18.0%以下」に緩和する。	舗装を義務付ける。	市町村が実施する機会が多い3級林道において、縦断勾配等の厳しい制約があることから事業コストが高く事業の進捗が遅々として進まず、森林整備の推進上、大幅な事業進捗が図れていない。	農林水産省	1003020
1296	1296010	11	草加市	1120	安心・安全改革特区(違法駐車及び違法駐車確認事項の市町村への移管)	01	違法駐車及び違法駐車確認事項の市町村への移管	1050	D	第1次提案では、道路交通法第51条の3に規定される指定車両移動保管機関を設立することにより、現行法で対応可能とされたが、この場合、警察官による違法駐車現場確認が必要であり、遅やかな違法駐車車両の排除が困難である。	違法駐車による渋滞を解消し、円滑な交通を確保し、地域商業・商店街の活性化や市民の安全性・利便性の向上と地域経済の活性化を図る。	違法駐車標識の取り付けや、違法駐車車両の移動を行うことができるのは、警察署長及び警察官等に限定されていることについて	これに加え、市長や市長が命じた職員もこれらの措置を行うようにする。	市長はこれらの措置をとった後、速やかに警察署長に報告する。	道路交通法第51条において、これらの措置を行うことができるのは、警察署長及び警察官等に限定されており、警察署長にあふれる違法駐車車両の遅やかな排除が難しい。	警察庁	0100110
1297	1297010	11	草加市	1122	地域の共生特区(外国人参政権)	01	外国人市民への参政権付与	4430	E-2	前回の提案では、国会審議を見守る必要があるとされ、具体的な内容の検討をしていただけなかったが、永住外国人市民に市政への参政権を付与することは、地域の活性化に多大な効果を与えらると思われるため。	永住外国人市民に市政への参政権を付与することで、地域コミュニティの一員としての意識を高め、地域社会を支える「主権者」として認知された市民のさらなる活動により地域の活性化を図る。	市政への参政権が日本国民に限定されていることについて	定住外国人市民に市政への参政権を付与する。	永住外国人市民は、日本国籍市民と同様に納税し、まじりに参加する等、地域社会のメンバーとしての責務を果たしているにも拘わらず、市政への参政権が認められていない。	総務省	0400540	
1298	1298010	21	岐阜県	21000	IT特区	01	外国人の在留資格要件(審査基準)の緩和「研究」資格	5202	A	対象者が「研究」資格となっているが、「技術」資格にも適用することを要望	IT産業の推進に必要な高度IT技術者は国内で不足しており、外国から確保する必要がある。e-japan重点計画2002においても3年間で3万人の受入に言及。	入管法7条第1項第2号関係で、「技術」資格の審査において、修士又はこれと同等以上の教育を受け、若しくは10年以上の実務経験とある審査基準について	専門学校修了生を「これと同等以上の教育」と認める	特区内の企業に就業した場合とする	海外の一部の情報関連試験制度を「同等」と認証しているが、高度な専門校修了者を包括的に認証する制度はない	法務省	0500440
1298	1298020	21	岐阜県	21000	IT特区	02	外国人の在留資格要件(審査基準)の緩和「研究」資格	5202	A	対象者が「研究」資格となっているが、「技術」資格にも適用することを要望	IT産業の推進に必要な高度IT技術者は国内で不足しており、外国から確保する必要がある。e-japan重点計画2002においても3年間で3万人の受入に言及。	入管法7条第1項第2号関係で、「技術」資格の審査において、修士又はこれと同等以上の教育を受け、若しくは10年以上の実務経験とある審査基準について	実務経験10年以上の基準を短縮する	特区内の企業に就業した場合とする	日進月歩の著しいIT業界では、短期間の実務経験者でも最新かつ高度な能力を有することができる。	法務省	0500450
1298	1298030	21	岐阜県	21000	IT特区	03	外国人の在留期間(3年又は1年)の延長(外国人研究者の在留期間の延長)	5201	A	対象者が「研究」資格となっているが、「技術」資格にも適用することを要望	IT産業の推進に必要な高度IT技術者は国内で不足しており、外国から確保する必要がある。e-japan重点計画2002においても3年間で3万人の受入に言及。	入管法7条第1項第2号関係で、「技術」資格の在留期間を3年又は1年としている基準について	在留期間を5年とする	特区内の企業に就業した場合とする	技術者が従事する業務の継続性を確保すると、在留期間の延長が必要	法務省	0500380
1298	1298040	21	岐阜県	21000	IT特区	04	国立大学の教員等の民間企業の役員等の兼業の際の人事院の承認要件の緩和	2211	C-1	人事院による承認制を撤廃し、大学の長の承認によるものとすることを要望	国立大学における研究成果の企業への円滑な技術移転及び事業化を推進し、産学官連携体制を強化することにより、産業の国際競争力を高める必要がある。	国立大学の教員等が研究成果活用企業の役員等と兼業する場合における人事院の承認制度について	人事院に在る承認制を撤廃し、大学の長による承認とする	特区内の企業の役員等と兼業した場合とする	兼業の承認は、人事院から所轄庁の長まで委任されているが、それでも承認まで3ヶ月程度かかる	文部科学省 [人事院]	200060
1298	1298050	21	岐阜県	21000	IT特区	05	大学院設置基準の緩和(教員組織)	8425	D	数十名の少人数定員の専門職大学院(ビジネススクール)の分校を設置した場合の教員組織定数の基準の明確化を要望	企業経営にもITの活用が不可欠となった現代社会においては、企業の第一線で活躍する社会人が教育を受けることにより、企業の情報化をリードすることができるビジネス人材へと育成する必要が高まっている。	大学院設置審査基準における教員組織定数の基準(資格ごとの定数)	少人数の分校設置も想定したうえで、教員組織定数の基準の明確化		基準が明確ではないため、設置計画策定に支障がある	文部科学省	
1298	1298060	21	岐阜県	21000	IT特区	06	外国人の在留資格要件(審査基準)の緩和「技術」資格				IT産業の推進に必要な高度IT技術者は国内で不足しており、外国から確保する必要がある。e-japan重点計画2002においても3年間で3万人の受入に言及。	入管法7条第1項第2号関係で、「技術」資格の審査において、受入企業との雇用契約の証明書の提出を求められることについて	技術者が国内の派遣会社の社員となった場合でも在留資格を与える	特区内の企業に就業した場合とする	技術者が派遣される企業との雇用証明書が求められ、派遣会社の社員となっただけでは在留資格が認められない。	法務省	0500470
1299	1299010	21	岐阜県	21000	特定成長産業集積特区	01	外国人の在留資格要件(審査基準)の緩和「研究」資格	5202	A	対象者が「研究」資格となっているが、「技術」資格にも適用することを要望	IT産業の推進に必要な高度IT技術者は国内で不足しており、外国から確保する必要がある。e-japan重点計画2002においても3年間で3万人の受入に言及。	入管法7条第1項第2号関係で、「技術」資格の審査において、修士又はこれと同等以上の教育を受け、若しくは10年以上の実務経験とある審査基準について	専門学校修了生を「これと同等以上の教育」と認める	特区内の企業に就業した場合とする	海外の一部の情報関連試験制度を「同等」と認証しているが、高度な専門校修了者を包括的に認証する制度はない	法務省	0500440
1299	1299020	21	岐阜県	21000	特定成長産業集積特区	02	外国人の在留資格要件(審査基準)の緩和「研究」資格	5202	A	対象者が「研究」資格となっているが、「技術」資格にも適用することを要望	IT産業の推進に必要な高度IT技術者は国内で不足しており、外国から確保する必要がある。e-japan重点計画2002においても3年間で3万人の受入に言及。	入管法7条第1項第2号関係で、「技術」資格の審査において、修士又はこれと同等以上の教育を受け、若しくは10年以上の実務経験とある審査基準について	実務経験10年以上の基準を短縮する	特区内の企業に就業した場合とする	日進月歩の著しいIT業界では、短期間の実務経験者でも最新かつ高度な能力を有することができる。	法務省	0500450
1299	1299030	21	岐阜県	21000	特定成長産業集積特区	03	外国人の在留期間(3年又は1年)の延長(外国人研究者の在留期間の延長)	5201	A	対象者が「研究」資格となっているが、「技術」資格にも適用することを要望	IT産業の推進に必要な高度IT技術者は国内で不足しており、外国から確保する必要がある。e-japan重点計画2002においても3年間で3万人の受入に言及。	入管法7条第1項第2号関係で、「技術」資格の在留期間を3年又は1年としている基準について	在留期間を5年とする	特区内の企業に就業した場合とする	技術者が従事する業務の継続性を確保すると、在留期間の延長が必要	法務省	0500380
1299	1299040	21	岐阜県	21000	特定成長産業集積特区	04	国立大学の教員等の民間企業の役員等の兼業の際の人事院の承認要件の緩和	2211	C-1	人事院による承認制を撤廃し、大学の長の承認によるものとすることを要望	国立大学における研究成果の企業への円滑な技術移転及び事業化を推進し、産学官連携体制を強化することにより、産業の国際競争力を高める必要がある。	国立大学の教員等が研究成果活用企業の役員等と兼業する場合における人事院の承認制度について	人事院に在る承認制を撤廃し、大学の長による承認とする	特区内の企業の役員等と兼業した場合とする	兼業の承認は、人事院から所轄庁の長まで委任されているが、それでも承認まで3ヶ月程度かかる	文部科学省 [人事院]	200060

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特例の具体的要望事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード
1299	1299050	21	岐阜県	21000	特定成長産業集積特区	05	外国人の在留資格要件(審査基準)の緩和「技術」資格				IT産業の推進に必要な高度IT技術者は国内で不足しており、外国から確保する必要がある。e-japan重点計画2002において3年間で3万人の受入に言及。	入管法7条第1項第2号関係で、「技術」資格の審査において、受入企業との雇用契約の証明書の提出を求められることについて	技術者が国内の派遣会社の社員となった場合でも在留資格を与える	特区内の企業に就業した場合とする	技術者が派遣される企業との雇用証明書の求められ、派遣会社の社員となっただけでは在留資格が認められない	法務省	0500470
1300	1300010	21	岐阜県恵那郡岩手町	21567	教育改革特区	01	「共通学籍の指定」				個々の生徒が、恵南地域にある複数の学校で授業を受けられるようにするため	学校教育法施行令第5条2において、当該市町村の設置する小学校又は中学校が二校以上ある場合においては、中略一就学すべき小学校又は中学校を指定しなければならない、とされている制限について	恵南地域教育委員会連合会が、当地の児童生徒に対し、就学すべき小学校又は中学校を複数指定することができるようにする。	特例の対象となる範囲を恵南地域のみとする。	通学区域については、学校教育法施行令第5条2により、小学校を一校のみ指定することと定められており、広域での授業ができない	文部科学省	
1301	1301010	22	静岡県	22000	光技術関連産業集積促進特区	01	大学設置基準の緩和(校地の2分の1は自己所有)	8419	B	第1次提案により全国での緩和が盛り込まれたが、具体的な内容については中央教育審議会で検討中であり、詳細が不明なため再提案するもの。	当大学院大学は、光技術関連の新産業創出を可能とする人材の育成と起業家の輩出を目的とし、他大学や研究機関、民間企業との連携が重要であり、民間企業等の専門施設の活用がより一層の効果を生むことが期待されるため。	大学設置審査基準要項6において、基準面積の2分の1以上とされている校地の自己所有要件について	基準面積の4分の1以上に緩和する。		「校地について、原則として、基準面積の2分の1以上が自己所有であること」とされている。	文部科学省	
1301	1301020	22	静岡県	22000	光技術関連産業集積促進特区	02	学校法人が私立学校を設置する際の条件緩和	8412	B	第1次提案により全国での緩和が盛り込まれたが、具体的な内容については中央教育審議会で検討中であり、詳細が不明なため再提案するもの。	当大学院大学は、光技術関連の新産業創出を可能とする人材の育成と起業家の輩出を目的とし、他大学や研究機関、民間企業との連携が重要であり、民間企業等の専門施設の活用がより一層の効果を生むことが期待されるため。	学校法人の寄附行為及び寄附行為変更の認可に関する審査基準第1-2-(2)により、負担額又は借入のものではないこととされている施設及び設備について	100%借入を容認する。		「施設及び設備は、負担額又は借入のものではないこと」とされている。	文部科学省	
1301	1301030	22	静岡県	22000	光技術関連産業集積促進特区	03	大学設置基準の緩和(施設・設備)	8417	C-1	民間企業等との連携の下に、経営の安定化が図られるのであれば、施設・設備に要する経費等を実践的な人材育成等に充てることにより、大学院大学の設置目的をより効果的に達成したいとするもの。	起業家の輩出等を設置目的としている当大学院大学においては、より実践的な人材の育成を図るために、生きた情報を持つ企業との連携が重要であり、民間企業等の専門施設の活用がより一層の効果を生むことが期待されるため。	大学設置基準第37条(校舎基準面積の算出について)及び大学院設置審査基準要項細則6-Aにより規定されている校舎面積について	校舎及び附属施設以外の場所での教育に使用する施設の面積を加算できるようにする。		「校舎面積については、学部基準面積に文科系、理科系ごとに定める算式により求められた面積を加えた面積を満たしていること」とされている。	文部科学省	
1301	1301040	22	静岡県	22000	光技術関連産業集積促進特区	04	大学院大学の教員数の緩和				起業家の輩出等を設置目的としている当大学院大学においては、より実践的な人材の育成を図るために、生きた情報を持つ企業との連携が重要であり、企業からの客員教授等を充実させるため。	大学院に専攻ごとに置く(もとの数)とする教員の数について定める件(平成11年9月14日文部省告示第175号)において定められている大学院の研究指導教員及び研究指導補助教員について	必要な数を緩和する。		「大学院には、専門分野の別に応じ専攻ごとに、研究指導教員、研究指導補助教員を置くもの」とされている。	文部科学省	
1301	1301050	22	静岡県	22000	光技術関連産業集積促進特区	05	大学院大学設置後の寄附金に関する制限の緩和				起業家の輩出、新技術の開発等の促進を目指し、実践的な人材を育成する少人数教育による大学院大学構想を実現するため。	学校法人の寄附行為及び寄附行為変更の認可に関する審査基準要項2-(2)-オにより、大学等設置後の経常経費の財源に寄附金を当てることとしている場合には、確実に収納できるものであることとされている寄附金について	大学経営の持続性が確保されるのであれば、出捐企業数は考慮しないこととする。		大学等設置後の経営について、経常経費の財源に寄附金を充当する場合、経営の安定を図るため、複数の企業等からの出捐を求められる。	文部科学省	
1301	1301060	22	静岡県	22000	光技術関連産業集積促進特区	06	学校設置主体の要件緩和(株式会社による学校経営)	8002	C-1	民間企業との連携による優位性を活かし、少人数教育による、実践的な高度職業専門人の養成を目的とする大学院設置については、一般的な学校教育と区分し、株式会社による設置に門戸を開きたいとするもの。	当大学院大学は、光技術関連の高度な専門職業人を養成するもので、株式会社が増えてきたノウハウや研究成果、世界の最先端研究所との共同研究体制等を活用することにより、より実践的な起業家の創出が期待されるため。	学校教育法第2条第1項により、国、地方公共団体及び私立学校法第3条に規定する学校法人のみが設置することができることとされている設置主体について	株式会社による学校(大学院)設置・経営を容認する。		「学校は、国、地方公共団体及び私立学校法第3条に規定する学校法人のみがこれを設置することができる」とされている。	文部科学省	
1302	1302010	29	大和郡山市	29203	不登校支援教育特区	01	小・中学校それぞれの分教室での教育課程の弾力化	8032	A	分教室に於いて、本校と異なる教育課程を編成するため(小・中学校)	小・中学校の学校外の施設に各校種別・各学年別に分教室(「あゆみの広場」名称)を設置し、多様な児童生徒の実態を踏まえ、本校とは異なる教育課程を弾力的に編成することにより、不登校児童生徒の自立支援を行う。	学校教育法施行規則第24、25、53、54、55条	不登校児童生徒一人一人に対応した教育を行うため、特例により本校と異なる教育課程の編成を実施する		公立小・中学校の学校外に設置した分教室に於いて、一人一人の不登校児童生徒に応じた教育課程を編成し、学力を保障するためには、現行の学習指導要領に準拠しない教育課程の編成となる	文部科学省	
1303	1303010	29	奈良県	29000	「大和の薬」の販売特区	01	配置薬の事業所配置				昭和38年11月26日薬事第93号による通知が出されて以来、事業所配置は薬事法第37条に反するとして、一貫して認められていないところであるが、近年、核家族化、女性の社会的進出等により、職場において緊急的に医薬品を使用する機会が増加している。このような事業所においても、配置薬を常備することを可能とする。	薬事法第37条の販売制限	事業所についても、配置の対象と認める。		配置販売業は、個々の消費者に対する行商形態の販売業であるから、事業所は、配置販売業の配置対象として認められていない。	厚生労働省	
1303	1303020	29	奈良県	29000	「大和の薬」の販売特区	02	イベントでの配置薬の特例販売許可				法35条により特例販売の許可に当たっては店舗による販売として規定されており、また第37条により現金行商、露天販売等事後において販売業者の責任を追及することが困難であるような形態による販売は認められていない。しかしながら、例えば製薬協同組合が、薬剤師を管理者として特例販売業を取得することによることを条件として特区内(県内)のイベントにおいて、配置薬の販売を可能とする。	薬事法第37条による販売方法の制限	イベントにおける仮設店舗を一体の制限の元(主体、人的要件)店舗として認める。	管理者は薬剤師として、組み立て式販売施設における製薬組合等の団体に対する	医薬品の販売にあたっては、その責任の所在が明確であることが求められ、イベントにおける仮設店舗(露店販売)は認められていない。	厚生労働省	
1304	1304010	29	奈良県	2901	教育特区(小中一貫校の設置)	01	上学年の教科用図書を下学年の児童生徒に給与できる特例				教育課程の弾力化を目指した小中一貫教育の実施に当たっては、上学年の指導内容を学習する場面が生じることが現実である。その際、上学年で使用する教科用図書を、本来無償給与する年度より早く無償給与できるようにする。その教科書については「給与済教科書」として取り扱う。	義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律(第3条)文部科学省教科書課長通知で各学年における無償給与すべき教科用図書と給与時期が指定される。	現在、複式学級を編成している学校において一部の教科書のみ可能となっている教科書の先立っての給与を可能とする。	特になし	文部科学省教科書課		
1304	1304020	29	奈良県	2901	教育特区(小中一貫校の設置)	02	小学校の免許のみを有する教員が中学校の各教科以外の時間の指導ができる特例				小学校免許しか持たない教員が、中学校の各教科以外の時間の指導ができるようになる。	教育職員免許法第3条第1項及び第2項	7年間を通した「総合的な学習の時間」の実施に当たって小中それぞれの教員が連携して取り組むなど、中学校の各教科以外の時間の指導に、小学校の免許しか有しない小学校教員が当たることを可能とする特例を設ける。	特になし	文部科学省教員課		
1305	1305010	28	神戸市	2805	先端医療産業特区	01	(第1次提案)再生医療等の高度医療に係る臨床研究における「特定療養費」の導入	9221	B	神戸市からの上記4項目の提案に対しては、全国対応の回答をいただきたいが、神戸医療産業都市構想の推進にあたっては、「先端医療産業特区」内での具体的な案件についての迅速な対応につきご配慮をお願いしたい。	(第1次提案)企業による治験に加え、医師主導の臨床研究についても「特定療養費」の対象とすることで、医療技術の急速な進歩や患者ニーズに迅速に対応し、臨床研究の円滑な推進を図るため。	(第1次提案)健康保険法第44条第1項、健康保険法第43条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める療養(平成12年12月厚生省告示)「薬事法及び採血及び唾液あつせん業取締法の一部を改正する法律(平成14年7月31日公布)	(第1次提案)企業による治験に加え、医師主導の臨床研究についても「特定療養費」の対象とすることで、医療技術の急速な進歩や患者ニーズに迅速に対応し、臨床研究の円滑な推進を図る。		神戸市から提案した「先端医療産業特区」内では、神戸医療産業都市構想の進捗により、世界的研究者が結集し、トランスレーショナルリサーチに必要な施設や設備が整っており、基礎研究から実用化までの期間短縮が可能となっている。このため、本特区内での上記4項目にかかる具体的な案件についての迅速な対応につきご配慮をお願いしたい。	厚生労働省	
1305	1305020	28	神戸市	2805	先端医療産業特区	02	(第1次提案)「高度先進医療制度」の弾力的運用	9210	B	神戸市からの上記4項目の提案に対しては、全国対応の回答をいただきたいが、神戸医療産業都市構想の推進にあたっては、「先端医療産業特区」内での具体的な案件についての迅速な対応につきご配慮をお願いしたい。	(第1次提案)「高度先進医療」を実施する医療機関の施設基準の弾力化や医療技術に係る審査承認手続きを簡素化することで、「高度先進医療制度」の弾力的運用を図り、医療技術の急速な進歩や患者ニーズの多様化に迅速に対応するため。	(第1次提案)健康保険法第44条第1項、特定承認保険医療機関及び特定承認療養取扱機関の取扱いについて(昭和60年2月厚生省通知)	(第1次提案)「高度先進医療」を実施する医療機関の施設基準の弾力化や医療技術に係る審査承認手続きを簡素化することで、「高度先進医療制度」の弾力的運用を図り、医療技術の急速な進歩や患者ニーズの多様化に迅速に対応する。		神戸市から提案した「先端医療産業特区」内では、神戸医療産業都市構想の進捗により、世界的研究者が結集し、トランスレーショナルリサーチに必要な施設や設備が整っており、基礎研究から実用化までの期間短縮が可能となっている。このため、本特区内での上記4項目にかかる具体的な案件についての迅速な対応につきご配慮をお願いしたい。	厚生労働省	
1305	1305030	28	神戸市	2805	先端医療産業特区	03	(第1次提案)高度・先進医療に係る「特定病床等」の特例、の弾力的運用	9207	B	神戸市からの上記4項目の提案に対しては、全国対応の回答をいただきたいが、神戸医療産業都市構想の推進にあたっては、「先端医療産業特区」内での具体的な案件についての迅速な対応につきご配慮をお願いしたい。	(第1次提案)神戸医療産業都市構想の中核施設である「先端医療センター」を支援する、高度・先進医療を行なう医療機関の集積を図り、臨床研究の促進による早期産業化を図るため。	(第1次提案)医療法第30条の3、医療法施行規則第30条の32	(第1次提案)神戸医療産業都市構想の中核施設である「先端医療センター」を支援する、高度・先進医療を行なう医療機関の集積を図り、臨床研究の促進による早期産業化を図る。		神戸市から提案した「先端医療産業特区」内では、神戸医療産業都市構想の進捗により、世界的研究者が結集し、トランスレーショナルリサーチに必要な施設や設備が整っており、基礎研究から実用化までの期間短縮が可能となっている。このため、本特区内での上記4項目にかかる具体的な案件についての迅速な対応につきご配慮をお願いしたい。	厚生労働省	
1305	1305040	28	神戸市	2805	先端医療産業特区	04	(第1次提案)海外の医師を招致し、世界水準のトランスレーショナルリサーチ「橋渡し研究」を推進するための「臨床研修」制度の適用拡大	9213	B	神戸市からの上記4項目の提案に対しては、全国対応の回答をいただきたいが、神戸医療産業都市構想の推進にあたっては、「先端医療産業特区」内での具体的な案件についての迅速な対応につきご配慮をお願いしたい。	(第1次提案)世界水準のトランスレーショナルリサーチ「橋渡し研究」を推進するため、医療に関する知識及び技能の普及を目的として海外の高度・先進医療技術を持つ医師を招致し、その者が日本の医師免許を取得した医師の指導監督のもとに医療行為を行うことにより、ライフサイエンス分野のクラスター形成を促進し、国内産業の振興と国際競争力の向上を図るため。	(第1次提案)外国医師又は外国歯科医師が行う臨床研修に係る医師法第17条及び歯科医師法第17条の特例等に関する法律第3条	(第1次提案)世界水準のトランスレーショナルリサーチ「橋渡し研究」を推進するため、医療に関する知識及び技能の普及を目的として海外の高度・先進医療技術を持つ医師を招致し、その者が日本の医師免許を取得した医師の指導監督のもとに医療行為を行うことにより、ライフサイエンス分野のクラスター形成を促進し、国内産業の振興と国際競争力の向上を図る。		神戸市から提案した「先端医療産業特区」内では、神戸医療産業都市構想の進捗により、世界的研究者が結集し、トランスレーショナルリサーチに必要な施設や設備が整っており、基礎研究から実用化までの期間短縮が可能となっている。このため、本特区内での上記4項目にかかる具体的な案件についての迅速な対応につきご配慮をお願いしたい。	厚生労働省	

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特例の具体的な要望事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード
1305	1305050	28	神戸市	2805	先端医療産業特区	5	(第1次提案)大学発バイオベンチャーの育成を支援するための承認TLO認定の弾力化	11854	D	神戸市から提案した「先端医療産業特区」内での、ライフサイエンス分野の研究成果の技術移転を促進させるため、特定大学技術移転事業に関する手続きの簡素化を要望するもの。	神戸市から提案した「先端医療産業特区」内での、ライフサイエンス分野の研究成果の技術移転を促進させるため。	大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律(以下、「大学等技術移転促進法」という。第4条等	神戸市から提案した「先端医療産業特区」内での、ライフサイエンス分野の研究成果の技術移転を促進させるため、特定大学技術移転事業を実施しようとする者が提出する実施計画について、文部科学大臣及び経済産業大臣の「承認」を「届出」に改める。		大学等技術移転促進法に規定する承認手続きを簡素化し、特許料の特例、産業基盤整備基金の行う技術移転促進業務、特定施設整備法等の特例を、本特区内の特定大学技術移転事業を実施しようとする者へ付与することにより、ライフサイエンス分野での研究成果の技術移転を促進させ、大学発バイオベンチャー育成、トランスレーショナルリサーチの推進を目指すものである。	文部科学省 経済産業省	1140050
1305	1305060	28	神戸市	2805	先端医療産業特区	06	現在資格外活動とされている活動を資格内で可能となるよう、活動範囲の拡大	5340	C-1	家族滞在資格者は、資格外活動の許可を得ることによってアルバイトが可能であることであるが、許可までに時間を要し、本人の出頭及び就労先が内定している必要があるため、留学滞在資格者と同等に取り扱うことを要望するもの。	外国人研究者が家族とともに安心して研究に専念できる環境を整えることにより、海外の優秀な研究者の特区研究機関への集積を図るため。	出入国管理及び難民認定法第2条の2第2項別表第1の4で規定されている、家族滞在資格者の本邦において行うことができる活動及び同法第19条第1項で規定されている、資格外活動の許可について	外国人としての特性を活かした業務(語学教育など)に従事する場合の資格外活動許可について、留学滞在資格者と同じ(包括的なアルバイト活動(アルバイト内定前での許可及びアルバイト先変更)についての申請不要)を認める。また、許可までの時間を短縮し、本人の出頭も不要とする。	理化学研究所神戸研究所の例でも、配偶者が当初「家族滞在」資格で入国し、入国後、子供の教育費負担の理由から就労を希望する場合がある。しかし、家族滞在資格者は、日常的な活動以外認められていないため、アルバイトを行う場合には資格外活動の許可が必要であるが、アルバイト先が内定した段階でしか許可申請出来ない、アルバイト先を変更した場合にはその都度更新が必要など、留学滞在資格者に比較して条件が厳しい。また、許可までに時間を要し、出頭も必要とされている。	法務省	0500300	
1306	1306010	28	神戸市	2806	国際みなと経済特区	01	国有地(普通財産、国有港湾施設)の賃貸にかかる業種規制の緩和			臨海部での自動車のリユース・リサイクル業などの誘致に対応し、用地の有効活用を図るため。	財務省が国土交通省から引き継いだ国有地(普通財産、国有港湾施設)で、港湾管理者に対して貸し付け、港湾管理者から民間企業等に転貸されるものについて、	通達で定める事業の用に供する施設以外にも、実状に応じ、港湾管理者が基準を設け貸し付けができるよう、業種規制を緩和する。	特区で指定するロジスティクスハブ拠点の輸入対応倉庫のみを対象とする。	自動車のリユース・リサイクル企業など、通達で定める企業以外には、業種規制があり貸付できない。神戸市における港湾用地での進出要件緩和(海貨取り扱い150%以上の基準)の結果、平成9年度以降の企業進出は、平成14年11月20日現在、32社、26.4haとなっている。	財務省 国土交通省	0700510 1210120	
1306	1306020	28	神戸市	2806	国際みなと経済特区	02	非居住の部品供給メーカーによる国内在庫(非居住者在庫)の許可			国際的なサプライチェーンマネジメントの進展に対応し、日本国内の製造メーカー等(ユーザー)のためのリードタイムの短縮と、非居住の部品供給メーカー等(ベンダー)のための日本で消費されなかった貨物の第三国への転送を容易にするため。	非居住の部品供給メーカー等が日本国内の保税倉庫で行う在庫について、	国内における事務処理を行う者に係る規定を設置する。		シンガポールや香港では、非居住の部品供給メーカーが国内に設置できる仕組みがあるが、日本では、保税倉庫で非居住者在庫ができるか否か、法律上、解釈が出ていない。	法務省	0700400	
1306	1306030	28	神戸市	2806	国際みなと経済特区	03	保税倉庫などの許可手数料の見直し			臨海部に保税機能を活用した企業の集積を促進するため、	特区における貨物を輸入手続未済のまま設置し、また、加工・製造・展示などできる保税倉庫、保税展示場、保税工場、総合保税地域において、	許可手数料を見直す。		保税倉庫などを設置している企業のコスト増となっている。	財務省	0700200	
1306	1306040	28	神戸市	2806	国際みなと経済特区	04	簡易申告制度の要件緩和			輸入申告時における納税審査の省略による通関時間を短縮し、在庫管理を容易とするとともに、納税申告事務の軽減を図るため、	コンプライアンスの高い企業が継続的に輸入する貨物で、あらかじめ税関長の承認を受けたものについて、	簡易申告制度における継続的輸入要件を緩和する。	コンプライアンスの高い企業に限定、税関長の承認。	貨物の継続的輸入要件が年24件以上となっている。	財務省	0700320	
1306	1306050	28	神戸市	2806	国際みなと経済特区	05	神戸港発着の外国籍クルーズ船の日本各港間クルーズへの参入			内航貨物のカバレッジと異なり影響の少ない外国籍クルーズ客船の日本各港間への参入を促し、神戸港をはじめ国内での外国籍客船の誘致を図るため、	日本船舶にあらずれば、日本各港間において旅客運送を為すことを得ず、但し、主務大臣の許可を得た時はこの限りにあらずとされている船舶法第3条の主務大臣の特認について、	船舶法第3条の主務大臣の特認を積極的に認める。		外国籍のクルーズ客船が、国内各港間を出入りするクルーズができない。	国土交通省	1209030	
1306	1306060	28	神戸市	2806	国際みなと経済特区	06	神戸港を起終点とする観光船への外国人乗組員(運航要員を除く)の採用			国際観光を強みとする港の観光船において、国際交流を促進し、みなと観光を活性化するため、	国際交流・国際観光の要素をもったサービス要員について、	出入国管理及び難民認定法第2条の2第2項別表第2に規定する「技能」の項目を緩和し、対応する。		国内のみを就航する船舶において外国語と日本語を駆使し、国際交流を行う観光サービス業務では、外国人雇用ができない。	法務省	0500310	
1306	1306070	28	神戸市	2806	国際みなと経済特区	07	海上輸出貨物への「到着即時輸入許可制度」の導入		D	現行対応は、保税地域に一度搬入する「搬入即時」であって、航空貨物のような「到着即時」ではない。保税地域に搬入する時間が多くかかっているため、「到着即時」を考えていただきたい。	保税地域に搬入する時間を省くため、	コンプライアンス(法令遵守度)の高い企業が一定以上継続して輸入している貨物で、かつ、機械や衣類など他法令による審査が不要なもので、予備審査において検査省略とされた貨物を対象に、	貨物を積載した船舶が到着した時点で許可され、船舶された時には国内へ引き取ることが可能となる制度の創設。	コンプライアンス(法令遵守度)の高い企業に限定、予備審査による審査	航空貨物では到着即時搬出ができていないが、港湾貨物では、保税地域に搬入しなければならない。	財務省	0700180
1306	1306080	28	神戸市	2806	国際みなと経済特区	08	現在資格外活動とされている活動を資格内で可能となるよう、活動範囲の拡大	5340	C-1	家族滞在資格者は、資格外活動の許可を得ることによってアルバイトが可能であることであるが、許可までに時間を要し、本人の出頭及び就労先が内定している必要があるため、留学滞在資格者と同等に取り扱うことを要望するもの。	海外からの優秀な人材を確保・活用しやすい環境を整えることにより、地域の国際化・活性化を図るため。	出入国管理及び難民認定法第2条の2第2項別表第一の四で規定されている、家族滞在資格者の本邦において行うことができる活動及び同法第19条第1項で規定されている、資格外活動の許可について、	外国人としての特性を活かした業務(語学教育など)に従事する場合の資格外活動許可について、留学滞在資格者と同じ(包括的なアルバイト活動(アルバイト内定前での許可及びアルバイト先変更)についての申請不要)を認める。また、許可までの時間を短縮し、本人の出頭も不要とする。	家族滞在資格者は、日常的な活動以外認められていないため、アルバイトを行う場合には資格外活動の許可が必要であるが、アルバイト先が内定した段階でしか許可申請出来ない、アルバイト先を変更した場合にはその都度更新が必要など、留学滞在資格者に比較して条件が厳しい。また、許可までに時間を要し、出頭も必要とされている。	法務省	0500300	
1306	1306090	28	神戸市	2806	国際みなと経済特区	09	外国人向け専門サービス業(弁護士)の外国人への開放 外国法事務弁護士となるための「法務大臣の承認」要件の緩和	5100	C-1	外国法事務弁護士は、全国的な規制緩和として共同事業の自由化等の措置が行われる予定であるが、資格取得手続きの簡素化について先行的に実施したいとするもの。	外国法事務弁護士の資格取得要件を緩和し、増大する涉外サービスに対する需要に迅速に対応するため、	外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第七条において、法務大臣の承認が必要とされる外国法事務弁護士の資格取得要件について、	法務大臣への届出制に変更する。	外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第七条において、法務大臣の承認が必要とされている。	法務省	0500260	
1306	1306100	28	神戸市	2806	国際みなと経済特区	10	外国人の在留資格要件(審査基準)の緩和(「研究」資格・修士又は3年以上の研究従事、若しくは10年以上の実務経験の緩和)・「投資・経営」資格・外国人の会社設立制限の緩和	5202	A	特区において、研究を目的とする入国者については活動内容の要件緩和が行われるが、投資・経営を目的とする入国者については要件緩和が行われないため、要望するもの。	海外からの優秀な人材を確保・活用しやすい環境を整えることにより、地域の国際化・活性化を図るため。	出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令で、2人以上の常勤の職員が従事して営まれる規模のものであることと定められている。投資・経営の資格取得要件について、		在留資格投資経営については、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令により、2人以上の常勤の職員が従事して営まれる規模のものであることと定められているため、資力の乏しい起業家が在留資格を取得する際の妨げとなっている。	法務省	0500510	
1306	1306110	28	神戸市	2806	国際みなと経済特区	11	外国人の在留資格要件(審査基準)の緩和(「研究」資格・修士又は3年以上の研究従事、若しくは10年以上の実務経験の緩和)・「投資・経営」資格・外国人の会社設立制限の緩和	5202	A	特区において、研究を目的とする入国者については活動内容の要件緩和が行われるが、企業内転勤の入国者については要件緩和が行われないため、要望するもの。	海外からの優秀な人材を確保・活用しやすい環境を整えることにより、地域の国際化・活性化を図るため。	出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令で、外国にある本・支店等1年以上技術または人文知識・国際業務の業務に従事していることと定められている。企業内転勤の資格取得要件について、	1年以上の業務従事要件を不要とし、研究の業務を対象に加える。	在留資格企業内転勤については、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令により、外国にある本・支店等1年以上技術または人文知識・国際業務の業務に従事していることと定められているため、企業が海外で優秀な人材(研究者等)を採用した場合に、直ちに日本に呼び寄せることができない。	法務省	0500520	
1306	1306120	28	神戸市	2806	国際みなと経済特区	12	数次ビジネス査証発給要件等の緩和	6001	C-1	国籍を問わない規制緩和は不適当ということであるが、現行の対象国に対する要件緩和を実現したいとするもの。	海外の優秀な研究者・技術者等が往来しやすい環境を整えることにより、地域の国際化・活性化を図るため。	最長90日まで認められている数次査証の滞在期間について、	180日程度に延長する。	数次査証の滞在期間は最長で90日であるため、半年程度の中期滞在が必要な場合は、一旦出国する必要がある。	外務省 法務省	0501020 0600130	
1307	1307010	28	神戸市	28100	六甲有馬観光特区	01	健康保険組合所有の遊休保養所の賃貸・転用・売買の容認			遊休保養所の転活用の促進による六甲山・有馬地区の活性化を図るため。	健康保険法150条、同法施行令第23条に基づき、機能廃止後の保養所の賃貸・転用・処分に関する行政指導。	健康保険組合所有の遊休保養所について民間への賃貸・ギャラリーやアトリエなどの転用・売買を容認する。		健康保険組合所有の保養所は、厚生労働省の指導により、機能廃止後も、賃貸及び転用はできない。処分には厚生労働省の認可が必要である。そのため、健康保険事業財政の悪化による保養所閉鎖後も、売却先が決まらずに借地料・維持管理費を健康保険組合が負担し、更なる健康保険財政の悪化及び保養所の荒廃を招いている。	厚生労働省		
1307	1307020	28	神戸市	28100	六甲有馬観光特区	02	事業所税の非課税範囲の拡大			保養施設活用コンソーシアムとして参画企業保養所の一部一般開放を実施しているが、非課税枠の収容可能人員に限りがあるため、市民等の利用が制限されている。さらに一般開放枠を広げることにより、稼働率を上げてその閉鎖を防ぎ、地域の活性化を図るため。	地方税法第701条の34、同法施行令第56条の41、行政条例。	企業・健康保険組合所有の保養所利用を、市民等に一般開放できる枠を広げ、稼働率を上げることでその閉鎖を防ぐとともに、地域の活性化を図るため、外部利用の可能な非課税範囲を2割以上に拡大する。	地方税法施行令第56条の41において、事業所税の非課税施設は「専ら、当該企業・団体・組合の構成員が利用する施設と定められており、行政条例では「専ら」の基準は概ね8割とされている。	地務省	0403130		
1307	1307030	28	神戸市	28100	六甲有馬観光特区	03	外国人入留資格の技能項目の追加			海外のマッサージ施術師を招聘し、良質な温泉とあわせ、本格的な海外のマッサージを外湯利用者へ提供することにより、有馬温泉の健康保養温泉地としての更なる魅力アップを図るため。	出入国管理及び難民認定法第2条の2第2項、第7条第1項第2号、同法第7条第1項第2号の基準を定める省令における技能の項目。	技能の項目に「マッサージ」を追加する。		出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令では在留資格の技能の項目を制限列挙しており、「マッサージ」は入っていない。	法務省	0500320	

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特例の具体的要望事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード	
1308	1308010	28	神戸市	28100	人と自然との共生ゾーン特区(大都市近郊農業特区)	01	認定農業者制度の対象範囲の拡大	10140 10141	C - 2	早期に対応していく必要がある。	農業者の高齢化が進む中、集落営農等の任意組織が、認定農業者として国の事業採択や資金融資が受けられることにより、個人・法人経営体を補完する担い手として育成していくため。	農業経営基盤強化促進法第12条において認定する経営改善計画(認定農業者)について。	認定農業者制度の対象範囲を拡大(集落営農等の任意組織を含む)し、国のきめ細かい施策の推進と補助事業の柔軟な措置(採択要件の緩和等)を行う。	農業経営基盤強化促進法第12条、同法施行規則第14条により、個人・法人経営体でなければ、認定農業者として認められない。	農林水産省	1001130		
1308	1308020	28	神戸市	28100	人と自然との共生ゾーン特区(大都市近郊農業特区)	02	農用地利用集積計画の策定要件の緩和				農業への新規参入を促進していくことにより、農業に新たな経営感覚をもった担い手を呼び込み、農業・農村の地域活動の活性化を図るため。	農業経営基盤強化促進法第18条において作成する農用地利用集積計画について。	農業経営基盤強化促進法による利用権設定の場合において、農用地利用集積計画の作成の要件を緩和し、農業への新規参入を促進する。	経営が安定するまでの間、一定の条件(賃借、数年毎の更新等)を付与する。	農業経営基盤強化促進法第18条により、農地の利用権の受け手は制限されており、農業への新規参入の阻害となっている。	農林水産省	1001150	
1308	1308030	28	神戸市	28100	人と自然との共生ゾーン特区(大都市近郊農業特区)	03	水稲共済の当然加入基準の緩和				当然加入基準の緩和により、生産者の自己責任による農業経営を行なう意識を高めるため。	農業災害補償法第16条に規定する加入基準について。	当然加入基準を緩和し、農家の水稲共済の加入を任意化する。		農業災害補償法第16条、第104条、農業災害補償法施行令第1条の6により、一定規模以上の農業者については、その意思にかかわらず水稲共済加入が義務づけられており、農業経営の実態にそぐわない。	農林水産省	1002010	
1308	1308040	28	神戸市	28100	人と自然との共生ゾーン特区(大都市近郊農業特区)	04	地権者のための住宅建設の緩和				住民合意によって設定された集落居住区域というゾーン指定の範囲への住宅の集中と都市部への人口流出の抑制によって、地域コミュニティの活性化を図るため。	都市計画法第34条において制限される市街化調整区域内の開発行為(住宅建設)について。	共生ゾーン条例にもとづく集落居住区域内においては、土地取得の条件等を緩和し、地権者住宅の建設を容易にする。	市長が認定する里づくり計画において、集落居住区域に指定されていること。	都市計画法第34条により、市街化調整区域内の開発行為が制限されており、農家住宅等でなければ住宅の建設ができない。	国土交通省	1200140	
1308	1308050	28	神戸市	28100	人と自然との共生ゾーン特区(大都市近郊農業特区)	05	地区計画における公共施設等設置条件の緩和				市街化調整区域の環境に適合した開発を可能とし、地域の少子高齢化への対応を図るため。	都市計画法第33条第1項第2号、同条第2項において規定する開発許可の基準における道路・公園等の設置条件について。	計画区域内の道路・公園等の条件を緩和し、計画策定を容易にする。	地区計画が、里づくり計画の一部として、市長の認定を受けていること。	都市計画法第33条第1項第2号、同条第2項、都市計画法施行令第25条第2号、第6号により、開発区域内の道路幅、公園等の面積の条件が定められており、市街化調整区域の環境に適合した開発を行うことができない。	国土交通省	1200090	
1309	1309010	11	埼玉県蕨市	11223	コミュニティバス特区	2	コミュニティバス運行に関する運賃設定の緩和				コミュニティ活動が活発な当市において、誰にも優しいコミュニティバスの運行は高齢者等の外出機会を促し、コミュニティ活動の活性化に寄与している。運賃設定の認可制から届出制への特例の導入によって、バス利用の利便性の確保向上策を迅速に実施することができ、利用者の増加、経済活性化が想定され、またコミュニティ活動の促進を図ることができる。	道路交通法第九条における運賃設定の認可について	市民の交通利便性の確保を目的としたコミュニティバスの運賃設定については、認可制から届出制に特例を設ける。	コミュニティバスは市民の交通利便性の確保を目的として運行するものであり、利潤確保を一義的に優先するバスと性格が異なるにもかかわらず、同様な取扱いとなっている。	国土交通省	1208100		
1310	1310010	11	埼玉県蕨市	11223	民間活力を利用しての租税債権の確保	1	(1)地方税法において日本郵政公社に租税債権の徴収業務を委託することができるよう緩和すること (2)私人の公金取扱い制限の撤廃(地方自治法第233条)とすること (3)日本郵政公社に租税債権の徴収ができるよう措置を講ずること				昨今の社会経済活動をみると、1地域に止まることなく、北海道から沖縄まで住民移動が行われている。これに対応して、滞納者も広域化の傾向が見受けられる。そこでこれらの滞納者に対しては、電話催告、文書催告あるいは長期出張徴収をして、租税債権の徴収にあたっている。長期出張徴収となればこれに伴う経費負担は重く、租税徴収の効果は低い。従って「費用対効果」の面からみると効果は薄い。非効率的でかつ、コストであると言わざるを得ない。そこで全国に設置している郵便局の機能(ノウハウ)を活用して、租税債権の確保を図るとするものである。この制度は、当該地方団体の区域外に住所又は事務所等を有している滞納者に対して徴収金を徴収(本税のみ)で、督促状を発送したり、滞納処分の実行を行うものではない。徴収事務に係る経費は、当該地方団体が負担として、徴収分の100分の55を乗じて得た額を実施主体である日本郵政公社に支払うものとする。これにより、日本郵政公社は、受託収益を得、地方団体は、効率的かつ低コストで租税債権の徴収が実現できるものとする。徴収金の率は法定である。また、必要によっては基本委託料(委託する徴収金と件数に応じて定める)も併せて、検討を要する。その理由は、日本郵政公社の受託収益を考慮してのことであるからです。	地方自治法第243条の規定により私人の公金取扱いの制限がされている。具体的には「普通地方公共団体は、法律又はこれに基づ(政令に特別の定めがある場合は除く)ほか、公金の徴収もしくは支出の権限を私人に委任し、私人に行わせることはならない。」として、私人の公金取扱いを制限している。地方税法、特別徴収義務者の徴収を除いて、地方税の徴収について、私人に委託することの定めはない。日本郵政公社に徴収業務委託を行わせる規定を新設する必要がある。日本郵政公社法第19条の規定により業務範囲が定まっている。地方自治法施行令第158条第1項各号に該当するものに限り、私人にその徴収又は収納の事務を委託することができる。具体的には「1.使用料2.手数料3.賃料4.買付金の元金償還金」が適用されている。	昨今の社会経済活動をみると1地域に止まることなく、県内はもとより県外に転出している例が多く見受けられる。これに対して、滞納者も広域化の傾向にある。そこで租税債権を確保するために、北海道から沖縄まで設置している郵便局の機能を活用して、徴収金を徴収しようとするものである。実施徴収機関 平成14年4月1日発足の日本郵政公社 実施対象(範囲) 当該地方団体の区域以外に住所又は事業所等を有している者。実施内容 事実上の催告と徴収金の徴収(本税のみの徴収、督促状、滞納処分は除く) 徴収事務に伴う経費 徴収として、徴収金の100分の55を乗じて得た額。ただし、必要によっては基本委託料も併せて検討の要あり。	1.訪問結果報告書の提出 訪問結果報告書には次の事項を記載(1)税目 ・市税(市県民税・固定資産税等) ・国民健康保険税 (2)納税の動向 (3)滞付・要望事項(分割納入を含む) (4)訪問件数 (5)不在・不明の状況 当該報告書に基づいて、徴収金の委託料を支払うものとする。 2.訪問徴収の領収証の発行 ・郵便振替用紙(払込兼受領証)をもつて受取。 ・郵便振替用紙には 当該地方団体が口座番号及び加入者名を記載する。	地方税は地方団体の公金であり、特別徴収義務者の徴収する地方税を除いて、地方税についての特別の定めはありませんから、地方税の徴収について、私人に委託することはできない。地方税法第20条の4の規定により、徴収の委託をすることができるが、この規定により徴収委託を実施している地方団体はほとんど皆無ではないか。地方自治法第243条は地方団体の公金について、原則として私人による取扱いを禁止しているが、同法同条に基づき、地方自治法施行令第158条第1項の規定により、使用料、手数料、賃料、買付金の元金償還金については、私人にその徴収又は収納事務の委託をすることができることとされている。従って、これに規定されていない私人に公金である徴収金の徴収業務を委託することができない。	総務省 郵政事業庁	0403290	
1311	1311010	43	熊本県	4301	福祉コミュニティ特区	1	ホームヘルパーによる実施可能な身体介護の拡大				平成14年10月7日に公表された「構造改革特区の提案に対する各県庁からの再々回答」における厚生労働省の回答は以下のとおり。 療の吸引に関して、患者の生命・身体的安全性の確保について十分に配慮した上で、医療関係資格を有していない者が行うことが可能かどうか検討することとしている。 医療の提供等人の生命、健康等に関する規制については、一定の地域のみ異なる規制とすることは適当ではない。 療の吸引等の行為については、患者の家族等の負担が大きくなり、早期の規制緩和が求められる。 速やかに上記検討の結論を得るためにも、特区内においてモデル的に実施することは有効と考えられることから、再度提案を行うもの。	A15(筋骨維細性硬化症患者)や膝下障害のある高齢者等に係る療の吸引等の行為について、ホームヘルパーによる実施を認めることにより、患者の家族等の負担を軽減するため。	医師法第17条、保健師助産師看護師法第5条、第6条、第31条及び第32条の解釈上医師及び看護師等には認められていない行為について	ホームヘルパーが実施することを容認する。	当該行為を行うホームヘルパーについて、研修等により、必要な知識及び技能を習得させる。	医師法第17条において、「医療(医行為を業とすること)」は医師の業務独占行為とされ、また、保健師助産師看護師法第5条及び第31条により、「診療の補助」行為は看護師等の業務独占行為とされていること。 ただし、「医療」及び「診療の補助」行為は、その範囲が明確にされていない。 療の吸引等の行為については、行政解釈により、一般的に医行為にあたることとされ、ホームヘルパーが行うことは禁止されている。	厚生労働省	
1312	1312010	43	熊本県	4302	先端産業を担う人材育成特区	1	職員の民間企業の役員等の兼業の際の人事院の承認要件の緩和				半導体等先端技術における技術革新のスピードが急速となっているため、地域の産学行政が連携し、地域の課題をより迅速に解決していくことが必要である。そのためには、地域において研究開発に取り組む際により柔軟な方法を確立する必要がある。	国家公務員法第103条第3項により「人事院規則の定めるところにより、所轄庁の長の申出により人事院の承認を得た場合、この限りでない民間企業の役員等の兼業について	特区内においてはより迅速に承認が得られるようにする。	手続に長時間(約半年)を要する。	文部科学省 [人事院]	200070		
1312	1312020	43	熊本県	4302	先端産業を担う人材育成特区	2	学校設置主体の要件の緩和(株式会社等による学校経営等)				学校設置基準を緩和することで、子供たちに多様な教育機会を提供できるだけでなく、地域や社会環境に応じた教育環境を整備することができる。	学校教育法第2条第1項の規定により「国、地方公共団体及び学校法人、だけに認められている学校の設置について	株式会社、公益法人等による学校設置を認める。	株式会社等が学校を設置しようとする場合には、まず学校法人を設立する必要があるため、新規参入の障壁となっている。	文部科学省			
1312	1312030	43	熊本県	4302	先端産業を担う人材育成特区	3	職業能力訓練開発大学校等を設置する際の大臣協議、同意の廃止				新たに職業能力訓練開発大学校等を設置しようとする場合、厚生労働省との事前協議、同意が必要であるため、設置の決定までに時間がかかりすぎる。	職業能力開発促進法第16条第3項により「あらかじめ、厚生労働大臣に協議し、その同意を得なければならない。」とされている職業能力開発短期大学校等の設置について	同意を要する事前協議制を廃止する。	届け出制とする。	在職者訓練等を行う施設の設置について、企業ニーズに応じた迅速な対応ができない。	厚生労働省		
1313	1313010	43	熊本県	4303	環境循環型産業創出特区	1	国立大学教員等の週40時間勤務に縛られない短時間勤務制の導入(国立大学の教員等による民間企業の役員等の兼業の促進(職務専念義務、勤務時間内兼業))				企業に対する技術指導を十分に行うためには、本人の申し出により一定の給与を支払わない等の措置を講じた上で、勤務時間内兼業を弾力的に認める必要がある。	一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律第5条により「一週間当たり四十時間」とされている国立大学教員等の勤務時間について	教員が希望した場合には、一定の給与を支給せずに兼業時間の拡大を認める。	大学等と特区が離れていることや企業活動の実態から、休日等の対応では十分な技術指導ができない状況にある。	総務省 文部科学省 [人事院]	2000800 400040		
1314	1314010	43	熊本県	4304	農村生活体感交流特区	1	地方公共団体(市町村)の農地取得の要件緩和				福祉施設が運営施設を行う場合など、地域の実情に応じた多様な農地の利用を図るため。	農地法施行令第1条の6第1項第2号で規定されている不許可の例外(公用・公共目的での地方公共団体の農地取得)以外の場合について。	市町村の独自の判断で農地を取得できるようにする。	耕作放棄率が一定割合以下になった場合の特例措置の停止	公用・公共目的以外での市町村の農地取得が認められていないため、地域の実情に応じた多様な農地の利用を妨げている。	農林水産省	1000200	
1314	1314020	43	熊本県	4304	農村生活体感交流特区	2	農業者以外の者の農地取得の容認(法人取得、下限面積以外に係るもの)				都市住民が余剰的な農地を行う場合の農地に関する権利設定を可能とすることにより、中山間地域を中心として問題となっている耕作放棄地対策にも資すると考えられる。	農業者以外の者が農地を取得する場合、取得後の農地すべてについて耕作の事業を行うこと、必要な農作業について常時従事すること、効率的に利用すること、という条件について	都市住民等が余剰的な農地を行う場合にも農地に関する権利設定ができるようにする。	耕作放棄率が一定割合以下になった場合の特例措置の停止、権利設定等の場合の届出義務	農地法の規制により、都市住民等が農地に関する権利を設定して長期継続的に余剰的な農地を行う機会を妨げている。	農林水産省	1000330	

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特例の具体的要望事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード
1315	1315010	6	山形県	6000	超精密技術集積特区	1	随意契約により国有特許を譲渡等ができる企業の範囲の拡大				国の単独所有特許について、密接に関連する特許等を既に所有している企業については、随意契約により譲渡や専用実施権を設定することが可能とされているが、特区内において特定事業に関する研究開発等を行う企業に対しても、関連する国有特許の譲渡等について同様に扱うものとする。	会計法において、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合には、原則として競争に付さなければならないとされていることについて	特定事業に関する研究開発等を行う企業に対して、関連する国有特許を随意契約による譲渡や専用実施権の設定を可能とする。	特段必要ないものとする。	特区内の大学等が有する特許について、その地域内の企業が優先的に使用することができない。	財務省	
1315	1315020	6	山形県	6000	超精密技術集積特区	2	大学・公設試等へ研究員を派遣する際のキャリア形成促進助成金の対象化				大学や公設試において研究員を受け入れて研究に参加させることが民間への技術移転の有効な方法とされているが、こうしたO・R・T研修をキャリア形成促進助成金(訓練給付金)の給付対象とする。	キャリア形成促進助成金(訓練給付金)の対象となる職業訓練について	民間企業が技術、知識を習得させるために研究員を大学や公設試にO・R・T研修として派遣した場合、キャリア形成促進助成金の訓練給付金の対象となる職業訓練とみなす。	特段必要ないものとする。	指導員又は講師が常時講習・実習を実施しない場合、必要教科の内容の科目が決められていない場合等は訓練給付金助成対象外とされている。	厚生労働省	
1315	1315030	6	山形県	6000	超精密技術集積特区	3	保税蔵置場の許可基準の緩和				インランドデポ機能の拡充を図るため、特区内における保税蔵置場の許可基準の場地的要件を緩和する。	保税蔵置場の許可基準の場地的要件として、当該施設の所在地を所轄する税関官署からの路程がおおむね25キロメートル以内の場所にあり、かつ、取崩し及び通関手続上、税関長が特に問題がないと判断した施設とされていることについて	特区内においては距離規制を撤廃する。	特段ないと考える	一般の輸入貨物を取り扱うことができる保税蔵置場の設置について、距離制限があるため、近隣に設置されている地域と比較して、輸入に係るコストが削減となっている。	財務省	0700310
1315	1315040	6	山形県	6000	超精密技術集積特区	4	国立大学の施設の公益性の高いNPO法人等への無償貸与				NPO法人や中小企業の支援機関(商工会議所、企業振興公社)等公益性の高い団体が、研究開発等のため国立大学の研究施設を使用する際に、無償で貸与することにより研究開発の促進を図るもの。	研究交流促進法、研究交流促進法施行令において、民間企業に対して時価の5割以内を減額した対価で使用させることができるがあるが、これを超える減額や無償貸与については認められていない。	無償で貸与する。	特段ないと考える	公益性の高い団体についても一般の民間企業と同等の扱いとなっている。	文部科学省	
1315	1315050	6	山形県	6000	超精密技術集積特区	5	特許の国際出願(PCT出願)に係る手続きの簡素化				国際特許の出願にかかる事務手続きの簡素化と実質的な手数料負担を抑えるため、PCT出願において対象国の指定を行わずに特許協力条約加盟国全てに出願したこととされる制度を導入するもの。	国際出願の際に発明の保護を求める条約の締結国の国名を指定することについて	世界的な所有権が平成16年から導入する方針とされている当該制度を、特区内において先行実施するもの。	特段ないと考える	国際特許に係る事務手続きの煩雑さ、手数料の負担が大きくなっている。	経済産業省	1140010
1315	1315060	6	山形県	6000	超精密技術集積特区	6	国立大学の教員等の役員の兼業の承認規定(研究成果活用企業)の緩和	2308	A	特区特例措置に伴い必要となる手続きとして、「日時を特定して承認権者の承認を得なければならない」とされているが、予め特定できない要請にも対応できるよう提案するもの。	生産現場における緊急的な技術指導、相談等の要請に対しても対応できるように、予め兼業に従事する時間数を包括的に承認し、その時間内であれば公務に支障がない範囲内において、別途承認を得ずに兼業に従事できるものとする。	特区特例措置に伴い必要となる手続きとして、「日時を特定して承認権者の承認を得なければならない」と提案されていることについて	兼業に従事できる時間を包括的に承認し、その範囲内においては、日時の特定等の承認がなくても兼業に従事できるものとする。	承認権者に対して、兼業従事状況を定期的に報告する	兼業の日時を特定し承認を受けなければならない場合、手続きに時間を要することから緊急の要請に対応できない。	文部科学省 [人事院]	200090
1315	1315070	6	山形県	6000	超精密技術集積特区	7	一般需要家に対する電力小売の緩和	11511	B	特区において先行実施を提案するもの。	総合エネルギー調査会電気事業分科会の報告書によると、「契約電力500キロワット以上」については平成16年度からの自由化の方針が示されたが、「500キロワット以上」については時期が明示されていない、早期自由化により、中小規模工場等において電気料金の値下げが期待されることから、製造コストの低減が図られる。	電気事業法施行規則において、その対象が、使用最大電力が原則として2000キロワット以上の者の需要とされていることについて	特区においては、平成15年度から500キロワット以上、の研究施設、製造工場等を対象に先行実施する。	特段ないと考える	対象が大規模工場に相当する2000キロワット以上とされており、それ以下の工場等は対象となっていない。	経済産業省	1130120
1315	1315080	6	山形県	6000	超精密技術集積特区	8	特許の優先処理基準の緩和	11804	D	特区において特許審査の早期化については現行で対応可能とされているが、特定事業に関連する中小・ベンチャー以外の企業からの出願についても早期審査・審理が図られるよう提案するもの。	特許出願等に係る早期審査については、実施関連・外国関連の出願、中小・ベンチャー企業、大学・公的研究機関等の出願等について対象とされているが、特区内における特定事業関連する大企業からの出願についてもその対象とする。	特許庁の早期審査・審理ガイドラインにおける対象となる出願について	特区内において、特定事業に関連する大企業の出願についても対象とする。	特段ないと考える	特区内の特定事業に関する出願については、すべて早期審査が図られるよう規定されていない。	経済産業省	1140060
1315	1315090	6	山形県	6000	超精密技術集積特区	9	「地域コンソーシアム研究開発事業者」における対象事業者要件の緩和(「みなし大企業」の対象化)			前回提案した項目であるが、回答がなされなかったため、再度提案するもの。	中小企業を対象としている「地域コンソーシアム研究開発事業者」、「創造技術研究開発補助金」において、単独の大企業から過半の出資又は複数の大企業から2/3以上出資を受けている中小企業については「みなし大企業」とされ対象外となっているが、大学と共同研究の参加企業が複数出資する「共同出資会社方式」で事業化する場合は「みなし大企業」であっても経営基盤が強固とは限らない、このことから、特定事業において産学官の研究成果を円滑に事業化するため、「共同出資会社方式」で設立された法人については「みなし大企業」規定を除外することを提案するもの。	「地域コンソーシアム研究開発事業者公募実施要領」、「創造技術研究開発補助金」の交付対象となる中小企業者の取り扱いについて、「みなし大企業」は交付対象の中小企業から除外されていることについて	「みなし大企業」の交付対象の除外規定を撤廃する。	特段ないと考える	「みなし大企業」であっても経営基盤が強固であるとは限らない、むしろ研究シーズの事業化という点ではリスクが高い。	経済産業省	1110050 1104020
1316	1316010	11	久喜市	11232	農地集積特区	1	農地法第3条2項2号の農業生産法人以外の権利取得禁止の緩和				農業生産法人以外の権利取得の制限があるため、生産団体(任意団体)が農地を借上げ生産することが出来ない。	農地法第3条2項2号の生産法人以外の権利取得の禁止	農業生産法人以外(任意生産団体)でも権利の取得が出来るようになる。	農地法第3条2項2号により農業生産法人以外は、権利の取得ができない。	農林水産省	1000090	
1317	1317010	11	久喜市	11232	農用地区域利用特区	2	農業振興地域の整備に関する法律第13条2項の要件の緩和				農用地からの除外するために行う農用地区域の変更は、4要件すべて満たす場合に限られる。	農業振興地域の整備に関する法律第13条2項の農用地区域の変更要件	農用地区域の変更要件のほか県条例で区域指定された区域は、農用地区域から自動的に外せるようする。	変更要件以外は、農用地の変更が出来ない。	農林水産省	1000720	
1318	1318010	13	大田区	13111	OTA産業経済特区	1	ものづくりに関する技術等の知的所有権に係る手続きの簡素化				区内中小工場ではナノテクノロジーやMEMSなど最先端の技術力を持ちながら、特許等の知的所有権の確保の手段が複雑なため、技術の流出を許している現状がある。経営基盤の強い中小工場が、研究開発に積極的になれるよう、特許手続きの緩和等が求められる。	特許法36条の特許出願に係る事項を簡素化し、手続きをやすくする。特許法107条に規定する特許料について、関連法による特例措置を明確にし、中小企業が減免を受けやすくする。	特許法36条4項～6項の記載内容の詳細に係る規定の緩和 同法107条に産業力強化のための特例の規定の追加	中小企業においては、特許等の財産権に関する専門部署を持つ事が困難であり産業力強化法等の特例を逃している現状がある。関連法令の簡素化が求められる。	経済産業省	1140030	
1318	1318020	13	大田区	13111	OTA産業経済特区	2	知的財産権を信託した場合の信託受益権の有価証券化				中小企業が持つ知的財産権を経営資源として有効に活用できるよう信託業法を緩和する	信託業法第4条の緩和により知的財産権が信託の対象となることに伴い、信託受益権を有価証券化できるようにする	信託対象の拡大に伴い、より有効な活用ができるよう証券取引法の有価証券の規定に知的財産権を追加する	中小企業において、知的財産権が経営基盤として活かされていない	金融庁		
1318	1318030	13	大田区	13111	OTA産業経済特区	3	外国人留学生・研究生等の就労・起業促進のための規制緩和				外国人留学生・研究者等が特区内企業と共同研究、開発や起業を容易にするため、特区で認められる在留資格や資格要件、在留期間の緩和と共に資格変更の手続きを簡素化する	出入管理法及び難民認定法2条の2による「研究」資格を「投資・経営」に変更する手続きを省略する、または資格を統一する	外国人研究者が開発技術を国内企業と共有するため、研究活動から投資経営活動へ国内活動を迅速に移行できるようにする	地方自治体が区内企業を通じ活動を確立し、資格変更を通知する	在留許可審査に時間がかかる 外国人研究者が事業活動をする場合には新たなビザが必要	法務省	0500350
1318	1318040	13	大田区	13111	OTA産業経済特区	4	大学・大学院設置基準の緩和				ものづくりを中心とした研究開発を推進するために、大学・大学院の校地面積や設備基準を緩和すると共に、校地等を企業から借用することを認める	大学設置基準34条から40条の緩和 大学院設置基準19条から21条の緩和 私立学校法25条校地の自己所有要件の緩和	校地面積、運動場、図書館等校舎等の施設など定められた基準を緩和し、教室、実習室、研究室等の基準を満たせば大学、大学院として認可する校地が自己所有できない場合、自治体以外にも企業からの借用を認める	近隣の運動施設、図書館等公共施設を活用する	特区内で大学・大学院を設置できる規模の土地が見込めないため、誘致が困難である	文部科学省	
1318	1318050	13	大田区	13111	OTA産業経済特区	5	保税蔵置場、保税工場、総合保税地域に外国貨物を置く場合の期間要件の緩和				特区内では技術集積を生かし外国貨物を加工する試作品の製造等が見込まれるが、引受け企業の決定まで6ヶ月程度の期間が必要である。	外国為替及び外国貿易法48条の輸出許可を要する事項の見直し	総合保税地域で加工された試作品等の輸出に関し、産業通産大臣の許可を要する事項を再検討し必要最低限のものとする 輸出品の保税制度については提案内容を検討段階	保税蔵置場に外国貨物を3月を超えて置く場合は税関長の許可が必要	財務省		

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特例の具体的な要望事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード
1318	1318060	13	大田区	13111	OTA産業経済特区	6	試作品輸出にかかる規制の緩和、税猶予制度の検討			工業試作品に関して輸出の規制を緩和する保税地域内での指定された場合の輸入品の保税と共に、試作品を海外に輸出する際にも取り引きにかかる税を猶予制度を検討する	外国為替及び外国貿易法49条の輸出許可を要する事項の見直し	総合保税地域で加工された試作品等の輸出に関し、産業通産大臣の許可を要する事項を再検討し必要最低限のものとする輸出品の保税制度については提案内容を検討段階		輸出品目、輸出先に応じて国の許可を要するため、企業の負担が大きい	経済産業省	1170040	
1319	1319010	11	志木市	1114	地方自治特区	1	地方公務員の営利企業等の兼業に関する要件緩和	4305-001	C-1	営利企業等の従事制限については、営利を目的とするものである限り農業も含まれる(行実昭26.5.14)とされ、厳格な適用が求められているが、提案の趣旨は家業など一定条件に適合するものであるれば、職員給与の一部を公費以外に求めることにより、人件費を抑制する財政構造改革を進めようとするものである。	人口構造の変化に対応し、行政基盤の強化と自治能力の向上を目的として、歳出に占める総人件費を抑制するため、	地方公務員法第38条第1項により、任命権者の許可が必要とされている事項について	地方公務員法第38条第1項中「職員は、次に、条例に特別の定めのある場合を除く外、を加え、許可なく報酬を得て事業又は事務に従事できるものとする。」	地方公務員の営利企業等の従事については、地方公務員法第38条第1項の規定により任命権者の許可が必要とされており、許可なく(他から収入を得ることは認められていない。	総務省	0401090	
1319	1319020	11	志木市	1114	地方自治特区	2	地方公共団体の一般職員の任期付採用条件の拡大	4406	C-1	任期付職員採用条件拡大の趣旨は、現在の財政状況と将来の行政運営を鑑み、時代とともに変化する公務の必要性に応じて任期付職員を採用することにより、雇用の創出と地方自治体の財政構造改革を進めようとするものである。	人口構造の変化に対応し、行政基盤の強化と自治能力の向上を目的として、歳出に占める総人件費を抑制するため、	地方公共団体の一般職員の任期付職員の採用に関する法律第3条で専門的知識又は優れた識見を有する者と定められている事項について	地方公共団体の一般職員の任期付職員の採用に関する法律第1条中「有する者、を「有する者等」に改める。第3条第1項中「有する者」を「有する者等」に、「識見を一定」を「識見等を一定」に改め、同条第2項中「専門的知識経験を有する者を当該専門的知識経験を必要とする業務に従事させる場合において、を削り、同項第3号中「に準ずる場合として、を」のほか、地域の実情に応じて、に改めることにより、地方自治体の実情に応じて任期付職員を採用できるようにする。	一般職員の任期付採用については、地方公共団体の一般職員の任期付職員の採用に関する法律第3条の規定により、専門的知識又は優れた識見を有する者以外認められていない。	総務省	0401130	
1319	1319030	11	志木市	1114	地方自治特区	3	地方公務員の勤務条件の根本基準の緩和	4302	D	短時間勤務については非常勤職員として対応が可能とのことであるが、提案の趣旨は、現在任用されている職員を希望より短時間勤務とすることで、人件費を抑制する財政構造改革を進めようとするものである。	人口構造の変化に対応し、行政基盤の強化と自治能力の向上を目的として、歳出に占める総人件費を抑制するため、	地方公務員法第24条第5項により、週40時間と定められている職員の勤務時間について	地方公務員法第24条第5項中「当たっては、次に、地域の実情に応じるものほか、を加え、週3日勤務などの短時間勤務形態を導入する。	職員の勤務時間については、地方公務員法第24条第5項及び「職員の勤務時間、休暇等に関する条例」第3条第2項に従い、月曜日から金曜日まで五日間において、一日につき8時間の勤務時間が割り振られており、短時間正規職員などの多様な就業は認められていない。	総務省	0401040	
1319	1319040	11	志木市	1114	地方自治特区	4	臨時的任用条件の拡大及び期間延長			人口構造の変化に対応し、行政基盤の強化と自治能力の向上を目的として、歳出に占める総人件費を抑制するため、	地方公務員法第22条第5項により、緊急又は臨時の職に関する場合で1年と定められている臨時の任用について	地方公務員法第22条第5項中「緊急の場合又は臨時の職に関する場合においては、6月を1年、に「任期を6月、を任期を5年、に改め、「が、再度更新することはできない、を削り、地方自治体の必要に応じて臨時の任用を行うようにする。	職員の臨時の任用については、地方公務員法第22条第5項の規定により、緊急の場合又は臨時の職に関する場合に1年間の任用しか認められていない。	総務省	0401070		
1320	1320010	11	埼玉県志木市	11228	「地域立学校」構築計画、構想	1	特色あるカリキュラム編成を行うための教科等授業時数及び学習内容の学年配分の弾力化			協力の原形を基礎とした地域密着型教育としての地域立学校を構築するには、第一次提案(教員人事任命、施設開放の弾力化)に更に学校長の権限確保、経費の拡大を推進することが重要である。中でもカリキュラムの実質的校長裁量は、必須条件である。公立性の特徴を生かしながら、地域性及び児童生徒の実態を把握し、各校の創意工夫ある教育課程の編成が望まれる。従って標準とは異なる実質、学校長に編成権を委ねることが学校の特色及び教育課程実施上の充実につながる。	各校の個性と特色あるカリキュラムの編成が可能となるならば、中学校において「市内4つの中学校を学区に見立て、学校教育方針が学校の特色化と直接的になりうる公立中学校を目標とし、この上になっ学校選択制を導入していく。小学校においては、教科の自由裁量がきくことから、学社融合の先導的役割を担う市の研究指定特定位に志木市版チャータースクールを構築する。	学校教育法施行規則第54条 別表第2(授業時数の標準)、第54条の2 学校教育法施行規則第24条 別表第1(授業時数の標準)、第24条の2	別表2は、学年区分の適用を外して、3年間の総授業時数とし、授業時数及び学習内容配分を各校の裁量とする。別表1は、総合的学習の時間を年間35時間最低基準とし、あとは各校裁量の時間とする。学校裁量に伴う学校間の指導内容の差については補充措置を別途市教育委員会規則で設置する。	中学校学習指導要領別表第2は、標準とは異なる各教科が教育課程を編成する上で、かなり拘束されている。特色ある公立中学校を編成し、別表2の標準授業時数は3年間分の大枠だけを提示し、授業時数等の学年配分等は各学校に委ねていくことが実現。教育課程の編成を各校とすることになり得る。小学校においても学習指導要領に新設された「総合的な学習の時間」の時数が多すぎ、他教科をも含めて年間最低基準を消化することに最大の努力が払われ、発展学習まで及ばない実情である。	文部科学省		
1321	1321010	11	埼玉県志木市	1115	志木市型高齢者福祉施設	2	指定介護老人福祉施設に関する指定要件の追加	9314	C-1	高齢者の多様な要望に応じるため、特別介護老人ホーム、有料老人ホーム、ケアハウス、グループホーム等国は多様なメニューを用意していると考えているが、これらの施設は、それぞれ別個の施設として独立しており、類別化された施設となっている。しかしながら、本市の提案する施設は混在型で、類別化しない施設である。有料老人ホーム、ケアハウス等は、特別介護老人ホームの負担額(入居一時金及び月額)と比較するとそれぞれ高齢者であり、低所得者層の高齢者にとっては、入居が困難な状況である。したがって、入居者の選択権を奪うものである。特別介護老人ホームの現行設置基準は、多額の建設コストが必要であり、急激な高齢化と厳しい財政を考えると、志木市案にある混在型の施設が必要である。	1. 現行法の特別介護老人ホームは要介護1～5までしか入所できないため、自立高齢者、要支援者が入所できない施設を建設。 2. 現行設置運営は地方自治体を除くと、社会福祉法人しか認められていないので、民間事業者の参入を認める。 3. 民間参入することによって低コスト化が図られる。	介護保険法第86条の指定介護老人福祉施設の指定について	1. 介護保険法第86条第1項中、老人福祉法第20条の5に規定する特別介護老人ホームの「又は」又は志木市で定める基準を満たした施設。 2. 同条第2項に「ただし、志木市で定める基準を満たした施設においてはこれ限りではない。」を加える。	介護保険法第86条に定められている指定介護老人福祉施設は、特別介護老人ホームに限られており、他の施設は認められない。	厚生労働省		
1322	1322010	12	富山県富山市	12216	保育一元化特区	1	保育一元化を推進するために幼稚園設置基準の緩和			本市の保育一元化は、就学前乳幼児のより質の高い保育・教育を確保するため、幼稚園と保育所従来の枠を超えて施設と保育・教育の一元化を目指すものである。保育一元化においては、同年齢における幼稚園と保育所の混合(合同)保育が必要であることに鑑み、当該学級運営上の幼稚園と保育所の混合(合同)割合については、幼稚園設置基準に定める学級定員内において、本市で独自にその割合を定めることができるよう、幼稚園設置基準の緩和を求めるものである。	幼稚園設置基準	就学前保育・教育の一元化を目指す本市の(仮称)こども園構想では、幼稚園と保育所見守り合同保育・教育活動を行うことがこのことの発達において不可欠なものであると考える。そこで望ましい保育教育活動を行うため、幼稚園と保育所見守り等が一緒に教育・保育活動を行うことと示されているが、どこまで幼稚園設置基準の運用が緩和されるのか不明確である。	文部科学省				
1323	1323010	14	横浜市港湾局	14100	国際物流特区	1	水先料全制度の見直しの早期前倒し実施(水先料全制度の弾力的・効率的運用)	12201	B	港湾利用コストの低減化を図るために、早期見直しが必要なため、	横浜港(横浜川崎区)における水先料制度・料金の見直しについては、一部平成14年度に見直しが行われましたが、横浜港の国際競争力を強化するためには、港湾物流コストの更なる削減・料金の見直しの早期実施が必要。	水先法第22条や水先法施行規則第23条において規定される制度・料金、	更なる制度・料金の見直しを早期前倒し実施する。	国際港間競争に対抗するため、港湾物流コストの低減等に速やかに取り組む必要がある。	国土交通省	1209090	
1323	1323020	14	横浜市港湾局	14100	国際物流特区	2	強制水先料の必要な区域の範囲の見直し	12202	B	港湾利用コストの低減化を図るために、早期見直しが必要なため、	横浜港に入港する船舶は、3つの強制水先料区域(東京湾区及び横浜川崎区)に係る水先料金を負担しており、港湾物流コストの増加につながっており、改善が必要と考える。	水先法第13条および水先法施行令第2条および第3条、横浜港に入港する船舶、	強制水先料の必要となる港及び水域の早期見直し等により、港湾利用コストの低減化を図る。	横浜港に入港する船舶は、東京湾区・横浜川崎区の3つの強制水先料金を通過するが、西水先区で別々の水先料金の乗船が義務付けられていることで、水先料全コストが高くなっている。	国土交通省	1209070	
1323	1323030	14	横浜市港湾局	14100	国際物流特区	3	強制水先料の必要な船舶の範囲(対象船舶の大きさ)の見直し	12203	C-1	港湾利用コストの低減化を図るために、早期見直しが必要なため、	横浜港に入港する船舶について、強制水先となる対象船舶が総トン数3千トン以上となっているが、この引き上げを実施することで水先料金の低減化を図る。(東京港・神戸港は同1万トン以上となっている。)	水先法第13条および水先法施行令第3条、強制水先料の対象となる船舶、	横浜川崎区における強制水先対象船舶については、平成17年度までに、再度1万トン以上への緩和を検討するとの回答ですが、特区として特例期間の短縮と早期実現をお願いします。	主要港(東京港、神戸港)では総トン数1万トン以上であるのに対し、横浜港(横浜川崎区)では総トン数3千トン以上が強制水先料の対象となっており、他の主要港と比較して厳しい規制となっている。	国土交通省	1209080	
1323	1323040	14	横浜市港湾局	14100	国際物流特区	4	強制水先料の必要な船舶の範囲(外国籍船)の見直し	12203	C-1	港湾利用コストの低減化を図るために、早期見直しが必要なため、	横浜港に入港する外国籍船の船舶について、定期的な入港頻度(入港経緯)がある場合、強制水先を免除することで、水先料金の低減化を図る。	水先法第13条第1項ただし書、日本船舶以外の船舶の船長であって、当該港湾において一定回数以上航海に従事した場合等の強制水先、	横浜港に入港する外国籍船について、定期的な入港頻度がある場合、強制水先を免除する。	横浜港を利用する外国籍船にとって、港湾物流コストの面で負担が大きくなっている。	国土交通省	1209060	
1323	1323050	14	横浜市港湾局	14100	国際物流特区	5	外国籍船の母船同士による海上コンテナの国内積替輸送の実現(カボタージュに係る規制の緩和)	12205	C-1	規制の緩和は考えていないとの回答ですが、本件は横浜港の国際競争力を強化する上で重要であり、再度検討を要望します。	横浜港で扱う海上コンテナに関し、外国籍船の母船同士による国内積み替え輸送を実現することで、横浜港における国際基幹航路の受け入れの増加・物流コストの低減化を図る。	船舶法第3条により、外国籍船による横浜港で取扱う海上コンテナの内航輸送が不可能であること、	横浜港で外国籍船のコンテナ船による国内積み換え輸送を可能とする。	母船同士であっても外国籍船による横浜港で取扱う海上コンテナの国内積替輸送ができない。	国土交通省	1209030	
1323	1323060	14	横浜市港湾局	14100	国際物流特区	6	内航海運に係る船舶の船腹量調整の緩和	12209	E-1	従来は船腹調整事業と異なり、船腹量の制限は一切行われていない旨の回答がりましたが、実態的には、民間レベルで行われている可能性があるため、	内航海運暫定措置事業が内航海運(特にコンテナ輸送)の活性化・競争力強化の助けになっている可能性があると考えられており、これらを見直すことにより、我が国の内航海運の活性化を図ることができると期待している。海上コンテナに関する国内積替輸送を活性化し、横浜港での取扱貨物を増加させることで、輸送コストを低減化し、横浜港の国際競争力を強化する。	内航海運組合法に基づき日本内航海運組合総連合会が実施している内航海運暫定措置事業は、従来の船腹調整事業と異なり、船腹量の制限は一切行われていない旨の回答がりましたが、実態的には、民間レベルで船腹量の調整が行われていると聞いている。	内航海運組合法に基づき日本内航海運組合総連合会が実施している内航海運暫定措置事業により、実態として行われている船腹量調整の現状。	実態的に、民間レベルで船腹量の調整が行われている。	国土交通省	1209050	
1323	1323070	14	横浜市港湾局	14100	国際物流特区	7	輸入動植物類の検査のフルオープン化(24時間・364日化)			横浜港の国際競争力に向けて港湾関連手続きを円滑化・迅速化するため、輸入動植物類の検査に係る24時間・364日対応を図る。	輸入動植物類について、24時間・364日対応の検査体制が確立されていない。	検査業務のフルオープン化に向けて、検査体制を戦略的に確立・強化。	輸入手続きにおいて、検査・防疫に係る手続きに時間がかかる。	農林水産省 厚生労働省	1002041		
1323	1323080	14	横浜市港湾局	14100	国際物流特区	8	輸入食品等の検査のフルオープン化(24時間・364日化)	7305-1	B	「具体的な要請に基づき対応、ということではなく、先行的にフルオープン化を実施していただきたい、	横浜港の国際競争力に向けて港湾関連手続きを円滑化・迅速化するため、輸入食品等の検査に係る24時間・364日対応を図る。	輸入食品等について、24時間・364日対応の検査体制が確立されていない。	検査業務のフルオープン化に向けて、検査体制を戦略的に確立・強化。	輸入手続きにおいて、検査・防疫に係る手続きに時間がかかる。	厚生労働省		

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特例の具体的要望事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード
1323	1323090	14	横浜市港湾局	14100	国際物流特区	9	輸入動植物類や輸入食品等の検疫業務を簡素化するための制度の確立				検査・防疫に係る手続については、部分的に手続を簡素化する制度もあるが利用しづらいこともあり、定期的に一定量の輸入を行う者等に対して、諸手続を簡素化して行う「簡易検疫制度」を創設するなど、手続の簡素化・迅速化を図る。	通関と同様に、定期的に一定量の輸入を行う者の承認や対象動植物等の指定等により、通常よりも迅速かつ効率的な取扱いの可能な制度の確立が必要。	検査・防疫に係る手続が、通常よりも迅速に処理され、利用し易くなるような「簡易検疫制度」の創設を検討して頂きたい。		輸入手続に係る、検査・防疫に係る手続を簡素化・迅速化するための制度の確立・強化が必要。	農林水産省 厚生労働省	1002040
1323	1323100	14	横浜市港湾局	14100	国際物流特区	10	通関業務を簡素化するため、簡易申告制度を拡充				港湾利用手続を簡素化・効率化するため、通関業務における「簡易申告制度」をより使いやすいために改善する。	簡易申告制度による輸入者の指定等に際し、承認要件の運用などから通常の手続よりも手間のかかるものとなり、また、輸入申告と納税申告について別々の申告を要する。こうしたことから、大部分が通常の輸入手続が利用されている。	通常の申告手続よりも、利用し易い制度として改善を図る必要がある。		簡易申告制度が通常の手続よりも手間がかかり、実態として利用が伸び悩んでいると聞いている。	財務省	0700320
1323	1323110	14	横浜市港湾局	14100	国際物流特区	11	総合保税地域の許可要件(一団の土地等)の緩和	7325	D	管理者が複数いる場合、現状では許可対象にならない。	通関業務における「総合保税地域」の適用条件を緩和し、港湾利用手続の簡素化・迅速化を図る。(港湾管理者・ふ頭公社・民間等の複数の管理者がいるふ頭全体を「総合保税地域」の許可対象とするよう要件緩和を行う。)	港湾管理者・ふ頭公社・民間等といった複数の管理者がいるふ頭全体を「総合保税地域」にしようとする場合、一団の土地等を適切に管理又は運営できる法人の設立が必要となる。	国際物流特区においては、簡易法62条の8第2項の許可基準を満たす法人の要件を緩和し、ふ頭全体など一団の土地等において複数の管理者が管理・運営する場合でも、総合保税地域の許可対象とできるようにする。	国際物流特区において臨海部の活性化を図ることとしているが、簡易法62条の8第2項を満たす法人の設立は困難である。	財務省	0700330	
1323	1323120	14	横浜市港湾局	14100	国際物流特区	12	指定保税地域内における税関長の許可対象行為の見直し				指定保税地域内において輸入貨物の流通加工や製造、仕分けや配送などの複合的機能の円滑な実現に支障となる。許可手続や行為の種類・制限の見直し、港湾物流の高度化を図る。	指定保税地域内においては、簡易法56条第1項に掲げる加工や製造が認められておらず、また、簡単な加工などについても税関長の許可が必要となっていること、港全体の機能として求められている複合的な機能を実現しづらい。	簡易法40条の2第2項の税関長の許可の見直しとともに、さらに指定保税地域内全体において簡易法56条第1項に掲げる加工や製造などの保税作業を可能とするなど、輸入貨物の取扱いを主体的に想定した制度となる見直しを要する。	制度自体が輸入貨物中心の取扱いや物流形態の多様化に対応できておらず、港湾物流の高度化を実現しづらい。	財務省	0700340	
1323	1323130	14	横浜市港湾局	14100	国際物流特区	13	指定保税地域内での外国貨物設置期間の延長等				指定保税地域内や保税設置場内での外国貨物の加工などを容易にするため、外国貨物の設置期間を延長し、港湾物流の高度化を図る。	簡易法79条第1項第1号において、指定保税地域内での外国貨物の設置期間が1ヶ月を超えるものについては、税関長はその貨物を収容できることとなり、また、簡易法43条の3第1項において、保税設置場内での外国貨物の設置期間が3ヶ月を超えるものについては、事前に税関長の承認を要することとなり、設置期間が短すぎるなど、荷主の要望である加工などを伴う高度な物流を実現しづらい。	指定保税地域内での外国貨物の設置期間や保税設置場内における設置期間が3ヶ月を超える場合の税関長の承認について、輸入貨物の取扱いを主体的に想定した制度となる見直しを要する。	指定保税地域内での外国貨物の設置期間が短すぎるなど、制度自体が輸入貨物中心の取扱いに対応できておらず、港湾物流の高度化を実現しづらい。	財務省	0700350	
1323	1323140	14	横浜市港湾局	14100	国際物流特区	14	指定保税地域内に搬入できる貨物の種類の見直し				横浜港のふ頭の大半が指定されている指定保税地域に搬入できる貨物の種類に関する制約を見直すことにより、ふ頭を様々な貨物が集まる物流拠点にし、港湾物流の低減化を図る。	簡易法39条において、税関長は指定保税地域に入れることができる貨物の種類を定めることができることとなり、内国貨物については横浜港の場合は、事前に税関長に出た内国貨物、あるいは税関長の許可した内国貨物などが公示により指定されているなど、内国貨物の取扱いに大きな制約があり、効率的な物流を実現しづらい。	物流コストの低減化や物流機能の高度化を図るには、種類や行為などの制限を取り除き、多様な貨物を取り扱うことのできる環境を実現する必要がある。内国貨物についても貨物の管理責任者による取扱いを行うことなどにより、取扱いに関する制約の見直しを要する。	輸出入貨物と内国貨物を合わせて取扱うケースが増加しているにもかかわらず、指定保税地域内での取扱いが制約されているなど、港湾物流コスト低減化に支障をきたしている。	財務省	0700360	
1323	1323150	14	横浜市港湾局	14100	国際物流特区	15	公共ふ頭(指定保税地域)内専用車両の自動車登録不要化				関係者以外の通行を制限(簡易法上、指定保税地域内は、関係者以外の立ち入り規制されている)しているふ頭内において、ふ頭内専用車両の自動車登録不要化は、自動車登録を不要とし、これにかかる経費・手続を削減し、港湾利用コストの低減化を図る。	公道を走行せず、専らふ頭内荷役のために使用される諸車両について、道路運送車両法に基づく自動車登録義務を除外する。	ふ頭内荷役のために使用される車両について自動車登録を不要とし、これにかかる経費・手続を削減する。		横浜港の国際競争力強化のため、港湾物流コストの低減化を早期に進める必要がある。	国土交通省	1208070
1323	1323160	14	横浜市港湾局	14100	国際物流特区	16	公有水面埋立地の用途変更の承認手続の簡素化	12103	A	回答にあるような大臣協議の処理期間の短縮だけでなく、手続の簡素化が必要のため。	公有水面埋立法による埋立地の制限期間内における用途変更の手続きに際し、大臣協議を報告に変更することも含めた手続の簡素化を図り、社会経済情勢等の変化に対応した変更を行うようにし、臨海部の活性化を図る。	公有水面埋立法第29条第3項に「都道府県知事は第47条第1項の国土交通大臣の認可を受けた埋立に第1項の許可を為さむとするときは予め国土交通大臣に協議すべし」とある。	大臣協議を報告に変更するなど、手続についても社会経済情勢等の変化に対応できるように、見直しを要する。	用途変更、権利設定の手続等に時間がかかり、社会経済情勢等の変化に対応した有効な土地利用の促進、臨海部の活性化が難しい。	国土交通省	1210070	
1323	1323170	14	横浜市港湾局	14100	国際物流特区	17	公有水面埋立地の権利設定の承認手続の簡素化	12104	A	回答にあるような大臣協議の処理期間の短縮だけでなく、手続の簡素化が必要のため。	公有水面埋立法による埋立地の制限期間内における権利設定の承認に際し、大臣協議を報告に変更することも含めた手続の簡素化を図り、社会経済情勢等の変化に対応した変更を行うようにし、臨海部の活性化を図る。	公有水面埋立法第27条第3項に「都道府県知事は第47条第1項の国土交通大臣の認可を受けた埋立に第1項の許可を為さむとするときは予め国土交通大臣に協議すべし」とある。	大臣協議を報告に変更するなど、手続についても社会経済情勢等の変化に対応できるように、見直しを要する。	用途変更、権利設定の手続等に時間がかかり、社会経済情勢等の変化に対応した有効な土地利用の促進、臨海部の活性化が難しい。	国土交通省	1210030	
1323	1323180	14	横浜市港湾局	14100	国際物流特区	18	公有水面埋立地の用途変更の制限期間(10年)の短縮化	12101	C-1	回答にあるような大臣協議の処理期間の短縮だけでなく、制限期間そのものの短縮が必要と考えため。	公有水面埋立法による埋立地の用途変更の制限期間について、期間中の手続を大臣協議の処理期間の短縮化等により簡素化するだけでなく、制限期間を短縮化することで、社会経済情勢等の変化に対応した変更が行えるようにし、臨海部の活性化を図る。	公有水面埋立法第29条に「第24条第1項の規定に依り埋立地の所有権を取得したる者又は其の一般承継人は第22条第2項の告示の日より起算し10年以内に埋立地を第11条又は第13条の2第2項の規定に依り告示したる用途と異なる用途に供せむとするときは国土交通省令の定むる所に依り都道府県知事の許可を受くべし」とある。	制限期間を埋立着手から10年とするなど短縮し、社会経済情勢等の変化に対応した用途の変更を可能とする。	用途変更、権利設定の手続等に時間がかかり、社会経済情勢等の変化に対応した有効な土地利用の促進、臨海部の活性化が難しい。	国土交通省	1210060	
1323	1323190	14	横浜市港湾局	14100	国際物流特区	19	公有水面埋立地の権利設定の制限期間(10年)の短縮化	12102	C-1	回答にあるような大臣協議の処理期間の短縮化だけでなく、制限期間そのものの短縮が必要と考えため。	公有水面埋立法による埋立地の権利設定の制限期間について、期間中の手続を大臣協議の処理期間の短縮化等により簡素化するだけでなく、制限期間を短縮化することで、社会経済情勢等の変化に対応した変更が行えるようにし、臨海部の活性化を図る。	公有水面埋立法第27条に「第22条第2項の告示の日より起算し10年間は第24条第1項の規定に依り埋立地の所有権を取得したる者又は其の一般承継人当該埋立地に付所有権を移転し又は地上権、賃権、使用貸借に依る権利若しくは賃借権の他の使用及び収益を目的とする権利を設定せむとするときは当該移転又は設定の当事者は国土交通省令の定むる所に依り都道府県知事の許可を受くべし」とある。	制限期間を埋立着手から10年とするなど短縮し、社会経済情勢等の変化に対応した権利の設定を可能とする。	用途変更、権利設定の手続等に時間がかかり、社会経済情勢等の変化に対応した有効な土地利用の促進、臨海部の活性化が難しい。	国土交通省	1210020	
1323	1323200	14	横浜市港湾局	14100	国際物流特区	20	特定重要港湾における一定規模以下の面積のもの埋立免許の大臣認可からの除外				地方港湾では50ha、重要港湾では1ha以下の埋立については、大臣認可が不要となっている。特定重要港湾についても、一定規模以下の埋立について、大臣認可の手続を不要とし、社会経済情勢等の変化に対応した公有水面の活用が行えるようにする。	公有水面埋立法施行令第32条第1項に「国土交通大臣が甲号港湾として指定する港湾の埋立の免許及び乙号港湾として指定する港湾の埋立にして其の港湾の利用に著しく影響を及ぼすおそれのあるものの免許については国土交通大臣の認可を受けることが必要であり、一切の除外規定がないことから、港湾運営上様々な対応に苦慮している。	公有水面埋立に際しては、港湾計画策定時において港湾審議会等で審議を行うとともに地方議会の意見も聴取して進めているところであり、既に十分整った法運用が図られている。国土上重要な役割を果たしている特定重要港湾と云えども、地方分権を促進する観点を含めて、例えば1ha以下の埋立など、一定規模以下の埋立については、大臣認可を不要として頂きたい。	地方の実情に応じた公有水面の活用が柔軟に行えないことから、水際線を保有する用地の有効活用については臨海部の活性化が難しくなっている。	国土交通省	1210080	
1323	1323210	14	横浜市港湾局	14100	国際物流特区	21	臨港地区における構築物規制の弾力化	12108	D	特定の地域に特定の土地利用を誘導しようとする場合、現行の臨港地区制度では対応できない。	臨港地区制度の柔軟な運用により、臨海部の活性化・臨海部用地の有効活用を図る。	港湾法第39条には目的を定義付けられた9つの区分が規定されており、この中から選択して、各区分の目的に促した構築物規制を条例で定める(港湾法第40条)ことになっている。法に規定されたもの以外の区分は設定できない。例えば、工業港区の中の一定の地区に「リサイクル団地」を設置しようとする場合、現行法では対応できず、自治体独自の港湾運営に支障となっている。	特定の地域に特定の用途をもつ土地利用を誘導する場合に対応できるように、第4種は100分の40以下に、第5種は100分の50以下にすることを、全国的な改正の内容に盛り込んでいただくよう配慮していただきたい。	区分の種類・内容が法に規定されており、港湾の実情に対応したきめ細かな区分規制、また自治体独自の区分規制が不可能となっている。	国土交通省	1210140	
1324	1324010	14	横浜市	14100	京浜臨海部再生特区	1	工場敷地内の工場立地上の緑地の拡大(屋上緑化、壁面緑化、庭園(下が駐車場))	11201	B	平成15年度早期に全国的な見直しを図るとのことだが、緑地解釈の拡大について、見直しの内容に盛り込まれるよう配慮していただきたい。	工場立地法制定以前から立地している既存工場のスクラップ&ビルドの促進と、地価の高い京浜臨海部において土地の有効活用を図り、新規立地を誘導するため。	工場立地法運用例規(工場立地法解説 第1章 工場立地に関する準則 第4節 緑地の定義「1-4-1」)に規定されている、緑地が環境施設以外の施設と重複する場合にあっても、	緑地として取り扱うことについて、全国的な改正の内容に盛り込んでいただくよう配慮していただきたい。	工場立地法運用例規「1-4-1」に規定されている。環境施設以外の施設と重複する場合の緑地設置が認められていないことにより、緑地確保の困難性があり、建替等が進まない。	経済産業省	1110010	
1324	1324020	14	横浜市	14100	京浜臨海部再生特区	2	生産施設面積率の緩和	11212	B	平成15年度早期に全国的な見直しを図るとのことだが、生産施設面積率の緩和について、見直しの内容に盛り込まれるよう配慮していただきたい。	工場立地法制定以前から立地している既存工場のスクラップ&ビルドの促進と、地価の高い京浜臨海部において土地の有効活用を図り、新規立地を誘導するため。	工場立地法の工場立地に関する準則第1条における「生産施設の面積の敷地面積に対する割合」について規定している「別表第一」について、	現行の第2種を100分の20以下に、第3種を100分の30以下に、第4種は100分の40以下に、第5種は100分の50以下にすることを、全国的な改正の内容に盛り込んでいただくよう配慮していただきたい。	工場立地法の工場立地に関する準則第1条における「生産施設の面積の敷地面積に対する割合」が厳しいため、既存工場のスクラップ&ビルドの阻害要因となっている。	経済産業省	1110020	
1324	1324030	14	横浜市	14100	京浜臨海部再生特区	3	特区内に公的負担による計画的な緑地を整備した場合に、工場立地上の緑地面積に算入	11211	D	提案の趣旨は、周辺地域(住宅等)との遮断性のない緑地についても共通緑地として認めていただきたいというもの。	工場立地法制定以前から立地している既存工場のスクラップ&ビルドの促進と、地価の高い京浜臨海部において土地の有効活用を図り、新規立地を誘導するため。	工場立地法の工場立地に関する準則第6条における、「工業集落地に隣接する一団の土地」で「周辺の地域と遮断性を有する」緑地又は環境施設を共通緑地と認めることについて、	当該要件を緩和し、工業集落地内に設置される全ての緑地を、共通緑地として認める。	工場立地法の工場立地に関する準則第6条における共通緑地の設置要件が厳しいため、現実には共通緑地整備が困難である。	経済産業省	1110030	
1324	1324040	14	横浜市	14100	京浜臨海部再生特区	4	株式会社設立に関する最低資本金額の引き下げ	5001	C-1	「新事業創出促進法の改正により、最低資本金制度の適用を5年間猶予するとのことだが、特区内では、期間を長くする、適用対象企業を限定しないことを考慮していただきたい。	特区内における会社の創業を活発にし、京浜臨海部を新たなベンチャー企業の集積地とするため。	商法第168条の4に規定されている株式会社の最低資本金制度の適用について、	特区内で起業する全ての会社について、10年間猶予する。	債権者保護のための徹底した情報開示を課したり、期間内に黒字化した場合に、猶予期間を打ち切るなど、	商法第168条の4に規定されている株式会社の最低資本金制度が、会社設立時の負担となり、創業意欲を阻害している。	法務省	0500170

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特例の具体的要望事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード
1324	1324050	14	横浜市	14100	京浜臨海部再生特区	5	有限会社設立に関する最低資本金額の引き下げ	5050	C-1	・新事業創出促進法の改正により、最低資本制度の適用を5年間猶予することなどが、特区内では、期間を長くする、適用対象企業を限定しないことを考慮いただきたい。	特区内における会社の創業を活発にし、京浜臨海部を新たなベンチャー企業の集積地とするため。	有限会社法第9条に規定されている有限会社の最低資本制度適用について、	特区内で起業する全ての会社について、10年間猶予する、	債権者保護のための徹底した情報開示を課したり、期間内に黒字化した場合には、猶予期間を打ち切るなど、	有限会社法第9条に規定されている有限会社の最低資本制度が、会社設立時の負担となり、創業意欲を阻害している。	法務省	0500170
1324	1324060	14	横浜市	14100	京浜臨海部再生特区	6	既存不適格建築物の増設等の可能な範囲の拡大	12602	D	・既に一定の条項に法令を違反しないというのだが、違反しない条件が限定的であるため、特区内では用途変更の場合も可能とするなどの配慮をいただきたい。	特区内において増築による工場機能の拡充を容易にすることで、事業活動や生産活動を活発にするため。	建築基準法第3条に規定されている既存不適格建築物の建築規制の規定について、	建築確認申請上1棟となる増築について、既存建築物と構造的に切り離されている場合は、既存部分について現行法上、構造基準について違反しない、	建築基準法第3条に規定されている既存不適格建築物の建替えについて、適用要件が厳しいため建替えが進んでいない、	国土交通省	1206550	
1324	1324070	14	横浜市	14100	京浜臨海部再生特区	7	建築物の建ぺい率の特例	12624	D	・建築基準法の一部を改正する法律(平成14年法律第85号)により選択肢が拡大されているというのだが、準工業地域だけが対象であるため、工業地域及び工業専用地域にも適用していただきたい。	特区内における老朽化工場の建替えを容易にすることで、事業活動や生産活動を活発にするため。	建築基準法第53条及び同法施行令第137条から第137条の10に規定されている建ぺい率の規定について、	工業地域、工業専用地域においても適用できるようにする、	建築基準法第53条等に規定されている建ぺい率の緩和規定は、工業地域、工業専用地域には適用されない、同法制定以前に建設された建物を保有する工場の建替えが進んでいない、	国土交通省	1206480	
1324	1324080	14	横浜市	14100	京浜臨海部再生特区	8	地方公共団体から国、独立行政法人又は公団等に対する寄付金等の支出制限の緩和	4210	B	・一定の要件の下で政令を改正することなどが、緩和の範囲を広げていただきたい。	国際的研究開発拠点の形成に向けて、市独自の判断により、国等の研究機関との調整を可能にするため。	地方財政再建特別措置法第24条第2項に規定している寄付金等の禁止について、	地方自治体の財産(土地を含む)の国等(独立行政法人を含む)の研究機関への無償貸付を認める、	特殊法人が独立行政法人化することにより、地方財政再建特別措置法第24条第2項に抵触するようになる、	総務省	0402040	
1324	1324090	14	横浜市	14100	京浜臨海部再生特区	9	工業再配置促進法の移転促進地域の指定解除	11231	E-1	移転促進地域に含まれていることにより、空洞化への影響があるため、	京浜臨海部の空洞化を抑制するため、	工業再配置促進法第2条、同法施行令第1条附則別表第1に規定されている「移転促進地域」について、	「移転促進地域」から京浜臨海部を除外する、	移転促進地域に指定されていることにより、立地企業のこの地域における操業意欲の減退を招いたり、新規立地意向企業への少なからぬ影響を与えている、	経済産業省	1110080	
1324	1324100	14	横浜市	14100	京浜臨海部再生特区	10	特定重要港湾における一定規模以下の面積のものの埋立免許の大見認可からの除外			地方港湾では50ha、重要港湾では1ha以下の埋立については、大臣認可が不問となっている。特定重要港湾についても、一定規模以下で埋立については、大臣認可の手続きを不要とし、社会経済情勢の変化に対応した変更が行えるようにするため、	地方港湾では50ha、重要港湾では1ha以下の埋立については、大臣認可が不問となっている。特定重要港湾についても、一定規模以下で埋立については、大臣認可の手続きを不要とし、社会経済情勢の変化に対応した変更が行えるようにするため、	公有水面埋立法第32条第1号に「国土交通大臣が甲号港湾として其の埋立にして其の港湾の利用に著しく影響を及ぼすおそれのあるものの免許」については国土交通大臣の認可を受けることが必要とある、	公有水面埋立に際しては、港湾計画策定時に海洋審議会や審議を行うとともに、地方議会の意見も聴取して進められているところであり、既に十分な緊要な法運用が図られている、国益上重要な役割を果たしている特定重要港湾と言えども、地方分権を促進する観点も含めて、例えば1ha以下の埋立を、一定規模以下の埋立については、大臣認可を不要として頂きたい、	公有水面の活用が柔軟に行えないことから、水線線を保有する用地の有効活用については臨海部の活性化が難しくなっている、	国土交通省	1210080	
1324	1324110	14	横浜市	14100	京浜臨海部再生特区	11	老朽化護岸を改修するための公有水面埋立法の運用緩和			老朽化した護岸の改修を円滑に進め、臨海部立地企業の活動促進とともに、地域の防災性向上を図るため、護岸改修時における公有水面埋立法の運用を緩和する(護岸の前だし整備の実現化など)、	昭和45年6月2日事務連絡で示されている公有水面埋立に係る護岸と埋立法の関係について、	老朽化護岸の改修を効果的に行えるよう、護岸の前だし整備を可能とするなど、公有水面埋立法の運用を緩和する、	老朽化護岸の改修が進まず、産業活動の沈滞・土地流動化の妨げになっているとともに、地域の防災性向上の阻害要因となっている、	国土交通省	1210090		
1324	1324120	14	横浜市	14100	京浜臨海部再生特区	12	新たに設置する(仮称)科学技術高等学校の教育課程の一部緩和			(仮称)科学技術高等学校は、サイエンス・フロンティア地区に立地する特性を生かし、企業・産業界や高等教育機関等との連携を積極的に進め、将来の科学技術の発展やものづくりを支える人材の育成を目指し、整備する専門学科の高校である。新し(設置する予定の)生物科学専攻や環境科学専攻では、市大連携大学院や理化学研究所の研究員の講義や実験の指導を受けることにより、ゲームやタンパク質構造等についての最先端の研究成果について触れることができるようにしたり、情報系やデザイン専攻などでは、市内の大学などの教員の講義や実習指導により専門的な学習の内容を学ぶことができ、企業や高等教育機関等のニーズに応え、科学技術の高度化や学際的・複合的な分野に対応する教育内容を実現するとともに、先進的な科学技術分野にも対応する教育内容の充実を図っていく。また、幅広い(生徒を募集し、新産業に貢献する)人材や科学技術の発展に寄与できる人材を育成し、京浜臨海部の企業や研究機関を始めとした横浜市内の産業の活性化に貢献できる高校としていく。そこで、このことを実現させるために、次のとおり高等学校学習指導要領について一部緩和を行う。	高等学校学習指導要領第1章第2款2及び第3款1について ・普通教育に関する各科目の標準単位数 ・必修教科・科目とその単位数	科学技術高等学校としての特色ある教育課程を編成できるよう、必修科目とその単位数についての制限を緩和する、	高等学校学習指導要領第1章第2款2及び第3款1 第2款2に普通教科・科目の標準単位数が規定され、第3款1において必修教科・科目とその単位数が規定され一部弾力的に運用できるようになっているが、科学技術高等学校としての特色ある教育課程編成を行うためには、より一層、弾力的に取り扱えるようにする必要がある、	文部科学省			
1324	1324130	14	横浜市	14100	京浜臨海部再生特区	13	新たに設置する(仮称)科学技術高等学校の教育課程の一部緩和			(仮称)科学技術高等学校は、サイエンス・フロンティア地区に立地する特性を生かし、企業・産業界や高等教育機関等との連携を積極的に進め、将来の科学技術の発展やものづくりを支える人材の育成を目指し、整備する専門学科の高校である。新し(設置する予定の)生物科学専攻や環境科学専攻では、市大連携大学院や理化学研究所の研究員の講義や実験の指導を受けることにより、ゲームやタンパク質構造等についての最先端の研究成果について触れることができるようにしたり、情報系やデザイン専攻などでは、市内の大学などの教員の講義や実習指導により専門的な学習の内容を学ぶことができ、企業や高等教育機関等のニーズに応え、科学技術の高度化や学際的・複合的な分野に対応する教育内容を実現するとともに、先進的な科学技術分野にも対応する教育内容の充実を図っていく。また、幅広い(生徒を募集し、新産業に貢献する)人材や科学技術の発展に寄与できる人材を育成し、京浜臨海部の企業や研究機関を始めとした横浜市内の産業の活性化に貢献できる高校としていく。そこで、このことを実現させるために、次のとおり高等学校学習指導要領について一部緩和を行う。	高等学校学習指導要領第1章第3款2(1)について 専門科目においては、生徒に履修させる専門教科・科目25単位以上のうち、専門教科・科目の履修と同様に成果が期待できる場合に普通教科・科目の単位数5単位まで含めることができる、	生物科学、環境科学、デザイン、情報システムなどの専攻についての、数学、理科などの普通教科・科目の上限を拡充する、	高等学校教育としての目的を実現できるよう、極端に偏した教育課程とならないように市教育委員会が指針を策定する、	文部科学省			
1324	1324140	14	横浜市	14100	京浜臨海部再生特区	14	新たに設置する(仮称)科学技術高等学校の教育課程の一部緩和			(仮称)科学技術高等学校は、サイエンス・フロンティア地区に立地する特性を生かし、企業・産業界や高等教育機関等との連携を積極的に進め、将来の科学技術の発展やものづくりを支える人材の育成を目指し、整備する専門学科の高校である。新し(設置する予定の)生物科学専攻や環境科学専攻では、市大連携大学院や理化学研究所の研究員の講義や実験の指導を受けることにより、ゲームやタンパク質構造等についての最先端の研究成果について触れることができるようにしたり、情報系やデザイン専攻などでは、市内の大学などの教員の講義や実習指導により専門的な学習の内容を学ぶことができ、企業や高等教育機関等のニーズに応え、科学技術の高度化や学際的・複合的な分野に対応する教育内容を実現するとともに、先進的な科学技術分野にも対応する教育内容の充実を図っていく。また、幅広い(生徒を募集し、新産業に貢献する)人材や科学技術の発展に寄与できる人材を育成し、京浜臨海部の企業や研究機関を始めとした横浜市内の産業の活性化に貢献できる高校としていく。そこで、このことを実現させるために、次のとおり高等学校学習指導要領について一部緩和を行う。	高等学校学習指導要領第1章第4款6について 職業教育を主とする専攻(生物科学、環境科学等)においても、職業教育を主とする専攻においては、総合的な学習の時間における学習活動で課題研究等の履修の一部又は全部に替えることができる、	職業教育を主としない専攻(生物科学、環境科学等)においても、同様とする、	高等学校教育としての目的を実現できるよう、極端に偏した教育課程とならないように市教育委員会が指針を策定する、	文部科学省			
1324	1324150	14	横浜市	14100	京浜臨海部再生特区	15	新たに設置する(仮称)科学技術高等学校の教育課程の一部緩和			(仮称)科学技術高等学校は、サイエンス・フロンティア地区に立地する特性を生かし、企業・産業界や高等教育機関等との連携を積極的に進め、将来の科学技術の発展やものづくりを支える人材の育成を目指し、整備する専門学科の高校である。新し(設置する予定の)生物科学専攻や環境科学専攻では、市大連携大学院や理化学研究所の研究員の講義や実験の指導を受けることにより、ゲームやタンパク質構造等についての最先端の研究成果について触れることができるようにしたり、情報系やデザイン専攻などでは、市内の大学などの教員の講義や実習指導により専門的な学習の内容を学ぶことができ、企業や高等教育機関等のニーズに応え、科学技術の高度化や学際的・複合的な分野に対応する教育内容を実現するとともに、先進的な科学技術分野にも対応する教育内容の充実を図っていく。また、幅広い(生徒を募集し、新産業に貢献する)人材や科学技術の発展に寄与できる人材を育成し、京浜臨海部の企業や研究機関を始めとした横浜市内の産業の活性化に貢献できる高校としていく。そこで、このことを実現させるために、次のとおり高等学校学習指導要領について一部緩和を行う。	高等学校学習指導要領第1章第5款1、2、4、7について 授業時数は、年間5週、週あたり3単位を標準とし、ホームルーム活動の授業時数は年間3単位以上、総合的な学習の時間の授業時数は卒業までに105～210単位を標準とする、	授業時数等について、学校の裁量とできるようにする、	高等学校教育としての目的を実現できるよう、極端に偏した教育課程とならないように市教育委員会が指針を策定する、	文部科学省			
1324	1324160	14	横浜市	14100	京浜臨海部再生特区	16	新たに設置する(仮称)科学技術高等学校の教育課程の一部緩和			(仮称)科学技術高等学校は、サイエンス・フロンティア地区に立地する特性を生かし、企業・産業界や高等教育機関等との連携を積極的に進め、将来の科学技術の発展やものづくりを支える人材の育成を目指し、整備する専門学科の高校である。新し(設置する予定の)生物科学専攻や環境科学専攻では、市大連携大学院や理化学研究所の研究員の講義や実験の指導を受けることにより、ゲームやタンパク質構造等についての最先端の研究成果について触れることができるようにしたり、情報系やデザイン専攻などでは、市内の大学などの教員の講義や実習指導により専門的な学習の内容を学ぶことができ、企業や高等教育機関等のニーズに応え、科学技術の高度化や学際的・複合的な分野に対応する教育内容を実現するとともに、先進的な科学技術分野にも対応する教育内容の充実を図っていく。また、幅広い(生徒を募集し、新産業に貢献する)人材や科学技術の発展に寄与できる人材を育成し、京浜臨海部の企業や研究機関を始めとした横浜市内の産業の活性化に貢献できる高校としていく。そこで、このことを実現させるために、次のとおり高等学校学習指導要領について一部緩和を行う。	高等学校学習指導要領第1章第6款4(2)及び第3章第2節第3款について 職業教育において、実験・実習に相当する授業時数を十分確保し、第3章工業では、10分の5を実験・実習に相当する、	生物科学、環境科学、デザイン、情報システムなどの専攻においても、学習内容に応じた授業展開ができるよう、実験・実習に充てる授業時数の規定を学校裁量とする、	高等学校教育としての目的を実現できるよう、極端に偏した教育課程とならないように市教育委員会が指針を策定する、	文部科学省			

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特例の具体的要望事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード
1324	1324170	14	横浜市	14100	京浜臨海部再生特区	17	新たに設置する(仮称)科学技術高等学校への民間教員の採用			平成18年度開校予定の(仮称)科学技術高等学校で、サイエンスフロンティア地区に立地する特性を生かし、企業・産業界や横浜国立大学連携大学院や理化学研究所等との連携しながら、教員免許を有していない研究者や起業家(アントレプレナー)などの専門知識を有する民間人を教員として採用し、将来の科学技術の発展やものづくりを支える人材の育成を可能とする。	教育職員免許法第3条第1項により、教育職員は教員免許状を有する者でなければならないと定められている事項について	教員免許を有していない民間人を教員として採用できるようにする。	京浜工業地帯の伝統的な産業や新しい最先端の技術を取り入れた(仮称)科学技術高等学校のカリキュラムにふさわしい人材を確保するため、企業や連携大学院・研究所等から推薦された適任者を、本市が審議会等の審議を経て選考する制度を構築する。	民間人を教員として採用することは、教員免許状を有する者とされ、教員免許状を有しないものは、教員として採用できない。	文部科学省		
1324	1324180	14	横浜市	14100	京浜臨海部再生特区	18	新たに設置する(仮称)科学技術高等学校の用途地域の規制の緩和			平成18年度開校予定の(仮称)科学技術高等学校で、サイエンスフロンティア地区に立地する特性を生かし、用途地域に関する規制の特例を設ける。	建築基準法第48条第11項により、原則として工業地域内には学校の建築が禁止されている事項について	建築基準法別表第2(「工業地域に建築してはならない建築物」の五号の「学校」)について、科学技術高校は除く旨の適用除外規定を設ける。	(仮称)科学技術高等学校に関しては、工場等との関わりが強く、工業地域に学校を建設する必要があるが、公聴会の開催、建築審査会の同意を必要とし、本来の自由な施設計画が制約される可能性がある。	国土交通省	1206390		
1325	1325010	14	横浜市	14100	交流特区	1	道路使用に関する許可の一部不要化	1001	D	現行制度下で現に実施されており、また許可要件は具体的かつ明確であると認識されていることであるが、1件審査では道路等におけるイベント、ロケ等がスムーズに行われず、交流特区の実現に支障が生ずる。	手続の簡略化や自主的な管理による道路使用によりイベント、ロケ、大退去、オープンカフェ等を振興し、まちの賑わい作りをおこなうため	道路交通法第77条により、警察署長の許可が必要とされる事項について、	特定の地区における特定の行為については、一定の条件内での道路使用については警察署長の許可を不要とする。 例えば、ある地区の歩道において、有効幅員2.5m確保するなど、その残余地においてロケを行う場合には許可を不要とするなど。	地方自治体やフィルムコミッション等の団体への届け出制とする、具体的な地区・行為・条件等については、警察署長との協議を要するものとする。	道路交通法第77条による1件審査は手続きが煩雑であるが、その一方で相当条件の使用許可が与えられており、一定条件の元では許可そのものの意味がないと考えられる。	警察庁 国土交通省	0100170 1205070
1325	1325020	14	横浜市	14100	交流特区	2	土地開発公社の保有土地の賃貸等制限の緩和	4470	A	交流特区内で事業用定期借地権を設定して、土地開発公社保有土地を貸付けるため	特区内に、民間商業施設を誘致して街の活性化を図るため、	公有地の拡大の推進に関する法律施行令第7条において一団土地を造成し販売できるとされている事項について、	土地開発公社保有造成事業用地への事業用定期借地権の導入や貸付期間(10年)の緩和を行う		土地開発公社の保有土地は、暫定的な一時貸付けを前提としていることから、堅固な建物の設置や借地権の設定は認められない。	総務省	0400610
1325	1325030	14	横浜市	14100	交流特区	3	株式会社設立に関する最低資本金額の引き下げ	5001	C-1	・新事業創出促進法の改正により、最低資本金制度の適用を5年間猶予することを検討されることだが、ベンチャー企業集積のため、期間を長くする。適用対象企業を限定しないことを考慮いただきたい。	特区内における会社の創業を活発にし、横浜都心部を新たなベンチャー企業の集積地とするため、	商法第168条の4に規定されている株式会社の最低資本金制度の適用について、	特区内で起業する全ての会社について、10年間猶予する。	債権者保護のための徹底した情報開示を課したり、期間内に黒字化した場合には、猶予期間を打ち切るなど。	商法第168条の4に規定されている株式会社の最低資本金制度が、会社設立時の負担となり、創業意欲を阻害している。	法務省	0500170
1325	1325040	14	横浜市	14100	交流特区	4	有限会社設立に関する最低資本金額の引き下げ	5050	C-1	・新事業創出促進法の改正により、最低資本金制度の適用を5年間猶予することを検討されることだが、ベンチャー企業集積のため、期間を長くする。適用対象企業を限定しないことを考慮いただきたい。	特区内における会社の創業を活発にし、横浜都心部を新たなベンチャー企業の集積地とするため、	有限会社法第9条に規定されている有限会社の最低資本金制度適用について、	特区内で起業する全ての会社について、10年間猶予する。	債権者保護のための徹底した情報開示を課したり、期間内に黒字化した場合には、猶予期間を打ち切るなど。	有限会社法第9条に規定されている有限会社の最低資本金制度が、会社設立時の負担となり、創業意欲を阻害している。	法務省	0500170
1325	1325050	14	横浜市	14100	交流特区	5	「投資・経営」資格の要件緩和	5202	A	規制緩和されたのは、管理コード5200の緩和を受ける場合に限られている。	外国人による会社設立を容易にし、企業立地を促進するため	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令により、「投資・経営」の在留資格を得るには、事業所の確保と2人以上の本邦居住常勤職員の雇用を条件としていることについて	当該条件を撤廃する。		在留資格を得ていない間には営業活動ができないにもかかわらず、この段階で事業所の確保や現地職員の雇用を求めていることから、外国企業の現地法人の設立の負担が大きい。	法務省	0500510
1325	1325060	14	横浜市	14100	交流特区	6	電力線の活用によるIT化促進			LANでの電力線の利用において、地下階部分では電波漏洩による他への影響が少ないことから、特区の地下階部分に限定した電力線搬送に関する規制の緩和を施し、IT化が遅れている地下街などへの高速LANの普及を図り、地域の活性化を促進するため	電波法施行規則第44条第3項における10kHzから450kHzまでの範囲内の周波数とする規制について	2kHzから30kHzまでの周波数を可能とするよう緩和する。	地下階部分では電波漏洩による他への影響が少ないことから、特区の地下階部分に限定する。	現在の規制の内容では、電力線を高速LAN用の回線として利用できない	総務省	0405070	
1325	1325070	14	横浜市	14100	交流特区	7	専修学校の設置要件の緩和	8439 8440	D	文部科学省の回答では、専修学校の認可は都道府県の自治事務とのことである。しかし、実際には、多くの都道府県において、学校教育法、私立学校法、専修学校設置基準よりさらに厳しい条件が、私立専修学校を設置しようとする者に課せられている。	時代の要請に合致した高度な職業教育を行うことのできる専修学校が柔軟に設置することを可能にし、地域の産業の活性化を誘引する。	専修学校に関する過去の通達	かつての通達を破棄するとともに、私立の専修学校の設立について、学校法人の設立、校地及び建物の自己所有を要件としなすことを改めて通知する。	学校教育法、私立学校法、専修学校設置基準を見る限り、専修学校の新たな設立を行う場合に、学校法人格を取得する必要はないはずであるのに、多くの都道府県ではそれを必須としている。また、土地・建物を自己所有とすることについても同様である。これは、過去の通達に起因するものと考えられるので、過去の専修学校に関する通達を破棄すべきである。地域の活性化には、時代に合った高度な職業教育を可能とする専修学校の設立を促進するために、このことが必要である。	文部科学省		
1326	1326010	14	横浜市役所	14100	環境特区	1	構造改革特別区域法第23条の認定対象の拡大			市民やNPO等が農体験できる機会や場を増やし、市民の農業に対する理解を一層深めるようにするとともにあわせて耕作放棄地対策とする。	構造改革特別区域法第23条	構造改革特別区域法第23条の認定対象は、耕作放棄地に限定されているが、「地域の農地保全に資することができ、良好な都市環境の形成と都市の住民のレクリエーション等の用に供することができる場合」を追加する。		現在の構造改革特別区域法の内容では、横浜市は特区による市民農園の開設は困難となる。	農林水産省	1000850	
1326	1326020	14	横浜市役所	14100	環境特区	2	樹林地の納税猶予			横浜市内の貴重な自然環境が保全されている重要な地域の樹林地を保全すること。	租税特別措置法第70条4-6(農地に関する納税猶予)	農地に関する納税猶予に準じて創設する。		現在は納税猶予制度が農地にしか適用されていないため、相続時に樹林地が開発されてしまうケースが非常に多く、都市に残された重要な自然環境が保全できない。	財務省	0700580	
1326	1326030	14	横浜市	14100	環境特区	3	電気自動車等低公害車の開発における、走行実験車両の臨時運行許可基準の緩和			地球温暖化対策、排気ガス削減、都市の低公害化対策の基幹事業として、電気自動車や燃料電池自動車など、環境負荷の少ない車両(低公害車)の実用化に向けた実証実験を円滑に進めるため。	道路運送車両法第34条他における臨時運行の許可について	地球温暖化対策車両の実証実験が円滑に進めよう、臨時運行許可手続きが簡素化、迅速化される。		現状の道路運送車両法および保安基準では、新たに型式認定を取得する際に、厚みにして5センチにおよぶ退出資料が必要で、所要期間も長いことから、機動的な研究開発が進まない。これにより、車両開発の国際競争力低下を招いている。	国土交通省	1208200 1208210	
1327	1327010	32	益田市	32204	養護老人ホームの民間委託特区	1	老人福祉法第15条第1項-5項、国、都道府県、市町村、社会福祉法人以外の老人福祉施設の設置			株式会社等の民間での管理運営を可能とする。	老人福祉法第15条第1項-5項	民間による管理運営		民間の雇用不足	厚生労働省		
1328	1328010	32	益田市	32204	公民館の管理運営の民間委託特区	1	社会教育法第21条第1項市町村の設置、または第21条第2項市民間法第34条(非常利法人)の設置者及び第27条第1項職員28条教育委員会の任命			公民館の職員に民間での雇用者を配置可能とする。	社会教育法第21条、第27条、第28条	民間による管理運営		職員の人材不足、公民館活動の活性化	文部科学省		
1329	1329010	32	益田市	32204	廃棄物処理施設技術管理者の自治体職員配置緩和特区	1	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第21条第1項の技術の管理者の設置			自治体職員の不足と雇用の促進を図るために、自治体職員の技術管理者の配置をせずに民間の技術管理者で運用を可能とする。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第21条	一般廃棄物処理施設の設置者は維持管理に関する技術上の業務を担当させるため、技術管理者を置かなければならない。		職員の不足による配置の困難	環境省	1300630	
1330	1330010	32	益田市	32204	生物資源アルコール混合燃料の販売規制特区	1	揮発油規格の販売規制緩和			自動車燃料に生物資源アルコール混合燃料を使用することができるように揮発油規格の見直しが必要	揮発油等の品質の確保等に関する法律第13条 揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第10条	規格の改正		揮発油等の品質の確保等に関する法律第13条の規格に適合しないものの販売禁止、揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第10条の規制の明確化	経済産業省	1100620	

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特例の具体的要望事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード
1331	1331010	47	具志川市・勝連町・与那城町	4705 (具志川市47203 勝連町47323 与那城町47322)	健康長寿産業振興特区	1	外国人医師の臨床修練の目的内容等に関する緩和の特例について。	925	C - 1	「健康長寿産業振興特区」構想(平成14年8月の第一次提案)で目指した中国における医療技術の導入あるいはこれを基にした独自療法の開発については、現行認められている(改定予定含む)医療制度を一部拡大適用することにより実現されるのどこに再提案する。	1. 要望事項 臨床修練制度の緩和特例による臨床修練実施医療機関について、中国の中西医結合医学学会が認定した医師に限る、本申請区に所在する医療機関においては受け入れ機関とする特別区として頂きたい。 2. 目的 現在、わが国で行われている診療技術や沖縄由来の健康長寿資源(生薬や、生活習慣等)と、中国において40年来実践されてきた中西医結合医学学の成果との融合を図り、生薬等の活用も含めた健康長寿のための新しい診療技術の開発を目指す。 また、これによって得られる臨床知見をもとにした様々な研究、開発、実践事業により、健康長寿産業の企業化、製品化の支援をばかり地域経済活性化を意図する。	「第十七条 医師でない者の医療禁止」 「第十七条 医師でない者は医療をなしてはならない。」の特例 外国医師又は外国歯科医師が行う臨床修練に係る医師法第17条及び歯科医師法第17条の特例等に関する法律のうち第3条(臨床修練の許可)2項1号の内容の特例、及び2項4号の特例として英語以外の言語追加 「第三条 外国医師又は外国歯科医師は、医師法第十七条又は歯科医師法第十七条の規定にかかわらず、厚生労働省令で定める ところにより厚生労働大臣の許可を受けて、臨床修練を行うことができる。」 2 厚生労働大臣は、前項の許可(以下「許可」といふ。)を受けようとする者が次の各号に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、許可を与えてはならない。 一 医療に関する知識及び技能の習得を目的として本邦に入籍していること。 二 臨床修練を行うのに支障のない程度に日本語又は厚生労働省令で定める外国語を理解し、外国語又は外国語の読み書きを行うことができること。 三 法第三十二条第二項第四号の厚生労働省令で定める外国語の特例 第五条 法第三十二条第二項第四号の厚生労働省令で定める外国語は英語とする。」	申請区内に公的医療機関を柱にした医療ネットワークを形成し、脳疾患、循環器系疾患等に伴う後遺症のリハビリテーションや生活習慣病、アレルギー疾患を対象に、中西医結合医学学会を中心とした診療サービス圏を作り出す。 これに併せて、申請区内において国や申請自治体が計画している健康長寿に関わる各種事業を融合することにより、臨床及び学術的に裏打ちされたこのエリア独自の健康食品、機能性食品、薬料、生活改善プログラム等の健康長寿産業振興をはかる。以下、全体構想は1次提案に同じ。	中国を想定する場合は、中国国家のしかるべき機関(中国国家衛生部等)の推薦状等により、審査期間の短縮や英語以外の語学能力の認定を行う	外国医師又は外国歯科医師が行う臨床修練に係る医師法第17条及び歯科医師法第17条の特例等に関する法律のうち第3条(臨床修練の許可)2項1号にある「医療に関する知識及び技能の習得を目的として本邦に入籍」の中に、教授と共に共同研究や健康長寿の研究開発実践のための協働についての特例が認められることで、前記目的を達成できる。この特例は具体的に「中西医結合医学研究」の設立や「健康長寿食品産業の企業化」などに欠かせない措置である。	厚生労働省	
1331	1331020	47	具志川市・勝連町・与那城町	4705 (具志川市47203 勝連町47323 与那城町47322)	健康長寿産業振興特区	2	「特定医療費制度適用の拡大に関する特例について。	924	C - 1	「健康長寿産業振興特区」構想(平成14年8月の第一次提案)で目指した中国における医療技術の導入あるいはこれを基にした独自療法の開発については、現行認められている(改定予定含む)医療制度を一部拡大適用することにより実現されるのどこに再提案する。	1. 要望事項 未承認薬の利用の自由化及び特定療養費制度の対象拡大品目。中華人民共和国薬品管理法に基づき中国で認可された薬剤を認める特別区として頂きたい。 2. 目的 現在、わが国で行われている診療技術や沖縄由来の健康長寿資源(生薬や、生活習慣等)と、中国において40年来実践されてきた中西医結合医学学の成果との融合を図り、生薬等の活用も含めた健康長寿のための新しい診療技術の開発を目指す。 また、これによって得られる臨床知見をもとにした様々な研究、開発、実践事業により、健康長寿産業の企業化、製品化の支援をばかり地域経済活性化を意図する。	健康保険法第43条第2項の規定に基づき厚生労働大臣の定める療養費(平成6年8月厚生省告示第236号) 保険医療機関及び保険医療費担当規則第5条の2(昭和32年厚生省令第15号) 保険医療機関及び保険薬局の登録並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令第5条の2(昭和32年厚生省令第13号) 特定承認保険医療機関及び特定承認薬取扱い機関の取扱いについて(昭和60年2月25日発第19号) 薬事法第14条第1項、第3項、第23条第1項	申請区内に公的医療機関を柱にした医療ネットワークを形成し、脳疾患、循環器系疾患等に伴う後遺症のリハビリテーションや生活習慣病、アレルギー疾患を対象に、中西医結合医学学会を中心とした診療サービス圏を作り出す。 これに併せて、申請区内において国や申請自治体が計画している健康長寿に関わる各種事業を融合することにより、臨床及び学術的に裏打ちされたこのエリア独自の健康食品、機能性食品、薬料、生活改善プログラム等の健康長寿産業振興をはかる。以下、全体構想は1次提案に同じ。	特に代替措置は必要ない	薬事法改正により、医師の主導により医薬品等を使用する臨床研究について、治験として取扱うこととなったことに伴い、特定療養費制度の適用対象とすることが出来れば、生薬の開発や利用なども促進できる。	厚生労働省	
1332	1332010	22	熱海市	22205	都市計画街路特区	1	街路事業の採択基準			街路事業の新規補助採択にあたっては16m未満でも補助対象としていたが、	街路整備事業の補助採択基準の緩和。	街路整備事業が推進できる。		熱海市は狭間うえ、急峻な地形のため、16mで整備した場合は、移転・補償には莫大な費用が掛かるうえ、まちなみの形成ができない。	国土交通省	1203020	
1333	1333010	20	長野市	20201	指定統計自由化特区	1	指定統計の調査票を目的外利用することに関する制限の撤廃			長野市の統計データを早期に独自集計し、統計データの利用、公表することによって、政策形成や企業経営に生かすことができるようにするため	統計法第15条第1項及び第2項により指定統計の調査票を目的外に使用することを制限していることについて	自治体が行う目的外利用について、総務大臣の承認を必要としている規制を撤廃すること。 指定統計の調査票を複写することが認められていない規制を撤廃して、複写した調査票を目的外利用することを容認する。	市独自集計結果の公表後、直ちに傍却する。	指定統計の調査票を目的外に使用することは、統計法第15条第1項及び第2項により制限している。 市町村長が調査票を使用する場合は、包括承認のための通達により承認申請書を都道府県知事に提出し、承認を受ける制限がある。また、調査票の使用は閲覧・転写に限られ、複写することは認められていない。	総務省(主) 経済産業省	0400070 1109010	
1334	1334010	20	長野市	20201	秩序ある自転車利用を促進する特区	1	放置自転車に対する所有権帰属までの期間の短縮			放置自転車に係る所有権帰属までの期間制限があるため、保管場所の確保が困難となり、また、迅速な取り扱いができないことから、期間を短縮し秩序ある自転車利用の促進を図るため。	民法第240条に規定される所有権の取得までの期間及び自転車法第6条に規定する所有権帰属までの期間の短縮について	放置自転車に限定し1ヶ月に短縮する。		民法第240条及び自転車法第6条により放置自転車の帰属までの期間が4ヶ月必要ことから、保管場所の確保が困難となり、自転車の損傷が著しく自転車としての機能が低下する。	国土交通省		
1335	1335010	20	長野市	20201	B(ビジネスインキュベーション)推進特区	1	国立大学の施設・敷地等の民間企業による廉価使用の要件の緩和	8444	A	特区における国立大学等敷地の廉価使用の対象範囲の拡大がなされたが、地方公共団体が国立大学敷地を利用し、キャンパス内インキュベーション施設を設置する場合、廉価使用の対象範囲に含まれるか不明確なため。	研究交流促進法第11条第2項により、共同研究者のみが敷地の廉価使用ができると定められている事項について 研究交流促進法施行令第10条第1項により、国有地の廉価使用の減額率について定められている事項について	地方公共団体が新事業支援施設の設置等産官連携を促進する活動を行なう場合に国立大学の敷地の廉価使用の容認を明確にすること。 公的施設であることを踏まえ、使用の対価は廉価使用(現状時価の1/2)でなく、無償とすること。	国立大学敷地の廉価使用の対象範囲については、研究交流促進法第11条第2項により、施設設置者自らが大学との共同研究者でなければ敷地の廉価使用が出来ない。	文部科学省			
1336	1336010	20	長野市	20201	県費負担教職員中核市特区	1	県費負担教職員の任命権の移譲			県費負担教職員の任命権が県にあるため、各学校の実態に応じた教職員の配置ができていない状況にあることから。	県費負担教職員の任命権について	県費負担教職員の任命権を、特例として県から中核市に移譲を受ける。		県費負担教職員の任命権は県教育委員会に属しているが、現在の教職員の人員配置は県教育委員会の一任の基準により行われていることから、各学校の実態に応じた配置ができていない状況である。	文部科学省		
1337	1337010	20	長野市	20201	将来のまちづくりに備え用地を取得できる特区	1	取用適格事業の拡大			長野市が公用公共用地等を、早期に取得することによって、地域を活性化すべく政策形成に生かすことができる。	租税特別措置法施行規則第14条第7項第3号、同施行規則第22条の2第4項第1号及び同施行規則第22条の2第3項第1号により特別控除または代替の特例を受けるためには事業認定を取得するよう制限していることについて	地方公共団体が行う緊急且つ特別な事情がある用地取得については、事業認定を必要としている規則並びに事業認定を受けなければ県の特別控除を受けられない規制を適用除外とする。	適用事業は緊急且つ特別な事情のあるものに範囲を限定し、5年程度の時限措置とする。	事業認定申請書を都道府県知事に提出し、事業の認定を受ける必要があるため緊急性にかける。	財務省	0701000	
1338	1338010	8	つくば市	8220	つくば新エネ市民電力特区	1	特定供給制度における「一」の需要場所、の要件の緩和	11501	A	平成14年12月16日に公表された「構造改革特区基本方針(特例部分)の各省原案(経済産業省、番号1103)」において、基本方針中「政府が講ずべき措置」についての計画、に記載する内容(経済産業省原案)に示される特例措置の内容及び同意の要件に、つくば市の構想する産官民の出資により設立される「つくば新エネ市民電力公社」がどのように該当するか不明確なため。	電力の供給事業を行う「つくば新エネ市民電力公社」の設立が、電力需要者である市民・市内事業者の出資を受けるものであること、該公社からの電力供給を特定供給制度を利用するものとするため。	供給者と需要者との間に「密接な関係」があるときに「一」の需要場所、として特定供給制度が活用できることについて。	該公社と電力需要者との関係が該公社への出資関係であるときに、供給者と需要者との間に「密接な関係」があると認定されること。	供給者と需要者との間に「密接な関係」があることが不明確であること、ないしは、「密接な関係」が特定供給制度による電力供給において要件とされる主旨が不明確であること。	経済産業省	1130050	
1338	1338020	8	つくば市	8220	つくば新エネ市民電力特区	2	特定供給制度における「一」の需要場所、の要件の緩和	11501	A	平成14年12月16日に公表された「構造改革特区基本方針(特例部分)の各省原案(経済産業省、番号1103)」において、基本方針中「政府が講ずべき措置」についての計画、に記載する内容(経済産業省原案)に示される特例措置の内容及び同意の要件に、つくば市の構想する産官民の出資により設立される「つくば新エネ市民電力公社」がどのように該当するか不明確なため。	電力の供給事業を行うため設立される「つくば新エネ市民電力公社」が株式会社であるときに、該公社からの電力供給を特定供給制度を利用するものとするため。	供給者と需要者との間に「密接な関係」があるときに「一」の需要場所、として特定供給制度が活用できることについて。	該公社につくば市が出資するものであるときに、該公社を公的の主体として認め、需要者との「密接な関係」が今後も継続するものであることと認定されること。	つくば市が該公社の経営判断に必要な取締役会に参画できる方策(出資比率、取締役就任等)を講ずる。	供給者と需要者との間に「密接な関係」があることが不明確であること、ないしは、「密接な関係」が特定供給制度による電力供給において要件とされる主旨が不明確であること。	経済産業省	1130060
1338	1338030	8	つくば市	8220	つくば新エネ市民電力特区	3	特定供給制度における「自営線」の取扱いの緩和	11501	A	平成14年12月16日に公表された「構造改革特区基本方針(特例部分)の各省原案(経済産業省、番号1103)」において、基本方針中「政府が講ずべき措置」についての計画、に記載する内容(経済産業省原案)に示される特例措置の内容及び同意の要件に、つくば市の構想する産官民の出資により設立される「つくば新エネ市民電力公社」がどのように該当するか不明確なため。	電力の供給事業を行うため設立される「つくば新エネ市民電力公社」に、電力事業者が出資することで、該公社と該電力事業者が電力託送について合意するときに、該電力事業者の所有による電線路を「自営線」に準じて位置付けて特定供給制度を利用するものとするため。	特定供給制度で電力供給できる場合が「自営線」によるものとされることについて。	該公社に電力事業者が出資するときに、該公社と該電力事業者が電力託送について合意するときに、該電力事業者の所有による電線路を「自営線」に準じて位置付けて認定されて、特定供給制度で活用できること。	該電力会社の需要家への電力安定供給を阻害しない方策を講ずる。	特定供給制度における「自営線」によるものとする要件がつくば市の構想に不整合であること、ないしは、特定供給制度における「自営線」の定義が不明確であること。	経済産業省	1130070
1338	1338040	8	つくば市	8220	つくば新エネ市民電力特区	4	バイオマス発電のための有機廃棄物の収集運搬を容易化			バイオマス発電のためにつくば市内で発生する有機廃棄物を有効に活用するために、電力の供給事業を行うため設立される「つくば新エネ市民電力公社」が有機廃棄物の収集し、バイオマス発電設備に運搬するものとするため。	市内事業所で発生する有機廃棄物が「産業廃棄物」とされることについて。	該公社がバイオマス発電の目的に限定して市内事業所で発生する有機廃棄物を収集し、バイオマス発電設備に運搬するものであるときに、該有機廃棄物を「産業廃棄物」として認定しないこと、あるいは、産業廃棄物の再生利用に責任を負う方針を講ずる。	該公社がつくば市と連携して収集・運搬される有機廃棄物の管理及び処理に責任を負う方針を講ずる。	有機廃棄物処理法に定められた産業廃棄物の定義或いは収集運搬業・処分業の許可要件、産業廃棄物の再生利用認定制度が、バイオマス発電向けに想定されていないこと。	環境省	1300440	
1338	1338050	8	つくば市	8220	つくば新エネ市民電力特区	5	バイオマス発電設備での多様なバイオマス利用の実現			電力の供給事業を行うため設立される「つくば新エネ市民電力公社」が、予定するバイオマス発電施設設備、運用に積極的に各官庁の補助金を活用できるものとするため。	特定官庁のバイオマス利用に関する補助金を活用した場合に、他省庁管轄のバイオマス(有機資源)を利用することについて補助金の目的外利用とされることについて。	該公社が特定官庁の補助金を活用して整備・運用するバイオマス発電施設に、他省庁管轄のバイオマス(有機資源)も受け入れることができること。	該公社が活用する特定官庁の補助金の目的を十分に果たした上で、他省庁管轄のバイオマス利用を行うものとする。	つくば市内で発生するバイオマス(有機資源)の利用を図る上で、バイオマス(有機資源)利用に係る電線が複数動力に係ることで、バイオマス発電設備等の施設整備・運用の給電化が推進されないこと。	財務省 環境省 経済産業省 農林水産省	0701120 1002100 1107010 1300640	
1339	1339010	22	静岡県富士山町	22326	遊休農地活用推進特区	1	市町村が農地を借り受け又は権利取得できる			高齢化と後継者が不在で耕作放棄地となる農地を、形質変更を最小限に留め、地域住民の健康維持や教育目的として活用する目的で市町村が地主から借り受け又は取得して公共公益的利用を図る。あくまでも転用扱いでない農地のままで利用することができ、地主側から耕作放棄地発生した場合には農地に復することが可能となる。	農地法第3条の許可不要範囲に市町村により賃借権、権利取得をできるような範囲の拡大	土地収用法又はその他の法律によらなければ市町村では農地を借り受け又は取得することができないため、地域住民のニーズに沿った管理が出来ないため、農地法第3条の許可不要範囲に取り込む	農地法第3条第1項第6号	農林水産省	1000210		

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特例の具体的要望事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード
1340	1340010	22	静岡県山田町	22326	農園付き住宅推進特	2	農振農用地を除外せず優良田園住宅を整備する。				1区画10aないし5aで50年の定期借地権設定又は権利取得し、農園付き住宅として整備する。農振除外せず農振農用地としておくことにより農業者の利用を担保する。	農地法第3条の許可不要範囲に市町村により賃貸借、権利取得をできる範囲の拡大	土地収用法又はその他の法律によらなければ市町村では農地を借り受け又は取得できないため、地域住民や新規就農者のニーズに沿った有効利用が出来ないため、農地法第3条の許可不要範囲に取り込む		農林水産省	1000480	
1341	1341010	33	笠岡市	33205	笠岡湾干拓地租飼料生産供給基地活性化特区	01	農業振興地域への廃棄物処理施設、健康福祉プラザ、農園付住宅の容認				家畜ふん尿等再利用施設、高齢者・障害者健康福祉プラザ(温水プール)の設置及び農園付住宅の造成	農地法第5条第1項及び第2項第1号で農地を農地以外のものにする場合の許可について、農業振興地域の整備に関する法律第17条の農地等の転用の制限について	農業振興地域内へ家畜ふん尿等再利用施設や、高齢者・障害者健康福祉プラザの設置及び農園付住宅の造成ができるよう農振・農園除外の特例を設ける。	特例の対象となる範囲を租飼料生産供給基地に限定する。	農地法第5条第1項及び第2項第1号 農業振興地域の整備に関する法律第17条により農地等の転用の制限があり、ふん尿等再利用施設や、高齢者・障害者健康福祉プラザの建設、農園付住宅の造成が困難である。	農林水産省	1000560 1000570
1341	1341020	33	笠岡市	33205	笠岡湾干拓地租飼料生産供給基地活性化特区	2	農業振興地域への農畜産物の加工又は販売施設の設置等の緩和				農業振興地域の農用地である租飼料生産供給基地に、民間活力を導入し加工施設等を整備し、地場産業の育成を図るため	農業振興地域の整備に関する法律施行規則第1条第3号により、製造、加工、又は販売の用に供する施設については、耕作又は養畜の業務を営む者が設置及び管理する施設に限られている事項について	農業協同組合や会社が製造・加工・販売施設を設置できるようにする。	特例の対象となる範囲を租飼料生産供給基地に限定する。	農業振興地域の整備に関する法律施行規則第1条第3号により製造、加工又は販売の用に供する施設については、耕作又は養畜の業務を営む者が設置及び管理する施設に限られており農業協同組合や会社は設置できない。	農林水産省	1000670
1341	1341030	33	笠岡市	33205	笠岡湾干拓地租飼料生産供給基地活性化特区	3	宿泊施設付市民農園の容認				ログハウス付市民農園の設置	市民農園整備促進法第2条第2項第2号により、市民農園の施設は農機具収納施設、休憩施設、その他の当該農地の保全又は利用上必要な施設とされている事項について	市民農園へ宿泊施設が設置できるようにする。	特例の対象となる範囲を租飼料生産供給基地に限定する。	市民農園整備促進法第2条第2項第2号により休憩施設は設置できるが、宿泊施設は設置できない。	農林水産省 国土交通省	1001030 1203170
1342	1342010	20	塩尻市	20215	新規就農者定住促進特区	1	農業に取り組みやすくなる個人等が小規模な農地を取得できるよう緩和する	10107	C-2	農地取得の下限面積について、二十アール程度とする。	1)・J・Uターン者や定年帰農者及び近年の不況に伴う離職者などの新規就農希望者の中には、もう少し小規模な農地を取得し、農業経営を希望している人が増えてきているため、この特例を設けることにより、高齢化が進む退休農地の増えている地域農業の活性化を図る。	農地法第3条第2項第5号の「都府県では五十アール(都道府県知事が、農林水産省令で定める基準に従い、その都府県の区域の一部についてこれらの面積の範囲内で別段の面積を定め、これを公示したときは、その面積)に達しない場合」とされている部分について	第5号の五十アールを二十アールに変更する。	農地取得の下限面積については、農地法3条により五十アール以上(又は農知事による公示)となっており、新規就農の機会が狭められている。	農林水産省	1000280	
1343	1343010	11	埼玉県鴻巣市	11217	放課後児童健全育成事業	1	地方公務員法第22条第5項の規定				放課後児童健全育成事業の一貫として、学童保育室指導員(臨時職員)を最長3年間任用し、学童保育事業の安定した運営と経験豊かな人材活用により、保育内容の充実を図る。	地方公務員法第22条第5項の規定による臨時の任用の期間の延長	学童保育室指導員に係る臨時の任用の期間の延長(3年程度)	地方公務員法第22条第5項では、臨時の任用は最長1年となっている。	総務省	0401070	
1344	1344010	11	埼玉県鴻巣市	11217	花の文化・産業経済特区	1	土地利用の規制緩和				花関連産業の集積により、地場産業の一層の振興を図るとともに、消費者参加型農業の確立、民間資本等の積極的な導入を図る。	土地利用の規制緩和(農業振興地域の整備に関する法律、都市計画法)	農業振興地域の土地利用の規制緩和を行うことにより、クラインガルデンを種としたフラワー・パークの設置や花関連産業の集積し、地場産業の一層の振興を図る。 また、消費者と直結した産地を育成し、消費者参加型農業を確立するとともに、民間資本等を積極的に導入し、農業産業構造の転換を図る。	民間企業等が農業振興地域の農地に建築する場合は、農振法に基づく除外手続きが非常に難しく、事実上除外が不可能な状況である。 また、都市計画法に基づく立地条件を緩和出来ない状況にある。 そこで、これらの法律を特区により緩和することによって、民間企業等の花関連施設の誘致を図る。	農林水産省 国土交通省	1000730 1200140	
1345	1345010	11	埼玉県鴻巣市	11217	高齢者にやさしいまちづくり特区	1	(用途地域の建築物の制限の緩和)				高齢化に対応し、生活の利便性を重視したまちづくりを推進するため、	建築基準法第48条別表第二 用途地域内の建築物の制限について	第一種低層住居専用区域全域において、高齢者の生活の利便性を重視し、生活必需品等の日用品を身近で購入できるような建築可能な建築物の範囲の拡大(コンビニエンスストア等の小売業店舗の立地)を特区において対応する。	建築物の用途制限の緩和については、用途地域を補充するものとして、地方公共団体の条例による特別用途制限制度を始めとして、用途緩和型地区計画制度や建築基準法第48条の特例許可制度があるが、地域の特性に応じたきめ細かな事例への対応が困難なことや、手続きに時間を要すること、また、特定行政庁の許可における従来の「公共性」の解釈では、従来の事例を適用することは困難であること、このようなことから、特区において手続きの簡素化、迅速化を図り、市内の第一種低層住居専用区域全域を対象に対応できないが提案するものです。	国土交通省	1206380	
1346	1346010	13	港区	13103	豊かな都市生活と子育て活動を支えるすずかか特区	1	幼保一元化施設設置のための新しい制度の創設	8002	C-1	第一次提案においては、例えば設置・運営主体の弾力化については、学校法人・社会福祉法人のいずれも幼稚園と保育所の両方の設置主体となるのが現行制度上可能であり、特区としての対応は不可能という主管省庁の見解であった。しかし、これについては学校教育法第102条の規定により、幼稚園の設置主体として学校法人であることを要しないとされている。しかし、社会福祉法人等が幼稚園を設置・運営した場合、私立学校施設整備費補助金の対象とならないなど学校法人以上にバリエーションの負担が大きく、社会福祉法人等にとって事実上の参入障壁となっている。一方、保育所の場合は、社会福祉法人による運営、社会福祉法人等に運営委託する形での公設民営方式ともに、補助金の面では公立と遜色ない状況にある。幼保一元化施設について、多様な教育・保育ニーズに柔軟かつ円滑に対応していくために、社会福祉法人等が設置・運営しやすい制度となるよう施設整備費補助金等の取扱いを学校法人と同等とするなど、一体的な制度とする必要がある。	幼保一元化施設設置のための新しい制度の創設(例:学校設置主体の要件の緩和)	私立学校施設整備費補助金(私立幼稚園施設整備費)交付要綱において、補助対象を学校法人に限定していることについて	芝浦アイルランド地区で予定している幼保一元化施設の設置に当たって、教育・保育サービスの多様化・効率化を図ることを目的とした施設運営の一体化と民間活力の導入を推進するため、社会福祉法人等が学校法人と同等の条件で設置・運営主体になれるようにする。その一環として、左記要綱の別表に社会福祉法人等を含めるなど、一体的な制度として整備する。	幼保一元化施設の設置に当たって、社会福祉法人等が設置主体となった場合、幼稚園としての施設整備補助金を受けられることができません。学校法人に比べてコスト面で著しく不利であり、事実上の参入障壁となっている。	文部科学省		
1347	1347010	13	港区	1314	豊かな明日の子どもたちを育む教育特区	1	学校設置主体の要件の緩和(株式会社等による学校経営等)	8002	C-1	学校教育の公共性、安定性、継続性が担保されている限りにおいて、学校(一条学校の設置を国、地方公共団体及び学校法人に限定する必要性はない。また、現行法制度の運用上、都市部、特に大都市においては、特定の種類の学校について新たな学校法人及びそれによる学校の設置は事実上不可能となっている。	学校設置主体の拡大により、教育の多様化、活性化を図るため新しいタイプの義務教育学校を設置するにあたり、学校の設置形態の選択幅を広げるため	国、地方公共団体及び学校法人のみが学校(一条学校)を設置することができることとされていることについて	学校(一条学校)設置主体を国、地方公共団体、学校法人以外に拡大する。	学校経営に係る独立した経理制度の創設 学校設置者の審査機関及び基準の創設	義務教育諸学校(一条学校)は、国、地方公共団体、学校法人のみが設置することができることとされている。	文部科学省	
1347	1347020	13	港区	1314	豊かな明日の子どもたちを育む教育特区	2	教育課程の弾力化(小・中・高)	8032	A	現行「研究開発学校制度、のもとに「構造改革特区研究開発学校制度(仮称)」を創設して対応することであるが、「研究開発学校制度」は多様な教育課程を試みるための研究校(一種の実験校)を認める制度である。一方、構造改革特区に係る本区の提案は、特色を持った恒常的な学校を目指すものであり、同制度の趣旨とは異なる。また、同制度は手続きや運営面で効率的、主体的な運営が確保できない恐れがある制度となっている。	研究校(一種の実験校)として位置付けられるのは提案の本意ではない。また、「研究開発学校制度、のもとに「構造改革特区研究開発学校制度(仮称)」を創設することにより対応する場合には、当該制度に基づき申請と構造改革特区申請の二重申請や、同制度で規定されている時間的な承認、運営指導委員会の設置、国に対する毎年度の業績報告を行う必要があるなど、効率的、主体的な運営が確保できない恐れがあるため	新たな制度として位置付けることについて また、「研究開発学校制度、のもとに「構造改革特区研究開発学校制度(仮称)」を創設することにより対応する場合には、恒常的な承認、手続き、運営面での簡素化及び本区の主体性の確保について	独立した新たな制度として位置付ける。 または、「研究開発学校制度、のもとに構造改革特区研究開発学校制度(仮称)」を創設することにより対応する場合には、当該制度に基づき(申請と構造改革特区申請の二重申請の回避や、同制度で規定されている時間的な承認の簡素化、運営指導委員会の設置、国に対する毎年度の業績報告等の適用除外など、手続き、運営面での簡素化及び本区の主体性の確保を図る。	義務教育諸学校は法令及び国の定めた学習指導要領に基づいて教育課程を編成することとされており、弾力的な対応ができない。	文部科学省		
1347	1347030	13	港区	1314	豊かな明日の子どもたちを育む教育特区	3	学校設置主体以外の学校管理・運営の容認	8101	C-1	本区が提案している学校では、学校の効率的、効果的運営、人材の確保などにおいて私立学校その他の民間活力の活用を図る選択も必要とすることが想定されるため公設民営方式を提案するものであり、区立の学校として学校の運営や子どもたちの教育について本区が責任を負うことは既存の区立学校と同等である。公の施設(スポーツ施設、保養所など)においても、使用承認等権力的色彩を持つ行為を自治体が確保したうえで、施設の管理運営を民間に委ねている事例があり、学校においても同様の手法が取れるものと考え、	民間団体の持つ弾力性や運営のノウハウ、優秀な人材を活用するため既存の区立学校と公設民営方式の学校が互いに刺激し合い、切磋琢磨することによって、教育の多様化、活性化が期待できるため	学校の管理運営に係る公設民営方式の導入について	学校の管理運営に係る公設民営方式を導入する。	義務教育諸学校(一条学校)は、国、地方公共団体、(私立)学校法人のみが設置することができることとされ、また学校の設置者は、その設置する学校を管理し、経費を負担することとされており、公設民営型は現行法上想定されていない。	文部科学省		
1347	1347040	13	港区	1314	豊かな明日の子どもたちを育む教育特区	4	授業料を徴収することのできる学校の範囲の拡大	8312	C-1	本区が提案する国際人育成を目指した小中一貫教育では、教員等の確保や特別な教材など既存の区立学校の運営に要する費用以上の費用を必要とする。財政負担や既存の学校の在学学生との公平性の面から、既存の学校の運営経費を超える部分について保護者負担とできるようにする必要がある。なお、少子化等により既存の学校で区内の全ての就学対象者を受け入れることが可能であり、また学校選択制の実施により「無償」の義務教育を受ける機会が担保されている。	既存の区立学校の運営経費を超える部分について、既存の学校の在学学生との公平性を確保するため 既存の区立学校の運営経費を超える部分について、財政負担の軽減を図るため	公立義務教育学校における保護者負担制度の導入について(ただし、既存の学校の運営経費を超える部分に限る。)	公立義務教育学校における保護者負担制度を導入する。(ただし、既存の学校の運営経費を超える部分に限る。)	公立の義務教育諸学校においては授業料を徴収することができない。	文部科学省		
1348	1348010	18	教習市	18202	環日本海加工物流特区(拡充)	1	工業団地の売り渡し先は、製造業者とすることについての緩和				教習市は工業団地を造成中であるが、法により、分譲地の売り渡しの相手方は「製造業を営む者」という制限があるため、企業誘致が進まない。港湾と有機的な連携を図りながら物流業、港湾関連企業、保税施設、サービス業等幅広い業種の企業誘致を目指し、港湾都市としての特性を生かしたい。	近畿圏近郊整備の整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律第31条第1項第1号の規定により、分譲の相手方は「自ら製造工場等を経営しようとする者であること」との制約について	「自ら製造工場等を経営しようとする者であること」の「製造工場等」を「企業等」と読み替える。	市の選考委員会にて選考	法第31条第1項第1号の規定に係る製造業等限定主義は、通達による一部業種の規制緩和がされているものの、製造業が空洞化、サービス化している今日製造業の企業誘致を更に困難化させている。	国土交通省	1203100
1348	1348020	18	教習市	18202	環日本海加工物流特区(拡充)	2	工業団地の用途指定が工業専用地域を義務付けていることへの緩和				法により、当該工業団地は工業専用地域として用途指定を義務付けられているため、この緩和(工業地域又は準工業地域)により、有効な土地利用とスムーズな企業誘致を図る。	近畿圏近郊整備の整備区域及び都市開発区域の整備に関する法律第5条の2第4号の規定に基づき、当該工業団地が「都市計画法第8条第1項第4号の工業専用地域内にあること」についての緩和	工業専用地域内を「工業地域又は準工業地域内」に用途地域の緩和を行うことにより、多様な企業誘致と有効な土地利用を図ることができるようにする。	市・県都市計画審議会にて決定	工業専用地域は、建ぺい率、容積率ともに建築制限も厳しく(企業誘致の支障となっている。	国土交通省	1200170

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特例の具体的要望事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード
1349	1349010	27	池田市	27204	教育改革特区	1	それぞれの校種で所有しなればならない免許状の種類弾力化	8202	D	軽減された単位数で隣接校種免許状の取得が可能ということであるが、提案の趣旨は、市教育委員会の判断により、都道府県教育委員会採用の職員の実任能力に見合った活用を実現したいとするもの。	幼稚園・小学校・中学校で一貫した学習指導・生活指導を行うため、	教育職員免許法第3条により、各相当の免許状を有するものでなければならないことについて、	教員の実績や専門性に基づき、市町村教育委員会が相当の免許状を有さない校種の授業や学級担任を担当することができるようにする。	市町村教育委員会による判定基準の作成	教育職員免許法第3条により、小学校免許状のみを持つ者が中学校の教科や学級担任を、また、中学校免許状のみを持つ者が小学校の相当する教科以外の授業や学級担任を担当できない、	文部科学省	
1349	1349020	27	池田市	27204	教育改革特区	2	教科の自由な設定	8007	A	構造改革特区研究開発学校制度(仮称)により実現可能としているが、地域のニーズに合った教育を展開するために、当該制度によらずとも、市教育委員会の主体性により教科の自由な設定を容認することが必要。	小学校において、英語、中国語、韓国・朝鮮語、情報等の教科、中学校において、中国語、韓国・朝鮮語、情報等の教科を設置するため	学校教育法第24条、第24条の2、第25条等により、各校種により設置できる教科が限定されていることについて、	構造改革特区研究開発学校制度(仮称)によらずとも、市教育委員会の判断で、地域のニーズに合った教科を設置できるようにする。	各学校と市教育委員会の協議により教科を設定し、都道府県教育委員会に届出する。	学校教育法第24条、第24条の2、第25条等により、設置できる教科が限定されている。また、総合的な学習の時間の趣旨によらなければ、外国語等新たな教科内容の指導を行えない、	文部科学省	
1349	1349030	27	池田市	27204	教育改革特区	3	学習指導要領の弾力化	8045	A	構造改革特区研究開発学校制度(仮称)により実現可能としているが、柔軟な小中一貫教育を実現するためには、当該制度によらずとも、市教育委員会の主体性により教育課程を弾力的に運用できるようにすることが必要。	幼稚園から中学校まで一貫した教科指導を実施するうえで、学習する学年・内容を柔軟に変更するため、	学習指導要領に各学年の目標及び内容が規定されていることについて、	構造改革特区研究開発学校制度(仮称)によらずとも、市教育委員会の判断で、幼稚園から中学校までの特色ある一貫教育を実施できるようにする。	各学校と市教育委員会の協議により教育課程を編成する	学習指導要領により、各学年の目標及び内容が規定されているため、柔軟な教育課程の編成が行えない、	文部科学省	
1349	1349040	27	池田市	27204	教育改革特区	4	市町村教育委員会による市町村費負担教育職員の任用の制度化	8309	A	市町村立学校職員給与負担法第1条によらず、地域の特性に応じた学校教育の振興を図る上で特に必要が認められる場合、市が教職員(教諭等)の給与を負担し任用すること。	小・中学校で新たな教科を実施するため、	市町村立学校職員給与負担法第1条により、教諭等は都道府県が給与を負担することとしていることについて、	市教育委員会による教員の任命を可能にする。	教員採用選考を市町村で実施する。	市町村立学校職員給与負担法第1条により、教諭等は都道府県費負担教職員でなければならない、	文部科学省	
1349	1349050	27	池田市	27204	教育改革特区	5	教職員定数の弾力化	8314	D	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第31条、37条によらず、市立学校における職員の定数を市町村の条例で定めるとともに任命権を市教育委員会に属するようにすること。	小・中学校で新たな教科を実施するため、	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第31条により、市立学校の教職員定数が都道府県の条例によって定められていること、及び、その任命権が都道府県に属することについて、	市立学校の教職員定数を市条例によって定め、また、市立学校の教職員の任命権を市に属するようにする。		地方教育行政の組織及び運営に関する法律第31条によって、市立学校の教職員定数を市独自で決定できず、同法37条によって、市独自の教員任命を行えない、	文部科学省	
1350	1350010	11	埼玉県入間市	11225	財務省所管普通財産(米軍返還財産)の貸付に関する規制の緩和	1	財務省所管普通財産(米軍返還財産)の貸付に関する規制の緩和			留保地が首都圏近郊に残されている広大で貴重な土地であることは認識していますが、その取得は財政上困難な状況です。この留保地の有効利用の第一歩として、暫定利用に供することにより、今後における具体的な利用計画の策定やその利用の促進が図られます。	『普通財産貸付事務処理要領』第1部共通事務、第1基本方針、1新規貸付、(1)ロ。に該当する規制の特例を導入する。	『普通財産貸付事務処理要領』第1部共通事務、第1基本方針、1新規貸付、(1)ロ。に該当する規制の特例を導入する。	基地返還財産のうち留保地に限定する。	貸付財産の買受けについて現在の市の財政状況では確実とは言えない、	財務省	0700440	
1351	1351010	20	長野県上田市	20203	「上田 道と川の駅」特区	1	廃川敷地の譲与相手先の緩和			廃川敷地の譲与相手先について、法律で定められた都道府県以外に、将来、活用(維持保存)しようとする地方公共団体等が国から直接譲与を受けることを可能とし、地域に密着した有効活用を図る。	・河川法第93条により廃川敷地の譲与相手先が都道府県と定められている事項について ・国有財産法第28条により、普通財産の譲与相手先が従前維持保全していた公共団体と定められている事項について	・廃川敷地の譲与相手先を都道府県のほかに地元市町村を含める。 ・普通財産の譲与相手先について、従前維持保全していた公共団体以外に用途廃止に伴いその後利用目的が変更され、新たに維持保全(利活用)しようとする地方公共団体も対象とする。	河川法第93条、国有財産法第28条により廃川敷地(普通財産)は県に譲与されることと定められ、地元住民及び市の意向に即した利活用ができない、	国土交通省 財務省	0700450 1204030		
1351	1351020	20	長野県上田市	20203	「上田 道と川の駅」特区	2	廃川手続き期間の短縮			廃川告示後の管理期間を短縮するなど手続きの簡略化を図る。また、部分的な廃川を可能とすることにより、早期に利活用できるようにする。	・河川法施行令第50条により廃川告示後の管理期間が10ヶ月と定められている事項について ・河川法施行令附則第7条により廃川告示後の下付期間が3ヶ月と定められている事項について	・廃川告示後の管理期間(10ヶ月)、下付期間(3ヶ月)を短縮する。また、部分的な廃川告示を可能とする。	河川法第91条、同法施行令第50条及び附則第7条により廃川告示をしても譲与までは一定期間を要し、直ちに利活用できない、	国土交通省	1204020		
1352	1352010	32	赤栄町	32385	地域内複合輸送特区	1	道路運送法と貨物自動車運送事業法双方とも旅客貨物の輸送の容認			地域内の輸送機関を人や物に特定せず、効果的に地域福祉や利便性の確保、経済の活性化に活かすため	道路運送法第80条第1項、第21条第2号の運送の対象が旅客に限定されている事項について 貨物自動車運送事業法第2条の運送の対象が貨物に限定されている事項について	旅客と貨物両方を輸送することを容認する。	過疎地域に指定されており、公営で運行されている路線バスと町内に事業所や出張所を有する民間宅配業者に限定する。	道路運送法では旅客に、貨物自動車運送事業法では貨物に輸送が定められている。	国土交通省	1208180	
1353	1353010	1	北海道小樽市	1203	地域エネルギー特定供給推進特区	1	特定供給における“密接な関係”の定義の廃止			特定供給に関する許可の制限があるため、熱電供給事業の効率的な運用が妨げられている状況にあることから、	電気事業法第十七条第二項第一号において、特定供給の許可がなされる条件としての「電気を生給する事業を営むものが供給の相手方と通商産業省令で定める密接な関係を有すること」について	電気事業法第十七条第二項第一号の廃止(“密接な関係”の定義の廃止)	需要家側に選択権があることから、特に必要なし	特定供給は電力供給の一形態であるにも関わらず、需要家に選択権があるべきであるに、これが阻害されている	経済産業省	1130010	
1354	1354010	15	新潟県	15000	中山間地域産業連携特区	1	地方公共団体(市町村)の農地取得の要件緩和	10104	C-1	「地方公共団体(市町村)の農地取得の要件緩和、に対する10月22日公表「構造改革特区構想の提案主体からの意見に対する回答」で、農地の有する多面的機能維持を目的とした「市町村による農地取得、については、「市町村が農地保有合理化法人になることにより農業の用に供するための農地の権利取得は可能、とのことであるが、本県では県下全域で市町村以外の農地保有合理化法人が出来ていること、また、平成5年局長通達により「重複して複数の農地保有合理化法人が同一市町村で合理化事業を行わないこと」と指導されていることから、現実的に不可能である。 さらに、「農業の多面的機能維持」という観点から考えると長期保有も必要ことから、中間保有による再配分機能という「農地保有合理化事業」の目的にそぐわないうえ、長期保有による維持管理費用が増加することから、既存の農地保有合理化法人では現実に対応できない。 以上のことから、規制の特例により市町村に農地の有する多面的機能保全を目的とした農地取得を認め、農地管理等で市町村の主体的な関与による治山治水・景観維持等、国土・環境保全での多面的機能の維持・向上を図る必要がある。	東頸城郡は、全国有数の養蚕地帯であり、また急傾斜地にある農地の割合が高く、地すべり防止区域面積が県内で最も広く、農業生産条件は県内中山間地域の中でも特に厳しい地域である。 県内において過疎化・高齢化の進展が著しい地域であることに加え、不在地主の増加により、傾斜地を中心に耕作放棄地が増加しており、国土保全・環境保全の面からみても問題が顕在化してきている。 現行農地法では、耕作放棄を想定していないため、耕作放棄地の増加を未然に防止することはできない。 規制の特例により市町村に農地の有する多面的機能保全を目的とした農地取得を認め、農地管理等で市町村の主体的な関与による治山治水・景観維持等、国土・環境保全での多面的機能の維持・向上を図ることが必要不可欠であるから、	農地法施行令第1条の6第1項第2号における「公用・公共、用について	「農業の多面的機能維持」を追加、若しくは、公用・公共用概念の拡大する。	市町村の農地の保有については、市町村条例等により、以下のことを規定する。 有識者や地域住民の参加による市町村農地保全計画の策定 農地保全計画で保全すべき農地と指定した農地のみの保有に限定	農地法施行令第1条の6第1項第2号、及び農地法第7条第1項第2号における「公用・公共、用の概念では、保全そのものを目的としていないため、市町村が農業の多面的機能維持を目的とした農地取得が不可能である。	農林水産省	1000220
1354	1354020	15	新潟県	15000	中山間地域産業連携特区	2	地方公共団体(市町村)の農地取得の要件緩和	10104	C-1	「地方公共団体(市町村)の農地取得の要件緩和、に対する10月22日公表「構造改革特区構想の提案主体からの意見に対する回答」で、農地の有する多面的機能維持を目的とした「市町村による農地取得、については、「市町村が農地保有合理化法人になることにより農業の用に供するための農地の権利取得は可能、とのことであるが、本県では県下全域で市町村以外の農地保有合理化法人が出来ていること、また、平成5年局長通達により「重複して複数の農地保有合理化法人が同一市町村で合理化事業を行わないこと」と指導されていることから、現実的に不可能である。 さらに、「農業の多面的機能維持」という観点から考えると長期保有も必要ことから、中間保有による再配分機能という「農地保有合理化事業」の目的にそぐわないうえ、長期保有による維持管理費用が増加することから、既存の農地保有合理化法人では現実に対応できない。 以上のことから、規制の特例により市町村に農地の有する多面的機能保全を目的とした農地取得を認め、農地管理等で市町村の主体的な関与による治山治水・景観維持等、国土・環境保全での多面的機能の維持・向上を図る必要がある。	東頸城郡は、全国有数の養蚕地帯であり、また急傾斜地にある農地の割合が高く、地すべり防止区域面積が県内で最も広く、農業生産条件は県内中山間地域の中でも特に厳しい地域である。 県内において過疎化・高齢化の進展が著しい地域であることに加え、不在地主の増加により、傾斜地を中心に耕作放棄地が増加しており、国土保全・環境保全の面からみても問題が顕在化してきている。 現行農地法では、耕作放棄を想定していないため、耕作放棄地の増加を未然に防止することはできない。 規制の特例により市町村に農地の有する多面的機能保全を目的とした農地取得を認め、農地管理等で市町村の主体的な関与による治山治水・景観維持等、国土・環境保全での多面的機能の維持・向上を図ることが必要不可欠であるから、	農地法第7条第1項第2号における「公用・公共、用について	「農業の多面的機能維持」を追加、若しくは、公用・公共用概念の拡大する。	市町村の農地の保有については、市町村条例等により、以下のことを規定する。 有識者や地域住民の参加による市町村農地保全計画の策定 農地保全計画で保全すべき農地と指定した農地のみの保有に限定	農地法施行令第1条の6第1項第2号、及び農地法第7条第1項第2号における「公用・公共、用の概念では、保全そのものを目的としていないため、市町村が農業の多面的機能維持を目的とした農地取得が不可能である。	農林水産省	1000230
1355	1355010	15	新潟県	15000	中山間地域産業連携特区	1	森林組合が行うことができる事業の種類拡大			森林組合が行うことができる事業の種類に制限があるために農業経営ができないことから森林組合の事業の一つとして農業経営が可能になるよう要望する。	森林組合法第9条の2により組合員の委託を受けて行う森林の施業又は経営と定められている事項について	森林組合が自ら農業経営を行うことを容認する。		森林組合の事業の種類については、森林組合法第9条2項5により、組合は、作業班で農作業の委託ができるが、組合自ら農業経営をすることはできないと定められている、	農林水産省	1003090	
1356	1356010	13	東京都中央区	13102	商業振興特区	1	商店街振興組合及び商店街振興組合連合会の設立基準の緩和			商店街振興組合法第6条により、商店街振興組合の設立は30人以上の事業者が近接することとされ、また、同法第20条により、振興組合連合会の組合員の出資口数は総額の25%を超えてはならないとされ、結果として、振興組合連合会を設立するためには4以上の振興組合が必要となることから、	商店街振興組合法第6条による30人以上とされている事業者数及び同法第20条による25%とされている出資口数	商店街振興組合法第6条による事業者数を10人以上とする。同法第20条による出資は口数の制限を50%とする。	商店の数が多いたるの全域が高度の商業地であり、細分化されている都心部に限定する。	商店街振興組合及び商店街振興組合連合会においては、その規模の要件が定められており、それにより、団体の組織化及び共同事業の展開が阻害されている。	経済産業省	1104090	
1356	1356020	13	東京都中央区	13102	商業振興特区	3	中心市街地の指定要件の緩和			本区は、区内全域が高度な市街地となっているが、中心市街地整備改善活性化法における中心市街地の指定は、区市町村内の一地域に適用上限定されているため、同法における活性化対策事業を活用できない状況にあることから、	中心市街地整備改善活性化法第2条により、中心市街地は区市町村内の一地域とされていることについて	都心部の区市町村全域を中心市街地とすることを容認する。	特例の対象となる範囲を高度な集積を要する都心部のみに限定する。	中心市街地については、中心市街地整備改善活性化法第2条により定められているが、都心部の区市町村は全域が中心市街地の要件を満たしているにもかかわらず、一地域に限定されている。	経済産業省 国土交通省 総務省 農林水産省 文部科学省 厚生労働省 内閣府	0100300 0400670 1002080 1100340 1203340 2000010	

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特例の具体的な要望事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード
1361	1361050	14	神奈川県	1403	先導的エコ産業創出特区	5	リサイクルビジネスにおける産業廃棄物の再生の委託基準の緩和				商取引における委託契約は通常の形態であるが、多様な廃棄物を扱ってリサイクル素材の用途開発・商品製造を行う「エコデザイン工房」が、原料として廃棄物を使用する場合に、過大な委託契約事項が含まれる契約を結ぶ必要があり、ビジネスとしての経済合理性の観点から制約となるため、	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の2第3号で、委託契約事項として再生の方法を記すことが義務づけられていること、また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第9条の4の2で、委託業務終了時の委託者への報告が義務づけられていることについて、	一定条件のリサイクルビジネスモデルについては、その再生事業者が再生委託を行う場合、委託契約事項として、再生の方法及び委託業務終了時の委託者への報告の義務づけは適用除外とする。なお、一般の商取引で言う加工受託(再生業者が加工(再生)した製品を販売するのではなく、委託者に納入する場合)については、再生の方法はあらかじめ決められているので、この場合は除く、	提案事項番号'01、と同じ	多様な廃棄物を扱いスポット的な再生委託を行う「エコデザイン工房」では、機動的に再生商品の開発を行うため、試作等に当たっては、再生の方法が定まらない場合があり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第9条の2第3号による委託契約時に再生の方法を記すことができない。また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第9条の4の2の委託業務終了時の委託者への報告の義務づけは、マニュアルと同様の制度だが、再生利用認定制度と同様に解除しても問題は生じないと考えられる。以上2点のように、法の目的に照らして必要以上の契約事項について義務づけることは、ビジネス展開上は経済合理性を阻害している。	環境省	1300650
1361	1361060	14	神奈川県	1403	先導的エコ産業創出特区	6	車両検査の簡略化	12306	D		中古自動車やエコカーや最新適合車に改造してリユースする「リファビッシュ事業」の実施に当り、自動車NOx・PM法など排ガス規制に不適合な自動車に、適合する原動機を置き換える改造を行った場合の改造自動車の届出を簡素化し、迅速に対応できるようにする。	自動車交通局長通知「改造自動車等の取扱いについて」の'4.届出」により、原動機を置き換える改造の届出において、動力伝達装置の強度検討書が必要と定められていることについて、	フルセット載せ換えと言われる、原動機と動力伝達装置のセット交換であれば、動力伝達装置の強度検討書が省略できるようにする。ここでいう、フルセットとは自動車製造会社が新車時に型式指定取得した時の原動機と駆動系(の「全体をいう」)		強度検討書の提出の趣旨は、原動機が載せ換えられた事によりその出力が大きくなった時に、駆動系の強度は十分かを審査するものであると理解する。しかし、自動車製造会社が型式指定取得した状態の原動機と駆動系の組み合わせであれば、強度は何ら問題ない事から、改めての強度検討は省略しても差し支えないと考える。	国土交通省	1208250
1361	1361070	14	神奈川県	1403	先導的エコ産業創出特区	7	工業再配置促進法の移転促進地域の指定解除	11231	E-1		工業再配置促進法は、移転促進地域において規制を設け工業立地の制限を行っていることは全くないことであるが、移転促進地域はいわゆる「工場追い出し地域」として位置づけられており、実質的には規制と同等の効果をもたらしている。	京浜臨海部における工場立地についての消極的なイメージの払拭や、工場跡地を新産業集積の用地として活用促進し、この地域での産業集積や雇用の拡大を図るため、	工業再配置促進法施行令第1条別表第1において、「首都圏整備法施行令第2条に規定されている地域」が移転促進地域とされている事項について	京浜臨海部全域を移転促進地域から除外する。	工業再配置促進法第1条別表第1において、京浜臨海部が移転促進地域と定められており、立地企業の操業意欲の減退や新規立地意向への悪影響が生じている	経済産業省	1110080
1362	1362010	14	神奈川県	1404	新エネルギー普及モデル特区	1	石油化学コンビナート事業所における研究施設等実験設備の規制緩和				石油化学コンビナート事業所における実験設備の変更工事について、高圧ガス保安法の規制を緩和することにより、事業者は許可取得に要する負担が軽減されるとともに、実験設備の変更が容易になることから様々な実験方法を試みることが研究開発の促進につながる。	高圧ガス保安法第14条第1項により、製造のための施設等の変更について、都道府県知事の許可を要すると定められているものについて高圧ガス保安法第14条第2項により、軽微な変更工事について、届出を要すると定められているものについて	構造改革特区において、都道府県知事が高圧ガスの保安上支障がないと認めた研究施設等の実験設備の変更工事について、許可を要するものは事後届出とし、届出を要するものは届出を不要とする。	なし	実験設備の変更は小規模工事で大規模にしているが、高圧ガス保安法では製造プラントを対象とした大規模工事と同じ基準で許可をしているため、実験設備の変更をする場合、事業者は許可取得のために多大な負担を負っている。	経済産業省	1150040
1362	1362020	14	神奈川県	1404	新エネルギー普及モデル特区	2	工業再配置促進法の移転促進地域の指定解除	11231	E-1		工業再配置促進法は、移転促進地域において規制を設け工業立地の制限を行っていることは全くないことであるが、移転促進地域はいわゆる「工場追い出し地域」として位置づけられており、実質的には規制と同等の効果をもたらしている。	京浜臨海部における工場立地についての消極的なイメージの払拭や、工場跡地を新産業集積の用地として活用促進し、この地域での産業集積や雇用の拡大を図るため	工業再配置促進法施行令第1条別表第1において、「首都圏整備法施行令第2条に規定されている地域」が移転促進地域とされている事項について	京浜臨海部全域を移転促進地域から除外する。	工業再配置促進法第1条別表第1において、京浜臨海部が移転促進地域と定められており、立地企業の操業意欲の減退や新規立地意向への悪影響が生じている	経済産業省	1110080
1363	1363010	6	酒田市	6204	産業用無人ヘリ使用周波数増設特区	1	電波法における産業ラジコン用の使用周波数の増設				現行で使用可能な産業用無人ヘリの周波数が4波しかないため、地域ごとに稼働している無人ヘリの近隣地域での周波数混線による墜落事故が危惧され、その運用が制限されている。このため、産業用無人ヘリの使用可能周波数を増設することにより、作業効率の一層の効率化と迅速化、墜落事故の防止を図ることを目的とする。	「電波法施行規則第6条第1項第2号」及び「昭和32年郵政省告知代708号」に定める無線局」において規定されている産業ラジコン用の使用周波数について	4波とされている産業ラジコン用無線電波を増波する。	酒田市における事前協議制	現状では、「電波法施行規則第6条第1項第2号」及び「昭和32年郵政省告知代708号」に定める無線局」により、産業用無線電波が4波と制限されている。	総務省	0405080
1364	1364010	6	酒田市	6204	観光農園設置推進特区	2	観光農園設置推進に関する都市計画法、農振法の緩和				都市住民の観光・余暇活動を充足する施設の充実のため、また、収益性の高い新たな農業展開のため、都市計画法、農振法それぞれの農用地の該当施設に観光農園施設の特例を導入する。	都市計画法第34条第1項第4号の農林漁業用施設、農林水産物の処理施設等のための建築物等、農振法施行規則第1条の併作又は農用の業務のために必要な農用地施設	都市計画法左記第4号の農業用施設に該当施設、農振法施行規則第1条の農用地施設に該当施設にそれぞれ観光農園施設を特例とし、観光農園の設置を推進する。	酒田市への事前協議制	市街化調整区域内における開発許可対象の拡大として農業用施設の該当施設に観光農園施設が該当しないため観光農園が開設できない。	農林水産省 国土交通省	1000680 1200140
1365	1365010	6	酒田市	6204	冬の観光振興のためのマイクロバス運行特区	3	一般旅客自動車運送業以外の観光客への観光施設送迎の緩和				観光客に対する利便性と経費節減のため、ホテルなどの宿泊客に対して、早朝に帰ってホテルなどが所有するマイクロバスを設備で市内特定観光施設を送迎できるようにすること、	道路運送法第4条並びに第80条において一般旅客自動車運送事業が禁止されていることから			一般旅客自動車運送事業の許可がないと運送が禁止されているため、	国土交通省	1208170
1366	1366010	47	石垣市	47207	観光特区	1	「観光ビザ発給要件の緩和」	5350	C-1		台湾を限定とした、短期滞在の際に必要なビザ取得の免除。	出入国管理及び難民認定法第6条第1項の「日本国領事官等の査証を必要としない」要件内の拡充。	査証相互免除取極国の拡充(台湾を限定として)	石垣市行政区内での観光を限定とする。	本国から台湾への入国は、ビザの取得が免除されているが台湾からの入国に関してはビザ取得が必要となっている。	外務省	0600140
1367	1367010	13	江東区	13108	臨海部における未来型幼・小・中一貫スクールの構想	1	「義務教育修業年限と学習内容の弾力化」				現在、義務教育修業年限や学習内容に関する制限があるために、子どもの発達段階や個性に応じた継続的な教育ができない状況にあるため、	学校教育法第1条において学校の範囲が定められている事項について、同法第19・37条、教育基本法第4条において規定されている義務教育修業年限の事項について、同法第28・40条および同法施行規則第2・3章において規定されている設置基準について、学校教育法施行規則第25・54条において規定されている学習内容の範囲について	幼・小・中一貫校を設置する。6・3制を変更する。校長の配置や任用、教育課程の編成・学習内容を学習指導要領によらないことを容認する。	特例の対象となる範囲を臨海部のみとする。	学校の範囲が学校教育法第1条において、小学校・中学校と定められており、幼・小・中一貫校は設置できない 義務教育修業年限は、学校教育法第19・37条、教育基本法第4条において、小学校6年間、中学校3年間と規定されており、変更できない。 小・中学校の設置基準が学校教育法第28・40条および同法施行規則第2・3章において規定されているため、教員配置等の弾力化ができない。 小・中学校の学習内容は、学校教育法施行規則第25・54条において学習指導要領によると規定されているため、弾力化できない。	文部科学省	
1368	1368010	13	東京都世田谷区	13112	地域通貨(エコマネー)事業展開	1	「前払い式証券の規制等に関する法律」による、保証金の供託業務等に関する規制の撤廃又は緩和				地域通貨の中には、現金と引き換えに地域通貨を発行するケースがある。これは、地域通貨を現金で購入し、後にその地域通貨を商品、サービスの購入に充てることができることから、地域通貨が前払い証券に該当することが問題となる。「前払い式証券の規制等に関する法律」の中で、特に同法13条1項の発行に対する未使用残高の2分の1以上の発行供託金の供託業務が問題となる。現在の運営者は、とりえすの措置として、第2条(定義)1の発行の日から法令で定める一定の期間内に限り使用できるものを除く、に着目して有効期限を6ヶ月以内とすることで同法の適用を免れる対応を取っている状況の改善が必要である。	「前払い式証券の規制等に関する法律」第13条1項による保証金の供託業務等の制限について、	「前払い式証券の規制等に関する法律」の、地域通貨の発行者に対する適用に際し、地域通貨を現金で購入し、後に商品やサービスの購入を行なう場合でも、前払い式証券の保証金の供託義務を撤廃又は緩和する。		前払い式証券の規制等に関する法律第13条1項により、地域通貨発行者は発行保証金の供託業務を行わなければならない、	金融庁	
1368	1368020	13	東京都世田谷区	13112	地域通貨(エコマネー)事業展開	2	「出資の受け入れ、預り金及び金利等の取扱いに関する制限の撤廃又は緩和」				地域通貨の中には発行時に、対価を受け取り、また、未使用分を換金するケースがある。これは、「出資の受け入れ、預り金及び金利等の取扱いに関する法律」第2条1項に抵触する可能性があり、同法による規制の撤廃又は緩和が必要である。	「出資の受け入れ、預り金及び金利等の取扱いに関する法律」の第2条1項による、業として預り金を行うことについて、他の法律に特別の規定のある者を除く、何人も業として預り金をしてはならないという制限について、	銀行以外の者でも、地域通貨の発行時に対価を受け取り、また、未使用分を換金できるような場合、「出資の受け入れ、預り金及び金利等の取扱いに関する法律」の第2条1項に抵触する可能性がある。	地域通貨の発行時に対価を受け取り、また、未使用分を換金できるようにした場合、「出資の受け入れ、預り金及び金利等の取扱いに関する法律」の第2条1項に抵触する可能性がある。	金融庁 法務省	0500890	
1368	1368030	13	東京都世田谷区	13112	地域通貨(エコマネー)事業展開	3	「銀行法」における銀行が行なえる業務あるいは付随業務に関する制限の撤廃又は緩和				銀行の業務は「銀行法」で定められているところ、地域通貨関連業務が同法10条2項の銀行の行える業務あるいは付随業務に該当するかどうかとなる。	「銀行法」の第10条2項により、銀行が営むことができる業務あるいは付随する業務の範囲として、明確化することについて、	地域通貨関連業務が銀行が行なえる業務あるいは付随業務に該当することを明確にする。	銀行法第10条2項により、地域通貨が銀行の業務あるいは付随業務に該当する場合は、銀行が地域通貨の発行を行なえない可能性がある。	金融庁		

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特例の具体的要望事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード
1368	1368040	13	東京都世田谷区	13112	地域通貨(エコマネー)事業展開	4	銀行が地域通貨を預金として受け入れる場合、見合い分の保険料や準備金の積み立ての撤廃又は緩和。				銀行が預金を受け入れる場合には、その預金額を算定基準とした保険料や準備金を積み立てなければならないとされていることから、地域通貨を預金として受け入れる場合には、見合い分の保険料や積立の撤廃又は緩和が必要である。	「預金保険法」による保険料、「準備金制度に関する法律」による準備金の積み立てについて。	銀行が地域通貨を預金として受け入れる場合には、見合い分の保険料や準備金の積み立てを不要とする。		銀行が地域通貨を預金として受け入れた場合、それに見合う保険料や準備金を積み立てなければならない可能性がある。	金融庁 財務省	
1368	1368050	13	東京都世田谷区	13112	地域通貨(エコマネー)事業展開	5	「無線設備規則」における構内無線局でのリーダーの周波数ホッピングの容認				「無線設備規則」において周波数ホッピングが認められていない構内無線局について、特性に基づきあるRFIDに対するリーダーの読み取り性能を安定させるため周波数ホッピングを可能にする。	構内無線局の無線設備として掲げる条件として、周波数ホッピングが認められていない点について。	RFIDには特性のばらつきがある。現在は特定小電力のみが必須とされている周波数ホッピングを出力201mW～300mWの構内無線局のリーダーにも適用させる。これにより読み取り性能が上がる。	特性のばらつきがあるRFIDに対するリーダー側の周波数ホッピングができないため、読み取り可能範囲が低い。	総務省	0405090	
1368	1368060	13	東京都世田谷区	13112	地域通貨(エコマネー)事業展開	6	「電波法施行規則」における構内でのリーダーに関する移動についての制限の緩和				「電波法施行規則」における構内無線局において構内でのリーダーの移動制限について(現状ではピンポイントでの設置を求められている)。	「電波法施行規則」での構内無線局において構内でのリーダーの移動制限について(現状ではピンポイントでの設置を求められている)。	「電波法施行規則」において構内無線局の構内に一度設置したリーダーを移動できるように制限の範囲を拡大する。		「電波法施行規則」において構内無線局の構内のリーダー設置には詳細な位置の申請が必要であり、商店街の小売店等への設置促進拡大の弊害になる。	総務省	0405100
1368	1368070	13	東京都世田谷区	13112	地域通貨(エコマネー)事業展開	7	「無線設備規則」におけるリーダーに関するアンテナ利得制限の緩和				特定小電力のリーダーは最大通信距離が15cm程度と短く、大量の移動体のチップの読み取りには限界があるので、最大通信距離を伸ばして使い勝手を向上させる必要がある。	「無線設備規則」では送信空中線は、その絶対利得が二〇デシベル以下であること、無線設備規則第49条の14第2項口送信空中線は、その絶対利得が六デシベル以下でなくてはならないという制限について。	電波法における特定小電力のリーダーアンテナ利得制限を緩和する。	現状では開局申請が無用で使い勝手のよい特定小電力のリーダーだが、最大通信距離が15cm程度と短く、大量の移動体チップの読み取りには限界がある。	総務省	0405110	
1369	1369010	13	三鷹市	1324	情報技術活用・活力創出特区	1	ファックス及び電子メールを利用した再診への保険適用	9214-002	E-2	リアルタイムでの適切な診療の確保、医療保険財政の効率的な運用の観点から適当でないことであるが、ファックスや電子メールでの相談・指導等は、通院に要する患者の負担を軽減し、医療保険財政の効率的な運用にもつながると考えられる。	ファックス及び電子メールによる遠隔医療(相談・指導等)を健康保険の対象とすることにより、在宅医療の充実を図る。	厚生労働省通達等において、電話やテレビ画像等を利用した再診は保険適用の対象となっているが、ファクシミリ又は電子メールによるものは含まないことについて	ファクシミリ及び電子メールによる再診を保険適用の対象とする。		厚生労働省通達等において、ファクシミリ又は電子メールによる再診が保険適用の対象外であるため、[]を活用した遠隔医療の普及による在宅医療の充実を阻害している。	厚生労働省	
1369	1369020	13	三鷹市	1324	情報技術活用・活力創出特区	2	本庁舎以外で行っている市民課窓口業務のうち戸籍謄抄本の交付事務の民間委託及び交付時間の規制緩和	5400	E-2	戸籍謄抄本の交付(不交付)は行政処分にあたることであるが、本提案は、交付申請の受理及び市の発行した戸籍謄抄本の交付を「経由機関」として民間事業者が行うことである。	本庁舎以外で行っている市民課窓口業務(市政窓口)を民間委託化することにより、経費削減による設置箇所の拡充を可能とし、市民の利便性の向上を図る。	戸籍法、通達等により、戸籍の謄抄本の交付は市職員あるいは市政嘱託員など市の身分を有した者でなければ交付できないことについて	民間事業者を「経由機関」として指定できるよう規制緩和を求める。	個人情報保護のための条例制定等	戸籍謄抄本の交付については、すべて行政処分という解釈であり市職員の身分を有する者が直接交付する以外は、郵送しか認められていない。	法務省	55558
1370	1370010	13	三鷹市	1323	教育改革・知的創造特区	1	学校設置主体の要件の緩和(株式会社等による学校経営等)	8002	C-1	企業であっても出資により学校法人を設立することで対応可能とのことであるが、提案は学校法人以外の者による学校設置を求めるものである。	専門的かつ高度な知識を要し、実践的な教育が求められている特定の分野(IT・バイオテクノロジーなど)において、株式会社が学校経営を行うことにより、資金調達が多様化・円滑化、学校経営の柔軟性・機動性の確保を図るとともに、民間企業との連携強化を容易にする。	学校教育法第二条において、学校は、国、地方公共団体及び私立学校法第三条に規定する学校法人のみがこれを設置することができることと定められている事項について	株式会社等が学校設置者となることできるようにする。	大学の設置主体が国、地方自治体、学校法人に限定されているため、新規参入が難しく、競争原理が十分に働かない。また、円滑な資金調達、学校経営の柔軟性・機動性の確保が図られていない。	文部科学省		
1370	1370020	13	三鷹市	1323	教育改革・知的創造特区	2	株式会社等が大学院を設置する場合の校地・校舎について				株式会社等が大学院を設置する場合の校地・校舎について	株式会社等が大学院を設置する場合の校地・校舎について	校地・校舎を自己所有することが困難な場合、借用を認めることとする。		校地・校舎には厳しい自己所有要件があり、新規の参入を著しく困難にしている。	文部科学省	
1370	1370030	13	三鷹市	1323	教育改革・知的創造特区	3	大学が大学院を設置する場合に、学部教員と大学院の教員との兼務を容認	8424	B	一定の要件のもとで設置基準上兼務を認める方向で検討と回答されているが、本提案では具体的に、専任教員について学部を基礎とする大学院と同様、兼務を認めることを求めている。	連合を構成する大学の一部の学部を「基礎とする学部」とみなし、専任教員について、学部を基礎とする大学院と同様に兼務を認めるものとされたい。	連合大学院を設置する場合の教員の兼務について	権者の大学の連合によるメリットは、構成大学のそれぞれが持つ優れた能力を互いに補充し、より優れた教育・研究成果を追求することであり、構成大学との兼務が認められれば優秀な人材の確保が困難になる。	独立大学院は専任教員としての兼務が認められていない。	文部科学省		
1370	1370040	13	三鷹市	1323	教育改革・知的創造特区	4	教育課程の弾力化(小・中・高等学校)	8032	A	構造改革特区研究開発学校制度(仮称)案では、文部科学大臣の認定を要件としていること、取り組み期間に協議が必要なが、実施する自治体の主体性を尊重すべきである。	構造改革特区研究開発学校制度(仮称)案中、文部科学大臣の認定を要件としていること、取り組み期間に協議が必要なが、実施する自治体の主体性を尊重すべきである。	構造改革特区研究開発学校制度(仮称)案について	文部科学大臣の認定を届出にする。	所管省庁の案において、認定制度と協議が規定されており自治体の自主性が尊重されていない。	文部科学省		
1371	1371010	13	三鷹市	1323	まちづくり・環境共生特区	1	宝くじの発行の許可	4450	E-2	従来型の財政措置に当たることであるが、宝くじの発行は環境のための事業であり、地方自治体の自主性の尊重、権限委譲の問題である。	地球温暖化防止対策や環境負荷低減に向けた市民・事業者の取り組みを支援するため、環境基金を設置し宝くじの収益金を活用する。	当せん金付証券法第四条において、都道府県及び政令指定都市は、総務大臣の許可を受けて、当せん金付証券を発売することができると定められている事項について	発売できる地方自治体の要件を撤廃し、全ての自治体が発売できることとする。		宝くじの発売を、地方公共団体の中でも都道府県及び政令指定都市にのみ限定することの合理的根拠が不明確である。	総務省	0402080
1371	1371020	13	三鷹市	1323	まちづくり・環境共生特区	2	都道府県有する都市計画権限の市町村への移譲	12509	C-1	平成12年の法改正において、都道府県が定める都市計画の案の内容となるべき事項を市町村が都道府県に申請することができるよう措置したとあるが、要望は用途地域の決定権の移譲である。	自治の観点からも当然に市が有する権利であると考えられる用途地域の決定権を市町村が都道府県に申請することにより、地域特性に適切に対応した良好な市街地の形成を図る。	三大都市圏においては、用途地域の決定権が都道府県にあることについて	用途地域の決定権が都道府県にある三大都市圏の規制を撤廃し、市が独自に用途地域の決定を行えるようにする。		市に用途地域の決定権がないため、地域特性とまちづくりの政策をふまえた、きめこまかな土地利用の誘導を図りにくい。	国土交通省	1203610
1371	1371030	13	三鷹市	1323	まちづくり・環境共生特区	3	指定統計調査と市独自調査の同時実施の容認				指定統計調査と市独自の統計調査等を同時に実施できるよう要件を緩和することにより、調査回答率の向上、調査全体に係る経費削減を図る。	指定統計調査と同時に市独自調査を実施することについて	指定統計調査と同時に市独自調査を実施することを容認する。		指定統計調査と市独自調査の重複実施が認められていない。	総務省	0400080
1371	1371040	13	三鷹市	1323	まちづくり・環境共生特区	4	指定統計調査の実施方法の要件緩和(株式会社等への委託の容認)				指定統計調査における調査員業務を株式会社等に委託できるよう要件を緩和することにより、調査経費の削減、企業の事業機会の拡大を図る。	政府が行う指定統計調査に関する事務のうち、統計調査員を置くこととしている調査について	指定統計調査について、統計調査員を置かず、市町村が株式会社等に業務を委託できるようにする。	個人情報の漏えい防止については、罰則規定のある条例の適用を図るとともに、契約締結時に必要な措置を講ずる。	指定統計調査は、大半が統計調査員を置き調査を実施することと規定されており、調査実施における事務的な負担が大きくなっている。	総務省	0400090
1372	1372010	13	品川区	13109	小中一貫校	1	学校教育法等の教育課程等の緩和、教育職員免許法の緩和、学校教育法に定める職員配置の弾力的運用				教育課程、学校運営等において9年間一貫した小中一貫校を区内に複数校開設するため	学校教育法、同施行規則に定める教科・教育課程の制限および教育職員免許法に定める相当免許状の制限について、学校教育法に定める職員配置について	新教科の設置、学習指導要領によらない教育課程の編成ができるようにするとともに、中学校の免許を有する者が小学校の相当する教科を、小学校免許を有する者が中学校の教科を指導できるようにする。小中一貫校について校長を一人とする。	小学校、中学校ごとに、教科や教育課程が定められている。また相当免許状の定めがある。教育機関の職員の配置の定めがある。	文部科学省		
1373	1373010	11	埼玉県春日部市	11214	安全で親しまれる都市公園管理運営特区	1	都市公園法及び同法施行令において占用許可を与える物の制限の緩和				民間企業等の広告物を都市公園内に設置させることで地域経済の活性化を図り、占用料を徴収することにより、公園の維持・補修費に充てる。	都市公園法第6・7条、同法施行令第12条において、占用許可を与える物の制限	民間企業等の広告物を都市公園内に設置できるようにし、占用料を徴収できるようにする。	なし	都市公園法第6・7条及び同法施行令第12条に占用の許可が可能なものとしてあり、民間企業の広告物について占用許可ができない。	国土交通省	1203240
1374	1374010	11	埼玉県春日部市	11214	市民参加型行政運営特区	1	地方公務員法における臨時任用職員の任用期間の拡大				一定の経験と知識等を要する職種への臨時任用職員の任用期間を、首長の裁量により拡大し、義務的経費の増大を招かず市民サービスの質の向上を図る。併せて、地域内雇用を拡大し、地域の経済活性化を図る。	地方公務員法第22条において「臨時任用職員の任用期間を6か月を超えない範囲」と定めている制限について	臨時任用職員の任用期間の制限を緩和し、一定の経験と知識を要する職種等について首長の裁量で任用期間の拡大を図る。		昭和36年7月11日自治乙公発25通知のうち「定数外職員の定数化について、第1の3に「臨時的に任用された職員が常勤の職員と同一の勤務形態になるような事態を防止すること。さらに、地方公務員法第22条に臨時任用職員の任用期間は6か月を超えない範囲と定められており、一定の経験と知識を要する職種に従事させることが困難である。そのため、窓口業務等の日常的業務についても、正式採用職員の配置が必要であり、義務的経費の増大を招いている。	総務省	0401070

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特例の具体的要望事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード
1375	1375010	12	千葉県柏市	1208	都市型農業活性化促進特区	1	農業生産法人が直接市民農園の開設者となれるための規制の緩和	10101	C-1	市民農園を開設できる者は、農地を所有している者及び地方公共団体又は農地合理化法人から借り受けた場合に限られ、農地を持たない農業生産法人は開設できるまでに緩和されていない	耕作放棄地の解消のため、農地を借り受けた農業生産法人が市民農園の開設を行うため	市民農園整備促進法及び特定農地貸付法における市民農園開設者の制限について	当該要件を緩和し、農業生産法人にも開設の権利を与える	民間等の参入が規制されている	農林水産省 国土交通省	1000920 1203180	
1375	1375020	12	千葉県柏市	1208	都市型農業活性化促進特区	2	農地集団化に関する権利移動の制限の緩和	10101	C-1	農地の集団化は農業生産法人が事業展開していく上で必須の条件となる	要件を満たしていない離農者等もあり、現実的に土地交換が進まない現状にあるため	農地法に基づく農業者についての要件を満たしていない者について	農地の集団化を図るためには農地法の要件を満たしていなくても土地交換が可能にする	権利移動が農業従事者に限定されている	農林水産省	1000340	
1375	1375030	12	千葉県柏市	1208	都市型農業活性化促進特区	3	多角的事業展開を可能とするための農用地の定義の緩和	10101	C-1	農振農用地内の施設設置が可能なように農用地の定義を緩和するもの	集客性の高い都市型農業展開を図るため、農振農用地であっても一部レジャー施設、駐車場等の設置が可能なようにするもの	農用地の定義に掲げられている事項以外の都市型農業の展開に必要な施設設置について	農用地における多角的な事業に供する施設設置を認める	農用地の土地利用が限定されている	農林水産省	1000740	
1375	1375040	12	千葉県柏市	1208	都市型農業活性化促進特区	4	河川区域内における工作物の設置に関する許可基準の緩和	12408	D	河川区域内に常設の設備が設置可能となる許可要件の緩和	集客性の高い都市型農業展開を図るうえで必要となるレストハウスや直売場などの施設が設置可能となるようにするもの	河川区域内の建築物設置について	河川法に基づく(河川区域内の工作物の設置等)について要件を緩和する	現行の建築物についての設置許可基準では農業施設(農具格納庫等)に限定されている	国土交通省	1204090	
1376	1376010	26	丹波町	26403	丹波ワイン産業振興特区	1	水田農業経営確立助成補助金の支給年度の延長・確定		5		休耕田所有者等が、休耕田に葡萄を作付けしたときから7年間確定的に、水田農業経営確立補助助成金が支払われること。	特区内で生産されるワインの原材料を生産する目的で自己の休耕田において葡萄を作付けした者。	休耕田所有者等が、休耕田に葡萄を作付けしたときから7年間確定的に、水田農業経営確立補助助成金が支払われること。	ワイン原材料用の葡萄生産には概ね7年の期間を要し現行では安心して葡萄の作付けを行うことができない。	農林水産省	1002020	
1376	1376020	26	丹波町	26403	丹波ワイン産業振興特区	2	農業生産法人に関する規制の緩和		5		ワイン生産法人の農地取得を可能にする。	特区内に本店または主たる事務所及びワイン製造所を設置する法人。	ワイン生産法人が直接農地を取得し、これに葡萄を作付けし、特区内の雇用需要にこたえる。	現況ではワイン生産法人は直接農地を取得できず、葡萄作付けに関して雇用需要にこたえられない。	農林水産省	1000100	
1376	1376030	26	丹波町	26403	丹波ワイン産業振興特区	3	水田農業経営確立助成補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律の時限的適用除外		5		作付けから7年間助成補助金に関する所得税の免除	特区において生産されるワインの原材料に供せられる葡萄を自己の休耕田において作付けを開始した者。	作付けから7年間助成補助金に関する所得税の免除	現状では安心してワイン原材料に供する葡萄を生産できないため。	財務省	0700610	
1376	1376040	26	丹波町	26403	丹波ワイン産業振興特区	4	特区内で生産されるワインに関する酒税の非課税措置		5		酒税法6条の4に類する非課税措置条項の設置	特区内で製造され且つ販売されるワイン	酒税につき、非課税措置をし、特区を訪れる観光客に、安価にワインを提供し、販売数を拡大する。もって、特区を訪ずる観光客を増加させる。	現行では特区で購入するメリットがなく、観光客を招致する動機づけにならない。	財務省	0700620	
1376	1376050	26	丹波町	26403	丹波ワイン産業振興特区	5	特区内で製造販売されるワインに関する消費税の非課税措置		5		特区内で製造販売されるワインに関する消費税の非課税措置	特区内で製造販売されるワイン	0.4に同じ。	特区を訪ずる観光客にとってメリットがない。	財務省	0700630	
1376	1376060	26	丹波町	26403	丹波ワイン産業振興特区	6	特区内で製造販売されるワインに関して地方税の新設		5		特区内で製造販売されるワインに関して市町村たばこ税類似の地方税を新設する。	特区内で製造販売されるワイン	特区内で製造販売されるワインについて、消費税率の5.0%以内で、市町村たばこ税類似の町税を新設し、町財政に寄与し、もって利益を町民に還元する。	現況では直接町に利益をもたらさない。	総務省 財務省	0403300	
1376	1376070	26	丹波町	26403	丹波ワイン産業振興特区	7	酒類販売業開設要件等の緩和		5		特区内で製造されたワインを販売するにあたり、容易に販売業が開設できるよう酒類販売業開設要件を緩和する。もって、小規模店舗等の営業を容易にし町民の経営に寄与する。	特区内に居住する者もしくは本店等が存在する企業で、特区内で製造されたワインを販売する個人、法人。	酒税法9条ないし21条で、酒類販売に関する免許制を届出制にし、届出制のものも可能なものは廃止する。	特区内での製造されたワインの販売のみの販売業の開設には要件が厳しすぎる。	財務省	0700120	
1376	1376080	26	丹波町	26403	丹波ワイン産業振興特区	8	出入国管理難民認定法7条1項2号の基準を定める省令中「技能」についての経歴要件の緩和		5		特区内でワインを製造販売するにあたり、いわゆるブレンダーやソムリエを招聘する必要があるが、これは単に経験年数のみではかかることはできない。したがって難民等に紹介された記事等著名であることなどの要件を加えた上、経歴要件を5年に短縮する。	特区で招聘するワイン製造販売にかかるブレンダー及びソムリエと呼ばれる外国人技能者。	出入国管理及び難民認定法7条1項2号の基準と定める省令中「技能」の経歴要件「10年」を「5年」に短縮する。	経歴要件に著名であることを加える	10年の経験が必ずしも優秀なソムリエ等とはいえず、経験が短くても優秀なソムリエ等を招聘することができない。	法務省	0500490
1377	1377010	34	広島市	34100	土地開発公社所有地有効活用特区	1	土地開発公社の業務範囲の拡大				地方公共団体の依頼により土地開発公社が先行取得した土地は、長期の賃貸が行えないこととされているが、厳しい財政状況下では直ちに市が買収することは困難であり、土地開発公社による長期の賃貸が行えない場合、広島市の都市再生の切り札となる民間プロジェクトを実施できない状況にあることから、	公有地の拡大の推進に関する法律第17条第1項第1号により、「土地の取得、造成その他の管理及び処分を行うこと。」とされている土地開発公社の業務の範囲について、	土地開発公社が所有したまま、長期の賃貸ができるようになる。	土地開発公社所有地のうち、平成12年4月の公法法の施行についての改正(通達)以前に、公法法第17条第1項第1号の規定により先行取得した土地で、かつ公社の経営健全化に資するよう一定の要件を満たすものに限定する。 一定の要件(例) ・土地についての要件 ・国鉄清算事業団から購入した土地であること。 ・現下の厳しい地方財政の状況に鑑み、地方公共団体が直ちに買戻すことが財政的に困難である種(例えば50億円以上)の一団の土地であること。 ・現下の経済情勢に鑑み、直ちに有効な活用方を見込むことが困難であるほど大規模な土地(例えば1ha以上)であること。 ・賃貸により行われる事業についての要件 ・賃貸により行われる事業が、都市再生に資する事業であること、公益性・公共性の高い事業であること。 再取得についての要件 ・地方公共団体は、一定期間内(例えば20-30年以内)に当該土地を公社から再取得すること。(買戻りの原状として、基金を設け、毎年、基金への積み立てを行う。) ・そのため、地方公共団体は、債務負担行為の議決を得て、公社との買取契約を締結し直すこと。 公社の経営健全化等についての要件 ・土地開発公社の経営の健全化に資するような地代収入が得られること。 ・事業が行われることで、相当程度の税収増が見込まれること。	公有地の拡大の推進に関する法律第17条第1項第1号に基づき、地方公共団体からの依頼により、土地開発公社が先行取得した土地については、公社の業務範囲が「土地の取得、造成その他の管理及び処分を行うこと。」と定められており、運用上、長期の賃貸が行えないこととされている。	総務省	0400640

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特例の具体的要望事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード
1378	1378010	13	東京都	13000	東京湾岸地域における経済特区	1	税優遇措置			税負担の軽減を図ることは、企業進出の大きなインセンティブとなり、産業の集積や拠点形成が促進される。	(1)法人税の軽減 法人の課税所得から、5.0%を10年間控除。 機械・装置1.5%、建物8%の投資税額控除を適用。 普通償却に併せ、特別償却も可能とする。(償却限度額を機械及び装置は1.0分の5.0、工場用建物等は1.0分の2.5とする。) 内国法人が地域内の法人に対し、出資等を行った場合において、取得価格の1.0分の4.0の損金算入を認める。 (2)登録免許税等の不動産取得にかかる税の免除 不動産登記に係る登録免許税等の免除。 (3)地方税減税分の実質的な補填措置 地方税の減免分について、実質的な補填措置を創設。 (4)特別措置法の制定 経済特区に係る特別措置法を制定。	(1)租税特別措置法第59条及び第43条の3 (2)登録免許税法第2条、第9条、及び租税特別措置法第78条の3及び4	(1)租税特別措置法第59条の特別自由貿易地域における認定法人の所得の特例控除に基づき、経済特区に係る法を定め、新たな対象として加える。 (2)租税特別措置法第43条の3の特定中核的民間施設等の特別償却の事例に基づき、経済特区に係る法を定め、新たな対象として加える。 (3)登録免許税法第2条、第9条及び租税特別措置法第78条の3及び4の非課税・免税・軽減等の特別措置の事例に基づき、経済特区に係る法を定め、新たな特別措置として加える。	不要	企業が進出する上で、土地代や建設費のほか、建設時に税負担も多く、新分野への事業進出には大きなリスクを伴うなど、企業の進出意欲を失わせている状況にある。	財務省 総務省	0402030 0700640
1378	1378020	13	東京都	13000	東京湾岸地域における経済特区	2	日本政策投資銀行による特区関連事業に対する出融資制度の創設			今まで、財政面から施設整備事業に参入できなかった民間事業者が、事業に進出することが可能となる。	民間事業者が行う公共施設を含む民間施設整備について、日本政策投資銀行による出融資制度(低利・無利子)を新たに創設する。	日本政策投資銀行法、同施行令、同施行規則 日本電信電話株式会社の株式の売却収入の活用による社会資本整備の促進に関する特別措置法、同施行令、同施行規則	日本電信電話株式会社の株式の売却収入の活用による社会資本整備の促進に関する特別措置法施行令第1条の2に定める対象事業に、民間の特定施設及び公共施設を含む民間施設の整備を新たな事業として加える。	不要	日本政策投資銀行の無利子融資制度は、第三セクターの特定施設の整備に限られている。	財務省	0700520
1378	1378030	13	東京都	13000	東京湾岸地域における経済特区	3	民間都市開発推進機構による無利子・低利子融資制度の創設及び拡充			今まで、財政面から施設整備事業に参入できなかった民間事業者が、事業に進出することが可能となる。	(1)民間事業者が行う公共施設等を含む民間施設の整備について、民間都市開発推進機構の無利子融資制度を創設する。 (2)民間事業者が行う公共施設等を含む民間施設の整備について、民間都市開発推進機構の低利子融資の対象事業費2%以上を5%以上に拡充する。(上記(1)無利子以外の事業について)	民間都市開発の推進に関する特別措置法、同施行令、同施行規則	民間都市開発の推進に関する特別措置法第4条における公共施設等について、民間都市開発推進機構の融資対象事業の要件を、対象施設整備費が総事業費の2.0%以上となっているものを、5%以上とする。	不要	民間都市開発推進機構の無利子融資制度は、民間事業者による公共施設の整備に限られている。	財務省 国土交通省	1203330
1378	1378040	13	東京都	13000	東京湾岸地域における経済特区	4	特許取得の推進のための特許料、審査請求料の軽減、減免	11802	E-2	ベンチャー企業をはじめ資金力の乏しい研究者による研究の促進を図る必要から要望する。	特許法における特許料等の免除	特許法第107条の特許料及び第195条の手数料について	現行の減免の規定に関わらず、一定期間免除する。	不要	特許権の設定から2.5年まで特許料を負担することから、研究開発のため負担の軽減が必要となっている。	経済産業省 特許庁	1140120
1378	1378050	13	東京都	13000	東京湾岸地域における経済特区	5	国立大学教員等の週40時間勤務に縛られない短時間勤務制の容認	4402	C-1	企業等への技術移転は、大学教員にとって重要な業務と考える資力に乏しいベンチャー企業にとって教員等の兼業に要す給与の負担は大きい。 1週間あたり勤務時間の短縮であれば本務への影響も少なく、技術移転を促進するため短時間勤務制の導入を図るべきと考え、技術移転以上の理由から要望する。	大学等の研究機関やベンチャー企業等が担っている最先端分野の研究開発を促進するため 資金力の脆弱なベンチャー企業等への技術移転を促進するため、教員等の勤務時間の短縮により、ベンチャー企業等への兼業を容易にする経済的な負担の軽減を図る。	一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律第5条の1(週間当たり40時間と定められていること)について	大学の教育に影響のない範囲で、40時間を下る短時間の特例を設ける。	不要	1週間40時間の勤務時間の制約があり、取締役会などの活動が勤務時間にならざるに時間的制約が生じる。	総務省 [人事院] 文部科学省	2001000 400050
1378	1378060	13	東京都	13000	東京湾岸地域における経済特区	6	知的財産権を信託した場合の信託受益権の有価証券化	3020	C-2	全国で実施する方向で検討されるが、モデル的に先行実施を要望する。	著作権等を信託した場合の信託受益権を有価証券化する。	証券取引法第2条の有価証券の定めについて	有価証券として新たに追加する。	不要	知的財産権を使って資金調達ができないため、別途、資金調達が必要となっている。	金融庁	
1378	1378070	13	東京都	13000	東京湾岸地域における経済特区	7	第二種電気通信事業者に対する事業の制限の緩和				第一種免許取得にかかる負担をなくし、伝送路を借受け、低料金で電気通信事業を展開することが可能となる。	電気通信事業法第6条3項の第二種電気通信事業の定めについて	第二種電気通信事業者が、第一種電気通信事業者免許を取らずとも、空いた伝送路を借受け、自ら電気通信サービスの提供ができる特例を設ける。	不要	第一種電気通信事業者から回線提供を受けてサービスを提供しているため、自由な事業ができない。	総務省	0405120
1378	1378080	13	東京都	13000	東京湾岸地域における経済特区	8	実験用無線局の開設要件の緩和	4601-001	B	全国で1年程度の短期免許制度を創設する方向で検討している。しかし、1年間の短期免許であっても免許取得にかかる負担は大きいことから、免許に準ずる届出制の創設を要望する。	手続きの簡素化、迅速化や負担の軽減を図ることにより、携帯電話端末等のフィールド実験が促進される。	電波法第4条の免許を必要とすることについて	実験用無線局については、一定の条件のもと、届け出制の短期間の免許の創設を行う。	不要	短期間でも総務大臣の免許が必要であり、負担が大きい。	総務省	0405130
1378	1378090	13	東京都	13000	東京湾岸地域における経済特区	9	銀行による株式保有の制限の緩和	3600	D	金融庁金融審議会報告を踏まえ、中小企業以外の優良企業への直接投資が可能となるよう要望する。	優良な企業に対する直接投資が拡大され、企業の資金調達方法が拡充されることになる。	独占禁止法第11条における株式の保有制限について	銀行による他会社の株式保有の制限は撤廃する。	不要	銀行は、他会社の株式を総株式の5%を超えて保有できないため、優良企業への投資が制限されている。	金融庁 総務省(公取委)	0406010
1378	1378100	13	東京都	13000	東京湾岸地域における経済特区	10	保険会社による株式保有の制限の緩和	3601	D	金融庁金融審議会報告を踏まえ、中小企業以外の優良企業への直接投資が可能となるよう要望する。	優良な企業に対する直接投資が拡大され、企業の資金調達方法が拡充されることになる。	独占禁止法第11条における株式の保有制限について	保険会社による他会社の株式保有の制限は撤廃する。	不要	保険会社は、他会社の株式を総株式の10%を超えて保有できないため、優良企業への投資が制限されている。	金融庁 総務省(公取委)	0406010
1378	1378110	13	東京都	13000	東京湾岸地域における経済特区	11	特許の出願手続きの簡素化				簡素化し、研究成果を公表する時間を短縮することにより、バイオ・ゲノムなどのような開発スピードが著しい先端分野における研究開発を促進させる。	特許法第36条及び特許法施行規則第24条による明細書の定めについて	生命科学分野の特許の説明は、図面などによる説明が多くなる製造業関係の特許と異なり、化学式等による説明が主であるため、類似の発明内容を記載した論文の代用を特許出願に必要な説明要件を満たすことを条件に認めることにより、特許手続きの迅速化を図る。	不要	明細書等添付書類の様式が細かに規定され、特許を取得するにも時間がかかるため、研究成果の普及・公表が遅れる現状にある。	経済産業省 特許庁	1140030
1378	1378120	13	東京都	13000	東京湾岸地域における経済特区	12	株式会社設立に関する最低資本金額の引き下げ	5001	C-1	経済産業省での新事業創出促進法の改正案の中で検討されているとしているが、改正法案では確認株式会社という新しい概念の法人であり不十分であるため、モデル的に先行実施を要望する。	ベンチャー企業などの創業時の負担を軽減する。	商法第168条の4の資本金の額の下限について	最低資本金の額を大幅に引き下げる。	不要	資金を多く持たないベンチャー企業の設立に障壁となっている。	法務省	0500170
1378	1378130	13	東京都	13000	東京湾岸地域における経済特区	13	研究開発に係る助成金の支給時期の前倒し				資金力の脆弱なベンチャー企業等の研究開発の促進を図る。	経済産業省の「戦略的産業技術実用化開発補助」制度の支給方法について	一定の概算額を前払いする支給方法を導入する。	不要	助成金は、原則、年度末の繰上決定であるため資金力が脆弱なベンチャー企業等は、高額の部材を調達する際に、多額なつなぎ融資を必要としている。	経済産業省	1140070
1379	1379010	13	東京都	13000	国際港湾特区	1	通関・検査の24時間・3.6.5日化	7305-1	A		税関・検査(厚労省)については、「構造改革特別区域法・構造改革特区推進のためのプログラム」に盛り込まれた事項にて対応可能。しかしながら、検査(農水省)については、手当ての時期が未だ明確となっていない。	背後に大消費地を抱え、リーファー(冷蔵)が全取扱コンテナの1割強を占める。東京港の特殊性に鑑み、引取りを急ぐ荷主のニーズに応えるため、税関・検査一体となった取り組みが切に望まれる。	予め余裕をもって申請を行った場合に限り、対応がなされている。	検査(農水省)においても、税関の執務時間延長措置(執務時間:平日8:30-17:00)における一定の時間帯(平日夜間:17:00-21:00、土日休日:8:30-17:00)に職員を配置)に対応する形で、体制の整備を行う。	時間外の体制整備が十分ではないことから、リードタイムが長期化し、引き取りを急ぐ荷主のニーズに十分にに応える形となっていない。	農林水産省	1002043
1379	1379020	13	東京都	13000	国際港湾特区	2	保税地域搬入前の通関処理の実施	7343	D		東京都としては、海上貨物において導入済の「搬入即時輸入許可制度」を一步進め、現在航空貨物においてのみ認められている「到着即時輸入許可制度」と同様の措置を求めたものである。 輸入申告は原則として貨物を保税地域に搬入した後に行う必要があることは承知しているが、本船入港前であっても、検査を要しない、リスクの低い貨物については、航空同様の対応が可能と考えている。	平成13年7月に閣議決定された「新総合物流施策大綱」では、「平成17年度までに輸入コンテナ貨物について、入港から貨物がコンテナヤードを出ることが可能となるまでに必要な時間を2日程度にすることを目標」とされ、平成14年11月の交通審議会の答申でも、「スーパー中核港湾において、アジアの主要港を遠くコスト・サービスを実現することを旨とし、リードタイムは、現状3-4日を1日程度まで短縮させる。」ことが目標となっている。現行入港から保税地域への搬入まで約3日時間要しているが(財務省関税局調べ)、当該制度の活用により短縮が可能となる。	輸入申告は、原則保税地域に搬入した後に行うとしている。	通関情報処理システム(NACCS)を使用して予備申告を行い、検査不要とされた貨物について、保税地域に搬入することなく、貨物が到着すれば輸入申告を行い、許可を受けることが出来ることとする。	輸入申告は原則として、「その申告に係る貨物を保税地域に搬入した後にするものとする。」とされており、引き取りを急ぐ荷主のニーズに十分に応えるものとはなっていない。 平成14年11月の交通審議会の答申でも、「スーパー中核港湾において、アジアの主要港を遠くコスト・サービスを実現することを旨とし、リードタイムは、現状3-4日を1日程度まで短縮させる。」ことが目標となっている。	財務省	0700180

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特例の具体的要望事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード
1379	1379030	13	東京都	13000	国際港湾特区	3	強制水先の必要な船舶の見直し	12203	C-1	実歴認定制度(強制水先の対象船舶であっても、当該強制区を年に一定回数以上航海した実歴を持つ船長が日本船舶又は日本の法人が備船した船舶(期間備船を除く。))を運行する場合に限り、水先人を乗船させることが免除される。)の創設当時は、日本船籍の船舶が国内において主流であったが、現在は日本の航路について十分な知識を有する日本人船長が乗船する外国籍船舶(便宜直轄船)を期間備船して通航することが主流となっている。そもそも、水先法は1949年に制定されたものであり、今日に至るまで船舶機能、航行技術、航路監視システムが著しい進歩を遂げている実情に鑑み、邦船社・外船社を問わず、強制水先の必要な船舶の見直しを求めるものである。その際、実歴について、水先法の「当該港または、当該水域において国土交通省令で定める一定回数以上航海に従事したと認められるもの」という条件設定に関し、現行の4回をより厳格にする等により緩和を図ることは可能ではないか。仮にこうした提案に応じられないとした場合であっても、日本の法人が備船する期間備船が除外されているため、大半の定期コンテナ船が当該制度の対象とならないという実態から、「期間備船を除く。」との規定を削除すべきである。その一方で、現在見直しを行っている水先料金の早期改定を求める。	我が国の港湾コストはアジアの主要港に比して依然として高い水準にある。例えば、平成13年においてコンテナ取扱量の最も多い東京港の港湾諸料金は、40フィートコンテナ1個当たりで比較すると、同年世界第三位であった釜山港の約1.6倍となっている。(国土交通省調べ)国土交通省の交通審議会の答申でも、港湾コストを現状より約三割削減させることが自標として掲げられているところである。我が国の外船船社のほとんどが外国籍船舶を保有しているにもかかわらず、船舶によって一律に規制を加えることは、日本の港湾の高コスト体質の一因となっている。	本制度の対象が日本船舶又は日本の法人が備船した船舶(期間備船を除く。)に限定されている。	実歴認定制度(強制水先の対象船舶であっても、当該強制区を年に一定回数以上航海した実歴を持つ船長が日本船舶又は日本の法人が備船した船舶(期間備船を除く。))を運行する場合に限り、水先人を乗船させることが免除される。)の創設当時は、日本船籍の船舶が国内において主流であったが、現在は日本の航路について十分な知識を有する日本人船長が乗船する外国籍船舶(便宜直轄船)を期間備船して通航することが主流となっている。そもそも、水先法は1949年に制定されたものであり、今日に至るまで船舶機能、航行技術、航路監視システムが著しい進歩を遂げている実情に鑑み、邦船社・外船社を問わず、強制水先の必要な船舶の見直しを求めるものである。その際、実歴について、水先法の「当該港または、当該水域において国土交通省令で定める一定回数以上航海に従事したと認められるもの」という条件設定に関し、現行の4回をより厳格にする等により緩和を図ることは可能ではないか。仮にこうした提案に応じられないとした場合であっても、日本の法人が備船する期間備船が除外されているため、大半の定期コンテナ船が当該制度の対象とならないという実態から、「期間備船を除く。」との規定を削除すべきである。その一方で、現在見直しを行っている水先料金の早期改定を求める。		我が国の港湾コストはアジアの主要港に比して依然として高い水準にある。例えば、平成13年においてコンテナ取扱量の最も多い東京港の港湾諸料金は、40フィートコンテナ1個当たりで比較すると、同年世界第三位であった釜山港の約1.6倍となっている。(国土交通省調べ)国土交通省の交通審議会の答申でも、港湾コストを現状より約三割削減させることが自標として掲げられているところ。	国土交通省	1209060
1379	1379050	13	東京都	13000	国際港湾特区	4	カボタージュ(国内輸送の自国運送業者へ留保)に係る規制の緩和	12205	C-1	国土交通省では、近隣アジア主要港の近年の躍進によって相対的な地位が低下している我が国のコンテナ港湾の国際競争力を重点的に強化するため、「スーパー中核港湾」の指定を行うとしているが、この構想を真に実効性あるものとするためには、東京港を経由し、「通し船荷証券」を有する貨物に限り規制緩和を行うことが是非とも必要と考えている。この結果、東京港と国内他港間のフィーダー輸送が活発に行われ、日本の港全体の活性化に寄与する。さらに、今回の措置は、外航船に比して割高な陸上輸送を代替する効果も見込まれ、これはモーダルシフトの推進にも資するものである。今回の案の提案が困難であるとした場合であっても、現に、一部外船社に対し、「通し船荷証券」を有する貨物について、規定的に規制を解除している以上、他の外船社にも同様の措置を講じることは可能ではないか。	当施策もコスト面からの提案である。スーパー中核港湾の構想において、トータルコストの三割削減を達成するためには、前述のコスト削減策を講じる一方で、貨物取扱量を増加させ、規模の経済による費用削減を図っていくことが不可欠である。そのためには、今後ローカル貨物のみならず、トランシップ貨物を視野に入れた取り組みが重要となる。当施策の実施により、追加輸送コストなしで外航船から外航船への積み替えが行われることとなるが、これには割高な陸上輸送を代替する効果が見込まれ、この結果、取扱量の増加が期待できる。	船舶法3条により、「日本船舶でなければ、日本の各港の間において物品又は旅客の運送を行うことはできない。」とされている。	日本の港湾の活性化・国際競争力強化の起爆剤として、東京港を経由する国際コンテナ貨物について限定的に当該規制を解除する。具体的には、以下の貨物について特許による代替措置を講じる。外国からの通し船荷証券を有する貨物であって、外国から輸送され、東京港で積み替えられて、船荷証券記載の目的港まで輸送されるもの(輸入の場合)。外国への通し船荷証券を有する貨物であって、船荷証券記載の日本の積込港から輸送され、東京港で積み替えられて外国に輸送されるため、当該積込港から東京港まで輸送されるもの(輸出の場合)。		我が国の港湾コストはアジアの主要港に比して依然として高い水準にある。例えば、平成13年においてコンテナ取扱量の最も多い東京港の港湾諸料金は、40フィートコンテナ1個当たりで比較すると、同年世界第三位であった釜山港の約1.6倍となっている。(国土交通省調べ)国土交通省の交通審議会の答申でも、港湾コストを現状より約三割削減させることが自標として掲げられているところ。	国土交通省	1209040
1380	1380010	3	釜石市	3211	完成自動車物流効率化特区	1	特殊車両許可制度(高さ)の緩和			特殊車両(キャリアカー)の高さ制限により、完成自動車輸送の際、7台積めるところが6台に抑えるなどの無駄が生じていることから、	車両制限令第3条において3.8mとされている高さ制限について、	4.1mまで上限を引き上げる。	完成自動車の陸揚げ・積出しに係る特殊車両(キャリアカー)運行経路に限定する。		特殊車両(キャリアカー)の高さ制限については、車両制限令第3条において3.8mとされており、完成自動車輸送の効率化を図ることが出来ない。	国土交通省 警察庁	0100130 1205130
1381	1381010	3	釜石市	3211	夜間入出港自由化特区	2	夜間入出港制限の緩和			大型船舶の夜間入出港制限があるため、24時間・365日荷役体制が本来もつ機能を最大発揮することができないことから、	港則法第6条の夜間入出港制限について、	特区に限り制限を無くし、原則夜間入出港を自由化する。	24時間・365日荷役体制が敷かれていない港湾に限定する。	大型船舶の夜間入出港については、港則法第6条によって原則禁止されているため、24時間・365日荷役体制の機能を最大限発揮することができない。	国土交通省	1214020	
1382	1382020	3	釜石市	3211	循環資源等集積特区	3	マニフェスト制度の緩和			マニフェスト制度の仕組み上、産業廃棄物を海運により一括大量輸送することが容易でないことから、	廃棄物処理法第12条の3において規定されているマニフェストの流れについて、	港湾地域における産業廃棄物の用に供する積替・保管施設を通過する産業廃棄物を2次マニフェスト扱いとする。	特例の対象を港湾地域における積替・保管施設に限定する。	産業廃棄物を海運により一括大量輸送する際、廃棄物処理法第12条の3によってマニフェストの管理に膨大な時間・労力を費やすため、容易にこれを行うことが出来ない。	環境省	1300660	
1383	1383010	3	釜石市	3211	エネルギー産業集積特区	4	卸電力供給入札制度の緩和			卸電力供給において、一般電気事業者、卸電力事業者卸供給事業者の全てが行う火力発電について実施されている入札制度を緩和する。	火力発電	火力発電入札制度を緩和し、相対的取引を可能とされたい。		入札制度によって、事業者の積極的な新規電源開発が進まず、電力の需要に対する迅速な供給体制の確立が出来ない。	経済産業省	1130130	
1384	1384010	17	石川県羽咋市	17207	自然共生特区	1	海岸法による占用許可等に係る権限移譲			千重浜海岸を公園として事業を推進するにあたり、海岸保全区域における工事の新築及び使用に関する行為を管理者に協議し許可を受けなければならない、効率的に事業の推進ができない。	海岸法第7条(海岸保全区域の占用) 海岸法第8条(海岸保全区域における行為の制限) 海岸法第10条第2項(許可の特例) 海岸法第11条(占用料)における権限及び権利を移譲。	海岸法による海岸保全区域内における工作物の新築や区域内の使用については、海岸管理者に許可を受けなければならないが、市町村又は一部事務組合の判断で出来るように特例事項を設ける。		海岸法に抵触する行為については、海岸管理者の許可を必要とし、その行為毎に許可を受ける。	国土交通省	1204210	
1384	1384020	17	石川県羽咋市	17207	自然共生特区	2	海岸法による占用を受けた区域内に車輛通行帯を設置した場合、道路交通法を適用させ、規制の権限を移譲。			道路交通法による規制は、公安委員会の権限であり、手続を簡素化し、迅速に対応するため、	道路交通法第4条(公安委員会の交通規制)における規制の権限を公園事業者が柔軟に対応し規制するために移譲する。	公園事業者が利用者の安全確保及び適正利用のため、柔軟に対応し、道路交通規制をする。		県の公安委員会が規制している。	警察庁 農林水産省 国土交通省	0100140 1004090 1204230	
1384	1384030	17	石川県羽咋市	17207	自然共生特区	3	自然公園法による公園事業の手続き及び行為の緩和。			現行自然公園法では公園事業まで時間を要し、遅やかな事業実施並びに料金徴収行為は関係機関の協議等が必要となる。公園事業を自治体が計画及び実施において、手続等の簡素化並びに環境保全の目的のための料金徴収をするため、	自然公園法による公園利用計画及び公園事業計画は、自然公園法の適用を受け、協議等時間を有し、事業化へは時間を要する。又、行為についても制限がある。	自然公園法による公園利用計画及び事業計画において、手続を簡略化する共に、行為の制限を自治体等での判断によるものとする。		自然公園法によるの公園事業は、利用計画・事業計画の策定等の手続きに時間を要し、行為の制限がある。	環境省	1300030	
1385	1385010	1	陸別町	1648	畜産業振興特区	6	畜産生産建築物への建築基準法(単体規定)適用除外			畜産生産建築物への建築基準法(単体規定)の適用除外により、経済的かつ合理的な畜産建築物で生産性の高度化を図りたい。	建築基準法の単体規定	適用除外とし、現存する建築物を検証し実証建設等により農業行政による新基準の設定を図る。	農業行政による新基準の設定に至る間は、提案3町又は十勝支庁管内とする。	告示第474号による緩和基準があるが、構造的な安全性に余裕がある。	国土交通省	1206220	
1386	1386010	17	輪島市	17204	輪島港リゾート特区	1	公有水面埋立に係る用途変更手続きの簡素化及び埋立背後地の無償譲与			近年の厳しい経済情勢や変化の激しい社会情勢を考慮すると、当初の埋立土地利用計画にとらわれずに臨機応変に利用計画を変更して土地利用を図ることにより、弾力的に海洋観光産業等を誘致し、地域経済を活性化したい。また、埋立背後地の無償譲与により、厳しい経済情勢下においてリゾートタウンに誘出する企業へ廉価な土地を提供することができるとなり、地域経済活性化の促進につながる。	公有水面埋立法第29条において、埋立地の用途と異なる利用については都道府県知事の許可、大臣の認可を受けるとなっていることについて、さらに、公有水面埋立法第27条において、埋立地に係る処分についても都道府県知事の許可、大臣の認可を受けるとなっていることについて、また、公有水面の埋立により不用に帰した国有地すなわち埋立背後地が国有財産法施行令第5条第1項第4号の引継不適当財産とされ、埋立免許権者が処分を行うものとなっていることについて、	市のような地方公共団体が実施している場合は、この用途変更許可手続きを簡素化するが、もしは許可権限を市へ全面委譲する。さらに、埋立地の処分許可についても同様とする。また、公有水面の埋立により不用に帰した国有地(埋立背後地)を地方分権推進に基づいた法定外公共物に係る国有財産の譲与の対象とする。		市町村が事業主体のときに限定	公有水面埋立法第29条において、埋立地の用途と異なる利用については都道府県知事の許可、大臣の認可を受けるとなっており、変化の激しい経済情勢、社会情勢に臨機応変に対応できない。また、公有水面埋立法第27条において、埋立地に係る処分についても都道府県知事の許可、大臣の認可を受けるとなっており、これも同様である。さらに、公有水面の埋立により不用に帰した国有地すなわち埋立背後地が国有財産法施行令第5条第1項第4号の引継不適当財産とされ、埋立免許権者が処分を行うものとしてされており、埋立権者に無償譲与できない。このため、埋立地へ進出する企業に廉価な土地提供することのひとの妨げとなっている。	国土交通省	1210050
1387	1387010	17	輪島市	17204	海洋レジャー(スクーバダイビング)関連	2	ダイビング用圧縮機について海外生産国の安全基準を日本でも認めるとともに、人工呼吸器使用時の純酸素使用を医師免許がなくても可能にする			石川県輪島市におけるスクーバダイビングを活用した新観光施策の推進及び普及のため、	ダイビング用空気圧縮機については、その生産の殆どが外国製であり、生産国において厳しい品質検査を受けているにも関わらず、高圧ガス保安法では、更に日本でも検査を受けることを義務付けられていることから、その購入に際し非常に高価な負担を強いられる。また、医療法により、人工呼吸時の純酸素使用には緊急時であっても医師免許が必要とされている。	海外生産国で義務付けられている品質検査の安全基準を日本でも検査を受けることを義務付けられていることから、その購入に際し非常に高価な負担を強いられる。また、医療法により、人工呼吸時の純酸素使用には緊急時であっても医師免許が必要とされているため、緊急時の観点からも、人命保護措置に大きな制限がある。	ダイビング用空気圧縮機について、海外生産国において厳しい品質検査を受けているにも関わらず、高圧ガス保安法では、更に日本でも検査を受けることを義務付けられていることから、その購入に際し非常に高価な負担を強いられる。また、医療法により、人工呼吸時の純酸素使用には緊急時であっても医師免許が必要とされているため、緊急時の観点からも、人命保護措置に大きな制限がある。	経済産業省 厚生労働省	1150160		

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特例の具体的要望事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード
1388	1388010	17	輪島市	17204	高齢者通院移送関係	3	社会福祉法人等の所有する送迎車両を活用した移送サービスの提供				時間的・金銭的に通院が難しい高齢者等の利便を図るため。	社会福祉法人等の所有するリフト付自動車はいわゆる白ナンバーであり、要介護老人等の医療機関等への移送については、運送業法で営業が禁止されている。また、医療法・社会福祉法上、移送サービスを位置づけて営業することも必要と思われる。	いわゆる白ナンバーであっても、高齢者移送サービスのための営業を容認し、医療法・社会福祉法上の必要な整備も行う。		輪島市の平成14年4月現在の高齢化率は28.6%と高く、あと1.2年で30%超となると想定される。これに対し介護を必要とする高齢者比率は国及び標準均と比べても非常に低い。輪島市の面積は約269平方キロと広いが人口は約2万7千人強と少なく、居住地域も各地域に点在し移動が不便な地域を多く抱える。総合病院は市の中心に1ヶ所あるのみで、片道通院で2千円やそれ以上を要する地域での居住者も多く通院が家計を圧迫している現状がある。	国土交通省	1208080
1389	1389010	14	箱根町	14382		1	児童福祉施設最低基準と幼稚園設置基準の融合・一本化				幼稚園と保育園のそれぞれにクラス担任が1名を置くこととなっているが、合築施設においては、両施設の同年齢の園児を混合保育を実施し1名の幼稚園教諭・保育園保育士の両資格を有する者が保育(教育)にあたるため。	児童福祉施設最低基準第33条における園児数に対する職員の配置と幼稚園設置基準第3条及び第5条に規定されているそれぞれの職員設置条項について	同年齢の幼稚園児と保育園児を一緒に、幼稚園教諭・保育園保育士の両資格を有する者が1名で保育(教育)を行なう混合保育を実施する。	幼稚園と保育園のそれぞれにクラス担任を1名置くこととなっているため、合築施設においても、両施設の同年齢の園児を保育するには2名の職員を置かなければならない。	文部科学省 厚生労働省		
1389	1389020	14	箱根町	14382		2	保育園長が幼稚園長を兼務した場合の職員設置条項の見直し				専任でない園長をおく場合に、園長以外の教諭等を置くことを原則としているが、この原則を廃止し、職員増を抑制するため。	幼稚園設置基準第5条第3項に規定する原則について	専任でない園長をおく場合に、園長以外の教諭等を置くことを原則としているが、合築施設において、保育園の園長が幼稚園長を兼ねた場合であっても幼稚園長以外の教諭等を配置しないこととする。ただし、当該園長は、幼保両資格を有する者とする。	専任でない園長をおく場合に、園長以外の教諭等を置くことを原則としている。	文部科学省		
1390	1390010	38	西条市	38206	外国人研修・技能実習制度特区	1	外国人の在留期間(3年又は1年)の延長(外国人研修生の在留期間の延長)	5201	A	特区において、外国人研究者は在留期間の延長が認められるが、提案の趣旨は、外国人研修生、実習生の在留期間を同様に延長して、企業の経営基盤の安定、強化を図りたい。	外国人研修生、実習生のうち、優秀な人材については、在留期間を延長することにより、特に中小企業の人材費の削減等を行い、もって企業の経営基盤の安定、強化を図るとともに、地域産業の空洞化に歯止めをかけ、ものづくりに関する特色ある産業集積が形成されることを目指すもの。	出入国管理及び難民認定法施行規則第3条別表第二中、「研修、及び」特定活動。	在留期間を3年(研修1年、実習生2年)から5年(研修1年、実習生4年)に延長する。	特段、必要なし	外国人研修生、実習生については、在留期間が出入国管理及び難民認定法施行規則第3条で定められており、期間延長ができない。	法務省	0500420
1391	1391010	38	西条市	38206	外国人研修・技能実習制度特区	1	外国人の在留資格要件(審査基準)の緩和	5202	A	地域の産業の空洞化に歯止めをかけ、特に中小鉄工業、中小縫製業等労働集約型業種における経営基盤の安定、強化を図るため、外国人研修生の受入れ枠を拡大する必要がある。	外国人研修生の受入れ枠を拡大して、労働集約型産業において、人材費の抑制を通じた経営基盤の安定、強化を図り、地域産業の空洞化に歯止めをかけ、地域経済の活性化を図る。	法務省告示第246号中、第七号ホ	受入れ機関の常勤の職員の総数に対する研修生の人数の規定を緩和して、現行の2倍程度の人数を受け入れ可能とする。	特段、必要なし	外国人研修生については、受入れ人数が出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の下欄第五号ただし書きの規定に基づき(法務省告示第246号の規定により、受入れ人数は、受入企業の常勤職員総数で決定されている)。	法務省	0500530
1392	1392010	19	山梨市	19205	ウォーターリバー・フロントまちづくり特区	1	河川法を遵守しつつ、占用許可の簡素化と占用期間の延長の特例措置を講じること。				河川法を緩和し、占用許可の簡素化と占用期間の延長の特例措置を要望する。河川法第24条関係国土交通省令第12条第2項第6号の省略と河川敷地占用許可準則第6号の占用期間をいづれも10年間に延長。河川法第26条関係国土交通省令第15条第2項第1・2・3号及び第6・7号の省略(24条と重複)、河川法第27条関係国土交通省令第16条第2項第5号及び第8号の省略等緩和することにより、事務の簡素化、河川の安定的施設整備が図られる。	本指定を受ける事により、河川本来の基本的役割、河川法第24条、第26条、第27条を緩和し、この、目的を達成するため、河川管理者と市長の簡素化による占用協議で可能となる特例措置を講じられたい。なお、占用期間についても、市長申請による占用期間の期間延長の特例措置も講じられたい。	河川法による占用協議の簡素化と、期間延長の特例措置。	河川法の許可協議の困難さと、許可期間が短いため、まちづくりに支障をきたしている。	国土交通省	1204160	
1393	1393010	19	山梨市	19205	アグリカルチャー・振興特区	1	農地法の規制の緩和 農業振興地域の整備に関する法律の規制の緩和 特定農地貸付法の規制の緩和 市民農園整備促進法の規制の緩和				民間活力を導入し、クラインガルテンの拡充による農園付住宅の設置及び新規就農者への遊休農地の貸付、所有権移転、また、グリーン・リズム事業の推進を図るため。	農地法第3条第2項第5号 農業振興地域の整備に関する法律第12条の2、第13条 特定農地貸付法第1条、第2条第2項 市民農園整備促進法第2条	民間活力を導入した、クラインガルテンの拡充による、農園付住宅の設置、新規就農者への遊休農地の貸付、所有権移転の緩和の容認。	農地取得については、権利移動後耕作に供すべき農地面積50aの制限がある。 特定農地貸付法については、貸付農地10aの制限、営利目的の制限及び貸付期間の制限がある。 市民農園整備促進法については、農作業付帯施設の設置は可能であるが、滞在型及び永住型施設等の設置について制限がある。 農振法については、農用地内に滞在型及び永住型施設を設置する場合については、農振除外に制限がある。	農林水産省 国土交通省	1000860 1000870 1000880 1000890 1000900 1000910 1203190	
1394	1394010	27	堺市	2713	国際楽市楽座特区	1	工業再配置促進法の撤廃	11231	E-1	この法律は、いわば「移転支援法」であり、財政的支援によって、堺市にある工場・企業の市外移転を促進する結果となるため	工場移転を促進し、企業が現地で事業転換などをすることの妨げになっているため	工業再配置促進法	同法の撤廃		この法律は、企業が現地で事業転換などをすることの妨げになっている	経済産業省	1110090
1394	1394020	27	堺市	2713	国際楽市楽座特区	2	外国法人進出のための印鑑証明手続き規制緩和				規制緩和により、外国法人の進出を推進するため	商業登記法第12条により、印鑑による証明が規定されている事項について	印鑑以外にも、サインなども容認する		商業登記法第12条により、印鑑のみが規定されている	法務省	0500190
1394	1394030	27	堺市	2713	国際楽市楽座特区	3	国際会議の誘致に関する規制緩和				堺市におけるコンベンション事業を推進するため	国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等による国際観光の振興に関する法律、第5条第1項第3号により、国際会議等の誘致などは、事前の体制整備が認定要件となっている事項について	国際会議等の誘致などは、体制整備が認定後確認と認められる場合も対象となる	認定後の事業計画書の提出を義務付ける	国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等による国際観光の振興に関する法律、第5条第1項第3号により、国際会議等の誘致などは、事前の体制整備がないと認定されない	国土交通省	1200300
1394	1394040	27	堺市	2713	国際楽市楽座特区	4	国立大学の教員等の兼業(株式会社等の監査役)規制の緩和	2208	C-1	技術移転事業者、研究成果活用企業に関する兼業が認められたのと同様に、株式会社役員も可能にすることによって、産官学連携を促進するため	規制緩和により、国立大学の教員等の企業経営参加の範囲を拡大し、産官学連携事業を推進するため	人事院規則14-18により、株式会社などの監査役との兼業が規制されている事項について	国立大学の教員等の兼業(株式会社などの監査役)を容認する		人事院規則14-18により、株式会社などの監査役の兼業が規制されている	文部科学省 【人事院】	200110
1394	1394050	27	堺市	2713	国際楽市楽座特区	5	外国人研究者の短期滞在査証取得要件の緩和及び手続きの迅速化	6003	C-1	短期滞在査証の規制緩和は、我が国の治安上困難との所管省の見解ではあるが、提案の趣旨は、対象を研究者に特定することによって産官学連携を促進するというもの	規制緩和により、外国人研究者の受入体制を整備することにより、産官学連携事業を推進するため	出入国管理及び難民認定法第6条により、制限されている外国人の短期滞在査証の事項について	外国人研究者の場合、短期滞在査証取得要件を緩和し、手続きを迅速化する	自治体が外国人研究者の条件遵守保証、手続き代行などを行う	出入国管理及び難民認定法第6条により、外国人の短期滞在査証の取得要件が定められている	外務省	0600150
1394	1394060	27	堺市	2713	国際楽市楽座特区	6	私立大学設置認可に関する規制緩和	8407	B	私立大学設置には、申請時において全て自己資金から支出しなければならないが、一定基準の借入金も容認するというもの	学校法人としてすでに実績のある学校法人が設立する私立大学の場合、その設立資金に一定基準の借入金も認めていくことにより、産官学連携事業を推進するため	私立学校法第25条、学校法人の寄附行為及び寄附行為変更の認可に関する審査基準により、私立大学設置には、申請時において、全て自己資金から支出しなければならないと定められている事項について	学校法人として、既に経営基盤を築き実績のある法人や、自治体誘致などで「公私協力」のもとでの大学設置を計画する学校法人に対しては、一定基準の借入金も容認する	当該学校法人が借入金返済計画書を提出する	私立学校法第25条、学校法人の寄附行為及び寄附行為変更の認可に関する審査基準により、私立大学設置には、申請時において、全て自己資金から支出しなければならない	文部科学省	
1394	1394070	27	堺市	2713	国際楽市楽座特区	7	緑地面積率の緩和	11213	B	敷地面積に対する緑地面積の割合を全国的に見直し、同一とみなされる地権者により計画的に整備された緑地は、飛び地であっても緑地比率に算入するというもの	堺市における臨海部の再活性化を推進するため	工場立地に関する準則第3条により定められている敷地面積に対する緑地面積の割合のうち、緑地面積のとりえ方について	同一とみなされる地権者により計画的に整備された緑地は、飛び地であっても緑地面積に算入するというもの	緑地が飛び地であっても、計画的に整備された緑地であることを示す計画書を自治体に提出する	同一とみなされる地権者により計画的に整備された緑地であっても、飛び地であれば緑地面積に算入されない	経済産業省	1110040
1394	1394080	27	堺市	2713	国際楽市楽座特区	8	事業用定期借地権の期間設定の自由化				事業用定期借地権の存続期間が10年～20年に限定されているため、設備償却期間とのミスマッチが生じているため	借地借家法第24条により、事業用定期借地権の存続期間が10年～20年と定められている事項について	契約により任意設定(例えば30年)できるようにする		事業用定期借地権は、借地借家法第24条により、10年～20年の間に限定されており、住宅の50年と比較すると短期の権利となっている	法務省	0500040

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特例の具体的要望事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード
1394	1394090	27	堺市	2713	国際産業栄産特区	9	学校設置主体の要件の緩和(株式会社等による学校経営等)	8002	C-1	学校設置主体は、国・地方自治体・学校法人に限定されているが、市民の選択の拡大及び産業振興のため、株式会社などの学校経営を実現するというもの	学校設置主体が国・地方自治体・学校法人に限定されているため、株式会社などが学校を運営できないので、市民の選択の拡大、産業振興のために、学校設置主体の要件緩和をすることが適切であるから	学校教育第2条第1項により、学校設置主体が国・地方自治体・学校法人に限定されている事項について	株式会社などが学校を運営できるようにする		学校教育第2条第1項により、学校設置主体が国・地方自治体・学校法人に限定されている事項	文部科学省	
1395	1395010	13	杉並区	13115	教育改革特区(新しいタイプの学校の創設)	1	株式会社等による学校経営(学校設置主体の要件緩和)	8002	C-1	当区の提案は、NPOや、株式会社の資金を学校運営に導入しようとするもので、株式会社の「営利目的で事業を行う」部分ではなく、公教育の担う「地域の産業を担う人材の育成」という責務を果たすために、「株式会社」が社会貢献として資金提供し、学校の管理運営を行うものである。	半官・半民の新しいタイプの学校を創設することにより、地域住民が学校運営に積極的に関与し、より地域に根ざした教育を推進する。そのため、NPOや株式会社による学校管理・運営を認可する。	法律に定める学校は、法律に定める法人のみが設置することができる。私立学校法第三条に規定する学校法人のみがこれを設置することができる。学校の設置者は、その学校を管理し、その学校の経営を担う。普通地方公共団体は、その施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、その管理を普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるとも又は公共団体若しくは公共団体に委託することができる。	区立学校として設置した学校の管理・運営をNPOや株式会社が行うことを認可する。	「学校事業者による学校」は、学校の経営方針、教育目標、教育課程等について、市区町村長と協議し、地域住民の要望に照らし、設置が妥当と認められる場合に認可する。学校は、その協議の内容を遵守する責任を負う。遵守できない場合は市区町村長は、廃校とすることができる。廃校とした場合は、当該市区町村立学校への編入を担保する。	学校は、国、地方公共団体及び学校法人のみが設置することができることと認められない。NPOや、株式会社などの民間資本、地域住民の出資を可能にし、地域住民の要望を最大限に生かした学校運営を可能にする。	文部科学省	
1395	1395020	13	杉並区	13115	教育改革特区(新しいタイプの学校の創設)	2	県費負担教職員の任命権を市町村教育委員会に付与	8309	A	当区は、県費負担教職員の任命権の付与がなされる場合には、任用した教職員の給与に等しい「県費負担職員人件費相当額の都道府県による給与負担の原則」を守るか、区費負担を導入する場合は、財源の再配分を行うべき」と考えている。さらに、今回実施される特例措置では、市町村の任用することのできる教職員は、校長の採用が認められるものとはなっていない。	校長をはじめとする教職員の任用を杉並区独自で行うことにより、地域人材の有効活用を図るとともに、地域に根づいた教育を行う教職員を育成する。[学校事業者による学校] 提案の内容や質を担保するために、県費教職員を派遣することや、長期研修として派遣することについての権限を杉並区に付与する。	市町村立学校職員給与負担法...に規定する職員の任命権は都道府県教育委員会に属する。	民間人校長、教職員の採用にあたっては、公募方式の採用等、公平性、客観性を維持するものとする。	民間人校長、教職員の採用にあたっては、公募方式の採用等、公平性、客観性を維持するものとする。	区教育委員会の服務監督が間接的なものとなる。校長が都道府県教育委員会に対して直接的な措置を要求できない。区教育委員会の都への内申権が形骸化している。一定期間で異動し、他の自治体に移ることが事前にわかっているため、教職員等が勤務地の区に愛着を持つことができない。教職員等が地域に根付かず、区が目指す地域と連携した教育活動や教育改革を進める上で障害要因となっている。	文部科学省	
1395	1395030	13	杉並区	13115	教育改革特区(新しいタイプの学校の創設)	3	県費負担教職員の給与等の決定権を市町村教育委員会に委譲した場合の県費負担教職員人件費相当額の担保		補助							文部科学省	
1395	1395040	13	杉並区	13115	教育改革特区(新しいタイプの学校の創設)	4	教科書採用権限の当該校への委譲	8323	C-1	半官・半民の学校が地域性を考慮し、教育の独自性・主体性をより発揮するために教科書採択の権限を持つことが重要と考えている。	「構造改革特区研究開発学校制度」が創設されることに鑑み、杉並区における産業を担う人材の育成、その他杉並区における教育上配慮を必要とする教科書について、地域住民の要望に基づき、学校独自の教科書を選定する権限を当該校に委譲する。	都道府県内の義務教育諸学校(都道府県立...除く)において使用する教科用図書は、...種目(教科用図書の教科に分類された単位をいう、...)ごとに一種の教科用図書について行うものとする。	半官・半民の学校における教科書は、杉並区教育委員会の指導と助言のもとに、その当該校が採択する。		学校が主体性・独自性を発揮し、地域性や学校の特色を生かした教科書をその学校の意向で選ぶことができない。	文部科学省	
1395	1395050	13	杉並区	13115	教育改革特区(新しいタイプの学校の創設)	5	教科の自由な設定教育課程弾力化	8007 8032	A	「構造改革特区研究開発学校制度」によらず、当該市区町村の判断で、教育課程の自由な設定を行うことが出来るようにする。	小中一貫教育や、全寮制小学校のメリットを最大限に生かすために、「研究開発」としてではなく、経常的に教育課程の自由な設定が行えるようにする。	小学校は、...初等普通教育を施すことを目的とする。小学校における教育については...次の各号に掲げる目標の達成に努めなければならない。小学校の修業年限は、六年とする。小学校の教科に関する事項は、...文部科学大臣がこれを定める。中学校は、...中等普通教育を施すことを目的とする。中学校における教育については...次の各号に掲げる目標の達成に努めなければならない。中学校の修業年限は、三年とする。中学校の教科に関する事項は、...文部科学大臣がこれを定める。	小・中学校の垣根を越えた、習熟度別教育の実施や、英語の授業の実施など、教育課程の自由な設定を行う。	弾力的なカリキュラムを設定し、子どもの学力に応じた習熟度別学習を実施。数学の授業の小・中学校間の急激な難易度の変化をなくすなど、小中一貫校や全寮制小学校を創設する上でメリットを生かすことができない。	文部科学省		
1395	1395060	13	杉並区	13115	教育改革特区(新しいタイプの学校の創設)	6	授業料の徴収	8313	C-1	[公設民営校]や[学校事業者による学校]においては、その性質上、国立、公立の学校とは違う立場で、学習指導要領を上回る授業の展開を考慮しており、その部分についての授業料の徴収を行いたい。	半官・半民の学校が地域性を考慮し、教育の独自性・主体性をより発揮するために、学習指導要領を上回る授業に対して、必要に応じて授業料を徴収する。	「すべて国民は、法律の定めるところにより、...義務教育は、これを無償とする。国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料は、これを徴収しない。学校においては授業料を徴収することができる。ただし、国立又は公立の小学校及び中学校、...義務教育については、これを徴収することができない。	義務教育であることを考慮し、児童・生徒の属する世帯の所得により、減免制度を設ける。	地域の特性を活かし、弾力的なカリキュラムの実施を行うおとして、財政上の制約があり、地域の要望に応えることが難しい。	文部科学省		
1396	1396010	13	東京都多摩市	13224	多摩センター地区経済活性化特区	1	歩行者専用道路上への施設設置に係る関係法令の許可基準の緩和			多摩センター駅南側の歩行者専用道路(幅員40メートル)を活用し、歩行者に支障のない範囲での休憩施設やイベントスペース、オープンカフェ等の施設設置を可能とし、街のにぎわいを演出するため	道路法第32条第1項第1号～第7号のみ道路の占用の許可を規定していることについて	道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のない営利目的の施設(定着物)を設けることを容認する。	道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のない条件に適合した地域に限定する。	道路法第32条第1項第1号～第7号のみ道路の占用を許可しているため、営利目的の定着した施設を設置することができない。	警察庁 国土交通省	0100220 1205010	
1396	1396020	13	東京都多摩市	13224	多摩センター地区経済活性化特区	2	歩行者専用道路上への施設設置に係る関係法令の許可基準の緩和			多摩センター駅南側の歩行者専用道路(幅員40メートル)を活用し、歩行者に支障のない範囲での休憩施設やイベントスペース、オープンカフェ等の施設設置を可能とし、街のにぎわいを演出するため	道路法第33条の道路の占用の許可基準について	道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のない営利目的の施設(定着物)を設けることを容認する。	道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のない条件に適合した地域に限定する。	道路法第33条の道路の占用の許可基準により、営利目的の定着した施設を設置することができない。	警察庁 国土交通省	0100220 1205020	
1396	1396030	13	東京都多摩市	13224	多摩センター地区経済活性化特区	3	歩行者専用道路上への施設設置に係る関係法令の許可基準の緩和			多摩センター駅南側の歩行者専用道路(幅員40メートル)を活用し、歩行者に支障のない範囲での休憩施設やイベントスペース、オープンカフェ等の施設設置を可能とし、街のにぎわいを演出するため	道路交通法第77条の道路の使用の許可について	道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のない営利目的の施設(定着物)を設けることを容認する。	道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のない条件に適合した地域に限定する。	道路法第33条の道路の占用の許可基準により、営利目的の定着した施設を設置することができない。	警察庁 国土交通省	0100220 1205030	
1396	1396040	13	東京都多摩市	13224	多摩センター地区経済活性化特区	4	歩行者専用道路上への施設設置に係る関係法令の許可基準の緩和			多摩センター駅南側の歩行者専用道路(幅員40メートル)を活用し、歩行者に支障のない範囲での休憩施設やイベントスペース、オープンカフェ等の施設設置を可能とし、街のにぎわいを演出するため	建築基準法第44条第1項第2号の道路内の建築制限について	道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のない営利目的の施設(定着物)を設けることを容認する。	道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のない条件に適合した地域に限定する。	建築基準法第44条第1項第2号の道路内の建築制限により、営利目的の定着した施設を設置することができない。	国土交通省	1206340	
1396	1396050	13	東京都多摩市	13224	多摩センター地区経済活性化特区	5	食品衛生法に係る営業許可基準の緩和			歩行者専用道路上での露店やオープンカフェなどにおける軽飲食販売などの営業行為の緩和により、街のにぎわいを演出するため	食品衛生法第21条の営業の許可について	歩行者専用道路上での露店やオープンカフェ等における軽飲食販売等の営業の許可についての都道府県知事の弾力的な運用を容認する。	道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のない条件に適合した地域に限定する。	食品衛生法第21条の営業の許可についての都道府県知事の基準により、露店等における軽飲食販売等の営業が難しい。	厚生労働省		
1396	1396060	13	東京都多摩市	13224	多摩センター地区経済活性化特区	6	大規模小売店舗立地法による駐車場設置義務の緩和			多摩センター地区共同利用駐車場の活用により、大規模小売店舗立地法による駐車場設置義務の緩和を図り、企業の進出を促進するため	大規模小売店舗立地法第4条に基づき、通商産業省告示第375号「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項」の駐車場の必要台数の確保において	指針による駐車場設置義務基準とは別に地域の実情に合わせた新たな基準制定を容認する。(大規模小売店舗立地法施行前より当該地域において過去実施されていた基準の容認)	通商産業省告示第375号「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項」に関する指針、の駐車場の必要台数の確保が厳しく、経済産業省企業の出進を阻害している。	地域に公共による共同利用駐車場が整備されていることにより対応可能。	国土交通省	1103010	
1396	1396070	13	東京都多摩市	13224	多摩センター地区経済活性化特区	7	業務核都市における中核的民間施設の拡大			中核的民間施設の範囲及びその認定事業者の範囲の拡大により民間活力の導入を図るため	多極分散型国土形成促進法施行令第4条の振興拠点地域に係る中核的施設について	中核的施設及び中核的民間施設を限定しないことを容認する。	業務核都市における業務施設集積地区に限定する。	多極分散型国土形成促進法施行令第4条の振興拠点地域に係る中核的施設により、多様なまちづくりを行うことができない。	国土交通省	1201010	

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特例の具体的要望事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード
1396	1396080	13	東京都多摩市	13224	多摩センター地区経済活性化特区	8	業務核都市における中核的民間施設の拡大				中核的民間施設の範囲及びその認定事業者の範囲の拡大により民間活力の導入を図るため	民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法第2条の特定施設の定義について	中核的施設及び中核的民間施設を限定しないことを容認する。	業務核都市における業務施設集積地区に限定する。	民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法第2条の特定施設の定義により、多様なまちづくりを行うことができない。	国土交通省	1201010
1396	1396090	13	東京都多摩市	13224	多摩センター地区経済活性化特区	9	業務核都市における中核的民間施設の拡大				中核的民間施設の範囲及びその認定事業者の範囲の拡大により民間活力の導入を図るため	租税特別措置法第43条の3の地方公共団体の出資等による法人について	地方公共団体により所有され、又は出資若しは拠出されている法人という要件を撤廃することを容認する。	業務核都市における業務施設集積地区に限定する。	租税特別措置法第43条の3の地方公共団体の出資等による法人により、純民間企業による活力の導入を阻害している。	財務省	0700650
1396	1396100	13	東京都多摩市	13224	多摩センター地区経済活性化特区	10	業務核都市における中核的民間施設の拡大				中核的民間施設の範囲及びその認定事業者の範囲の拡大により民間活力の導入を図るため	地方税法施行令第54条の13の2第4号ロの地方公共団体の出資等による法人について	地方公共団体により所有され、又は出資若しは拠出されている法人という要件を撤廃することを容認する。	業務核都市における業務施設集積地区に限定する。	地方税法施行令第54条の13の2第4号ロの地方公共団体の出資等による法人により、純民間企業による活力の導入を阻害している。	財務省	0403020
1397	1397010	14	小田原市	14206	フィルムコミッション特区	01	道路使用の規制緩和				フィルムコミッションのロケ支援を充実し、映像制作の可能性を広げる道路使用の規制緩和	ロケを支援するフィルムコミッションとロケの実施主体である映像制作者	映像制作の可能性を広げ、ロケを円滑に実施できるよう、道路使用の規制緩和、ロケセット(撮影用仮設建築物)の建築規制緩和		道路使用については、国道などの幹線道路では許可がされにくいこと、両方向を通行止めにしての使用が認められないこと、ロケセット(撮影用建築物)について、一部の大型建築物には、確認申請が必要と思われるが、現行法には適合しない部分が出てくるために、防火・避難規定の一部について緩和が必要であること、農地への撮影用建築物の設置は認められないこと、市街化調整区域において開発許可が必要な撮影用建築物の設置については制限されていること、国立公園内における撮影用建築物については、許可が制限されていること。	農林水産省 国土交通省	0100210
1397	1397020	14	小田原市	14206	フィルムコミッション特区	02	ロケ用仮設建築物の建築規制緩和				ロケセット(ロケ用仮設建築物)の建築規制緩和	ロケを支援するフィルムコミッションとロケの実施主体である映像制作者	映像制作の可能性を広げ、ロケを円滑に実施できるよう、道路使用の規制緩和、ロケセット(撮影用仮設建築物)の建築規制緩和		道路使用については、国道などの幹線道路では許可がされにくいこと、両方向を通行止めにしての使用が認められないこと、ロケセット(撮影用建築物)について、一部の大型建築物には、確認申請が必要と思われるが、現行法には適合しない部分が出てくるために、防火・避難規定の一部について緩和が必要であること、農地への撮影用建築物の設置は認められないこと、市街化調整区域において開発許可が必要な撮影用建築物の設置については制限されていること、国立公園内における撮影用建築物については、許可が制限されていること。	農林水産省 国土交通省 環境省	0100210 1000580 1200120 1206540 1300090
1398	1398010	14	小田原市	14206	緑地・農地保全特区	01	農業経営基盤強化促進法に基づく(利用権設定等促進事業の利用権設定等を受ける者の緩和	10142	C-2	第一次提案では、農地法の特例として民間企業の農業参入がかなり厳しい条件で認められたが、経済の活性化を目指した今回の構想では、受け皿をもっと大きくして広く参入できる体制でなければ、十分な効果が期待できない。農業経営基盤強化に関する内容についても、本来の法の趣旨が、安定的かつ効率的な農業者を育成し、農業生産体制確立を確立するところから、農地の取得や賃借について緩和されなかった。利用権設定は、規模拡大を目指す経営体のためのものであるかもしれないが、荒廃地の増大や担い手対策として有効なものである。周辺環境が悪化するれば、規模拡大を目指す経営体にとってマイナスである。その意味でも、新たな担い手となるべき新規就農を目指す人に対しても利用権設定を行うことができるような制度の確立が重要である。	農業後継者が「業」としての農業という選択を促す。農業が衰退を以てきており、現行法規制の下では、農業資格を有する者しか利用権設定をすることができないため、現在の後継者だけでなく(新たな担い手(新規就農を目指す人)に利用権設定を可能とする。	農業経営基盤強化促進法における利用権設定を行う場合に、借り手は効率的かつ安定的な農業を営む者とされているが、その対象を今後農業に従事しようとする新たな担い手も含める。(但し、新たな担い手については市の認定が必要)	農業経営基盤強化促進法による利用権設定を受けようとする者については、現在様々な要件があるが、新たな担い手として期待される者については、その要件を緩和することで利用権設定を行い農業に従事できる体制を確立していく。	新たな担い手については、市の認定が必要	農地流動化の推進については、認定農業者等に農地の集約を目指し、効率的な経営を行うものとしているが、比較的小規模な土地については、利用権の設定にいたらないケースが多々ある。そのような問題を解消するには、規模拡大を志向する農家だけでは効率性が悪いと認められている。	農林水産省	1001140
1399	1399010	14	小田原市	14206	広域交流拠点特区	01	定期借地権方式による権利変換制度及び駐車出入口規制の特例				権利変換手法の柔軟化及びT字交差点における駐車出入口の設置		権利変換計画では、概ねの地権者が定期借地権方式による権利変換(土地権利変換を含む)を望む場合、全員同意型ではなく、縦覧型で権利変換計画が定められるような規定の整備。また、駐車場施設計画では、T字交差点から信号処理で駐車場への出入が可能となるような規制の特例		市街地再開発事業の権利変換計画において、機動的かつ多様な権利者ニーズに対応した再開発手法の必要性が求められている。しかし、柔軟な事業フレームに対応するためには、全員同意型の権利変換となり、事業化に向けて多大な時間と労力を要し、事業実現化に支障をきたしている。また、市街地再開発事業の駐車場施設計画において、駐車出入口の位置が制限されることにより、施設計画全体に影響を及ぼす。また、発生集中交通が特定の道路に限定され、一部路線に過度の負荷が生じ、円滑な交通の確保に支障をきたすこととなる。さらに、歩道での自動車と歩行者の動線交差により歩行者の安全性に支障が生じる。	国土交通省	1203030 1203270
1400	1400010	14	小田原市	14206	医師臨床研修推進特区	1	地方公務員の臨時的任用期間の弾力化				黒西地域の基幹病院として、医師法の規定による2年間の卒業臨床研修の必修化に対応し全人的な医療を提供できる医師を養成するためには、2年間臨時的任用し臨床研修プログラムに基づく一貫した研修を行う必要があるため。	地方公務員法第22条第2項第5号において1年間とされている地方公務員の臨時的任用期間の制限について	地方公務員の臨時的任用の期間を2年間まで延長する。	対象を臨床研修医に限定する	地方公務員法第22条第2項第5項により臨時的任用の期間が1年間とされており2年間を通した臨床研修ができない	財務省	0401070
1401	1401010	22	掛川市	22213	国際交流振興特区	1	旅券法による地方自治法の適用除外規定の緩和				旅券法による地方自治法の適用除外規定により、旅券の発給事務は都道府県との関係機関でなければできない状況にあり、当市の市民においては20キロ近(離れた県庁センター)に赴く必要がある。このため、当市の行政窓口においても旅券の発給事務が可能となるよう、適用除外規定の緩和をしたいため。	旅券法第21条の2、3の規定により、都道府県が処理することとされる事務については、同法第21条の4により地方自治法の適用除外規定が定められている点。	旅券法第21条の4の適用除外規定に関して、特例措置を講じ、地方自治体による旅券交付事務の代行を可能とする。	旅券法第21条の4の適用除外規定の緩和措置。	旅券に関する事務の一部は都道府県が行うこととなっているが、この事務を地方自治体に委託することができない点。	外務省	0600160
1402	1402010	22	掛川市	22213	満水プロジェクト特区	4	林地開発における造成森林の植栽基準の弾力化				区域全体を調和のとれた植栽計画を実現するため	森林法第10条の2第2項第3号関係 造成森林植栽について樹高によりヘクタール当たりの本数が定められていることについて、	植栽本数、樹高について事業主体が決定できるようにする。			農林水産省	1003040
1402	1402020	22	掛川市	22213	満水プロジェクト特区	5	都市公園内への福祉施設設置				掛川市における環境福祉公園事業の推進を図るため	都市公園法第2条で、都市公園内に公園施設の設置のみが認められていることについて	都市公園内に福祉施設の設置を認める。	一定面積以上の公園に、一定割合以内の福祉施設のみを認める。	都市公園内への福祉施設の設置については、都市公園法第2条で認められていないため、それぞれ整備が必要で、相乗的な効果を上げられない。	国土交通省	1203250
1402	1402030	22	掛川市	22213	満水プロジェクト特区	6	建築基準法の耐火条件の緩和				工場に人が集まることが可能となるように、耐火要件の緩和をするため。	建築基準法第27条に定める耐火に関する規制要件の適用について	工場に集会スペースの設置が可能となることを容認する。			国土交通省	1206250
1402	1402040	22	掛川市	22213	満水プロジェクト特区	01	税制関係(免税特例)				第三セクターが実施する事業が公共団体事業としての事業と同様に執行できるように	国税(譲渡所得税・印紙税・登録免許税)、県税(不動産取得税)、市税(固定資産税・都市計画税・特別土地保有税)	免除する。	市議会の議決と掛川市生涯学習まちづくり土地条例にもとづき(特別計画協定区域指定	民間開発事業としての扱いになるため、全ての税が課税対象となり課税価格の増額となり事業推進に苦慮する	財務省 総務省	0403090 0700960

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特例の具体的要望事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード
1402	1402050	22	掛川市	22213	満水プロジェクト特区	02	開発行為関係(除外特例)				第三セクターが実施する事業が公共事業に準じた事業として執行できるよう	都市計画法第29条第1項による開発行為の許可及び土地利用の承認について、	適用除外とする、	市議会の議決と掛川市生涯学習まちづくり土地条例にもとづく特別計画協定区域指定	措置条件として許可に多額の経費と相当時間を有する	国土交通省 静岡県	1200080
1402	1402060	22	掛川市	22213	満水プロジェクト特区	03	宅地建物取引業法関係				第三セクターが実施する事業が公共事業に準じた事業として執行できるよう	宅地建物取引業法第15条の取引主任者設置規定を	適用除外とする、	市議会の議決と掛川市生涯学習まちづくり土地条例にもとづく特別計画協定区域指定		国土交通省	1200040
1403	1403010	22	掛川市	22213	森の都特区	1	財産の処分に関する規制の緩和				財産の処分に関する規制があるために食堂・展示販売施設の造改築に制限があり、迅速な温泉経営ができない状況にあることから、	補助金等に依る予算の執行の適正化に関する法律第22条において、補助金等の交付の目的に反して使用してはならないと定められている事項について	施設の目的外使用の規制を緩和し、施設利用者のニーズに答えたい迅速なサービスの提供ができるようにする、		補助事業により整備された施設の目的外使用については、補助金等に依る予算の執行の適正化に関する法律第22条第1項において、各道府県の長の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用してはならないとされている、	財務省 農林水産省	0701100 1003100
1403	1403020	22	掛川市	22213	森の都特区	2	起債措置の対象事業要件の緩和				「生涯学習まちづくり土地条例」に基づき、森林保全を目的に永久森林として協定した森林の取得を起債対象要件とされたため、あわせて、起債制限の対象外と少額の起債発行も認められたい、	地域活性化事業債・国土保全対策事業取扱要領の2において、森林法に掲げる民有林の保安林と定められている事項について	土地条例により特別計画協定区域に指定されている永久森林の取得に際し、起債措置の対象事業要件の緩和をされたい、		土地条例に基づく永久森林取得に際し、地域活性化事業債・国土保全対策事業取扱要領の2において、森林法に掲げる民有林の保安林が対象とされている、	総務省 財務省	0402060
1404	1404010	22	掛川市	22213	静文化創造掛川特区構想	1	特区内の酒造に係る酒税法の数量規制等の緩和				酒税法第7条及び同法施行令により、酒造免許の取得と基準に基づく製造見込み数量及び製造方法が定められているため地方に多数存在する優れた果樹による独自の酒類の生産ができない状況にあるため、	酒税法第7条及び同法施行令により、酒造免許取得のための製造見込み数量と基準に基づく(製造方法が規定されていることについて、	当市内で栽培された果実によって、地方のオリジナルワイン等を簡易、かつ、少量(18リットル以上)の製造を可能とし、自家消費又は販売し、この地域ならではの発酵文化の創造と地域経済の活性化に役立てる、	なし	現行の酒税法のもとでは設備投資及び管理費に多額の費用を必要とし、小規模醸造所による多彩な酒文化が育成できない、	財務省	0700130
1405	1405010	22	掛川市	22213	スローライフビレッジ掛川特区構想	1	市民農園に併設する簡易宿泊施設や農家民泊に係る建築基準法の緩和				自然との共生を目指す資源循環型市民農園では、過剰な設備を必要としないため、多額の設備投資を必要とする建築基準法に準拠した建築物は必要としない、	1建築基準法第20条に構造耐力が規定されていることについて、 2建築基準法第43条に建築場所の接道要件について規定されていることについて、	自然との共生を目指す資源循環型市民農園では、過剰な設備を必要としないため、多額の設備投資を必要とする建築基準法に準拠した建築物は必要としない、 自然環境を改変せず山林、農地内に簡易宿泊施設等を建築するため、建築基準法の適用を緩和し、建築コストを縮減することで、農園運営の効率化を推進する、	なし	現行の建築基準法のもとでは接道を確保するため大規模な自然環境の改変を必要とし、建築物の構造耐力を保つため多額の費用を必要とする、	国土交通省	1206190 1206310
1405	1405020	22	掛川市	22213	スローライフビレッジ掛川特区構想	2	市民農園に併設する簡易宿泊施設や農家民泊に係る消防法の緩和				自然との共生を目指す資源循環型市民農園では、過剰な設備を必要としないため、多額の設備投資を必要とする消防法に準拠した建築物は必要としない、	消防法第17条、同法施行令で防火対象物の防火設備基準に従わなければならないと規定されていることについて、	自然との共生を目指す資源循環型市民農園では、過剰な設備を必要としないため、多額の設備投資を必要とする消防法に準拠した建築物は必要としない、 自然環境を改変せず山林、農地内に簡易宿泊施設等を建築するため、消防法の適用を緩和し、建築コストを縮減することで、農園運営の効率化を推進する、	なし	現行の消防法のもとでは防火対策の設備投資に多額の費用を必要とする、	総務省	0404010
1405	1405030	22	掛川市	22213	スローライフビレッジ掛川特区構想	3	市民農園に併設する簡易宿泊施設や農家民泊に係る旅館業法の適用除外				自然との共生を目指す資源循環型市民農園で想定される簡易宿泊施設の経営は旅館業法にない旅館業ではなく、過剰な設備を必要としないため、多額の設備投資を必要とする旅館業法に準拠した建築物は必要としない、	旅館業法第3条2項の規定により、同法施行令第1条で構造設備の基準が規定されていることについて、	自然との共生を目指す資源循環型市民農園や、農家民泊では、過剰な設備を必要としないため、多額の設備投資を必要とする旅館業法に準拠した建築物は必要としない、 自然環境を改変せず山林、農地内に簡易宿泊施設等を建築するため、旅館業法の適用を緩和し、建築コストを縮減することで、農村、農園の運営の効率化を推進する、	なし	現行の旅館業法のもとでは設備投資及び管理費に多額の費用を必要とする、	厚生労働省	
1405	1405040	22	掛川市	22213	スローライフビレッジ掛川特区構想	4	市民農園に併設する簡易宿泊施設や農家民泊に係る食品衛生法の適用除外				自然との共生を目指す資源循環型市民農園では、新鮮で自然な食事を提供する。そのため、宿泊者同意の上で、安全安心なサービスを提供するため、食品衛生法に基づく衛生設備を必要としない、	食品衛生法第3条から第10条、第14条から第19条 食品衛生法施行規則第1条から第19条において農産物の製造、加工、販売にいたる衛生設備、検査が規定されていることについて、	自然との共生を目指す完全資源循環型市民農園や農家民泊施設では、自然のままの安全新鮮な食事を提供する。そのため、過剰な設備を必要としない、多額の設備投資を必要とする食品衛生法に基づく設備は必要としない、 設備投資を縮減することで、農園運営の効率化を推進する、	なし	食品衛生法及び施行規則で、食品の安全性保持のための設備基準が定められているため、事業推進に多額の設備投資と経費が必要となる	厚生労働省	
1405	1405050	22	掛川市	22213	スローライフビレッジ掛川特区構想	5	農業生産法人以外の法人の農業への参入を容認	1001	6	農地という生産手段を保有し、安定的計画的な経営により、販売等の経済活動に参加する、	地方公共団体や農協からの借地では自立的計画的な経済活動が行えないため、労働意欲が持たない、 農地を所有し、自由な経済活動に参画し、農地の有効利用と保全を図る、	1農地法第3条2項2の2号に農業生産法人以外の法人は農地を取得できないとされていること、 2構造改革特区法においてNPOの農地所有は認めないとされたことについて、	農業生産法人以外のNPO法人にも農地の取得を認め、農業労働への意欲増大と、農地保全を推進する、	なし	市や農協からの借地では、労働と農地保全意欲の増進が図れない、 生産手段である農地の調達が市や農協の主導となり、自立的安定的な事業展開ができない、	農林水産省	1000110
1405	1405060	22	掛川市	22213	スローライフビレッジ掛川特区構想	6	特定農地貸付けによる市民農園の開設主体を、地方公共団体及び農業協同組合以外の者に拡大	1002	6	この度の特区法では農地の所有権が認められないため、開設者による自由な活動が規制され、販売等の営利活動ができないため、農地の所有を認め、営利活動が行えるようにする、	市民農園開設者や利用者が、収穫した農産物を自由に販売する営利活動を認め、農地の有効利用と都市と農村の交流を推進する、	1市民農園整備促進法第2条2項1号において、市民農園が非営利目的の使用に限定されていることについて、 2構造改革特区法第23条においてNPO等の開設者の農地所有は認めないとされたことについて、	NPOが市民農園開設者となる場合、農地所有を認め、労働意欲の増大を図り、生産物の販売等の営利活動を認めることにより、組織の経営健全等を安定的に生み出し、自立的持続的な運営ができるようにする、	なし	市民農園の農地所有と、営利活動が行えなければ、自立的計画的な農園運営ができない、	農林水産省 国土交通省	1000930 1000940 1203200
1405	1405070	22	掛川市	22213	スローライフビレッジ掛川特区構想	7	構造改革特別区域の事業が土地収用法第3条に該当する事業とする、				構造改革特区の事業用地取得を円滑に進めるため、特区構想の事業全体を土地収用法第3条に定める事業とし、取得後の用地の土地利用計画が未確定であっても税法等の特例を適用することにより、事業を強力に支援推進できるようにする、	土地収用法第3条各号に掲載された事業しか、税法その他の特例が適用されないことについて、	構造改革特区事業の円滑な推進のため、土地収用法第3条に適合する事業とし、税法その他の特別措置を導入し、事業の円滑な実施を図る、	なし	土地収用法第3条各号に掲載された事業しか、税法その他の特例が適用されないため、用地買収が円滑に推進できない、	国土交通省	1200020
1405	1405080	22	掛川市	22213	スローライフビレッジ掛川特区構想	8	構造改革特別区域における農業用施設の建築について農地法等の規制を緩和する				構造改革特区内の農用地に農業用施設を建築する場合、農地法第4条の適用除外要件が200㎡以内の農業用施設用地とされているため、500㎡まで拡大し、かつ、農業用施設の対象に農作業休憩所や集会所も含むこととし、また施設建設に伴う農業振興地域の整備計画変更について当該建設事業が軽微な変更扱いとなるようにし、農村公園の合理的効率的な事業推進を図る、	農地法施行規則第5条1号に農地転用の制限の例外として200㎡未満の農業用施設用地に限るとされていることについて、また、農業振興地域の整備に関する施行規則第1条において農業用施設の範囲が規定されていることについて、	構造改革特区内の農用地に農業用施設を建築する場合、農地法第4条の適用除外要件が200㎡以内の農業用施設用地とされているため、500㎡まで拡大し、かつ、農業用施設の対象に農作業休憩所や集会所も含むこととし、また施設建設に伴う農業振興地域の整備計画変更について当該建設事業が軽微な変更扱いとなるようにし、農村公園の合理的効率的な事業推進を図る、	なし	農地法施行規則第5条1号に農地転用の制限の例外として200㎡未満の農業用施設用地に限るとされていることにより、また、農業振興地域の整備に関する施行規則第1条において農業用施設の範囲が規定されていることにより円滑な事業推進が阻害されている、	農林水産省	1000590 1000600
1406	1406010	22	掛川市	22213	保育一元・幼保一元化特区	1	幼稚園及び保育園施設整備補助金交付対象者の拡大				掛川市における幼保園建設事業を円滑に進めるため	児童福祉法第5条の2による社会福祉法人の限定と私学振興助成法9条による学校法人に限ることについて	社会福祉法人が幼稚園の整備をする場合の補助金交付対象とすること及び学校法人が保育所を整備する場合の補助金交付対象とすること	社会福祉法人又は学校法人が幼保園整備事業を実施する場合に限る	交付対象でないため法人設立が必要条件	文部科学省 厚生労働省	
1406	1406020	22	掛川市	22213	保育一元・幼保一元化特区	2	保育所に関する事務事業の教育委員会への委任				掛川市における幼稚園及び保育所の事務事業を一本化し保育一元・幼保一元化を円滑に進めるため	児童福祉法第32条2項による権限の委任先を市町村長に限定することについて	保育所の措置及び実施に係る権限を教育委員会にも委任できるようにすること、		事務委任は市町村長に限られているため事務の一本化ができない、	厚生労働省	
1406	1406030	22	掛川市	22213	保育一元・幼保一元化特区	3	幼稚園及び保育園の保育の共同保育・混合保育化				掛川市における幼稚園及び保育園の保育を共同混合化し、保育一元・幼保一元化を円滑に進めるため	児童福祉法第39条による保育の目的を保育に欠ける子に限定することについておよび、幼稚園教育を保育に欠ける子にも適用することについて	幼稚園児と保育園児の3歳児以上について合同保育又は融合保育ができるようにすること、		幼稚園の運営を行う場合一体的な保育を実施したいが法の規制により実施できない、	文部科学省 厚生労働省	
1407	1407010	22	掛川市	22213	外国人子女教育特区	1	外国人児童生徒対応加配教員に対する措置(正規教員で対応する)の緩和				掛川市における外国人児童生徒への指導を円滑に進めるため	公立義務教育小学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第2条、第15条及び同施行令第5条	外国人児童生徒対応加配の教員は、正規教員に限らず、免許状を有しない社会人や外国人についても担当できるよう緩和すること		外国人児童生徒の母国語を話せない正規教員が指導に当たり、十分な成果を得ることができない、	文部科学省	

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特例の具体的要望事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード
1408	1408010	22	掛川市	22213	入所待機早期解決・介護サービス推進特区	1	介護老人福祉施設が指定短期入所生活介護事業者を運営する場合における、介護老人福祉施設と指定短期入所生活介護事業者の指定。				介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)が指定短期入所生活介護事業者を運営する場合、現在は各々に事業者の指定が必要である。この異なる申請を1つにして、2つの事業の総数を定員とし、特養ベットのショートステイベットの数を変更可能にし、長期入所と短期入所を別棟とするほうがよいことから	介護保険法施行規則第118条及び第138条において、別々に指定短期入所生活介護事業者に係る指定申請と指定介護老人福祉施設に係る指定の申請をしなければならぬとされていることについて、	申請を一つのものとして、2つの事業の総数を定員とすることで、特別養護老人ホームにおける特養ベットとショートステイベットの枠を固定的なもので弾力的な運用に変える。		特養ベットとショートステイベットの枠が固定的であるため施設で臨機応変に変更出来ない。	厚生労働省	
1408	1408020	22	掛川市	22213	入所待機早期解決・介護サービス推進特区	2	特別養護老人ホーム新規開設における個室対応の一部除外				特別養護老人ホームの新規開設は、全て個室ユニット方式となり、個室に入所する者はホテルコストを負担する。現実に入所する者は、性格・症状・介護度を総合的に検討して個室と、従来の大部屋にて共同生活した方がよい人に分けられる。介護する施設も両方の部屋を有している方が介護、並びに施設経営が楽になり、入所希望者の募集も容易になることから、	介護保険法施行規則第118条及び第138条において、別々に指定短期入所生活介護事業者に係る指定申請と指定介護老人福祉施設に係る指定の申請をしなければならぬとされていることについて、	特別養護老人ホームの新規開設は、個室ユニット方式を基本とするが、大部屋ユニットについて施設開設者の希望するベット数を認めるようにする。		新規開設の補助は全個室対応を優先することから、実質的には、大部屋ベットを開設出来ないこと。	厚生労働省	
1409	1409010	22	掛川市	22213	スローライフバス特区	2	道路運送法に関する自家用自動車の有償運行禁止事項の規制緩和				公共交通空白地域に於ける、地域住民組織による自主的な自家用自動車での旅客運送をするため、	道路運送法第80条の但し書きの部分に、市町村長が認めた自治体主体の旅客運送も含め、事業が弾力的に推進できるように、同条の但し書きの部分の規制について、	道路運送法第80条の「又は公共の福祉を確保するためやむを得ない場合あって、の部分に「自治体主体の旅客運送事業」を含め、また「国土交通大臣の許可を受けたときは、の部分に「市町村長が認めたとき、に」と、規制の緩和をする。	現行の道路運送法では自家用自動車での有償運行を市町村以外に禁止している	国土交通省	1208160	
1409	1409020	22	掛川市	22213	スローライフバス特区	01	道路運送法の一般乗合旅客運送事業の許可基準の規制緩和				地方自治体の理念、地域特性を反映させた多目的制な市街地循環バス運行事業(スローライフバス)を展開するため、	道路運送法第3条第1項(イ)一般乗合旅客運送事業の条件、同条第4条第1項の国土交通大臣の許可、第5条第1項の許可申請事項及び基準並びに同条第21条の運行禁止行為等について、	それぞれの規制の緩和をする。		現行の道路運送法では、地方自治体の理念や、特色を反映させた、市民が期待するバス運行ができない。	国土交通省	1208120
1410	1410010	22	掛川市	22213	美観・活力駐車場特区	1	路外駐車場の区画を指定して利用することへの容認				TMO計画にそった中心市街地の活性化、観光客の呼び戻し、商店街の繁栄、商業者の定住促進を図るため、中心商店街住民や商店関係者等が自家用車や顧客車両の駐車場として大手門駐車場を有効活用したい。また、毎年低下している当該駐車場の利用率の低下を防止し、増収を図りたい。	駐車場法第2条第2号で、路外駐車場は、道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設であって一般公共の用に供されるものをいう。と定められている事項について、	掛川大手門駐車場の一部を区画を指定した月極駐車場として利用することを容認する。		路外駐車場は、一般公共の用に供されるものと駐車場法定められているため、恒常的に空車状態の大手門駐車場が有効活用できない。	国土交通省	1203040
1410	1410020	22	掛川市	22213	美観・活力駐車場特区	2	路外駐車場における管理者の負う責務の緩和				路外駐車場に長期置き去りにされた車両への対応については、現行法的な裏付けがないため、駐車場管理者は移動や搬去処理などが容易にできず大変苦慮しており、経済的にも受ける損失は大きいものになっているため、	駐車場法第16条において駐車場管理者は保管車両の滅失損傷に対し損害賠償の責任を負うが、その条件が「善良な管理者の注意を怠らなかつたことを証明する場合を除いて」と制限されていることについて	条件を「管理者の重大な過失があったと認められる場合には」と変更する。	駐車場法第16条における「善良な管理者の注意を怠らなかつたこと」の証明が困難	国土交通省	1203050	
1411	1411010	22	掛川市	22213	駅天守ギャラリー特区	1	道路交通法の駐車時間規制の緩和				中心商店街の商業活動を助長するため、道路交通法の路上駐車時間を現行の5分から10分に延長する。	道路交通法第2条1項第8号により駐車時間が規定されていることについて、	掛川市中心市街地活性化基本計画に位置づけられた中心市街地70haの区域において路上駐車時間を10分とする。			警察庁	0100090
1411	1411020	22	掛川市	22213	駅天守ギャラリー特区	2	歩行者天国実施規制の弾力化				中心商店街の商業活動を活性化させると共に、駅周辺の賑わい創出のため、	新幹線掛川駅と掛川城天守閣とを結ぶ駅前通り(駅天守ギャラリー)について、	車優先から歩行者優先をした地区にし、歩行者天国実施に際しても道路交通法の弾力化をはかる。			警察庁	0100100
1412	1412010	22	掛川市	22213	都市計画道路ローカルルール特区	1	改訂前道路構造令(H12.12月改訂前)の例外規定(特例)措置				掛川市における決定済道路の事業促進を図るため	都市計画決定されている幅員が現行の道路構造令の一般規定を適用した場合変更をしなければならないことについて	既定の都市計画道路の採択を認める。	地域の実状に合わせて道路構造令の特例措置(道路幅員)を認める	既定道路線は道路構造令改訂前の規定であり都決変更で先立ち地権者地域住民の理解が得られず整備が進まない。	国土交通省	1205220
1413	1413010	22	掛川市	22213	東西大動脈結節特区	2	コスト縮減工法による第二東名自動車道の建設				今後の高速道路整備については、効果と財政的見地から整備期間が延伸されてくる状況にあるため、	掛川市内(11.9km)の第二東名区間をコスト縮減工法を採用したモデル地区としての実験的な整備をすることについて	民間の新たな技術やノウハウも活用して車線数の削減やインターチェンジ構造の見直し等の規模・構造の見直しやデザインビルドの導入など発注・契約方式の見直しなどにより建設コストの大幅な削減を図る	特になし	道路関係四公団民営化推進委員会の意見を基本的に尊重するとの方針の下、これまでの同委員会の成果を踏まえつつ今後検討すべき課題等を整理したうえで、改革の具体化に向けて所要の検討・立案等を進める。	国土交通省	1205140
1413	1413020	22	掛川市	22213	東西大動脈結節特区	3	高架道路下占用に関する許可基準の緩和				高架道路下に公園を整備するためには、高架道路下占用許可が必要であるが、現在道路管理上好ましくない理由で占用は抑制の方針にあり、許可を得るためには高いハードルが設けられている。このことから効率的に公園事業を行うことができない状況である。	道路法第33条第1項により、道路の敷地外に余地がないためにやむを得ないものとされている事項について、昭和40年8月25日付け道路局長通達により、高架下道路下占用を抑制している事項について	本公園事業は高架道路下を「地区のまちづくりのシンボル」と位置づけ、地域の活性化と新しい地域構造を創出し地域経済の起爆剤にするための計画であるため、事業地は高架下でなければならぬ。したがって、当該要件を撤廃し占用を認める。	特になし	高架道路下占用については、昭和40年8月25日付け道路局長通達により、道路管理上好ましくない理由で占用は抑制の方針にあり、他に余地がなくやむを得ない場合でなければ占用許可されない。	国土交通省	1205100
1413	1413030	22	掛川市	22213	東西大動脈結節特区	01	国道1号掛川バイパスの有料区間の無料化				本バイパスは慢性的な渋滞緩和のために整備されその事業効果が期待されましたが、有料区間があるため思ったほどの渋滞緩和が図られなかったため、無料化による混雑の解消や環境改善の期待が高まっていることから、	有料バイパス区間について	有料区間無料化のための財源確保が課題であり、道路特定財源の趣旨に添った適切な制度の活用策の検討や延べ払い制度の適用などの特例措置を図りたい。	特になし	重要な国土軸の幹線道路を有料道路で整備したことで事業効果が十分に発揮されていないため、道路特定財源の特例な運用が図られるようにされたい。	国土交通省	1205150
1414	1414010	22	掛川市	22213	美観と防災空間特区(緑の精神回廊)	1	堤防へ工作物の縦断専用堤防へ樹木の植栽				掛川市における緑の精神回廊事業の推進を図るため	河川法第24条、第26条及び河川敷地の専用許可について(H11.8.5建設省河政発67)、河川敷地の占用許可について(H11.8.5建設省河政発68)による堤防への工作物及び植栽について	堤防へ工作物の縦断建設及び植栽を認める		安全・安心・快適な堤防を活用した散歩みちが整備できない	国土交通省	1204080
1415	1415010	22	掛川市	22213	保留地販売促進特区	1	土地譲渡による償還についての規制の廃止と、有利子借入金の償還の優先				土地譲渡(財団法人が取得した未処分保留地の販売)による償還についての規制を廃止し、有利子借入金の償還を優先させ、未処分保留地の受け手である保留地管理法人の負担軽減と土地の処分(販売)価格を抑制を図るとともに処分(販売)を促進させるため、	都市開発資金の貸付けに関する法律第1条第4項第3号の規定に基づいて貸付を受けているものに対する償還について	土地譲渡(財団法人が取得した未処分保留地の販売)による償還についての規制を廃止し、有利子借入金の償還を優先させる。	土地地区画整理事業による未処分保留地を取得・管理・処分するために設立された保留地管理法人で、且つ掛川市生涯学習まちづくり土地条例による計画協定区域に指定されている地域であること。	国土交通省	1203280	
1416	1416010	22	掛川市	22213	不動産登記簡素化特区	1	不動産登記手続の簡素化				公道内の未登記処理を推進するため不動産登記手続を簡素化し、公道上の土地権利関係を明確化させることにより、土地関係のトラブルを未然に防止するため、	不動産登記法の第四章登記手続の項に厳格に規定されている登記手続に基づいて	公道内に存在する相続登記未処理など個人名義の土地を本人の承諾なしに道路管理者が申請すれば、職権で所有権移転が可能にする。公道内に限って、権利者の登記承諾書を添付しなくても登記手続を可能にする。		不動産登記法では第30条、第31条で権利者の登記承諾書の添付が義務付けられているので権利者の承諾なしには登記手続はできない。	法務省	0500060
1417	1417010	22	掛川市	22213	旧リゾート施設用地活用特区	2	不動産登記法第146条の適用除外				農地の買収契約後仮登記され放置された土地について特区構想事業の円滑な推進のため、登記手続きを簡略化し所有権移転登記の円滑化を図る。	不動産登記法第146条により、仮登記の抹消や所有権移転につき、関係者の承諾書等が必要なことについて、	農地の買収契約後仮登記され放置された土地について特区構想事業の円滑な推進のため、登記手続きを簡略化し所有権移転登記の円滑化を図る。	なし	現行の不動産登記法では、仮登記に係る所有権移転事務が繁雑で、事業推進の支障となる。	法務省	0500090
1417	1417020	22	掛川市	22213	旧リゾート施設用地活用特区	3	特区内における農地法第3条許可の適用除外				特区内の農地法第3条許可にあたり、農地同士の交換を行う場合、農地法第3条許可基準に適合できないケースが想定され、円滑な事業推進ができないため、3条許可不要の扱いとし、事業の円滑な推進を図る。	農地法第3条及び同法施行規則第3条各号において3条適用除外の例が限定されていることについて、	特区内の農地法第3条許可にあたり、農地同士の交換を行う場合、農地法第3条許可基準に適合できないケースが想定され、円滑な事業推進ができないため、3条許可不要の扱いとし、事業の円滑な推進を図る。	なし	現行の農地法のもとでは円滑な農地所有権の移動ができないことについて	農林水産省	1000370

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特例の具体的要望事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード
1417	1417030	22	掛川市	22213	旧リゾート施設用地利活用特区	01	構造改革特別区域の事業が土地収用法第3条に該当する事業とする。				構造改革特別区域の事業用地取得を円滑に進めるため、特区構想の事業全体を土地収用法第3条に定める事業とし、取得後の用地の土地利用計画が未確定であっても税法等の特例を適用することにより、事業を強力に支援推進できるようにする。	土地収用法第3条各号に掲載された事業しか、税法その他の特例が適用されないことについて。	構造改革特別区域の円滑な推進のため、土地収用法第3条に適合する事業とし、税法その他の代替措置を導入し、事業の円滑な実施を図る。	なし	土地収用法第3条各号に掲載された事業しか、税法その他の特例が適用されないため、用地買収が円滑に推進できない。	国土交通省	1200020
1418	1418010	22	掛川市	22213	道の駅・宿おこし・さやの中山特区	1	農業振興地域の整備に関する法律第13条の適用除外				観光拠点づくりを行うにあたり、区域内の宗教法人の土地・建築物等の整備をするについては憲法第89条の弾力的解釈の要とあわせ、農業振興地域内の観光施設の整備であっても、より迅速な事業を推進するため。	憲法第89条の解釈を、公の利便に供する事業については、公金の支出が出来るよう解釈し、あわせて農業振興地域の整備に関する法律第13条による手続きについて。	宗教法人の敷地・建築物等を歴史的施設・観光施設として整備するにあたり、公金の支出が可能となるようにするとともに、駐車場・遊歩道の整備に関して、農業振興地域の整備に関する法律第13条の適用除外を可能とし、円滑な整備を実現する。		宗教団体への公の財産の利益供与禁止により、公金の支出ができない。 農業振興地域における除外申請の許可に相当の時間がかり円滑かつ迅速な着手ができない。	農林水産省	1000750
1419	1419010	22	掛川市	22213	福祉の森構想特区	1	相続処理の代表相続人の選任				相続の複雑化から相続登記未処理の土地が点在していることにより、土地の処分もできないのが現状であるが、これを解消し地区の活性化を図るため。	相続処理の手続きを簡素化し、公共施設等の整備事業に迅速に対応できるように	代表相続人を選任し、この者による登記処理を可能にする。	特例の対象となる範囲を限定し、隣地所有者など地区住民から同意をもらう。	・相続が円滑に行われないため、買収事業や土地区画整理事業など民間、公共ともに土地利用事業が興しにくい状況となっている。 ・その他、手をこまねいているうちに土地利用計画予定地に悪質業者等が入り込み、混乱が倍加し、計画が頓挫してしまう恐れがある。	法務省	0500010
1420	1420010	22	掛川市	22213	ねむの木・花と緑の福祉村特区	2	開発行為に係る調整池の緩和(都市計画法)				農地、山林を取得しての開発行為をするとき、現行法では、総面積に対する流出量により、調整容量が決まっているが、当該事業においては、未開発区域が多く、開発区域のみの調整容量の調整池としたため。	都市計画法第33条第1項第3号に規定されている、排水路その他の排水施設について	当該事業は、農地、山林を取得しての開発行為であり、施設部分は少なく、農地、山林としてそのまま利用するため、流出量にあった調整池としたい。		現行の都市計画法では、開発区域面積の流出量で計算しているため、調整池の設置に多額の費用がかかる。	国土交通省	1200110
1420	1420020	22	掛川市	22213	ねむの木・花と緑の福祉村特区	3	福祉施設に併設する簡易宿泊施設に係る建築基準法の緩和				自然との共生を目指す、ねむの木と花と緑の福祉村では、ボランティアや協賛者が宿泊するための施設であり、過剰な設備を必要としないため、多額の設備投資を必要とする建築基準法に準拠した建築物は必要としない。また、公道から離れているため、建築場所への接道要件も緩和するため。	建築基準法第20条に構造耐力が規定されていることについて、建築基準法第43条に建築場所の接道要件について規定されていることについて。	緑豊かな自然環境を有する福祉施設内に簡易宿泊施設等を建築するため、建築基準法の適用を緩和し、建築コスト等を削減することで、福祉施設運営の効率化を推進する。		現行の建築基準法のもとでは、接道を確保するため大規模な自然環境の改変を必要とし、建築物の構造耐力を保つため多額の費用を必要とする。	国土交通省	1206210 1206330
1420	1420030	22	掛川市	22213	ねむの木・花と緑の福祉村特区	01	福祉施設拡大に係る代替農地取得要件の緩和(農地法)				農地を買収するにあたり、農地所有者が代替農地を取得するには、5,000㎡以上所有していないと取得できないことになっているが、当該地域に5,000㎡以下所有する土地所有者があり、代替農地を希望している場合は、用地買収に支障をきたすため。	農地法第3条第1項の適用について	社会福祉施設用地として、買収に応じた者の代替地の取得にあつては農地法上の取得要件を緩和する。		現行の農地法では農地取得要件があるため、用地買収が円滑に推進できない。	農林水産省	1000152
1421	1421010	22	掛川市	22213	生涯学習委員会特区	1	教育委員会という名称を生涯学習委員会とし教育委員と社会教育の機能を合体し、生涯学習委員と名称変更する。				生涯学習社会への対応をするため	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第2条で「都道府県、市町村及び第23条に規定する事務の全部又は一部を処理する地方公共団体の組合に教育委員会を置く」と限定することについて	教育委員会を生涯学習委員会とし、教育委員と社会教育委員の機能を合体し、生涯学習委員と名称変更できるようにすること。		法律で「都道府県、市町村及び第23条に規定する事務の全部一部を処理する組合に教育委員会を置く」と規定されている。	文部科学省	
1422	1422010	22	掛川市	22213	地図混乱是正特区	1	特区内全域での現況主義による地籍調査事業の実施				集団和解に準じた方法での地籍調査の特区内全域の拡大を、地図混乱是正の進展をはかるため	公図修正主義で規制されている地籍調査について	相隣者の同意に基づき現況主義で実施する	なし	地図混乱是正はそれぞれの調査区個別の協議案件であるため、協議に時間がかかり、担当者により判断が変わるなど対応に苦慮している。 明治初期に始まった土地制度は長年の経過により登記上の権利と現地の管理状況が違ふことが多く、公図修正主義の現行法では対処できない事が多い。現況主義による調査が実施できなければ事業の大規模な進捗が期待できない。	法務省 国土交通省	0500100
1422	1422020	22	掛川市	22213	地図混乱是正特区	2	特区内の二線引畔畔の時刻取得申請手続きの省略				時刻取得確認申請により払い下げ決定後国調成果として表示しているが、事務量の増大、期間の長期化により事務の進捗の妨げとなっているため	財務省より法務省に消滅の申し出により、公図上から滅失させることについて	対応していただき、地籍調査実施地区内の二線引畔畔時刻取得確認申請事務を省くことで、事業の早期進捗を図る	なし	現行の申請方法では、事務量が多く、期間も長期化するので事業が進捗しない。	財務省 法務省	0500110 0700460
1423	1423010	14	遠州市	14208	環境特区	1	山林に関する租税の緩和				・相続税が発生すると税の支払いのために、地権者が樹林地を売り払い、開発されてしまう場合があるため、良好な樹林地の保全をすることが困難であることから ・緑地保全地区の土地所有者は、市への買取請求が可能で、その際に譲渡所得税特別控除額2千万円を受け取ることが認められているが、公有化の交渉を行う場合、譲渡所得税特別控除は、地権者にとって大きな判断材料になるが、対象規模が大きくなると、現在の控除額では不十分であることから	・租税特別措置法第70条4～6(農地に関する納税猶予)には農地等を都市公園の用に供した場合に係る相続税の納税猶予等の特別措置について ・租税特別措置法第34条第1項及び第2項第3号について	・山林関連についても、特別措置を定めてはめる ・都市公園事業では5千万円が控除されるため、都市公園事業と同じ控除額としたい	良好な山林の保全義務	現在の法制度の中では、相続が発生すると税の支払いのために、地権者が樹林地を売り払い、開発されてしまう場合がある。	財務省	0700660
1424	1424010	20	長野県	20000	無線システム活用特区	01	5GHz帯無線システムにおいて、長距離伝送のための中継接続を認める。				5GHz帯無線システムを構築する場合に、長距離伝送の中継接続(2台以上の接続)を認めることにより、効率的な事業を図るため。	電波法施行規則第6条第4項第8号によれば、5GHz帯無線システムは電気通信業務を行うことを目的として開設された基地局と陸上移動局を接続されたものに限り認められている事項について。	基地局と陸上移動局の接続だけでなく、長距離伝送を可能とする中継接続(2台以上の接続)を認める。		5GHz帯無線システムの有効利用が図れない。	総務省	0405200
1424	1424020	20	長野県	20000	無線システム活用特区	02	5GHz帯無線システムを自治体が提供する場合、2.4GHz無線システム等と接続した自治体のサービス提供を認める。				5GHz帯無線システム設置者(免許人)が、2.4GHzの無線LAN(免許不要)や5GHzの屋内無線LANと接続した場合に、免許人がサービスを提供できない状況にあることから。	電波法施行規則第6条第4項第8号によれば、5GHz帯無線システムは電気通信業務を行うことを目的として開設された基地局と陸上移動局を接続されたものに限り認められている事項について。	自治体が5GHz帯無線システムの免許人であり、サービス提供者が同一者の場合は、サービス提供を認める。		5GHz帯無線システムの有効利用が図れない。	総務省	0405140
1424	1424030	20	長野県	20000	無線システム活用特区	03	5GHz帯無線システムの周波数帯域の拡大を前倒しで認める。				5GHz帯無線システムにおける5.47～5.725GHzの周波数帯域については、H15年6～7月に予定されているWRRC2013において国際割り当ての審議予定となっている。これを特区で前倒し実施することにより5GHz帯無線システムを活用したサービス及びビジネスの可能性についての研究開発・実証試験を可能とするため。	電波法施行規則第6条第4項第8号によれば、5GHz帯無線システムの使用周波数帯域は4.900GHz～5.000GHz又は5.030GHz～5.091GHzに定められている事項について。	5GHz帯無線システムにおける5.47～5.725GHzの周波数帯域について、無免許としての無線システムで利用できるように、周波数割当て等の省令及び告知等必要な制度整備を行う。		5GHz帯無線システムの有効利用が図れない。	総務省	0405150
1424	1424040	20	長野県	20000	無線システム活用特区	04	2.4GHz帯無線システムの設置において、100mW機器の設置距離を緩和する。				2.4GHz帯無線システム(免許不要)の100mWの長距離機器設置において、中継接続する場合に効率的な事業を図るため。	ARiB(社団法人電産業界)STD-66(第二世代小電力データ通信システム/ワイヤレスLANシステム標準規格)の規程により、100mWの長距離無線LAN機器を2台中継する場合、40m以上互いの設置場所を離すことが求められている事項について。	無免許で利用する2.4GHz帯無線システムであれば、ARiBの規程によらず緩和する。		2.4GHz帯無線システムの有効利用が図れない。	総務省	0405160
1424	1424050	20	長野県	20000	無線システム活用特区	05	2.4GHz帯無線システムの出力基準を緩和する。				デジタルテレビの解消のため、山間・へき地において無線LAN技術を用いた無線インターネットアクセスが有効であるが、現在認められている2.4GHz帯の出力では1箇所の基地局からカバーできるエリアが狭く、山間・へき地に十分に対応できないため。	電波法施行規則第6条第4項第4号及び無線設備規則第49条の20によれば、2.4GHz帯無線システムについて、無免許で利用できる出力の上限は、10mW/MHz、空中線利得は12.14dBと定められている事項について。	基地局からカバーできるエリアを広く取るために、山間・へき地においては、2.4GHz帯無線システムが無免許で利用できる上限出力について、米室あみの4W(帯指向性空中線利用)～10W(高指向性空中線利用)まで利用できるように、省令及び告知等必要な制度整備を行う。また、ビームの方向を電氣的に変えることが可能なフェーズドアレイアンテナの利用を認める。		2.4GHz帯無線システムの有効利用が図れない。	総務省	0405170 0405180
1424	1424060	20	長野県	20000	無線システム活用特区	06	電気通信事業者の規模基準を緩和する。				山間・へき地における無線システムを活用した情報提供サービス事業を推進するため。	電気通信事業法第90条第1項第2号及び電気通信事業法施行規則第59条によれば、無線ネットワークを使用して5km以上の通信を行うには、第1種電気通信事業者の免許が必要であると定められている事項について。			無線システムの有効利用が図れない。	総務省	0405190

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特例の具体的要望事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード
1429	1429070	20	長野県	20000	長野ルネッサンス特区	08	伐採届の廃止				森林を地域の実情に応じて管理を行う	森林法第10条の8において伐採届を提出する事項	届出を廃止し、地域住民の意向を反映した森林管理を行い、生活環境を維持継続できるようにする	条例の制定	森林の利活用は、地域住民の意思が反映されていない	農林水産省	1003010
1429	1429080	20	長野県	20000	長野ルネッサンス特区	09	自然公園内の工作物の新設等許可の規定の適用除外				地域の実情に応じた許可基準を定められるようにする	自然公園法第17条、第20条による工作物の新築等の許可について及び自然公園法に基づく(開発許可)基準	地域の特性を活かしたまちづくりを進められるよう新たな基準を新設する	条例制定	法に基づく許可基準を満たした工作物であれば、地域住民の意に沿わない工作物であっても新築等が可能となる点	環境省	1300050
1430	1430010	20	長野県	20000	ウッドೀクウン推進特区	01	建築基準法の木造建築物(学校等公共建築物)に対する規制を緩和				学校等の公共建築物について、地域の環境に相応しい木造化をすすめるとともに、森林整備、木材の生産、加工、木造施設整備に至る地域産業を育成する。	・建築基準法第21条の2に規定する3000m ² 以上の面積の木造施設の制限について ・建築基準法第27条の別表1に規定する、学校等の2,000m ² 以上の木造面積制限について	・建築基準法第21条の2に規定する木造施設の3000m ² の制限について緩和する ・建築基準法第27条の別表1に規定する、学校等の木造面積制限の2,000m ² について緩和する。		・学校等の木造化に際して、2000m ² (準耐火建築物では3000m ²)を越える場合、防火壁等を設けることが一律義務づけられている。 ・耐火性能検証法又は大臣認定を受ければ可能となっているが、経費・期間等の問題から現実的には困難である。	国土交通省	1206230
1431	1431010	20	長野県	20000	公営住宅の社会的弱者支援特区	01	公営住宅への入居に係る同居親族要件の緩和				公営住宅の入居資格の同居親族要件を取り払うことにより、友人同士など親族以外でも共同生活ができるようにする。	公営住宅法第23条において、入居資格が定められている事項	公営住宅の入居資格以外(個人同士による親族以外の者)を入居できるようにする。		同法第23条では、入居資格を有する者以外は入居できない。	国土交通省	
1431	1431020	20	長野県	20000	公営住宅の社会的弱者支援特区	01	公営住宅への入居に係る公募要件の緩和				DV被害者等に対する公募要件を取り払うことにより、緊急避難的に公営住宅を利用することができるようにする。	公営住宅法第22条において、入居者の募集方法が定められている事項	DV被害者は公募によらず公営住宅に入居できるようにする。		公営住宅法第22条では入居者の募集は原則、公募しなければならない。	国土交通省	1206010
1432	1432010	20	長野県	20000	高齢者のための出張理・美容室特区	01	理・美容以外の場所で業務を行うことができる範囲の緩和				65歳以上の高齢者に対して、社会福祉施設等出張理・美容室とし、理・美容が行えるようにする。	「都道府県知事が特別の事情があるものとして定める場合」は、山間へき地に居住するものに対してその居住地で施術を行う場合、社会福祉施設その他の収容施設においてその収容者に対して施術を行う場合、演芸人等に対して出演等の直前に施術を行う場合等、理容師法施行令第4条又は美容師法施行令第4条の第1号及び第2号に規定する場合に準する場合に限られるものである。	理・美容以外の場所において業務を行うことができる範囲に、高齢者に対して社会福祉施設等出張理・美容室として理・美容を行う場合を導入する。	出張理・美容室においても、理・美容所に準じた衛生措置を講ずることとする。	理・美容以外の場所において、理・美容所以外における営業を禁じており、また、理・美容所以外の場所で業を行うことができる場合として、理容師法施行令第4条第3号及び美容師法施行令第4条第3号に規定する「都道府県知事が特別の事情があるものとして定める場合」は、厚生省環境衛生局長環境衛生課長通知により、山間へき地居住者、社会福祉施設等入所者、演芸人等に対して理・美容を行う場合に限定しており、これらに該当しない場合は出張理・美容を行うことはできない。	厚生労働省	
1433	1433010	20	長野県	20000	高速道路改革特区	01	国道19号の夜間大型車等の通行禁止に伴う恵那山トンネル危険物積載車両の通行規制緩和				一般道路から高速道路へ交通の転換等を促進することにより、道路の有効利用を図るとともに沿線環境の改善や渋滞緩和、交通安全対策などの課題を解決し、木曽地域の振興、活性化を図る。	道路法	・安全対策等の整ったトンネルを規制の対象外とする。			国土交通省	1205180
1433	1433020	20	長野県	20000	高速道路改革特区	02	国道19号の夜間大型車等の通行禁止に伴う高速道路料金の引き下げ及び引き下げの容易なシステムの構築				一般道路から高速道路へ交通の転換等を促進することにより、道路の有効利用を図るとともに沿線環境の改善や渋滞緩和、交通安全対策などの課題を解決し、木曽地域の振興、活性化を図る。	道路整備特別措置法	・地域の実情にあった料金制度への転換を図る。			国土交通省	1205170
1434	1434010	20	長野県	20000	市民政府特区	01	地方公務員の営利企業等の従事制限の特例				職員が公務に従事する時間を減らすことにより、市民の行政運営への参画機会を増やす。この勤務時間の減少が職員のライフスタイルにとっても意義あるものとなるよう。	地方公務員法第38条において、職員の営利企業等従事に任命権者の許可がある場合は人事委員会規則による許可基準という制限について、	当該制限に特例を設け、副業など職員の営利企業等従事を可能とする。	従事の範囲については、厳しい雇用情勢とのバランスに配慮する。	職員の営利企業等の従事については、地方公務員法第38条に任命権者の許可が必要と定められており、また、許可の基準は人事委員会規則で定められており、制限が設けられている。	総務省	0401100
1434	1434020	20	長野県	20000	市民政府特区	02	地方公務員の勤務条件(勤務時間)の根本基準の特例				職員が公務に従事する時間を減らすことにより、市民の行政運営への参画機会を増やすため。	地方公務員法第24条において、職員の勤務時間は国及び他の地方公共団体の均衡を失しないようにすることとされており、結果として国に準拠し1週40時間とされていることについて、	当該規定に特例を設け、1週40時間を下回る勤務時間の設定も可能とする。		職員の勤務時間については、地方公務員法第24条の規定により、国及び他の地方公共団体の均衡を失しないようにすることとされており、1週40時間を下回る勤務時間の設定はできない。	総務省	0401040
1434	1434030	20	長野県	20000	市民政府特区	03	新たな短時間勤務制度の創設				職員が公務に従事する時間を減らすことにより、市民の行政運営への参画機会を増やすため。	地方公務員法第22条に定められている臨時の任用によらず、	ライフステージに応じた多様な就業形態を提供することにより、多様な有能な人材を活用できるよう、同一価値労働同一賃金という考え方のもとで、短時間であっても責任と一貫性のある業務に就ける任用制度を創設する。		臨時的任用については、地方公務員法第22条の規定により最長1年とされており、本格的な業務に就くことができない状況にある。	総務省	0401041
1434	1434040	20	長野県	20000	市民政府特区	04	退職年金の支給資格の緩和				公務員についても人生設計の選択肢を増やし、人材の流動化を促進することにより、市民の行政運営への参画機会を増やす。	地方公務員等共済組合法第78条において、退職年金は組合員期間が25年以上ないと支給できないとされていることについて、	当該規定に特例を設け、組合員期間が25年を下回っても、その期間に応じた支給を可能とし、若い年代での転職等を支援する。		退職年金については、地方公務員等共済組合法第78条において、組合員期間が25年以上ないと支給できないこととされており、人材の流動化が図れない一因となっている。	総務省	0401020
1434	1434050	20	長野県	20000	市民政府特区	05	地方公務員の休職の特例				職員の能力開発等のための自主休職を認めることにより、公民の人材交流を活発にし、市民の行政運営への参画機会を増やす。	地方公務員法第28条の規定により、職員はその意に反した休職しかできない仕組みとなっている。	当該規定に特例を設け、自主的な能力開発等のための自主的な休職を可能とする。		休職については、地方公務員法第28条の規定により、職員の意に反した場合は認められないため、自主的な能力開発等のための自主的な休職は公務員の身分が継続しない扱いとならざるを得ない。	総務省	0401050
1435	1435010	20	長野県	20000	学校法人設立認可条件緩和特区	01	学校法人の施設・設備及び財産要件の緩和				学校法人を設立し、新しいタイプの学校教育を実現するために、	私立学校法第25条等において規定される校地校舎等の自己所有要件等の規制について、	校地校舎等の借入を認める。		現状の学校法人の設立認可条件は、学校の継続性を重視するあまり、過大なスペックを要求している。都道府県が定める条件を緩和しても、国の通知により設備の自己所有が必要となっている。	文部科学省	
1436	1436010	20	長野県	20000	高齢者年金活用特区	04	年金関係法令に規定されている「年金の担保提供」禁止規定の廃止				長野県中小企業制度資金の貸付について、年金を担保とすることができるように	地方公務員等共済組合法第51条による年金受給権の担保禁止規定について	県中小企業制度資金の融資については、年金を担保とすることを容認する。		年金受給者が、事業資金を確保しようとする場合、一般的に担保を求められるが、不動産等を有しない場合、事業資金の確保が困難である。なお、国民生活金融公庫、社会福祉・医療事業団が行う貸付は、年金を担保とすることが特例で認められている。	総務省	0401030
1436	1436020	20	長野県	20000	高齢者年金活用特区	01	年金関係法令に規定されている「年金の担保提供」禁止規定の廃止				長野県中小企業制度資金の貸付について、年金を担保とすることができるように	国民年金法第24条による年金受給権の担保禁止規定について	県中小企業制度資金の融資については、年金を担保とすることを容認する。		年金受給者が、事業資金を確保しようとする場合、一般的に担保を求められるが、不動産等を有しない場合、事業資金の確保が困難である。なお、国民生活金融公庫、社会福祉・医療事業団が行う貸付は、年金を担保とすることが特例で認められている。	厚生労働省	

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特例の具体的要望事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード
1436	1436030	20	長野県	20000	高齢者年金活用特区	02	年金関係法令に規定されている「年金の担保提供」禁止規定の廃止				長野県中小企業制度資金の貸付について、年金を担保とすることができるように	厚生年金法第41条による年金受給権の担保禁止規定について	県中小企業制度資金の融資については、年金を担保とすることを容認する。		年金受給者が、事業資金を確保しようとする場合、一般的に担保を求められるが、不動産等を有しない場合、事業資金の確保が困難である。なお、国民生活金融公庫、社会福祉・医療事業団が行なう貸付は、年金を担保とすることが特例で認められている。	厚生労働省	
1436	1436040	20	長野県	20000	高齢者年金活用特区	03	年金関係法令に規定されている「年金の担保提供」禁止規定の廃止				長野県中小企業制度資金の貸付について、年金を担保とすることができるように	国家公務員共済組合法第49条による年金受給権の担保禁止規定について	県中小企業制度資金の融資については、年金を担保とすることを容認する。		年金受給者が、事業資金を確保しようとする場合、一般的に担保を求められるが、不動産等を有しない場合、事業資金の確保が困難である。なお、国民生活金融公庫、社会福祉・医療事業団が行なう貸付は、年金を担保とすることが特例で認められている。	財務省	
1437	1437010	20	長野県	20000	ミニワイナリー特区	01	酒類の製造免許要件の緩和				酒税法上の製造数量制限の規定により、一定規模以上でなければワイン等を醸造することができず、農園レストランや農家民宿等において自家製ワインを提供できないことから、	酒税法第7条第2項第7号において、6キロリットルとされている果実酒類の製造数量制限について	レストラン、民宿内においてもさらば飲用に供し、または販売するため、当該営業所敷地内においてワイン等果実酒を醸造する場合は、当該規定を適用しない。	果実酒類の製造数量制限については、酒税法第7条第2項により、6キロリットルと定められており、農園レストランや農家民宿では、自家製ワインを客に提供できない。	財務省	0700140	
1438	1438010	20	長野県	20000	ブック・CDディスクアウト特区	01	著作物再販価格維持制度の実施期間の短縮				書籍、雑誌、CD等、著作物の再販価格維持制度の実施期間を短縮し、一定期間経過後の販売店による値引き販売を可能とするため	「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(独占禁止法)第23条による著作物の再販価格維持制度について	実施期間の上限を定め、現行よりも発売から短期間で販売店が値引きできることとし、著作物の自由な価格競争を可能にする。		著作物の再販価格の決定、維持については、独占禁止法第23条において同法の適用除外が定められており、販売店において値引きができない。	総務省(公取委)	
1439	1439010	20	長野県	20000	グリーンツーリズム推進特区(白バス特区)	01	道路運送法の一般旅客自動車運送事業の許可の緩和(都市と農村の交流を目的とする場合に、白バス営業を可能とする。)				都市と農村の交流を進めるため、地域観光協会等による安価な観光バス営業等の需要が高まっている。また、農家民宿を有する農村部は公共交通機関が乏しく、地域観光を推進する障害となっている。	都市と農村の交流を図ることを目的とした、アグリツーリズムを推進するための一般旅客運送事業許可の緩和	道路運送法の有償運送に係る規制の緩和(都市と農村の交流を目的とする場合に、白バス営業を可能とする。)	旅客運送業の営業許可が必要であり、過疎地域を含めた農村における旅客運送が制約されている。	国土交通省	1208130	
1440	1440010	20	長野県	20000	無料職業紹介特区	01	無料職業紹介事業に関する許可制から届出制への移行				特区における無料職業紹介を促進することにより、経済状況の変化に適合した産業間、企業間、職種間の労働力の円滑な移動を推進し、産業競争力を強化するとともに雇用の安定を図るため	職業安定法第33条において、学校等届出のみでできる者以外厚生労働大臣の許可が必要であるとされている無料職業紹介事業について	厚生労働省が次期通常国会へ許可制から届出制への移行に関する法案提出を検討している。商工会議所等特別の法律に基づいて設立された団体に加え、企業を構成員とする社団法人についても、その構成員のために行う無料紹介事業を許可制から届出制へと移行させる。	職業安定法第33条において、無料職業紹介制度は学校等届出のみでできる者以外厚生労働大臣の許可が必要であるとされている。	厚生労働省		
1441	1441010	20	長野県	20000	障害者雇用促進特区	01	商法または有限会社法の最低資本金の規定の例外的な引き下げ。				○商法または有限会社法の最低資本金の規定の例外的な引き下げ。 株式会社(1,000万円 300万円) 有限会社(300万円 100万円)	商法第168条の4、 有限会社法第9条、により最低資本金が規定されている	株式会社、有限会社の設立要件を緩和する。	障害者の雇用を確保し、なお採算のとれるビジネスを企業しようとする者が株式会社等を設立する場合、資本金の確保が困難	法務省	0500170	
1441	1441020	20	長野県	20000	障害者雇用促進特区	02	地方自治法の随意契約範囲の拡大				○地方自治法の随意契約範囲の拡大 県が地方自治法第167条第1項に基づき別表第5で定められた範囲を、障害者及び設立法人に対して拡大する。 別表第5の6各号に掲げるもの(工事、製造、財産買入れ・売り払い、物件の貸付・借入)以外のものの上限の撤廃	地方自治法施行令第167条の2第1項の別表5の6に定められる随意契約の範囲について	障害者個人・上記規制緩和により設立した法人への県の随意契約範囲を拡大し契約を増加させる。	障害者等の受注機会の減少	総務省	0400240	
1441	1441030	20	長野県	20000	障害者雇用促進特区	03	社会福祉法の通所授産施設を運営する法人の資産要件の引き下げ。				○社会福祉法の通所授産施設を運営する社会福祉法人の資産要件の引き下げ。 1,000万円 300万円	「社会福祉法人の認可について(H12.12.1厚生省大臣官房障害保健福祉部長・社会・福祉・老人保健福祉・児童家庭局長連名通知)別紙1第2の2資産の区分(1)イ障害者に係る小規模通所授産施設を運営する社会福祉法人に関する資産要件等について(H12.12.1厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知)1の」により定められる社会福祉法人設立の資産要件について	社会福祉法人(通所授産施設の運営)の設立要件を緩和する。	通所授産施設を行う社会福祉法人の設立に資産要件がある	厚生労働省		
1442	1442010	20	長野県	20000	株式会社医療参入特区	01	株式会社の医療参入				株式会社の医療参入を認めることにより、医療に関する患者の選択の幅を広げるとともに、医療機関が患者満足度の向上のために相互に競い合い、創意工夫する土壌を育むことで、患者によりよい医療が提供できる。	株式会社立病院の開設許可 医療法第7条 1 病院を開設しようとするとき、医師及び歯科医師でない者が診療所を開設しようとするとき、又は助産師でない者が助産所を開設しようとするときは、開設地の都道府県知事の許可を受けなければならない。(中略) 5 営利を目的として、病院、診療所又は助産所を開設しようとする者に対しては、前項の規定にかかわらず、第1項の許可を与えないことができる。 医療機関の開設者の確認及び非営利性の確認について(平成5年2月3日付け総第5号・指第9号 厚生省健康政策局総務・指導課長連名通知)(抜粋) 第1 開設許可の審査に当たった確認事項 第2 非営利性に関する確認事項 (1) 医療機関の開設主体が営利を目的とする法人でないこと。ただし、専ら当該法人の職員の福利厚生を目的とする場合はこの限りでないこと。 (2) 医療機関の運営上生じる剰余金を役員や第三者に配分しないこと。 (3) 医療法人の場合は、法令により認められているものを除き、収益事業を営営していないこと。(以下略)	株式会社立病院の開設許可制限をなくし、株式会社の医療参入を認める。	株式会社等の営利法人が開設する病院の開設が制限されている。	厚生労働省		
1443	1443010	20	長野県	20000	広告規制撤廃特区	01	広告規制撤廃				医療機関の広告における規制があるために、医療機関が自由に広告ができず、患者が医療機関を選択するに十分な情報を得られない状況にあることから、	医療法第69条第1項、同法第71条第1項により、医療機関の広告が制限されている事項について、	広告規制を撤廃し、医療機関が現在より幅広い広告ができるようになる。	医療機関が広告できる項目が、法律により限定されている。	厚生労働省		
1444	1444010	20	長野県	20000	混合診療解禁特区	01	「混合診療の禁止」の規制を緩和				一般的な医療は公的保険で幅広くカバーすべきと考え、既に国際標準となっている製剤や手術法などは混合診療を認めて、患者負担を軽減する必要がある。 厚生労働省は、先端的治療については、高度先進医療制度の指定要件の見直しで対応しているが、当該制度では迅速な対応は困難と予想される。	混合診療の禁止によって、通常行われる診療や検査等の診療がすべて自己負担となり、患者に著しい不利益をもたらしている。 患者にとって幅広い選択肢を提供でき、また、医療機関にとって、公的保険以外の収入を得られることから	医療保険制度において、原則として認められていない「一疾患に対する一連の診療行為において、保険診療と自由診療を併用」する混合診療について	保険医療機関が実施することを容認する。	厚生労働省		
1445	1445010	20	長野県	20000	乳幼児公費負担医療特区	01	社会保険診療報酬支払基金の取扱い業務の範囲の緩和				乳幼児に対する医療費の軽減は、全国すべての自治体で実施されている政策であるにもかかわらず、社会保険診療報酬支払基金が支払業務を受託することができず、市町村においては、事業効果が不十分な償還払い方式での対応を余儀なくされたり、本来必要ではない事務処理を医療機関や国民健康保険団体連合会に依頼しているのが現状である。 こうした不合理な状況の改善のために規制の特例を設ける必要がある。	社会保険診療報酬支払基金法第13条第3項に基づき、社会保険診療報酬支払基金が取り扱うことができる業務を定めた昭和52年9月26日付け厚生大臣告示により定める。社会保険診療報酬支払基金の取扱い業務について	当該取扱い業務に、「市町村の条例規定による3歳未満の者に係る医療の給付」を加え、社会保険診療報酬支払基金が扱えることができる業務の範囲を拡大する。	社会保険診療報酬支払基金が取り扱うことができる業務については、社会保険診療報酬支払基金法第13条第3項に基づき(昭和52年9月26日付け厚生大臣告示)により制限的に列挙されており、市町村が実施している乳幼児医療費助成事業については受託することができない。	厚生労働省		
1446	1446010	20	長野県	20000	生涯健康都市形成支援特区	01	国立大学教員等の民間企業役員等兼業の人事院の承認要件の緩和	2211	C-1	国立大学教員等が民間企業の役員等を兼業して研究開発・技術指導を効率的に行い、ベンチャー企業の創業、育成を推進するため	国立大学教員等が民間企業の役員等を兼業する際、その承認要件を緩和し、その申請手続きの簡素化することにより、ベンチャー企業の創業、育成を促進する。	国家公務員法第103条による国立大学教員等の民間企業役員等兼業の承認要件について	国立大学教員等が民間企業役員等を兼業する際の人事院の承認要件を緩和する。	国立大学教員等が民間企業の役員等を兼業することは、制限されているため、大学教員等が大学発ベンチャー企業の役員になることは容易ではない。	文部科学省[人事院]	200120	
1446	1446020	20	長野県	20000	生涯健康都市形成支援特区	02	農業生産法人の要件の緩和	10101	C-1	農地取得できる農業生産法人に食品開発研究型企業を加えることにより当該企業が農業(原材料)生産をできるようにするため	原材料の生産を行いながら機能性食品の研究開発を行う食品開発研究型企業を農地取得できる農業生産法人に位置付ける。	農地法第2条第7項の規定による農地取得が認められる農業生産法人の要件について	食品開発研究型企業が農地取得できるように農業生産法人の要件を緩和する。	農地取得が認められる農業生産法人については、その法人形態、事業範囲、構成員、役員について厳しい要件を満たすための制限されているため、食品開発研究型企業が農地取得、農業経営・生産することができない。	農林水産省	1000020	

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特例の具体的要望事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード
1446	1446030	20	長野県	20000	生涯健康都市形成支援特区	03	特別用途食品の許可手続きの簡素化	9406	D	特別用途食品の許可手続きが煩雑で、許可審査に相当の時間を要しており、食品関連メーカーから迅速な対応を求める要望が強い	特区内の地場食品製造(加工)企業が健康の維持増進に有効な食品について迅速に特別用途食品(特定健康用食品)の許可を取得でき、早期に新商品化、新たな市場(需要)開拓が促進されるように	厚生労働省医薬部局食品保健部長通知により定められている特別用途食品(特定健康用食品)許可審査の標準的事務処理期間(6月)について	当該標準的事務処理時間を短縮する。(6月 3月)		特別用途食品の許可手続きが煩雑で、許可審査に相当の時間を要しているため、迅速な特別用途食品(特定健康用食品)の商品化、研究開発の推進に支援を求めている。	厚生労働省	
1446	1446040	20	長野県	20000	生涯健康都市形成支援特区	04	医療用具・医薬品の承認審査の迅速化	9212	D	医療用具・医薬品の承認審査にかなりの時間を要しており、医療機器メーカーから迅速な対応を求める要望が強い	特区内の医療関連企業が画期的な医療機器・医薬品について迅速に医療用具・医薬品の製造承認を取得でき、早期に新商品化、新たな市場(需要)開拓が促進されるように	厚生省薬務局長通知により定められている医療用具承認審査の標準的事務処理期間(1年)について	当該標準的事務処理時間を短縮する。(1年 6月)		医療用具・医薬品の製造承認審査にかなりの時間を要しているため、医療機器・医薬品の商品(製品)化、研究開発の推進に支援を求めている。	厚生労働省	
1447	1447010	20	長野県	20000	テクノロジーゾーン特区	01	国立大学教員等の民間企業役員等兼業の人事院の承認要件の緩和	2211	C-1	国立大学教員等が民間企業役員等を兼業して研究開発・技術指導を効率的に行い、ベンチャー企業の創業、育成を推進するため	国立大学教員等が民間企業役員等を兼業する際、その承認要件を緩和し、その申請手続きの簡素化することにより、ベンチャー企業の創業、育成を促進する。	国家公務員法第103条による国立大学教員等の民間企業役員等兼業の承認要件について	国立大学教員等が民間企業役員等を兼業する際の人事院の承認要件を緩和する。		国立大学教員等が民間企業の役員等を兼業することは、制限されているため、大学教員等が大学発ベンチャー企業の役員になることは容易ではない。	文部科学省【人事院】	200120
1447	1447020	20	長野県	20000	テクノロジーゾーン特区	02	国立大学施設の民間企業による廉価使用の要件(時価の5割以下)の緩和・手続の簡素化	8843-002	C-1	地方自治体等が国立大学敷地内に産学官研究交流施設を設置する際の経費負担を軽減し、研究交流施設整備を促進するため	自治体、民間企業が国立大学の施設を廉価使用できるようにその許可要件を緩和し、その申請手続きを簡素化することにより、民間企業の研究開発、研究技術交流の促進を図る。	研究交流促進法第11条による国立大学施設の民間企業による廉価(時価の5割以下)使用の許可について、同施行令に定める許可要件を緩和する。	研究交流促進法第11条による国立大学施設の民間企業による廉価(時価の5割以下)使用の許可について、同施行令に定める許可要件を緩和する。		研究交流を目的として国立大学敷地内に設置した地方自治体の施設については、敷地使用料が50%までしか減免されていない。	文部科学省	
1447	1447030	20	長野県	20000	テクノロジーゾーン特区	03	関税の簡易申告制度における指定貨物の要件の緩和			関税の簡易申告制度における指定貨物について、商品のモデル・規格変更が著しい実情に合わせて、迅速かつ円滑に指定されるように	関税法施行令第4条の8の規定により、過去1年間に24回以上輸入許可を受けている場合とされている関税簡易申告制度の貨物の指定要件について	関税簡易申告制度の貨物の指定要件(簡税率表の適用上の所屬区分ごとに貨物指定申請書の提出前1年間の実績数)を低減、廃止する。		モデルチェンジ等、商品変更が激しい中で、24回の実績要件は現状にそぐわない。	財務省	0700320	
1447	1447040	20	長野県	20000	テクノロジーゾーン特区	04	総合保税地域の基本的考え方			総合保税地域制度について、一定の地域内に存在し、その輸入品(原材料、部品等)を貯蔵する倉庫、加工する工場、展示する展示場が保税対象となるように	関税法第62条の8第1項の規定により、「一団の土地及びその土地に存する建設物その他の施設」とされている総合保税地域の許可対象について	一定の地域内関係施設、とする包括地域指定ができるようにする。		現在、保税保税地域(ある一定の敷地内の建物内)から原材料を引き取り輸出に加工する場合でも関税が課されるため、建物内に加工施設・貯蔵施設等を新たに設けなければならないデメリットが生じる。	財務省	0700410	
1447	1447050	20	長野県	20000	テクノロジーゾーン特区	05	介護保険給付の対象となる福祉用具の認定基準の緩和			介護保険給付の対象となる福祉用具として利用される介護関連機器の研究開発、製品化を促進するため	厚生省老人保健福祉局企画課長通知において、福祉用具貸与種目及び特定福祉用具の種目に該当しない機能が含まれる福祉用具については、介護保険給付の対象外とする認定基準について	福祉用具貸与種目及び特定福祉用具の種目に該当しない機能が含まれる福祉用具についても介護保険給付の対象とするよう当該認定基準を廃止する。		厚生省老人保健福祉局企画課長通知により、福祉用具貸与種目及び特定福祉用具の種目に該当しない機能が含まれる福祉用具については、介護保険給付の対象外とされている。	厚生労働省		
1447	1447060	20	長野県	20000	テクノロジーゾーン特区	06	中小企業等投資事業有限責任組合の事業範囲の拡大			有限責任組合方式の市民バンク(コミュニティファンド)を設立するため	中小企業等投資事業有限責任組合に関する法律において、投資事業等に限定されている投資事業有限責任組合の事業範囲について	中小企業等投資事業有限責任組合が行うことができる事業範囲に融資事業を追加する。		中小企業等投資事業有限責任組合の事業範囲は、投資事業に限定されているため、同有限責任制度を市民バンクに活用できない。	経済産業省	1104040	
1448	1448010	20	長野県	20000	市民債基金特区	01	地方債許可基準の緩和(県がベンチャーファンドを行う基金造成事業の起債の容認)			県が直接開業希望者に出資を行うベンチャーファンド(基金造成)の財源確保のため地方債を発行できるように	地方債許可方針等において定義されている起債対象事業の範囲について	県が新規開業、創業者に出資を行うファンド基金造成事業を起債許可事業に加える。		起債発行が可能な事業が限定されており、出資(ベンチャーファンド)のための基金造成には対応できない。	総務省	0402070	
1449	1449010	20	長野県	20000	新しい学校経営主体認可特区	01	「私立学校」の定義に株式会社等が設立する学校を追加			様々な教育ノウハウを持つ株式会社、NPO法人等の学校経営が可能とするために、	私立学校法第2条第3項に規定される「私立学校」の定義に、	株式会社、NPO法人等が設立する学校を追加する。	学校を設置することができない法人の明確化(宗教法人、政治団体等)	学校法人以外の法人による学校設置が認められていない	文部科学省		
1449	1449020	20	長野県	20000	新しい学校経営主体認可特区	02	学校を設立運営する株式会社等を「学校法人」と同列に位置づけ			同上	私立学校法第3条の規定に株式会社、NPO法人等を追加することにより、	学校法人と同様の扱いを株式会社、NPO法人等に対しても可能とする。	株式会社等の財務内容の基準を特区認定自治体の責任で制定 株式会社等への特区認定自治体が適切に指導監督する権限の付与	同上	文部科学省		
1449	1449030	20	長野県	20000	新しい学校経営主体認可特区	03	学校を設立運営する株式会社等を私立学校振興助成法の対象に追加			同上	私立学校振興助成法の対象に	学校を設置する株式会社、NPO法人等を加える。			新しい学校経営主体による学校は私立学校法第2条第3項の「私立学校」と位置づけ、また株式会社等の経営主体を私立学校法第3条の学校法人と同様の扱いとすることにより、私立学校法及び私立学校振興助成法に規定される助成措置や税制上の優遇措置が適用されることを確認したい。	文部科学省	
1450	1450010	20	長野県	20000	多様な教育カリキュラム実現特区	01	教科・教育課程等の弾力化			多様な教育ニーズに応えた学校教育を実現するために、	教育課程の弾力化・教科の自由な設定・学習指導要領の弾力化等を行うに当たっては、「構造改革特区研究開発校制度(仮称)」により、学校教育法や同法施行規則の該当条項を弾力化することであるが、この制度では、特区に複数校が存在する場合、個別学校がカリキュラム弾力化等を行うとすることにより、個別に文部科学省の認定が必要となってしまう。このような制度は、構造改革特区の基本的な性格と相反するので、	個別学校のカリキュラム弾力化等の措置は、研究開発学校制度によらず、特区認定を受けた自治体が自発的判断で行うことを可能とする制度とする。 また、研究開発学校制度とは異なる制度となるため、カリキュラムの弾力化等の措置の期限は設けない。	カリキュラム弾力化等の措置内容の立案・決定の過程及びその教育成果を情報公開し、住民に対して説明責任を果たすことを自治体に課す。	カリキュラム内容が学校教育法や同法施行規則等により、全国画一的に規定されている。	文部科学省		
1450	1450020	20	長野県	20000	多様な教育カリキュラム実現特区	02	構造改革特区研究開発校制度(仮称)の認定方法の改善	8006-001 8007 8032 8033 8045	A	多様な教育ニーズに応えた学校教育を実現するために、	教育課程の弾力化・教科の自由な設定・学習指導要領の弾力化を認める「構造改革特区研究開発校制度(仮称)」が認められたが、その認定は、学校教育法施行規則第26条の2の規定に基づき文部科学大臣が行うこととなっているが、	カリキュラム内容等の認定権限を特区の地方自治体の長(都道府県知事等)とする。 また、研究開発学校の認定期限は原則として設けない。	認定委員会を設置し、首長(知事等)の責任によりカリキュラム等を認定	カリキュラム内容等の認定権限が規制緩和されていない。	文部科学省		
1450	1450030	20	長野県	20000	多様な教育カリキュラム実現特区	03	公立学校の休業日の弾力化			土曜日等に授業を行うことにより、より自由なカリキュラムの編成が可能になるよう、	学校教育法施行規則第47条で規定されている「公立学校の休業日」を、	特区内の学校長若しくは教育委員会が定めることを可能とする。 (第一次提案に対して、「土曜日等に補習等を実施することを禁じる規定ではなく、現行制度で対応可能」との回答があった(9/25付け回答 管理コード8036)が、補習ではなく正規の授業時間として土曜日等に授業を行うためには、特区による規制緩和が必要である。)	私立学校では土曜日も授業が行われているケースがあり、代替措置は必要なし。	公立学校だけが土曜日休業を義務付けられている	文部科学省		
1450	1450040	20	長野県	20000	多様な教育カリキュラム実現特区	04	教科書使用の弾力化			多様な教育ニーズに応えた学校教育を実現するために、	教育課程の弾力化、学習指導要領の弾力化等の措置とあわせ、学校教育法第21条等で規定されている教科書使用の義務付けや地方教育行政の組織及び運営に関する法律第33条第2項の規定による教科書以外の教材使用の届出・承認制について、	弾力化することにより、学校の自己責任によるカリキュラム編成を一層容易なものとする。			特区研究開発学校制度では教科書使用の弾力が入っていない。	文部科学省	
1451	1451010	20	長野県	20000	医療的ケアを必要とする障害児のための特区	01	養護学校や社会福祉施設における医療行為の特例			養護学校や社会福祉施設において、障害児に対する経管栄養等の比較的簡単な医療的ケアを実施できるようにするために、	医師法第17条「医師でなければ医療をしてはならない」という事項について、	養護学校内や社会福祉施設内での医療行為の特例を認めることにより、養護学校の教職員や社会福祉施設の職員が、経管栄養等の比較的簡単な医療的ケアを行うことを可能とする。	比較的簡単な医療的ケアの範囲を明確化するとともに、教職員等に十分な研修を行う	医師法第17条により、医師でなければ医療をしてはならないとされており、学校等の中で簡単な医療的ケアができない。	厚生労働省 文部科学省		

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特例の具体的要望事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード
1451	1451020	20	長野県	20000	医療的ケアを必要とする障害児のための特区	02	養護学校内の看護師免許を有する養護教諭による比較的簡単な医療行為の承認				養護学校の看護師免許を有する養護教諭が、障害児に対する比較的簡単な医療的ケアを実施できるようにするために、	学校教育法第28条第7号により、「養護教諭は児童の養護をつかさどる」とされ、医療的ケアはこの定義に入らないという文部科学省の解釈を要し、	養護学校内の看護師免許を有する養護教諭による、比較的簡単な医療行為を、養護教諭の職務内容として容認する。		学校教育法第28条第7号により、養護教諭は児童の養護をつかさどるとされており、学校で簡単な医療的ケアができない。	厚生労働省	
1452	1452010	20	長野県	20000	外国籍児童生徒就学支援特区	01	外国籍児童生徒学校を設置する学校法人を設立する際の要件の緩和				未就学問題をはじめとして、外国籍児童生徒の教育を取り巻く諸問題が生じている中、これら外国籍児童生徒の教育の受け皿として、近年、県内の外国籍児童集住地域に外国籍児童が中心となっていわゆる「母国語教室」を開設し、初等中等教育に準じた教育を実施しているが、準学校法人の認可基準の生徒定数要件を満たすことができないために、これら「母国語教室」の設置者は準学校法人となることができず、効率的な学校運営ができない状況にあるとともに、地方公共団体としても憲法第89条(公金の支出制限)による制限のため公的に支援することができない状況にある。	「私立学校法の施行について」(昭和26年3月14日文部次官通知)中、「四、準学校法人の認可基準について」において、1の(ロ)で生徒定数は150人以上であること定められている事項について、	30人程度まで引き下げる。	経常収支等、学校経営の安定性・継続性が確保されるとともに、初等中等教育に準じた一定の教育がなされることを証明する資料の提出義務。	準学校法人の認可基準として生徒定数要件については、「私立学校法の施行について」(昭和26年3月14日文部次官通知)により、150人以上と定められているが、「母国語教室」を設置しても外国籍児童生徒の通学可能範囲内で150人以上の児童生徒を養育することはできない。	文部科学省	
1452	1452020	20	長野県	20000	外国籍児童生徒就学支援特区	02	外国籍児童生徒学校を設置する学校法人を設立する際の要件の緩和				未就学問題をはじめとして、外国籍児童生徒の教育を取り巻く諸問題が生じている中、これら外国籍児童生徒の教育の受け皿として、近年、県内の外国籍児童集住地域に外国籍児童が中心となっていわゆる「母国語教室」を開設し、初等中等教育に準じた教育を実施しているが、準学校法人の認可基準における校地・校舎の自己所有要件を満たすことができないために、これら「母国語教室」の設置者は準学校法人となることができず、効率的な学校運営ができない状況にあるとともに、地方公共団体としても憲法第89条(公金の支出制限)による制限のため公的に支援することができない状況にある。	「私立学校法の施行について」(昭和26年3月14日文部次官通知)中、「四、準学校法人の認可基準について」において、「2で法人の資産については、学校法人の資産の認可基準(施設、設備及びこれらに要する資金の自己所有要件)に準じて取扱うことと定められている事項について、	校地・校舎の自己所有要件を求めないものとする。	経常収支等、学校経営の安定性・継続性が確保されるとともに、初等中等教育に準じた一定の教育がなされることを証明する資料の提出義務。	準学校法人の認可基準として、「私立学校法の施行について」(昭和26年3月14日文部次官通知)において、校地・校舎の自己所有要件が定められているが、何らかの公的支援を受けられない「母国語教室」においては、運営経費を賄うことが精一杯であり、校地校舎等の固定資産の取得ができない。	文部科学省	
1453	1453010	20	長野県	20000	外国人医師活用特区	01	外国人医師の医療行為の解禁	9224	c - 1	厚生労働省の回答では、日本の医師免許を持たない外国人医師による医療行為は、現行の特組みにおいても可能としているが、外国人医師の外国籍国民に対する母国語による精神的ケアを含めた医療行為が必要である。また、医療行為を認めるためには、知事等が指定する医療機関において、研修を義務付けることによって、患者への対応や医療機関との連携などについて十分な確認ができる。 臨床研修制度はあるが、実際に著名な外国人医師の治療、日本で行われていない医療や技術指導を受けるには、その国に相当期間滞在(留学)しなければならない理由により再提案するもの。	外国人医師に対する各母国語による医療サービスの提供を図るため。	外国の医師免許があっても日本国内では医業ができない。(医師法第2条及び第17条) 外国人医師が医療行為を行うためには、臨床研修制度の適用があるが、この制度は「医療に関する知識及び技能の修得を目的として入国した外国人医師が厚生労働大臣の指定する病院において臨床研修指導医の実地の指導監督の下に医業を行うこと」と定義され、実際に医療行為には様々な制約がある。(外国人医師又は外国歯科医師が行う臨床研修に係る医師法第17条及び歯科医師法第17条の特例等に関する法律)	臨床研修制度の適用拡大ではなく、特区において、日本の医師免許を持たない外国人医師による当該国国民に対する医療行為及び高度先進医療技術の普及を目的とする医療行為の解禁を提案する。	外国人医師が当該国国民に対する医療行為を可能とする特区提案(第1次)に対し、厚生労働省の回答では、日本の医師免許を持たない外国人医師による医療行為は、現行の特組みにおいても可能としているが、 長野県において希望する全ての外国人医師の当該国国民に対する医療行為を可能とするものではない。 臨床研修制度はあるが、実際に著名な外国人医師の治療、日本で行われていない医療や技術指導を受けるには、その国へ渡航し相当期間海外に滞在(留学)しなければならない、等の問題がある。	厚生労働省		
1454	1454010	20	長野県	20000	医療業務への労働者派遣特区	01	医療業務への労働者派遣解禁				厚生労働省は、「多数の専門家がチームとして医療を提供する中で、労働者派遣を認めると、チームの構成員による互いの能力把握や意思疎通が十分になされなくなり、患者の生命、身体に影響が及ぶおそれがある」と回答しているが、現状として、医師等を外部から招聘し、派遣という形態でチーム医療を実践している医療機関もあることから、適切な体制を整備すれば、実現可能と考え、	地方における医療機関にあっては、必要な人員を確保するために、多くの関係者を訪ねる必要があり、短期間で対応が難しい状況にある。そのため、派遣先が明確にされることで、随時、必要な時に短期間に対応が可能となる。 医師を例に取れば、医療機関は、大病院の医局から医師の派遣を受けるケースが少なからずあり、派遣医師の人事権など医局の都合に左右されることから、医局に依存しない自由な採用ができる。	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第4条第1項第3号及び同法施行令第2条(労働者派遣の適用除外となっている医療関連業務) 医業 歯科医業 薬剤師が病院等で行う調剤業務 保健師、看護師等の各業務 栄養士業務 歯科衛生士業務 診療放射線技師業務 歯科技工士が病院等で行う業務	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第4条第1項第3号及び同法施行令第2条(労働者派遣の適用除外となっている医療業務)を解除する。	地方における医療従事者の確保は難しく、医師を例に取れば、派遣医師の人事権など医局の都合に左右されることが少なからずあり、必要な人材を円滑に採用することが困難な状況にある。	厚生労働省	
1455	1455010	20	長野県	20000	首長(知事)・教育委員会委員の首長等の兼職禁止規定の緩和	01	教育委員会委員の首長等の兼職禁止規定の緩和				選挙により選ばれた首長が、より直接的に教育行政に関与することにより、真に市民が望む教育サービスを実現するために、	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第6条において、教育委員が首長等との兼職を禁止するとされている規制について、	当該規制を撤廃し、首長等が教育委員として教育行政に携わることが可能とする。	首長は選挙により、その結果責任を問われることから、新しい代替措置は不要	教育委員については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律により、知事等との兼職が禁止されている。	文部科学省	
1456	1456010	20	長野県	20000	新しい公設民営型スクール実現特区	01	公設民営型学校を学校教育法に位置づける				地方自治体と市民・民間団体が協働で運営する新しいタイプの公設民営型学校を実現するために、	公立学校でなく、私立学校でもない第3の学校形態としての公設民営型学校を運営する株式会社、NPO法人、学校法人等を、「特定学校運営事業者(仮称)」として、学校教育法第2条の中に位置づけることにより、	公立小中学校の学校経営を市民・民間団体が行うことを可能とする。	教育目標の設定及びその目標への達成責任の義務化(結果責任) 教育目標を達成できない場合や特定学校運営事業者の経営が破綻した場合に、新たな特定学校事業者を選定するか、公立学校へ戻すなどの措置の義務化	現行制度は存在しない	文部科学省	
1456	1456020	20	長野県	20000	新しい公設民営型スクール実現特区	02	「特定学校運営事業者」の認可				新しい学校の形態である「特定学校運営事業者」を認可するために、	特区の認定を受けた地方自治体が存在する都道府県知事がその認可基準を定め、認可を行うよう、	学校教育法に必要な改正を行う。	現行制度は存在しない。	学校教育法の設立認可と同様に、都道府県知事の責任において認可を行う制度とする。 教育目標の設定及びその目標への達成責任の義務化(結果責任)	文部科学省	
1456	1456030	20	長野県	20000	新しい公設民営型スクール実現特区	03	「特定学校運営事業者」へ学校経営を委託できる制度づくり				「特定学校運営事業者」への学校運営委託を可能とするために、	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律により算定される教職員数に対して、義務教育費国庫負担法により補助される教職員給与費を、	「特定学校運営事業者」への運営委託費として支出できるようにする。	現行制度では、義務教育の無償化を図るために、公立義務教育を行う教職員に対する給与は国・県が負担することになっているため、「特定学校運営事業者」に対して人員費相当額を委託費支出することができない。	文部科学省		
1456	1456040	20	長野県	20000	新しい公設民営型スクール実現特区	04	公立学校を運営する「特定学校運営事業者」が授業料を徴収できる制度				公立学校の学校経営を委託する「特定学校運営事業者」が授業料を徴収することを可能とするため、	「特定学校運営事業者」は、学校教育法第2条第3の学校運営主体として位置づけるので、同法第6条の規定の国立又は公立の学校には該当しないため、	授業料徴収が可能と解釈する。 も、公設民営が公立学校と解釈されるのであれば、「特定学校運営事業者」に対しては学校教育法第6条の「ただし、」以下の規制を適用しない。	同左	憲法第26条第2項との関係においては、すべての児童生徒が本提案に基づき(学校以外の無償の学校(公立学校等)を選択可能であることを保障すれば、問題は発生しない。	文部科学省	
1456	1456050	20	長野県	20000	新しい公設民営型スクール実現特区	05	教育公務員の身分に関する特例				公立学校から「特定学校運営事業者」へ転籍した教職員に対する地方公務員の身分を保证するために、	教育公務員特例法第3条に	特定学校運営事業者の教職員を加える。	現行制度では、教育公務員が「特定学校運営事業者」に転籍した場合は、公務員の身分を失ってしまうことになり、転籍しようとする教員が現れない。	文部科学省		
1456	1456060	20	長野県	20000	新しい公設民営型スクール実現特区	06	「特定学校運営事業者」の教職員の給与の特例				「特定学校運営事業者」が教員の給与を独自に決定することを可能にするため、	「特定学校運営事業者」へ転籍した教育公務員に対して、国立及び公立の義務教育学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法は	適用されないようにする。 「特定学校運営事業者」は、学校教育法第2条第3の学校運営主体として位置づけるので、国立又は公立の学校には該当しないため	国立及び公立の義務教育学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法が適用されず、	「特定学校運営事業者」が独自に給与決定ができなくなってしまう。	文部科学省	
1456	1456070	20	長野県	20000	新しい公設民営型スクール実現特区	07	設備、教科、教科書等の特例				「特定学校運営事業者」の持つ様々な教育ノウハウを最大限に生かした学校運営とするために、	「特定学校運営事業者」に対しては、教育成果目標の設定とそれに対する達成義務を課すという、結果責任主義とすることにより、学校教育法で規定されている教科、教科書、修業年限(学年制、クラス編成の弾力化など)、教育課程などの様々な事前規制項目を弾力化し、	特色ある学校経営を可能とするともに、教育成果を事後にチェックする体制とする。 (特区研究開発学校制度ではなく、新しい公設民営型学校には基本的に事前規制項目を課さない制度とすること)	教育目標の設定及びその目標への達成責任の義務化(結果責任) 教育目標を達成できない場合や特定学校運営事業者の経営が破綻した場合に、新たな特定学校事業者を選定するか、公立学校へ戻すなどの措置の義務化	現行制度では、教科、教科書、教育課程等が全国一律で定められており、「特定学校運営事業者」が特色ある学校経営を行うことができない。	文部科学省	

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特例の具体的要望事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード
1457	1457010	20	長野県	20000	企業立地促進特区	01	企業にリースする県営産業団地に係る国有財産等所在市町村交付金の交付義務の廃止				県が工業団地を企業へリースする場合、国有資産等所在市町村交付金法に基づき所在市町村等に固定資産税相当額を交付することが義務づけられているため、交付金相当分については企業の賃料料を財源とせざるを得ない状況にある。このため同交付金の交付義務を廃止することにより、賃料料を安値に設定できるようにして企業誘致の促進を図る。	国有資産等所在市町村交付金法第2条第1項第1号による工業団地所在市町村への交付金の交付義務について	国有資産等所在市町村交付金法第2条の交付については、市町村との協議により産業活性化につながる場合は交付しないことができるものとする。		県が工業団地を企業へリースする場合、所在市町村等に固定資産税相当額を交付すること義務づけられていることから、交付金相当分については、企業の賃料料を財源とせざるを得ないため、賃料料を安値に設定できない。	総務省	0403310
1457	1457020	20	長野県	20000	企業立地促進特区	02	普通財産の売払いに関する議会の議決要件の緩和				区分割した工業団地の売払いに関し、議会の議決の可否の判断に当たり、「1件の土地について工業団地全体の面積をとらえるのではなく、1区画ごとの分譲面積を対象とするよう規制を緩和し、企業の要望に沿い、小規模工業用地については、即時分譲が可能となるようにする。	昭和38年12月19日付け行政課長通知において、議会の議決に付すべき土地の売払いに関して土地1件の定義を「その買入れ又は売払いの目的を妨げない限度における単位」として、区分割した工業団地の一区画の処分であっても工業用地全体を1件とし議会の議決の可否を判断することとしていること	区分割した工業団地の売払いにおいて、1件の単位を工業団地全体でとらえずに、処分する一区画ごとを1件の単位として議会の議決の判断するようによる。	区分割した工業用地の分譲処分においては、昭和38年12月19日付け行政課長通知により、工業用地全体を「1件」として扱うこととしているため、工業用地の小規模分譲の場合でも議会の議決が必要となっていない。	総務省	0400380	
1457	1457030	20	長野県	20000	企業立地促進特区	03	土地開発公社の保有地(自治体委託分)の賃貸の容易	4470	A	公有地の拡大の促進に関する法律第17条第2項で規定する地方公共団体の委託に基づき取得した土地にも賃貸方式を活用できるようにする。	公有地の拡大の促進に関する法律第17条第2項で規定する地方公共団体の委託に基づき取得した土地(工業団地)についても企業に賃貸できるようにし、立地企業の初期投資を減額し、企業の工業団地への入居を促進する。	産業団地に賃貸制度で入居する企業の土地所有者である地方自治体	当初提案に加え、公有地の拡大の促進に関する法律第17条第2項で規定する地方公共団体の委託に基づき取得した土地(工業団地)についても企業に賃貸できるようにする。	自治体からの委託事業については、土地開発公社から直接貸し出すことができる。	総務省	0400650	
1458	1458010	20	長野県	20000	病床規制適用除外特区	01	病床規制の適用除外				県内における医療圏の設定及び医療圏ごとの基準病床数の維持による病床規制を取り除き、病院開設が必要とする病床の許可を与えることにより、真に地域の需要に応じた病床配置が行えるほか、病院開設の新規参入を容易にし、患者の選択の幅が広がる。また、病院開設の向上に向けた病院相互の取り組みが活性化される。	病院を開設するときは、医療法に基づき(県知事の開設許可が必要になる。病院の病床は、医療法に基づき県の医療計画で定めた医療圏ごとの基準病床数の範囲内で設置が許可される。基準病床数を超過した病床の設置許可は制限される。医療法第7条 病院の開設許可第7条の2 公的医療機関に係る病院の開設許可の制限第30条の3 医療計画による基準病床数の設定第31条の7 都道府県知事の中止勧告	地域医療計画による病床規制を行わず、申請に応じて病床の設置を許可する。	基準病床数による病床規制により、基準病床数に達している地域では、病院の新規参入ができない。	厚生労働省		
1459	1459010	20	長野県	20000	IP電話特区	01	IP電話番号の割り当てに際して、自治体等(NPO)へも割り当てを認める。割り当て対象者として、電気通信事業者のみならず多様な事業者も認める。割り当ての際の通信品質基準の適用を緩和する。				IP電話により県内IP網内の通話が無料になり、IP電話利用者が飛躍的に増加することにより、IP電話機器(PDA端末)の需要やネットワークビジネスが創出され、県内IT関連企業のビジネスチャンスの拡大を図るため。	IP電話番号の割り当て条件として、電気通信事業法上の事業者に限定していること。IP電話の品質において、総合品質基準を満たすこととしていること。	IP電話番号の割り当ては総務省が権限を有しているが、自治体等へも割り当て権限を認める。割り当て対象者として、電気通信事業者以外の無線LAN提供(CATV事業者等)も認める。割り当ての際には通話の総合品質基準を定めているが、特区においては通信品質基準の適用を緩和する。	IP電話番号の割り当てについて、電気通信事業者に限定しており、自治体等が利用できない。	総務省	0405210	
1460	1460010	20	長野県	20000	どぶろく特区	01	酒税法の緩和				酒類の製造免許の規制を緩和し、農村の活性化等を図ることができる。	酒税法の製造免許に係る製造数量規制の緩和	酒税法における、製造免許に係る数量規制の緩和により、農業者等が地域の自然環境等を活かした醸造を可能とする。(例:現行は最低数量の醸造でも6キロリットルに達しないと製造免許を受け付けてもらえないが、その数量規制を1キロリットル程度に緩和する。釀り等の醸造に用いるため、100リットル程度の少量の醸造については、無許可又は届出のみとなるよう規制を緩和する。	大規模製造業者以外酒類を製造することが出来ない。	財務省	0700140	
1461	1461010	20	長野県	20000	一級河川管理特区	01	河川管理に関する指定区間制度の改正 河川管理に関する国の認可を無くす				地方独自の管理を行えるようにする。 機動的・迅速な執行を行えるようにする。	河川法第9条により国の指定を受けた一級河川は、県管理とされ、本川の一部と支流が県管理となっている。 河川法第79条により一級河川の計画を策定する場合、国土交通大臣の認可が必要とされている。	一級河川の本川は、全て国管理とする。 本川へ流れ込む支流のうち、下流に著しい負荷を与える恐れのあるものを除き県管理とし、国の認可を不要とする。 準用河川等に関する業務は、県独自の基準を新たに策定し、国が行っていた認可業務を県が行うこととする。	準用河川は、県の認可とする。 一級河川は、国の統一した管理下におかれているため、地方の実状に合わせた管理業務が難しい。	国土交通省	1204120 1204130 1204140	
1462	1462010	20	長野県	20000	水利権調整特区	01	河川法第23条(流水の占有の許可)(水利権調整事業)				発電用水と消流雪用水に限り例外的に認められている豊水水利権について、不安定な取水の権利であることを前提に、その権利の拡大を図る。	河川法第23条における流水の占有の許可の緩和	流水の占有の許可の緩和	基準湧水水量を超える部分については、発電用水と消流雪用水を除き許可されない。	国土交通省	1204070	
1463	1463010	1	留萌市	1212	PF推進特区	1	民間が実施する公共建築物への補助制限の緩和				過疎地域における生活環境の改善及び民間による公共建築物整備の活性化のため	公共建築物の補助制度について、自治体の直接建設以外は部分的補助である事項について	民間が公共建築物を整備する場合、条件を付することにより自治体が直接建設する場合と同様の補助内容とする。	現行補助制度では、民間が公共建築物を建設する場合の補助率は、部分的。	国土交通省 文部科学省 厚生労働省 内閣府	1206040 2000020	
1464	1464010	18	福井県鯖江市	18207	福祉コミュニティ特区	1	ホームヘルパーによる実施可能な身体介護の拡大	9309	C-2	疲の吸引についてホームヘルパーが実施可能かどうかを検討することとしているが、介護と関連の深い医療行為は23項目すべてについて実施したい。	介護を要する状態になっても在宅で安心して生活するためには、ホームヘルパーの身体介護の範囲の拡大が不可欠である。	介護と関連の深い医療行為は23項目(じく/創の処置、爪きり、痰の吸引、酸素吸入、経管栄養、点滴の抜針、インシュリンの投与、挿入、人工肛門の処置、産案、洗眼、血圧測定(市販の測定器を含む)、服薬管理(薬の在庫管理、服薬指導を含む)、外用薬の塗布、口腔内のかき出し、食餌療法(指導、導食、留置カテーテルの管理、膀胱洗浄、排痰ケア、気管カニューレの交換、気管切開患者の管理指導、点眼)	ホームヘルパーの教育プログラムを充実させた上で、ホームヘルパーが医師の指示および訪問看護師の指導のもとに左記の医療行為を実施する。	気管内チューブ等にたまった痰等を吸引除去などの医療行為については、患者の生命・身体に及ぼす危険性にかんがみ、医師又は看護師等が行うべきものであり、医療関係資格を有していないホームヘルパーに認められることは適当ではない。	厚生労働省		
2001	2001010	13	学校法人日本航空学園東京本部	50030	通信制併用型小中学校	1	小中高校の不登校生に対して、具体的に学校復帰を機会を。また受け皿となる通信制併用型小中高等学校を設立するため。				小中高等学校における不登校生が増加する中、学校帰属のシステムとしての通信制併用型小中学校を設立するため	学校教育法施行規則第24条の2及び25条の規定について	学校長の裁量で不登校などで登校が困難な児童生徒に対してのみ、通信教育を用いることができる。	学校教育法施行規則第24条の2および25条の規定において、時数、及び基準が定まり、不登校生の通信による授業ができない。	文部科学省		
2002	2002010	13	個人	50010	公設民営型「無学区の強制」都立中学・高等学校	1	都立高校に民間の教育力を導入 多種多様な生徒に学習の機会をあたえるため。				都立高校に民間の教育力を導入 多種多様な生徒に学習の機会をあたえるため。	東京都認可「東京私塾協同組合、あるいは民間教育団体への都立校の経営委託 行政区域外への都立中学・高等学校の学区の設定		東京都認可「東京私塾協同組合、あるいは民間教育団体への都立校の経営委託 行政区域外への都立中学・高等学校の学区の設定	文部科学省 東京都		
2003	2003010	13	株式会社ザ・ウィック	50020	ネイルサロンを美容師とは別の職業とするよう、昭和33年の美容師法の運用について、の通達改正のご提案	1	改正提案文「1-「理容師法及び美容師法の運用について、(昭和33年8月6日、33衛公環発第586号、各保健所課長あて衛生局長(公衆衛生部長)に記載された。美容とは、パーマ・ネットウエーブ、結髪、化粧、洗髪、髻毛、髻皮、美爪、白髪染等顔面、頭髪、手指等の整容の作業、であるという通達から「美爪、手指、をとり、美容とは、パーマ・ネットウエーブ、結髪、化粧、洗髪、髻毛、髻皮、白髪染等顔面、頭髪等の整容の作業、と改正する。2-昭和42年に「美容師法の疑義について」という厚生省環境衛生局長(公衆衛生部長)から東京都衛生局長(公衆衛生部長)の回答における「美容とは、通常首から上の容姿を美しくするために用いられるものであり、それが多少拡張される場合にもマニキュア、ペディキュア程度にとどまるものとして解すべきである。から、それが多少拡張される場合にもマニキュア、ペディキュア程度にとどまるものとして解すべきである。」とある。よって、美容の定義としてネイルを別に考える必要がある。				昭和32年の美容師法の第2条第1項美容の定義にネイルは記載されていないにも関わらず、昭和33年通達及び昭和42年回答の解釈により、美容の定義にネイルが含まれているように解釈されながらも、昭和42年から現在まで職業の専門分化がありネイルサロンが事業として台頭してきたため、現在、その解釈が各自治体保健所の担当官により様々である。美容師法には美容を営むものは美容師であることとあるが、美容の定義にネイルをいれてしまうと、現在の美容師の国家試験にネイルはそもそも科目として入っていません。専門性の高いネイル技術は美容師からの提供は困難であるなど矛盾が生じる。設備面も頭髪を扱う美容師の衛生管理要領はネイルサロンの仕様には当てはまらない点がある。よって、美容の定義としてネイルを別に考える必要がある。	1-「理容師法及び美容師法の運用について、(昭和33年8月6日、33衛公環発第586号、各保健所課長あて衛生局長(公衆衛生部長)の「美爪、手指、をとり、美容とは、パーマ・ネットウエーブ、結髪、化粧、洗髪、髻毛、髻皮、白髪染等顔面、頭髪、手指等の整容の作業、であるという通達を改正2-上記改正に基づき、昭和42年に「美容師法の疑義について」という厚生省環境衛生局長(公衆衛生部長)から東京都衛生局長(公衆衛生部長)の回答「美容とは、それが多少拡張される場合にもマニキュア、ペディキュア程度にとどまるものとして解すべきである。」とある。よって、美容の定義としてネイルを別に考える必要がある。」とする。	1-「理容師法及び美容師法の運用について、(昭和33年8月6日、33衛公環発第586号、各保健所課長あて衛生局長(公衆衛生部長)の「美爪、手指、をとり、美容とは、パーマ・ネットウエーブ、結髪、化粧、洗髪、髻毛、髻皮、白髪染等顔面、頭髪等の整容の作業、と改正する。2-昭和42年に「美容師法の疑義について」という厚生省環境衛生局長(公衆衛生部長)から東京都衛生局長(公衆衛生部長)の回答「美容とは、それが多少拡張される場合にもマニキュア、ペディキュア程度にとどまるものとして解すべきである。」とある。よって、美容の定義としてネイルを別に考える必要がある。」とする。	特になし	昭和32年の美容師法の定義第2条第1項には美容の定義にネイルは含まれていないにも関わらず、昭和33年通達により、美容の定義にネイルが含まれているように解釈されながらも、昭和42年から現在まで職業の専門分化がありネイルサロンが事業として台頭してきたため、現在、その解釈が各自治体保健所の担当官により様々である。美容師法には美容を営むものは美容師であることとあるが、美容の定義にネイルをいれてしまうと、現在の美容師の国家試験にネイルはそもそも科目として入っていません。専門性の高いネイル技術は美容師からの提供は困難であるなど矛盾が生じる。設備面も頭髪を扱う美容師の衛生管理要領はネイルサロンの仕様には当てはまらない点がある。よって、美容の定義としてネイルを別に考える必要がある。	厚生労働省	
2004	2004010	13	アイビートーク株式会社	50020	インターネット電話番号付与構想	1	IP電話番号の申請に関するIP電話の総合品質に係る規制の緩和。				IP電話番号(050番号)割当の条件として、管理されたネットワークの保有者でなければ総合品質が保障できないような規制となっているため、多くのインターネット電話事業者が番号を取得できない状況にあることから、公衆インターネットを通信経路として用いる第二種電気通信事業者あるいはその他事業者に対して、IP電話番号の割当を可能とすることを目的とする。	「第一種電気通信事業者」と「公衆インターネットを通信経路として音声伝送サービスを提供する事業者」との間の音声サービスの接続に関し、「第一種電気通信事業者」の義務を規定している電気通信事業法 第35条の6(総合品質)及びIP電話の総合品質とIP電話番号申請のためのガイドライン 2(2)。	電気通信事業法、事業用電気通信設備規則の第35条の6(総合品質)の適用を除外する。これにより、同規定を準用している一般第二種電気通信事業者の「総合品質」に関してもその規制を緩和し、IP電話番号(050)の付与を行う。	国は、本特区構想による電話番号付与基準の規制緩和について国民に対し周知するとともに、自治体及び事業者は、インターネット電話サービスの利用者に対して特区の特例措置に基づくものであることを周知するなど、	ブロードバンドの進展によりインターネットインフラ環境が急速に整備されつつあるが、総務省あるいは総務省からIP電話番号(050)を付与された電気通信事業者は、公衆インターネットを通信経路として用いるインターネット電話事業者のサービスもよくは端末に対してIP電話番号(050)を付与することができない。	総務省	0405220

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特例の具体的要望事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード
2005	2005010	17	NPO法人申請中「I・H・Sグループ」	50080	1.3億人の雇用と、100兆円/年の売り上げを実現する「プロジェクト名:1a mmj」	1	石川県珠洲市全域の利用が出来る固定公園の指定の緩和				珠洲市内に50階建てビル50棟を建設し、3ヶ所のビル建設工場を建て、500m×3000mの運河を建設するためには、自然公園法の緩和が必要になる。	一時的な工作物ではなく、恒久施設が建設できるようにしてほしい。	50階建てビル50棟、2500万㎡が、珠洲市内に建設したいので、自然公園法の特例を追加してほしい		自然公園法施行規則第12条で、高層ビルは、建てられない	環境省	1300070
2005	2005020	17	NPO法人申請中「I・H・Sグループ」	50080	1.3億人の雇用と、100兆円/年の売り上げを実現する「プロジェクト名:1a mmj」	2	石川県珠洲市全域の海岸線の一部埋め立て利用の緩和				海岸線近くの珠洲市内には、空き地がなく、50階建てビルが建設できない。そこで、海岸線の一部を埋め立てし、50階建てビル50棟を建設する。	特区制度の趣旨、目的に合致する用途の変更であって、環境に著しく影響を及ぼさない施設であります。	50階建てビル50棟、2500万㎡が、珠洲市の海岸に建設したいので、特例を追加してほしい		公有水面埋立法第27条、第29条で、公有水面が使用できない	国土交通省	1210010
2005	2005030	17	NPO法人申請中「I・H・Sグループ」	50080	1.3億人の雇用と、100兆円/年の売り上げを実現する「プロジェクト名:1a mmj」	3	珠洲市内で、50階建てビル200mが建てられるように、建築基準法の高さの制限、250mまでの緩和				建築基準法で、高さの制限があるが、250mまでの建物が建設できる地域を、許可してほしい	建築基準法の高さの制限を、250mまで、緩和してほしい	珠洲市内に新しい建物を作り、日照権や電波生害をこすよりも、海岸線に建てることで、トラブルを少なくし、環境改善事業も実施する		建築基準法で、50階建てビルが、珠洲市の海岸線では、建設できない	国土交通省	1206510
2005	2005040	17	NPO法人申請中「I・H・Sグループ」	50080	1.3億人の雇用と、100兆円/年の売り上げを実現する「プロジェクト名:1a mmj」	4	50階建てビルの屋上に、垂直離陸機が直接、離着陸できる許可がほしい				航空法で、ビルの屋上への直接の離着陸は、認められていないが、事業の効率化のために、許可がほしい	特区の特例処置を認めてほしい	飛行機の操縦技術の審査、建物への衝突の危険性回避、等を十分審査し、情報を提出するので許可してほしい		航空法で、50階建てビルの屋上への飛行機の離着陸は、出来ない	国土交通省	1211030
2005	2005050	17	NPO法人申請中「I・H・Sグループ」	50080	1.3億人の雇用と、100兆円/年の売り上げを実現する「プロジェクト名:1a mmj」	5	15万トンの客船が停泊できる港湾施設の建設を許可してほしい				陸地に、500m×3000mの運河と、15万トンの客船の港湾施設を建設することは、貿易振興上不可欠であり、許可がほしい。	特区の特例処置を認めてほしい	今まで、前例がなく、「地元の合意が不可欠だが、環境改善と、豊かな海を創造するために、検討が必要になる。」		海を埋め立てて、建設するならば、可能な企画だが、内陸部に新しい運河とは、とんでもない企画だ	国土交通省	1210130
2005	2005060	17	NPO法人申請中「I・H・Sグループ」	50080	1.3億人の雇用と、100兆円/年の売り上げを実現する「プロジェクト名:1a mmj」	6	港に直接つながった「閉鎖式運河」は、温度差発電で発生する大量の高エネルギー水を利用した魚、貝、海藻の育成所だが、多目的地域として、認可してほしい				能登半島珠洲市の海を、豊饒の海にするために、温度差発電で利用した後の海水を高エネルギー化し、魚、貝、海藻を運河の中で育成し、放流する。施設の許可がほしい。	特区の特例処置を認めてほしい	今まで、前例がなく、「地元の合意が不可欠だが、環境改善と、豊かな海を創造するために、検討が必要になる。」		海を埋め立てて、建設するならば、可能な企画だが、内陸部に新しい運河とは、とんでもない企画だ	農林水産省	
2005	2005070	17	NPO法人申請中「I・H・Sグループ」	50080	1.3億人の雇用と、100兆円/年の売り上げを実現する「プロジェクト名:1a mmj」	7	珠洲市内の海岸線の地下100mに、高速地下鉄を建設出来るように、地下空間利用の緩和を実施してほしい				珠洲市内の自動車の交通量を、増加させないために、50階建てビルの地下を、地下鉄で結び、交通アクセスの改善をするために、許可してほしい。	特区の特例処置を認めてほしい	大都会で、地下鉄を建設する企画は、理解できるが、過疎地区で建設して、利用価値があるか疑問だと指摘は、仕事を、永久に珠洲市で行う以上、不可欠の交通手段だ。		能登半島、珠洲市の過疎地区に、地下鉄とは、とんでもない企画だ	国土交通省	1205120 1207030
2005	2005080	17	NPO法人申請中「I・H・Sグループ」	50080	1.3億人の雇用と、100兆円/年の売り上げを実現する「プロジェクト名:1a mmj」	8	珠洲市は、貿易が自由出来る自由貿易地域にしてほしい				海外1000箇所生産されるハイテク部品の輸入が、24時間、関税:0円で、実施できれば、貿易は、拡大します。	特区の特例処置を認めてほしい	構造改革特区の一番の目標であり、日本繁栄の基地になるために、不可欠です。		石川県、能登半島、珠洲市が自由貿易地区になることは、特区の指定以外に出来ない。	財務省 経済産業省	0700160 0700390 1170030
2005	2005090	17	NPO法人申請中「I・H・Sグループ」	50080	1.3億人の雇用と、100兆円/年の売り上げを実現する「プロジェクト名:1a mmj」	9	海洋深層水を使用したセラミック式温度差発電の認可がほしい				公害:0、運転音:0、汚水、排水:0、の温度差発電の施設の認可をしてほしい。	特区の特例処置を認めてほしい	従来の発電方式とは、まったく異なる発電方式だが、実現すれば、素晴らしいシステムですね		燃料費:0円の海洋深層水を使用した温度差発電は、魅力があるが、あらゆる法律に抵触する	経済産業省	1105020
2005	2005100	17	NPO法人申請中「I・H・Sグループ」	50080	1.3億人の雇用と、100兆円/年の売り上げを実現する「プロジェクト名:1a mmj」	10	珠洲市内で発生するゴミ、産業廃棄物を有用資源に転換する「残債:0、排ガス:0、汚水:0、有毒ガス:0、のゴミ処理装置、の設置、運転許可がほしい				10万人の学生が集まれば、膨大なゴミ産業廃棄物が発生するが、「NPO法人申請中「I・H・Sグループ」は、有用資源に転換できる自家処理を行うために、装置の設置と、運転許可がほしい。	特区の特例処置を認めてほしい	日本のみならず、世界中で問題がある「ゴミ処理の問題解決の切り札になれば、素晴らしいことだ。		産業廃棄物、生活のゴミの処理に、安全で、リサイクルが出来て、ローコストの処理方法があれば、素晴らしいことである	環境省	1300480
2005	2005110	17	NPO法人申請中「I・H・Sグループ」	50080	1.3億人の雇用と、100兆円/年の売り上げを実現する「プロジェクト名:1a mmj」	11	珠洲市内に3ヶ所の50階建てビルの造船所をつくるが、認可がほしい				造船所と同じく、50階建てビルを工場生産でつくり、設置場所へ移動するシステムであるため、向上の許可がほしい。	特区の特例処置を認めてほしい	現地製作しか出来なかった「50階建てビルを工場で作ること自体、とんでもないこと、だが、実現できれば、新しい付加価値を伴うことになる。		50階建てビルを造船所と同じく建築するとは、とんでもない企画だ。	国土交通省	1206110
2005	2005120	17	NPO法人申請中「I・H・Sグループ」	50080	国民の健康回復と、医療費の縮小	12	30兆円/年の医療費を、3兆円/年に縮小するクリスタルドーム建設運営の許可がほしい。				温泉利用型健康増進施設の設定の緩和	健康増進施設認定規定第4条	国民が病気になるなくなり、医療費が縮小することは、本当に良いことで、実現できれば、素晴らしいことだ。		国民が健康回復し、健康保険医療費が縮小すれば、素晴らしいことだ。	厚生労働省	
2005	2005130	17	NPO法人申請中「I・H・Sグループ」	50080	10万人のE-F-Aの学校の開校	13	10万人のE-F-Aは、仕事ができる要員の育成の機関の認可がほしい				私立の大学でもなく、専門学校でもなく、高等教育機関であるため、設置の許可がほしい。	特区の特例処置を認めてほしい	10万人の学生は、とんでもない数だが、「日本が再び、物づくりの拠点となり、雇用と税金を改良し、世界1000箇所、ハイテク部品を、ローコストで生産するためには、必要人材だね。		特区の主旨は、優秀な人材の確保だが、石川県、能登半島、珠洲市でなくても良いのでは？は、仕事をしながら勉強するシステムが、珠洲市しか出来ない。	文部科学省	
2005	2005140	17	NPO法人申請中「I・H・Sグループ」	50080	10万人のE-F-Aの学校の開校	14	珠洲市から能登空港経由で、金沢市まで30分で1ける、120kmの地下100mに建設する地下高速道路の建設を許可してほしい				珠洲市は、石川県でも、東端に位置し、過疎地区だが、金沢までの交通アクセスを改善すれば、石川県は、発展します。	特区の特例処置を認めてほしい	地下トンネルで、120Kmの長さのトンネル建設は、前代未聞だが、「雪も多い、北陸の環境改善には、素晴らしい方法である。」		とんでもない考え方が、実現すれば、国土利用上、素晴らしいことである	国土交通省	1208020
2005	2005150	17	NPO法人申請中「I・H・Sグループ」	50080	10万人のE-F-Aの学校の開校	15	海洋深層水:1000mの深さの海水の採取の許可がほしい				温度差発電を行うために、「海洋深層水が必要で、無限の資源を使用するため、許可がほしい。	特区の特例処置を認めてほしい	本来に無限の資源「海洋深層水が利用できれば、ダムで水を貯める方式は、不要になるね。」		日本海の海洋深層水を採取するために、珠洲市を選定しようだが、「飲み水、高エネルギー水、	[保留]	
2005	2005160	17	NPO法人申請中「I・H・Sグループ」	50080	医療の分野では、24時間稼働の1000床の高機能病院の設置	16	10万人の学生と、世界1000箇所の50階建てビルの住人の健康を守る拠点として、活動出来る1000床の高機能病院の許可がほしい				医療法では、過疎地区に、大病院を建てられないことになっているが、「NPO法人申請中「I・H・Sグループ」の企業病院として、会員の健康管理向上のために、必要です。」	特区の特例処置を認めてほしい	構造改革特区の特例で、認可するしか、方法がないが、本当に、1000床の高機能病院が不可欠であるかどうか、調査が不可欠である。特区関係者以外の人が、診察を受けられることを防止するシステムは、完成しています。		構造改革特区として、発展するために、高度機能病院は、必要だとのことだが、他の地区の医療機関との調整が不可欠になる	厚生労働省	

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特例の具体的要望事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード
2006	2006010	7	学校法人有朋学園 専修学校東日本高等学院	50030	少人数制高等学校設置のための基準緩和と特区	1	全日制高等学校設置に関する校地等面積基準の緩和			高等学校の設置に関し、校地、校舎等の面積規定があるために、全日制高等学校普通科と比べて、同等の教育を実施している学校法人立で大学受験資格付与の資格を有する高等学校が、高等学校の設置認可申請が出せない状況にあり、生徒をはじめと、あらゆる場面で不利益をこうむっているから、	高等学校設置基準第十七条第二号表による、全日制高等学校を設置するための校地、校舎等の面積制限については、(基準とすべき校舎面積については、専修学校高等課程では専修学校設置基準第二十一条別表第二、通信制高等学校では高等学校通信教育規程第七条にて規定)	全日制高等学校の設置基準における校地、校舎等の面積の制限を、総定員数など学校規模に応じたものとする。特に「全面積は15000㎡を下らない」という制限を外すばかりか、生徒一人当たり1に要する運動場面積、校地面積等の基準を、根本から見直す。また、平常授業に支障のない範囲で、公共の運動施設などが確保できれば運動場面積等の制限から外すなど、制限を大幅に緩和し、物理的なものよりも教育の質を優先させる。	全日制高等学校と同等の教育内容を実施していることを証明する資料の提出義務	全日制高等学校を設置しようとする場合、高等学校設置基準第十七条第二号表により、「生徒一人あたりに要する面積標準が、校地70㎡、運動場30㎡、校舎10㎡、全面積は15000㎡を下らない」とこととされている。このため、全日制高等学校と同等の教育を実施している学校法人立で大学受験資格付与の資格を有する高等学校が、この制限部分があることで高等学校の設置認可申請を出すことができない。これに対し、通信制高等学校では、高等学校通信教育規程第七条で、「最低必要とする校舎面積は、1250㎡を以てはならない。」と定められているもの、同規程第四号で、「最低収容定員が300人を下らないものとする。」と定められているにすぎず、生徒の収容定員数の上限規程がないため、通信制高等学校では、最低の校舎面積を有していれば、在籍生徒数にかかわらず高等学校としての扱いを受けることができるなどの不合理があるばかりか、生徒数によっては高等専修学校の生徒一人当たりの必要面積より少なてもよいという矛盾がある。	文部科学省		
2007	2007010	40	株式会社麻生情報システム	50020	飯塚医療情報ビジネス特区	1	診療録等の保存場所の要件の緩和とカルテの外部保存化	9225	C-2	規制改革の実施は、個人情報保護の全国的な枠組みを整理した上で検討することであるが、厚生労働省が掲げるグランドデザインにおける電子カルテシステムの、平成18年までに全国の400床以上の病院の6割以上に普及、全診療所の6割以上に普及という目標を達成するためには、電子カルテの医療機関施設外保存を容認し、診療情報のネットワーク利用の拡大を早期に図る必要がある。その意味から、特区において本規制改革を先行的に実施して、全国実施に際して必須となる技術・組織・運営・サービス等を早急に確立したいとするもの、	「電子カルテの外部保存規制」の特例を導入することにより、最新のセキュリティを確保した民間のデータセンターに地域の診療録情報を関係医療機関、自治体等と共有し、地域医療の質の向上と治療効率の向上を可能とする。あわせて、地域における新産業の創出と雇用の拡大を図る。	厚生労働省平成14年3月29日通知(医政発第0329003号)「診療録等の保存を行う場所について」において、診療録等の外部保存を行う際の基準として、電子媒体により外部保存を行う場合は、病院又は診療所その他これに準ずる医療法人等が適切に管理する場所に置かれるものであると定められている事項について	当該規制を撤廃し、民間のデータセンターに、診療録等を電子媒体により外部保存することを容認する。	電子カルテを民間のIDC(プライベート・クラウド)に外部保存するプライベート・クラウドの運営は、医師会、民間企業、団体、飯塚市などが参加/支援する非営利団体(NPO)が行うプライベート・クラウドのセキュリティ基準、MEDIS診療録等の外部保存に関するガイドライン、ISMS認証基準JIS X 5080、個人情報保護規格JIS Q 15001、電子カルテの管理責任は、医療機関との委託契約の元にプライベート・クラウドの運営責任を負う	平成14年3月29日通知「診療録等の保存を行う場所について」により、電子化された診療録の保存場所は、病院、診療所の医療機関、および医師会と診療所の連携する所等であるとしており、電子カルテ・オーダリングなど医療情報システムのASPが事業化できない。	厚生労働省	
2008	2008010	12	千葉みらい農業協同組合	50070	千産千消(地産地消)推進農協特区	1	都市計画法第29条 開発行為の許可 JA千葉みらいが市街化調整区域内において行なう開発行為の適用除外			都市計画法第29条 開発行為の許可 JA千葉みらいが市街化調整区域内において行なう開発行為の適用除外とする	都市計画法第29条 開発行為の許可 同条2項にJA千葉みらいは該当組合とする 同条4項の公共団体とJA千葉みらいは同様とみなす	JA千葉みらいが市街化調整区域内において直売所を設置する事が可能となる	都市計画法第29条2項 JA千葉みらいは直接農業に携わらないので条文に適合しない	国土交通省	1200150		
2008	2008020	12	千葉みらい農業協同組合	50070	千産千消(地産地消)推進農協特区	2	都市計画法第43条 建築等の制限 JA千葉みらいが開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の制限の適用除外			都市計画法第43条 建築等の制限 JA千葉みらいが開発許可を受けた土地以外の土地に直売所を建築する建築制限の適用除外	都市計画法第43条 建築等の制限 同条1項の公共団体とJA千葉みらいは同様とみなす	JA千葉みらいが開発許可を受けた土地以外の土地に直売所を建築する事が可能となる	都市計画法第43条1項 JA千葉みらいは条文の公共団体と同様には該当しない	国土交通省	1200150		
2008	2008030	12	千葉みらい農業協同組合	50070	千産千消(地産地消)推進農協特区	3	農業振興地域の整備に関する法律 第15条15 JA千葉みらいが行なう農用地区域内における開発行為の適用除外			農業振興地域の整備に関する法律 第15条15 JA千葉みらいが行なう農用地区域内における開発行為の適用除外	農業振興地域の整備に関する法律 第15条15 同条1項の公共団体とJA千葉みらいは同様とみなす	JA千葉みらいが農用地区域内においての直売所を設置する事が可能となる	農業振興地域の整備に関する法律 第15条15 JA千葉みらいは条文の公共団体と同様には該当しない	農林水産省	1000810		
2009	2009010	34	社会福祉法人白寿会	50050	21世紀型ふるさと安心健康タウン構想	1	市街化調整区域の開発行為の許可基準の緩和			市街化調整区域については、厳しい開発規制があるため、安心健康ハウスの設置を前提とした「ふるさと安心健康タウン」の建設はできない。	都市計画法第34条の許可基準の緩和	「ふるさと安心健康タウン」建設のため、区域内に安心健康ハウス(住宅)、ショッピング施設等を設置する。	市街化区域への変更	市街化調整区域内の開発については、都市計画法第34条により、農業、林業等の用に供する建築物等しか認めない定められており、安心健康ハウス等の設置はできないことになっている。	国土交通省	1200150	
2009	2009020	34	社会福祉法人白寿会	50050	21世紀型ふるさと安心健康タウン構想	2	介護保健施設の設置規制の都道府県を越えた弾力化(大都市圏の定義について、一部圏域外設置の容認)			介護保健施設の必要所定員総数は、都道府県毎に定められる規定となっているため、深刻度を増す大都市の要介護高齢者の地方(ふるさと)施設での受け入れ介護に対応できないことから、	介護保険法第116条-第118条において、都道府県内各圏域毎に必要な所定員総数を定める規程について、	圏域毎に規制されている必要所定員総数を特区内の「ふるさと安心健康タウン」においては、都道府県を越えて調整できる仕組みにする。(一部圏域外設置を認める)	介護保健施設の必要所定員総数は、圏域毎に定められており、大都市において深刻な施設不足が危惧されているにも関わらず、都道府県を越えた需給不足に対応できない。	厚生労働省			
2010	2010010	11	NPO法人教育ルネッサンス	50080	川越にNPO法人学校の「救援校」を創る会	1	学校設置主体の要件の緩和	8002 8411	C-1	不登校児童生徒対象学校設置事業で少人数という要件をはずすことが安定した学校経営につながる。	「少人数の学校」という曖昧な人数制限があるために、教員採用及び資金繰りといった学校経営計画が立てにくいことから、	特区番号801において、「収容定員が少人数である場合」と定められている事項について	具体的な上限設定による制約を設けないこととする。	不登校児童生徒対象学校設置事業については、特区番号801において、「収容定員が少人数である場合」と定められており、少人数という曖昧な基準だと経営計画が立てられない。	文部科学省		
2010	2010020	11	NPO法人教育ルネッサンス	50080	川越にNPO法人学校の「救援校」を創る会	2	学校設置主体の要件の緩和	8002 8411	C-1	対象を義務教育の児童生徒のみとする制限があるために大規模指導の実施が難しいことから、	対象を義務教育の児童生徒のみとする制限があるために大規模指導の実施が難しいことから、	特区番号801・803において、「児童生徒のみを対象とする」と定められている事項について	高校生も対象とする。	不登校児童生徒対象学校設置事業については、特区番号801・803において、「義務教育の児童生徒のみとする」と定められており、高校生に大規模指導が実施されない。	文部科学省		
2010	2010030	11	NPO法人教育ルネッサンス	50080	川越にNPO法人学校の「救援校」を創る会	3	学校設置主体の要件の緩和	8002 8411	C-1	不登校児童生徒を対象としたIT学習活動事業で場所を「適応指導教室等」という要件をはずすことで、自宅学習によるIT学習が出席扱いになるようにしたい。	場所を「適応指導教室等」とする制限があるために、引きこもり状態にある生徒がIT自宅学習を行っても出席扱いにならないことから、	特区番号805において、「適応指導教室等」と定められている事項について	自宅学習も認める。	不登校児童生徒を対象としたIT学習活動事業については、特区番号805において、「適応指導教室等」と定められており、引きこもり状態にある生徒がIT自宅学習を行っても出席扱いにならない。	文部科学省		
2011	2011010	13	個人	50010	新規事業増大促進化対策と雇用環境の改善策	1	職業安定法第4条の求人求職の紹介の他新規事業情報交流の特例化			職業安定法第4条の(定義)において職業紹介は求人求職に限定され、日常的に必要な自立自営希望者のための新規事業情報交流が生まれ、結果的に雇用環境改善が進展しないこと、	職業安定法第4条 項の求人求職の紹介あつせんによる雇用関係成立と並んで自営業者の相互情報交流と相互リスクを前提させる契約関係成立のための紹介あつせん業務を追加、	(目的)、(対象)と同様	特例措置実施が困難な場合、その新業務は経済産業省で代替すること。	職業安定法第4条 項の規定により職業の紹介、あつせんは雇用関係成立のみ対象となっていること、	厚生労働省 経済産業省	1105050	
2012	2012010	27	大阪に新しい学校を創る会	50110	多様性教育特区	1	学校法人が私立学校を設置する際の条件の緩和	8407	B	構造改革特区推進のためのプログラムの別表2の804では、特例措置の対象が「大学等」となっており、小・中・高校が含まれているかどうか曖昧である。	私立学校設置の要件を緩和し、私立学校の設立を容易にするため	私立学校法25条、小学校設置基準、中学校設置基準において定められている。学校法人が設置する学校に必要な施設及び設備の自己所有や学校経営に必要な財産の保有等の条件について	構造改革特区の特例措置によって設置する私立の小・中・高等学校については、私立学校法25条等で規定されている学校設置に必要な施設、設備や経営に必要な財産等の条件を緩和する(施設、設備は借用でもよい、教育上問題なければ基準以下でもよい、初年度の収支計画が赤字でなければよい)。	現行の規定では、学校設置の要件が厳しく、新しく私立学校を設立することが、甚だ困難である。	文部科学省		
2012	2012020	27	大阪に新しい学校を創る会	50110	多様性教育特区	2	特定の種類の学校を設置する学校法人を設立する際の校地校舎の自己所有要件の緩和			構造改革特区推進のためのプログラムの別表1の801では、特例措置の対象が不登校児童生徒のみを対象とする学校となっているが、不登校児以外の学校不適応児に拡大すべきである。	私立学校設置の要件を緩和し、特色ある教育を目的とする私立学校の設立を容易にするため	文部科学省の通知(私立学校法の施行について、小学校設置基準及び中学校設置基準の制定等について)によって規定されている。学校法人が設置する学校に必要な施設及び設備の自己所有の条件について	構造改革特区において特定の種類の学校を設立する際の校地校舎の自己所有要件の緩和の特例措置を、不登校児童生徒対象学校だけでなく、多様な教育ニーズを持つ子どもに応じた多様な教育を行う学校にも適用する。	学校設置の要件が厳しく、新しく私立学校を設立することが困難である。不登校児のみを対象とする学校を設置することは、不登校児差別に繋がる倫理的問題がある。	文部科学省		
2012	2012030	27	大阪に新しい学校を創る会	50110	多様性教育特区	3	私立学校の寄付行為並びに設置廃止等に関する私立学校審議会への諮問義務の緩和			私立学校の寄付行為並びに設置廃止等に関する私立学校審議会への諮問義務の緩和	私立学校設置の要件を緩和し、私立学校の設立を容易にするため	私立学校法第31条2項並びに第8条において定められている。所轄庁が学校法人の寄付行為や私立学校の設置を認可する際に、私立学校審議会の意見を聞かなければならないという規定について	構造改革特区の特例措置によって設置する私立学校の寄付行為及び学校設置の認可及び廃止に関しては、所轄庁は私立学校審議会の意見を聞かなければならないという規定を外す。	私立学校審議会の代りに、利害関係の少ない有識者からなる特区学校審議会を設け、これに審議を委ねる。	現行の規定では、私立学校関係者が私立学校審議会の委員の大半を占めるため、都市部では新規の学校設立が阻まれている。	文部科学省	
2012	2012040	27	大阪に新しい学校を創る会	50110	多様性教育特区	4	学校修業年限の弾力化(小・中・高等学校)	8006-001	A	構造改革特区推進のためのプログラムの別表1の802では、この特例措置は特区研究開発学校制度によって認定された学校しか適用されない。	小・中学校の修業年限に関する規定を緩和し、特色ある教育を可能とするため	学校教育法第19条、第37条により定められている。小学校と中学校の修業年限について	多様な教育ニーズを持つ子ども(勉強意欲に乏しく(学業不振)な子、個性豊かで学校教育の枠からはみ出す子、心理的な問題を抱え特別な配慮を必要とする子ども)に応じた多様な教育を行う学校が小中一貫で教育できるようにする。	修業年限を小学校と中学校のそれぞれの年齢を合わせた9年とする。	同一年齢であっても児童生徒の知的・情緒的発達速度はそれぞれ異なるので、同一の教科内容を同一の速度で教えることは難しい。	文部科学省	

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特例の具体的要望事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード	
2012	2012050	27	大阪に新しい学校を創る会	50110	多様性教育特区	5	教科の自由な設定(小・中・高等学校)	8007	A	構造改革特区推進のためのプログラムの別表1の802では、この特例措置は特区研究開発学校制度によって認定された学校しか適用されない。	小・中学校の教科に関する規定を緩和し、特色ある教育を可能とするため	学校教育法第20条、第38条により定められている、小学校と中学校の教科に関する事項について	多様な教育ニーズを持つ子ども(勉学意欲に乏しく学業不振な子、個性豊かで学校教育の特からはみ出す子、心理的な問題を抱え特別な配慮を必要とする子など)に応じた多様な教育を行う学校が、教科を独自に設定できるようにする。	個人のペースで学べる個別化学習と共通課題に取り組む参画学習を基本とした独自の教科編成を行う。	同一年齢であっても児童生徒の知的・情緒的発達の違いはそれぞれ異なるので、同一の教科内容を同一の速度で教えることは難しい。	文部科学省		
2012	2012060	27	大阪に新しい学校を創る会	50110	多様性教育特区	6	教科用図書制度の弾力化(小・中・高等学校)	8008	A	構造改革特区推進のためのプログラムの別表1の802では、この特例措置は特区研究開発学校制度によって認定された学校しか適用されない。	検定教科書の使用義務の規定を緩和し、特色ある教育を可能とするため	学校教育法第21条、第40条により定められている、小学校と中学校における検定教科書の使用義務について	多様な教育ニーズを持つ子ども(勉学意欲に乏しく学業不振な子、個性豊かで学校教育の特からはみ出す子、心理的な問題を抱え特別な配慮を必要とする子など)に応じた多様な教育を行う学校が、検定教科書以外を教科書として独自に選定できるようにする。	検定教科書以外の図書も教科書として選定する。教科書・教材を独自に製作する。	同一年齢であっても児童生徒の知的・情緒的発達の違いはそれぞれ異なるので、同一の教科内容を同一の速度で教えることは難しい。	文部科学省		
2012	2012070	27	大阪に新しい学校を創る会	50110	多様性教育特区	7	教育課程の弾力化(小・中・高等学校)	8032	A	構造改革特区推進のためのプログラムでは、この特例措置は特区研究開発学校制度(別表1の802)によって認定された学校が、不登校児童生徒対象学校(別表1の803)しか適用されない。	小・中学校の教育課程に関する規定を緩和し、特色ある教育を可能とするため	学校教育法施行規則第24条の1及び2、第25条、第53条、第54条の1及び2により定められている、小学校と中学校における教育課程の編成・授業時間数の基準等について	多様な教育ニーズを持つ子ども(勉学意欲に乏しく学業不振な子、個性豊かで学校教育の特からはみ出す子、心理的な問題を抱え特別な配慮を必要とする子など)に応じた多様な教育を行う学校が、教育課程や授業時間数を学習指導要領によらずに独自に編成できるようにする。	個人のペースで学べる個別化学習と共通課題に取り組む参画学習を基本とした独自の教育計画書を作成する。	同一年齢であっても児童生徒の知的・情緒的発達の違いはそれぞれ異なるので、同一の教科内容を同一の速度で教えることは難しい。	文部科学省		
2012	2012080	27	大阪に新しい学校を創る会	50110	多様性教育特区	8	教育公務員の長期研修の容認				教育公務員の研修制度の運用を弾力化し、公立学校教員の特区による学校での長期研修を容易にするため	教育公務員特例法第20条3項に定められている、教育公務員の長期研修に関する事項について	特区の特例措置によって設置された学校が研修先である場合は、任命権者は公立学校教員の長期間(1年以上)の研修を優先的に認めるものとする。	現行では、学校以外の施設が研修先の場合は、長期間の研修が認められず、学校の場合は認められないケースが多い。	文部科学省			
2013	2013010	17	珠洲にラスベガスを創る研究会	50110	能登国際観光カジノ/産業特区	1	カジノに係る賭博関係規則の適用除外又は特別法の整備				国際観光カジノを開設できる	「刑法 第185条 - 187条」の改正 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 第2条」の改正 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則 第3条」の改正	「刑法 第185条 - 187条」の改正 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 第2条」の改正 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則 第3条」の改正	「刑法第35条(正当行為)」を根拠とし、「刑法第185条から187条」の違法性を阻却する特区地域指定特別法「カジノ/ゲーミング法」の立法	カジノ開設に係る行為は、刑法第23条(賭博及びひっかけに関する罪)に規定する罪の構成要件に該当しうる行為である	法務省 警察庁 総務省	0100030 0402140 0500900	
2013	2013020	17	珠洲にラスベガスを創る研究会	50110	能登国際観光カジノ/産業特区	2	カジノに係る現金、商品等の提供規制の適用除外又は特別法の整備				国際観光カジノを開設できる	「刑法 第185条 - 187条」の改正 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 第2条」の改正 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則 第3条」の改正	「刑法 第185条 - 187条」の改正 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 第2条」の改正 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則 第3条」の改正	「刑法第35条(正当行為)」を根拠とし、「刑法第185条から187条」の違法性を阻却する特区地域指定特別法「カジノ/ゲーミング法」の立法	カジノ開設に係る行為は、刑法第23条(賭博及びひっかけに関する罪)に規定する罪の構成要件に該当しうる行為である	法務省 警察庁 総務省	0100030 0402140 0501060	
2013	2013030	17	珠洲にラスベガスを創る研究会	50110	能登国際観光カジノ/産業特区	3	カジノに係る現金、商品等の提供規制の適用除外又は特別法の整備				国際観光カジノを開設し、収益に目的税(少子対策税)を課して、深刻な社会問題である少子高齢化対策として、多産の奨励や子育て支援の目的で育英年金を創設する。	「刑法 第185条 - 187条」の改正 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 第2条」の改正 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則 第3条」の改正	「刑法 第185条 - 187条」の改正 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 第2条」の改正 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則 第3条」の改正	「刑法第35条(正当行為)」を根拠とし、「刑法第185条から187条」の違法性を阻却する特区地域指定特別法「カジノ/ゲーミング法」の立法	カジノ開設に係る行為は、刑法第23条(賭博及びひっかけに関する罪)に規定する罪の構成要件に該当しうる行為である	厚生労働省		
2014	2014010	27	大阪貿易会	50110	特別自由貿易地域(FIZ)の拡大	1					経済早期再生と外資(製造業)の日本進出を促進するための現行指定フリーゾーンの拡大(全国22ヵ所)を自由貿易地域(FIZ)に制度改正。	国際物流企業・輸出入商社・製造加工企業		現行FAZとFIZに制度化	FAZについては平成4年3月の時限立法で制度化されているため、FIZは制度改正して法制化しなければ制度化は不可	経済産業省 農林水産省 国土交通省	1002070 1170020 1200180	
2015	2015010	22	浜松ホトニクス株式会社	50020	光産業創成大学院大学特区	1	教育方法の拡大(起業行為を教育として認める)				当社が目指す大学院大学は、形式知ではなく暗黙知を身につける教育として実際に起業させることを目指しており、ベンチャー起業自体を教育として認めることで、新しい産業の創成等が期待され、ひいては日本経済の興隆につながると考えられる。	大学院設置基準第11条に規定される大学院の教育について	授業科目の授業と学位論文以外にベンチャー起業も教育の一環として認める。	授業や学院論文作成といった受身的な事項のみが教育として定義されている。	文部科学省			
2016	2016010	13	日本乳がんセンターの新設	50040	日本初の国立単一臓器がんセンターの新設	1	国立として公有地に設立、建築する。特定機能病院の認可のもと運営は自助努力する				国立乳がんセンター、専門病院、特定機能病院 公的な乳癌臨床、研究を行い国民の福祉に貢献する。	紹介された乳癌患者に限定 乳癌専門医志望の若い学生			現在我が国においては総合がんセンターはある。今後ますます増加する乳癌に対するの単一臓器癌の臨床研究センターは存在していない。	厚生労働省		
2017	2017010	5	秋田スギの利活用を考える会	50070	秋田スギ利活用推進特区	1	高齢者福祉施設等厚生労働省関連施設整備				・秋田県の高齢化比率は全国的にも極めて高く、特別養護老人ホームや介護老人保健施設など高齢者福祉施設の量的整備はもとより、入居者の居住性の向上に対するは、秋田スギ等木製品による、入居者に優しい、健康的な空間の提供が非常に有効であると考える。しながら、高齢者福祉施設等厚生労働省関連施設は、耐火・準耐火構造にすることが求められ、鉄筋コンクリート造りの建物ほとんどとい現状であり、木造躯体の施設整備が困難な状況にある。そこで、広い敷地の確保、平屋建て、より安全な避難口・避難道路の確保など一定の条件を満たした場合に、耐火・準耐火構造という設置基準を緩和することにより、人に優しい、環境に配慮した秋田スギを活用した木造建造物の建設を促進し、木材関連企業等地元産業の活性化を図る。	・高齢者福祉施設等厚生労働省関連施設整備 設置の基準が 「特別養護老人ホーム」(厚生省令第46号11条) 「養護老人ホーム」(厚生省令第19号11条) 「介護老人保健施設」(厚生省令第4号4条) 「身体障害者更生支援施設」(厚生省令第54号3条の2) 「知的障害者支援施設」(厚生省令第57号3条) 「精神障害者社会復帰施設」(厚生省令第7号3条) 「救護施設、更正施設、投置施設及び宿泊提供施設」(厚生省令第18号10条)が耐火・準耐火建築物のみとなっている事項について	・高齢者福祉施設等厚生労働省関連施設整備設置の基準が 「特別養護老人ホーム」(厚生省令第46号11条)、 「養護老人ホーム」(厚生省令第19号11条)、 「介護老人保健施設」(厚生省令第4号4条)、 「身体障害者更生支援施設」(厚生省令第54号2条)、 「知的障害者支援施設」(厚生省令第57号3条)、 「精神障害者社会復帰施設」(厚生省令第7号3条)、 「救護施設、更正施設、投置施設及び宿泊提供施設」(厚生省令第18号10条)が耐火・準耐火建築物のみとなっている事項について	・平屋建ての施工のみに限定するとともに、より安全な避難口・避難道路の確保など、建物に住む人達の安全性を確保する。	厚生労働省			
2018	2018010	21	蹴河合ゼミナール	50020	教育関連特区	01	不登校児童生徒を対象とした、民間運営による新しいタイプの学校設置				特区において、民設民営が実現されるとのことであるが、株式会社運営の学校を実現するには認可を容易にし、私学助成金を容認することが必須。	学校法人取得は稟知承認が困難なため、学校法人以外の民間主体の直接運営を行うことができない状況にあるため。	学校教育法2条1項により、学校の設置者が国・地方公共団体及び私立学校法第3条に規定する学校法人に限定されていることについて、	学校教育法2条1項に規定するものによる学校の直接運営の認可。	生徒の対象を都上郡内に住所を有する不登校児童及びこれに準ずる生徒のみとする。	学校教育法2条1項により民間主体による学校の設置運営はできない。	文部科学省	
2019	2019010	43	熊本流通団地協同組合	50070	多角的事業促進特区	1	都市計画法の見直しによる「市街化調整区域」の指定の緩和、および「準工業地域」から「商業地域」への変更規制の緩和、 流市法に定める建築可能な施設の緩和				都市計画法に基づく「市街化調整区域」に指定され建築物が制限されているため、用途地域の指定が「準工業地域」になっており、容積率が制限されており高層化が実現できない状況にあることから流市法に定める建築可能な施設の制限が厳格な状況にあることと、	イ、都市計画法第7条第3項において開発を抑制されている制限について ロ、用途指定を「準工業地域」へ変更について 流通業務市街地の整備に関する法律第5条においての可能な施設について	イ、指定を解除する ロ、建築物の高層化が実現できるように 規制を緩和する	イ、都市計画法による「市街化調整区域」指定により建築物が制限されており地域の開発が実現できない ロ、用途指定が「準工業地域」のため建ぺい率、容積率の制限があり建築物の高層化が実現できない 流市法の規制により小売店舗などの施設が設置が実現できない	国土交通省	1203320 1203560		
2020	2020010	1	個人	50010	高速道路における速度制限の気象、路面状況に応じた緩和	1	道路交通法における速度制限				物流、交通アクセスの効率化と市町村道の事故防止や道路構造の負担軽減のため、気象、路面状況に応じた高速道路の速度制限を緩和し、自己責任走行とする。	道路交通法における速度制限	物流、交通アクセスの点で、高速道路を自己責任走行することによって、道路網の体系的な利用促進、交通安全、市町村道の保全、流通コストの軽減、北海道経済の活性化を図る。	高速道路の利用に経済的なメリットが少ない。	警察庁 公安委員会	0100070		
2021	2021010	20	吉田興産株式会社	50020	バイオ・ディセル特区	1	農業生産法人以外の法人の農業への参入の容認範囲の拡大				現在法人が農地を借地することは容認されているが、農地の使い方は指定当初とは違った作物をその年に追加して追加したいと想定され、借地である場合、貸主である地主に何を交付するかを逐一相談了解を得ながらおこなうなければならないことも想定される。農業も大規模化、効率化、生産性向上が求められており、農地の使い方は指定当初とは異なる法人の意思がそのまま生産に反映できるようにするために農地を取得することが必要	構造改革特別地域法第16条(農地法の特例)地域公共団体又は農地保有合理化法人が農地につき使用貸借による権利または賃借権を設定することについて 農業生産法人以外の法人が農地取得できない農地法第3条について(構造改革特区において実施可能な特例措置で、農業生産法人以外の法人の参入は一部容認された)	実施可能な特例措置(構造改革特別区域法)に「農地取得ができる」と加える	投機目的の農地取得にならないように、 構造改革特区において実施可能な特例措置で参入は容認されたが(構造改革特別区域法第16条)、使用貸借や賃借権の場合の転用禁止事項を盛り込む	農林水産省	1000120		
2021	2021020	20	吉田興産株式会社	50020	バイオ・ディセル特区	2	廃油の収集運搬業、処分業の許可の適用緩和				バイオディーゼルを製造の原料である食用廃油を多方面、多量種から小口でも良いからスムーズに専門体制でなく(誰でも収集、運搬、移動できる体制とする	厚生省環境衛生局長官「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行について」第34(2)において、「もっぱら再生利用の目的となる産業廃棄物を、古紙、くず紙、おびりん類、古繊維に限定していることについて 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の1(2)の(五)「燃料として使用される再製品を得るためのものにないこと」について	「もっぱら再生利用の目的となる産業廃棄物」に、「食用廃油」を加える 燃料として使用される再製品を得るためのものにないこと」を削除する	許可がなければ食用廃油を回収移動させることができない	環境省	1300410		

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特例の具体的要望事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード
2021	2021030	20	吉田興産株式会社	50020	バイオ・ディーゼルの特区	3	バイオ燃料と軽油の混合使用による軽油に対する混合割合に応じた軽油引取税課税				環境に良いバイオディーゼルの使用促進のためバイオディーゼルの非課税化	地方税法第七百条の二の三の二の軽油引取税が課せられる引取が行われる前に炭化水素油以外のものを混和した場合には、その混和に生じたものを前項第一号の軽油とみなす。について	二酸化炭素の排出が少ないバイオディーゼルの軽油に混和した場合、軽油部分のみ、軽油引取税が課税できるよう、都道府県が決定できるようにする	軽油と混和した場合全量に対して軽油引取税が課税される	総務省	0403140	
2022	2022010	13	特定非営利法人トライアル	50080	新しい商業スタイルのゾーニング作りのための特区	1	首都高速道路高架下の占用許可要件の緩和				新しい商業スタイルのゾーニングづくりのために、首都高速道路高架下の「一坪ショップ」等商業利用の許可を得、簡易で小規模な自由商業活動の展開に貢献できる条件を整備することを目的とします。	道路法第3節第32条(道路の占用許可)の内、第一項、第二項、第五項、第六項、第七項及び施行令第7条の工作物、物件について、道路管理者の許可要件	首都高速道路高架下で新しい商業スタイルのゾーニングづくりに必要な通路、店舗、看板等の工作物、他必要設備の設置を可能にする。	首都高速道路公園、板橋区及び地元住民との協議を行う。	現状では、首都高速道路高架下で商業活動が許可されているケースはない。	国土交通省	1205090
2023	2023010	12	個人	50010	川根・茶楽夢(ちゃらむ)特区	1	証券取引法2条1項、同2条2項の有価証券に知的財産権(申請済み特許権を含む)を加える				安全で「健康で、おいしい、ほんものの飲料(茶等)の開発と提供を全国・全世界へ発信する<pure drink運動>を展開するに当たり、技術的支援に加え資金面での支援を容易にするため	証券取引法2条1項、同2条2項	有価証券の規定に知的財産権(申請済みの特許権を含む)を加える、知的財産権評価額は、将来の実績予測の開示に基づく価値とし、投資家にその実績予測が妥当なものと判断を要する。	有価証券に知的財産権は含まれない	金融庁		
2023	2023020	12	個人	50010	川根・茶楽夢(ちゃらむ)特区	2	証券投資信託法2条1項の不特定かつ多数の者について大幅に緩和(例 一人百万円まで、5,000名まで)する。				安全で「健康で、おいしい、ほんものの飲料(茶等)の開発と提供を全国・全世界へ発信する<pure drink運動>を展開するに当たり、技術的支援に加え資金面での支援を容易にするため	証券投資信託法2条1項	不特定かつ多数の者について大幅に緩和(例 一人百万円まで、5,000名まで)する。	不特定かつ多数の者に厳しい制限がある	金融庁		
2024	2024010	13	NPO法人東京賢治の学校	50080	教育改革特区「新しいタイプの学校の創設」	01	学校法人を設立しようとする者は、設立準備時点で特別免許状の申請が行なえるように措置する				特別免許状の申請は、地方自治体および学校法人が申請できるが、学校法人をこれらで設立しようとする者は申請できない。不登校児童・生徒を主として対象とする学校法人を設立する場合、すでに指導者が存在している、これらの指導者が特別免許状を取得することによって、これからの学校の設立が可能になるために、認可申請の時点で特別免許状を都道府県に申請することが必要であるから。	特別免許状の申請は、教育職員免許法第5条3項、及び教育職員免許法施行規則第65条の7に「教育職員免許法第5条の3項に規定する教育職員検定の申請者は、特別免許状の発与を行おうとするものが、当該者を教育職員に任命し、又は雇用しようとするものの推薦を添えて行うものとする。」となっており、推薦者は地方自治体および学校法人しかならない事について、	教育職員免許法第5条の2項3項、及び教育職員免許法施行規則第65条の7、特別免許状の申請時における「当該者を教育職員に任命し、又は、雇用しようとするものの推薦を、学校法人を設立準備中のものは、当該都道府県知事より設置計画概要書の承認通知を受理した時点より特別免許状の推薦者」となれるよう措置する。	特になし	特別免許状の申請時には、教育職員免許法第5条3項より、当該者を教育職員に任命し、又は雇用しようとするものの推薦が必要であるが、これらから学校法人を設立しようとするものは推薦ができない、不登校児童・生徒等を対象とする学校を設立しようとするものが、特別免許状を学校設立後にしか、特別免許状を申請するものを推薦できないとすると、現在、不登校児童・生徒等の指導者を当該の学校で教育職員として採用できない。	文部科学省	
2024	2024020	13	NPO法人東京賢治の学校	50080	教育改革特区「新しいタイプの学校の創設」	02	「構造改革特区研究開発学校」の申請を学校法人設立認可申請時点で行うことの容認				不登校児童・生徒を対象とした「新しいタイプの学校」を創設する場合に、「構造改革特区研究開発学校」の制度を利用することによって、特色ある新しいタイプの学校を創設することができる。一方で、学校を設立するにあたり、学校の設立認可申請を行う際に、通例では私学審議会が教育課程、学則等を私学審議会が審査することになり、指導要領等の法令、政令、省令などにそって行わなければならない。従って、指導要領に準らない教育課程をもとに、私学審議会での審査を行ってもらうために、「構造改革特区研究開発学校」と「学校法人認可申請」を同時期に行うことができるようにされたい。	通常、文部科学省の「研究開発学校」の申請は、実施年度の前年の12月である。しかし、この時期では学校の認可申請に必要な教育課程の内容の審査はすでに終わっている。従って「構造改革特区研究開発学校」の申請が、設立認可申請中の学校法人が申請を行うことについて	「構造改革研究開発学校」は国の政策であり、学校法人の設立認可及び学校の設置認可は都道府県知事の許可事項である。国及び都道府県の異なる行政機関に「構造改革特区研究開発学校」の申請と学校法人の設置認可及び学校の設置認可を平行して行うことができない。新しいタイプの学校の創設を行うことができ、従って、国と都道府県の両者が調整を行うことができ、なおかつ「構造改革特区研究開発学校」の申請と学校法人の設立認可及び学校の設置認可が平行して行えること、	新たに学校法人を設立し、新しいタイプの学校の創設するには、都道府県への学校法人の設立認可及び学校の設置認可を行うとともに、「構造改革特区研究開発学校」の指定を合わせて受けなければならない。しかし、国及び都道府県異なる行政機関が異なることにより、申請等が円滑に行われにくい可能性があること。	文部科学省		
2024	2024030	13	NPO法人東京賢治の学校	50080	教育改革特区「新しいタイプの学校の創設」	03	学校法人の設置認可及び私立学校の設置について長期の借地権のついた借地、及び借家での学校の設置を認可するよう措置すること				校地及び校舎は自己所有であることが、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校の設置基準で決められている。不登校児童・生徒等を対象とした「新しいタイプの学校」の創設を行う場合には、校地及び校舎は自己所有の物件を確保し、20年以上の長期の借地、借家契約のある場合には、学校の設置を認めると。	私立学校法第26条「学校法人は、その設置する私立学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金並びにその設置する私立学校の経営に必要な財産を有しなければならない」ということについて	校地及び校舎は自己所有という原則を、不登校児童・生徒等を対象とした「新しいタイプの学校」の創設を行う場合には、20年以上の長期の借地、借家契約のある場合には容認する。	学校設置にあたっては、私立学校法第26条において、校舎、校地の自己所有が定められており、長期の借地、借家契約があっても学校の設置はできない。	文部科学省		
2024	2024040	13	NPO法人東京賢治の学校	50080	教育改革特区「新しいタイプの学校の創設」	04	小規模の学校を設置する際、校地、校舎の基準面積の緩和				不登校児童・生徒を対象とした「新しいタイプの学校」の創設は、一学級の人数が20名以下の人数であることが一般的である。「東京賢治の学校」においても、一学級の人数を20名以下とし、各学年一学級として6学年で小学校で120名、中等教育学校では同様に120名と考えている。このような場合校地及び校舎の基準面積を現行の2分の一として、学校の設置を認めると。	平成14年3月29日文部科学省令第14号では、小学校設置基準は、第8条の別表イに校舎の面積が「1人以上40人以下は500㎡、41人以上480人以下は500㎡+5㎡×(児童数-40人)、481人以上は2700㎡+3㎡×(児童数-480人)」、第15号では中学校基準は「1人以上40人以下は600㎡、41人以上480㎡以下は600㎡+6㎡×(生徒数-40人)、481人以上は3240㎡+4㎡×(生徒数-480人)」、別表ロに運動場の面積が「1人以上240人以下は2400㎡、241人以上720人以下は2400㎡+10㎡×(児童数-240人)、721人以上は7200㎡」、中学校設置基準では「1人以上240人以下は3600㎡、241人以上720人以下は3600㎡+10㎡×(生徒数-240人)、721人以上は8400㎡」となっている事項について	校地及び校舎の基準面積を、不登校児童・生徒等を対象とした「新しいタイプの学校」の創設を行う場合には、基準面積を2分の一として学校の設置をする。	小学校、中学校の設置基準は現行の指導要領に基づき(教育を行うことを前提に定められていると思われるが、不登校児童・生徒等を対象とした「新しいタイプの学校」では、少人数であること、指導要領による教育課程とは異なることにより、設置基準上の面積より狭くとも教育が可能であること、さらに「構造改革特区研究開発学校」として新しい教育を実施していくのに、現行の基準面積で設置することが不可能であること。	文部科学省		
2024	2024050	13	NPO法人東京賢治の学校	50080	教育改革特区「新しいタイプの学校の創設」	05	不登校児童・生徒等とともに非不登校児童・生徒もこの学校に入学、転学することの許可				不登校児童・生徒等を対象とした「新しいタイプの学校」の創設は、原則として不登校児童・生徒等に限定することを原則としているが、非不登校児童・生徒もこの「新しいタイプの学校」に入学、転学することを認めるとにより、不登校児童・生徒の教育の可能性を広げることとを容認すること。	不登校児童・生徒等を対象とした「新しいタイプの学校」の創設を行い、合わせて非不登校児童・生徒の入学、転学を容認する	特になし	不登校児童・生徒等を対象とした「新しいタイプの学校」を構造改革特区の推進で可能となっても、非不登校児童・生徒が参加しない特定の集団では、教育効果が限定される。不登校児童・生徒と非不登校児童・生徒がともに学ぶ環境があることにより、不登校児童・生徒と非不登校児童・生徒が幅広い教育が実践できるといった環境をつんでいこう。	文部科学省		
2025	2025010	13	株式会社ソラジック環境創造事業本部 首都圏住宅事業部	50020	細野路開発特区	1	「公道(または部分公道)を開発行為の対象から除外し、建築基準法のみで公道とする。公道であっても道路のまま当該道路の路線で払い下げられるものとする。				「公道(または部分公道)を開発行為の対象とせず、建築基準法に規定を設けて処理する。建築基準法では公道(または部分公道)に接する土地所有者の同意のみを要件とし、100メートル以内で同等の機能を有する道路があることや当該公道(または部分公道)により再建築不可になる土地建物所有者がいなくなるとを条件に機械的に処理する。当然、一体の位置指定道路(協定)者全員の同意を必要としない。公道の公道(または部分公道)についても建築基準法に依り処理する。道路のまま払い下げられるものとし、議会承認は不要とし公道期間も不要とする。払下価格は、公道道路の路線価とし、事前明示性を持たせる。	公道(または部分公道)を開発行為の要件とせず、建築基準法に規定を設けて処理する。建築基準法では公道(または部分公道)に接する土地所有者の同意のみを要件とし、100メートル以内で同等の機能を有する道路があることや当該公道(または部分公道)により再建築不可になる土地建物所有者がいなくなるとを条件に機械的に処理する。当然、一体の位置指定道路(協定)者全員の同意を必要としない。公道の公道(または部分公道)についても建築基準法に依り処理する。道路のまま払い下げられるものとし、議会承認は不要とし公道期間も不要とする。払下価格は、公道道路の路線価とし、事前明示性を持たせる。	不要な道路の公道があるだけで開発行為をさせられない。費通道路の公道に関して周辺同意とのかかりが不明確。部分公道において明らかに影響を受けなくても残道の接道者の反対だけで計画が頓挫する。公道は普通財産にするための期間も普通財産としての価格も不透明な場合があり、事業を行なう上で計算が立たない。	国土交通省	1200070 1205110		
2026	2026010	33	個人	50010	離島振興地区交通規制緩和特区	1	道路占有使用時の規制緩和				離島振興指定地区でのモーターサイクル(自動車)等のイベントにおいて、公共道路での移動走行が、法律上困難なため。	道路交通法による車両運行の規制について	道路交通法内での特殊車両(競技車両)の移動走行許可	地域限定(孤立地区)離島などでの適用	一般道路(市道)などの占有使用時の道路交通法	警察庁	0100180
2027	2027010	37	かがわ夢の学校を創り出す会	50110	公設民営学校特区	1	学校設置者以外の学校管理・運営の容認	8101	C-1	「公の施設」の管理受託者の範囲の拡大要請に対して、文科省は「地方自治法第244条の2第3項の規定により、地方公共団体が公の施設を委託する場合は委託として、地方公共団体が出資している法人、公共団体、公共的団体に限られており、…」と回答し、認められないことと理由としているが、同じ点に関して総務省は「特定非営利活動法人については、一般的には、地方自治法第244条の2第3項で定める「公共的団体」に該当し、現行制度の下においても、公の施設の管理受託者になり得ます。」との回答を寄せている。であるから、その点に関しては問題ないとする。また、「代替措置」にあげた「公設民営学校審議会(仮称)」のような機関が、運営法人の審査や運営状況の監督を行うことで、学校運営が行政のコントロール下に置かれるため、「すべてを任せる」ことになることは避けられるものと思われる。	特色のある学校を、誰でも通える「公立」学校として創り、市民のアイデアと熱意で運営していけるようにするため	学校教育法 第5条で、学校の設置者以外に管理・運営を認めていない点	公立学校の運営(業務)をNPO法人等に委託する	「学校法人又は教育の振興を目的とするNPO法人若しくは公益法人であって、一定の基準に適合すると認められるものうち、その申請に基づき、学校の管理運営主体として地方公共団体の長により指定された法人、に公立学校の運営(業務)を委託することができるものとする。自治体の首長の3年以上5年以内の期間を定めて指定を行うものとし、期間の終了時に学校の管理運営に関する指定法人の業務を審査して、指定の更新を行うことが不適切と判断される場合には、指定の更新を行わないものとする。なお、期間内であっても、指定法人における法令違反等、学校の管理運営を継続させがたい重大な事由があると認められるときは、指定を取り消すことができることとする。	「学校法人又は教育の振興を目的とするNPO法人若しくは公益法人であって、一定の基準に適合すると認められるものうち、その申請に基づき、学校の管理運営主体として地方公共団体の長により指定された法人、に公立学校の運営(業務)を委託することができるものとする。自治体の首長の3年以上5年以内の期間を定めて指定を行うものとし、期間の終了時に学校の管理運営に関する指定法人の業務を審査して、指定の更新を行うことが不適切と判断される場合には、指定の更新を行わないものとする。なお、期間内であっても、指定法人における法令違反等、学校の管理運営を継続させがたい重大な事由があると認められるときは、指定を取り消すことができることとする。	文部科学省	

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特例の具体的要望事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード
2027	2027020	37	かがわ夢の学校を創り出す会	50110	公設民営学校特区	2	教職員免許状授与権者の拡大(地方公共団体の長の権限の拡大)	8304 8305 8307	C-1	「代替措置」にあげたように、実質的な権限を「公設学校審議会(仮称)」が持つようになれば、文科省の回答にある「個人的な価値判断や特定の党派的影響力から中立性を確保し、安定性、継続性の確保を担保する制度」となりうると考える。この「公設学校審議会(仮称)」は、公設民営型の学校の制度化において、運営団体を審査する為などに不可欠のものであるから、この学校(システム)から生じる様々な業務を(教育委員会が担当せずに)この機関が受け持つことは問題がないと思われる。	免許状を持っていない者が、容易に特別免許状を取得できるようにするため	教育職員免許法 第5条の6で、都道府県の教育委員会だけが授与権者になっている点	特別免許状の授与権者に、地方自治体の首長を加える	地方自治体の首長の下に、有識者等からなる「公設学校審議会(仮称)」を設置する。 「公設学校審議会(仮称)」は、学校等の推薦により、各学校の特別な教育内容を鑑みながら、教職員の個別審査を行う。地方自治体の首長は、特別免許状の授与にあたっては、この「公設学校審議会(仮称)」の決定を最大限尊重する。	教育職員免許法 第5条の6で、都道府県の教育委員会だけが授与権者になっているので、特色のある学校の教員が必要とする特別免許状の取得が容易でない。	文部科学省	
2027	2027030	37	かがわ夢の学校を創り出す会	50110	公設民営学校特区	3	特別非常勤講師の担当可能範囲の拡大	8203		文科省は、「全領域を担当する場合には、特別免許状の授与と対応することができ、としているが、教職員が特別免許状を取得しようとする場合には採用(任命)しようとする者の推薦が必要で、特区制度を利用して新規に学校を作る場合は、学校ができる前に推薦を出すことはできない(提案的に関連して)、それを補う意味で、最初しばらくの間は特別非常勤講師が全科の担当と担任をできるようにすべきである。	学校が求める人物が、免許状を持っていないでも学校で教えられるようにするため	教育職員免許法 第3条の2で、特別非常勤講師(免許状を持たない講師)が担当できる範囲が一部に限定されている点	特別非常勤講師の担当可能範囲を広げ、担任も可とする	特区制度を利用した新しいタイプの学校ができた場合、一部の教員が特別免許状を取得するまでのしばらくの期間のみ、これを認める。	教育職員免許法 第3条の2で、特別非常勤講師(免許状を持たない講師)が担当できる範囲が一部に限定されているので、免許状を持っていない優秀な人材が、十分に学校で教えられない。	文部科学省	
2027	2027040	37	かがわ夢の学校を創り出す会	50110	公設民営学校特区	4	教職員の採用権者の拡大				校長(学校)が求める人材を教職員に採用できるようにするため	教育公務員特例法 第13条で、教員を採用する際の選考を、校長と教育委員会の教育長が行うことになっている点	校長が(単独で)一部教職員の採用を行えるようにする		教育公務員特例法 第13条で、教員を採用する際の選考を、校長と教育長で行うことになっているので、校長独自の「学校に通じた教職員の」採用が行えない。	文部科学省	
2027	2027050	37	かがわ夢の学校を創り出す会	50110	公設民営学校特区	5	県費負担教職員の任命権者の拡大				校長(学校)が求める県費負担教職員を任命できるようにするため	地方教育行政の組織及び運営に関する法律 34条で、教員を教育委員会が任命するとしている点	県費負担教職員に関しては、まず「公募」を行い、その中から校長が任命できるようにする		地方教育行政の組織及び運営に関する法律 34条で、教員を教育委員会が任命することになっているので、校長が学校に通じた教職員の任命ができない。	文部科学省	
2027	2027060	37	かがわ夢の学校を創り出す会	50110	公設民営学校特区	6	県費負担教職員の任命権者の拡大				校長(学校)が求める県費負担教職員を任命できるようにするため	地方教育行政の組織及び運営に関する法律 37条で、県費負担教職員の任命権は、都道府県委員会に属するとしている点	県費負担教職員に関しては、まず「公募」を行い、その中から校長が任命できるようにする		地方教育行政の組織及び運営に関する法律 37条で、県費負担教職員の任命権は、都道府県委員会に属することになっているので、校長が学校に通じた教職員の任命ができない。	文部科学省	
2027	2027070	37	かがわ夢の学校を創り出す会	50110	公設民営学校特区	7	県費負担教職員の任命権者の拡大				県費負担教職員の任免等を学校(長)が決定できるようにするため	地方教育行政の組織及び運営に関する法律 61条で、県費負担教職員の任免等を市町村の教育委員会が行うとしている点	県費負担教職員の任免等を学校長が決定できるようにする		地方教育行政の組織及び運営に関する法律 61条で、県費負担教職員の任免等を市町村の教育委員会が行うことになっているので、最終決定を下す権限が学校(校長)にない。	文部科学省	
2027	2027080	37	かがわ夢の学校を創り出す会	50110	公設民営学校特区	8	構造改革特区研究開発学校制度(仮称)学校の認定権者の拡大				構造改革特区研究開発学校として認められやすくなるため	学校教育法施行規則 第26条の2で、教育課程に関し、文部科学大臣が認める場合は、第24条第1項、第24条の2又は第25条の規定によらないことができるとしている点	(「構造改革特区研究開発学校(仮称)」)の認定権を文部科学大臣だけでなく、地方自治体の首長にも与える		学校教育法施行規則 第26条の2で、教育課程に関し、文部科学大臣が認める場合のみ、第24条第1項、第24条の2又は第25条の規定によらないことができることになっているので、「構造改革特区研究開発学校(仮称)」「(小学校)に認定されることが容易でない。	文部科学省	
2027	2027090	37	かがわ夢の学校を創り出す会	50110	公設民営学校特区	9	構造改革特区研究開発学校制度(仮称)学校の認定権者の拡大				構造改革特区研究開発学校として認められやすくなるため	学校教育法施行規則 第55条で、第26条の2の規定を中学校に準用している点	(「構造改革特区研究開発学校制度(仮称)学校」)の認定権を文部科学大臣だけでなく、地方自治体の首長にも与える		学校教育法施行規則 第55条で、第26条の2の規定を中学校に準用することになっているので、「構造改革特区研究開発学校(仮称)」「(中学校)に認定されることが容易でない。	文部科学省	
2027	2027100	37	かがわ夢の学校を創り出す会	50110	公設民営学校特区	10	構造改革特区研究開発学校制度(仮称)学校の認定権者の拡大				構造改革特区研究開発学校として認められやすくなるため	学校教育法施行規則 第55条の5第1項で、第26条の2の規定を中等教育学校の前期課程に準用している点	(「構造改革特区研究開発学校制度(仮称)学校」)の認定権を文部科学大臣だけでなく、地方自治体の首長にも与える		学校教育法施行規則 第55条の5第1項で、第26条の2の規定を中等教育学校の前期課程に準用することになっているので、「構造改革特区研究開発学校(仮称)」「(中等教育学校)に認定されることが容易でない。	文部科学省	
2027	2027110	37	かがわ夢の学校を創り出す会	50110	公設民営学校特区	11	構造改革特区研究開発学校制度(仮称)学校の認定権者の拡大				構造改革特区研究開発学校として認められやすくなるため	学校教育法施行規則 第57条の3で、教育課程に関し、文部科学大臣が認める場合は、第24条第1項、第24条の2又は第25条の規定によらないことができるとしている点	(「構造改革特区研究開発学校制度(仮称)学校」)の認定権を文部科学大臣だけでなく、地方自治体の首長にも与える		学校教育法施行規則 第57条の3で、教育課程に関し、文部科学大臣が認める場合のみ、第24条第1項、第24条の2又は第25条の規定によらないことができることになっているので、「構造改革特区研究開発学校(仮称)」「(高校)に認定されることが容易でない。	文部科学省	
2027	2027120	37	かがわ夢の学校を創り出す会	50110	公設民営学校特区	12	構造改革特区研究開発学校制度(仮称)学校の認定権者の拡大				構造改革特区研究開発学校として認められやすくなるため	学校教育法施行規則 第55条の5第2項で、第57条の3の規定を中等教育学校の後期課程に準用している点	(「構造改革特区研究開発学校制度(仮称)学校」)の認定権を文部科学大臣だけでなく、地方自治体の首長にも与える		学校教育法施行規則 第55条の5第2項で、第57条の3の規定を中等教育学校の後期課程に準用することになっているので、「構造改革特区研究開発学校(仮称)」「(中等教育学校)に認定されることが容易でない。	文部科学省	
2027	2027130	37	かがわ夢の学校を創り出す会	50110	公設民営学校特区	13	教育委員会の権限の委譲(地方公共団体の長の権限の拡大)	8304 8305 8307	C-1	公設民営型の学校を作る場合、運営団体を審査する機関がどうしても必要であるうし、その機関が定期的に(認可)指定の更新も担当することになると考えられる。であるならば、その機関が(教育委員会に代わって)日常的な監督も行うのが適切であると考え、この「公設学校審議会(仮称)」の業務の多くは、従来の教育委員会がやってきていないものであるため、新しい機関を作ってやっていったほうがうまくいくと思われる。	公設民営型の学校の設置をスムーズに行っていくため	学校教育法第4条で、市町村立の高等学校、中等教育学校の設置に都道府県の教育委員会の認可が必要としている点。	公設民営学校設置の認可権を「公設学校審議会(仮称)」に委譲する	地方自治体の首長の下に、有識者等からなる「公設学校審議会(仮称)」を設置し、この機関が従来の教育委員会の役割と、特区制度による新しい学校(システム)全般に関わる業務を担う。	学校教育法第4条で、市町村立の高等学校、中等教育学校の設置に都道府県の教育委員会の認可が必要となっているので、公設民営学校の設置に余分な手続きが必要になる。	文部科学省	
2027	2027140	37	かがわ夢の学校を創り出す会	50110	公設民営学校特区	14	教育委員会の権限の委譲(地方公共団体の長の権限の拡大)	8304 8305 8307	C-1	公設民営型の学校を作る場合、運営団体を審査する機関がどうしても必要であるうし、その機関が定期的に(認可)指定の更新も担当することになると考えられる。であるならば、その機関が(教育委員会に代わって)日常的な監督も行うのが適切であると考え、この「公設学校審議会(仮称)」の業務の多くは、従来の教育委員会がやってきていないものであるため、新しい機関を作ってやっていったほうがうまくいくと思われる。	公設民営型の学校運営をスムーズに行っていくため	地方教育行政の組織及び運営に関する法律 32条で、大学以外の学校を教育委員会が所管するとしている点	公設民営学校の所管を「公設学校審議会(仮称)」に委譲する	地方自治体の首長の下に、有識者等からなる「公設学校審議会(仮称)」を設置し、この機関が従来の教育委員会の役割と、特区制度による新しい学校(システム)全般に関わる業務を担う。	地方教育行政の組織及び運営に関する法律 32条で、大学以外の学校を教育委員会が所管することになっているので、「構造改革特区研究開発学校(仮称)」「(高校)に認定されることが容易でない。	文部科学省	
2027	2027150	37	かがわ夢の学校を創り出す会	50110	公設民営学校特区	15	教育委員会の権限の委譲(地方公共団体の長の権限の拡大)	8304 8305 8307	C-1	公設民営型の学校を作る場合、運営団体を審査する機関がどうしても必要であるうし、その機関が定期的に(認可)指定の更新も担当することになると考えられる。であるならば、その機関が(教育委員会に代わって)日常的な監督も行うのが適切であると考え、この「公設学校審議会(仮称)」の業務の多くは、従来の教育委員会がやってきていないものであるため、新しい機関を作ってやっていったほうがうまくいくと思われる。	公設民営型の学校運営をスムーズに行っていくため	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律 第4条で、学級編制は教育委員会が行うとしている点。	公設民営学校の学級編成の認可権を「公設学校審議会(仮称)」に委譲する	地方自治体の首長の下に、有識者等からなる「公設学校審議会(仮称)」を設置し、この機関が従来の教育委員会の役割と、特区制度による新しい学校(システム)全般に関わる業務を担う。	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律 第4条で、学級編制は教育委員会が行うことになっているので、学校独自の学級編成ができない。	文部科学省	
2027	2027160	37	かがわ夢の学校を創り出す会	50110	公設民営学校特区	16	教育委員会の権限の委譲(地方公共団体の長の権限の拡大)	8304 8305 8307	C-1	公設民営型の学校を作る場合、運営団体を審査する機関がどうしても必要であるうし、その機関が定期的に(認可)指定の更新も担当することになると考えられる。であるならば、その機関が(教育委員会に代わって)日常的な監督も行うのが適切であると考え、この「公設学校審議会(仮称)」の業務の多くは、従来の教育委員会がやってきていないものであるため、新しい機関を作ってやっていったほうがうまくいくと思われる。	公設民営型の学校運営をスムーズに行っていくため	地方教育行政の組織及び運営に関する法律 23条で、学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関して教育委員会が管理・執行することとしている点。	公設民営学校の教育課程の編成と変更の認可権を「公設学校審議会(仮称)」に委譲する	地方自治体の首長の下に、有識者等からなる「公設学校審議会(仮称)」を設置し、この機関が従来の教育委員会の役割と、特区制度による新しい学校(システム)全般に関わる業務を担う。	地方教育行政の組織及び運営に関する法律 23条で、学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関して教育委員会が管理・執行することになっているので、学校独自の運営ができない。	文部科学省	
2028	2028010	8	株式会社日本経営研究所	50020	常磐中央新幹線建設	1	現在新幹線の計画のない常磐線と中央線への新幹線建設				現在新幹線計画のない常磐線と中央線への新幹線建設 特別無利子日銀引当の国債を発行、返済は、新幹線開業後の、売上から、発行総額の1%づつを毎年、100年間で返済する。 特別時限立法処置で対応する。	JR常磐線新幹線とJR中央線新幹線とする。	現在、新幹線計画のない、常磐線と中央線への新幹線建設、及び特別無利子日銀引当国債を発行して、建設資金とすること。		国土交通省	1207040	

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特例の具体的要望事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード
2029	2029010	13	個人	50010	地域の中の日本語学校	1	新規日本語学校の設置基準の緩和(非学校法人の認定)				新規日本語学校に関する学校法人規制があるために日本語学校ができず、効果的に日本語教育事業を行うことができない状況にあるから	学校法人規制が利用可能であるとされている設置基準について	法人格外まで上限を引き下げる		現状、日本語学校の設置要件については、学校教育法第1条において、その設置者が国、地方公共団体又は学校法人に限定されているところ	文部科学省	
2029	2029020	13	個人	50010	地域の中の日本語学校	2	学校施設の空施設の活用(校地校舎の自己所有要件の緩和)				当地のモンゴル文化交流といった特性から、文化教育交流事業を行う場合、個人自己所有を用いることは必ずしも効果的かつ低コストで実現できるものではなく、むしろ空施設を導入することが適切であることから	学校施設利用の許可に関する政令第44条において社会教育とされている上限の制限について	国際文化交流事業まで上限を引き下げる		学校の施設を利用については、社会教育法第6章44条において社会教育のためのみとされている	文部科学省	
2029	2029030	13	個人	50010	地域の中の日本語学校	3	日本語学校設置を目的とした学校を設立する際の申請手続きの簡素化(認定許可にかかる期間の短縮)				日本語学校設立申請に対して申請後1年間の審査期間があり、校舎、設備等の運営困難のため	設置廃止等の認可に関する政令第4条において、監督庁の認可とされている	学校法人外まで上限を引き下げる		日本語学校設立申請については、認定諮問の審議会規定により、認定許可期間1年と定められている	文部科学省	
2029	2029040	13	個人	50010	地域の中の日本語学校	4	補助金交付の制限緩和(学生に対する補助金)				補助金交付に関する学校法人規制があるために学校に在学する学生に係る修学上の経済的負担の適正化を図ることができず、効果的に日本語教育事業を行うことができない状況にあるため	交付金に関する私立学校振興助成法第3条において、学校法人とされている上限の制限について	学校法人外まで上限を引き下げる		補助金交付については、私立学校振興助成法第3条により、学校法人と定められており、教育水準の向上を得られない	文部科学省	
2029	2029050	13	個人	50010	地域の中の日本語学校	5	補助金交付の制限緩和(日本語学校の経常的経費についての補助)				補助金交付に関する学校法人規制があるために学校における教育又は研究に係る経常的経費について、補助金交付ができず、効果的に学校運営を行うことができない状況にあるから	交付金に関する私立学校振興助成法第3条において、学校法人とされている上限の制限について	学校法人外まで上限を引き下げる		補助金交付については、私立学校振興助成法第4条により、学校法人と定められており、学校を継続的・安全的に運営できない	文部科学省	
2029	2029060	13	個人	50010	地域の中の日本語学校	6	適切な申請書類において既存校・新規校間の入管ビザ採択率の格差是正				適切な申請書類に関する採択率は均等化になるように	出入国管理及び難民認定法施行規則において、留学・就学及び研修等を目的とする外国人の入国・在留に関する省令	均等化することを容認する		現在、入管ビザ採択の均等化に関する入管規制については、該当する法令、条項はない	法務省	0500690
2029	2029070	13	個人	50010	地域の中の日本語学校	7	外国人教師の採択の緩和				国際理解の必要性と言った特性から、日本語教育活動を行う場合、日本人教育者のみを用いることは必ずしも効果的かつ低コストで実現できるものではなく、むしろ外国人日本語教師を導入することが適切であるから	外国人教師に関する入管法第9条第3項において本邦の大学もしくはこれに準ずる機関又は高等専門学校において研究、研究の指導又は教育を活動とされているもの制限についてまた教育職員は、教育職員免許上の各相当の免許状を有する者でなければならない規定について	日本語学校まで上限を引き下げる		外国人教師については、入管法第9条第3項により高等専門学校においてよりと定められており、国際教育機関としての運営困難のため	法務省	0500700
2029	2029080	13	個人	50010	地域の中の日本語学校	8	信用保証協会による融資保証制度の対象拡大				再建事業するために必要とする資金や開業後の事業を行うために必要とする資金が融資受けられず、効果的に再建事業を行うことができない状況にあるから	国民生活金融公庫・区産業融資において休業事業者においては1年未満又は新規事業者と定められている事項について	休業も新規事業とみなすことを容認する		現状、新規・起業家についてとされている	金融庁 財務省 経済産業省	0701010 1104010
2030	2030010	12	三菱地所株式会社	50020	国際人材育成・技術交流特区	1	学校教育法第1条「学校の範囲」の拡大(インターナショナルスクールを「学校」とみなす)				インターナショナルスクールが学校とみなされることにより、学生の安心感が得られるとともに、公的助成を受けられることから授業料を低額に抑えることができ、在日外国人の子弟にとどまらず、インターナショナルスクールで学習したいという日本人のニーズを満たすことが出来るため、	学校教育法第1条の学校の範囲について	インターナショナルスクールが学校であることを容認する		高齢授業料並びに立地の面から、ある限られた人しか教育の機会がない	文部科学省	
2030	2030020	12	三菱地所株式会社	50020	国際人材育成・技術交流特区	2	学校設置主体の要件の緩和(株式会社等による学校経営)				多様なニーズに対応するとともに、経営の効率化を行うことにより、教育サービスの向上を図るため	学校教育法第2条学校設置主体の要件について	株式会社等が学校経営主体となることを容認する	独自の第三者機関の設置により公共性を担保する	新規参入が困難である	文部科学省	
2030	2030030	12	三菱地所株式会社	50020	国際人材育成・技術交流特区	3	外国人の在留資格要件(10年の実務経歴)の緩和				特区内で活動する外国人研究者及び技術者の在留資格を、本人の知識や技術の評価により、弾力的に付与できるようにし、交流を活発に行うため	出入国管理及び難民認定法別表第1の2の在留資格の技術・技能について	在留資格に係る基準に、研究機関・技術機関等の推薦も含めて容認する		在留資格に係る基準は、大学卒業等または10年以上の実務経歴が必要とされている	法務省	0500460
2030	2030040	12	三菱地所株式会社	50020	国際人材育成・技術交流特区	4	外国人の在留資格要件(研修受入れ機関の条件)の緩和				特区内で研修を受ける外国人技術者の在留資格を、弾力的に付与できるようにし、交流を活発に行うため	出入国管理及び難民認定法別表第1の4の在留資格の研修について	研修生の人数が受入れ機関の常勤職員の総数の20分の1以上を容認する		研修生の人数が受入れ機関の常勤職員の総数の20分の1以内を容認する	法務省	0500530
2031	2031010	13	株式会社ゼクスコミュニケーション	50020	特別養護老人ホーム設置の規制緩和	1	特別養護老人ホームを設置することによる法人的な規制の緩和	9302			特別養護老人ホーム入所待機者の早期入所のためには、社会福祉法人にしか認められていない施設設置者の対象を株式会社まで広げ低コストで早期に多数の施設を建設する事を旨とする。	老人福祉法第15条第4項において規定されている特別養護老人ホームを設置できる法人の規制について	特別養護老人ホームを設置できる法人について株式会社をこれに加える。		株式会社については「老人福祉法15条4項」により「社会福祉法人は、厚生労働省令の定めることにより、都道府県知事の認可を受けて、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームを設置することができる。」と定められており、株式会社では設置できない。	厚生労働省	
2032	2032010	14	日本テック株式会社	50020	電気保安特区	1	保安管理の実施主体の拡大				電気事業法施行規則第52条第2項により、不選任による自家用電気工作物の保安管理の実施主体は、指定法人(財団法人の保安協会)と電気管理技術者(個人事業主として電気保安管理業務を営む電気主任技術者)に限定されているが、有資格者のうちの一部者に限定することは必ずしも合理的かつ低コストで実現できるものではない、むしろ有資格者を雇用している民間企業が、競争原理の下で保安管理業務を受託し行うことが適切であるので、電気保安における独自の既得権を排除するために民間企業の参入推進が必要である。	昭和63年通商産業省告示第191号「電気事業法施行規則第52条第2項の委託契約の相手方の要件等」第2条において、経済産業大臣が指定する法人として掲げられていることについて、	当該要件を撤廃し、株式会社等の民間企業が実施することを容認する。	二以上の都道府県の区域内に営業所を設けて営業しようとする場合には経済産業大臣に、一の都道府県の区域内に営業所を設けて事業を行うとする場合には都道府県知事に、法人名、法人代表者氏名、本拠所在地ならびに事業所所在地を届け出ること、	「自家用電気工作物の保安管理の代表的な形態として、選任と不選任の二通りがある。選任は、設置者が経済産業省の許可を得て、相応の電気知識・技能を有する従業者(電気主任技術者免状の有無は問わない)を管理責任者に任命するもので、一方の不選任は、指定法人や電気管理技術者に対して委託契約を締結して保安管理を行わせる制度である。不選任制度を利用して委託契約を締結できる相手は、指定法人と電気管理技術者に限定しているため、不選任において管理できる者の絶対数は限られるので市場内での競争原理は有効に作用せず、技術者間で価格やサービス・技術品質の競争が発生していない。また、民間企業において十分に実施可能な事業を、指定法人に独占権を与えることは民間企業の成長を奪うものであり、ビジネスチャンスの創出をも妨げるものでもある。	経済産業省	1160020
2032	2032020	14	日本テック株式会社	50020	電気保安特区	2	「保・工分離の原則」慣習の撤廃				本提案書の提案事項番号01「保安管理の実施主体の拡大」が容認(民間参入)された場合、自家用電気工作物において電気主任技術者と電気工事士の双方を雇用する企業であれば、保安管理業務と電気工事業務を一括して受託することは可能とすべきである。特に、電気主任技術者と電気工事士の双方を多く雇用しているのは電気工事会社であるが、自家用電気工作物における事故・故障発生時の安全確保および復旧作業においてはより迅速な対応が可能となるため、電気工事会社による保安管理は有効である。よって、実施主体の拡大(民間参入)に併せて「保・工分離の原則」慣習を撤廃することは必須である。	関係法令等において明文化されていない慣習によって、電気保安と電気工事の分離が強制されていることについて	当該要件を撤廃するとともに、保安管理の実施主体の拡大に合わせて電気主任技術者と電気工事士の双方を雇用する企業が保安管理業務を受託して、雇用する電気主任技術者に保安管理を行わせることを容認する。		「保・工分離の原則」として、「保安を行う者は工事を行えない、工事をを行う者は保安を行えない」とする慣習で、保安を行う者が工事を「行えば優良設備を不良であるか偽って工事を受注する詐欺行為が横行しかねない」との主張がなされている。しかし、自家用電気工作物の需要は選任による自主保安が基本であり、不選任として管理を委託する場合でも自己責任が求められる。仮に「保・工分離の原則」慣習が継続したまま民間参入が容認された場合には、電気主任技術者と電気工事士を雇用している企業に保安と工事を一括して委託することは不可能であるから、自主保安・自己責任を求められている需要が委託先を自由に選択できないことには不条理である。	経済産業省	1160100

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特例の具体的要望事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード
2032	2032030	14	日本テック株式会社	50020	電気保安特区	3	受託件数制限の撤廃			自家用電気工作物の設備規模に応じて受託できる件数に制限が設けられており、価格やサービス・技術品質の兼ね合いが、合理的な安全管理を行うことができない状況にあるから、	電気事業法施行規則第52条第2項についての運用方針を示した通達「主任技術者制度の運用について」(7資公第418号)により定められた、受託事業場の上限の制限について、		当該要件を撤廃し、受託者の責任において上限無(保安管理業務を受託できることを容認する。		経済産業省	1160030	
2032	2032040	14	日本テック株式会社	50020	電気保安特区	4	法令点検の頻度指定の撤廃			自家用電気工作物において発生する電気事故のうち、近隣地域へ電力供給支障を及ぼす波及事故は事故全体の大多数を占めているものの、その件数および割合ともに年々減少している。このことから、電気設備の信頼性および機器性能は向上しているものと考えられるため、必ずしも定期的に法令点検を行う必要はないから、	通達「主任技術者制度の運用について」(7資公第418号)の(1)において、委託契約の相手方(指定法人または電気管理技術者)が定期的に点検を行う必要があると定められている事項について、	当該要件を撤廃し、保安管理業務の委託者(需要家)と受託者(法人または電気管理技術者)との協議により、法令点検の実施頻度ならびに実施時期を決定することを容認する。	監視装置(漏電、変圧器温度、瞬時電圧低下、停電、最大需要電力量(デマンド))を監視できる装置を設置し、有人の監視センター等で稼働状況を常時監視すること。さらに、電気事故または設備故障及び重大な異常発生時には時間を問わず緊急応答を行うこと。	自家用電気工作物においては、300kVA以上の大規模設備と64kVA未満の小規模設備で同じ電圧の高圧電力を受電しているが、複数の安全装置がある大規模設備は年2回(毎月1回)の点検であるにも関わらず、安全装置が一つしかもない小規模設備は指定法人の場合は年2回(電気管理技術者の場合は年4回)とされており、設備規模と指定方法という優遇措置により定められた制度であり、設備の安全性は度外視されている。また、自家用電気工作物の保安管理においては、自主保安・自己責任として需要家が全責任を負わなければならないが、安全を確保する必要がある点検頻度を決定できないこと自体、需要家の安全意識を損なうものであるから、法令等で頻度を指定することは無意味である。	経済産業省	1160040	
2032	2032050	14	日本テック株式会社	50020	電気保安特区	5	実務経験年数の撤廃			電気管理技術者が保安管理を行うとする場合、電気工作物の工事・維持又は運用に関する実務に従事した期間に関する定めがあるため、合理的に保安管理を行うことができない状況にあるから、	昭和63年通商産業省告示第191号「電気事業法施行規則第52条第2項の委託契約の相手方の要件等」第1条第2項により、実務経験が必要な要件であると定められている事項について	当該要件を撤廃し、電気主任技術者免状取得者であれば実務経験を問わず保安管理業務を受託することを容認する。		国家資格である電気主任技術者の免状交付を受けているにも関わらず、指定法人に雇用される場合には実務経験は不要であるが、電気管理技術者として保安管理業務を営むには最低3年最高5年の実務経験が必要となっている。また、通達制度においては、設置者が経済産業省の許可を得て、相応の電気知識・技能を有する従業者(電気主任技術者免状の有無は問わない)を管理責任者に任命することができる。もし仮にどうしても実務経験が必要とすれば、国家資格取得の要件とするか、実務経験がないと合格できないような資格試験内容とすべきであって、指定法人の雇用者であるか否かで差をつけることは非合理的の差別であると同時に、電気主任技術者という資格試験の意義が疑わしいものとなっている。	経済産業省	1160050	
2032	2032060	14	日本テック株式会社	50020	電気保安特区	6	機械器具の保有義務の撤廃			自家用電気工作物の保安管理に要する機械器具については、電気管理技術者が自らの判断により業務上不都合が生じない限り必要に応じて保有するものであるから、機械器具の保有義務を撤廃する。	昭和63年通商産業省告示第191号「電気事業法施行規則第52条第2項の委託契約の相手方の要件等」により、電気管理技術者が個々に指定された機械器具を有しなければならぬ規制について	当該要件を撤廃し、電気管理技術者が業務上必要に応じて保有することを容認する。		電気管理技術者は指定された機械器具を少なくとも各1台は取り揃えることが義務づけられているが、本来は、保安管理を行う設備の規模や状況に応じた機械器具を電気管理技術者が業務上必要であるから揃えるものである。さらに、電流計・電圧計で例えた場合、電流・電圧ともに測定が可能で一体的に市販されているにも関わらず、個別に計器を買い揃えなければならないため、機械器具メーカーにおいてはそうした多機能型計器は多くの需要が見込めないため、開発力や技術力の向上を妨げることにもつながる。	経済産業省	1160060	
2033	2033010	1	北見商工会議所、北見市商店街振興組合連合会	50070	中心市街地活性化特区	1	道路法、道路交通法、食品衛生法	13	道路等の公共空間を公益的に活用する際の善法の弾力的運用により、中心市街地での新たな魅力を創り出し、活性化のための様々な活動の舞台となる仕組みをつくる。	限定された区域内において、公共空間の新しい活用の可能性を求め、道路を活用した賑わい創出のための活性化事業を行い、地方小都市の魅力を高め、活力を創り出し、様々な活動が行える舞台としての利用を促進する。 <主な項目> 1. イベント事業等の各種許可目的の拡大 2. イベント事業等の手続きの簡素化 3. 反復使用の許可制度の新設 4. 交通規制の短期変更及び試行的運用 5. 路上パーキングメーター設置許可の緩和と季節的運用	道路法、道路交通法、食品衛生法	限定された区域内において、現状の形態を変えず、公共空間の新しい活用の可能性を求め、交通規制の一時解除を行い、各種イベントなど実験的な活性化事業を展開し、地域の魅力を高め活性化を図る。 <主な活用項目> 1. おまつりを含む各種イベント会場への活用 2. オープンカフェの設置 3. パビリオンギャラリーの開設 4. 歩行者専用道路への一時的車両の乗り入れ 5. 路上パーキングメーターの設置	・許可の手續きに一定の期間を要することから、機動的に対応できない。また、占用許可については短期的なものに限り許可されており、反復的使用許可はなされていない。現下では、許可権者の判断が一面的にならざるを得ないことから、市民及び地域住民の望む各種イベント等の公益的使用の障害となっている。また、路上パーキングメーターについては、都市の人口規模、付近駐車場の需給状況、道路幅などの制限がある。	国土交通省 厚生労働省 警察庁	0100250 0100260 0100270 1205040		
2034	2034010	9	首都圏電気電子機器リサイクル市民参加のネットワーク7県1庁事業協同組合	50070	首都圏電気電子機器リサイクル市民参加のネットワーク7県1庁事業	1	リサイクル家電4品目リサイクル処理の市民7県1庁リサイクル参加、メーカー主導7県との連携補完を目的とするため法の拡大解釈			リサイクル家電4品目規制にふれることと、市民の自由意志による家電機器リサイクル7県1庁参加に、組合(もっぱら業主体組合員(NPO)地域連携実行)地域大学連携協業と、メーカー主導7県との補完事業目的の認定が認められているが法の拡大解釈をしてほしい。	法(家電リサイクル法)の前では平等であり、業種の差別はないと保証されています。組合(もっぱら業主体組合員・許可取得者等)が市民(所有者の自由意志処理)NPO、大学連携の市民運動的リサイクル手分け処理と3R運動と校下労働価値の再生産化を目指すPARADIGM-SHIFTへのPIONEERと云える。リサイクル、ユース(95%UP)が目標	1.家電4品目以上リサイクル対象は数10種ある。2.市販家電4品目以外の自治体リサイクル負担は大きく、節税からも市民リサイクルの機器処理サービス前未普及。市民の自由意志により購入する。[支払総費用該当]処理の監視、監督権取得(7県)7県・3抽選併用)と7県1庁参加権利を確保出来る。	リサイクル処理の合法適正を図るため組合発行の機器処理サービス前未普及。市民の自由意志により購入する。[支払総費用該当]処理の監視、監督権取得(7県)7県・3抽選併用)と7県1庁参加権利を確保出来る。	リサイクル法(法2条4項施行第1条等、法2条第5項、法第5条)の規定により、引取引渡によりリサイクル処理する以外の者がリサイクル処理することは禁じられている。	経済産業省 環境省	1101010 1300690	
2035	2035010	27	財団法人 大阪クナイブ療法協会 NPOの法人日本保健地医療連携	50060	健康特区	1	調整地域に関する商業施設の設置の緩和。(飲食・宿泊・ショップ)			調整区域の為、事業の制限があるが、基準をパスした商業施設の設置を可能にする。国家、社会として責任を持って取り組むべき、極めて公共性の高いものと考えられる。(中略)また、学校法人制度は、学校経営に求められる公共性の確保、安定的・継続的な学校教育の提供等を保証するために特別に設けられたものである。学校法人に求められる要件を充たさない民法法人等に学校の設置を認めることについても、特区に限ったとしても適切ではない。と回答されているが、公共性、安定性、継続性を確保したうえで、民間団体が地方公共団体と連携した学校を運営する制度を新たに創設すべきではないか。	調整区域の為、事業の制限があるが、基準をパスした商業施設の設置を可能にする。国家、社会として責任を持って取り組むべき、極めて公共性の高いものと考えられる。(中略)また、学校法人制度は、学校経営に求められる公共性の確保、安定的・継続的な学校教育の提供等を保証するために特別に設けられたものである。学校法人に求められる要件を充たさない民法法人等に学校の設置を認めることについても、特区に限ったとしても適切ではない。と回答されているが、公共性、安定性、継続性を確保したうえで、民間団体が地方公共団体と連携した学校を運営する制度を新たに創設すべきではないか。	調整区域の為、事業の制限があるが、基準をパスした商業施設の設置を可能にする。国家、社会として責任を持って取り組むべき、極めて公共性の高いものと考えられる。(中略)また、学校法人制度は、学校経営に求められる公共性の確保、安定的・継続的な学校教育の提供等を保証するために特別に設けられたものである。学校法人に求められる要件を充たさない民法法人等に学校の設置を認めることについても、特区に限ったとしても適切ではない。と回答されているが、公共性、安定性、継続性を確保したうえで、民間団体が地方公共団体と連携した学校を運営する制度を新たに創設すべきではないか。	医師・理学療法士に対し、クアドクター及び療法士の研修制度の導入。日本の制度は医師を してはいけないという規制が無いため、見よう見真似で治療行為をしても罰則がない。保健地医療の分野では、ドイツ等と同様の追加研修を義務付け、グローバルな医療資格としたい。	国土交通省 厚生労働省	1200150		
2036	2036010	20	長野に新しい学校を創る会	50110	市民がつくる学校設立特区	1	「公設民営学校(仮称)」を開設するため、学校設置主体の緩和	8002	C-1	「学校は、「公の性質」を有するものであり(教育基本法第6条)、その設置と運営は、国家、社会として責任を持って取り組むべき、極めて公共性の高いものと考えられる。(中略)また、学校法人制度は、学校経営に求められる公共性の確保、安定的・継続的な学校教育の提供等を保証するために特別に設けられたものである。学校法人に求められる要件を充たさない民法法人等に学校の設置を認めることについても、特区に限ったとしても適切ではない。と回答されているが、公共性、安定性、継続性を確保したうえで、民間団体が地方公共団体と連携した学校を運営する制度を新たに創設すべきではないか。	地域社会の新しい教育ニーズに応え、公と民でつくる「公設民営」方式による学校を運営するため、	学校教育法第2条において、「学校は、国、地方公共団体及び私立学校法第3条に規定する学校法人のみが、これを設置することができる」とされていることについて、	民間非営利団体も地方公共団体の支援を受け、学校を設置できるようにする。	あらかじめ地方公共団体の長が任命した有識者による「特区公設民営学校審議会(仮称)」を設置する。審議会は、学校設置の目的、設置の認可を審議する。審議会はその学校が目的を達成しているかどうか、継続的に安定して学校経営が可能かどうかに関して、たとえば、3年ごとに審議し、未達成、あるいは不可能と判断した場合には廃校とする。	国、地方公共団体及び私立学校法第3条に規定する学校法人しか、学校を設置することができない。	文部科学省	
2036	2036020	20	長野に新しい学校を創る会	50110	市民がつくる学校設立特区	2	「特区公設民営学校審議会(仮称)」の創設			特区内に設置する「公設民営学校」の公共性、安定性、継続性を審議するため、	「公設民営学校」は私立学校の範疇にはないが、私立学校法第9条に、「この法律の規定により権限に属せしめられた事項を審議させるため、都道府県に、私立学校審議会を置く」とあることについて、	地方公共団体の長の下に、「特区公設民営学校審議会」を創設する。	学校教育法第17条、第35条、第41条、及び第51条第2項に定められている学校の目的を達成するものとする。有識者による「特区公設民営学校審議会」を設置し、上記の目的が達成されているかどうかを審議する。	現行制度にはない。	文部科学省		
2036	2036030	20	長野に新しい学校を創る会	50110	市民がつくる学校設立特区	3	特色ある教育プログラムを持つ教育課程を編成	8007 8032 8045	A	「学習指導要領によらない教育課程の編成については、研究開発学校制度の弾力的な運用により対応する。」と管理コードのすべてに答えられているが、たとえ、導入されると言われている「特区研究開発学校制度」においても、学習指導要領の範囲から認可されるものと考えられ、現在の教育ニーズに対応した特色ある、ユニークな教育プログラムを持った学校は認可されないと思われる。	地方公共団体の長の下に創設された、「特区公設民営学校審議会」に学校の教育課程に関して認可申請を付したため、	学校教育法第20条、第38条、第43条および小・中・高等学校の学習指導要領に教育内容が定められていることについて、	「特区公設民営学校審議会」に学校の教育課程に関して認可申請を付し、認可を受ける。	児童・生徒が各学校の終了時点で、各種試験団体が行う客観的な試験を受けること。たとえば、読み、書き、計算する能力の向上が見られることとする。	特区研究開発学校制度は、学習指導要領を基準として許可がなされるのではない。	文部科学省	

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特例の具体的要望事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード
2036	2036040	20	長野に新しい学校を創る会	50110	市民がつくる学校設立特区	4	学校修学年限の弾力化(小・中・高)	8006-001	A	各学校段階の修業年限の弾力化に言及されていない、今日の児童・生徒の成長発達に調和した年限区分が必要と考え、	学校教育法が校種別に記述されているため、小・中学校及び、小・中・高等学校の教育に一貫性を持たせにくい状況にあることから、	学校教育法第1条に「学校とは小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び、幼稚園」とあることについて、	小学校4～5年、中学校3～4年、高等学校4年の学校制度をつくる、	途中での転校、編入学する児童・生徒には、一定時間の補習等を実施する、	6-3-3制と制度が固定化されている、	文部科学省	
2036	2036050	20	長野に新しい学校を創る会	50110	市民がつくる学校設立特区	5	一部、県費負担職員の人任権を「公設民営学校」に付与				現在、「公設民営学校」が存在しない状況にあることから、	適用する法令はない、	一定数の県費負担職員の採用を「公設民営学校」が行う、新しい規定をつくる、	「公設民営学校」が存在しない、	文部科学省		
2036	2036060	20	長野に新しい学校を創る会	50110	市民がつくる学校設立特区	6	小・中・高等学校に通信制課程を設置	8046	A	「引きこもり状態にある不登校児童生徒を対象として」と回答されているが、年間30日以上欠席をしなければ不登校として認められないのであれば、この制度を活用して学習指導を行う対応が望まれることになる、そもそも、年度当初から登校できない児童・生徒もあり、より柔軟にすべきではないか、	学校を欠席した小・中学校の児童・生徒がすまやかに、代替的な教育を受けるため、	小・中学生に対し、適用する法令はない、	小・中学校に登校できないことを児童・生徒が表明した段階で、すまやかに、通信教育課程で学習できるものとする、	小・中学校については現行制度にはない、	文部科学省		
2037	2037010	35	(株)向学社	50020	教育特区	1	私学助成金の適用拡大				現状の公立学校では、生徒の多面的な教育要求に対応できていない、これらを継続的・安定的に行い、適切な学費に抑えるために、運営経費の助成を求める、	私立学校法第59条において、教育振興上必要があると認める場合には私立学校に助成をすることが出来るとなっているが、助成対象が私立学校に限定されている事項について	助成対象を、一定の基準を満たした教育事業者のすすめる特定の目的をもった教育にも、助成の対象とする	私立学校法第59条により助成対象が学校法人に限定されておりそれ以外支給対象となっていない	文部科学省		
2037	2037020	35	(株)向学社		教育特区	01 02	株式会社主体の学校設立を認める				現行制度での学校設置基準とは別に、独自の教育効果を求める教育事業者による学校を認可する	現行制度では国、地方公共団体及び私立学校法に基づく学校法人のみが学校を設置でき、それ以外を認めていない	継続的・安定的に行う資金、保有または借用できる施設があることを前提条件とし、通常の公共教育では実現困難な教育効果の実現を目的とした教育事業者に、事業参入の機会を与える、	現行制度では国、地方公共団体及び私立学校法に基づく学校法人のみが学校を設置できる、それ以外を認めていないため、特別の人材育成をする教育事業者が事業参入できない	文部科学省		
2037	2037030	35	(株)向学社		教育特区	01 03	学校設立の認可者を地方公共団体の長にする				多様化するニーズに対応すると共に教育の活性化をめざし、許認可権を市町村にも認める	私立学校設置に関する学校教育法第4条及び私立学校法第5条第1項において「都道府県の承認を受けなければならない」とされている事項について	特区においては学校設置の許可者を地方自治体の長とする	現行制度での県認可の基準では、その条件が抑制的のため新設が困難である、設置促進のために、市町村長にも許認可権をもたせる	文部科学省		
2038	2038010	13	マイクロソフトアジアリミテッド	50020	インターネット電話電話番号割り振り構想	1	IP電話に電話番号を割り振る条件として一定の品質基準を定めている事業用電気設備規則第35条の6の適用除外				現在IPネットワークを保有又は管理する電気通信事業者のみが行う発信電話番号付IP電話サービス(インターネットを利用する)IP電話サービスにも拡大し、IP電話サービスの市場を拡大し、さらにインターネットの特性を生かした新たなIP電話サービスを創設する、	IP電話の番号付与に関して音声の一定の品質を条件としている事業用電気通信規則第35条の6	IP電話の番号付与に関して音声の一定の品質を条件としている事業用電気通信規則第35条の6適用を除外し、現在専用のIPネットワークを保有又は管理する電気通信事業者のみのサービスに与えられているIP電話の電話番号をインターネットを利用するIP電話(いわゆるインターネット電話)にも割り振ること	インターネットを利用するIP電話は事業用電気通信設備規則第35条の6の規制による音声の品質を基準をクリアできないので、電話番号が割り振られない	総務省	0405230	
2039	2039010	1	札幌商工会議所	50060	サマータイム特区	1	時間規定に関する特例(北海道サマータイム制の導入)				北海道の自然環境に合わせたサマータイムを導入することで、地域の経済の活性化を図り、内外に北海道をアピールする	標準時に関する勅令第167号(明治28年公布)	4月の第1日曜日から9月の最終日曜日の6ヶ月間、北海道の日本標準時よりも2時間時計を早める	事前に一般から意見聴取を図る、併せて、北海道、市町村、商工会議所などによる導入実験、啓蒙活動などを通じ、道民に内容の理解を求める、	勅令第167号では、明石を標準時とし、全国同一とされており、一地方のみの時間変更は出来ない	3000020	
2040	2040010	33	学校法人朝日学園	50030	教育特区	1	寄附行為とその変更の認可者を特区認定の地方公共団体の長に拡大				学校の新設認可にあたっては学校法人の寄附行為あるいはその変更認可が必要であるが、この認可権を御津町長に認めていただきたい	寄附行為の認可に関する私立学校法第30条あるいは寄附行為変更認可に関する私立学校法第45条において「所轄庁の認可を受けなければならない」とされている事項について	特区に於いては学校法の寄附行為あるいはその変更の認可者を地方公共団体の長とする	岡山県の寄附行為あるいはその変更の審査基準では認可する際の条件が抑制的であり認可を受けることが困難である	文部科学省		
2040	2040020	33	学校法人朝日学園	50030	教育特区	2	私立学校の認可者を特区認定された地方公共団体の長に拡大				特区想定地域の御津町の教育の活性化・地域の振興のため私立中学校の新設をしようとするが、県知事認可では審査基準が認可抑制的であり、政府や文部科学省の提唱する私学の設置促進の方向に迅速に対応できないため認可権を町長に認めたい、その代償として、町長と学校は認可された学校の運営・教育結果についての責任を負う	私立学校の設置に関する学校教育法第4条第1項及び私立学校法第5条第1項において「都道府県知事の認可を受けなければならない」とされている事項について	特区に於いては学校設置の認可者を地方公共団体の長とする	岡山県の私学認可の審査基準では県知事が学校の設置を認可する際の条件が抑制的であり、新設が困難である	文部科学省		
2041	2041010	34	NTT都市開発株式会社中国支店	50020	広島基町街区	1	広島センタービル北側の斜線制限の緩和				・隣接ビル間との既存連絡通路(3階、6階)は通行量の実態に対し狭隘であるがビル間連絡通路の増設を行う場合、広島センタービルの3階より上部は建築基準法第56条(建築物の各部分の高さ)二項に基づき(建築物の高さの制限を受けることから8階～10階への連絡通路の設置が不可能となっている、	建築基準法第56条(建築物の各部分の高さ)二項により商業地域において、建物高さ31mを超える部分にかかる建築物の各部分の高さの制限について	ビル間連絡通路を増設する部分(8階～10階)のみについての高さの制限の制限を緩和する、		建築物の各部分の高さについて建築基準法第56条二項により商業地域において建物高さ31mを超える部分について高さの制限を受けるため8階より上部には隣接ビルへの連絡通路設置ができない、	国土交通省	1203510
2041	2041020	34	NTT都市開発株式会社中国支店	50020	広島基町街区	2	NTTクレド基町ビル敷地容積率の緩和				・隣接ビル間との既存連絡通路(3階、6階)は通行量の実態に対し狭隘であるがビル間連絡通路を改善・改良・増設(3階～9階)を行う場合、NTTクレド基町ビル敷地の延べ床面積の敷地面積に対する割合の制限を超えるため設置が不可能となっている、	都市計画法第8条(地域地区)により広島市が該当地域において定めた建築物の延べ床面積の敷地面積に対する割合の制限について	建築物の延べ床面積の敷地面積に対する割合の制限を越えた部分を容認する、	都市計画法第8条に基づき該当敷地は建築物の延べ床面積に対する割合が64.3/10までと定められており隣接ビルへの連絡通路の改良改善・増設ができない、	国土交通省	1203510	
2042	2042010	33	谷口商会	50020	入札参加資格登録制度廃止ないし条件緩和特区	1	物品購買入札における参加資格登録制度の廃止ないし条件緩和				入札資格登録の要件として、製品の性能、供給能力とは関係の薄い事項が挙げられているため、新製品によって入札に参加できない、	地方自治法234条の2等および同法施行令167条の5、167条の5の2等に基づいて、各地方自治体の長の定める一般競争入札資格について	全面廃止、ないし製品の性能や供給能力の判断に必要不可欠ではない要件は撤廃する、	合理性の薄い入札資格要件によって、ベンチャー企業の新製品紹介・拡販が妨げられており新規事業の育成の阻害となっている、	総務省	0400370	
2043	2043010	4	台町商店街振興組合	50110	商店街自動車天国特区	1	商店街全体の道路を無料駐車場等として活用する規制の特例				現在の商店街は、モータリゼーションに対応した構造にはなっておらず、大きな問題として無料駐車場の確保が大変重要な要素である、そこで、商店街に面する道路を駐車場として活用することにより、商店街への集客力の向上が図られるので、駐車禁止や道路使用許可等道路交通法の特例措置をお願いしたい、	道路交通法第46条の駐車又は駐車を禁止する場所の特例について 道路交通法第77条の道路使用許可事項について	特例地区に商店街を指定する、 無料駐車場として活用する目的に道路使用許可を認める、	通行量が減少し、かつ安全が確保される地域に限定する、	道路交通法46条の駐車又は駐車を禁止する場所の特例に商店街の無料駐車場という目的が記載されていない、また、道路交通法第77条の道路使用許可の項目に無料駐車場の使用目的が定められていない、	警察庁	0100080
2044	2044010	1	個人	50010	農業協同組合を株式会社化	1	農業協同組合法の適用除外				農業団体の運営役員は農家から選出されているが、これが組織の疲弊を招いている、優秀な人材が活かされるよう、経営陣を従業員の中から選出する、「株式会社化」但し、農家の自立を支援する組織は政府主導で新たに立ち上げる(緊急時の組織としても必要)、	農業団体すべて	現状の組織を分社して株式会社にし、他の民間組織と同条件で融合させ、場合によっては淘汰もやむを得ない、高付加価値食料を開発、農家に委託生産させて世界に輸出できる商品開発をさせる、政府主導で農家を自立させる組織を別途作る、	組織に問題がある為、従業員の活力が失われ、貴重な人材が埋没している、	農林水産省	1001210	
2045	2045010	14	NPO法人ライナスの会	50080	要配慮児童及び不登校児童生徒の学校特区	1	学校設置主体の要件の緩和	8002 8411	C-1	要配慮児童・不登校児童生徒は教育法上の位置付けがなく、その多くは小規模企業もしくはNPO法人を主体とした民間組織・機関で教育支援・指導を受けている、教育に要する教材・設備・人材の経費は、保護者の負担であり、不足は寄付とボランティアでまかなわれる現状では、資金面・施設面から学校法人に認可取得は不可能である、	要配慮児童及び不登校児童生徒の教育支援・指導を行なう企業やNPO法人が学校事業者として認可されるようにするため、	学校教育法第2条における学校の設置者について企業やNPO法人に範囲を拡大することについて	特区認定された地方公共団体の長が認可した事業者(学校事業者)は企業・NPO法人であっても学校を設置できることとする、	校長は学校の目的・目標を定め、国が設置する評価機関に、目的・目標に応じた教育成果報告書を提出する、評価機関は報告に基づき、学校の目的・目標に応じた教育成果及び学習指導要領に基づく公表に関する評価を行ない、これを公表する、	文部科学省		

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特例の具体的要望事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード
2045	2045020	14	NPO法人ライナスの会	50080	要配慮時及び不登校児童生徒の学校特区	2	学校設置の認可基準の特例	8431-001	D	設置主体を企業・NPO等の民間教育機関として小中高一貫校を設置する際、施設の共有も含め、現行法・制度に基づく設置認可基準の適用は困難である。	要配慮時及び不登校児童生徒の教育支援・指導を行なう企業やNPO法人が学校事業者として認可され学校を設置する場合、その目的・規模・資産に応じて適当な施設・設備、人材、プログラムを導入できるようにするため。	学校教育法第2条において、学校事業者として認可された企業やNPO法人について	以下の設置基準をもって学校設置の認可基準とする。 設置する学校の目的に応じて必要な施設及び設備若しくはこれに要する資金を有するか、又はこれらを備用する見込みがあること。 開校年度における、その設置する学校の収入及び支出予定が立っており、支出が収入を上回らないこと。 なお、設置基準に係る規程(法令・条例、省令に、特区学校に適用しない趣旨の追加条項を加える。	以下の事項をもって、法的責任を担保する。 校長は学校教育法の目的・目標を遵守するとともに、設置する学校の目的・目標を定めて、これを履行することで、学校設置主体として責任を負う。所轄庁は学校関係の権限をもってこれを監督するとともに、目標の遵守と目的の遂行について連帯して責任を負う。 校長は所轄庁に対し、毎年、学校事業に係る事業報告書・財務諸表・事業計画書・収支予算書等を提出する。校長は学校の目的・目標を定め、開校する評価機関に、目的・目標に応じた教育成果報告書を提出する。評価機関は開校前年までの登校率の比較、保護者アンケート調査報告、カウンセリングレポートなどに基づき、学校の目的・目標に応じた評価及び学習指導要領に応じた教育成果に関する評価を行い、これを公表する。以上の代替措置をとることを条件に学校教育法第3条に定める基準を適用しない。	学校教育法第3条(設備基準)、また文部科学省令及び各都道府県が定める小・中・高等学校ごとの学校設置基準により、設備・資産・教育資格・学級及び教科等について一元的な規定が存在し、これが実質的な認可基準となっている。資産の少ない、小規模企業・NPO法人では、求められる施設・設備整備は不可能である。また、要配慮時・不登校児童生徒の教育目標・個性に配慮した施設・設備を要するため、適用は困難である。	文部科学省	
2045	2045030	14	NPO法人ライナスの会	50080	要配慮時及び不登校児童生徒の学校特区	3	教科の自由な設定(小・中・高等学校)	8007	A	弾力化する学習指導内容について文部科学省が研究開発制度により認可するのではなく、要配慮時・不登校児童生徒の場合、必要な学習の内容を学期・週・日単位で流動的に教育機関が見直す必要がある。	要配慮時・不登校児童生徒の個々の特性と日々の状態把握に応じた学習を行うため。	教科過程の適用について	学校事業者による学校において、自由、弾力的な教育プログラムの導入を認める。	提案事項番号02と同じ	学校教育法により小・中・高等学校及び中等教育学校の教科(第20条、第38条、第43条、第51条の7、第51条の9)、学校教育法施行規則により教育課程(第24条、第24条の2。)が、また省令及び各都道府県が小・中・高等学校ごとに定める学校設置基準により、学級及び教科等について一元的な規定が存在する。要配慮時・不登校児童生徒の教育指導・支援には特別な指導・支援プログラムを要し、生徒の特性・状態から1日単位でプログラムとクラス編成を見直すため、適用は困難である。	文部科学省	
2045	2045040	14	NPO法人ライナスの会	50080	要配慮時及び不登校児童生徒の学校特区	4	教育職員の教育職員免許法上の各相当の免許状を有する者でなければならぬ規定の緩和	8201	D	要配慮時・不登校児童生徒の教育支援・指導では福祉・医療その他の専門的人材が必要であり、教員職員の資格には特別な配慮が必要である。	福祉・医療その他の専門的人材による特別なクラス編成による教育プログラムを実施するため。	教育職員は、教育職員免許法上の各相当の免許状を有する者でなければならぬ旨の規定について	学校事業者による学校において、教員職員は免許状を授与されない旨の規定について	提案事項番号02と同じ	教員職員免許法により教員の資格(第3条)が定められているが、要配慮時・不登校児童生徒の教育支援・指導には、福祉・心理その他の学識・経験を備えたスタッフが特別な配慮のもと、教科担任、学級担任を行う必要があるため、教員免許制度の適用は困難である。	文部科学省	
2045	2045050	14	NPO法人ライナスの会	50080	要配慮時及び不登校児童生徒の学校特区	5	教科用図書制度の弾力化	8008	D	要配慮時・不登校児童生徒については、その特性と状態に応じて教科用図書とその他の教材の使用を選択する必要がある。	要配慮時・不登校児童生徒の指導は学習指導要領を踏まえて実施するが、その児童生徒の特性と状態により教科用図書の使用が困難あるいは不適切と考えられる場合、教科用図書とその他の教材の使用を選択するため。	小・中・高等学校において、文部科学大臣の検定を経た教科書又は文部科学省著作の教科書の使用義務について	学校の目的・目標と児童生徒の教育目標・個性に配慮した教材を使用するために、教科用図書の使用を義務としない。	提案事項番号02と同じ	教科用図書の使用が義務づけられ、その他の教材は補助的なものとして併用することのみが認められている。教科用図書の使用が困難又は不適当な児童生徒についての配慮が必要である。	文部科学省	
2045	2045060	14	NPO法人ライナスの会	50080	要配慮時及び不登校児童生徒の学校特区	6	私立学校振興助成法の特例			要配慮時・不登校児童生徒の教育支援・指導に必要な教材、教員、研究費用を確保しつつ、安定した運営を維持するため。	私立学校振興助成法第2条の中について	私立学校振興助成法 第2条(定義)に学校事業者の規定を追加する。	提案事項番号02と同じ	私立学校振興助成法では「学校事業者(NPO法人・企業)による学校」に関する規定がなく、助成対象とならない。	文部科学省		
2046	2046010	12	医療法人 鉄蕉会 亀田総合病院	50040	鶴川医療特区	1	外国人医師の医療行為を可能とするため、日本の医師免許を持たないとも可能な臨床研修制度の適用拡大	9213	B	規制改革の内容に「医療に関する知識及び技能の修得に加え、これに付随して行われる教授」とあるが、この教授の本身に外国人医師が行う医療行為が含まれているかが不明確なため。	医療に関する知識及び技能の普及を目的として、海外の高度・先進医療技術を持つ医師を招致し、その者が日本の指導医と協力して医療教育及び医療行為を行うことができるようにする。	「医師法第17条 医師でなければ、医療をなしてはならない。」「医師法第2条 医師になろうとする者は、医師国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けなければならない。」について	外国の医師免許を持っていて、一定の要件を満たした者であれば、厚生労働大臣はその外国人に日本の特定施設において医療行為を行うことについて許可をする。	特例の対象となる範囲を臨床研修指定病院のみに限定する。	「外国医師又は外国歯科医師が行う臨床研修に係る医師法第17条及び歯科医師法第17条の特例等に関する法律」では、医療の知識と技能を日本で修得することを目的として入国した外国医師のための法律であり、日本医師を教授する目的で入国した外国医師には適用されない。	厚生労働省	
2046	2046020	12	医療法人 鉄蕉会 亀田総合病院	50040	鶴川医療特区	2	医師の指導下における看護師等による医療行為の範囲拡大	9420	C-1	例えば、アメリカでは、手術室において麻酔医の指導のもと熟練した麻酔看護師が患者に麻酔をかける任にあっている。このような専門的な看護師の養成は看護大学の4年を卒業した後、2年間のマスターコースを義務づける方法で資格を与えている。日本ではこのようなことは許可されておらず、麻酔医の絶対数も不足しているため、麻酔医の足りない病院では、手術執刀医が麻酔をかけた手術を行うという、大変危険な事が行われている。このような、看護師等に対する医療行為の範囲の規制についての緩和を図り、専門的な看護師及びコメディカルを育成する。	特区において先行的に、看護師等に対する医療行為の範囲の規制については、緩和し、高度な臨床教育プログラムを構築することを目的とする。	「医師法第17条 医師でなければ、医療をなしてはならない。」について、一定の水準の資格を持った看護師やコメディカル等の専門職に一定範囲の医療行為を認める。	看護師等の医療行為の範囲拡大をするには、臨床研修プログラムを構築し、指導医のもとで研修する必要がある。そのプログラムを実施するためには、医療行為の範囲の規制緩和が不可欠である。	特例の対象となる範囲を臨床研修指定病院のみに限定する。	「医師法第17条 医師でなければ、医療をなしてはならない。」となり、医師以外に医療行為はほとんど認められていない。	厚生労働省	
2047	2047010	20	小川に手作りの学校をつくる会	50110	子ども地域全体で育ちあう学校教育特区	1	教科用図書制度の弾力化			地域と一体化して、豊かな自然や農林業技術を生かした教育を行うためには、教科の自由な設定がなされなければ、地域の独自の知恵と技能を教えることが難しい状況にある。	学校教育法21条、40条、51条に規定する教科用図書を使用し、豊かな自然や農林業技術を生かした教育の推進は不可能となる。	教科用図書を使用しなくて、地域の専門化が独自の教材を用いて生活体験を教えることができるようにする。また、教科書使用の弾力化にあたっては、NPO法人が所在する都道府県知事がその認定を行う	教育成果の地域への報告。	教科書、教育課程、学習指導要領、学年制などが全国画一的に定められており、子どもたちの個別の状況に応じたきめ細かい教育が実現できない	文部科学省		
2047	2047020	20	小川に手作りの学校をつくる会	50110	子ども地域全体で育ちあう学校教育特区	2	学業就業年限の弾力化(幼・小・中一貫教育)	8006-001	A	学校修業年限の弾力化については、小・中・高に関しては認められ、柔軟な小中高一貫教育が可能となっているが、幼・小の一体化について措置がなされていないため、提案するもの	地域と一体化して、豊かな自然や農林業技術を生かした教育を行うためには、就業年限が規定されていない(じっくり調べたい等、子どもの個性を十分に引き出すことが難しい)。	そのため、学校教育法19条(小学校)、37条(中学校)に規定する就業年限及び第80条(幼稚園入園資格)並びに幼稚園設置基準第4条(幼稚園の学級編成)を弾力化することにより、	年齢別のクラスではない形で教育が可能となる。また学校修業年限の弾力化にあたっては、NPO法人が所在する都道府県知事がその認定を行う	教育成果の地域への報告。	教科書、教育課程、学習指導要領、学年制などが全国画一的に定められており、子どもたちの個別の状況に応じたきめ細かい教育が実現できない	文部科学省	
2047	2047030	20	小川に手作りの学校をつくる会	50110	子ども地域全体で育ちあう学校教育特区	3	教育課程の弾力化	8032	A	教育課程の弾力化については、小・中・高に関しては認められ、柔軟な小中高一貫教育が可能となっているが、幼・小の一体化について措置がなされていないため、提案するもの	地域と一体化して、豊かな自然や農林業技術を生かした教育を行うにあたっては、教育課程にこだわらず教育することが必要であり、教育課程が厳密に規定されていない(じっくり調べたい等、子どもの個性を十分に引き出すことが難しい)。	そのため、学校教育法施行規則24条-25条(小学校)、53条-55条(中学校)、76条(幼稚園)に規定する教育課程を弾力化した教育を幼少期から実施することにより、	子どもたちの個性を十分に引き出す教育が可能となる。また、学習指導要領の弾力化にあたっては、NPO法人が所在する都道府県知事がその認定を行う	教育成果の地域への報告。	教科書、教育課程、学習指導要領、学年制などが全国画一的に定められており、子どもたちの個別の状況に応じたきめ細かい教育が実現できない	文部科学省	
2047	2047040	20	小川に手作りの学校をつくる会	50110	子ども地域全体で育ちあう学校教育特区	4	学習指導要領の弾力化・学科の自由な設定	8007 8045	A	学習指導要領の弾力化・強化の自由な設定については、小・中・高に関しては認められ、柔軟な小中高一貫教育が可能となっているが、幼・小の一体化について措置がなされていないため、提案するもの	地域と一体化して、豊かな自然や農林業技術を生かした教育を行うにあたっては、	幼少期から学習指導要領等にこだわらず教育することが必要であり、	教育成果の地域への報告。	教科書、教育課程、学習指導要領、学年制などが全国画一的に定められており、子どもたちの個別の状況に応じたきめ細かい教育が実現できない	文部科学省		
2047	2047050	20	小川に手作りの学校をつくる会	50110	子ども地域全体で育ちあう学校教育特区	5	学校の設置者・運営者の拡大			新しい教育を推進する学校は、現行の公教育では実施不可能であり、現行の国、地方公共団体及び学校法人が設置、運営するに加えてNPO法人を設置・運営事業者として拡大することが必要であるため。	学校教育法第2条及び私立学校法第3条に規定する学校法人が学校を設置することができる事項について	特区認定された地方公共団体の長(都道府県知事)がNPO等を学校事業者として認可し、当該地方公共団体の長(都道府県知事)が学校の設置・運営を認可する。	学校教育法に学校事業者認可と学校認可を記述し、事業者による教育目標を定め、それを満たす。	学校設置者は地方自治体が学校法人と定められている。	文部科学省		
2047	2047060	20	小川に手作りの学校をつくる会	50110	子ども地域全体で育ちあう学校教育特区	6	特区学校の設置認可			NPO法人等の特区学校の学校事業者が新規に参入することができ(するため)	特区学校の設立認可にあたっては、私立学校法第8条から第17条の規定を準用することにより、	特区の学校事業者による学校の設置認可は、地方公共団体の長(都道府県知事)に委ねる	教育効果についての目標を定め、それを満たす場合に認可し、遵守できない場合は廃校もある。	現行では制度が存在しない	文部科学省		
2047	2047070	20	小川に手作りの学校をつくる会	50110	子ども地域全体で育ちあう学校教育特区	7	私立学校振興助成法の対象を拡大			私学助成の範囲を拡大してより効率的に事業を実施することができるようにするため。	私立学校法59条、私立学校振興助成法第8条-同第11条及び同15条の助成の事項について、特区内のNPO学校にも適用し、	特区内NPO学校に私学助成を拡大することを容認する	教育効果についての目標を定め、それを満たす場合に認可し、遵守できない場合は廃校もある。	私学助成は学校法人しか認められていないが、これでは特区学校の効率的な運営ができない。	文部科学省		

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特例の具体的要望事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード
2047	2047080	20	小川に手作り の学校をつくる会	50110	子ども地域 全体で育ちあ う学校教育特 区	8	学校事業者の認可基準の緩和又は撤廃				新しい教育を推進する学校の認可基準は、使節・設備と経営に必要な財産などに厳しい要件があるため、	私立学校法第25条に規定する施設・設備及び経営に必要な財産に関する事項や幼稚園設置基準、文部省通知「幼稚園教育の振興について」などにある設備の所有基準、面積基準、幼稚園の配置基準などを	撤廃、又は緩和することにより、幼・小・中一貫教育学校を実現する。	施設・設備は保有する必要はなく借用でよい。また、基本財産の有無でなく開校年度の予算の健全さとセーフティネットの整備で対応する。	学校法人認可において資産基準が厳しく、特区学校の設立が難しい。	文部科学省	
2048	2048010	27	堺商工会議所	50060	国際楽市楽 座特区	1	事業用定期借地権の期間設定の自由化				現在の事業用定期借地権の存続期間が10年以上20年以下と限定されているが、企業立地促進の立場から、設備償却期間とのミスマッチが生じることなくするため	借地借家法第24条(事業用定期借地権)の期間設定(10年以上20年以下)	事業用定期借地権の存続期間が、当事者間で任意に定められるよう緩和する	事業用定期借地権期間設定の自由化	事業用定期借地権については借地借家法第24条において10年以上20年以下という期間設定がされており、期間を超える設定ができない	法務省	0500040
2048	2048020	27	堺商工会議所	50060	国際楽市楽 座特区	2	工業再配置促進法の撤廃	11231	E - 1		企業が現地で事業転換等をするための助けになっているとともに、「工場等の制限に関する法律」が廃止されたが、依然として本市産業の空洞化が問題となっているため	工業再配置促進法	事業転換等を容易にし、空洞化対策の拡充として、工業再配置促進法を撤廃する		この法律は、「移転支援法」であり、企業が現地で事業転換等をするための助けになっているとともに、産業の空洞化に伴い、雇用機会が減少している	経済産業省	1110090
2048	2048030	27	堺商工会議所	50060	国際楽市楽 座特区	3	国際会議等の誘致にかかる規制緩和				国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等による国際観光の振興に関する法律、第5条第1項第3号により、国際会議等のコンベンション事業を実施する際の要件として、実施する機関など、業務を的確に遂行するに足りる体制整備が必要とされている		認定後における体制整備が確実にできる場合にあっては、認定要件を満たすものとみなす	認定後における事業計画書の作成・提出を義務付ける	左記の法律 第5条第1項第3号により、国際会議等の誘致等は、事前の体制整備がなされていない場合は認定されない	国土交通省	1200300
2048	2048040	27	堺商工会議所	50060	国際楽市楽 座特区	4	カジノの合法化	1800:1801	C - 1		本市の観光誘客の増大による新たな観光振興につながることに、雇用の確保や消費の拡大等、地域経済の活性化のため	刑法第185条・第186条ならびに風営法第2条第1項8号・第23条	刑法における禁止事項において、カジノに関する例外規定の設置、または、合法化措置を講ずる等の法整備を行う	「特定遊技施設」として、導入地域を限定する	カジノに係る行為は、刑法に規定する罪の構成要件に該当する行為である	法務省 警察庁 総務省	0100040 0402140 0500910
2048	2048050	27	堺商工会議所	50060	国際楽市楽 座特区	5	私立大学の設置認可にかかる規制緩和				すでに経営基盤が確立していると判断される学校法人が新たに私立大学を設立する場合において、完成年度までの各年度の経常経費の財源に、一定の基準を満たす借入金を用いることができるものとし、もって産学官による連携事業を推進するため	「学校法人の寄附行為及び寄附行為変更の認可に関する審査基準」により、私立大学の新設に際しては、申請時において、自己資金による財源の確保が求められている	自治体による誘致等、官民協力により新規設立をする学校法人や、過去の実績により、経営基盤が確保されていると判断される学校法人については、その新設財源につき、一定基準の範囲内で借入金を認める	借入金にかかる返済計画を明確にし、計画書を提出する	「学校法人の寄附行為及び寄附行為変更の認可に関する審査基準」により、私立大学の設置に際しては、自己資金による財源の確保が求められている	文部科学省	
2049	2049010	13	遼寧中医学 大学	50200	漢方生薬特 区	1	保険認定漢方1490処方に関する生薬加減の保険適用化				医療費の削減には国民全員が健康になればよい。漢方薬は患者さんの症状に合わせて処方することがベスト。そのために現在の漢方1490処方中、それを構成する生薬の加減をした場合も保険適用とし、さらに予防のためにもそれらの漢方薬を使えるようにする。	療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める指示事項等 第7 医薬品の使用に係る厚生労働大臣が定める場合 我が国の健康保険制度においては、一連の診療行為の中で、保険診療と自由診療を併せ行い、保険医療機関が、自由診療部分について患者から追加的な負担を求めるとは原則として禁止されており、これを行った場合には、当該診療は健康保険制度の対象とならない(全て自由診療とする)こととしているため、日本で承認を受けていない医薬品を医師が個人的に輸入し、患者に処方した場合、当該診療は健康保険制度の対象とならない。 日本で承認を受けていない医薬品の場合は保険制度の適用にはならないが、特区内で日本で承認を受けている生薬及び方剤を構成する生薬を加減した場合この指示事項には反せず保険適用となる	生薬の加減を出せる医師の認定が必要となる。その認定団体を日本東洋医学会の中に置くか、国際中医師A級保持者を準用するかなどの措置が必要となる	保険が適用される生薬がある。それを保険が適用される処方に加味すると保険が適用されなくなる。	厚生労働省		
2050	2050010	13	特定非営利 活動法人東 京シューレ	50080	NPO法人に よる新しい タイプの学 校設置特 区	1	学校設置主体の要件の緩和				NPO法人が新たに学校法人を設立しなくても学校を設置できるようにするため、	学校教育法第2条2項において私立学校の設置者が定められているところについて、	「所轄庁が認定する特定非営利活動法人」を加える。	フリースクール等を運営するNPO法人を限定する。	私立学校の設置者は、学校教育法第2条2項により、学校法人のみとなっているため、NPO法人が学校を設置できない。	文部科学省	
2050	2050020	13	特定非営利 活動法人東 京シューレ	50080	NPO法人に よる新しい タイプの学 校設置特 区	2	運動場・体育館の保有要件の緩和				該当物件を適地に確保することの困難が予想されるため、	文部科学省令14号の小学校設置基準ならびに同省令15号の中学校設置基準において運動場・体育館を備えることが定められていることについて、	当該事業を「特別の事情」と認め、運動場・体育館を保有しないことを容認する。	廃校等の安価な活用を促進する。	運動場・体育館を備え、かつ適地にある賃借できる物件が実際に存在するかどうかを考えたとき、廃校等を除いては、ほとんどあり得ないと考え、また、フリースクールを運営するNPO法人にとり、校舎と同時に運動場・体育館の保有を可能にするための資金を準備することは、非常に困難である。	文部科学省	
2050	2050030	13	特定非営利 活動法人東 京シューレ	50080	NPO法人に よる新しい タイプの学 校設置特 区	3	校舎面積の特例				面積基準を満たす建物を買値するためには経常費を大幅に増額する必要があり、開設準備資金を増額しなければならないため、	文部科学省令14号の小学校設置基準ならびに同省令15号の中学校設置基準の別表において定められている校舎面積の基準について、	当該事業を「特別の事情」と認め、校舎面積の基準を満たさないことを容認する。	廃校等の安価な活用を促進する。	学校設置のための資金準備額は、NPO法人の現実からすると、校地・校舎の自己所有要件を緩和したとしても尚非常に高額である。公益性のある学校の安定・継続性の確保については、単に資金を潤沢に準備すべきであるとの判断だけでなく、如何に限られた資源を有効利用するかという判断も加えるべきである。	文部科学省	
2050	2050040	13	特定非営利 活動法人東 京シューレ	50080	NPO法人に よる新しい タイプの学 校設置特 区	4	特別免許状制度の資格要件の緩和				フリースクール職員としての経験や実績を積んだ者が等しく働けるようにするため、	教育職員免許法第5条について、	高等学校を卒業しない者であっても、特別免許状を授与することができるようにする。さらに、第3項の要件について「次の各号のいずれにも該当する者、を」次の各号の一に該当する者とする。	任免権者の推薦があること。	不登校の子どものためのいきどきといた配慮を担保するものは学歴ではなく、経験や実績等である。とくに、フリースクールを卒業して職員となり、経験や実績を積んだ者が学校設置以降に不利益を得ないよう、配慮すべきである。	文部科学省	
2050	2050050	13	特定非営利 活動法人東 京シューレ	50080	NPO法人に よる新しい タイプの学 校設置特 区	5	特別免許状制度の効力期間の特例				フリースクール職員としての経験や実績を積んだ者が等しく働けるようにするため、	教育職員免許法第9条2項について、	「5年以上10年以内」とある効力期間を、とくに期間を定めないものとする。	任免権者の推薦があること。	不登校の子どものためのいきどきといた配慮を担保するものは学歴ではなく、経験や実績等である。とくに、フリースクールを卒業して職員となり、経験や実績を積んだ者が学校設置以降に不利益を得ないよう、配慮すべきである。	文部科学省	
2050	2050060	13	特定非営利 活動法人東 京シューレ	50080	NPO法人に よる新しい タイプの学 校設置特 区	6	不登校の子どものための学校に 教育課程を弾力化した高等部(高 等学校)を併設すること				中学卒業後の不登校の子どもに対する支援は極めて重要であるため、	学校教育法施行規則第57条の1および第57条の2について	同法57条の3を適用して、前2条の規定によらない高等部を併設することができるものとする。	文部科学大臣が特区の特例として認めること。	中学卒業後の不登校の子どもに対する支援は極めて重要であり、就労や進学を支援する上でも、高等部(高等学校)の併設は重要な課題である。	文部科学省	
2051	2051010	20	大同にあたら しい学校をつ くる会	50110	地域と共につ くる学校教 育特区	1	教科用図書制度の弾力化				地域と一体化して、豊かな自然や農林業技術を生かした教育を行うためには、教科の自由な設定がなされなければ、地域の独自な知恵と技能を教えることが難しい状況にある。	学校教育法第21条、40条、51条に規定する教科用図書を使用し、豊かな自然や農林業技術を生かした教育の推進は不可能となる。	教科用図書を使用しなく、地域の専門化が独自の教材を用いて生活体験を教えることができるようにする。また、教科書使用の弾力化にあたっては、NPO法人が所在する都道府県知事がその認定を行う	教育成果の地域への報告。	教科書、教育課程、学習指導要領、学年制などが全国画一的に定められており、子どもたちの個別の状況に応じたきめ細かい教育が実現できない	文部科学省	
2051	2051020	20	大同にあたら しい学校をつ くる会	50110	地域と共につ くる学校教 育特区	2	学業就学年限の弾力化(幼・小 中一貫教育)	8006-001	A		地域と一体化して、豊かな自然や農林業技術を生かした教育を行うためには、学業就学年限が規定されているが、幼・小の一体化について措置がなされていないため、提案するもの	そのため、学校教育法19条(小学校)、37条(中学校)に規定する就学年限及び第30条(幼稚園入園資格)並びに幼稚園設置基準第4条(幼稚園の学級編成)を弾力化することにより、	年齢別のクラスではない形での教育が可能となる。また、学業就学年限の弾力化にあたっては、NPO法人が所在する都道府県知事がその認定を行う	教育成果の地域への報告。	教科書、教育課程、学習指導要領、学年制などが全国画一的に定められており、子どもたちの個別の状況に応じたきめ細かい教育が実現できない	文部科学省	
2051	2051030	20	大同にあたら しい学校をつ くる会	50110	地域と共につ くる学校教 育特区	3	教育課程の弾力化	8032	A		地域と一体化して、豊かな自然や農林業技術を生かした教育を行うにあたっては、教育課程にこだわらず教育することが必要であり、教育課程が厳密に規定されているにはじりくり調べたい等、子どもたちの個性を十分に引き出すことが難しい。	そのため、学校教育法施行規則第24条～25条(小学校)、53条～55条(中学校)、76条(幼稚園)に規定する教育課程を弾力化した教育を幼少期から実施することにより、	子どもたちの個性を十分に引き出す教育が可能となる。また、学習指導要領の弾力化にあたっては、NPO法人が所在する都道府県知事がその認定を行う	教育成果の地域への報告。	教科書、教育課程、学習指導要領、学年制などが全国画一的に定められており、子どもたちの個別の状況に応じたきめ細かい教育が実現できない	文部科学省	

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特例の具体的要望事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード
2051	2051040	20	大同にあたり学校をつくる会	50110	地域と共につくる学校教育特区	4	学習指導要領の弾力化・学科の自由な設定	80078045	A	学習指導要領の弾力化・強化の自由な設定については、小・中・高に関しては認められ、柔軟な小中高一貫教育が可能となっているが、幼・小の一体化について措置がなされていないため、提案するもの	地域と一体化して、豊かな自然や農業技術を生かした教育を行うにあたっては、	幼少期から学習指導要領等にこだわらず教育することが必要であり、	学習指導要領にこだわらず、生きる知恵を育む教育の推進は、各種実地体験と各種調べごとを実施することを容認。また、学習指導要領等の弾力化にあたっては、NPO法人が所在する都道府県知事がその認定を行う	教育成果の地域への報告。	教科書、教育課程、学習指導要領、学年制などが全国画一的に定められており、子どもたちの個別の状況に応じたきめ細かい教育が実現できない	文部科学省	
2051	2051050	20	大同にあたり学校をつくる会	50110	地域と共につくる学校教育特区	5	学校の設置者・運営者の拡大			新しい教育を推進する学校は、現行の公教育では実施不可能であり、現行の国、地方公共団体及び学校法人が設置、運営するに加えてNPO法人を設置・運営事業者として拡大することが必要であるため、	新しい教育を推進する学校は、現行の公教育では実施不可能であり、現行の国、地方公共団体及び学校法人が設置、運営するに加えてNPO法人を設置・運営事業者として拡大することが必要であるため、	学校教育法第2条及び私立学校法第3条に規定する学校法人が学校を設置することができることある事項について	特区認定された地方公共団体の長(都道府県知事)がNPO等を学校事業者として認可し、当該地方公共団体の長(都道府県知事)が学校の設置・運営を認可する。	学校教育法に学校事業者認可と学校認可を記述し、事業者による教育目標を定め、それを満たす。	学校設置者は地方自治体か学校法人と定められている。	文部科学省	
2051	2051060	20	大同にあたり学校をつくる会	50110	地域と共につくる学校教育特区	6	特区学校の設置認可				NPO法人等の特区学校の学校事業者が新規に参入することができやすいため	特区学校の設立認可にあたっては、私立学校法第8条から第17条の規定を準用することにより、	特区の学校事業者による学校の設置認可は、地方公共団体の長(都道府県知事)に委ねる	教育効果についての目標を定め、それを満たす場合に認可し、遵守できていない場合は廃校もある。	現行では制度が存在しない	文部科学省	
2051	2051070	20	大同にあたり学校をつくる会	50110	地域と共につくる学校教育特区	7	私立学校振興助成法の対象を拡大				私学助成の範囲を拡大してより効率的に事業を実施することができるようにするため。	私立学校法59条、私立学校振興助成法第8条・同第11条及び同15条の助成の事項についてを、特区内のNPO学校にも適用し、	特区NPO学校に私学助成を拡大することを容認する	教育効果についての目標を定め、それを満たす場合に認可し、遵守できていない場合は廃校もある。	私学助成は学校法人しか認められていないが、これでは特区学校の効率的な運営ができない。	文部科学省	
2051	2051080	20	大同にあたり学校をつくる会	50110	地域と共につくる学校教育特区	8	学校事業者の認可基準の緩和又は撤廃				新しい教育を推進する学校の認可基準は、使節・設備と経営に必要な財産などに厳しい要件があるため、	私立学校法第25条に規定する施設・設備及び経営に必要な財産に関する事項や幼稚園設置基準、文部省通知「幼稚園教育の振興について」などにある設備の所有基準、面積基準、幼稚園の配置基準などを	撤廃、又は緩和することにより、幼・小・中一貫教育学校を実現する。	施設・設備は保有する必要はなく借用でもよい。また、基本財産の有無でなく(開校年度の予算の健全さとセーフティネットの整備)で対応する。	学校法人認可において資産基準が厳しく、特区学校の設立ができない。	文部科学省	
2052	2052010	11	株式会社ゼリアエコテック	50020	次世代型環境リサイクル特区	1	科学的な見地から「廃棄物の種類(定義)」を見直すことにより、処理施設設置及び処理業許可申請の際に、同一技術で処理できる廃棄物を一括申請できるように特例を設ける。また、変更許可申請時と同様の取扱いとする。			科学的な見地から「廃棄物の種類(定義)」を見直すことにより、処理施設設置及び処理業許可申請の際に、同一技術で処理できる廃棄物を一括して申請ができるよう特例を設け、許可申請手続きを効率的に行えるように要望する。一例であるが、肉骨粉(一般廃棄物)と感染性廃棄物(特別管理産業廃棄物)は運搬箱での受入、飛散防止厳守、確実な高温処理が処理施設設置の要件であり、これを満たす施設であれば、処理業許可や処理業許可の際に、これらを一括申請することを可能とすれば、急務である難処理廃棄物の処理加速が可能となる。	廃棄物の種類(定義)、廃掃法第2条(産業廃棄物の定義)、廃掃法施行令第1条(特別管理一般廃棄物)、第2条1項(産業廃棄物)、第2条4項(特別管理産業廃棄物)、産業廃棄物処理施設設置許可(廃掃法第38条1項、第15条1項)、産業廃棄物処理業許可(廃掃法第44条1項4号、第44条4項4号、産業廃棄物の種類(定義)を科学的見地から見直すことによる、産業廃棄物処理施設設置許可及び産業廃棄物処理業許可の手続きの迅速化について	廃棄物の定義及び種類を処理物の特性や性状により科学的見地から分類し直し、廃棄物処理施設の設置申請及び処理業申請の際に、同一技術で処理できる廃棄物は一括して申請手続きができるようにし、申請手続きの迅速化を図る。また変更手続きに同じく同様の取扱いとする。	廃棄物処理施設の設置や処理業の許可を得るためには、廃掃法第8条1項2号、廃棄物処理法15条1項4号に従い、廃棄物の種類を指定して申請する必要があり、多種類の廃棄物の種類を申請するためには事務手続きが煩雑となり事業効率が悪い。また、変更手続きに同じく同様の取扱いとする。	環境省	1300290		
2052	2052020	11	株式会社ゼリアエコテック	50020	次世代型環境リサイクル特区	2	新規電気抵抗式溶融施設の原理に適合した「廃棄物処理業の許可の基準、施設の技術上の基準」を特例として設ける。			新規技術である「電気抵抗式溶融」は焼却やガス化改質方式の焼却とは処理原理が異なるにもかかわらず、処理施設の技術上の基準には、便宜的に焼却施設としての基準が求められる。電気抵抗式溶融処理の原理を充分反映した「廃棄物処理業の許可の基準、処理施設の技術上の基準」を特例として設け、迅速な許可手続きを要望する。	廃棄物処理施設の種類(廃掃法施行令第5条1項1号、同7条1項)、廃棄物処理施設の技術上の基準(廃掃法施行規則第4条1項7号、8号、同12条2項5号、6号)に新規技術である電気抵抗式溶融施設の概念が存在しないことについて	新規技術である電気抵抗式溶融施設の原理に適合するように「廃棄物処理業の許可の基準と処理施設の技術上の基準」を特例として設けることにより、新規溶融施設の許可を迅速に行う。	「廃棄物処理施設の種類」に関して新しい技術である電気抵抗式溶融施設の概念が存在せず、焼却施設、またはガス化改質方式の焼却施設の基準が求められる。	環境省	1300670		
2053	2053010	13	安藤建設株式会社	50020	阿佐ヶ谷住宅団地再生特区	1	団地内建物の一括建替え決議に関する敷地共有要件の緩和			団地内敷地を団地建物所有者の共有とする要件があるために、全52棟毎に建替え決議を実施することが必要となり、2～3戸で1つの棟を有するものが多数ある当該地においては、あるご(少数)の区分所有者の同意状況により、団地全体の建替え事業の実施が左右される状況にあることから、	建物の区分所有法等に関する法律第70条において、団地内建物の敷地が当該団地内建物の区分所有者の共有に属する場合と制約されていることについて、	阿佐ヶ谷住宅管理組合(区分所有法第65条に規定される団地建物所有者の団地)の集会において、当該団地内建物の区分所有者及び議決権の5分の4以上の多数で、一括建替え決議を施すことにより、団地内敷地全てを団地建物所有者の共有共有とする要件を緩和する。	団地内建物の一括建替え決議については、区分所有法第70条に団地内建物の敷地が当該団地内建物の区分所有者の共有に属する場合と制約されているため、団地内土地に全体共有地を有するにもかかわらず、テラス専有地・中層共有地も有するため、適用できない。	法務省	0500050		
2054	2054010	26	特定非営利活動法人京都カウソングセンター	50080	京都市公設民営学校特区	1	民間事業者の学校経営への参入など学校経営主体の緩和	8002	C-1	学校は「公」の性質を有するものであり(教基法第6条)、設置と運営は、国家、社会として責任を持って取り組むべきで、極めて公共性の高いものと考えられる。…中略…また、学校法人制度は学校経営に求められる公共性の確保、安定的、継続的な学校教育等を保証するために特別に設けられたものであり、学校法人に求められ要件を満たさない民法法人等学校の設定を認めることについても、特区に限ったとしても適切ではない、と回答されているが、公教育の公共性・安定性・継続性を確保できる新しい制度を創設し、民間事業者の参入を可能にする方策も考えるべきではないか、	地域社会の新しい教育的ニーズに応え、公と民で共同して創る「公設民営」方式による学校を創るため、	学校教育法第2条で「学校は国、地方公共団体及び、学校法人のみが設定できる。」としていることについて、	民間事業者(NPO法人)も公の支援を得て、学校が設置できる。	国、地方公共団体及び学校法人しか学校が設置できない。	文部科学省		
2054	2054020	26	特定非営利活動法人京都カウソングセンター	50080	京都市公設民営学校特区	2	特区公設民営学校審議会の創設				特区内に設置する公設民営学校の公共性、安定性、継続性を確保するために、	公設民営学校は私立学校の範疇にはないが、私立学校教育法第9条に、「この法律の規定により権限に委せられた事項を審議させるため都道府県に、私立学校審議会を置く」とあることについて、	都道府県の首長の下に「特区公設民営学校審議会」を創設する。	学校教育法第17条、第35条、第41条、及び第52条第2項に定められている学校の目的に適合するものとする、有識者による「特区学校審議会」を設置し、上記の目的が達成されているかどうかを審議する。	現行制度にはない。	文部科学省	
2054	2054030	26	特定非営利活動法人京都カウソングセンター	50080	京都市公設民営学校特区	3	特色ある教育プログラムを持教育課程の編成	800780328045	A	「学習指導要領によらない教育課程の編成については、研究開発学校制度の弾力的な運用により対応する。」と管理コードすべてに答えているが、たとえ、導入されると言われている「特区研究開発学校制度」においても、学習指導要領の範疇から認められるものと考えられ、現代の教育ニーズに対応した特色ある、ユニークな教育プログラムをもった学校は許可されるものと思われない、	都道府県の首長の下に構成される「特区公設民営審議会」に学校の教育課程に関する許可権をもたせるため、	脱模範法第17～20条、第36～38条、第41～43条および小・中・高等学校の学習指導要領に教育内容が定められている事について、	特区公設民営学校審議会に学校の教育課程の許認可権を与える。	児童生徒が各学年段階の終了時点で、各種試験団体が行う客観的な試験を受けることとし、特に、読み、書き、計算する能力の維持・向上が見られるものとする。	学習指導要領を基準として許可がなされると予想される特区研究開発学校制度の導入ではないか、	文部科学省	
2054	2054040	26	特定非営利活動法人京都カウソングセンター	50080	京都市公設民営学校特区	4	英語による教化等の指導	80078008	A	「小学校段階から国語を除く全ての教科の授業を英語で行うなどの取り組みを含む計画については、国語能力の習得、英語で行う教科の内容の理解について問題が生じる事から、児童生徒の発達段階に応じて、適切な代替措置が担保される事が、実施の前提条件として求められる。」としているが、国語と英語の二語を学習し、英語で他の教科を学ぶ場合、一般の学校で期待される習得レベルとは自ら違ってくるものと考えられ、現段階ではそれぞれの学校が独自習得レベルを定めるべきである。	英語による教科指導を行う学校では、国語と英語の習得レベル及び他の教科の習得レベルを学校が独自に定める事が出来るようになるため、	学習指導要領に示されている学年配当内容について、	英語による教科指導を行う各学年は、国語、英語その他の教科の習得レベルを設定する。	英語による教科指導を行う学校が多くなれば、共同して行うかどうかの習得レベルを統一して定めることは可能であるが、現状では各学校で定める事とする。その結果を公表するものとする。また、英語による教科テストは、テスト問題とテスト結果について公表するものとする。	学習指導要領が示している学年、配当内容を守らなければならない。	文部科学省	
2054	2054050	26	特定非営利活動法人京都カウソングセンター	50080	京都市公設民営学校特区	5	学校修学年限の弾力化(小・中・高)	8006	A	各学校段階の修学年限の弾力化に言及されていない。今日の児童生徒の発達成長に調和した年区分が必要であると考え、	学校教育法が校種別に記述されているため、小・中学校及び、小・中・高等学校の教育に一貫性を持たせにくい状況にあることから、	学校教育法第1条に「学校とは小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び、幼稚園とする」とあることについて、	小学校4～5年、中学校3～4年、高等学校4年の学校を創る。	6-3-3制と制度が固定化されている。	文部科学省		
2054	2054060	26	特定非営利活動法人京都カウソングセンター	50080	京都市公設民営学校特区	6	一部、県費負担職員の任命権を公設民営方式による学校法人に付与				第三セクター方式と言っても良い、公設民営が存在しない状況にあることから、	適応する法令はない。	一定数の県費負担職員の採用を可能とする新しい規定を作る。	自治体と第三者の共同で設立する学校法人は、公立学校と同様、高い公共性を有すると考える。	公設民営学校が存在しない。	文部科学省	
2054	2054070	26	特定非営利活動法人京都カウソングセンター	50080	京都市公設民営学校特区	7	高校入学資格の緩和				インターナショナル・スクール(中学校)の卒業生の高校への入学も期待されるが、学校として設定されていないため、入学させられない状況にあることについて、	学校教育法第1条について、	学校教育法第1条に「インターナショナル・スクール(国際学校)(仮称)	国際学校とは、国際学校ヨーロッパ協議会認定とする。	インターナショナル・スクール(中学校)は学校法人として認知されていない。	文部科学省	
2054	2054080	26	特定非営利活動法人京都カウソングセンター	50080	京都市公設民営学校特区	8	普通教員免許の授与要件の緩和				英語によるバイリンガル教育をめざす公設民営学校は外国人教師を雇用せざるを得ないが、外国人教師の免許状が認められず、学級担任や教師担任として雇用できない状況に有る事について、	外国の教員免許状を有する者は都道府県教育委員会の行う教員検定を受けなければならない事について、	「教員検定の際に、外国における免許状や授与された免許状の種類に基づき判断され、文部科学省は回答しているが、検定試験は英語(母国語)で行われるようとする。	英語によって教授する事を本務とする教師である事を条件とする。	外国人教師の持つ免許状が認められていない。	文部科学省	

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特例の具体的要望事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード
2054	2054090	26	特定非営利活動法人京都府カウンスラーセンター	50080	京都府公設民営学校特区	9	「校長、教頭、教諭、その他の職員」				教職員について「校長、教頭、教諭、講師、養護教諭、事務職員、養護所教諭」という規定があり、子どもの心理を取り扱い学校カウンセラーや寄宿生学校では不可欠な看護士が採用できない状況にあることについて、	学校教育法第28条の規定について、	学校カウンセラー及び看護士を加筆する。			文部科学省	
2055	2055010	25	エコ村ネットワーク	50110	小舟木エコ村特区	1	農振除外の緩和				計画地が農村地域工業等導入実施計画地区であることから、当該計画地区の返上を行った後に農振除外が必要であり、事業が円滑にできないことから、	農業振興地域の整備に関する法律施行令第7条第3号について	農業振興地域の整備に関する法律施行令第7条第3号に都市再生特別措置法を追加する。		エコ村の工房、住宅等の複合施設であり農業振興地域ではない。	農林水産省	1000760
2055	2055020	25	エコ村ネットワーク	50110	小舟木エコ村特区	2	農地転用の緩和				計画地が優良農地であり農地転用が必要であり、事業が円滑にできないことから、	農地法施行令第1条の8第1項について	農地法施行令第1条の8第1項に都市再生特別措置法を追加する。		エコ村の工房、住宅等の複合施設であり優良農地ではない。	農林水産省	1000770
2055	2055030	25	エコ村ネットワーク	50110	小舟木エコ村特区	3	開発行為の許可の緩和				計画地が市街化調整区域であり事業が円滑にできないことから、	都市計画法第29条第1項について	都市計画法第29条第1項に都市再生特別措置法による開発事業を追加する。		早急な事業展開が図れない。	国土交通省	1200140
2056	2056010	13	株式会社竹中工務店	50020	都心活性化・居住環境整備特区	1	居室の採光規制の緩和				採光の基準を緩和することにより、住宅への用途変換を進めやすくするため	建築基準法第二十八条において、住宅の居室の採光面積が指定されている点について	自治体の数値で地区を限定して、有効採光規定を除外できるものとする。	入居者に従来の住宅の居室と異なることを明確にするため、「準居室」の名称を明記する。	採光規制のために、非住宅用途から住宅用途へ転換しにくい状況になっている。	国土交通省	1206270
2056	2056020	13	株式会社竹中工務店	50020	都心活性化・居住環境整備特区	2	住宅への用途変更に関する申請・確認の簡素化				住宅への用途変更の際に必要な提出書類の簡素化、確認項目の簡素化により、住宅への用途転換を進めやすくするため	建築基準法第八十七条において、建築物の用途を変更して特殊建築物とする場合には第六条の規定を準用するとされている点について	住宅への用途転換の場合には、自治体において独自に簡素化した手続及び確認の方法を指定できるものとする。例えば、用途変更の際に提出すべき資料、適合すべき法令について、自治体独自の基準を作成できるものとする。	用途変更の際にも確認申請と同様もしくはそれ以上の書類の提出が求められ、手続が煩雑である。また変更と直接関係のない部分に対しても、建築以後に施行されたの法令、条例への適合を求められる。	国土交通省	1206150	
2056	2056030	13	株式会社竹中工務店	50020	都心活性化・居住環境整備特区	3	住宅取得に対する不動産取得税の税率軽減対象の拡大				新築による住宅供給と用途転換による住宅供給について、課税上の条件を同一にすることにより、住宅への用途転換を進めやすくするため。	地方税法附則第十一条の二において、特例の対象が住宅を取得した場合に限定されている点について	建物取得後一定期間内に住宅へ用途転換した場合は、住宅を取得したものと同様として、特例を適用できるようにする。		建物取得に対する不動産取得税の税率軽減の特例は住宅の場合のみ適用され、非住宅を取得して住宅とする場合には適用できない。	総務省	0403150
2056	2056040	13	株式会社竹中工務店	50020	都心活性化・居住環境整備特区	4	土地取得に対する不動産取得税の減額対象の拡大				新築による住宅供給と用途転換による住宅供給について、課税上の条件を同一にすることにより、住宅への用途転換を進めやすくするため。	地方税法附則第十一条の三において、特例の対象が住宅が新築された場合または住宅があった場合に限定されている点について	既存建築物を住宅へ用途転換した場合を対象として追加する。		土地取得に対する不動産取得税の減額特例は、住宅新築の場合に限定され、用途転換の場合は適用できない。	総務省	0403160
2057	2057010	20	特定非営利活動法人どんぐり向方塾(むかがたじゅく)	50080	地域と一体化したプロジェクト教育推進学校特区	1	教科用図書制度の弾力化				地域と一体化して、小中学生及び高校生に農業やモノ作りなど生活体験を主体としたプロジェクト教育を推進するためには、教科の自由な設定がなされなければ、各種プロジェクトを継続的に高齢者あるいは専門化の独自の知恵と技能を教えることが難しい状況にある。	学校教育法21条、40条、51条に規定する教科用図書を使用し、高齢者及び各種専門化による農業やモノ作りを主体としたプロジェクト教育の推進は不可能となる。	教科用図書を使用しなくて、地域の高齢者やその道の専門化が独自の教材を用いて生活体験を教えることができるようにする。	プロジェクト教育を推進する地域に限定し、プロジェクト教育に関する成果の報告。	教科用図書の使用が規定されていてプロジェクト教育の推進ができない。	文部科学省	
2057	2057020	20	特定非営利活動法人どんぐり向方塾(むかがたじゅく)	50080	地域と一体化したプロジェクト教育推進学校特区	2	学業就業年限の弾力化を行う				プロジェクト教育を推進するにあたって、年齢にこだわらず教育することが必要であり、就業年限が規定されているはじっくり調べたい等、子どもの個性を十分に引き出すことが難しい。	学校教育法19条、37条、46条に規定する就業年限は、生活の知恵と技術・技能の伝授を主体とするプロジェクト教育には不要である。	生きる力・知恵を育むプロジェクト教育の推進は、国語算数の基礎学力の充実と各種生活実地体験と調べごとを実施するから、年齢の異なる生徒が同時に各種プロジェクト教育の課程を学習し、夫々の課程が終了することをもって就業期間終了と判断する。	プロジェクト教育の課程終了時に公開の発表会を行う。	現状の就業年限は、各学年ごとの同年齢クラス単位が基本であるが、同年齢クラスだけでなく学年の異なる生徒が一括に学習することにより生きる力をより効率的に学ぶ事ができる。	文部科学省	
2057	2057030	20	特定非営利活動法人どんぐり向方塾(むかがたじゅく)	50080	地域と一体化したプロジェクト教育推進学校特区	3	教育課程の弾力化を行う				プロジェクト教育を推進するにあたって、教育課程にこだわらず教育することが必要であり、教科内容、時間数など教育課程が厳密に規定されているはじっくり調べたい等、子どもの個性を十分に引き出すことが難しい。	学校教育法施行規則24条、25条、53条-55条、57条の1-3に規定する課程は、生活の知恵と技術・技能の伝授を主体とするプロジェクト教育には不要である。学校教育法施行規則の上記条文以外の緩和も必要である。	生きる知恵を育むプロジェクト教育の推進は、国語算数の基礎学力の充実と各種生活実地体験と調べごとを実施し、各種プロジェクト教育の課程が終了することをもって課程終了と判断する。	プロジェクト教育の課程終了時に公開の発表会を行う。	学校教育法施行規則の第24条、25条等の規定では十分な生きる力を育む教育の実現が困難である。その他、同規則の該当する条文の緩和が必要である。	文部科学省	
2057	2057040	20	特定非営利活動法人どんぐり向方塾(むかがたじゅく)	50080	地域と一体化したプロジェクト教育推進学校特区	4	学習指導要領の弾力化を行う				プロジェクト教育を推進するにあたって、学習指導要領にこだわらず教育することが必要であり、国語算数(数学)等の基礎学力充実と調べ事及びプロジェクト教育(各種体験学習)の推進で生きる力を育み基礎学力の充実が可能である。	学習指導要領に重きをおくことができない。	学習指導要領にこだわらず、生きる力・知恵を育むプロジェクト教育の推進は、各種実地体験と各種調べごとを実施することを容認。	プロジェクト教育の課程終了時に公開の発表会を行う。	学習指導要領に従った場合には、当該プロジェクト教育の推進が不可能となる。	文部科学省	
2057	2057050	20	特定非営利活動法人どんぐり向方塾(むかがたじゅく)	50080	地域と一体化したプロジェクト教育推進学校特区	5	学校の設置者・運営者の拡大				プロジェクト教育を推進する学校は、現行の公教育では実施不可能であり、現行の国、地方公共団体及び学校法人が設置、運営するにプラスしてNPO法人を設置・運営事業者として拡大することが必要。	学校教育法2条及び私立学校法第3条に規定する学校法人が学校を設置することができることとある事項について	特区認定された地方公共団体の長がNPO等を学校事業者として認可し、当該地方公共団体の長が学校の設置・運営を認可する。	学校教育法に学校事業者認可と学校認可を記述し、事業者による教育目標を定め、それを満たす。	学校設置者は地方自治体か学校法人と定められている。	文部科学省	
2057	2057060	20	特定非営利活動法人どんぐり向方塾(むかがたじゅく)	50080	地域と一体化したプロジェクト教育推進学校特区	6	特区学校の設置認可の緩和について				特区学校等の学校事業者が新規に参入することができやすいため	特区学校の設立認可にあたっては、私立学校法第8条から第17条の規定を準用することにより、学校事業者を認可し施設・設備、経常経費基準などの緩和に委ねる。	特区の学校事業者による学校の設置認可は、地方公共団体の長に委ねる	教育効果についての目標を定め、それを満たす場合に認可し、遵守できていない場合は廃校もある。	学校は、国、地方公共団体、及び学校法人が設置することができ、知事が学校法人を認可し、学校設置を認可することとなっている。	文部科学省	
2057	2057070	20	特定非営利活動法人どんぐり向方塾(むかがたじゅく)	50080	地域と一体化したプロジェクト教育推進学校特区	7	私立学校振興助成法の対象を拡大				私学助成の範囲を拡大してより効率的に事業を実施することができるようにするため。	私立学校法59条、私立学校振興助成法第8条-同第11条及び同15条の助成の事項についてを、特区学校にも適用し、特区学校の効率的な事業の推進が可能となる必要がある。	特区学校に私学助成を拡大することを容認する	教育効果についての目標を定め、それを満たす場合に認可し、遵守できていない場合は廃校もある。	私学助成は学校法人しか認められていないが、これでは特区学校の効率的な運営ができない。	文部科学省	
2057	2057080	20	特定非営利活動法人どんぐり向方塾(むかがたじゅく)	50080	地域と一体化したプロジェクト教育推進学校特区	8	学校事業者の認可基準の緩和又は撤廃について				プロジェクト教育を推進する学校の認可基準は、使節・設備と経営に必要な財産などに厳しい要件があるため、当該規定の撤廃が必要。	私立学校法25条に規定する施設・設備及び経営に必要な財産に関する事項について	私立学校法25条資産の規定、学校法人認可基準の撤廃。	施設・設備は保有する必要はなく(借用でもよい)、また、基本財産の有無でなく(開校年度の予算の健全さとサーバーネットの整備)で対応する。	学校法人認可において資産基準が厳しく、特区学校の設立ができない。	文部科学省	

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特例の具体的な要望事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード		
2058	2058010	14	湘南に新しい公立学校を創り出す会	50080	公設民営学校特区	1	学校設置者以外の学校管理・運営の容認	8101	C-1	「公の施設」の管理受託者の範囲の拡大要請に対して、文科省は「地方自治法第244条の2第3項の規定により、地方公共団体が公の施設を委託する場合の委託先として、地方公共団体が出資している法人、公共団体、公共的団体に限られており、…」と回答し、認められないことと理由としているが、同じ点に関して総務省は、「特定非営利活動法人については、一般的には、地方自治法第244条の2第3項で定める「公共的団体」に該当し、現行制度の下においても、公の施設の管理受託者となり得ます。」との回答を寄せている。であるから、その点に関しては問題ないと考え、また、「代替措置」にあげた「公設民営学校審議会(仮称)」のような機関が、運営法人の審査や運営状況の監督を行うことで、学校運営が行政のコントロール下に置かれるため、「すべてを任せる」ことになることは避けられるものと思われる。	特色のある学校を、誰でも通える“公立”学校として創り、市民のアイデアと熟慮で運営していけるようにするため	学校教育法第5条で、学校の設置者以外に管理・運営を認めていない点	公立学校の運営(業務)をNPO法人等に委託する	「学校法人又は教育の振興を目的とするNPO法人若しくは公益法人であって、一定の基準に適合すると認められるものうち、その申請に基づき、学校の管理運営主体として地方公共団体の長により指定された法人」に公立学校の運営(業務)を委託することができるものとする。自治体の首長の下に「公設学校審議会(仮称)」を置き、この機関が首長に代わって法人の審査等を行う。公立学校の運営(業務)委託にあたり、自治体の首長は、3年以上5年以内の期間を定めて指定を行うものとし、期間の終了時に学校の管理運営に関する指定法人の業務を審査して、指定の更新を行うことが不適切と判断される場合には、指定の更新を行わないものとする。なお、期間内であっても、指定法人における法令違反等、学校の管理運営を継続させがたい重大な事由があると認められるときは、指定を取り消すことができることとする。	学校教育法第5条で、学校の設置者以外に管理・運営を認めていないので、特色のある学校を、誰でも通える“公立”学校として創り、NPO法人等が運営することができない。	文部科学省			
2058	2058020	14	湘南に新しい公立学校を創り出す会	50080	公設民営学校特区	2	教職員免許状授与権者の拡大(地方公共団体の長の権限の拡大)	8304 8305 8307	C-1	「代替措置」にあげたように、実質的な権限を「公設学校審議会(仮称)」が持つようにすれば、文科省の回答にある「個人的な価値判断や特定の党派的影響力から中立性を確保し、安定性、継続性の確保を担保する制度」となりうると考える。この「公設学校審議会(仮称)」は、公設民営型の学校の制度化において、運営団体を審査する為などに不可欠のものであるから、この学校(システム)から生じる様々な業務を(教育委員会が担当せず)この機関が受け持つことは問題がないと思われる。	免許状を持っていない者が、容易に特別免許状を取得できるようにするため	教育職員免許法第5条の6で、都道府県教育委員会だけが授与権者になっている点	特別免許状の授与権者に、地方自治体の首長を加える	地方自治体の首長の下に、有識者等からなる「公設学校審議会(仮称)」を設置する。「公設学校審議会(仮称)」は、学校等の推薦により、各学校の特別な教育内容を鑑みながら、教職員の個別審査を行う。地方自治体の首長は、特別免許状の授与にあたっては、この「公設学校審議会(仮称)」の決定を最大限尊重する。	教育職員免許法第5条の6で、都道府県教育委員会だけが授与権者になっているので、特色のある学校の教員が必要とする特別免許状の取得が容易でない。	文部科学省			
2058	2058030	14	湘南に新しい公立学校を創り出す会	50080	公設民営学校特区	3	特別非常勤講師の担当可能範囲の拡大	8203		文科省は、「全領域を担当する場合には、特別免許状の授与で対応することができる」としているが、教職員が特別免許状を取得しようとする場合には採用(任命)しようとする者の推薦が必要で、特区制度を利用して新規に学校を作る場合は、学校ができる前に推薦を出すことはできない(建築05に関連して)、それを補う意味で、最初しばらくの間は特別非常勤講師が全員の担当と担任をできるようにすべきである。	学校が求める人物が、免許状を持っていなくても学校で教えられるようにするため	教育職員免許法第3条の2で、特別非常勤講師(免許状を持たない講師)が担当できる範囲が一部に限定されている点	特別非常勤講師の担当可能範囲を広げ、担任も可とする	特区制度を利用した新しいタイプの学校ができ、一部の教員が特別免許状を取得するまでのしばらくの期間のみ、これを認める。	教育職員免許法第3条の2で、特別非常勤講師(免許状を持たない講師)が担当できる範囲が一部に限定されているので、免許状を持っていない優秀な人材が、十分に学校で教えられない。	文部科学省			
2058	2058040	14	湘南に新しい公立学校を創り出す会	50080	公設民営学校特区	4	教職員の採用権者の拡大				校長(学校)が求める人材を教職員に採用できるようにするため	教育公務員特例法第13条で、教員を採用する際の選考を、校長と教育委員会の教育長が行うことになっている点	校長が(単独で)一部教職員の採用を行えるようにする	教育公務員特例法第13条で、教員を採用する際の選考を、校長と教育委員会の教育長が行うことになっている点	教職員の採用が行えない。	文部科学省			
2058	2058050	14	湘南に新しい公立学校を創り出す会	50080	公設民営学校特区	5	教職員の配置の裁量権の拡大				教職員の配置の裁量を、公設民営学校に持たせるため	市町村立学校職員給与負担法第1条で、教職員の給料等を都道府県が負担することになっている点	公設民営学校が、独自の裁量で、教職員の一部を雇用することができるようにする	地方自治体の首長の下に、有識者等からなる「公設学校審議会(仮称)」を設置する。「公設学校審議会(仮称)」は、公設民営学校で独自に雇用しようとする教職員の認可を行う。公設民営学校では、こうした学校の運営に関わる費用を補填するために、寄付金を集めたり、営利事業を行ったりすることができるものとする。	教職員の給料等を都道府県と国が負担している現状では、財政の圧迫等の理由で、公設民営学校独自の教職員(数)の配置が難しい。	文部科学省			
2058	2058060	14	湘南に新しい公立学校を創り出す会	50080	公設民営学校特区	6	県費負担教職員の任命権者の拡大				校長(学校)が求める県費負担教職員を任命できるようにするため	地方教育行政の組織及び運営に関する法律34条で、教員を教育委員会が任命するとしている点	県費負担教職員に関しては、まず「公募」を行い、その中から校長が任命できるようにする	地方教育行政の組織及び運営に関する法律34条で、教員を教育委員会が任命するとしている点	地方教育行政の組織及び運営に関する法律34条で、教員を教育委員会が任命するとしている点	地方教育行政の組織及び運営に関する法律34条で、教員を教育委員会が任命するとしている点	地方教育行政の組織及び運営に関する法律34条で、教員を教育委員会が任命するとしている点	地方教育行政の組織及び運営に関する法律34条で、教員を教育委員会が任命するとしている点	地方教育行政の組織及び運営に関する法律34条で、教員を教育委員会が任命するとしている点
2058	2058070	14	湘南に新しい公立学校を創り出す会	50080	公設民営学校特区	7	県費負担教職員の任命権者の拡大				校長(学校)が求める県費負担教職員を任命できるようにするため	地方教育行政の組織及び運営に関する法律37条で、県費負担教職員の任命権は、都道府県委員会に属するとしている点	県費負担教職員に関しては、まず「公募」を行い、その中から校長が任命できるようにする	地方教育行政の組織及び運営に関する法律37条で、県費負担教職員の任命権は、都道府県委員会に属するとしている点	地方教育行政の組織及び運営に関する法律37条で、県費負担教職員の任命権は、都道府県委員会に属するとしている点	地方教育行政の組織及び運営に関する法律37条で、県費負担教職員の任命権は、都道府県委員会に属するとしている点	地方教育行政の組織及び運営に関する法律37条で、県費負担教職員の任命権は、都道府県委員会に属するとしている点	地方教育行政の組織及び運営に関する法律37条で、県費負担教職員の任命権は、都道府県委員会に属するとしている点	地方教育行政の組織及び運営に関する法律37条で、県費負担教職員の任命権は、都道府県委員会に属するとしている点
2058	2058080	14	湘南に新しい公立学校を創り出す会	50080	公設民営学校特区	8	県費負担教職員の任命権者の拡大				県費負担教職員の任免等を学校(長)が決定できるようにするため	地方教育行政の組織及び運営に関する法律61条で、県費負担教職員の任免等を市町村の教育委員会が行うとしている点	県費負担教職員の任免等を学校長が決定できるようにする	地方教育行政の組織及び運営に関する法律61条で、県費負担教職員の任免等を市町村の教育委員会が行うとしている点	地方教育行政の組織及び運営に関する法律61条で、県費負担教職員の任免等を市町村の教育委員会が行うとしている点	地方教育行政の組織及び運営に関する法律61条で、県費負担教職員の任免等を市町村の教育委員会が行うとしている点	地方教育行政の組織及び運営に関する法律61条で、県費負担教職員の任免等を市町村の教育委員会が行うとしている点	地方教育行政の組織及び運営に関する法律61条で、県費負担教職員の任免等を市町村の教育委員会が行うとしている点	地方教育行政の組織及び運営に関する法律61条で、県費負担教職員の任免等を市町村の教育委員会が行うとしている点
2058	2058090	14	湘南に新しい公立学校を創り出す会	50080	公設民営学校特区	9	構造改革特区研究開発学校制度(仮称)学校の認定権者の拡大				構造改革特区研究開発学校として認められやすくなるため	学校教育法施行規則第26条の2で、教育課程に関し、文部科学大臣が認める場合は、第24条第1項、第24条の2又は第25条の規定によらないことができる点	(「構造改革特区研究開発学校(仮称)」の)認定権を文部科学大臣だけでなく、地方自治体の首長にも与える	学校教育法施行規則第26条の2で、教育課程に関し、文部科学大臣が認める場合は、第24条第1項、第24条の2又は第25条の規定によらないことができる点	(「構造改革特区研究開発学校(仮称)」の)認定権を文部科学大臣だけでなく、地方自治体の首長にも与える	学校教育法施行規則第26条の2で、教育課程に関し、文部科学大臣が認める場合は、第24条第1項、第24条の2又は第25条の規定によらないことができる点	(「構造改革特区研究開発学校(仮称)」の)認定権を文部科学大臣だけでなく、地方自治体の首長にも与える	学校教育法施行規則第26条の2で、教育課程に関し、文部科学大臣が認める場合は、第24条第1項、第24条の2又は第25条の規定によらないことができる点	(「構造改革特区研究開発学校(仮称)」の)認定権を文部科学大臣だけでなく、地方自治体の首長にも与える
2058	2058100	14	湘南に新しい公立学校を創り出す会	50080	公設民営学校特区	10	構造改革特区研究開発学校制度(仮称)学校の認定権者の拡大				構造改革特区研究開発学校として認められやすくなるため	学校教育法施行規則第55条で、第26条の2の規定を中学校に準用するとしている点	(「構造改革特区研究開発学校(仮称)」の)認定権を文部科学大臣だけでなく、地方自治体の首長にも与える	学校教育法施行規則第55条で、第26条の2の規定を中学校に準用するとしている点	(「構造改革特区研究開発学校(仮称)」の)認定権を文部科学大臣だけでなく、地方自治体の首長にも与える	学校教育法施行規則第55条で、第26条の2の規定を中学校に準用するとしている点	(「構造改革特区研究開発学校(仮称)」の)認定権を文部科学大臣だけでなく、地方自治体の首長にも与える	学校教育法施行規則第55条で、第26条の2の規定を中学校に準用するとしている点	(「構造改革特区研究開発学校(仮称)」の)認定権を文部科学大臣だけでなく、地方自治体の首長にも与える
2058	2058110	14	湘南に新しい公立学校を創り出す会	50080	公設民営学校特区	11	構造改革特区研究開発学校制度(仮称)学校の認定権者の拡大				構造改革特区研究開発学校として認められやすくなるため	学校教育法施行規則第65条の5第1項で、第26条の2の規定を中等教育学校の前期課程に準用するとしている点	(「構造改革特区研究開発学校(仮称)」の)認定権を文部科学大臣だけでなく、地方自治体の首長にも与える	学校教育法施行規則第65条の5第1項で、第26条の2の規定を中等教育学校の前期課程に準用するとしている点	(「構造改革特区研究開発学校(仮称)」の)認定権を文部科学大臣だけでなく、地方自治体の首長にも与える	学校教育法施行規則第65条の5第1項で、第26条の2の規定を中等教育学校の前期課程に準用するとしている点	(「構造改革特区研究開発学校(仮称)」の)認定権を文部科学大臣だけでなく、地方自治体の首長にも与える	学校教育法施行規則第65条の5第1項で、第26条の2の規定を中等教育学校の前期課程に準用するとしている点	(「構造改革特区研究開発学校(仮称)」の)認定権を文部科学大臣だけでなく、地方自治体の首長にも与える
2058	2058120	14	湘南に新しい公立学校を創り出す会	50080	公設民営学校特区	12	構造改革特区研究開発学校制度(仮称)学校の認定権者の拡大				構造改革特区研究開発学校として認められやすくなるため	学校教育法施行規則第57条の3で、教育課程に関し、文部科学大臣が認める場合は、第24条第1項、第24条の2又は第25条の規定によらないことができる点	(「構造改革特区研究開発学校(仮称)」の)認定権を文部科学大臣だけでなく、地方自治体の首長にも与える	学校教育法施行規則第57条の3で、教育課程に関し、文部科学大臣が認める場合は、第24条第1項、第24条の2又は第25条の規定によらないことができる点	(「構造改革特区研究開発学校(仮称)」の)認定権を文部科学大臣だけでなく、地方自治体の首長にも与える	学校教育法施行規則第57条の3で、教育課程に関し、文部科学大臣が認める場合は、第24条第1項、第24条の2又は第25条の規定によらないことができる点	(「構造改革特区研究開発学校(仮称)」の)認定権を文部科学大臣だけでなく、地方自治体の首長にも与える	学校教育法施行規則第57条の3で、教育課程に関し、文部科学大臣が認める場合は、第24条第1項、第24条の2又は第25条の規定によらないことができる点	(「構造改革特区研究開発学校(仮称)」の)認定権を文部科学大臣だけでなく、地方自治体の首長にも与える
2058	2058130	14	湘南に新しい公立学校を創り出す会	50080	公設民営学校特区	13	構造改革特区研究開発学校制度(仮称)学校の認定権者の拡大				構造改革特区研究開発学校として認められやすくなるため	学校教育法施行規則第65条の5第2項で、第57条の3の規定を中等教育学校の後期課程に準用するとしている点	(「構造改革特区研究開発学校(仮称)」の)認定権を文部科学大臣だけでなく、地方自治体の首長にも与える	学校教育法施行規則第65条の5第2項で、第57条の3の規定を中等教育学校の後期課程に準用するとしている点	(「構造改革特区研究開発学校(仮称)」の)認定権を文部科学大臣だけでなく、地方自治体の首長にも与える	学校教育法施行規則第65条の5第2項で、第57条の3の規定を中等教育学校の後期課程に準用するとしている点	(「構造改革特区研究開発学校(仮称)」の)認定権を文部科学大臣だけでなく、地方自治体の首長にも与える	学校教育法施行規則第65条の5第2項で、第57条の3の規定を中等教育学校の後期課程に準用するとしている点	(「構造改革特区研究開発学校(仮称)」の)認定権を文部科学大臣だけでなく、地方自治体の首長にも与える

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特例の具体的要望事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード
2058	2058140	14	湘南に新しい公立学校を創り出す会	50080	公設民営学校特区	14	教育委員会の権限の委譲(地方公共団体の長の権限の拡大)	8304 8305 8307	C-1	公設民営型の学校を作る場合、運営団体を審査する機関がどうしても必要であるうし、その機関が定期的に(認可)指定の更新も担当することになると考えられる。であるならば、その機関が(教育委員会に代わって)日常的な監督も行うのが適切であると考え、この「公設学校審議会(仮称)」の業務の多くは、従来の教育委員会がやってきていないものであるため、新しい機関を作ってやっていったほうがうまくいと思われ。	公設民営型の学校の設置をスムーズに行っていくため	学校教育法第4条で、市町村立の高等学校、中等教育学校の設置に都道府県の教育委員会の認可が必要としている点。	公設民営学校設置の認可権を「公設学校審議会(仮称)」に委譲する	地方自治体の首長の下に、有識者等からなる「公設学校審議会(仮称)」を設置し、この機関が従来の教育委員会の役割と、特区制度による新しい学校(システム)全般に関わる業務を担う。	学校教育法第4条で、市町村立の高等学校、中等教育学校の設置に都道府県の教育委員会の認可が必要となっているので、公設民営学校の設置に余分な手続きが必要になる。	文部科学省	
2058	2058150	14	湘南に新しい公立学校を創り出す会	50080	公設民営学校特区	15	教育委員会の権限の委譲(地方公共団体の長の権限の拡大)	8304 8305 8307	C-1	公設民営型の学校を作る場合、運営団体を審査する機関がどうしても必要であるうし、その機関が定期的に(認可)指定の更新も担当することになると考えられる。であるならば、その機関が(教育委員会に代わって)日常的な監督も行うのが適切であると考え、この「公設学校審議会(仮称)」の業務の多くは、従来の教育委員会がやってきていないものであるため、新しい機関を作ってやっていったほうがうまくいと思われ。	公設民営型の学校運営をスムーズに行っていくため	地方教育行政の組織及び運営に関する法律 32条で、大学以外の学校を教育委員会が所管としている点	公設民営学校の所管を「公設学校審議会(仮称)」に委譲する	地方自治体の首長の下に、有識者等からなる「公設学校審議会(仮称)」を設置し、この機関が従来の教育委員会の役割と、特区制度による新しい学校(システム)全般に関わる業務を担う。	地方教育行政の組織及び運営に関する法律 32条で、大学以外の学校を教育委員会が所管することになっているので、公設民営学校をよ(わかって)いない教育委員会の所管では、学校運営がスムーズに行かない恐れがある。	文部科学省	
2058	2058160	14	湘南に新しい公立学校を創り出す会	50080	公設民営学校特区	16	教育委員会の権限の委譲(地方公共団体の長の権限の拡大)	8304 8305 8307	C-1	公設民営型の学校を作る場合、運営団体を審査する機関がどうしても必要であるうし、その機関が定期的に(認可)指定の更新も担当することになると考えられる。であるならば、その機関が(教育委員会に代わって)日常的な監督も行うのが適切であると考え、この「公設学校審議会(仮称)」の業務の多くは、従来の教育委員会がやってきていないものであるため、新しい機関を作ってやっていったほうがうまくいと思われ。	公設民営型の学校運営をスムーズに行っていくため	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律 第4条で、学級編制は教育委員会が行うとしている点。	公設民営学校の学級編成の認可権を「公設学校審議会(仮称)」に委譲する	地方自治体の首長の下に、有識者等からなる「公設学校審議会(仮称)」を設置し、この機関が従来の教育委員会の役割と、特区制度による新しい学校(システム)全般に関わる業務を担う。	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律 第4条で、学級編制は教育委員会が行うことになっているので、学校独自の学級編成ができない。	文部科学省	
2058	2058170	14	湘南に新しい公立学校を創り出す会	50080	公設民営学校特区	17	教育委員会の権限の委譲(地方公共団体の長の権限の拡大)	8304 8305 8307	C-1	公設民営型の学校を作る場合、運営団体を審査する機関がどうしても必要であるうし、その機関が定期的に(認可)指定の更新も担当することになると考えられる。であるならば、その機関が(教育委員会に代わって)日常的な監督も行うのが適切であると考え、この「公設学校審議会(仮称)」の業務の多くは、従来の教育委員会がやってきていないものであるため、新しい機関を作ってやっていったほうがうまくいと思われ。	公設民営型の学校運営をスムーズに行っていくため	地方教育行政の組織及び運営に関する法律 23条で、学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関して教育委員会が管理・執行することとしている点。	地方自治体の首長の下に、有識者等からなる「公設学校審議会(仮称)」を設置し、この機関が従来の教育委員会の役割と、特区制度による新しい学校(システム)全般に関わる業務を担う。	地方教育行政の組織及び運営に関する法律 23条で、学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関して教育委員会が管理・執行することになっているので、学校独自の運営ができない。	文部科学省		
2058	2058180	14	湘南に新しい公立学校を創り出す会	50080	公設民営学校特区	18	高等学校設置基準の緩和				公設民営型の高等学校の設置を容易にするため	学校教育法の第3条で、学校を設置する際に、文部科学大臣の定める設備、編制その他に関する設置基準に従わなければならないとされている点。	中小学校の設置基準と同様に、「ただし、地域の実態その他のより特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない」という一文を加える。	地方自治体の首長の下に、有識者等からなる「公設学校審議会(仮称)」を設置し、この機関が審査し、妥当かどうかを判断する。	高等学校の設置基準は、(小中学校と異なり)校地・校舎・運動場、施設・設備、特別な教職員、等に関して厳格な規定があるので、作るのが難しい。	文部科学省	
2059	2059010	14	学校法人初音丘学園	50030	学童保育モデル幼稚園	1	幼稚園施設を活用した学童保育			幼稚園施設を活用した学童保育への要望があるため	児童福祉法第7条「児童福祉施設」の項の「児童厚生施設」の一部拡充	幼稚園を活用した学童保育	学童保育は児童福祉法による児童厚生施設のひとつである。現在は放課後児童対策事業として位置づいている	文部科学省 厚生労働省			
2060	2060010	13	全国ろう児をもち親の会	50110		1	新設する私立聾学校等に対する私立学校振興助成法適用要件の緩和			私立聾学校等の設立・認可には学校法人の設立こそ要求されないが(学校教育法102条)、学校教育法施行規則第1条の要件を満たすことは要求されている。ところが都市部においては不動産は高値であり、そのことが学校設立を過度に困難としている。そこで一定期間内に私立、学校として認可を受けることを停止条件として、設立準備段階から私立学校振興助成法10条に基づいて学校施設等の公共財産を借り受ける契約を予め締結しておくことを可能とすることによって、教育の継続性を担保しつつ適当な範囲で学校設立の可能性を開くことができる。	(私立学校振興助成法附則第2条)第3条、第9条、第10条及び第12条から第15条までの規定中の学校法人を、当分の間、学校教育法第102条第1項の規定により私立の盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園を含むものとする。	(私立学校振興助成法附則第2条)第3条、第9条、第10条及び第12条から第15条までの規定中の学校法人には、私立の盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園、並びに私立の盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園を設立しようとする者を含むものとする。	一定期間内に私立学校として認可を受けることを停止条件として私立の盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園を設立しようとする者が私立学校助成法第10条所定の助成をなす決定をする。または私立の盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園、並びに私立の盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園を設立しようとする者がその責任の範囲内、一定期間内に私立学校として認可を受けることを解除条件とする。	既に学校設立の認可を受けていることが私学助成の条件とされているため、私立聾学校等の設立が過度に困難である。	文部科学省		
2060	2060020	13	全国ろう児をもち親の会	50110		2	学校の設備要件の緩和			都市部において不動産は高値であり、そのことが学校設立を過度に困難としている。他方近年の児童数の減少等によって既存する学校設備等の一部は必ずしも有効に用いられているとは言えない状況が存在する。そこで私立学校がこれらの設備の一部を借用し、又は他の学校と設備の一部を共同利用することを可能にすることによって、適当な範囲で学校設立の可能性を開き、他方で公共財産の有効な利用に繋がる。	(学校教育法施行規則第1条1項)学校には、その学校の目的を実現するために必要な校地、校舎、校具、運動場、図書館又は図書室、保健室その他の設備を設けなければならない。	学校教育法施行規則第1条1項の規定は、複数の学校が校地、校舎、校具、運動場、図書館又は図書室、保健室その他の設備を共用で使用するを妨げない。	複数の学校が校地、校舎、校具、運動場、図書館又は図書室、保健室その他の設備を設けることが必要とされており、これらを複数の学校が共同利用することを許す制度がない。	文部科学省			
2061	2061010	13	鎌倉町南口地方競馬競走の会代表山田昇	50110	全国地方競馬場外競馬投票券発売所開設特区構想	1				全国地方競馬の競馬投票券をすべて一つの場外発売所で購入が可能にする為にはどうしても必要	競馬法においては競馬主催者自身しか競馬投票券を発売する事ができない。	売得金(売上)の総額を主催者に集約できれば他の主催者でも可能	地方競馬が衰退すると馬産地にも大きく影響する	農林水産省	1002050		
2062	2062010	20	楯岳観光株式会社	50020	無線LANによる高速インターネット回線の設置	1				北アルプスの山岳地域の高速通信インフラ整備を特例により低コストで行い、この地域のIT化を進め、観光、防災、遠隔医療等の様々な分野に役立てる。	長距離の無線アクセスサービスは第一種電気通信事業者の免許が必要。	第二種電気通信事業者でも長距離の無線アクセスサービスができるようにする。	第二種電気通信事業者は5km以上の距離で無線アクセスサービスができない。	総務省	0405240		
2062	2062020	20	楯岳観光株式会社	50020	無線LANによる高速インターネット回線の設置	2				北アルプスの山岳地域の高速通信インフラ整備を特例により低コストで行い、この地域のIT化を進め、観光、防災、遠隔医療等の様々な分野に役立てる。	無線LANの電力は10mW/MHz以下であること。	山岳地域および周辺地域では、現行の2倍以上出力の無線LANの使用を許可する。	無線LANの電力は10mW/MHz以上できない。	総務省	0405250		
2063	2063010	13	特定非営利活動法人WC/IA C国際市民の会	50080	教育特区	1				NPO法人の特色と実績を活用し、高価なインターナショナルスクール等に就学できない、在日外国人の児童も包含した国際理解教育を旨とした学校運営のため。	「学校教育法 第五条」における学校設置者による学校の管理を、地方公共団体の長が適宜すると認めたNPO法人に管理の委託を可能にする。	教育の振興を目的とするNPO法人若しくは公益法人の申請により、地方公共団体の長が適宜すると認めた法人に「教育チャーター」を発行し、そのNPO法人を学校の管理運営主体として指定し、公立学校の教員およびスタッフの任命、カリキュラムの策定権を含めた運営(業務)を委託することができるものとする。又、NPO法人に学校の管理運営を委託した地方公共団体の長は、「学校教育法」に定められた設置基準と同等の設備等を、対象児童数に合わせた同NPO法人に無料で貸与する。同学校の規模等の拡充・拡大にあたっては、地方公共団体の長の審査と許可を受けるものとする。	公立学校の運営(業務)委託にあたり、自治体長は、3年以上5年以内の期間を定めて指定するものとする。期間の終了時に学校の管理運営に関する指定法人の業務を審査し、指定の更新が不適切と判断される場合は、指定の更新を行わないものとする。なお、期間内であっても、指定法人における法令違反等、学校の管理運営を継続させがたい重大な事由があると認められるときは、指定を取り消すことができることとする。	現状は、日本人児童を想定した学校運営のため、在日外国人を含めた国際理解教育を目指す、NPO法人の特色と実績を活かした管理運営が出来ない。	文部科学省		
2063	2063020	13	特定非営利活動法人WC/IA C国際市民の会	50080	教育特区	2				多国に亘る児童を対象とした国際理解教育等の独自性を十分に発揮するためには、過去の実績・理念・教育方針を考慮し、学歴に加え体験・経歴を活かせ且つ日本語と外国児童の母国語に堪能なボランティアも含め、幅広い分野から人材を求める必要があるため。	教職員免許法により、教職員は教職員免許状を有する者に限られているが、教職員免許状を有しない者も可能にする。	その学校の理念・教育方針に賛同し、教職員免許法第五条第三～六項に該当しない者で、管理運営主体の長が適切と認め且つ教育委員会を含めた理事会の審査と許可を得た者を教職員として充てられるものとする。又、労働時間等については公務員の条件に従う。	「教職員免許法第三条」により、教職員は教職員免許状を有する者に限られており、日本語ならびに在日外国児童の母国語に精通し、その学校の理念・教育方針を具現化するための人材の確保が困難である。	文部科学省			
2063	2063030	13	特定非営利活動法人WC/IA C国際市民の会	50080	教育特区	3				多国に亘る児童を対象とした国際理解教育等の独自性を十分に発揮するためには、小学校学習指導要領の精神に反しない範囲で、独自の教育課程を設定できるようにする必要がある。	学校教育法施行規則により、教育課程は小学校学習指導要領によるものとされているが、在日外国児童の日本語の理解度を考慮にいれ独自に教育課程を設定できるものとする。	小学校学習指導要領の精神に反しない範囲で、独自の国際理解教育に資する教育課程を設定することができる。	現行の小学校の教育課程は、日本人児童を想定した小学校学習指導要領にのっているため、多国に亘る児童の国際理解教育に対応しきれない。	文部科学省			

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特例の具体的要望事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード
2063	2063040	13	特定非営利活動法人WC/IA C国際市民の会	50080	教育特区	4	中学校の教育課程については、学校教育法施行規則に定められている中学校学習指導要領に限定しない。				多国に亘る児童を対象とした国際理解教育等の独自性を十分に発揮するためには、中学校学習指導要領の精神に反しない範囲で、独自の教育課程を設定できるようにする必要がある。	学校教育法施行規則により、教育課程は中学校学習指導要領によるものとされているが、在日外国児童の日本語の理解度を考慮にいれ独自に教育課程を設定できるものとする。	中学校学習指導要領の精神に反しない範囲で、独自の国際理解教育に資する教育課程を設定することができる。	事前に地方公共団体の長の審査および認可を受けなければならない。	現行の中学校の教育課程は、日本人児童を想定した中学校学習指導要領にのっとりしているため、多国に亘る児童の国際理解教育に対応しきれない。	文部科学省	
2063	2063050	13	特定非営利活動法人WC/IA C国際市民の会	50080	教育特区	5	小学校の教育科目に関する事項は学校教育法に定められている規定に限定しない。				多国に亘る児童を対象とした国際理解教育等の独自性を十分に発揮するためには、学校教育法の規定の精神に反しない範囲で、独自の教育科目を設定できるようにする必要がある。	学校教育法により、小学校の教育科目は文部科学大臣がこれを定めることになっているが、在日外国児童の日本語の理解度を考慮にいれ、独自に教育科目を設定できるものとする。	学校教育法の規定の精神に反しない範囲で、独自の国際理解教育に資する教育科目を設定することができる。	事前に地方公共団体の長の審査と認可を受けなければならない。又、地方公共団体に実施する学力テスト(品川区学力一斉テスト)で平均値以上の水準を維持する。	現行の小学校の教育科目は、日本人児童を想定した学校教育法の規定にのっとりしているため、多国に亘る児童の国際理解教育に対応しきれない。	文部科学省	
2063	2063060	13	特定非営利活動法人WC/IA C国際市民の会	50080	教育特区	6	中学校の教育科目に関する事項は学校教育法に定められている規定に限定しない。				多国に亘る児童を対象とした国際理解教育等の独自性を十分に発揮するためには、学校教育法の規定の精神に反しない範囲で、独自の教育科目を設定できるようにする必要がある。	学校教育法により、中学校の教育科目は文部科学大臣がこれを定めることになっているが、在日外国児童の日本語の理解度を考慮にいれ独自に教育科目を設定できるものとする。	学校教育法の規定の精神に反しない範囲で、独自の国際理解教育に資する教育科目を設定することができる。	事前に地方公共団体の長の審査と認可を受けなければならない。又、地方公共団体に実施する学力テスト(品川区学力一斉テスト)で平均値以上の水準を維持する。	現行の中学校の教育科目は、日本人児童を想定した学校教育法の規定にのっとりしているため、多国に亘る児童の国際理解教育に対応しきれない。	文部科学省	
2063	2063070	13	特定非営利活動法人WC/IA C国際市民の会	50080	教育特区	7	小学校の中心教科用図書は学校教育法で定められている。文部科学大臣の検定を経るか、文部科学省が著作の名義を有するものに拘らない。				多国に亘る児童を対象とした国際理解教育等の独自性を十分に発揮するためには、学校教育法の規定の精神に反しない範囲で、独自の教科用図書を設定できるようにする必要がある。	学校教育法により、小学校においては、教科用図書の基本は文部科学大臣の検定を経るか、文部科学省が著作の名義を有するものとされているが、在日外国児童の日本語の理解度を考慮にいれ独自に教科用図書を設定できるものとする。	小学校においては、学校教育法の規定の精神に反しない範囲で、独自の国際理解教育に資する教科用図書を設定することができる。	事前に地方公共団体の長の審査と認可を受けなければならない。又、地方公共団体に実施する学力テスト(品川区学力一斉テスト)で平均値以上の水準を維持する。	現行の小学校の教科用図書は、日本人児童を想定した学校教育法の規定にのっとりしているため、母国語の違い、日本語の理解力の違いにより学力、計算力等を発揮できない。	文部科学省	
2063	2063080	13	特定非営利活動法人WC/IA C国際市民の会	50080	教育特区	8	中学校の中心教科用図書は学校教育法で定められている。文部科学大臣の検定を経るか、文部科学省が著作の名義を有するものに拘らない。				多国に亘る児童を対象とした国際理解教育等の独自性を十分に発揮するためには、学校教育法の規定の精神に反しない範囲で、独自の教科用図書を設定できるようにする必要がある。	学校教育法により、中学校においては、教科用図書の基本は文部科学大臣の検定を経るか、文部科学省が著作の名義を有するものとされているが、在日外国児童の日本語の理解度を考慮にいれ独自に教科用図書を設定できるものとする。	中学校においては、学校教育法の規定の精神に反しない範囲で、独自の国際理解教育に資する教科用図書を設定することができる。	事前に地方公共団体の長の審査と認可を受けなければならない。又、地方公共団体に実施する学力テスト(品川区学力一斉テスト)で平均値以上の水準を維持する。	現行の中学校の教科用図書は、日本人児童を想定した学校教育法の規定にのっとりしているため、母国語の違い、日本語の理解力の違いにより学力、計算力等を発揮できない。	文部科学省	
2063	2063090	13	特定非営利活動法人WC/IA C国際市民の会	50080	教育特区	9	校長及び教員の資格に関する事項は、文部科学大臣の定めに限らない。				多国に亘る児童を対象とした国際理解教育等の独自性を十分に発揮するためには、過去の実績・理念・教育方針を考慮し、学識に加え体験・経歴を活かせるボランティアも含め、幅広い分野から人材を求める必要があるため。	学校教育法により、校長及び教員に関する事項は文部科学大臣が定めることになっているが、教育委員を含めた委託法人内の理事会も定められるようになる。	地方団体の長から委託を受けたNPO法人は教育委員を含めた理事会を組織し、その審査・許可により校長および教員に関する事項を定めることができる。	公立学校の運営(業務)の委託を受けた指定法人は、一定の期間を定めて校長及び教員を採用し、期間の終了時に学校運営に関する成果を審査し、更新が不適切と判断される場合は、更新を行わないものとする。なお、期間内であっても、法令違反等、学校の管理運営を継続させたい重大な事由があると認められるときは、採用を取り消すことができることとする。校長の任期は3年、教員の任期は一年とする。	学校教育法第八条により、校長および教員に関する事項は文部科学大臣の定めるところによるが、在日外国児童の教育・育成に長年の経験と実績のあるNPO法人のノウハウを十分活用しに、い	文部科学省	
2064	2064010	9	未来資産研究会	50110	1条校に就学しない児童・生徒を対象とした代替教育のための教育切符制度	1	小学校義務教育における就学義務の適用除外				1条校に何らかの理由で通っていない児童に対し、憲法26条より、普通教育を受ける権利を実現するため、幅広い代替教育を認めることを目的とする。	1条校のみを対象とする学校教育法第22条に関する就学義務の対象から、何らかの理由で1条校に就学しない児童の保護者が代替教育に就学させる場合に除外の特例	学校教育法第22条に「第1条の学校に就学しない児童の保護者で、代替となる教育に就学させる者に対しては第1項の対象から除外する。」を加える	保護者は、家庭で学習を行う。又は集団的に教育者を含め学習を行う等、代替教育への対応を行うものとする。自治体、教育委員会、保護者でつくる代替教育会議が代替教育を認可する。	わが国は世界人権宣言、子どもの権利条約を批准しているが、学校教育法は国・地方自治体・学校法人に対してのみ学校設置を認め、それらの学校のみで就学を義務づけ、国際条約と矛盾している。	文部科学省	
2064	2064020	9	未来資産研究会	50110	1条校に就学しない児童・生徒を対象とした代替教育のための教育切符制度	2	中学校義務教育における就学義務の適用除外				1条校に何らかの理由で通っていない生徒に対し、憲法26条より、普通教育を受ける権利を実現するため、幅広い代替教育を認めることを目的とする。	1条校のみを対象とする学校教育法第39条に関する就学義務の対象から、何らかの理由で1条校に就学しない生徒の保護者が代替教育に就学させる場合に除外の特例	学校教育法第39条に「第1条の学校に就学しない児童の保護者で、代替となる教育に就学させる者に対しては第1項の対象から除外する。」を加える	保護者は、家庭で学習を行う。又は集団的に教育者を含め学習を行う等、代替教育への対応を行うものとする。自治体、教育委員会、保護者でつくる代替教育会議が代替教育を認可する。	わが国は世界人権宣言、子どもの権利条約を批准しているが、学校教育法は国・地方自治体・学校法人に対してのみ学校設置を認め、それらの学校のみで就学を義務づけ、国際条約と矛盾している。	文部科学省	
2064	2064030	9	未来資産研究会	50110	1条校に就学しない児童・生徒を対象とした代替教育のための教育切符制度	3	1条校就学を代替する義務教育における無償の適用				1条校に通っていない児童・生徒に対して保護者が代替教育をおこなう場合、代替教育切符により義務教育の無償を保障し、普通教育を受ける権利実現を図ることを目的とする。	憲法第26条で「義務教育は、これを無償とする」としており、学校教育法の1条校の就学義務から除外した代替教育においてもこれを保障する。	1条校に通っていない児童・生徒の保護者による代替教育での就学義務執行に対し、憲法第26条の義務教育の無償を適用し、代替教育切符制度を導入する。	憲法第26条で「義務教育は、これを無償とする」としているが、フリースクール等の代替教育に通う児童・生徒に対しては、何らかの教育費の助成がなく、税金と学費で二重の負担が強い状態に陥り、代替教育切符を発行する。	文部科学省		
2065	2065010	26	東京都確認検査機構	50020	建築行政の民間開放(街づくり)特区	01	建築行政サービスの指定確認検査機関への移行				官は、有する行政権限を用いて建築規制の実効性の確保に努める。一方、民は、建築主のニーズに即したサービスを創意工夫して迅速に提供する。このために行政権限を民へ委譲し、官民差別を無くすべきである。指定確認検査機関に対して建築基準法等による様々な制限があるためにユーザーに対してのサービスが生まれず迅速かつ効果的な確認、検査を行うことが出来ない。	建築基準法第77条の24により指定確認検査機関は確認検査を行うことは確認検査員に確認検査を実施させなければならないと定められている事項について	指定確認検査機関において確認検査員(建築基準適合判定資格者)が委任した社員が確認検査を実施することを容認する	確認検査員(建築基準適合判定資格者)の監督のもと社員を検査員として委任する	官であれば建築基準法第74条4に定める通り建築主事(建築基準適合判定資格者)より委任した吏員が確認検査を行うことができるが民間では不可	国土交通省	1206570
2065	2065020	26	東京都確認検査機構	50020	建築行政の民間開放(街づくり)特区	01	02 建築行政サービスの指定確認検査機関への移行				官は、有する行政権限を用いて建築規制の実効性の確保に努める。一方、民は、建築主のニーズに即したサービスを創意工夫して迅速に提供する。このために行政権限を民へ委譲し、官民差別を無くすべきである。指定確認検査機関に対して建築基準法等による様々な制限があるためにユーザーに対してのサービスが生まれず迅速かつ効果的な確認、検査を行うことが出来ない。	建築基準法施行規則第4条の20の4の一により建築基準適合判定資格者が昇降機等の検査を行うと定められている事項について	指定確認検査機関において確認検査員(建築基準適合判定資格者)が委任した社員が確認検査を実施することを容認する	確認検査員(建築基準適合判定資格者)の監督のもと社員を検査員として委任し、かつ、確認検査員が検査の実施に必要な指導を行ったもの	国土交通省	1206580	
2065	2065030	26	東京都確認検査機構	50020	建築行政の民間開放(街づくり)特区	01	03 建築行政サービスの指定確認検査機関への移行				官は、有する行政権限を用いて建築規制の実効性の確保に努める。一方、民は、建築主のニーズに即したサービスを創意工夫して迅速に提供する。このために行政権限を民へ委譲し、官民差別を無くすべきである。指定確認検査機関に対して建築基準法等による様々な制限があるためにユーザーに対してのサービスが生まれず迅速かつ効果的な確認、検査を行うことが出来ない。	建築基準法施行規則第4条の20の7の一により建築基準適合判定資格者が昇降機以外の建築設備について検査を行うと定められている事項について	指定確認検査機関において確認検査員(建築基準適合判定資格者)が委任した社員が確認検査を実施することを容認する	確認検査員(建築基準適合判定資格者)の監督のもと社員を検査員として委任し、かつ、確認検査員が検査の実施に必要な指導を行ったもの	国土交通省	1206590	
2065	2065040	26	東京都確認検査機構	50020	建築行政の民間開放(まちづくり)特区	1					建築基準法に基づき(指定資格検定機関等に関する省令第23条の三の八)により確認検査員(建築基準適合判定資格者)が実地に行うことと定められている事項について	指定確認検査機関において確認検査員(建築基準適合判定資格者)が委任した社員が確認検査を実施することを容認する	確認検査員(建築基準適合判定資格者)の監督のもと社員を検査員として委任し、かつ、確認検査員が検査の実施に必要な指導を行ったものが実地に行い、確認検査員に報告等を行う	国土交通省	1206570		
2065	2065050	26	東京都確認検査機構	50020	建築行政の民間開放(まちづくり)特区	2					旧建設省住宅局長通達 指定確認検査機関指定準則第3の三に補助員が行う業務は補助的なもの限り、補助員単独で確認検査を行ってはならないと定められている事項について	指定確認検査機関において確認検査員(建築基準適合判定資格者)が委任した補助員の場合、官の建築主事(建築基準適合判定資格者)が委任した吏員と同等に扱うとする	確認検査員(建築基準適合判定資格者)が過格に能力を判断したうえで委任し、かつ委任した補助員を監督する	国土交通省	1206600		
2066	2066010	13	個人	50010	三宅島工コアイランド特区	1	事業用地の指定の一部解除				三宅島が富士箱根伊豆国立公園内に位置し、自然公園法の「指定の解除及び区域の変更」の制限があるため効率的、早急な三宅島復興事業が展開できないことから。	自然公園法 第11条(指定の解除及び区域の変更)において国立公園の指定を解除し、またはその区域を変更使用とする場合の制限について	「事業用地の指定の一部解除、等	富士箱根伊豆国立公園内の三宅島については、自然公園法の規定で復興事業を効率的、早急な対応ができない。	環境省	1300010	
2067	2067010	40	個人	50010	離島経済特区	1	海上運送法の運用の緩和				海上運送法による旅客不定期航路事業の乗合不許可の条項があるため本土と離島、離島と離島間の効率的な海上旅客運送ができない状況にあるため	海上運送法第21条の2の旅客船における、乗合旅客運送が不許可とされていることについて	特区内において除外項目に「本土と離島、離島と離島間の運送」を加え、届出制に移行する。	海上運送法第21条では、旅客13人以上の旅客を乗合として届出制で運送することができない。	国土交通省	1209020	

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特例の具体的要望事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード	
2068	2068010	20	松本子どもの輝き小・中・高等学校を創る会	50110	軽度発達障害児のための個別教育校特区	1	学校教育法への軽度発達障害児のための教育を位置づけ				子ども全体の5-10%を占めると言われる軽度発達障害児に対する教育の充実のために、	学校基本法に軽度発達障害児の目的、学科など	必要な事項を盛り込む。ただし、その法的規制は必要最小限とし、学年制、教科や教育課程においては、無学年制による小・中・高一貫教育を可能にする措置や自然体験教育、職業教育、芸術教育などを大幅に取り入れることが可能にする教科書・教科・教育課程の規定とする。これらの措置により、これまでの普通教育・特殊教育に比べ、学校設置者の自己責任により、これまでの民間/ノウハウを最大限に生かしたカリキュラム等を立案可能とする。	現状においては、軽度発達障害児に対する特別支援教育は法的に措置されていない	文部科学省			
2068	2068020	20	松本子どもの輝き小・中・高等学校を創る会	50110	軽度発達障害児のための個別教育校特区	2	軽度発達障害児のための個別学習指導計画立案の義務化				軽度発達障害児は一人一人が持つ個性・能力が異なるため、個性を伸ばす教育を一貫性を持って実現するために、	教育基本法施行規則に、児童精神科医・心理学者・教育学者などによる個別指導計画(IEP)立案を義務付け、	個々のニーズに沿った教育を可能とする。		現状においては、個別指導計画について必要な法的措置はとられていない。	文部科学省		
2068	2068030	20	松本子どもの輝き小・中・高等学校を創る会	50110	軽度発達障害児のための個別教育校特区	3	公設民営型学校の設立				軽度発達障害児のための学校を設置するにあたっては、これまで10年以上にわたって各種民間団体が研究・教育方法の確立に取り組んできたノウハウを生かすために、	新しいタイプの公設民営型学校を学校教育法2条に定義することにより、	民間の教育/ノウハウを最大限生かしたカリキュラムを持つ学校の設立を可能とする。	現行制度は存在しない	文部科学省			
2068	2068040	20	松本子どもの輝き小・中・高等学校を創る会	50110	軽度発達障害児のための個別教育校特区	4	特区公設民営学校審議会の創設				特区内に設置する公設民営学校の公共性、安定性、継続性を審議するため、	公設民営学校は私立学校の範疇にはないが、私立学校教育法第9条に、「この法律の規定により権限に委せられた事項を審議させるため都道府県に、私立学校審議会を置く」という規定を準用し、	都道府県の首長の下に「特区公設民営学校審議会」を創設し、その認可を都道府県知事が行うようにする。	学校教育法第17条、第35条、第41条、及び第52条第2項に定めてある学校の目的に達成するものとする。有識者による「特区学校審議会」を設置し、上記の目的が達成されているかどうかを審議する。	現行制度では都道府県の首長の下に私学審議会があるにすぎない。	文部科学省		
2068	2068050	20	松本子どもの輝き小・中・高等学校を創る会	50110	軽度発達障害児のための個別教育校特区	5	義務教育費国庫負担法の特例				軽度発達障害児のための教育を行う公設民営型学校の公共性の高さを鑑み、	義務教育費国庫負担法の対象として、	軽度発達障害児のための教育を行う公設民営型学校の教職員に対する給与を加入することにより、学校経営の安定化をはかる。			文部科学省		
2068	2068060	20	松本子どもの輝き小・中・高等学校を創る会	50110	軽度発達障害児のための個別教育校特区	6	公立学校教職員の研修の特例				軽度発達障害児は子どもたちの6-10%と数多く、その教育の中心は普通の公立学校となることから、公立学校教諭の軽度発達障害に対する知識の向上、学習指導・生活指導方法の習得が必要となるため、	教育公務員特例法第20条(研修)の規定をもって、	公立学校教諭が、公設民営型の軽度発達障害児学校において長期研修を受けることを可能とする。			文部科学省		
2069	2069010	13	日本電信電話株式会社	50020	情報通信機器を使った最先端の医療をユビキタス環境で受診できる特区	1	対面診療に関する規制緩和				対面診療に関する規制緩和により、情報通信機器を用いた高度な遠隔医療や遠隔操作による検査を行う。最終的にはユビキタス健康センサーを用いた自動検査・投薬を目指し、いつでもどこでも最先端な医療を提供できる環境を提供する。この環境を離島や僻地に提供する場合は、再診のみの提供であることは、効率的ではなく、初診においても適用することが望まれる。	平成9年12月24日健政第1075号 2 留意事項 (1)初診及び急性期の疾患に離島や僻地の遠隔地においては、再診だけでなく、初診についても遠隔医療が可能な特例措置を講じて頂きたい。	なし	平成9年12月24日健政第1075号では、医師法20条の解釈変更により再診などでテレビ電話等の情報機器を利用することが認められるようになったが、初診については原則直接の対面診療となっており、遠隔医療の対象とできない。	厚生労働省			
2070	2070010	13	私立大学教育ビジョン研究会	50110	高度専門教育拠点形成特区	1	複数の学校法人が連合して大学院を設置する事業主体に関する大学院設置基準、学校法人会計基準の緩和				複数の学校法人が連合し、かつ独立的な運営を図る大学院を設置し、教育研究分野の多様化、高度化に柔軟かつ効果的に対応するとともに、学校法人の負担軽減を図る	学校法人会計基準 ・複数の学校法人を母体とする「(仮称)特別学校法人」の取り扱い ・大学院設置基準	複数の学校法人が連合して大学院を設ける場合の会計処理上の取り扱いが不明確である。交通便利性の高い立地では、設置基準を満足させることは物理的、資金負担で制約が大きい。	文部科学省				
2070	2070020	13	私立大学教育ビジョン研究会	50110	高度専門教育拠点形成特区	2	学校法人の民間資金受け入れに関する学校法人会計基準の緩和				学校法人の経営基盤強化のための、民間資金の受け入れ等資金調達が多様化	学校法人会計基準 第二章 第三章 第四章 第二節 - 第三節	学校法人の経営基盤の強化を図るために、「(仮称)特別学校法人」に対する民間企業、個人からの出資を認める。また、自己所有する校地における未利用容積の特区内の第三者等への移転を可能とするとともに、その対価を資産として取り扱う	企業、個人の資金は、寄付もしくは学校債に限られている。寄付については不安定であり、学校債については借入金であるため、長期的、安定的な資金の受け入れができないのが実情である。	文部科学省			
2071	2071010	27	吹田チャータータスク研究会	50110	発達と学習適期によるタイムリーカリキュラムの再編に広がる幼小中一貫11年制学校特区	01	非営利の民間教育団体の学校経営への参入など学校設置主体の緩和	8002	C-1	学校は「公の性質」を有するものであり(教基法第6条)、設置と運営は、国家、社会として責任を持って取り組むべきで、極めて公共性の高いものと考え、…中略…また、学校法人制度は学校経営等に求められる公共性の確保、安定的・継続的な学校教育等を保証するために特別にもうけられたものであり、学校法人に求められる要件を充たさない民法法人等に学校の設置を認めることについても、特区に限ったとしても適切ではない、と回答されているが、公教育の公共性・安定性・継続性を確保できる新しい制度を創設し、非営利の民間教育団体の参入を可能にする方途も考えるべきではないか。	地域社会の新しい教育的ニーズに応えた、公と民で共同して創る「公設民営」方式による学校を創るため、	学校教育法第2条で「学校は国、地方公共団体及び学校法人のみが設定できる」としていることについて、	非営利の民間教育団体も公の支援を得て、学校が設置できる。	地方公共団体の首長のもとに学校教育の公共性、安定性・継続性を審議するために、有識者から構成される「特区公設民営学校審議会」を設け、学校の設置の目的、設置、廃止の認可を審議する。審議会はそれぞれが目的を達成しているかどうか、継続的に安定して学校経営が可能かどうかに関して、例えば、3年ごとに審議し、未達成あるいは不可能と判断した場合は廃校とする。	国、地方公共団体及び学校法人しか学校が設置できない。	文部科学省		
2071	2071020	27	吹田チャータータスク研究会	50110	発達と学習適期によるタイムリーカリキュラムの再編に広がる幼小中一貫11年制学校特区	02	特区公設民営学校審議会の創設				特区内に設置する公設民営学校の公共性、安定性、継続性を審議するため、	公設民営学校は私立学校の範疇にはないが、私立学校教育法第9条に、「この法律の規定により権限に委せられた事項を審議させるため都道府県に、私立学校審議会を置く」とあることに関連して、	都道府県の首長の下に「特区公設民営学校審議会」を創設する。	学校教育法第17条、第35条、第41条、及び第52条第2項に定めてある学校の目的に達成するものとする。有識者による「特区学校審議会」を設置し、上記の目的が達成されているかどうかを審議する。	国、地方公共団体及び学校法人しか学校が設置できない。	文部科学省		
2071	2071030	27	吹田チャータータスク研究会	50110	発達と学習適期によるタイムリーカリキュラムの再編に広がる幼小中一貫11年制学校特区	03	特色ある教育プログラムを持つ教育課程の編成	8007 8032 8045	A		学習指導要領によらない教育課程の編成については、研究開発学校制度の弾力的な運用により対応する。…と管理コードのすべてに答えているが、たとえ、導入されると言われている「特区研究開発学校制度」においても、学習指導要領を基準にして認可されるものと考えられ、現代社会の多様な教育ニーズに対応した特色ある、ユニークな教育プログラムをもった学校は許可されないと思われる。	都道府県の首長の下に構成される「特区公設民営学校審議会」に学校の教育課程に関して認可権をもたせるため、	学校教育法第17-20条、第36-38条、第17-41-43条および小・中・高等学校の学習指導要領に教育内容が定められていることについて、	特区公設民営学校審議会に学校の教育課程の認可権を与える。	児童生徒が各学校段階の終了時点で、各種試験団体が行う客観的な試験を受けることとし、特に、読み、書き、計算する能力の維持・向上が見られること(許可の条件)とする。	学習指導要領が示している学年、配当内容を守らねばならない。	文部科学省	
2071	2071040	27	吹田チャータータスク研究会	50110	発達と学習適期によるタイムリーカリキュラムの再編に広がる幼小中一貫11年制学校特区	04	英語による教科等の指導	8007 8008	A		「小学校段階から国語を除く全ての教科の授業を英語で行うなどの取り組みを含む計画については、聞き能力の習得、英語で行う教科の内容の理解に付いて問題が生じることから、児童生徒の発達段階に応じて、適切な代替措置が担保されることが実地の前提条件として求められる」としているが、国語と英語の二言語を学習し、英語で他の教科を学ぶ場合、一般の学校で期待される習得レベルとは自ずから違ってくるものと考えられ、現段階ではそれぞれの学校が独自に習得レベルを定めるべきである。	英語による教科指導を行う学校では、国語と英語の習得レベル及び他の他の教科の修得レベルが独自に定めることができるようにするために、	学習指導要領に示されている学年配当内容について、	英語による教科指導を行う各学校は、国語、英語その他の教科の習得レベルを自ら設定する。	英語による教科指導を行う学校が多くなれば、共同して各教科の習得のレベルを統一して定めることは可能であるが、現状では各学校で定めることとする。但し、1児童生徒は検定試験や英語検定を受け、その結果を公表するものとする。また、英語による教科テストはテスト問題とテスト結果について公表するものとする。	学習指導要領が示している学年、配当内容を守らねばならない。	文部科学省	
2071	2071050	27	吹田チャータータスク研究会	50110	発達と学習適期によるタイムリーカリキュラムの再編に広がる幼小中一貫11年制学校特区	5	学校修業年限の弾力化(幼・小・中・高)	8006	A		各学校段階の修業年限の弾力化に言及されていない。今日の児童生徒の発達成長に調和した年限区分が必要であると考え、規制の特例を幼稚園レベルまで入れる必要があると考える。	学校教育法が校種別に記述されているため、幼・小・中学校の教育に一貫性をもたせにくい状況にあることから、	学校教育法第1条に「学校とは小学校、中学校、高等学校、…中略…幼稚園」とあることについて、	幼稚園(4歳児、5歳児)から小学校2年生までを初期教育、小学校3年生から6年生を初等教育などの学校制度を創る。	6-3-3制と制度が固定化されている。	文部科学省		
2071	2071060	27	吹田チャータータスク研究会	50110	発達と学習適期によるタイムリーカリキュラムの再編に広がる幼小中一貫11年制学校特区	06	一部、府費負担職員の任命権を特区公設民営学校審議会に付与				第三セクター方式と言っても良い。公設民営校が存在しない状況にあることから、	適用する法令はない。	公設民営学校が一定数の府費負担職員を採用することが可能な新しい規定を作る。	自治体と第三者の共同で設立する学校法人は、公立学校と同様、高い公共性を有すると考える。	現行制度にはない。	文部科学省		

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特例の具体的要望事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード
2071	2071070	27	吹田チャータータスク研究会	50110	発達と学習週期によるタイムリーカリキュラムの再編に応える幼小中一貫11年制学校特区	07	高校入学資格の緩和				インターナショナル・スクール(中学校)の卒業者の高校への入学も期待されるが、学校として認定されていないため、入学させられない状況にあることについて、	学校教育法第1条について、		国際学校とは、国際学校ヨーロッパ協議会(The European Council of International schools)、認定校とする。	国際学校は1条校として認められていない。	文部科学省	
2071	2071080	27	吹田チャータータスク研究会	50110	発達と学習週期によるタイムリーカリキュラムの再編に応える幼小中一貫11年制学校特区	08	普通教員免許状の授与と要件の緩和	8209	D	外国の教員免許状を有する者には、都道府県教育委員会の行う教育職員検定において、その修得した単位及び基礎資格等に基づき、日本の普通免許状を授与することができるが、授与する免許状の種類についてはすべての教科に対応した免許状の授与が可能である。と言われるが、しかし、教育職員検定は英語(母語)で行われていないと思われる。	英語によるバイリンガル教育をめざす公民館民営学校は外国人教師を雇用せざるを得ないが、外国人教師の免許状が認められず、学級担任や教科担任として雇用できない状況にあることについて、	外国の教員免許状を有する者は都道府県教育委員会の行う教育職員検定を受けなければならないことについて、	「教育職員検定に際し、外国における免許状や授与された免許状の種類に基づき判断されることに関して、検定試験は英語(母語)で行われるようにする。	教育職員検定で用いられる言語が明確ではない。	文部科学省		
2071	2071090	27	吹田チャータータスク研究会	50110	発達と学習週期によるタイムリーカリキュラムの再編に応える幼小中一貫11年制学校特区	09	校長、教頭、教諭、その他の職員、の拡大				教職員について「校長、教頭、教諭、講師、養護教諭、事務職員、養護助教諭」という規定があり、子どもの心理を取り扱い学校カウンセラーや寄宿制学校では不可欠な看護婦(士)が採用できない状況にあることについて	学校教育法第28条の規定について、	学校カウンセラー及び看護婦(士)を加筆する。		学校カウンセラー及び看護婦(士)は学校の職員になれない。	文部科学省	
2072	2072010	27	大阪チャータータスク研究会	50110	発達と学習週期によるタイムリーカリキュラムの再編に応える幼小中一貫11年制学校特区	01	非営利の民間教育団体の学校経営への参入など学校設置主体の緩和	8002	C - 1	学校は「公」の性質、を有するものであり(教基法第6条)、設置と運営は、国家、社会として責任を持って取り組むべきで、極めて公共性の高いものとする。…中略…また、学校法人制度は学校経営等に求められる公共性の確保、安定的・継続的な学校教育を保障するために特別に認められたものであり、学校法人に求められる要件を充たさない民法法人等に学校の設置を認めることについても、特区に限ったとしても適切ではない。と回答されているが、公教育の公共性、安定性・継続性を確保できる新しい制度を創設し、非営利の民間教育団体の参入を可能にする方途も考えるべきではないか。	地域社会の新しい教育的ニーズに応え、公と民で共同して創る「公設民営」方式による学校を創るため、	学校教育法第2条で「学校は国、地方公共団体及び学校法人のみが設置できる」としていることについて、	非営利の民間教育団体も公の支援を得て、学校が設置できる。	地方公共団体の首長のもとに学校教育の公共性、安定性・継続性を確保するために、有識者から構成される「特区公設民営学校審議会」を設け、学校の設置の目的、設置、廃止の認可を審議する。審議会はそれぞれの学校が目的を達成しているかどうか、継続的に安定して学校経営が可能かどうかに関して、例えば、3年ごとに審議し、未達成あるいは不可能と判断した場合は廃校とする。	国、地方公共団体及び学校法人しか学校が設置できない。	文部科学省	
2072	2072020	27	大阪チャータータスク研究会	50110	発達と学習週期によるタイムリーカリキュラムの再編に応える幼小中一貫11年制学校特区	02	特区公設民営学校審議会の創設				特区内に設置する公設民営学校の公共性、安定性、継続性を審議するため、	公設民営学校は私立学校の範疇にはないが、私立学校教育法第9条に、「この法律の規定により権限に属せしめられた事項を審議させるため都道府県に、私立学校審議会を置く」とあることに関連して、	都道府県の首長の下に「特区公設民営学校審議会」を創設する。		国、地方公共団体及び学校法人しか学校が設置できない。	文部科学省	
2072	2072030	27	大阪チャータータスク研究会	50110	発達と学習週期によるタイムリーカリキュラムの再編に応える幼小中一貫11年制学校特区	03	特色ある教育プログラムを持つ教育課程の編成	8007 8032 8045	A	学習指導要領によらない教育課程の編成については、研究開発学校制度の弾力的な運用により対応する。…と管理コードのすべてに答えているが、たとえ、導入されると言われている「特区研究開発学校制度」においても、学習指導要領を基準として認可されるものと考えられ、現代社会の多様な教育ニーズに対応した特色ある、ユニークな教育プログラムをもった学校は許されないと思われる。	都道府県の首長の下に構成される「特区公設民営学校審議会」に学校の教育課程に関して認可権を付与するため、	学校教育法第17～20条、第36～38条、第17～第41～43条および小・中・高等学校の学習指導要領に教育内容が定められていることについて、	特区公設民営学校審議会に学校の教育課程の認可権を与える。	児童生徒が各学校段階の終了時点で、各種試験団体が行う客観的な試験を受けることし、特に、読み、書き、計算する能力の維持・向上が見られること(許認可の条件)とする。	学習指導要領が示している学年、配当内容を守らなければならない。	文部科学省	
2072	2072040	27	大阪チャータータスク研究会	50110	発達と学習週期によるタイムリーカリキュラムの再編に応える幼小中一貫11年制学校特区	04	英語による教科等の指導	8007 8008	A	「小学校段階から国語を除く全ての教科の授業を英語で行うなどの取り組みを含む計画については、国語能力の習得、英語で行う教科の内容の理解に付いて問題が生じることから、児童生徒の発達段階に応じて、適切な代替措置が担保されることが実地の前提条件として求められる」としているが、国語と英語の二言語を学習し、英語で他の教科を学ぶ場合、一般の学校で期待される習得レベルとは自ずから違ってくるものと考えられ、現段階ではそれぞれの学校が独自に習得レベルを定めるべきである。	英語による教科指導を行う学校では、国語と英語の習得レベル及び他教科の教科の習得レベルが独自に定めることができるようにするために、	学習指導要領に示されている学年配当内容について、	英語による教科指導を行う各学校は、国語、英語その他の教科の習得レベルを自ら設定する。	英語による教科指導を行う学校が多くなれば、共同して各教科の習得のレベルを統一して定めることは可能であるが、現時では各学校で定めることとする。但し、1児童生徒は検定試験や英語検定を受け、その結果を公表するものとする。また、英語による教科テストはテスト問題とテスト結果について公表するものとする。	学習指導要領が示している学年、配当内容を守らなければならない。	文部科学省	
2072	2072050	27	大阪チャータータスク研究会	50110	発達と学習週期によるタイムリーカリキュラムの再編に応える幼小中一貫11年制学校特区	5	学校修業年限の弾力化(幼・小・中・高)	8006	A	各学校段階の修業年限の弾力化に言及されていない。今日の児童生徒の発達成長に調和した年限区分が必要であると考え、規制の特例を幼稚園レベルまで入れる必要があると考える。	学校教育法が校種別に記述されているため、幼・小・中学校の教育に一貫性をもたせにくい状況にあることから、	学校教育法第1条に「学校とは小学校、中学校、高等学校、…中略…幼稚園」とあることについて、	幼稚園(4歳児、5歳児)から小学校2年生までを初期教育、小学校3年生から6年生を初等教育などの学校制度を創る。	6 - 3 - 3制と制度が固定化されている。	文部科学省		
2072	2072060	27	大阪チャータータスク研究会	50110	発達と学習週期によるタイムリーカリキュラムの再編に応える幼小中一貫11年制学校特区	06	一部、府費負担職員の任命権を特区公設民営学校審議会に付与				第三セクター方式と言っても良い、公設民営校が存在しない状況にあることから、	適用する法令はない。		公設民営学校が一定数の府費負担職員を採用することが可能な新しい規定を作る。	現行制度にはない。	文部科学省	
2072	2072070	27	大阪チャータータスク研究会	50110	発達と学習週期によるタイムリーカリキュラムの再編に応える幼小中一貫11年制学校特区	07	高校入学資格の緩和				インターナショナル・スクール(中学校)の卒業者の高校への入学も期待されるが、学校として認定されていないため、入学させられない状況にあることについて、	学校教育法第1条について、		国際学校とは、国際学校ヨーロッパ協議会(The European Council of International schools)、認定校とする。	国際学校は1条校として認められていない。	文部科学省	
2072	2072080	27	大阪チャータータスク研究会	50110	発達と学習週期によるタイムリーカリキュラムの再編に応える幼小中一貫11年制学校特区	08	普通教員免許状の授与と要件の緩和	8209	D	外国の教員免許状を有する者には、都道府県教育委員会の行う教育職員検定において、その修得した単位及び基礎資格等に基づき、日本の普通免許状を授与することができるが、授与する免許状の種類についてはすべての教科に対応した免許状の授与が可能である。と言われるが、しかし、教育職員検定は英語(母語)で行われていないと思われる。	英語によるバイリンガル教育をめざす公民館民営学校は外国人教師を雇用せざるを得ないが、外国人教師の免許状が認められず、学級担任や教科担任として雇用できない状況にあることについて、	外国の教員免許状を有する者は都道府県教育委員会の行う教育職員検定を受けなければならないことについて、	「教育職員検定に際し、外国における免許状や授与された免許状の種類に基づき判断されることに関して、検定試験は英語(母語)で行われるようにする。	教育職員検定で用いられる言語が明確ではない。	文部科学省		
2072	2072090	27	大阪チャータータスク研究会	50110	発達と学習週期によるタイムリーカリキュラムの再編に応える幼小中一貫11年制学校特区	09	校長、教頭、教諭、その他の職員、の拡大				教職員について「校長、教頭、教諭、講師、養護教諭、事務職員、養護助教諭」という規定があり、子どもの心理を取り扱い学校カウンセラーや寄宿制学校では不可欠な看護婦(士)が採用できない状況にあることについて	学校教育法第28条の規定について、	学校カウンセラー及び看護婦(士)を加筆する。		学校カウンセラー及び看護婦(士)は学校の職員になれない。	文部科学省	
2073	2073010	13	財団法人バブリックヘルスリサーチセンター	50060	産学協同TR支援特区	1	行政財産の貸付許可要件の緩和				東京医科学研究所に隣接している旧国立衛生院建物とその敷地(東京都港区白金台4 土地面積11703㎡、現建物面積15000㎡厚生労働省所管一般会計所属の行政財産)を当該研究所の資源を利用した新規医療産業を創出するために早急に利用したいと考えているが、行政財産を利用するためには、国有財産部局長の許可が必要であるが、その許可要件が限定的であるため、利用することができない状況にある。	国有財産法第18条第3項の規定による行政財産の許可要件について		公共性の高い産学共同で行う研究を行うために使用する場合には、許可を可能とする。	行政財産の使用許可については、国有財産法第18条第3項において、その用途又は目的を妨げない程度において、使用又は収益を許可できるとされており、当該行政財産を公共性の高い研究のために使用することができない。	財務省 厚生労働省	0700470
2073	2073020	13	財団法人バブリックヘルスリサーチセンター	50060	産学協同TR支援特区	2	行政財産の廉価使用				東京医科学研究所に隣接している旧国立衛生院建物とその敷地(東京都港区白金台4 土地面積11703㎡、現建物面積15000㎡厚生労働省所管一般会計所属の行政財産)を当該研究所の資源を利用した新規医療産業を創出するためにコストを低減し、事業を早期に実施するため。	当該国有地の使用について	廉価で使用することを容認する		地方公共団体、特別の法律により設立された法人等が道路等の用に供する場合に限り無償でしようできるとされており、行政財産を当該行政財産を公共性の高い産学連携による研究を行うために廉価使用することができない。	財務省 厚生労働省	0700480
2073	2073030	13	財団法人バブリックヘルスリサーチセンター	50060	産学協同TR支援特区	3	特定国有財産整備特別会計に属する国有財産の貸付け及び随意契約による買受け				東京医科学研究所に隣接している旧国立衛生院建物とその敷地(東京都港区白金台4 土地面積11703㎡、現建物面積15000㎡厚生労働省所管一般会計所属の行政財産)は平成15年度末を目途に一般会計から特定国有財産整備特別会計へ所管移し、その後民間へ売払いが予定されているが、当該研究所の資源を利用した新規医療産業を創出するため。	当該国有地について	公共性の高い産学共同で行う研究を行うために使用することを可能とする。事業が軌道の乗るまでの間は借り受けで使用し、その後、買受けで使用することを可能とする。		特定国有財産整備特別会計に属する国有財産については、その処分が行われるまでの間、引き続き一般会計で使用させる場合を除き、貸付けを受けることはできない。また、競争入札が原則となっており一定期間の借受けの後、買取りを行うということができない。	財務省	0700490
2073	2073040	13	財団法人バブリックヘルスリサーチセンター	50060	産学協同TR支援特区	4	特定国有財産整備特別会計に属する国有財産の貸付けによる廉価使用				東京医科学研究所に隣接している旧国立衛生院建物とその敷地(東京都港区白金台4 土地面積11703㎡、現建物面積15000㎡厚生労働省所管一般会計所属の行政財産)は平成15年度末を目途に一般会計から特定国有財産整備特別会計へ所管移し、その後民間へ売払いが予定されているが、コストを低減して、当該研究所の資源を利用した新規医療産業を創出するため。	当該国有地の使用について	廉価で使用することを容認する		特定国有財産整備特別会計に属する国有財産については、その処分が行われるまでの間、引き続き一般会計で使用させる場合を除き、貸付けを受けることはできない。	財務省	0700500

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特例の具体的要望事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード
2074	2074010	14	学校法人国際学園	50030	不登校児童・生徒対象の小規模小中一貫校の設置	1	小規模小中学校の通学形態に対する通信制高等学校の基準の準用				不登校生においては、日常的な通学は困難ではあるが、回数を限定した通学から始めることは可能であることから、個々の状況に応じた通学形態、カリキュラムに柔軟性を持たせ、様々なフューチャー体制を可能にすることを目的とする。また、小規模校であることからクラス運営においても柔軟性が求められる。	学校教育法施行規則第24条の2、第25条、第54条、54条の2で規定されている時数、教育課程の考え方について、第17条の学級数の規定について、	今回の「構造改革特区の制度の中での不登校児童・生徒に対する小中学校の通学形態」に関して、後期中等教育において制度化されている「全日制高等学校」に対する「通信制高等学校」の基準を準用する。また、学級数についても1クラスからの設置を可能とする。	不登校児童・生徒を対象とする小規模小中学校としては、個々の状況に応じて、登校日数、カリキュラムに柔軟性をもたせることが不可欠であり、現在の時数、教育課程の基準がその障害になりうる。	文部科学省		
2074	2074020	14	学校法人国際学園	50030	不登校児童・生徒対象の小規模小中一貫校の設置	2	小規模小中学校設置基準に対する技能教育施設の基準の準用				不登校生には、より自由な雰囲気や教育環境を提供することにより、「学校に対する拒否反応」を和らげるための、必要な教育課程を完結できるように配慮が必要であり、生徒数も既存の小・中学校に比べ、全体、クラスあたりとも少人数であることから、従前の小・中学校設置基準に合致した施設設備にとられない展開を可能にするため、	文部科学省令第15号 第8条、8条の2で規定されている校舎、運動場の面積の下限の制限および場所について、第9条、第10条で規定されている備えべき施設について、	今回の「構造改革特区の制度の中での不登校児童・生徒に対する小中学校の施設・設備」に関して、小規模校に限り、現行の制度の中で、後期中等教育と同等の水準の維持する施設設備の基準として、文部省(現文部科学省)が、運営上可能な範囲内で、衡量的な尺度を定めている「技能教育施設の施設・設備の基準」を準用する。	文部科学省令により校舎、運動場の面積基準、特別教室、図書室、原則としての体育館などの設備基準が設けられているが、現在、不登校状態に陥っている児童・生徒に早急に対応するための小規模の小中学生対象教育施設としては、必ずしも絶対的に必要不可欠な施設設備とはいえない。	文部科学省		
2075	2075010	46	屋久島電気株式会社	50020	クリーンエネルギー社会屋久島モデル形成特区	1	燃料電池自動車の水素ステーション(ガス製造施設)に関する、ガソリンスタンドとの併設の容認	4801 4802	B	屋久島では燃料電池自動車は2004年から走行を予定、水素ステーションの納期10ヶ月程度を考慮すると、高圧ガス保安規則の特例とあわせて本件も実施することが必要。	ガソリンスタンドと水素ステーションの併設設置が可能となるようにする。	水素スタンド等を設置する場合、給油所(ガソリンスタンド等)との併設が不可能。(前回と同じ)	給油取扱所には、給油書又はこれに付帯する業務のための用途に供するもの以外の運搬物等を設けないこととされており、水素ステーションのガソリンスタンドへの併設は認められていない。(前回と同じ)	水素ステーションを設置する場合、給油取扱所(ガソリンスタンド等)との併設が不可能。(前回と同じ)	総務省(消防庁)	0404040	
2075	2075020	46	屋久島電気株式会社	50020	クリーンエネルギー社会屋久島モデル形成特区	2	水素燃料電池自動車を日本へ持ち込む場合の検査の簡素化	11634	D	バスの場合、液体水素燃料自動車の場合について、燃料電池自動車と同等にすること。	書類検査等の簡易な検査での輸入手続きを希望する。	水素燃料電池自動車を日本へ持ち込む場合の検査の簡素化(前回と同じ)	水素燃料電池自動車は、型式毎の検査等事前評価申請等が必要であり、特に、米国や欧州等海外で走行している水素燃料電池自動車は、相互認証等により欧米諸国と円滑に取引できるようにする。(前回と同じ)	外国の水素自動車等を日本に持ち込む際、車体から燃料容器を取り外して検査を行わなければならない。(前回と同じ)	経済産業省	1150120	
2076	2076010	21	恵比ビル管理株式会社	50020	老人介護福祉特区	1	人管法に関する在留基準(研修)の一部緩和				人管法に関する研修の在留基準の中に、習得しようとする技術、技能または知識が同一の作業の反復のみによって習得できるものではないこと、とありこれでは介護にまつ研修は、補助的雑務であり、単純労働とみなされ外国人による研修ビザの取得が不可能とされていた。しかしながら日本の介護技術は、介護保険法制定後、国家資格(介護福祉士)を要するまでの特殊技能職へと変容を遂げ、昨今、海外の地で多く見られるようになった介護施設でも、日本での技能習得向上を求める要望が多いので、その高度介護技術を、外国人介護士が習得することを可能とするため、	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令において申請人が習得しようとする技術、技能、または、知識が同一の反復のみによって習得できるものではないこと、と定められている事項について 出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令において	介護にまつ研修のみ入国、在留を容認する	外国人研修生受け入れに関する基準について 出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令において、申請人が習得しようとする技術、技能、または、知識が同一の作業の反復のみによって習得できるものではないことと定められており、介護研修により入国、在留ができない	法務省 厚生労働省	0500370 0501030	
2077	2077010	12	行政法務共同組合	50070	遊休農地の有効転用による村起こし	01	農地の転用に関する許可要件の緩和				農地を農地以外の目的に転用するために転用制限があるため一次産業農家と見ても転用許可が必要であること2H以上は大臣許可であること又は市街化調整区域の農地転用許可基準が厳しい。	農地法第4条の自己転用許可基準である第1種農地転用制限を緩和する。	一次産業農家の転用は(漁業と農業)無条件とする。	都市計画法の地区計画内を条件とする。	農地転用許可制限について大規模開発の場合、多額の資金証明が要する負担。	農林水産省	1000610
2078	2078010	27	大阪サーキット協議会	50110	公道レースを行う為現行の法律の緩和及び改正	1	公道レースを行う為現行の法律の緩和及び改正			大阪府岸和田まつりのようにある一定期間車両、人を通行規制し事業を行って、同様に公道サーキット事業も容認すること が必須	道路交法第17条第4項第6項、第18条、第20条、第22条第1項、第24条第26条、第26条の2、第28条、第30条、第34条、第35条、第42条、第43条、第53条、第54条、第62条、第63条、第77条4号、道路運送車両法、第4条、第41条の該当法令・規則により現行法制上、公道レースは道路交法に違反する。そのためには公道レース開催地域特別区もしくは他国の開催地の法令を参考にし事業の制限について	道路交法第17条第4項第6項、第18条、第20条、第22条第1項、第24条第26条、第26条の2、第28条、第30条、第34条、第35条、第42条、第43条、第53条、第54条、第62条、第63条、第77条4号、道路運送車両法、第4条、第41条の該当法令・規則により現行法制上、公道レースは道路交法に違反する。そのためには公道レース開催地域特別区もしくは他国の開催地の法令を参考にし事業の制限について	国際的に採用されている公道レース開催地の法令を導入し公道レースができるようにする。	事前の住民からの意見聴取を求める。	現行法制上、公道によるカーレース、バイクレースなど道路交法に違反し、違法であり公道レースは現状は出来ない。	警察庁 国土交通省	0100230 1208010
2079	2079010	14	厚木ゼミナール	50020	教育特区「自然科学体験を活用した小・中一貫校の設置・運営」	1	学校設置にあたり、地方自治体、文部科学省、学校法人の他に「学校事業者(仮称)」による認可を行う。				現行制度下においては、学校設置の基準が高く、設立を困難にしている。新たな社会が求める学校の設立にあたっては現行制度の緩和と認可するのではなく、また現行の認可機関のみによる認可によらず、「学校事業者」が自ら設立しようとする学校、を認可すること。「学校事業者」はその運営や教育成果において責任を負うものとする。	学校教育法第2条において、「学校は、国、地方公共団体及び私立学校法第3条に規定する学校法人のみが、これを設置できる。」となっているが、その他の「教育事業者」について、	「学校事業者」による学校は、設置認可にあたり学校教育法18条、36条、42条等の教育目標を満たし、独自の教育効果に対し客観的定量的な指標を定め神奈川県に対して責任を負い、遵守できないときは神奈川県は廃校にすることが出来るものとする。	「学校事業者」による学校は、設置認可にあたり学校教育法18条、36条、42条等の教育目標を満たし、独自の教育効果に対し客観的定量的な指標を定め神奈川県に対して責任を負い、遵守できないときは神奈川県は廃校にすることが出来るものとする。	文部科学省		
2079	2079020	14	厚木ゼミナール	50020	教育特区「自然科学体験を活用した小・中一貫校の設置・運営」	2	「学校事業者」に私学助成金の交付を適用				学校事業者が学校を運営する場合、地域の環境や社会との接点が必要であり、体験活動を含む多様なプログラムが求められる。それらを成果のあるものとして実施するには通常の学校運営とは異なる経費が必要とされる。私学助成金が交付され、設立の目的に照らして教育に活用されれば、利用しやすい学費で教育を享受でき、また教育の成果も質の高いものとなるため、	私立学校法59条、「国又は、地方公共団体は、教育の振興上必要があると認める場合には、別に法律で定めるところにより、学校法人に対し、私立学校教育に必要な助成をすることが出来る。」に関して、助成金の交付先を学校法人の私立学校に限定している事項について、	私立学校法第18、第4条第二号、第五号、第六号、第八号第一項、第九号第二項、第十一号及び第五十九条の規定中の「私立学校には、当分の間、学校教育法第百二条第一項の規定により学校法人以外のものによって設立された私立の学校(以下「学校法人以外の私立の学校」といふ。を含むものとし、第五十九条の規定中で学校法人には当分の間、学校法人以外の私立の学校を設置するものを含むものとする。に学校教育法第二条第四項を付け加える。	学校教育法第二条第四項を追加することにより、憲法89条の「公の支配に属するもの」と判断できる。	私立学校法59条において、学校法人に対してだけ私学助成金が交付される制度になっており、学校法人以外支給対象になっていない。	文部科学省	
2079	2079030	14	厚木ゼミナール	50020	教育特区「自然科学体験を活用した小・中一貫校の設置・運営」	3	自然科学、社会体験学習を中心に据えた新しいタイプの小中学校の運営に対する一部規制の適用を除外				自然科学、環境、社会などに強い関心と学習意欲を持つ生徒と小学生段階から教育する新しいタイプの学校の運営にあたっては 設備内容(施行規則第1条) 教員資格(学校教育法8条及び教育職員免許法) 教科(学校教育法20条、38条、43条、51条の7) 教科書(学校教育法21条、及びこれに準用する40条、51条、51条の9) 職員組織(学校教育法28条、及びこれに準用する40条、51条、51条の9)等の諸規制があるために個別の生徒に対応した柔軟な教育、学校運営を妨げられるため、等外法規の適用、改善を求めたい。	関連法規 設備内容(施行規則第1条) 教員資格(学校教育法8条及び教育職員免許法) 教科(学校教育法20条、38条、43条、51条の7) 教科書(学校教育法21条、及びこれに準用する40条、51条、51条の9) 職員組織(学校教育法28条、及びこれに準用する40条、51条、51条の9)について、	特区に於いては、 設備内容(施行規則第1条) 教員資格(学校教育法8条及び教育職員免許法) 教科(学校教育法20条、38条、43条、51条の7) 教科書(学校教育法21条、及びこれに準用する40条、51条、51条の9) 職員組織(学校教育法28条、及びこれに準用する40条、51条、51条の9)の規制を適用しないものとする。	「学校事業者」による学校は、設置認可にあたり学校教育法18条、36条、42条等の教育目標を満たし、独自の教育効果に対し客観的定量的な指標を定め神奈川県に対して責任を負い、遵守できないときは神奈川県は廃校にすることが出来るものとする。	自然科学や社会科学に興味関心を持つ生徒を対象に行う理科実験、自然観察、社会体験学習に重きを置いた学校運営において、現行制度上では規制が多すぎて教育成果をあげることが困難である。	文部科学省	
2080	2080010	27	藤原学園実験教育研究所	50020	教育特区「理科実験体験教育を重点をおく(小・中一貫校)設置・運営」	1	学校設置にあたり、地方自治体、文部科学省、学校法人の他に「学校事業者(仮称)」による認可を行う。				現行制度下においては、学校設置の基準が高く、設立を困難にしている。新たな社会が求める学校の設立にあたっては現行制度の緩和と認可するのではなく、また現行の認可機関のみによる認可によらず、「学校事業者」が自ら設立しようとする学校、を認可すること。「学校事業者」はその運営や教育成果において責任を負うものとする。	学校教育法第2条において、「学校は、国、地方公共団体及び私立学校法第3条に規定する学校法人のみが、これを設置できる。」となっているが、その他の「教育事業者」について、	「学校事業者」による学校は、設置認可にあたり学校教育法18条、36条、42条等の教育目標を満たし、独自の教育効果に対し客観的定量的な指標を定め大府に対して責任を負い、遵守できないときは大府は廃校にすることが出来るものとする。	学校教育法第二条の「学校」の設置者、に於いては設置基準が厳しすぎ、特別な教育を行う「学校事業者」が事業参加できない。	文部科学省		
2080	2080020	27	藤原学園実験教育研究所	50020	教育特区「理科実験体験教育を重点をおく(小・中一貫校)設置・運営」	2	「学校事業者」に私学助成金の交付を適用				学校事業者が学校を運営する場合、地域の環境や社会との接点が必要であり、体験活動を含む多様なプログラムが求められる。それらを成果のあるものとして実施するには通常の学校運営とは異なる経費が必要とされる。私学助成金が交付され、設立の目的に照らして教育に活用されれば、利用しやすい学費で教育を享受でき、また教育の成果も質の高いものとなるため、	私立学校法59条、「国又は、地方公共団体は、教育の振興上必要があると認める場合には、別に法律で定めるところにより、学校法人に対し、私立学校教育に必要な助成をすることが出来る。」に関して、助成金の交付先を学校法人の私立学校に限定している事項について、	私立学校法第18、第4条第二号、第五号、第六号、第八号第一項、第九号第二項、第十一号及び第五十九条の規定中の「私立学校には、当分の間、学校教育法第百二条第一項の規定により学校法人以外のものによって設立された私立の学校(以下「学校法人以外の私立の学校」といふ。を含むものとし、第五十九条の規定中で学校法人には当分の間、学校法人以外の私立の学校を設置するものを含むものとする。に学校教育法第二条第四項を付け加える。	学校教育法第二条第四項を追加することにより、憲法89条の「公の支配に属するもの」と判断できる。	私立学校法59条において、学校法人に対してだけ私学助成金が交付される制度になっており、学校法人以外支給対象になっていない。	文部科学省	

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特例の具体的要望事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード
2080	2080030	27	藤原学園実験教育研究所	50020	教育特区 「理科実験体験教育を重点に据えた小・中一貫校設置・運営」	3	自然科学、社会体験学習を中心に据えた新しいタイプの小中学校の運営に対する一部規制の適用を除外				自然科学、環境、社会などに強い関心と学習意欲を持つ生徒を小学生段階から教育する新しいタイプの学校の運営にあたっては、 設備内容(施行規則第1条) 教員資格(学校教育法8条及び教育職員免許法) 教科(学校教育法20条、38条、43条、51条の7) 教科書(学校教育法21条、及びこれに準用する40条、51条、51条の9) 職員組織(学校教育法28条、及びこれに準用する40条、51条、51条の9)等の諸規制があるために個別の生徒に対応した柔軟な教育、学校運営を妨げられるため、等外法規の措置、改善を求めると、	関連法規 設備内容(施行規則第1条) 教員資格(学校教育法8条及び教育職員免許法) 教科(学校教育法20条、38条、43条、51条の7) 教科書(学校教育法21条、及びこれに準用する40条、51条、51条の9) 職員組織(学校教育法28条、及びこれに準用する40条、51条、51条の9)について、	特区に於いては、 設備内容(施行規則第1条) 教員資格(学校教育法8条及び教育職員免許法) 教科(学校教育法20条、38条、43条、51条の7) 教科書(学校教育法21条、及びこれに準用する40条、51条、51条の9) 職員組織(学校教育法28条、及びこれに準用する40条、51条、51条の9)の規制を適用しないものとする、	「学校事業者」による学校は、設置認可にあたり学校教育法18条、36条、42条等の教育目標を満し、独自の教育効果に対し客観的定量的な指標を定め大阪府に対して責任を負い、遵守できないときは大阪府は廃校にすることが出来るものとする、	自然科学や社会科学に興味関心を持つ生徒を対象に行う理科実験、自然観察、社会体験学習に重きを置いた学校運営において、現行制度上では規制が多すぎて教育成果をあげることが困難である、	文部科学省	
2081	2081010	11	武蔵丘学院	50020	教育特区 「自然科学、社会体験教育を重点に据えた小・中一貫校設置・運営」	1	学校設置にあたり、地方自治体、文部科学省、学校法人の他に「学校事業者(仮称)」による認可を行う、				現行制度においては、学校設置の基準が高く、設立を困難にしている、新たな社会が求める学校の設立にあたっては現行制度の緩和と認可するのではなく、また現行の認可範囲のみによる認可によらず、「学校事業者が自ら設立しようとする学校、を認可すること、「学校事業者」はその運営や教育成果において責任を負うものとする、	学校教育法第2条において、「学校は、国、地方公共団体及び私立学校法第3条に規定する学校法人のみが、これを設置できる、」となっているが、その他の「教育事業者」について、	学校教育法第2条に以下の2項を追加する、 第4項 第11項の規定にかかわらず、構造特区認定を受けた地方公共団体の長が認可した学校事業者(以下「学校事業者」といふ)は、学校を設置することができる、 第5項 「前項に掲げる認可は、次に掲げる事項を満たしている場合にされるものとする。 一 設置する学校に必要な施設及び設備もしくはこれらに要する資金を有するか、またはこれらを借入する見込みがあること、 二 開校年度に於いてその設置する学校の収支の予定が立てており、継続的に運営ができる見込みがあること、	「学校事業者」による学校は、設置認可にあたり学校教育法18条、36条、42条等の教育目標を満し、独自の教育効果に対し客観的定量的な指標を定め埼玉県に対して責任を負い、遵守できないときは埼玉県は廃校にすることが出来るものとする、	学校教育法第2条の「学校の設置者」に於いては設置基準が厳しすぎ、特別な教育を行う「学校事業者」が事業参加できない、	文部科学省	
2081	2081020	11	武蔵丘学院	50020	教育特区 「自然科学、社会体験教育を重点に据えた小・中一貫校設置・運営」	2	「学校事業者」に私学助成金の交付を適用				学校事業者が学校を運営する場合、地域の環境や社会との接点が必要であり、体験活動を含む多様なプログラムが求められる、それらを成果のあるものとして実施するには通常の学校運営とは異なる経費が必要とされる、私学助成金が交付され、設立の目的に照らして教育に活用されれば、利用しやすい学費で教育を享受でき、また教育の成果も高いものとなるため、	私立学校法59条、「国又は、地方公共団体は、教育の振興上必要があると認められる場合には、別に法律で定めるところにより、学校法人に対し、私立学校教育に必要な助成をすることが出来る、」に関して、助成金の交付先を学校法人の私立学校に限定している事項について、	私立学校法附則18、第4条第二号、第五号、第六号、第八号第一項、第九号第二項、第十一号及び第五十九条の規定中の「私立学校」には、当分の間、学校教育法第2条第一項の規定により学校法人以外のものによって設立された私立の学校(以下「学校法人以外の私立の学校」といふ、を含むものとし、第五十九条の規定中で学校法人には当分の間、学校法人以外の私立の学校を設置するものを含むものとする、)に学校教育法第2条第四項を付け加える、	学校教育法第2条第四項を追加することにより、憲法19条の「公の支配に属するもの」と判断できる、	私立学校法59条において、学校法人に対してだけ私学助成金が交付される制度になっており、学校法人以外支給対象になっていない、	文部科学省	
2081	2081030	11	武蔵丘学院	50020	教育特区 「自然科学、社会体験教育を重点に据えた小・中一貫校設置・運営」	3	自然科学、環境、社会などに強い関心と学習意欲を持つ生徒を小学生段階から教育する新しいタイプの学校の運営にあたっては				自然科学、環境、社会などに強い関心と学習意欲を持つ生徒を小学生段階から教育する新しいタイプの学校の運営にあたっては 設備内容(施行規則第1条) 教員資格(学校教育法8条及び教育職員免許法) 教科(学校教育法20条、38条、43条、51条の7) 教科書(学校教育法21条、及びこれに準用する40条、51条、51条の9) 職員組織(学校教育法28条、及びこれに準用する40条、51条、51条の9)等の諸規制があるために個別の生徒に対応した柔軟な教育、学校運営を妨げられるため、等外法規の措置、改善を求めると、	関連法規 設備内容(施行規則第1条) 教員資格(学校教育法8条及び教育職員免許法) 教科(学校教育法20条、38条、43条、51条の7) 教科書(学校教育法21条、及びこれに準用する40条、51条、51条の9) 職員組織(学校教育法28条、及びこれに準用する40条、51条、51条の9)について、	特区に於いては、 設備内容(施行規則第1条) 教員資格(学校教育法8条及び教育職員免許法) 教科(学校教育法20条、38条、43条、51条の7) 教科書(学校教育法21条、及びこれに準用する40条、51条、51条の9) 職員組織(学校教育法28条、及びこれに準用する40条、51条、51条の9)の規制を適用しないものとする、	「学校事業者」による学校は、設置認可にあたり学校教育法18条、36条、42条等の教育目標を満し、独自の教育効果に対し客観的定量的な指標を定め埼玉県に対して責任を負い、遵守できないときは埼玉県は廃校にすることが出来るものとする、	自然科学や社会科学に興味関心を持つ生徒を対象に行う理科実験、自然観察、社会体験学習に重きを置いた学校運営において、現行制度上では規制が多すぎて教育成果をあげることが困難である、	文部科学省	
2082	2082010	14	株式会社 秀学	50020	教育特区	1	学校設置にあたり、地方自治体・学校法人の他に「学校事業者による学校」による認可を行う、				現行制度上では学校設置の基準が高すぎ、フレキシブル対応する学校を民間が設置しようとしても、そのハードルが高いため、特別な学校の設置に際し、現行制度を緩和するのではなく、新たな概念として「学校事業者による学校」を認可する、その代償として、学校は運営・教育結果に責任を負う、	学校教育法第2条において、「学校は国、地方公共団体及び私立学校法第3条に規定する学校法人のみが、これを設置することができる、」となっており、それ以外を認めない事項について、	学校教育法第2条に、以下2項を追加する、第4項、第11項の規定にかかわらず、構造改革特区の認定を受けた地方公共団体の長が認可した事業者(以下「学校事業者」といふ)は、学校を設置することができる、第5項、前項の認可は、次に掲げる事項を満たしている場合にされるものとする、 一、その設置する学校に、必要な施設及び設備もしくは、これらに要する資金を有するか、又は、これらを借入する見込みがあること、 二、開校年度における、その設置する学校の収入、支出予定が立てており、支出が収入をうまわないこと、	「学校事業者」による学校は、設置認可にあたり、学校教育法(8条、36条、42条)等の教育目標を満し、独自の教育効果に対し、客観的、定量的な指標を定め、神奈川県に対し責任を負い、遵守できないときは、神奈川県は廃校にすることが出来るものとする、	学校教育法第2条の「学校の設置者」においては、設置基準が厳しすぎ、特別な教育を行う「学校事業者」が事業参加できない、根拠法律「学校教育法第2条、	文部科学省	
2082	2082020	14	株式会社 秀学	50020	教育特区	2	「学校事業者による学校」への私学助成金の概要				不登校児童生徒対応の新しいタイプの学校運営においては、個別に対応したきめ細かな運営が必要であり、多様なカリキュラムや体験学習を実施するには通常学校運営以上の経費が必要とされるため、私学助成金が得られれば、学費を利用しやすい金額で提供することができる、	私立学校法59条において、国または地方公共団体は、教育の振興上必要があると認められる場合には、別に法律で定めるところにより、学校法人に対し、私立学校教育に必要な助成をすることが出来る、となっており、助成金が学校法人の私立学校に限定している事項について、	一、私立学校法附則18、第2条、第5条、第6条、第8条第1項、第9条第2項、第11条、及び第59条の規定中、私立学校には、当分の間、学校教育法第102条第1項の規定、学校法人以外のものによって設置された私立の学校(以下「学校法人以外の私立の学校」といふ)を含むものとし、第59条規定中、学校法人には当分の間、学校法人以外の私立学校を設置するものを含むものとする、 二、学校教育法第2条第4項を付け加える、	学校教育法第2条第4項を追加することにより、憲法19条の「公の支配に属するもの」と判断できる、	私立学校法59条において、学校法人に対してだけ私学助成金が支給される制度になっており、学校法人以外支給対象になっていない、	文部科学省	
2082	2082030	14	株式会社 秀学	50020	教育特区	3	不登校児童生徒対応の新しいタイプの学校運営における一部規制の概要除外				不登校児童生徒対応の新しいタイプの学校運営において、設備内容(施行規則第1条)、教員資格(学校教育法8条及び教育職員免許法)、教科(学校教育法20条、38条、43条、51条の7)、教科書(学校教育法21条、及びこれに準用する40条、51条、51条の9)等の規制があるため、個別状況に応じた柔軟な学校運営ができないため、	設置内容(施行規則第1条)、教員資格(学校教育法8条、及び教育職員免許法)、教科(学校教育法20条、38条、43条、51条の7)、教科書(学校教育法21条、及びこれに準用する40条、51条、51条の9)、職員組織(学校教育法28条、及びこれに準用する40条、51条、51条の9)を摘要しないものとする、	特区においては、設置内容(施行規則第1条)、教員資格(学校教育法8条、及び教育職員免許法)、教科(学校教育法20条、38条、43条、51条の7)、教科書(学校教育法21条、及びこれに準用する40条、51条、51条の9)、職員組織(学校教育法28条、及びこれに準用する40条、51条、51条の9)の規制を適用しないものとする、	「学校事業者」による学校は設置認可にあたり、学校教育法(8条、36条、42条)等の教育目標を満し、独自の教育効果に対し、客観的、定量的な指標を定め、神奈川県に対し責任を負い、遵守できないときは、神奈川県は廃校にすることが出来るものとする、	不登校児童・生徒を対象とした、特別な学校運営において現行制度では、規制が多すぎて、教育成果をあげることができない、	文部科学省	
2083	2083010	13	(株)間組	50020	水路上橋建設緩和特区	1	公共水面上部の利用権の開放				橋の建設が、公共の必要性を前提とした許認可制になっているため、交通の利便性が向上しにくくなっている、	河川法26条の審査基準	審査基準の緩和	人口密集地域に限り、橋の建設基準の緩和、許認可を届け出制への緩和	河川法26条により、主に私的利用と見なされる橋を建設することができない、	国土交通省	1204150
2084	2084010	13	(株)間組	50020	線路敷き上空使用促進特区	1	鉄道財団の権利の解放および上空利用の誘導				鉄道財団の地上権が強いため、線路敷き上空利用が進んでいない、	鉄道抵当法における、鉄道財団に属する規定	鉄道財団を構成する地上権の緩和	鉄道財団の利用計画の無い、都市部の換車場部分に限定し、上空権の放棄・地上権の緩和を行う、	鉄道抵当法第3条により、鉄道財団の権利が明確なため、第3条による上空利用がし難い状況にある、	国土交通省	1207020
2085	2085010	13	(株)間組	50020	使用期限限定型建物の外力緩和特区	1	建築基準法の外力規定の緩和と運用				建築基準法の外力規定が、建物の使用期限に関係なく(最低基準が定められており、使用期限の短いものについて過剰な仕様になっている、	建築基準法の外力規定	規定緩和	建築主が使用期限を限定した建物について、外力の設定を使用期限に応じて緩和する、	建築基準法第20条により、使用期限に関わらず、外力の設定下限が一律である、	国土交通省	1206200
2086	2086010	12	個人	50010	高度先進歯科医療の臨床応用特区	1					「完結診療」(18年以上「癒めるようにする歯科診療」を主体とする診療と、スタッフの育成を行う歯科臨床研修センターの開設と運営を目的とする、「完結診療」は高齢者における、あらたな病人の発生を減少せしめ、医療費の減少を期待できる、がしかし、現在の保険診療制度のもとでは「さざんか診療所」も各自の医院でも実現できない、		国と自治体は「歯科臨床研修センター」で行われる社会保険制度の対象とならない「完結診療」に対して、補助を行うこと、 「完結診療」は将来において医療費の減少が期待できるものであり、先行投資的な性格を持つものであるから、センターの設立と運営が必要である、さらに、スタッフの技術習得は通常の診療では不可能であり、センターでの研修が不可欠である、		厚生労働省		
2087	2087010	14	横浜にシュタイナー学園をつくる会	50110	NPO法人学校特区	1	学校設立に関する法人の種類緩和	8002 8411	C - 1	学校は「公」の性質を有するものであり(教育基本法第6条)、その設置と運営は、国家、社会として責任を持って取り組むべき、きわめて公共性の高いものなので、営利目的の株式会社等はもちろん、民法法人等に学校の設置を認めることについて、特区に限ったとしても適切ではないとの回答であるが、非営利の法人であれば、立派に公共性を保っているのではないかと考えられる、	学校法人でないNPOなどの非営利法人の設立する特色ある学校を、法的に「学校」と認めようとするため	学校教育法第2条:学校は、国、地方公共団体及び私立学校法第3条に規定する学校法人のみが、これを設置することができる、	学校法人以外のNPOなどの非営利法人にも、正式に学校設立権を与えたい、	特区認定された地方公共団体の長の認可を経たNPO法人などの非営利法人による学校の設置を、特区学校として許可する、自治体の首長の下に「特区学校審議会(仮称)」を置き、この機関が首長に代わって法人の審査等を行う、	現状では、学校法人以外の学校設立が認可されておらず、それでは、既存の学校でないと、学校として通うことができない、	文部科学省	
2087	2087020	14	横浜にシュタイナー学園をつくる会	50110	NPO法人学校特区	2	学校設置者以外の学校管理・運営の容認	8101	C - 1	「公」の施設、の管理委託者の範囲の拡大要請に対して、文部科学省は「地方自治法第24条の2、第3項の規定により、地方公共団体が出資している法人、公共団体、公共的団体に限られており、」と回答しているが、同じ点に關して総務省が「特定非営利活動法人については、一般的には、地方自治法第24条の2、第3項で定める「公共的団体」に該当し、現行制度の下においても、公の施設の管理受託者になり得ます、」との回答を寄せているから、問題ないと思われる、	学校法人でないNPOなどの非営利法人の設立する特色ある学校を、「公設民営学校」として運営するため	学校教育法第5条で、学校の設置者以外に管理・運営を認めていない点、	学校設置者以外にも、学校設置者の認可するNPOなどの非営利法人による学校の運営と管理ができるようにして欲しい、	特区認定された地方公共団体の長の認可を経たNPO法人などの非営利法人による学校の設置を、特区学校として許可する、自治体の首長の下に「特区学校審議会(仮称)」を置き、この機関が首長に代わって法人の審査等を行う、	現状では、学校設置者以外の管理、運営を認めていないので、公立学校をNPO法人などが管理、運営することによって特色のある学校にすることができない、	文部科学省	

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特例の具体的要望事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード
2087	2087030	14	横浜にシュタイナー学園をつくる会	50110	NPO法人学校特区	3	特区学校審議会の創設				特区内にNPOなどの非営利法人の設立する学校の公共性、安定性、継続性を確保するため	特区学校は私立学校の範疇にはないが、私立学校教育法第9条に「この法律の規定により権限に属せしめられた事項を審議させるため都道府県に私立学校審議会を置く」とあることについて	地方自治体の首長の下に「特区学校審議会」を創設する。	学校教育法第17条、第35条、第41条、及び第52条第2項に定められている学校の目的に達するものとする。有識者による「特区学校審議会」を設置し、上記の目的が達成されているかどうかを審議する。	現行制度にはない。	文部科学省	
2087	2087040	14	横浜にシュタイナー学園をつくる会	50110	NPO法人学校特区	4	学校認可に関する施設、設備の条件の緩和				莫大な資金力がなくても、学校が設立できるようにするため	私立学校法25条:施設、設備またはこれに有する資金並びにその設置する私立学校の経営に必要な財産を有しなければならない。	施設や設備の自己保有如何は、学校の質とは直接には関係しない。重要なのは、それをずっと安定して使用できるか否かである。	自己保有する必要はなく、借用の見込みがあれば、学校を認可できるものとし、公立学校でもない私立学校でもない、特区学校として位置付ける。	自己保有条件がついていると、現実的に経済面で、学校を設立することは不可能になる。	文部科学省	
2087	2087050	14	横浜にシュタイナー学園をつくる会	50110	NPO法人学校特区	5	学校認可に関する施設、設備の条件の緩和				莫大な資金力がなくても、十分な広さと教室の数のある校舎と運動場などが確保できるようにし、子どもたちによりよい条件をあたえることができるようにするため。	私立学校法25条:施設、設備またはこれに有する資金並びにその設置する私立学校の経営に必要な財産を有しなければならない。	地方公共団体の小中高の廃校舎などを無償で貸与して欲しい。	当該地方自治体に申請し、設立する学校の内容に関して地方自治体の長、すなわち、特区学校審議会の認可を得ることができることを条件とする。	自己保有条件がついていると、現実的に経済面で、学校を設立することは不可能になる。	文部科学省	
2087	2087060	14	横浜にシュタイナー学園をつくる会	50110	NPO法人学校特区	6	小中高一貫教育、教育課程の弾力化、教科の自由な設定など、特色のある教育プログラムに関する緩和	8007 8032 8045	A	「学習指導要領によらない教育課程の編成については、研究開発学校制度の弾力的な対応により対応する」と答えられているが、たとえ「特区研究開発学校制度」であろうと、文部科学省の許認可を経る必要があるという点は、学習指導要領の範疇から大きく外れることはないであろうと予測されるため。	学習指導要領から全く離れた教育でも認可され、現代の幅広いニーズを十分に満たし、シュタイナー教育のような特色のある教育を行うための支障がないようにするため。	学校教育法第17-20条、第36-38条、第41-43条、第51条第7項、及び小中高の学習指導要領に教育内容が定められていることについて、	12年間一貫教育を前提とした、学校独自のカリキュラムで教えることができるものとする。	小学校、中学校、高校を卒業するまでの全過程で学習する学習範囲を当該地方自治体の長に申請し、特区学校審議会の承認を得ることを必要とする。	現行では、独自の特色ある教育をすることができない。	文部科学省	
2087	2087070	14	横浜にシュタイナー学園をつくる会	50110	NPO法人学校特区	7	教職員免許状授与権者の拡大(地方公共団体の長の権限の拡大)	8304 8305 8307	C-1	特区学校審議会にその権利を委任することにより、文部科学省の回答にある「個人的な価値判断や特定の党派的影響力から中立性を確保し、安定性、継続性の確保を担保する制度」となり得ると考えるため。	既に教職員免許状を持ってなくても、シュタイナー教育における教職員免許状を持っていない、それを特別免許状の取得条件とすることができるようにするため。	教育職員免許法第5条の6で、都道府県の教育委員会だけが授与権者になっていることについて、	特別免許状の授与権者に、地方自治体の首長を加える。首長の下に置かれる特区学校審議会では、十分な理由と学校の推薦があれば、既存の教職員免許を持ってなくても、特別免許を授与するものとする。	地方自治体の首長の下に特区学校審議会を設置し、そこで各学校の特別な教育内容を積みながら、学校の推薦により、教員の個別審査を行う。	都道府県の教育委員会だけが授与権者となっている現状では、特色のある学校の教員が必要とする特別免許状の取得が容易ではない。	文部科学省	
2087	2087080	14	横浜にシュタイナー学園をつくる会	50110	NPO法人学校特区	8	特別非常勤講師の担当可能範囲の拡大	8203		文部科学省は、「全領域を担当する場合には、特別免許状の授与と対応することができるとしているが、教職員が特別免許状を取得しようとする場合には採用(任命)しようとする者の推薦が必要で、特区制度を利用して新規に学校を作る場合は、学校ができる前に推薦を出すことが出来ないため、それを補うために、最初しばらくの間は、特別非常勤講師が全員の担当と担任ができるようにすべきである。	学校の必要とする人材が、免許状を持っていないでも教えられるようにするため。	教育職員免許法第3条の2で、特別非常勤講師の担当できる範囲が限定されているため、	特別非常勤講師の担当可能範囲を広げ、担任も可とする。	特区学校において、特別免許状を取得するまでの暫定期間、これを認める。	現状では、免許状を持っていない、その学校と必要とされる優秀な人材が教員として教えることができない。	文部科学省	
2087	2087090	14	横浜にシュタイナー学園をつくる会	50110	NPO法人学校特区	9	教職員の採用権者の拡大				学校が求める人材を、独自に教職員に任命できるようにする。	教育公務員特例法第13条で、教員を採用する際の選考を、校長と教育委員会の教育長が行うことになっている点。	校長が単独で教職員の採用決定をできるようにする。	校長は、当該地方自治体の特区学校審議会に対して、新規の教職員に関するレポートを提出し、資質、経歴ともに十分であることを説明するものとする。	現行では、真に学校に必要な教職員を十分に採用することができない。	文部科学省	
2087	2087100	14	横浜にシュタイナー学園をつくる会	50110	NPO法人学校特区	10	私学助成に関する条件の緩和				経済的に困難なことなく、必要な教育を行なうことができるようにするため。	私立学校法59条:国又は地方公共団体は、…学校法人に対し、私立学校に私立学校でなく、特区学校に対しても私学助成を行なうことを希望し、	私立学校でなく、特区学校に対しても私学助成を行なうことを希望し、	地方公共団体の特区学校審議会に対して、公共性のある教育であることを説明して認可を得ること。	公立でも私立でもない特区学校に関する助成の規則がない。	文部科学省	
2088	2088010	13	東京大学医学部附属病院	50040	健康づくり特区	1	高度先進医療制度の見直し(特定承認医療機関)の承認要件等の高度先進医療制度の見直し	9209	B	「薬事法の改正により、医師主導の治験に未承認の薬剤、器具機械を提供することを可能とする。」とされているが、右記の具体的な運用に関しての特例を要望する。	現在の医療保険制度においては医薬品、医療材料は薬事法による認可以降、薬価収載されるまでの間は当該薬品を投与した際、実費徴収が可能となっているが、これを治験終了後から認可の期間にも拡張し、治験に参加して先進的な治療の恩恵を受けることができた患者に対して継続的な提供を可能としたい。	健康保険法の関連規則である「保険医療機関及び保険医療担当規則」の関連規則である「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める指示事項等」の解釈通知において、右記の、に關しては、認可後から薬価収載の間の使用が認められている。に關しては、費用負担者についての定めはない。に關しては、包括点数からの控除が通知されている。	治験終了後から承認までの間の継続使用を保険診療と並行して可能とし、治験の対象となった薬剤、材料に関しては患者に実費請求可能とする。	院内に選考委員会を設置し、国と同レベルの審査機能を維持する。(当院の医師の多くが薬事審議会のメンバーである)	治験が終了した時点で、先進的な医薬品を利用することその他の保険診療は全て自由診療となり、治療途中の患者の不利益が大きい。また、医師主導の治療で医療材料を患者の希望に応じて使用する際の医師への負担が大きい。	厚生労働省	
2088	2088020	13	東京大学医学部附属病院	50040	健康づくり特区	2	看護師等による診療の補助を超えた医療行為の容認	9420	C-1	看護師等に限定するのではなく、広く(医師法の容認が求められている)具体的な事例を再提案する。	米国においては緊急時の一般人による合法的な自動装置による電気的除細動が認められており、救命率が上昇しているという報告がある。一方で我が国では、医師以外の者による電気的除細動の実施は医療行為にあたるとして罰則されているが、適切な指導を受ければ一般人による電気的除細動は救命率の向上に寄与するものと考えられる。米国のナースプラクティショナーに典型的に現れているように、諸外国では医師以外の職種による医療行為が我が国と比べて広く認められている。例えば、看護師については4年生看護大学卒業の看護師は増加傾向にあり、看護師の医学知識が向上しているという事実を踏まえ、医師以外の医療スタッフが医療行為を行うことにより、医師がルーティンワークから開放され、医療全体の質が向上すると考える。	医師法17条によって、医師でなければ医療をすることはないと定められている。	特区のある自治体において、一定の研修を経た者であれば緊急時における合法的な自動装置による電気的除細動の実施が可能となる。また、主要駅等、人の集まる地点に電気的除細動を設置し、緊急時に備える。	医療に関する教育を受けていない地域住民等に対して、実際に処置可能となるように指導を行う。	諸外国に比較して、医師以外の人に対する医療行為実施の範囲が狭い。	厚生労働省	
2088	2088030	13	東京大学医学部附属病院	50040	健康づくり特区	3	優越性が低い新規医療器具や医薬品の本人承諾による迅速な使用	9237	B	医療材料の海外との価格差(いわゆる内外価格差)に限定して、再提案する。	医療材料の輸入が品目別・事業者別の承認となっていることで医療材料の価格が海外と比較して高(設定されている。輸入を促進させるための特例によって安価な医療材料の使用を可能とし、内外価格差を縮小させ、ひいては医療費の大幅な削減につなげたい。	薬事法第23条によって、品目別・事業者別に輸入の承認を得なければならないことになっている。	医療材料の輸入に関しては、製品別・事業者別の認可となっている。そのため、一度承認を得た医療材料については事実上独占点となることが多く、海外で販売されている価格と比較して高い価格が設定されている。特区では、海外で既に認可されており、国内への輸入開始から5年が経過しており、かつ一定の条件が満たされた医療材料については、承認を得た輸入事業者でなくても輸入し、使用できるものとする。	院内に選考委員会を設置し、国と同レベルの審査機能を維持する。(当院の医師の多くが薬事審議会のメンバーである)	製品別・事業者別の認可となっているため、一度承認を得た医療材料については事実上独占点となることが多く、海外よりも高い価格が設定されている。	厚生労働省	
2089	2089010	18	日本システムハウス(株)	50020	地域通貨に準じる前払証券発行と、その流通特区	1	国税庁「認定NPO法人、認定基準の緩和			NPO法人として2年以上の活動実績がなくとも、国税庁認定NPO法人(認定特定非営利活動法人)の認定申請ができるようにすることにより、NPO法人の立ち上げ時の準備金を寄付金により、容易に調達できるようにする	租税特別措置法施行令第39条の22の2(法第66条の11の2第2項)第8項において、2年以上の期間の経過が必要な要件の事項と定められていることについて、	当該法人が、法第66条の11の2第2項の認定を受けている法人である場合には、当該認定に係る前2事業年度等の最後の事業年度の翌事業年度開始の日又は最後の年の翌年の1月1日以後2年以上の期間が経過していること。	2年間の実績活動を伴わなくても、特定NPO法人の申請を可能とする	寄付金控除の対象となる特例措置が講じられない場合、NPO法人の立ち上げ資金・運営経費等を寄付金で調達する手段が講じにくくなる。	財務省	0700670	
2089	2089020	18	日本システムハウス(株)	50020	地域通貨に準じる前払証券発行と、その流通特区	2	所得税法における非課税所得対象の追加			介護支援ボランティアに従事する者に対して、その対価として前払証券を交付し、通常の介護保険では充当できない、きめこまやかな介護サービスを充実させ、市民の間に互酬制度の意識の活性化と、仕組みを根付かせること。	所得税法第2章第9条(非課税所得)において、次に掲げる所得については、所得税を課さないことと定められていることについて、	所得税を課さない所得の対象を定めていること。	介護支援ボランティアに従事する者に関して実施する前払証券を交付し所得税を課さないこと。	介護支援ボランティアへの対価が一定額以上を越えた場合、所得税が課せられることにより、介護支援ボランティアを仲介するNPO法人、及びボランティア従事者の活動が不活性化化するケースが発生する。	財務省	0700680	
2090	2090010	12	個人	50010	雨水調整池特区	1	行政財産の多目的利用			雨水調整池上部空間の多目的ホールの建設	行政財産の使用制限	行政財産(雨水調整池)の多目的使用の許可		行政財産の使用制限		総務省	0400250

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特例の具体的要望事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード
2098	2098010	43	個人	50010	予算を毎年5%削減できる方法	1	予算の執行に関する規制の緩和				予算を必ずその年度に使い切らなければならないと考えていることから起こる無駄を省くため	基本的にすべての部署	予算の執行を各部署にまかせ(指定業者だけでなくリサイクル業者や安売り専門店などから物品を調達できるようにする)、予算のあまりがでた場合、その半分を返還し、その残り半分を予算を余らせた部署に与える。翌年の予算配当では、予算を余ることと同額をその部署に保障する。(こうしないとその部署は、執行額を減らそうとしない。)各部署で1割の削減ができた場合、翌年の予算は5%減で組むことができる。		同じ事業をできるだけ安くというのが通常の考え方だが、予算に未執行に対し部分がでると、次年度の予算が削られるという発想で無理矢理、予算を消化してしまおうとしているところが問題。少ない金額で事業を行ったことに対して評価される制度にしなければならない。	財務省	0700020
2099	2099010	12	個人	50010	教育特区	1	(学校設置基準の緩和)				学校設置にあたり、国、地方公共団体と法人に加えて、「教育事業者による学校」の認可のため	学校教育法2条において、「学校は国・地方公共団体・学校法人のみ設置できる」という規定に	「第1項の規定に関わらず、特区認定を受けた教育事業者は「教育事業者による学校」を設立できるようにする。」を追加する。	独自の教育内容による教育結果に対して、設置者は設置地域の地方公共団体に対し責任を負い、地方公共団体に客観的・定量的な数値を求め、不適切と見られた場合、その地方公共団体はこれを廃校にすることができる。	学校の設置基準が厳しすぎて、特別な教育を目的とする学校が設置しにくい。	文部科学省	
2099	2099020	12	個人	50010	教育特区	2	(私学助成金の適用)				優秀だが経済的に修学の困難な外国人学生に対して、質の高い教育をより利用しやすい費用で受けられるように、また教育事業の安定的・継続的運営のために	私立学校教育法59条において学校教育の助成金の交付を「学校法人の私立学校」に限定している規定を	「学校法人及び一定基準を満たす教育事業者」とする。	助成金を受けるとにより、憲法80条の「公の支配に属するもの」となる。	学校法人に対してのみ助成金が交付されており、学校法人以外は支給対象になっていない。	文部科学省	
2099	2099030	12	個人	50010	教育特区	3	(現行の施設の活用)				質の高い教育をより利用しやすい費用で受けられるように、	私立学校教育法25条において学校法人は設置する私立学校に必要な施設・設備を有しなければならないという規定を	設備・施設を借用できるまたは借用の見込みがあればよいとする。	借用できるという証明書の提出を義務化する。	学校の設置にかかる費用を回収する為、現行では授業料を高くせざるを得ない。その一方で少子化により廃校となった学校が教室を持って余っている。	文部科学省	
2099	2099040	12	個人	50010	教育特区	4	(学生の身分保障)				現行の法制度では、就学生は留学生に比べ法的な規制が多い。これは、あらゆる面で外国人学生の学業達成に影響を及ぼすものであるため	出入国管理及び難民認定法第2条の2別表第一の「在留資格・留学」において、「専修学校の専門課程」と定義されているものを	「専修学校の専門課程(特区認定を受けた日本語学校も含む)」を追加する。		現行の法制度では、就学生への「通学定期発行」が認められていないなどの制限がある。	法務省	0501040
2100	2100010	12	個人	50010	国際教育開発特区	1	学校設置基準の緩和				新たな社会が求める学校の設立にあたって、現行下で認められていない教育事業者による学校を設置するために、	学校教育法2条において学校は国・地方公共団体・学校法人のみ設置できるという規定を	教育事業を行っている民間団体にも設置できるようにする。	独自の教育内容に対して設置者は設置地域の地方公共団体に対し責任を負い、地方公共団体に客観的・定量的な数値を求め、不適切と見られた場合、その地方公共団体は廃校にすることができる。	学校の設置基準が厳しすぎて特別な教育を目的とする学校が設置しにくい。	文部科学省	
2100	2100020	12	個人	50010	国際教育開発特区	2	私学助成金の適用対象の拡大				より利用しやすい学費で教育を享受でき、また教育の成果を質の高いものにするため	私立学校教育法59条において学校教育の助成金の交付を「学校法人の私立学校」に限定している規定を	「学校法人及び一定基準を満たす教育事業者」とする。	助成金を受けるとにより、公の支配に属することとなる。	学校法人に対してのみ助成金が交付されており、学校法人以外は支給対象になっていない。	文部科学省	
2100	2100030	12	個人	50010	国際教育開発特区	3	現行の施設の活用				質の高い教育をより利用しやすい費用で受けられるように、	私立学校教育法25条において学校法人は設置する私立学校に必要な施設・設備を有しなければならないという規定を	設備・施設を借用できるまたは借用の見込みがあればよいとする。	借用できるという証明書の提出を義務化する。	学校の設置にかかる費用を回収する為、現行では授業料を高くせざるを得ない。その一方で少子化により廃校となった学校が教室を持って余っている。	文部科学省	
2100	2100040	12	個人	50010	国際教育開発特区	4	小・中学校における就学年齢の緩和				留学をする事で国内における学習が同学年の生徒より遅れたり、下の学年に編入したりすることがないように留学期間段階で前もって先の学年の学習過程へ進めるため、	学校教育法22条・第39条においてそれぞれ満12歳まで・満15歳までと規定されている就学させる義務を	それぞれ満11歳まで・満13歳までとする。	満15歳までは2年制高等学校もしくは海外の現地校などで必ず就学する事とする。	現行では就学年齢が決められており、年齢に達しないとの学校に進学する事ができない。	文部科学省	
2101	2101010	12	株式会社 東進	50020	公設民営型英才幼児園	1	(学校設置基準の緩和)				新たな社会が求める学校・幼稚園の設立にあたって、現行下で認められていない株式会社による幼稚園を設置するために	学校教育法2条において学校は国・地方公共団体・学校法人のみ設置できるという規定を	教育事業を行っている一定基準を満たす株式会社にも設置できるようにする。	独自の教育内容に対して設置者は設置地域の地方公共団体に対し責任を負い、地方公共団体に客観的・定量的な数値を求め、不適切と見られた場合、その地方公共団体はこれを廃校にすることができる。	学校の設置基準が厳しすぎて特別な教育を目的とする学校・幼稚園が設置しにくい。	文部科学省	
2101	2101020	12	株式会社 東進	50020	公設民営型英才幼児園	2	(私学助成金の適用対象の拡大)				質の高い保育をより利用しやすい費用で受けられるように	私立学校教育法59条において学校教育の助成金の交付を「学校法人の私立学校」に限定している規定を	「学校法人及び一定基準を満たす教育事業者」とする。	助成金を受けるとにより、公の支配に属することとなる。	学校法人に対してのみ助成金が交付されており、学校法人以外は支給対象になっていない。	文部科学省	
2101	2101030	12	株式会社 東進	50020	公設民営型英才幼児園	3	(現行の幼稚園・保育園施設の活用)				質の高い保育をより利用しやすい費用で受けられるように、	私立学校教育法25条において学校法人は設置する私立学校に必要な施設・設備を有しなければならないという規定を、	設備・施設を借用できるまたは借用の見込みがあればよいとする。	借用できるという証明書の提出を義務化する。	学校の設置にかかる費用を回収する為、現行の私立幼稚園では保育料を高くせざるを得ない。その一方で少子化により廃校となる園が教室をともあましている。	文部科学省	
2102	2102010	12	特定非営利活動法人 アジア教育開発研究所	50080	公設民営型インターナショナルスクール(国際教育開発特区)	1	学校設置基準の緩和				新たな社会が求める学校の設立にあたって、現行下で認められていない教育事業者による学校設置をするため	学校教育法2条において学校は国・地方公共団体・学校法人のみ設置できるという規定を	教育事業を行っている民間団体にも設置できるようにする。	独自の教育内容に対して設置者は設置地域の地方公共団体に対し責任を負い、地方公共団体に客観的・定量的な数値を求め、不適切と見られた場合、その地方公共団体は廃校にすることができる。	学校の設置基準が厳しすぎて特別な教育を目的とする学校が設置しにくい。	文部科学省	
2102	2102020	12	特定非営利活動法人 アジア教育開発研究所	50080	公設民営型インターナショナルスクール(国際教育開発特区)	2	私学助成金の適用対象の拡大				より利用しやすい学費で教育を享受でき、また教育の成果を質の高いものにするため	私立学校教育法59条において学校教育の助成金の交付を「学校法人の私立学校」に限定している規定を	「学校法人及び一定基準を満たす教育事業者」とする。	助成金を受けるとにより、公の支配に属することとなる。	学校法人に対してのみ助成金が交付されており、学校法人以外は支給対象になっていない。	文部科学省	
2102	2102030	12	特定非営利活動法人 アジア教育開発研究所	50080	公設民営型インターナショナルスクール(国際教育開発特区)	3	標準授業時数の適用除外				異文化理解・言語習得への関心と学習意欲を持つ生徒と小学生段階から教育する新しいタイプの学校の運営に当たっては	学校教育法施行規則第24条の2において定められている「各教科、道徳及び特別活動のそれぞれの授業時数並びに各学年におけるこれらの総授業数は、別表第一に定める授業数を標準とする。」に	「また、この授業数は特区認定された「学校授業者による学校」に対しては、適用しない」と追加する。	別表第一での授業時数では、他言語を使用した教育を行う場合、十分な成果を得られる学習を実施できない恐れがある。	文部科学省		
2103	2103010	3	三洋電機(株)	50020	ITを核とした産官連携特区	1	患者の居住宅等との間で行う遠隔医療についての医師法20条の制限緩和				医師法20条及び歯科医師法20条の解釈において、患者の居住宅等との間で行われる遠隔診療についても抵触しない、との特例を設ける。	医師法20条に関する(旧)厚生省通達(健政発第1075号、平成9年12月24日)の中で、「…(前文略)、患者の居住宅等との間で行われる遠隔診療については、医師法20条等との関係が問題となる。」と表記されている事項について	患者の居住宅等との間で行われる遠隔診療についても容認	患者の居住宅等との間で行われる遠隔診療については、医師法20条等との関係が問題となると表記され、制限がある	厚生労働省		
2104	2104010	18	ティーシー通商機	50020	環日本海加工物流特区(拡充)	1	輸出品販売業者が居住者に対しても消費税を免除できるような緩和				消費税法では、非居住者に対して免税のメリットがあるが、居住者に対しても行うことにより、大幅な消費と輸出の拡大を図る。	輸出品販売業者における「非居住者」を「居住者」と読み替える。	消費税法第8条第1項、同第2項における「非居住者」を「居住者」と読み替えることにより、敦賀港の輸出拡大と港湾の活性化に寄与するのみならず、県内での「環たきりマネー」の掘り起こしの起爆剤となる。	輸出品販売業者の所轄税務署長への報告を義務付け、	居住者は出国時又は入国時にしか免税の対象にならない。	財務省	0700690

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特例の具体的要望事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード
2104	2104020	18	ティーシー通商株式会社	50020	環日本海加工物流特区(拡充)	2	対象となっていない「居住者」に対する手続等の緩和				「居住者」に対する消費・購入の手続の迅速化・簡易化を図る。	非居住者に対する旅券等の提示義務があることについて	居住者に対しては、免許証、身分証明書等の提示により、確認する。	同上	居住者に対する手続規定がない。	財務省	0700700
2105	2105010	13	株式会社ヘキサコーポレーション	50020	バイリンガル・IT教育特区	1	多様な学校設置者の承認(株式会社による学校設置・運営)	8002-0018411	C-1	株式会社による学校経営が教育の活性化につながる	現行では学校教育法第2条で学校設置者となれない株式会社を学校事業者として学校設置を可能とする	学校教育法2条の学校設置者には含まれない株式会社を対象を拡大する	特区認定された地方公共団体の長が「安定性・継続性」を観点に学校事業者を認可するとともに、学校設置を認可する	事業計画、収支報告を認可地方公共団体に申し送り、公開性を確保する	株式会社は学校教育法2条により学校を設置・運営できない	文部科学省	
2105	2105020	13	株式会社ヘキサコーポレーション	50020	バイリンガル・IT教育特区	2	多様な学校運営者の承認(公設民営型の学校運営)	8002-00281018411	C-1	株式会社による学校運営が教育の活性化につながる	現行では学校教育法5条で学校管理者となれない設置者以外の株式会社を学校運営事業者として学校管理を可能とする	学校教育法5条で設置者以外には認められていない学校管理を株式会社に委託する	特区認定された地方公共団体の長が「安定性・継続性」を観点に学校事業者を認可するとともに、学校管理を委託する	事業計画、収支報告を認可地方公共団体に申し送り、公開性を確保する	学校設置者以外は学校管理ができない	文部科学省	
2105	2105030	13	株式会社ヘキサコーポレーション	50020	バイリンガル・IT教育特区	3	学習指導要領の弾力化	800780328045	A	学習指導要領の範囲を超えるプログラムを導入できない	学習指導要領の内容をナショナルミニマムとしてよりハイレベルな学習内容を付加していく	学校教育法、学校教育法施行規則の教科、学習指導要領の適用について除外する	特区認定された地方公共団体の長に学習内容を報告する	学習内容を認可地方公共団体に報告し公開性を確保する	教科の概念、学習指導要領の学年、配当内容を遵守することが求められる	文部科学省	
2105	2105040	13	株式会社ヘキサコーポレーション	50020	バイリンガル・IT教育特区	4	教科用図書制度の弾力化(小・中・高等学校)	8008	D	学習指導要領の範囲を超えるプログラムを導入できない	学習指導要領の内容をナショナルミニマムとして、よりハイレベルな学習内容を付加していく(際、検定教科書以外の図書を教科書として使用する)	使用義務のある文部科学省が検定を結んだ教科書	特区認定された地方公共団体の長に使用教科書を報告する	学習内容を認可地方公共団体に報告し公開性を確保する	検定済み教科書の使用義務がある	文部科学省	
2105	2105050	13	株式会社ヘキサコーポレーション	50020	バイリンガル・IT教育特区	5	株式会社が運営する学校についての学費徴収				特別なプログラムにより発生する費用を受益者負担の観点から学費として徴収する	学校教育法6条で「国立又は公立の小学校および中学校、これらに準じる盲学校等における義務教育については、これを徴収することができない」とされる	株式会社による学校はこれらに該当しないため徴収が可能			文部科学省	
2105	2105060	13	株式会社ヘキサコーポレーション	50020	バイリンガル・IT教育特区	6	株式会社が運営する学校についての私立学校振興法の適用				学校事業者が設置・運営する学校に安定性・継続性を持たせるための財源を確保する	私立学校振興助成法第2条に株式会社による学校が定義されていない	私立学校振興助成法第2条に株式会社による学校の規定を加える			文部科学省	
2105	2105070	13	株式会社ヘキサコーポレーション	50020	バイリンガル・IT教育特区	7	都道府県教育委員会による免許状の授与権を市町村教育委員会に付与	8208	C-1	授与権を市町村に権限委譲することで機動的な外国人教師の確保が容易になる	プログラムの実施に必要な外国人教師の確保	教育職員免許法5条による付与権	特区認定された地方公共団体の長に付与権を委譲する		普通免許状の付与権が都道府県教員にしかない	文部科学省	
2106	2106010	47	沖縄電力株式会社	50020	電波特区	1	ホットスポット用無線LAN機器設置技術基準の緩和				第一種電気通信事業者が、レストラン等でホットスポットサービス実施のための機器設置にあたり、停電等障害発生時などの「電気通信役務の確保かつ安定的な提供を確保する」設備設置義務がある為、設置場所の制約を受けかつ低コストでの実現が出来ない状況であることから、	電気通信事業法第四十一条ならびに第四十三条にある、電気通信設備の維持・管理規定に定められている総務省令第七〇号第二章第一節第十一条(停電対策)蓄電池の設置に関して、	停電等障害発生時などの対策機器(無停電電源等)設置義務を免除する。		第一種電気通信事業者が、レストラン等でホットスポットサービス実施のための機器設置にあたり、停電等障害発生時などの「電気通信役務の確保かつ安定的な提供を確保する」設備設置義務があり、設置場所の制約を受けかつ低コストでの実現が出来ない。	総務省	0405290
2107	2107010	47	沖縄電力株式会社	50020	電波特区	1	電力線搬送通信設備の高周波利用許可基準の緩和				現状の規定においては、高周波数の利用に制限があり、実証実験のフィールドが少ない為、実用化の検証促進に水をさす要因の一つとなっている状況にあるから、	電波法第百条一項により、十キロヘルツ以上の高周波電流を通ずる設備設置に、総務大臣の許可が必要と定められている事項に関して、	欧米・アジアの諸外国で採用されている10-30MHz帯での電力線搬送通信ができるようにする。		電力線搬送通信に関する十キロヘルツ以上の高周波利用に関しては、電波法第百条一項において、総務大臣の許可が必要であり、高周波(10-30MHz帯)での利用ができない。	総務省	0405300
2108	2108010	14	旭化成株式会社 川崎支社	50020	新エネルギー・普及モデル特区	1	石油化学コンビナート事業所における実験設備の変更工事について、高圧ガス保安法の規制を緩和することにより、事業者は許可取得に要する負担が軽減されるとともに、実験設備の変更が容易になることから様々な実験方法を試みることができ研究開発の促進につながる。				石油化学コンビナート事業所における実験設備の変更工事について、高圧ガス保安法の規制を緩和することにより、事業者は許可取得に要する負担が軽減されるとともに、実験設備の変更が容易になることから様々な実験方法を試みることができ研究開発の促進につながる。	高圧ガス保安法第14条第1項により、製造のための施設等の変更について、都道府県知事の許可を要すると定められているものについて高圧ガス保安法第14条第2項により、軽微な変更工事について、届出を要すると定められているものについて	構造改革特区において、都道府県知事が高圧ガスの保安上支障がないと認めた研究施設等の実験設備の変更工事について、許可を要するものは事後届出とし、届出を要するものは届出を不要とする。	なし	実験設備の変更は小規模工事では対応しているが、高圧ガス保安法では製造プラントを対象とした大規模工事と同じ基準で許可をしているため、実験設備の変更をする場合、事業者は許可取得のために多大な負担を負っている。	経済産業省	1150050
2109	2109010	13	特定非営利活動法人日中	50080	中国語学校特区	1	中国語教育を主とした小中学校の一貫教育校の設置				NPO法人が設置する小中学校を補助する(日本の国際化、廃校利用による国際協力や地域活性化、未就学児童問題の解決)	学齢児童	普通の小中学校と同じように、NPO法人が設置する小中学校にも補助して頂く。	NPO法を適用する。	学校教育法により、学校法人でなければ、学校の設立はできない。	文部科学省	
2110	2110010	13	個人	50010	学籍と指導要領に束縛されない、主に不登校児を対象とした学校の設立	1	区域外就学に関する規定の緩和				区域外就学の規定が実態と合っていないため、区域外就学は希望制とする	学校教育法施行令第3条、第9条区域外就学の限定項目を削除		区域外就学を希望制とし、理由を問わない。また、手続きは簡素化する。		文部科学省	
2110	2110020	13	個人	50010	学籍と指導要領に束縛されない、主に不登校児を対象とした学校の設立	2	教育課程編成の緩和				教育課程編成を現行の内容に捕らわれない	学校教育法施行規則第24条、第53条の教科の規定に限定されない教育課程を認める	学校独自の教育課程編成を認める。			文部科学省	
2111	2111010	1	大規模長期賃借権推進協議会	50110	雪氷冷熱活用特区	1	貯雪氷庫に関する建築基準法上の建ぺい率および容積率の規制緩和				炭酸ガス発生のない、再生可能な雪氷冷熱エネルギーを活用するには冬季間の雪氷を夏季まで貯蔵する貯雪氷庫が必要であるが、建ぺい率、容積率、の制約から雪氷エネルギー導入が困難なケースが発生している事から、規制の緩和を申請する。	建築基準法第52条で規制されている容積率及び建築基準法第53条で規制されている建ぺい率の制限について	新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法で規定される雪氷冷熱を活用するための貯雪氷庫を建築基準法上の建ぺい率、容積率に算入しない。	貯雪氷庫については、建築基準法上容積率、建ぺい率緩和の規定が無い。	国土交通省	1206450	
2112	2112010	26	NPO法人京都教育文化研究所	50080	教育改革特区	1	学校設置主体の要件の緩和	80028411	C-1	営利企業ひいては民間教育産業による学校教育へ参入することにより、新たな教育ニーズの創出。また学校教育事業における競争が生まれ、進学先の選択や学校間の活性化を産み出したいとするもの。	学校教育法第2条の学校設置者となれない株式会社やNPO法人が学校事業者として学校設置できるようにするため。	学校教育法2条における学校の設置者の対象拡大について	特区認定された地方公共団体の長が株式会社やNPO法人を「学校事業者」として認可し、同じ地方公共団体の長が「学校事業者」による学校の設置を認可する。	特区自治体に各年ごとの学校経営総括及び事業計画と資金繰り状況の報告すること、チャーター制での学校の管理、運営の検討すること、確認した場合の公立学校へ編入できること。	学校教育法第2条(学校の設置者、国立・公立・私立)において学校は、国、地方公共団体及び私立学校法第3条に規定する学校法人のみが、これを設置することができるとあり、株式会社やNPO法人に対しての学校の設置を認可していない。	文部科学省	
2112	2112020	26	NPO法人京都教育文化研究所	50080	教育改革特区	2	学校指導要領の弾力化	8045	A	文部科学省の認可が必要な研究開発校制度、特区版研究開発校制度ではなく、自治体に対して教育効果について宣言し、それに対する報告書提出することを以って学習指導要領に関する規制を不要としたいとするもの。	学校教育において、学校指導要領を含めた上で、より高度で詳細な学習、授業を展開していくため。	教育課程としての学習指導要領の適用について	小・中学校において、自由、弾力的な教育カリキュラムの編成を認める。具体的には理数系、語学系の授業に重点を置いたカリキュラムを作成し、実施し、徹底した英才教育ができるようにする。	特区自治体にハイレベルな学力習得と有為な人材育成の実施を宣言し、その結果を報告し、結果が達成できていない場合は廃校も含め、厳しい処分とする。	学校教育法施行規則第25条において学習指導要領が教育課程の基準として制定されており、学校においてそれを逸脱して教育することができない。	文部科学省	

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特例の具体的要望事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード
2112	2112030	26	NPO法人 京都教育文化研究所	50080	教育改革特区	3	教科用図書制度の弾力化(小・中・高等学校)	8008	D	自治体に対して教育効果について宣言し、それに対する報告書を提出することを 持って教科用図書制度に関する規制を不要としたいとするもの。	学校教育において、学校指導要領を含めた上で、より高度で詳細な学習、授業を展開していたため。	学校教育法21・40・51条の小・中・高等学校においては文部科学大臣の検定を経た教科書又は文部科学省著作の教科書の使用義務があることの内容について	目的に応じた独自の教科書や詳しく高度な教科書を使用するなど、能力とやる気のある子どもたちに対して独自の教育が展開できるようにする。	特区自治体にレベルの高い学力習得と有為な人材育成の実施を宣言し、その結果を報告し、結果が達成できていない場合は廃校も含め、厳しい処分とする。	補助教材として検定教科書以外の図書を使用することは可能であるが、「教科書」として検定教科書等以外の図書を導入することは認められていない。	文部科学省	
2112	2112040	26	NPO法人 京都教育文化研究所	50080	教育改革特区	4	小学校設置基準の緩和(校舎・運動場の面積)	8432	D	自治体に対して教育効果について宣言し、それに対する報告書を提出することを 持って小学校設置基準の緩和をしていきたいとするもの。	小学校設置基準を緩和し、設置を容易にするため。	小学校設置基準第8条において定められている小学校設置の最低基準の内容について	小学校設置基準に満たない場合でも、その学校の目的、状況を考慮した上で、小学校が設置できるようにする。	特区自治体にレベルの高い学力習得と有為な人材育成の実施を宣言し、その結果を報告し、結果が達成できていない場合は廃校も含め、厳しい処分とする。	特別な事情があり、かつ教育上支障がない場合を除いては校舎及び運動場に関して最低限度の基準が定められている。	文部科学省	
2112	2112050	26	NPO法人 京都教育文化研究所	50080	教育改革特区	5	中学校設置基準の特例(校舎・運動場の面積)	8433	D	自治体に対して教育効果について宣言し、それに対する報告書を提出することを 持って中学校設置基準の緩和をしていきたいとするもの。	中学校設置基準を緩和し、設置を容易にするため。	中学校設置基準第8条において定められている中学校設置の最低基準の内容について	中学校設置基準に満たない場合でも、その学校の目的、状況を考慮した上で、中学校が設置できるようにする。	特区自治体にレベルの高い学力習得と有為な人材育成の実施を宣言し、その結果を報告し、結果が達成できていない場合は廃校も含め、厳しい処分とする。	特別な事情があり、かつ教育上支障がない場合を除いては校舎及び運動場に関して最低限度の基準が定められている。	文部科学省	
2112	2112060	26	NPO法人 京都教育文化研究所	50080	教育改革特区	6	教育職員は、教育職員免許法上の各担当の免許状を有する者でなければならない規定の緩和	8201	D	自治体に対して教育効果について宣言し、それに対する報告書を提出することを 持って教育職員は、教育職員免許状の各担当の免許状を有するものでなければならないとする規定の緩和をしていきたいとするもの。	(教育職員免許を有していない場合でも)幅広い素養を持った人材を教務職員として採用し、教育効果を高めていくため。	教育職員免許法第3条1項において、原則として教育職員は各担当の免許状を有していなければならないとする内容について	教育職員免許を有しない者についても採用し、教務職員として学校に勤務できるようにする。	特区自治体にレベルの高い学力習得と有為な人材育成の実施を宣言し、その結果を報告し、結果が達成できていない場合は廃校も含め、厳しい処分とする。	教育職員免許法第3条1項において、原則として教育職員は各担当の免許状を有していなければならないと定められている。	文部科学省	
2112	2112070	26	NPO法人 京都教育文化研究所	50080	教育改革特区	7	校長及び教員の資格要件の緩和	8003	D	自治体に対して教育効果について宣言し、それに対する報告書を提出することを 持って校長及び教員の資格要件の緩和をしていきたいとするもの。	(教員免許を有していない場合でも)幅広い素養を持った人材を校長、教員として採用し、教育効果を高めていくため。	学校教育法8条に定められている校長及び教員の資格要件について	(いわゆる)民間人の校長、教員を採用し、教務職員として学校に勤務できるようにする。	特区自治体にレベルの高い学力習得と有為な人材育成の実施を宣言し、その結果を報告し、結果が達成できていない場合は廃校も含め、厳しい処分とする。	学校教育法8条において、校長及び教員の資格要件について定められている。	文部科学省	
2112	2112080	26	NPO法人 京都教育文化研究所	50080	教育改革特区	8	授業料を徴収することのできる学校の範囲の拡大	8313	C-1	特区の学校に入学することによって得られる教育効果を明確にし、それに伴う授業料にも了承した上で入学させるため、授業料の徴収をしたいとするもの。	私立学校と同様に安定的、継続的な学校運営を可能とするため(私立学校と同等の助成をしない「安定性・継続性がない」と言うのは論理矛盾)。	学校教育法6条の授業料徴収の不可の内容について	学校事業者による学校において、授業料が徴収できるようにする。	特区自治体にレベルの高い学力習得と有為な人材育成の実施を宣言し、その結果を報告し、結果が達成できていない場合は廃校も含め、厳しい処分とする。	学校教育法6条において国立又は公立の小中学校については授業料を徴収することができないとされているため、現状で学校事業者による特区学校において授業料を徴収できるようか否かの確認をする必要がある。	文部科学省	
2112	2112090	26	NPO法人 京都教育文化研究所	50080	教育改革特区	9	学校事業者による特区学校における私立学校振興助成法の適用			私立学校と同様に安定的、継続的な学校運営を可能とするため。	私立学校振興助成法2条の中に特区学校の定義がないことについて	私立学校振興助成法2条(定義)「特区学校」の規定を追加する。	特区自治体に対してレベルの高い学力習得と有為な人材育成を行うことを宣言し、その結果を報告し、結果が達成できていない場合は廃校も含め、厳しい処分とする。	私立学校振興助成法について学校事業者による特区学校に関する定義がないため、現状では助成金を受け取ることができない。	文部科学省		
2113	2113010	44	個人	50010	花野果ランド	1	・電力会社の電気供給約款は届出制であるが、国より電力会社へ要望できるようにする。			食料自給率45%達成の推進、農業の活性化	農業用電力の契約のあり方	余剰電力(深夜電力)を適用して時間帯を20:00-8:00の12時間とし、併用契約も出来るものとし生産から出荷までを認める。	適用範囲が狭く(活性化につなげるに乏しい)	経済産業省	1130100		
2113	2113020	44	阪本喜代志	50010	花野果ランド	2	・新たな電気供給約款地球温暖化防止に寄与するものであれば、国はこれを認め、これを証券化し債権とする。			余剰電力の活用及び運用に対する地球温暖化防止の寄与を認め、証券化する。	農業用余剰電力(深夜電力)	余剰電力で農業用に供した電力量の扱い	地球温暖化防止に寄与する事を国が認め、電力会社に証券化させる。	経済産業省	1105010		
2114	2114010	14	学校法人 緑ヶ丘学院	50030	中学校教育の私学委託制度	1	公立小から私立中に公的資金で進学できる			左記の条項に公立中学しか指定できないので、私立中学への委託事業ができないので、	当該指定校が公立中学だけである制限を取る	当該指定校に私立中学を含める	一定の所得制限を設ける。私学の定員の2.3割程度を上限とする。	公立小から公立中学進学する場合と同じ費用で私立中学の教育が受けられない	文部科学省		
2114	2114020	14	学校法人 緑ヶ丘学院	50030	中学校教育の私学委託制度	2	公立小から私立中に公的資金で進学できる			左記条項に区域の公立中学しか指定できないので、区域外で	当該指定区域内とする制限を取る	当該指定の区域を市内の私立中学の指定ができるようにする	一定の所得制限を設ける。私学の定員の2.3割程度を上限とする。	公立小から公立中学進学する場合と同じ費用で私立中学の教育が受けられない	文部科学省		
2115	2115010	13	株式会社 イデア・イメージ研究所	50020	滞在型天龍峡シニア支援センター特区	1	農地法第4条の許可を可能とする			農振、農用地に農業関連施設を整備するにあたって、農地法第4条の許可手続きをせずに事故転用を希望	許認可にかかる時間を短縮し、整備の促進を図る	農地法第4条の一部を行政指導によって、容認を希望します。	農振解除、農用地自己転用にかかる時間の短縮。	農林水産省	1000620		
2115	2115020	13	株式会社 イデア・イメージ研究所	50020	滞在型天龍峡シニア支援センター特区	2	農地法第4条の許可を可能とする			農振、農用地に厚生労働省所管(社会福祉法人)の施設を整備することが可能となる措置を希望	利用顧客のニーズの変化に対応した高度なサービスの整備を図る。	行政指導によって、条件を付与して容認を希望します。	補助事業内容の時代対応を考慮され、施設利用の促進のための施設内用の自由裁量を増加。	農林水産省	1000630		
2116	2116010	19		50030		1	理学療法士及び作業療法士法に関する開業規制の撤廃			介護保険の本来の目的は在宅での自立支援であり、リハビリが最も重要である。しかし厚労省の統計によると、訪問介護・入浴等と比べ訪問リハは増加に少ない。その主原因は理学療法士(PT)、作業療法士(OT)が医師の指示の下に作業を行う点である。しかし医師の指示は事実上形骸化しつつある。そこでPT、OTに開業権を与え、必要に応じ医師と連携し相談しつつ、医師の指示なく(在宅リハ)サービス等を施行可能な地域を設定する。	理学療法士及び作業療法士 第一章2条3項、4項(改定 平成11法160)中の「医師の指示の下に。」部分削除。	介護分野等において医師の指示を受けることなく、独自に理学療法士、作業療法士が業務を行えるよう規制を撤廃することになれば、訪問リハビリテーションセンターなどの独自開業が可能となり、在宅での自立支援という介護保険の本来の目的がより一層達成される。ひいては介護・医療保険料の低減につながる。	介護保険の本来の目的は在宅での自立した生活を支えることにあり、この目的も達成するために、身体的障害を有する場合の機能回復、リハビリテーションが最優先となる。しかし、平成14年10月審定分の介護給付費態勢調査(厚生労働省)を見ると、訪問介護、訪問入浴、介護居宅介護支援などと比較して訪問リハビリテーションは増加に少ない。本来ならば本人の自立を促すための支援が必要であるにもかかわらず、まったく逆に本人が何もしなくても生き長らえ、事業者のみ儲けるような方向に向っている。このように十分な在宅リハビリテーションが受けられず、介護保険の本来の目的を達しているとは言えない。その主たる原因は在宅リハビリテーションを提供する理学療法士、作業療法士が医師の指示のもとに業務と施行しなければならないということである。しるるに医療類似行為として認められている柔道整復師には何ら規制がなく、介護保険のもとにリハビリテーションと称し、身体リハビリを中心とした施設が行われており、自立に向けたリハビリテーションとは言い難い。現状でも医師が患者に必要なリハビリテーション内容を詳細に把握し、適切に指示しているとは言いがたい。事実上医師の指示は形骸化している。そこで、医療専門職として教育を受けた理学療法士、作業療法士に開業権を与え、医師の指示を受けることなく、在宅リハビリテーションサービスを提供し、実行することのできる地域を設定したい。もちろん必要に応じ、医師と連携し、相談できるような体制は必要である。なお、従来の介護保険で在宅リハビリテーションを行うことのできる職種は医師、看護師、介護福祉士などがある。現状では医師の指示の下に理学療法士、作業療法士、看護師、介護福祉士などが在宅リハビリテーションを行うとされているものの、機能回復、リハビリテーション実施のための知識、技術は医療専門職として教育を受けた理学療法士、作業療法士にはかかわらない。そこで、専門知識と技術を生かし、医師、看護師、介護福祉士などを教育指導するシステムが必要である。	厚生労働省			

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特例の具体的な要望事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード
2116	2116020	19		50030		2	理学療法士及び作業療法士の開業に関する施設基準の設定				介護保険の本来の目的は在宅での自立支援であり、リハビリが最も重要である。しかし厚労省の統計によると、訪問介護・入浴等と比べ訪問リハは極端に少ない。その主原因は理学療法士(PT)、作業療法士(OT)が医師の指示の下に作業を行う点である。しかし医師の指示は事実上形骸化しつつある。そこでPT、OTに開業権を与え、必要に応じ医師と連携し相談しつつ、医師の指示なく在宅リハビリサービス等を実施可能な地域を設定する。	介護分野において医師の指示を受けることなく、独自に理学療法士、作業療法士が業務を行えるようになれば、訪問リハビリテーションセンターなどの独自開業が可能となり、在宅での自立支援という介護保険の本来の目的がより一層達成される。ひいては介護・医療保険料の低減につながる。		厚生労働省			
2118	2118010	13	医療法人財団河北総合病院	50040	丸の内における国際医療事業	1	海外療養費支給申請の国内への適用				患者の選択において選ばれた治療方法が海外のものも含めて国内で可能とするため、現在の海外で医療を受けた場合の保険者からの給付を適用する。保険診療の範囲外は自費払いとなる。この事業自体に「海外療養費支給申請」を適用させる。	基本的には、海外療養費支給申請が適用となれば、適用の範囲外は自己負担となることの問題は無いが、健康保険法44条(特定療養費制度)が今回の高度先進医療制度の見直しにおいて特定療養費制度の対象の拡大がどこまで認められるか、この範囲に入らなければ、自己負担が増え結果として保険と自費の混合診療となってしまう。	この事業で行われる外国の医療について、各保険者による「海外で医療を受けた場合の給付」を国内における同様の医療に適用する。(海外療養費支給申請)	治療が日本でされる場合には日本人医師と外国人医師の協働のもとで行われる	海外療養費支給申請が海外在住中、旅行中の負傷や疾病を対象としている。健康保険法44条により特定療養費が定められておりこれ以外では認められない。よって混合診療となる	厚生労働省	
2118	2118020	13	医療法人財団河北総合病院	50040	丸の内における国際医療事業	2	医療法人の運営に関する規制緩和				金融機関の間接金融に加え、他の法人から直接出資を求める。その場合運営支援の面からも出資法人の役員を医療法人の有給役員とする。	医療法第42条の業務の範囲、医療法第54条の剰余金配当の禁止、医療法第2条第7条5号利を目的とした開設などの法律により他の法人からの出資の受け入れが事実上出来ない。	剰余金の配当を可能とする、業務範囲の拡大、	医療法54条の剰余金配当の禁止などにより金融機関以外からの資金調達が出来ない	厚生労働省		
2118	2118030	13	医療法人財団河北総合病院	50040	丸の内における国際医療事業	3	外国人医師の診断と治療への協調				外国の免許を持つ外国人医師による的確な診断を可能とするための診療行為	医師法等により日本の医師免許を受けていないと診療できない。問診や触診もできない。違法行為となってしまう。	外国人医師による医療行為を可能とする	日本人医師も日常の診療に携わることで医師法により日本の医師免許を受けたものでなければ医療行為ができない	厚生労働省		
2118	2118040	13	医療法人財団河北総合病院	50040	丸の内における国際医療事業	4	高度先進医療と代替医療による統合医療の実施				高度先進医療を実施するにあたり、その前後において代替医療を行うとき、この一連の診療行為を混合診療とみなさない。	保険医療費担当規則及び健康保険法第44条等医療保険制度で一疾患に対する一連の診療行為において保険診療と自由診療の併用の原則禁止により混合診療となってしまう。	特定療養費制度の緩和	保険医療機関においては代替医療に関する説明は出来ても実際の処方や治療が出来ない、患者負担が軽くなると増える	厚生労働省		
2118	2118050	13	医療法人財団河北総合病院	50040	丸の内における国際医療事業	5	広告規制の撤廃				現在のポジティブ・リスト(広告してよい事項)からネガティブ・リスト(広告してはいけない事項)原則自由の広告規制へ	医療法69条により、広告できる事項が決まっているため、患者は医療機関を受診しないと医療内容を比較できない。	広告規制を撤廃するかネガティブ・リストへ変更	医療法69条により広告できている	厚生労働省		
2119	2119010	26	個人	50010	貸切バス事業の道路運送法20条の適用除外特区	1	特区における貸切バス事業者の道路運送法20条の適用除外制度				・港湾や空港を有しない府県(特に国際観光都市京都)の交通アクセスの充実 ・阪神大震災以後弱体化した貸切バス業界の活性化をはかるため、 ・多様化した顧客ニーズに対応するため、 ・バス利用者によるバス会社選択の機会を与えるため、 ・高速道路の延伸により旅行形態の多様化に対応するため。	貸切バス事業者が道路運送法20条で禁止行為としている区域において営業するため。	特区において貸切バス事業者に対し道路運送法20条の適用を除外するとの規定	・港湾や空港を有しない府県(特に国際観光都市京都)の交通アクセス ・顧客ニーズの多様化 ・阪神大震災以後弱体化した貸切バス業界の活性化 ・バス利用者によるバス会社の選択の幅の拡大 ・高速道路の延伸による旅行形態の多様化 以上により現行制度では対応できない。	国土交通省	1208110	
2120	2120010	23	個人	50010	万博特区	1	市街化調整区制限の緩和				万博開催まで時間がないので要する手続きを簡素化し、迅速に対応できるように	当該要件を撤廃し、地方自治体に権限を委譲する。	事前の住民からの意見聴取を求める。	高圧電線下の安全性の確認	国土交通省	1200160	
2121	2121010	40	福岡チャータースクール研究会	50110	福岡バイリンガルスクール特区	1	学校設置主体の要件の緩和	8002	C-1	学校は「公の性質」を有するものであり(教育法第6条)、設置と運営は、国家、社会として責任を持って取り組むべきで、極めて公共性の高いものとする。…(中略)…また、学校法人制度は学校経営等に求められる公共性の確保、安定的・継続的な学校教育等を保証するために特別に認められたものであり、学校法人に求められる要件を充たさない民法法人等に学校の設置を認めることについても、特区に限ったとしても適切ではない。と回答されているが、公教育の公共性・安定性・継続性を確保できる新しい制度(公設民営学校制度等)を創設し、非営利の民間教育団体の参入を可能にする方途も考えるべきではないか。	地域社会の新しい教育的ニーズに応えた、「公設民営」方式による学校を非営利の民間教育団体が公の支援を得て創るため。	学校教育法第2条で「学校は国、地方公共団体及び学校法人のみが設置できる」としていることについて、	非営利の民間教育団体も公の支援を得て、学校が設置できる。	国、地方公共団体及び学校法人しか学校が設置できない。	文科科学省		
2121	2121020	40	福岡チャータースクール研究会	50110	福岡バイリンガルスクール特区	2	特区学校審議会の創設				特区内に設置する公設民営学校の公共性、安定性、継続性を審議するため。	公設民営学校は私立学校の範疇にはないが、私立学校教育法第9条に、「この法律の規定により権限に属せしめられた事項を審議させるため都道府県に、私立学校審議会を置く」とあることに関連して、	特区地方公共団体の首長の下に「特区学校審議会」を創設する。	学校教育法第17条、第35条、第41条、及び第52条第2項に定める学校設置の目的に達成するものとする。有識者による「特区学校審議会」を設置し、上記の目的が達成されているかどうかを審議する。	私立学校に対してのみ審議会が存在する。	文科科学省	
2121	2121030	40	福岡チャータースクール研究会	50110	福岡バイリンガルスクール特区	3	特色ある教育課程の編成	8007 8032 8045	A	学習指導要領によるない教育課程の編成については、「研究開発学校制度の弾力的な適用により対応する。」と管理コードのすべてに答えられている。導入されると言われている「特区研究開発学校制度」においても、学習指導要領を基準にして認可されるものと考えられ、現代社会の多様な教育ニーズに対応した特色ある、ユニークな教育課程をもった学校は許可されたいと思われる。	特区地方公共団体の首長の下に構成される「特区学校審議会」に学校の教育課程に関する認可権をもたせるため。	学校教育法第17～20条、第36～38条、第17～第41～43条および小・中・高等学校の学習指導要領に教育内容が定められていることについて、	特区学校審議会に学校の教育課程の認可権を与える。	児童・生徒が各学校段階の終了時点で、各種試験団体が行う客観的な試験を受けることとし、特に、読み、書き、計算する能力の維持・向上が見られること(許認可の条件)とする。	学習指導要領が示している学年配当内容を守らなければならない。	文科科学省	
2121	2121040	40	福岡チャータースクール研究会	50110	福岡バイリンガルスクール特区	4	英語による教科等の指導	8007 8008	A	「小学校段階から国語を除く全ての教科の授業を英語で行うなどの取り組みを含む計画については、国語能力の習得、英語で行う教科の内容の理解に付いて問題が生じることから、児童生徒の発達段階に応じて、適切な代替措置が確保されることが実地の前提条件として求められる。」としているが、国語と英語の二言語を学習し、英語での教科を学ぶ場合、一般の学校で期待される習得レベルとは必ずしも違ってくるものと考えられ、現段階ではそれぞれの学校が独自に習得レベルを定めるべきである。	英語による教科指導を行う学校が、国語と英語の習得レベル及び他の教科の習得レベルを独自に定めることができるようにするため。	学習指導要領に示されている学年配当内容および総授業時間数について、	英語による教科指導を行う各学校は、国語、英語その他の教科の習得レベルを自ら設定する。	英語による教科指導を行う学校が多くなれば、共同して各教科の習得のレベルを統一して定めることは可能であるが、現状では各学校で定めることとする。但し、児童生徒は漢字検定試験や英語検定試験を受け、その結果を公表するものとする。また、英語による教科テストはテスト問題とテスト結果について公表するものとする。	学習指導要領が示している学年配当内容および総授業時間数を守らなければならない。	文科科学省	

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特例の具体的要望事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード
2121	2121050	40	福岡チャータースクール研究会	50110	福岡バイリンガルスクール特区	5	学校修学年限の弾力化(小・中・高)	8006	A	今日の児童生徒の発達成長に調和した新しい年限区分が必要であると考え、	学校教育法に校種別に修学年限が記述されているため、小・中学校及び、小・中・高等学校の教育に一貫性をもたせたい状況にあることから、	学校教育法第19条、第37条、第45条が各学校段階の年限を定めていることについて、	小学校4～5年、中学校3～4年、高等学校4年の学校制度(4-4-4、5-3-4制)を創る。		6-3-3制と制度が固定化されている。	文部科学省	
2121	2121060	40	福岡チャータースクール研究会	50110	福岡バイリンガルスクール特区	6	一部、県費負担職員の任命権を特区学校審議会に付与				第三セクター方式と言っても良い、公設民営校が存在しない状況にあることから、	適用する法令はない。	特区学校が一定数の県費負担職員の採用を可能とする新しい規定を作る。	非営利の民間教育団体が公の支援を得て設立する特区学校は、公立学校と同様、高い公共性を有すると考える。	現行制度にはない。	文部科学省	
2121	2121070	40	福岡チャータースクール研究会	50110	福岡バイリンガルスクール特区	7	普通教員免許状の授与要件の緩和	8209	D	「外国の教員免許状を有する者には、都道府県教育委員会の行う教育職員検定において、その修得した単位及び基礎資格等に基づき、日本の普通免許状を授与することができるが、授与する免許状の種類についてはすべての教員に対応した免許状の授与が可能である。」と言われるが、しかし、教育職員検定は英語(母語)で行われていないと思われる。	英語によるバイリンガル教育をめざす公設民営学校は外国人教師を雇用せざるを得ないが、外国人教師のもつ免許状が認知されず、学級担任や教科担任として雇用できない状況にあることから、	外国の教員免許状を有する者は都道府県教育委員会の行う教育職員検定を受けなければならないことについて、	「教育職員検定に際し、外国における免許状や授与された免許状の種類に基づき判断される。」ことに関して、検定試験は英語(母語)で行われるようにする。	英語によって教授することを本務とする教師であることを条件とする。	教育職員検定で用いられる言語が明確ではない。	文部科学省	
2121	2121080	40	福岡チャータースクール研究会	50110	福岡バイリンガルスクール特区	8	授業料の徴収および私学助成の対象の拡大				特区学校が経済的に困窮することなく、必要十分な教育が行えるようにするため、	私立学校法第59条、国又は地方公共団体は、学校法人に対して、必要な助成をすることができることについて、	私立学校だけでなく(公設民営方式による特区学校も、県費負担職員分を助成した上で、一部授業料の徴収ができ、かつ、一部私学助成が得られるようにする。	特区学校はその経理を公表し、特区学校審議会の承認を得ることとする。	私立学校だけが授業料を徴収でき、かつ、私学助成を得られる。	文部科学省	
2122	2122010	28	神戸チャータースクール研究会	50110	神戸バイリンガルスクール特区	1	学校設置主体の要件の緩和	8002	C-1	学校は「公の性質」を有するものであり(教基法第6条)、設置と運営は、国家、社会として責任を持って取り組むべきで、極めて公共性の高いものと考え、…中略…また、学校法人制度は学校経営等に求められる公共性の確保、安定的・継続的な学校教育等を保証するために特別にもうけられたものであり、学校法人に求められる要件を充たさない民法法人等に学校の設置を認めることについても、特記に限ったとしても適切ではない、と回答されているが、公教育の公共性・安定性・継続性を確保できる新しい制度(公設民営学校制度等)を創設し、非営利の民間教育団体の参入を可能にする方途も考えるべきではないか、	地域社会の新しい教育的ニーズに応えた、「公設民営」方式による学校を非営利の民間教育団体が公の支援を得るため、	学校教育法第2条で「学校は国、地方公共団体及び学校法人のみが設定できる。」としていることについて、	非営利の民間教育団体も公の支援を得て、学校が設置できる。	国、地方公共団体及び学校法人しか学校が設置できない。	文部科学省		
2122	2122020	28	神戸チャータースクール研究会	50110	神戸バイリンガルスクール特区	2	特区学校審議会の創設				特区内に設置する公設民営学校の公共性、安定性、継続性を審議するため、	公設民営学校は私立学校の範疇にはないが、私立学校教育法第9条に、「この法律の規定により権限に属せしめられた事項を審議させるため都道府県に、私立学校審議会を置く」とあることに関連して、	特区地方公共団体の首長の下に「特区学校審議会」を創設する。	私立学校に対してのみ審議会が存在する。	文部科学省		
2122	2122030	28	神戸チャータースクール研究会	50110	神戸バイリンガルスクール特区	3	特色ある教育課程の編成	8007 8032 8045	A	学習指導要領によらない教育課程の編成については、「研究開発学校制度の弾力的な運用により対応する。」と管理コードのすべてに盛り込まれている。導入されていることの実地の前提条件として求められる。としているが、国語と英語の二言語を学習し、英語で他の教科を学ぶ場合、一般の学校で期待される習得レベルとは自ずから違ってくるものと考えられ、現段階ではそれぞれの学校が独自に習得レベルを定めるべきである。	特区地方公共団体の首長の下に構成される「特区学校審議会」に、学校の教育課程に関して認許権をもたせるため、	学校教育法第17～20条、第36～38条、第17～41～43条および小・中・高等学校の学習指導要領に教育内容が定められていることについて、	特区学校審議会に学校の教育課程の認許権を与える。	児童・生徒が各学校段階の終了時点で、各種試験団体が行う客観的な試験を受けることとし、特に、読み、書き、計算する能力の維持・向上が見られること(認許の条件)とする。	学習指導要領が示している学年配当内容を守らなければならない。	文部科学省	
2122	2122040	28	神戸チャータースクール研究会	50110	神戸バイリンガルスクール特区	4	英語による教科等の指導	8007 8008	A	「小学校段階から国語を除く全ての教科の授業を英語で行うなどの取り組みを含む計画については、国語能力の習得、英語で行う教科の内容の理解に付いて問題が生じることから、児童生徒の発達段階に応じて、適切な代替措置が担保されることが実地の前提条件として求められる。」としているが、国語と英語の二言語を学習し、英語で他の教科を学ぶ場合、一般の学校で期待される習得レベルとは自ずから違ってくるものと考えられ、現段階ではそれぞれの学校が独自に習得レベルを定めるべきである。	英語による教科指導を行う学校が、国語と英語の習得レベル及び他の教科の習得レベルを独自に定めることができるようにするため、	学習指導要領に示されている学年配当内容および総授業時間数について、	英語による教科指導を行う各学校は、国語、英語その他の教科の習得レベルを自ら設定する。	学習指導要領が示している学年配当内容および総授業時間数を守らなければならない。	文部科学省		
2122	2122050	28	神戸チャータースクール研究会	50110	神戸バイリンガルスクール特区	5	学校修学年限の弾力化(小・中・高)	8006	A	今日の児童生徒の発達成長に調和した新しい年限区分が必要であると考え、	学校教育法に校種別に修学年限が記述されているため、小・中学校及び、小・中・高等学校の教育に一貫性をもたせたい状況にあることから、	学校教育法第19条、第37条、第45条が各学校段階の年限を定めていることについて、	小学校4～5年、中学校3～4年、高等学校4年の学校制度(4-4-4、5-3-4制)を創る。		6-3-3制と制度が固定化されている。	文部科学省	
2122	2122060	28	神戸チャータースクール研究会	50110	神戸バイリンガルスクール特区	6	一部、県費負担職員の任命権を特区学校審議会に付与				第三セクター方式と言っても良い、公設民営校が存在しない状況にあることから、	適用する法令はない。	特区学校が一定数の県費負担職員の採用を可能とする新しい規定を作る。	非営利の民間教育団体が公の支援を得て設立する特区学校は、公立学校と同様、高い公共性を有すると考える。	現行制度にはない。	文部科学省	
2122	2122070	28	神戸チャータースクール研究会	50110	神戸バイリンガルスクール特区	7	普通教員免許状の授与要件の緩和	8209	D	「外国の教員免許状を有する者には、都道府県教育委員会の行う教育職員検定において、その修得した単位及び基礎資格等に基づき、日本の普通免許状を授与することができるが、授与する免許状の種類についてはすべての教員に対応した免許状の授与が可能である。」と言われるが、しかし、教育職員検定は英語(母語)で行われていないと思われる。	英語によるバイリンガル教育をめざす公設民営学校は外国人教師を雇用せざるを得ないが、外国人教師のもつ免許状が認知されず、学級担任や教科担任として雇用できない状況にあることから、	外国の教員免許状を有する者は都道府県教育委員会の行う教育職員検定を受けなければならないことについて、	「教育職員検定に際し、外国における免許状や授与された免許状の種類に基づき判断される。」ことに関して、検定試験は英語(母語)で行われるようにする。	英語によって教授することを本務とする教師であることを条件とする。	教育職員検定で用いられる言語が明確ではない。	文部科学省	
2122	2122080	28	神戸チャータースクール研究会	50110	神戸バイリンガルスクール特区	8	授業料の徴収および私学助成の対象の拡大				特区学校が経済的に困窮することなく、必要十分な教育が行えるようにするため、	私立学校法第59条、国又は地方公共団体は、学校法人に対して、必要な助成をすることができることについて、	私立学校だけでなく(公設民営方式による特区学校も、県費負担職員分を助成した上で、一部授業料の徴収ができ、かつ、一部私学助成が得られるようにする。	特区学校はその経理を公表し、特区学校審議会の承認を得ることとする。	私立学校だけが授業料を徴収でき、かつ、私学助成を得られる。	文部科学省	
2123	2123010	13	東京チャータースクール研究会	50110	東京バイリンガルスクール特区	1	学校設置主体の要件の緩和	8002	C-1	学校は「公の性質」を有するものであり(教基法第6条)、設置と運営は、国家、社会として責任を持って取り組むべきで、極めて公共性の高いものと考え、…中略…また、学校法人制度は学校経営等に求められる公共性の確保、安定的・継続的な学校教育等を保証するために特別にもうけられたものであり、学校法人に求められる要件を充たさない民法法人等に学校の設置を認めることについても、特記に限ったとしても適切ではない、と回答されているが、公教育の公共性・安定性・継続性を確保できる新しい制度(公設民営学校制度等)を創設し、非営利の民間教育団体の参入を可能にする方途も考えるべきではないか、	地域社会の新しい教育的ニーズに応えた、「公設民営」方式による学校を非営利の民間教育団体が公の支援を得るため、	学校教育法第2条で「学校は国、地方公共団体及び学校法人のみが設定できる。」としていることについて、	非営利の民間教育団体も公の支援を得て、学校が設置できる。	国、地方公共団体及び学校法人しか学校が設置できない。	文部科学省		
2123	2123020	13	東京チャータースクール研究会	50110	東京バイリンガルスクール特区	2	特区学校審議会の創設				特区内に設置する公設民営学校の公共性、安定性、継続性を審議するため、	公設民営学校は私立学校の範疇にはないが、私立学校教育法第9条に、「この法律の規定により権限に属せしめられた事項を審議させるため都道府県に、私立学校審議会を置く」とあることに関連して、	特区地方公共団体の首長の下に「特区学校審議会」を創設する。	私立学校に対してのみ審議会が存在する。	文部科学省		

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特例の具体的な要望事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード
2123	2123030	13	東京チャータースクール研究会	50110	東京バILINGガルスクール特区	3	特色ある教育課程の編成	8007 8032 8045	A	学習指導要領によらない教育課程の編成については、「研究開発学校制度の弾力的な運用により対応する。」と管理コードのすべてに添えられている。導入されると言われている「特区研究開発学校制度」においても、学習指導要領を基準にして認可されるものと考えられ、現代社会の多様な教育ニーズに対応した特色ある、ユニークな教育課程をもった学校は許可されないと思われる。	特区地方公共団体の首長の下に構成される「特区学校審議会」に学校の教育課程に関して認許可権をもたせるため。	学校教育法第17～20条、第36～38条、第17～第41～43条および小・中・高等学校の学習指導要領に教育内容が定められていることについて、	特区学校審議会に学校の教育課程の認許可権を与える。	児童・生徒が各学校段階の終了時点で、各種試験団体が行う客観的な試験を受けることとし、特に、読み、書き、計算する能力の維持・向上が見られること(認許可の条件)とする。	学習指導要領が示している学年配当内容を守らなければならない。	文部科学省	
2123	2123040	13	東京チャータースクール研究会	50110	東京バILINGガルスクール特区	4	英語による教科等の指導	8007 8008	A	「小学校段階から国語を除く全ての教科の授業を英語で行うなどの取り組みを含む計画については、国語能力の習得、英語で行う教科の内容の理解に付いて問題が生じることから、児童生徒の発達段階に応じて、適切な代替措置が担保されることが実地の前提条件として求められる。」としているが、国語と英語の二言語を学習し、英語で他の教科を学ぶ場合、一般の学校で期待される習得レベルとは必ずしも違ってくるものと考えられ、現段階ではそれぞれの学校が独自に習得レベルを定めるべきである。	英語による教科指導を行う学校が、国語と英語の習得レベル及び他の教科の習得レベルを独自に定めることができるようにするため、	学習指導要領に示されている学年配当内容および総授業時間数について、	英語による教科指導を行う各学校は、国語、英語その他の教科の習得レベルを自ら設定する。	英語による教科指導を行う学校が多くなれば、共同して各教科の習得のレベルを統一して定めることは可能であるが、現状では各学校で定めることとする。但し、児童生徒は漢字検定試験や英語検定試験を受け、その結果を公表するものとする。また、英語による教科テストはテスト問題とテスト結果について公表するものとする。	学習指導要領が示している学年配当内容および総授業時間数を守らなければならない。	文部科学省	
2123	2123050	13	東京チャータースクール研究会	50110	東京バILINGガルスクール特区	5	学校修学年限の弾力化(小・中・高)	8006	A	今日の児童生徒の発達成長に調和した新しい年限区分が必要であると考え、	学校教育法に校種別に修学年限が記述されているため、小・中学校及び、小・中・高等学校の教育に一貫性をもたせたい状況にあることから、	学校教育法第19条、第37条、第45条が各学校段階の年限を定めていることについて、	小学校4～5年、中学校3～4年、高等学校4年の学校制度(4-4-4、5-3-4制)を創る。		6-3-3制と制度が固定化されている。	文部科学省	
2123	2123060	13	東京チャータースクール研究会	50110	東京バILINGガルスクール特区	6	一部、県費負担職員の任命権を特区学校審議会に付与				第三セクター方式と言っても良い、公設民営校が存在しない状況にあることから、	適用する法令はない。	特区学校が一定数の県費負担職員の採用を可能とする新しい規定を作る。	非営利の民間教育団体が公の支援を得て設立する特区学校は、公立学校と同様、高い公共性を有すると考える。	現行制度にはない。	文部科学省	
2123	2123070	13	東京チャータースクール研究会	50110	東京バILINGガルスクール特区	7	普通教員免許状の授与要件の緩和	8209	D	「外国の教員免許状を有する者には、都道府県教育委員会の行う教育職員検定において、その修得した単位及び基礎資格等に基づき、日本の普通免許状を授与することができるが、授与する免許状の種類についてはすべての教科に対応した免許状の授与が可能である。」と云われるが、しかし、教育職員検定は英語(母語)で行われていないと思われる。	英語によるバILINGガル教育をめざす公設民営学校は外国人教師を雇用せざるを得ないが、外国人教師のもつ免許状が認知されず、学級担任や教科担任として雇用できない状況にあることから、	外国の教員免許状を有する者は都道府県教育委員会の行う教育職員検定を受けなければならないことについて、	「教育職員検定に際し、外国における免許状や授与された免許状の種類に基づき判断されることに関して、検定試験は英語(母語)で行われるようにする。	英語によって教授することを本務とする教師であることを条件とする。	教育職員検定で用いられる言語が明確ではない。	文部科学省	
2123	2123080	13	東京チャータースクール研究会	50110	東京バILINGガルスクール特区	8	授業料の徴収および私学助成の対象の拡大				特区学校が経済的に困窮することなく、必要充分な教育が行えるようにするため、	私立学校法第59条、国又は地方公共団体は、学校法人に対して、必要な助成をすることができることについて、	私立学校だけでなく公設民営方式による特区学校も、県費負担職員分を助成した上で、一部授業料の徴収ができ、かつ、一部私学助成が得られるようにする。	特区学校はその経理を公表し、特区学校審議会の承認を得ることとする。	私立学校だけが授業料を徴収でき、かつ、私学助成を得られる。	文部科学省	
2124	2124010	20	長野県公設民営学校連合会	50110	長野県公設民営学校特区	01	非営利の民間教育団体の学校経営への参入など学校設置主体の緩和	8002	C-1	学校は「公の性質」を有するものであり(教基法第6条)、設置と運営は、国家、社会として責任を持って取り組むべきで、極めて公共性の高いものと考え、…中略…また、学校法人制度は学校経営等に求められる公共性の確保、安定性・継続的な学校教育を確保するために特別にもうけられたものであり、学校法人に求められる要件を充たさない民法法人等に学校の設置を認めることについても、特区に限ったとしても適切ではない。」と回答されているが、公教育の公共性・安定性・継続性を確保できる新しい制度を創設し、民間事業者の参入を可能にする方法も考えるべきではないか。	地域社会の新しい教育的ニーズに応え、公と民で共同して創る「公設民営」方式による学校を創るため、	学校教育法第2条で「学校は国、地方公共団体及び学校法人のみが設定できる。」としていることについて、	非営利の民間事業者も公の支援を得て、学校が設置できる。	国、地方公共団体及び学校法人しか学校が設置できない。	文部科学省		
2124	2124020	20	長野県公設民営学校連合会	50110	長野県公設民営学校特区	02	特区公設民営学校審議会の創設				特区内に設置する公設民営学校の公共性、安定性、継続性を審議するため、	公設民営学校は私立学校の範疇にはないが、私立学校教育法第9条に、「この法律の規定により権限に属せしめられた事項を審議させるため都道府県に、私立学校審議会を置く」とあることに関連して、	都道府県の首長の下に「特区公設民営学校審議会」を創設する。	学校教育法第17条、第35条、第41条、及び第52条第2項に定められている学校の目的に達成するものとする。有識者による「特区学校審議会」を設置し、上記の目的が達成されているかどうかを審議する。	国、地方公共団体及び学校法人しか学校が設置できない。	文部科学省	
2124	2124030	20	長野県公設民営学校連合会	50110	長野県公設民営学校特区	03	特色ある教育プログラムを持つ教育課程の編成	8007 8032 8045	A	学習指導要領によらない教育課程の編成については、研究開発学校制度の弾力的な運用により対応する。」と管理コードのすべてに添えられているが、たとえ、導入されると言われている「特区研究開発学校制度」においても、学習指導要領を基準にして認可されるものと考えられ、現代社会の多様な教育ニーズに対応した特色ある、ユニークな教育プログラムをもった学校は許可されないと思われる。	都道府県の首長の下に構成される「特区公設民営学校審議会」に学校の教育課程に関して認許可権をもたせるため、	学校教育法第17～20条、第36～38条、第17～第41～43条および小・中・高等学校の学習指導要領に教育内容が定められていることについて、	特区公設民営学校審議会に学校の教育課程の認許可権を与える。	児童生徒が各学校段階の終了時点で、各種試験団体が行う客観的な試験を受けることとし、特に、読み、書き、計算する能力の維持・向上が見られること(認許可の条件)とする。	学習指導要領が示している学年、配当内容を守らなければならない。	文部科学省	
2124	2124040	20	長野県公設民営学校連合会	50110	長野県公設民営学校特区	04	英語による教科等の指導	8007 8008	A	「小学校段階から国語を除く全ての教科の授業を英語で行うなどの取り組みを含む計画については、国語能力の習得、英語で行う教科の内容の理解に付いて問題が生じることから、児童生徒の発達段階に応じて、適切な代替措置が担保されることが実地の前提条件として求められる。」としているが、国語と英語の二言語を学習し、英語で他の教科を学ぶ場合、一般の学校で期待される習得レベルとは必ずしも違ってくるものと考えられ、現段階ではそれぞれの学校が独自に習得レベルを定めるべきである。	英語による教科指導を行う学校では、国語と英語の習得レベル及び他の教科の習得レベルが独自に定めることができるようにするために、	学習指導要領に示されている学年配当内容について、	英語による教科指導を行う各学校は、国語、英語その他の教科の習得レベルを自ら設定する。	英語による教科指導を行う学校が多くなれば、共同して各教科の習得のレベルを統一して定めることは可能であるが、現状では各学校で定めることとする。但し、児童生徒は漢字検定試験や英語検定試験を受け、その結果を公表するものとする。また、英語による教科テストはテスト問題とテスト結果について公表するものとする。	学習指導要領が示している学年、配当内容を守らなければならない。	文部科学省	
2124	2124050	20	長野県公設民営学校連合会	50110	長野県公設民営学校特区	05	学校修学年限の弾力化(小・中・高)	8006	A	各学校段階の修学年限の弾力化に言及されていない。今日の児童生徒の発達成長に調和した年限区分が必要であると考え、	学校教育法に校種別に記述されているため、小・中学校及び、小・中・高等学校の教育に一貫性をもたせたい状況にあることから、	学校教育法第1条に「学校とは小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園とする」とあることについて、また、第19、37、46条に各学校段階の修学年限が決められていることについて、	小学校4～5年、中学校3～4年、高等学校4年の学校制度(4-4-4制、5-3-4制)を創る。		6-3-3制と制度が固定化されている。	文部科学省	
2124	2124060	20	長野県公設民営学校連合会	50110	長野県公設民営学校特区	06	一部、県費負担職員の任命権を特区公設民営学校審議会に付与				第三セクター方式と言っても良い、公設民営校が存在しない状況にあることから、	適用する法令はない。	一定数の県費負担職員の採用を可能とする新しい規定を作る。	地方公共団体と第三者の共同で設立する公設民営学校は、公立学校と同様、高い公共性を有すると考える。	現行制度にはない。	文部科学省	
2124	2124070	20	長野県公設民営学校連合会	50110	長野県公設民営学校特区	07	高校入学資格の緩和				インターナショナル・スクール(中学校)の卒業者の高校への入学も期待されるが、学校として認定されていないため、入学させられない状況にあることについて、	学校教育法第1条について、	学校教育法第1条に「インターナショナル・スクール(国際学校)。(仮称)という言葉を加える。	国際学校とは、国際学校ヨーロッパ協議会(The European Council of International schools)、認定校とする。	国際学校は1条校として認められていない。	文部科学省	
2124	2124080	20	長野県公設民営学校連合会	50110	長野県公設民営学校特区	08	普通教員免許状の授与要件の緩和	8209	D	「外国の教員免許状を有する者には、都道府県教育委員会の行う教育職員検定において、その修得した単位及び基礎資格等に基づき、日本の普通免許状を授与することができるが、授与する免許状の種類についてはすべての教科に対応した免許状の授与が可能である。」と云われるが、しかし、教育職員検定は英語(母語)で行われていないと思われる。	英語によるバILINGガル教育をめざす公設民営学校は外国人教師を雇用せざるを得ないが、外国人教師のもつ免許状が認知されず、学級担任や教科担任として雇用できない状況にあることについて、	外国の教員免許状を有する者は都道府県教育委員会の行う教育職員検定を受けなければならないことについて、	「教育職員検定に際し、外国における免許状や授与された免許状の種類に基づき判断されることに関して、検定試験は英語(母語)で行われるようにする。	英語によって教授することを本務とする教師であることを条件とする。	教育職員検定で用いられる言語が明確ではない。	文部科学省	

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特例の具体的要望事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード
2124	2124090	20	長野県公設民営学校連合会	50110	長野県公設民営学校特区	09	校長、教頭、教諭、その他の職員			校長、教頭、教諭、その他の職員の拡大	教職員について「校長、教頭、教諭、講師、養護教諭、事務職員、養護助教諭」という規定があり、子どもの心理を取り扱い学校カウンセラーや寄宿制学校では不可欠な看護士(士)が採用できない状況にあることについて	学校教育法第28条の規定について、	学校カウンセラー及び看護士(士)を加筆する、	学校カウンセラー及び看護士(士)は学校の職員にならない、	文部科学省		
2125	2125010	13	(株)大林組	50020	都市再生推進特区	1	駐車場附置義務の緩和			都市再生の観点から、市街地再開発事業の計画物件の事業化を促進するため、	都市心部オフィスの建築計画の自由度を増し、有効率を高めることにより、事業採算性の向上を図り、建設投資を促進するため、	駐車場法第20条により駐車場整備地区内他における、特定用途の当該規模以上の建築物については駐車場を設けなければならないと定められていることについて、	都市心部のオフィスビルにおける駐車場附置義務を緩和するため、商業施設やホテルとは異なる算定基準とし、附置すべき駐車台数を現行規制の半分程度とする、	周辺にも十分に駐車場が確保され、マス利用が整備された交通利便性の高い場所に限る、	オフィスビルの建設の場合も商業施設やホテルと同様の算定基準に基づき(駐車場を確保)必要があるが、公共交通機関の利用が整備された都市心部では駐車場が十分活用されていない、また、駐車場の地下に設けることが多いため、建築コスト高につながる、	国土交通省	1203060
2126	2126010	13	(株)大林組	50020	市街地再開発事業推進特区	1	市街地再開発事業の補助対象の緩和			都市再生の観点から、市街地再開発事業の計画物件の事業化を促進するため、	市街地再開発事業に対する補助制度の対象が「2号施設」のみとなっていることについて、	補助制度の対象を「2号施設」のみではなく、総事業費の50%程度まで緩和する、	市街地再開発事業に対する補助制度の対象が「2号施設」のみと限定のため、事業化のインセンティブになっていない、	国土交通省	1203290		
2127	2127010	13	(株)大林組	50020	優良建築物等整備推進特区	1	優良建築物等整備事業の補助対象の拡大等			優良建築物等整備事業の観点から、優良建築物等整備事業の計画物件の事業化を促進するため、	優良建築物等整備事業における補助制度の対象が建築ガイドラインなどにより限定的であり、高齢者対象・単身者住宅、小規模集合住宅が対象とならない、また補助額が地方公共団体の財政状況の影響を受け、上限額が設定されることにより、事業化へのインセンティブとなるほどの補助金が得られない、補助金申請のための資料作成が煩瑣であること、	補助制度の対象として高齢者対象・単身者住宅、小規模集合住宅が対象とするなどの見直しを行う、国が地方自治体の補助額にかかわらず一定の補助率での補助を行い、また国の補助率を1/3引き上げを図る、さらに「一定の要件を満たした建物に対しては総事業費の30%の補助を行う、などの制度の簡素化を進める、	優良建築物等整備事業における補助制度の対象が限定的であること、また、補助額が地方公共団体の財政状況の影響を受けることから、有効に機能していない、	国土交通省	1206610		
2128	2128010	13	(株)大林組	50020	法定外公共物私下げ特区	1	里道・水路等の法定外公共物の公用用途廃止・私下げ手続の簡素化・迅速化			里道・水路等の法定外公共物が開発エリアに含まれる開発事業において、事業スケジュールの短縮・事業コストの低減を図り、民間開発事業者の事業意欲を促進させるため、	国有財産法20条、28条、29条において普通財産の売り払い、譲与を規定しているが、法定外公共物についてその手続が定められた法令等がないことについて、	里道・水路の公用用途廃止・私下げ手続の簡素化・迅速化を図る、たとえば申請がされたから行政より回答を行うまでの期間を1ヶ月などに短縮する、公用用途廃止の手続と公用地私下げの手続を一体のものとして行う、また関係者同意の手続は行政機関によって行うなど、	里道・水路の公用用途廃止・私下げには時間がかかるため、事業スケジュールが大幅に遅れることにより事業コストを増加させ、民間開発事業者の負担となる、また民間事業者の希望通りの期間での事業化が行えないことから、開発意欲を減退させている、	国土交通省			
2129	2129010	13	(株)大林組	50020	介護医療特区	1	老人保健施設経営主体の緩和			介護老人保健施設の運営に競争原理を導入し、質の高い介護老人保健施設の立地を促進することにより、入居者満足度の向上を図るため、	介護保険法第94条により、地方公共団体、医療法人、社会福祉法人その他厚生大臣が定める者以外は介護老人保健施設開設の許可を受けることができないことについて、	株式会社の介護老人保健施設開設を容認する、	公平で、継続的・安定的サービスの提供を担保するため、業務適正化の確保措置(所轄庁への年次報告、情報公開等の義務づけ)、第三者機関による格付け措置などを実施する、	介護保険法第94条により、地方公共団体、医療法人、社会福祉法人その他厚生大臣が定める者以外は介護老人保健施設開設の許可を受けることができないため、株式会社は介護老人保健施設を開設することができない、	厚生労働省		
2130	2130010	13	(株)大林組	50020	都市再生推進特区	1	大規模都市開発における環境影響評価、大規模小売店舗立地法等の重複予測項目の一本化			大規模都市開発における民間事業者の負担コスト軽減と手続き期間短縮を図り、都市開発事業を促進するため、	環境影響評価法第11条及び大規模小売店舗立地法第4条により、騒音予測及び廃棄物発生予測について同様の手続きを求められていることについて、	大規模都市開発において、環境影響評価に基づく計画全体を対象にした予測を完了している場合は、大規模小売店舗立地法の同様の予測については、その手続きを簡素化する、	環境影響評価法および大規模小売店舗立地法の双方の対象事業に該当する場合、環境影響評価で計画全体に対する騒音予測、廃棄物発生予測を完了しているにも関わらず、大規模小売店舗立地法で、店舗部分だけを対象にした騒音及び塵芥発生予測作業を行う必要があり、予測にかかるコスト及び期間が民間事業者の大きな負担となっている、しかも、店舗部分だけを対象にした予測は実質的な意味がない、	環境省 経済産業省	1103020 1300160		
2131	2131010	14	NPO法人橋の木学園	50080	NPO法人学校特区	7	教職員の採用権者の拡大			学校が求める人材を独自に教職員に任命できるようにするため、	教育公務員特例法第13条で、教員を採用する際の選考を、校長と教育委員会の教育長が行うことになっている点、	校長が単独で教職員の採用決定をできるようにする、	校長は当該地方自治体の特区学校審議会に対して、新規の教職員に関する文書提出をふくめ、資質、経歴ともに十分であることを説明するものとする、	現行では、独自の特色ある教育をすることができる、真に学校に必要な教職員を十分に採用することができない、	文部科学省		
2131	2131020	14	NPO法人橋の木学園	50080	NPO法人学校特区	8	私学助成に関する条件の緩和			経済的に困窮することなく、必要な教育を行うことができるようにするため、	私立学校法59条:国又は地方公共団体は、…学校法人に対し、私立学校に必要な助成をすることができる、	私立学校でなく、特区学校に対しても私学助成を行って欲しい、	地方自治体の特区学校審議会に対し、公共性のある教育であることを説明して許可を得る、	公立でも私立でもない特区学校に関する助成の規則がない、	文部科学省		
2131	2131030	14	NPO法人橋の木学園	50080	NPO法人学校特区	01	養護学校設立に関する要件の緩和		D	学校法人でない非営利活動法人の設立する特色ある学校を、法的に「学校」と認めようとするため、	学校教育法第2条:学校は、国、地方公共団体及び私立学校法第3条に規定する学校法人のみが、これを設置することができる、	学校法人以外のNPO法人を初めとする公益法人にも、正式に学校設立権を与えてほしい、	特区認定された地方公共団体の長の認可を終了NPO法人を初めとする公益法人による学校の設置を、特区学校として許可する、自治体の首長の下に「特区学校審議会(仮称)」を置き、この機関が首長に代わって法人の審査等を行う、	現状では、学校法人以外の学校設立が認可されておらず、保護者は多大な経済的負担を強いられている、	文部科学省		
2131	2131040	14	NPO法人橋の木学園	50080	NPO法人学校特区	02	学校設置者以外の学校管理・運営の容認	8101	c-1	学校法人でない非営利活動法人の設立する特色ある学校を、「公設民営学校」として運営するため	学校教育法第5条で、学校の設置者以外に管理・運営を認めない点、	学校設置者以外にも、学校設置者の認可するNPO法人などによる学校の運営と管理ができるようにしてほしい、	特区認定された地方公共団体の長の認可を終了NPO法人を初めとする公益法人による学校の設置を、特区学校として許可する、自治体の首長の下に「特区学校審議会(仮称)」を置き、この機関が首長に代わって法人の審査等を行う、	現状では、学校設置者以外の学校管理・運営を認めないの点、公立学校以外の法人などが管理・運営することによって、特色のある学校にすることができない、	文部科学省		
2131	2131050	14	NPO法人橋の木学園	50080	NPO法人学校特区	03	特区学校審議会の創設			特区内にNPOなどの非営利法人の設立する学校の公共性、安定性、継続性を確保するため	特区学校は私立学校の範疇にはないが、私立学校教育法第9条に「この法律の規定により権限に属せしめられた事項を審議させるため都道府県に私立学校審議会を置く」とあることについて	地方自治体の首長の下に「特区学校審議会」を創設する、	学校教育法第17条、第35条、第41条および第52条第2項に規定する学校の目的に達するものとする、有識者による「特区学校審議会」を設置し、上記の目的が達成されているかどうかを審議する、	現行制度にはない、	文部科学省		
2131	2131060	14	NPO法人橋の木学園	50080	NPO法人学校特区	04	学校認可に関する施設、設備の条件の緩和			莫大な資金力なくとも、学校が設立できるようにする、	私立学校法25条:施設、設備またはこれに有する資金並びにその設置する私立学校の経営に必要な財産を有しなければならない、	施設や設備の自己保有は、学校の質とは直接には関係しない、重要なものは、それをずっと安定して使用できるか否かである、	自己保有する必要はなく、借用の見込みがあれば、学校を認可できるものとし、公立学校でもなく、私立学校でもない、特区学校として位置づける、	自己保有条件がついていると、現実的に経済面で学校を設立することは不可能になる、	文部科学省		
2131	2131070	14	NPO法人橋の木学園	50080	NPO法人学校特区	05	小中高一貫教育、教育課題の弾力化、教科の自由な設定など、特色のある教育プログラムに関する緩和	8007 8032 8045	A	「学習指導要領によらない教育課程の編成については、研究開発学校制度の弾力的な対応により対応する」と答えられているが、たとえ「特区研究開発学校制度」であろうと、文部科学省の許可を得る必要があるということは、学習指導要領の範疇から大きく外れることはないであろうと予測されるためいずれ規制をまぬがれないと考える、	必ずしも学習指導要領にとらわれることなく、軽度の障害を持つ子どもの求める特色のある教育を行うのに支障がないようにするため、	学校教育法第17-20条、第36-38条、第41-43条、第51条第7項、及び小中高の学習指導要領に教育内容が定められていることについて、	中学、高校6年間の一貫教育を前提とした、学校独自のカリキュラムで教えることができるものとする、	中学校、高校を卒業するまでの全課程で学習する学習範囲を当該地方自治体の長に申請し、特区学校審議会の承認を得ることを必要とする、	現行では、独自の特色ある教育をすることができる、	文部科学省	
2131	2131080	14	NPO法人橋の木学園	50080	NPO法人学校特区	06	教職員免許状授与権者の拡大(地方公共団体の長の権限の拡大)	8304 8305 8307	c-1	特区学校審議会にその権限を委任することにより、文部科学省の回答にある「個人的な価値判断や特定の党派的影響力から中立性を確保し、安定性、継続性の確保を担保する制度」となりうると考えるため、	既成の教職員免許状を持っていないでも、軽度発達障害の教育に従事し、経験と実績を積み、それを特別免許状の取得条件とすることができるようにするため、	教職員免許法第5条の6で、都道府県の教育委員会だけが授与権者になっていることについて、	特別免許状の授与権者に、地方自治体の長を加える、首長の下に置かれる特区学校審議会では、十分な理由と学校の推薦があれば、既存の教職員免許状を持っていないでも、特別免許を授与するものとする、	地方自治体の首長の下に特区学校審議会を設置し、そこで、各学校の特別な教育内容をみながら、学校の推薦により、教職員の個別審査を行う、	都道府県の教育委員会だけが、授与権者になっている現状では、特色のある学校の教員が必要とする特別免許状の取得が容易でない、	文部科学省	
2132	2132010	1	北斗国際交流事業協同組合	50070	中国人研修実習受け入れ特区	1	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の規制緩和			法務省告示第567号7の水研究生の受け入れ人数部分、当地区における企業は受け入れ機関の常勤の職員数は20人以下の企業が殆どであり、研修生を一人でも多く受け入れ、企業の活性化と国際交流の発展を図りたい、	法務省告示第567号7の水研究生の受け入れ人数部分、常勤職員の総数50人以下、研修生の人数3人の部分を改正し、より多くの研修生が受け入れられ、企業の活性化と国際交流の発展をはかる、	法務省告示第567号7の水研究生の受け入れ人数部分、常勤職員の総数50人以下、研修生の人数3人の部分を改正し、10人以下の研修生が受け入れられることを可能にし、現在以上に企業の活性化と国際交流の発展を図りたい、	外国人受け入れについては、入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の研修の在留資格に係る基準の5号の特例を定めることにより定められており、研修生を多く受け入れることができない、	法務省	0500530		
2133	2133010	13	東京医科歯科大学大学院 医療経済学分野	50030	包括的医療特区「文京医療クラスター」	1	診療用放射線同位元素を備える届出を複数の病院で一括することの容認			現行は、病院が診療用放射線同位元素を備える届出は各病院が個別に行うべきことを、PET診断に不可欠なFDG製剤の共同管理、共同利用を容易ならしめるために、一括して届出できるように規制緩和を要望する、	医療法第15条第3項の「病院又は診療所の管理者は、…届出なければならない、の(括弧に、特区においては複数の病院の一括届出を容認する規定を加えることを要望する、	病院に診療用放射線同位元素を備えるには、病院の管理者が都道府県知事に届出なければならない、しかし、サイクロトロン、FDG製剤装置を共同利用するにあたり、放射性同位元素を共同管理する必要があることから、届出を個々の病院の管理者が行うのではなく、一括して行うことが、管理運営上、合理的である、	病院に診療用放射線同位元素を備えるに当たっては、医療法第15条第3項および同施行規則第28条第2項により、病院の管理者が届出ると規定されており、複数の病院が一括して届出ることができない、	厚生労働省			

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特例の具体的要望事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード
2133	2133020	13	東京医科歯科大学大学院 医療経済学分野	50030	包括的医療特区「文京医療クラスター」	2	共同製剤されたFDG製剤を複数の病院に供給することの容認				共同製剤施設で大量生産された低コストのFDG製剤を、本構想に参画する病院に供給可能とすることを目的として、当該事項を明文化することを要望する。	薬事法による医薬品の製造・販売に関する規制は存在するが、共同製剤されたFDG製剤を複数の病院に供給することについては容認も否認もされていない。	共同製剤されたFDG製剤を複数の病院に供給することについて、明確に容認するよう明文化することを要望する。		共同製剤されたFDG製剤を複数の病院に供給することについては明文規定がない。	厚生労働省	
2133	2133030	13	東京医科歯科大学大学院 医療経済学分野	50030	包括的医療特区「文京医療クラスター」	3	共同製剤されたFDG製剤を保険診療で用いることの容認				共同製剤施設で製剤された、すなわち院外で製剤されたFDG製剤を、保険診療で用いることができるように、明文化することを要望する。	保険医療機関及び保健医療担当規則により、院外製剤された薬物以外の医薬品については、厚生労働大臣が定めるもの以外、保険診療で用いることができないが、共同製剤されたFDG製剤については、共同製剤施設を利用する医療機関に限り、院内製剤された薬物とみなして使用できるようにすることを要望する。	院内製剤された薬物以外の医薬品については、厚生労働大臣が定めるもの以外、保険診療で用いることができないが、共同製剤されたFDG製剤は、共同製剤施設を利用する医療機関に限り、院内製剤された薬物とみなして使用できるようにすることを要望する。		共同製剤されたFDG製剤を保険診療で用い得るかどうかに関しては、明文規定がない。	厚生労働省	
2134	2134010	13	東京医科歯科大学歯学部 歯学部附属病院	50030	「歯学総合医療センター」特区	1	一定の訓練を受けた歯科医師が、歯科医業以外の医業を行うことの容認				歯科医療と一般医療の境界にわたる疾病治療を効率化するため	医師法第17条により、医師のみが医業を行うことができることについて	一定の訓練を受けた歯科医師が、高度の歯科医療を提供できる医療機関において、歯科と内科の境界領域の疾患について医業を行うことを容認する。	一定の要件の下で、医師が歯科医業をなし得るようにする。	歯科医師免許と医師免許が明確に区別されているため、歯科と内科の境界の疾患の治療が必ずしも円滑に行われていない。	厚生労働省	
2134	2134020	13	東京医科歯科大学歯学部 歯学部附属病院	50030	「歯学総合医療センター」特区	2	高度医療期間における病床数の増加に関する協議と同意から届け出制への変更				病床数を弾力的に増減して、先進的医療を迅速に臨床応用できるようにするため	医療法第30条の3などにより、病床過剰地域における増床は、高度医療機関が集中する地域においても、厚生労働大臣と協議し、その増床数について同意を得なければならないことについて	厚生労働大臣への届け出制に変更する		厚生労働大臣との協議およびその同意を必要とするため、病床数の増減を迅速に行うことができない。	厚生労働省	
2134	2134030	13	東京医科歯科大学歯学部 歯学部附属病院	50030	「歯学総合医療センター」特区	3	歯科医師に対する2年間の医学教育課程の実現				医師と歯科医師の両資格を有する医療人を輩出し、歯科医療と医療の境界領域における医学・歯学の進歩と発展のため	学校教育法第55条の2により、歯科医師に医師国家試験の受験資格を有する入るためには、3年以上の医学教育を受けなければならないことについて	歯科医師が2年間の医学教育を受けることにより、医師国家試験の受験資格を得ることを容認する。	医師が2年間の歯学教育を受けることにより、医師国家試験の受験資格を得ることを容認する。	医師と歯科医師の両免許を取得するためには、長い年月を要するため、両資格を備える医療人が排出しがたい。	文部科学省 厚生労働省	
2134	2134040	13	東京医科歯科大学歯学部 歯学部附属病院	50030	「歯学総合医療センター」特区	4	大学院新専攻の開設に係る大学院設置基準に関する教員数と校舎面積の規制の撤廃				時代のニーズに適合した新たな大学院専攻の開設・運営にあたり、大規模な設備投資と多額の人件費を要することなく可能なため	大学院の設置には、一定数の教員を置き、一定の面積を満たす校舎を用意しなければならないことについて	客員教員や既設専攻の教員による兼任、既設校舎の有効利用を図ることを条件に、教員数および校舎面積の制限を撤廃する。	教員数と設備に関する当該特例が適性が有効な機能を持っているか、多角的な評価が必要である。	大学院設置基準の定めにより、新専攻の開設には設備投資や人件費など多額の資金が必要である。	文部科学省	
2134	2134050	13	東京医科歯科大学歯学部 歯学部附属病院	50030	「歯学総合医療センター」特区	5	新技術および新材料について保険診療での自由な使用の容認				新技術および新材料の臨床試験、臨床評価をより迅速に行うため	新技術および新材料の使用は、薬事法で定める試験の手続きの下、または高度先進医療の承認の下でのみ認められていることについて	新材料および新技術を、試験および高度先進医療の枠にとらわれずに、保険診療で自由に使用できるようにする。		新材料および新技術を保険診療において自由に使用することは認められていない。	厚生労働省	
2134	2134060	13	東京医科歯科大学歯学部 歯学部附属病院	50030	「歯学総合医療センター」特区	6	初診・再診に係る選定療費に関して、歯学部附属病院への適用拡大				歯学部附属病院に多数来院する、セカンドオピニオンを求める患者への対応に要する時間に見合う病院収入を確保するため	現在、200床以上の病院と特定機能病院に認められている初診・再診に係る選定療費について	200床に満たず、特定機能病院でもない歯学部附属病院にも適用する。		本学歯学部附属病院は病床数が60床であり、特定機能病院ではないため、初診・再診に係る選定療費の適用がない。	厚生労働省	
2135	2135010	34	ひろしま青年円卓会議	50080	リサイクル特区	1	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3章一般廃棄物第2節一般廃棄物処理業第7条の1の1一般廃棄物の収集又は運搬				物の似通った廃棄物を排出する排出企業が、同物性の再資源化商品を使用すると思われる企業と協力して組合を設立、組合として再資源化商品生産工場を建設することで個別企業の負担を軽減化する。	排出企業が排出する特別管理産業廃棄物の処分について自らが行う場合、特別管理産業廃棄物の処分の業の許可を必要としない要件を物の似通った廃棄物を排出する企業と、同物性の再資源化商品を使用すると思われる企業が設立する事業協同組合に適用していただきたい。	非営利団体ひろしま青年円卓会議は、排出される廃棄物の再資源化による物質循環の効率化による物質投入量の低減化を目指し、物の似通った廃棄物を排出する企業及び同物性の再資源化商品を使用すると思われる企業に呼びかけ、共通の問題意識を持つ事業協同組合の設立を行う。	排出企業には、排出する廃棄物を環境負荷のない処分コストを「資産」計上する報告書の作成を義務付ける。また、資産として特定された排出物をバーコード等を使用した資源管理システムにより物量値・貨幣値・成分値・安全値を表示し、適性使用又は処分されるまでを管理する。	個別企業による取り組みは投資負担が大きく、量の確保も不安定なことから、再資源化商品ユーザーのニーズに答え難いことから自ら処理を行う企業は少ない。	環境省	1300350
2135	2135020	34	ひろしま青年円卓会議	50080	リサイクル特区	01	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3章一般廃棄物第2節一般廃棄物処理業第7条の1の1一般廃棄物の収集又は運搬				物の似通った廃棄物を排出する排出企業が、同物性の再資源化商品を使用すると思われる企業と協力して組合を設立、組合として再資源化商品生産工場を建設することで個別企業の負担を軽減化する。	排出企業が排出する一般廃棄物の収集・運搬について自らが行う場合、一般廃棄物の処分業の許可を必要としない要件を物の似通った廃棄物を排出する企業と、同物性の再資源化商品を使用すると思われる企業が設立する事業協同組合に適用していただきたい。	非営利団体ひろしま青年円卓会議は、排出される廃棄物の再資源化による物質循環の効率化による物質投入量の低減化を目指し、物の似通った廃棄物を排出する企業及び同物性の再資源化商品を使用すると思われる企業に呼びかけ、共通の問題意識を持つ事業協同組合の設立を行う。	排出企業には、排出する廃棄物を環境負荷のない処分コストを「資産」計上する報告書の作成を義務付ける。また、資産として特定された排出物をバーコード等を使用した資源管理システムにより物量値・貨幣値・成分値・安全値を表示し、適性使用又は処分されるまでを管理する。	個別企業による取り組みは投資負担が大きく、量の確保も不安定なことから、再資源化商品ユーザーのニーズに答え難いことから自ら処理を行う企業は少ない。	環境省	1300500
2135	2135030	34	ひろしま青年円卓会議	50080	リサイクル特区	02	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3章産業廃棄物第2節産業廃棄物処理業第7条の1の1一般廃棄物の処分				物の似通った廃棄物を排出する排出企業が、同物性の再資源化商品を使用すると思われる企業と協力して組合を設立、組合として再資源化商品生産工場を建設することで個別企業の負担を軽減化する。	排出企業が排出する一般廃棄物の処分について自らが行う場合、一般廃棄物の処分業の許可を必要としない要件を物の似通った廃棄物を排出する企業と、同物性の再資源化商品を使用すると思われる企業が設立する事業協同組合に適用していただきたい。	非営利団体ひろしま青年円卓会議は、排出される廃棄物の再資源化による物質循環の効率化による物質投入量の低減化を目指し、物の似通った廃棄物を排出する企業及び同物性の再資源化商品を使用すると思われる企業に呼びかけ、共通の問題意識を持つ事業協同組合の設立を行う。	排出企業には、排出する廃棄物を環境負荷のない処分コストを「資産」計上する報告書の作成を義務付ける。また、資産として特定された排出物をバーコード等を使用した資源管理システムにより物量値・貨幣値・成分値・安全値を表示し、適性使用又は処分されるまでを管理する。	個別企業による取り組みは投資負担が大きく、量の確保も不安定なことから、再資源化商品ユーザーのニーズに答え難いことから自ら処理を行う企業は少ない。	環境省	1300500
2135	2135040	34	ひろしま青年円卓会議	50080	リサイクル特区	03	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3章産業廃棄物第2節産業廃棄物処理業第14条の1の1産業廃棄物の収集又は運搬				物の似通った廃棄物を排出する排出企業が、同物性の再資源化商品を使用すると思われる企業と協力して組合を設立、組合として再資源化商品生産工場を建設することで個別企業の負担を軽減化する。	排出企業が排出する産業廃棄物の収集・運搬について自らが行う場合、産業廃棄物の処分業の許可を必要としない要件を物の似通った廃棄物を排出する企業と、同物性の再資源化商品を使用すると思われる企業が設立する事業協同組合に適用していただきたい。	非営利団体ひろしま青年円卓会議は、排出される廃棄物の再資源化による物質循環の効率化による物質投入量の低減化を目指し、物の似通った廃棄物を排出する企業及び同物性の再資源化商品を使用すると思われる企業に呼びかけ、共通の問題意識を持つ事業協同組合の設立を行う。	排出企業には、排出する廃棄物を環境負荷のない処分コストを「資産」計上する報告書の作成を義務付ける。また、資産として特定された排出物をバーコード等を使用した資源管理システムにより物量値・貨幣値・成分値・安全値を表示し、適性使用又は処分されるまでを管理する。	個別企業による取り組みは投資負担が大きく、量の確保も不安定なことから、再資源化商品ユーザーのニーズに答え難いことから自ら処理を行う企業は少ない。	環境省	1300500
2135	2135050	34	ひろしま青年円卓会議	50080	リサイクル特区	04	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3章産業廃棄物第2節産業廃棄物処理業第14条の1の4産業廃棄物の処分				物の似通った廃棄物を排出する排出企業が、同物性の再資源化商品を使用すると思われる企業と協力して組合を設立、組合として再資源化商品生産工場を建設することで個別企業の負担を軽減化する。	排出企業が排出する産業廃棄物の処分について自らが行う場合、産業廃棄物の処分業の許可を必要としない要件を物の似通った廃棄物を排出する企業と、同物性の再資源化商品を使用すると思われる企業が設立する事業協同組合に適用していただきたい。	非営利団体ひろしま青年円卓会議は、排出される廃棄物の再資源化による物質循環の効率化による物質投入量の低減化を目指し、物の似通った廃棄物を排出する企業及び同物性の再資源化商品を使用すると思われる企業に呼びかけ、共通の問題意識を持つ事業協同組合の設立を行う。	排出企業には、排出する廃棄物を環境負荷のない処分コストを「資産」計上する報告書の作成を義務付ける。また、資産として特定された排出物をバーコード等を使用した資源管理システムにより物量値・貨幣値・成分値・安全値を表示し、適性使用又は処分されるまでを管理する。	個別企業による取り組みは投資負担が大きく、量の確保も不安定なことから、再資源化商品ユーザーのニーズに答え難いことから自ら処理を行う企業は少ない。	環境省	1300500
2135	2135060	34	ひろしま青年円卓会議	50080	リサイクル特区	05	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3章産業廃棄物第2節特別管理産業廃棄物処理業第4条の4の1特別管理産業廃棄物の収集又は運搬				排出企業が排出する特別管理産業廃棄物の収集・運搬及び処分について自らが行う場合、特別管理産業廃棄物の処分の業の許可を必要としない要件を物の似通った廃棄物を排出する企業と、同物性の再資源化商品を使用すると思われる企業が設立する事業協同組合に適用していただきたい。	排出企業が排出する特別管理産業廃棄物の収集・運搬について自らが行う場合、特別管理産業廃棄物の処分の業の許可を必要としない要件を物の似通った廃棄物を排出する企業と、同物性の再資源化商品を使用すると思われる企業が設立する事業協同組合に適用していただきたい。	非営利団体ひろしま青年円卓会議は、排出される廃棄物の再資源化による物質循環の効率化による物質投入量の低減化を目指し、物の似通った廃棄物を排出する企業及び同物性の再資源化商品を使用すると思われる企業に呼びかけ、共通の問題意識を持つ事業協同組合の設立を行う。	排出企業には、排出する廃棄物を環境負荷のない処分コストを「資産」計上する報告書の作成を義務付ける。また、資産として特定された排出物をバーコード等を使用した資源管理システムにより物量値・貨幣値・成分値・安全値を表示し、適性使用又は処分されるまでを管理する。	個別企業による取り組みは投資負担が大きく、量の確保も不安定なことから、再資源化商品ユーザーのニーズに答え難いことから自ら処理を行う企業は少ない。	環境省	1300500
2136	2136010	23	全国食品リサイクル事業協同組合	50070	食品廃棄物リサイクル特区	1	食品関連企業が排出される食品廃棄物の再資源化において食品廃棄物排出企業が協力して組合を設立し、再資源化商品を生産する工場を建設することで、個別企業の投資負担を軽減し量の確保を図り、再資源化商品ユーザーに安定的に飼料等生産品を供給する事業を行う。				食品関連企業が排出する食品廃棄物の再資源化において、「食品廃棄物の処理及び清掃に関する法律」において自ら処理を行う場合、一般廃棄物の処分業の許可を必要としない要件を食品関連企業と食品廃棄物の再資源化商品である飼料のユーザーである一次産業者が協力して設立する事業協同組合に適用していただきたい。	食品関連企業が排出する食品廃棄物の再資源化において、食品廃棄物排出企業が自ら一次産業者に使用する飼料を生産する再資源化事業を行うことで、今最も求められている食の安全と安心が確保され、再資源化事業を再資源化商品ユーザーが参加した組合事業として行うことで、再資源化事業を行う排出企業の負担を軽減し合わせて量の確保を図り安定した事業を行う。	組合に参加する食品廃棄物排出企業に排出物の環境負荷のない処分コストを「資産」として計上する報告書の作成を義務付ける。又、資産として「特定」された排出物をバーコード等を使用した資源管理システムにより、物量値・貨幣値・成分値・安全値を表示し、適性にしよう又は処分されるまでを管理する。	個別企業による取り組みは投資負担が大きく量の確保も不安定なため、再資源化商品ユーザーのニーズに答え難いことから、自ら処理を行う企業は少ない。	環境省	1300360	
2136	2136020	23	全国食品リサイクル事業協同組合	50070	食品廃棄物リサイクル特区	2	食品関連企業から排出される食品廃棄物の再資源化において食品廃棄物排出企業が協力して組合を設立し、再資源化商品を生産する工場を建設することで、個別企業の投資負担を軽減し量の確保を図り、再資源化商品ユーザーに安定的に飼料等生産品を供給する事業を行う。				食品関連企業から排出される食品廃棄物の再資源化において食品廃棄物排出企業が協力して組合を設立し、再資源化商品を生産する工場を建設することで、個別企業の投資負担を軽減し量の確保を図り、再資源化商品ユーザーに安定的に飼料等生産品を供給する事業を行う。	食品関連企業が排出する食品廃棄物において、「食品廃棄物の処理及び清掃に関する法律」において自ら処理を行う場合、一般廃棄物の処分業の許可を必要としない要件を食品関連企業と食品廃棄物の再資源化商品である飼料のユーザーである一次産業者が協力して設立する事業協同組合に適用していただきたい。	食品関連企業が排出する食品廃棄物において、食品廃棄物排出企業が自ら一次産業者に使用する飼料を生産する再資源化事業を行うことで、今最も求められている食の安全と安心が確保され、再資源化事業を再資源化商品ユーザーが参加した組合事業として行うことで、再資源化事業を行う排出企業の負担を軽減し合わせて量の確保を図り安定した事業を行う。	組合に参加する食品廃棄物排出企業に排出物の環境負荷のない処分コストを「資産」として計上する報告書の作成を義務付ける。又、資産として「特定」された排出物をバーコード等を使用した資源管理システムにより、物量値・貨幣値・成分値・安全値を表示し、適性にしよう又は処分されるまでを管理する。	個別企業による取り組みは投資負担が大きく量の確保も不安定なため、再資源化商品ユーザーのニーズに答え難いことから、自ら処理を行う企業は少ない。	環境省	1300360
2136	2136030	23	全国食品リサイクル事業協同組合	50070	食品廃棄物リサイクル特区	3	食品関連企業から排出される食品廃棄物の再資源化において食品廃棄物排出企業が協力して組合を設立し、再資源化商品を生産する工場を建設することで、個別企業の投資負担を軽減し量の確保を図り、再資源化商品ユーザーに安定的に飼料等生産品を供給する事業を行う。				食品関連企業から排出される食品廃棄物の再資源化において食品廃棄物排出企業が協力して組合を設立し、再資源化商品を生産する工場を建設することで、個別企業の投資負担を軽減し量の確保を図り、再資源化商品ユーザーに安定的に飼料等生産品を供給する事業を行う。	食品関連企業が排出する食品廃棄物において、「食品廃棄物の処理及び清掃に関する法律」において自ら処理を行う場合、産業廃棄物の収集又は運搬業の許可を必要としない要件を食品関連企業と食品廃棄物の再資源化商品である飼料のユーザーである一次産業者が協力して設立する事業協同組合に適用していただきたい。	食品関連企業が排出する食品廃棄物において、食品廃棄物排出企業が自ら一次産業者に使用する飼料を生産する再資源化事業を行うことで、今最も求められている食の安全と安心が確保され、再資源化事業を再資源化商品ユーザーが参加した組合事業として行うことで、再資源化事業を行う排出企業の負担を軽減し合わせて量の確保を図り安定した事業を行う。	組合に参加する食品廃棄物排出企業に排出物の環境負荷のない処分コストを「資産」として計上する報告書の作成を義務付ける。又、資産として「特定」された排出物をバーコード等を使用した資源管理システムにより、物量値・貨幣値・成分値・安全値を表示し、適性にしよう又は処分されるまでを管理する。	個別企業による取り組みは投資負担が大きく量の確保も不安定なため、再資源化商品ユーザーのニーズに答え難いことから、自ら処理を行う企業は少ない。	環境省	1300360

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特例の具体的要望事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード
2136	2136040	23	全国食品リサイクル事業協同組合	50070	食品廃棄物リサイクル特区	4					食品関連企業から排出される食品廃棄物の再資源化において食品廃棄物排出企業が協力して組合を設立し、再資源化商品を生産する工場を建設することで、個別企業の投資負担を軽減し量の確保を図り、再資源化商品ユーザーに安定的に飼料等生産品を供給する事業を行う。	食品関連企業が排出する廃棄物において、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」において自ら処理を行う場合、産業廃棄物の処分の業の許可を必要としない要項を食品関連企業と食品廃棄物の再資源化商品である飼料料のユーザーである一次産業者が協力して設立する事業協同組合に適用していただきたい。	食品廃棄物リサイクル事業において、食品廃棄物排出企業が自ら一次産業に使用する飼料料を生産する再資源化事業を行うことで、今更も求められている食の安全と安心が確保され、再資源化事業を再資源化商品ユーザーが参加した組合事業として行うことで、再資源化事業を行う排出企業の負担を軽減し合わせて量の確保を図り安定した事業を行う。	組合に参加する食品廃棄物排出企業に排出物の環境負荷のない処理コストを「負担」として計上する報告書の作成を義務付ける。又、資産として「特定」された排出物をバーコード等を使用した資源管理システムにより、物量値・貨幣値・成分値・安全値を表示し、適性により又は処分されるまでを管理する。	個別企業による取り組みは投資負担が大きき量の確保も不安定なため、再資源化高ユーザーのニーズに答え難いことから、自ら処理を行う企業は少ない。	環境省	1300360
2137	2137010	46	宇宙開発事業団	50060	宇宙開発特区	1	人工衛星打上射場の保税工場への指定				人工衛星等の輸入の際には輸入消費税が課せられ、最終的には還付されるものの一時的に顧客の負担が大きいため、鹿児島県に射場を置く(日本の打上げサービス事業は競争上不利となっている現状を是正するため	輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第13条において免税とされるものに人工衛星等を追加する。	人工衛星等の輸入消費税を免税とし、日本の打上げサービス事業者の競争上の不利益を解消する。	人工衛星として打ち上げに供されることを証明する。	宇宙関係物品は関税暫定措置法により関税のみが免税とされている	財務省	0700370
2137	2137020	46	宇宙開発事業団	50060	宇宙開発特区	2	高圧ガス保安法の特別充填許可(特別認定の一般制度化)				打上げに供される物品についても原則として汎用品と同等の製造上の規制が課せられるが、打上げ用物品はその性質に応じた規制を用いることが適切であることから	高圧ガス保安法第3条において適用除外とされる事項に宇宙関連物品を追加する。	海外と比べて負担の大きい高圧ガス保安法関連の申請の手続きを、宇宙用物品に適したものにす。	宇宙用物品であって他の分野には用いられないことを証明する。海外においてASME規格等によって型式認定を受けている場合は互換性を認める。	宇宙関係物品は軽量化の要請から通常の安全率がとれないことは明確であって、使用目的、場所及び使用者が限定されている他に影響を与える可能性のないにもかかわらず、適用除外の対象となっていない。	経済産業省	1150130
2137	2137030	46	宇宙開発事業団	50060	宇宙開発特区	3	電波法に基づく無線局免許の対象外に見直し				日本で打上げ予定で海外で製造される人工衛星の電波法上の手続きが複雑であって、負担感が大きい。打上げ射場内に影響が限定される場合は、その性質に応じた規制を用いることが適切であることから	電波法第4条第1項第3号に定める無線局免許の対象外のものに追加する。	遠隔地に囲まれた射場の建屋内における電波の発信はスピルオーバーがノイズフロアレベルであり、他の無線局の運用を阻害するような発信その他の妨害を与えるものではないため、免許の対象外とする。		スピルオーバーがノイズフロアレベルであり、他の無線局の運用を阻害するような発信その他の妨害を与えるものではないケースであっても電波法の免許申請が必要とされている。	総務省	0405310
2137	2137040	46	宇宙開発事業団	50060	宇宙開発特区	4	電波法に基づく(異免許人間通信)の許可				実験局と実用局の異免許人間通信は認められないなどにより手続きが複雑化しているが、打上げ射場内に影響が限定される場合は、その性質に応じた規制を用いることが適切であることから	実験局と実用局間の通信が異免許人間通信として認められないが、例外とすること。	実験局とされる地上局・ロケットと実用局とされる商業衛星間の通信が異免許人間通信として認められないが、例外とすること。		地上設備・ロケットは実用局、商業衛星は異免許人間通信として認められず、打上げ作業時のみのために重複した免許が必要。	総務省	0405320 0405330
2137	2137050	46	宇宙開発事業団	50060	宇宙開発特区	5	労働安全衛生法のクレーン等の運転の資格緩和				日本で打上げ予定で海外で製造される人工衛星の日本における整備作業等において、製造企業の訓練を受けた作業者がクレーン等の運転をできるようにすることが適切であることから	労働安全衛生法第61条に定める技能講習及び71条に定める免許について、海外における同様の資格と互換性を認める	衛星作業の専門家が実施するのが通例である衛星関係の特殊作業を、日本でも海外と同様に衛星の専門家が実施できるようにする。	海外において同様の資格を持っていることおよび限定された領域の限定された作業であることを確認する。	人工衛星は特殊な取り扱いを要することから専門の作業員が作業するのが合理的であるが、現行規定では日本語で研修を受ける必要があるなど合理的でない。	厚生労働省	
2137	2137060	46	宇宙開発事業団	50060	宇宙開発特区	6	税制上の優遇				人工衛星打上げサービス事業は多額の投資を要することから、特区で実施する人工衛星打上げサービス事業のための投資を誘発するために、税制上の優遇措置を講じることが望ましいことから	人工衛星打上げサービス事業の用に供する設備で1000万円を超える設備の新設または増設、あるいは研究開発投資に当分の間、税制上の優遇措置を講じる	人工衛星打上げサービス事業の用に供する設備で1000万円を超える設備の新設または増設、あるいは研究開発投資を行った場合、特別償却費としての経費参入または設備額または投資額の一定比率を法人税から控除できるものとする		多額の投資が必要である人工衛星打上げ事業への投資への誘因がない	財務省	0700710
2137	2137070	46	宇宙開発事業団	50060	宇宙開発特区	7	人工衛星打上げサービス用インフラの廉価での利用				人工衛星打上げサービス用インフラは独立行政法人化が予定されている宇宙開発事業団が保有しているが、独立行政法人としての収入確保の観点から設備の使用対価を定められる可能性があることから	人工衛星打上げサービス用インフラの使用の対価を定める際の廉価での利用が可能となるよう、独立行政法人宇宙航空研究開発機構への所要の代替措置を講じる	人工衛星打上げサービス用インフラの使用の対価を定める際の廉価での利用が可能となるよう、独立行政法人宇宙航空研究開発機構への所要の代替措置を講じる		民間企業による人工衛星打上げサービスの成功が、必ずしも独立行政法人宇宙航空研究開発機構の評価につながるらないため、機構への誘因がない	文部科学省	
2137	2137080	46	宇宙開発事業団	50060	宇宙開発特区	8	人工衛星に関する輸入消費税の免税				人工衛星等の輸入の際には輸入消費税が課せられ、最終的には還付されるものの一時的に顧客の負担が大きいため、鹿児島県に射場を置く(日本の打上げサービス事業は競争上不利となっている現状を是正するため	輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第13条において免税とされるものに人工衛星等を追加する。	人工衛星等の輸入消費税を免税とし、日本の打上げサービス事業者の競争上の不利益を解消する。	人工衛星として打ち上げに供されることを証明する。	宇宙関係物品は関税暫定措置法により関税のみが免税とされている	財務省	0700720
2137	2137090	46	宇宙開発事業団	50060	宇宙開発特区	9	人工衛星打上げサービスへの輸出免税の適用				人工衛星打上げサービスは、人工衛星という荷物を宇宙という日本の主権の及ばない地域へ運ぶものであり、国際輸送と解釈するのが妥当であることから	消費税法第7条第1項第3号に定める輸出免税に該当することの確認	人工衛星打上げサービスは、人工衛星という荷物を宇宙という日本の主権の及ばない地域へ運ぶものであり、国際輸送と解釈して消費税の免税対象とすることが妥当である。		人工衛星打上げサービスの性質について統一した解釈がなされていない	財務省	0700730
2138	2138010	13	個人	50010	東京都のAレベルキー疾患を安全・定量的に治す治療法(治療者募集と検証)	1	医師法及び関係法規広告の制限				アトピー性皮膚炎を安全・定量的に治すことを目的にNPOにEBM判定依頼、併せて東京都においてモデル事業として医療広告の制限の一部解除願ひ。	東京都内在住アトピー性皮膚炎患者	現在は鍼灸治療での研究有成者がNPOの審査を受け、アトピー性皮膚炎の治療過程を観察し、所轄官庁へ報告書を提出して許可願ひに変える。NPOが治療者を募集し審査する。	NPO審査は自発的に実行する。	医療、広告の制限は、すぐれた治療開発をした場合、進歩をさまたげる。	厚生労働省	
2139	2139010	13	特定非営利活動法人21世紀教育研究所	50080	学校法人立以外の私立学校特区	1	学校設置主体の要件の緩和(株式会社等学校法人以外による学校設置および経営等)	8002 8411	C-1	学校法人制度は学校経営等に求められる公共性の確保、安定性、継続的な学校教育等を保証するために特別に設けられたものであり、学校法人に求められる要件を満たさない民法法人等への学校設置を認める事については、特区に限ったとしても適切でない、という先の回答は納得できるものではない、電力およびガス会社も公共性が高いものであるが、株式会社経営である。また、安定性・継続性についても学校法人制度以外にも担保する方法があると考える。	学校教育法第2条における、学校は、国、地方公共団体及び私立学校法第3条に規定する学校法人のみが、これを設置する事が出来る、ということに関して、	学校教育法第2条に以下の2項を追加する。第4項(第1項及び第2項の規定にかかわらず、構造特区認定を受けた地方公共団体の長が認可した事業者(以下「学校事業者」という)は、学校を設置する事が出来る。第5項(前項の認可は、次に掲げる事項を満たしている場合になされるものとする。1.その設置する学校に必要な施設及び設備もしくはこれらに相当する資金を有するか、またはこれらを借用する見込みがある事。2.開校年度に於ける、その設置する学校の収入及び支出予定が立っており、支出が収入を上回らない事。)	「学校事業者」による学校は、設置認可にあたり学校教育法18条・36条・42条等の教育目標を満たし独自の教育効果に対し客観的定量的な指標を定め所轄庁に対し責任を負い、遵守できない時は所轄庁は廃校にする事が出来るものとする。	学校教育法第2条の「学校の設置者」に於いては設置基準が厳しすぎ、多様なニーズに対応できる特別な教育を行う「新しいタイプの学校」の設立が極めて困難である。	文部科学省		
2139	2139020	13	特定非営利活動法人21世紀教育研究所	50080	学校法人立以外の私立学校特区	2	学校設置主体の要件の緩和(学校事業者による学校を私立学校に準じる存在として認可)				「学校事業者」による学校、を私立学校法に定める私立学校に準じる存在として認めてほしい。	私立学校法第2条第3項において、「私立学校」が、学校法人の設置する学校であるという規定について、	私立学校法第2条第3項に次のように追加する。「この法律において「私立学校」とは、学校法人又は学校事業者の設置する学校をいう。」	「学校事業者」による学校は、設置認可にあたり学校教育法18条・36条・42条等の教育目標を満たし独自の教育効果に対し客観的定量的な指標を定め所轄庁に対し責任を負い、遵守できない時は所轄庁は廃校にする事が出来るものとする。	私立学校を設立できるのは、学校法人に限られている。	文部科学省	
2139	2139030	13	特定非営利活動法人21世紀教育研究所	50080	学校法人立以外の私立学校特区	3	私立学校法における「学校事業者」の定義の追加。				私立学校法における「学校事業者」の定義を確認したい。	私立学校法第3条において、「学校事業者」の定義がなされていないことに関して、	私立学校法第3条第2項に以下を追加。「この法律において学校事業者とは、私立学校の設置を目的として、構造改革特別区域法に基づき特区認定を受けた地方公共団体により認可された株式会社、NPO等の法人を言う。」		私立学校法において「学校事業者」の定義が無い。	文部科学省	
2139	2139040	13	特定非営利活動法人21世紀教育研究所	50080	学校法人立以外の私立学校特区	4	私立学校法における「学校事業者および学校事業者による学校」の所轄庁の確認				私立学校法における「学校事業者および学校事業者による学校」の所轄庁を確認したい。	私立学校法第4条における所轄庁の規定に関して、	私立学校法第4条において、この法律中「所轄庁」とあるのは、第一号、第三号及び第五号に掲げるものにあつては文部科学大臣とし、第二号及び第四号に掲げるものにあつては都道府県知事とする。また、第6号に掲げるものにあつては、特区認定自治体の長とする。一 私立大学及び私立高等専門学校 二 前号に掲げる私立学校以外の私立学校並びに私立専修学校及び私立各種学校 三 第一号に掲げる私立学校を設置する学校法人 四 第二号に掲げる私立学校を設置する学校法人及び第六十四条第四項の法人 五 第一号に掲げる私立学校と第二号に掲げる私立学校、私立専修学校又は私立各種学校と併せて設置する学校法人 六 特区における学校事業者およびその設置する学校	「学校事業者」による学校は、設置認可にあたり学校教育法18条・36条・42条等の教育目標を満たし独自の教育効果に対し客観的定量的な指標を定め所轄庁に対し責任を負い、遵守できない時は所轄庁は廃校にする事が出来るものとする。	私立学校法における「学校事業者による学校」の所轄庁が無い。	文部科学省	

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特例の具体的要望事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード
2139	2139050	13	特定非営利活動法人21世紀教育研究所	50080	学校法人立以外の私立学校特区	5	「学校事業者による学校、に対する所轄庁の権限の確認				私立学校法における「学校事業者による学校、の所轄庁の権限を確認したい。	私立学校法5条において、所轄庁は、私立学校について学校教育法第4条第1項及び第13条の規定にかかわらず、次に掲げる権限を有する、事について、	私立学校法5条に第3項として以下を追加する。「学校事業者による私立学校については、所轄庁は「課程」についての権限は有しない。」	「学校事業者」による学校は、設置認可あたり学校教育法18条・36条・42条等の教育目標を満たし独自の教育効果に対し客観的定量的な指標を定め所轄庁に対し責任を負い、遵守できない時は所轄庁は廃校にすることが出来るものとする。	「学校事業者による学校、を所轄する所轄庁権限の規定が無い、	文部科学省	
2139	2139060	13	特定非営利活動法人21世紀教育研究所	50080	学校法人立以外の私立学校特区	6	「学校事業者による学校、に対して私立学校審議会諮問に関連する規定の適用除外、				学校事業者による全く新しいタイプの学校の設立および運営等に関して、既存の私立学校審議会により諮問は障害が生じる恐れがあるので、適用除外して欲しい。	私立学校法 第8条から第17条における私立学校審議会等の規定について、	私立学校法第8条から17条の私立学校審議会についての規定は、学校事業者の設置する私立学校に対しては、適用しないものとする。	「学校事業者」による学校は、設置認可あたり学校教育法18条・36条・42条等の教育目標を満たし独自の教育効果に対し客観的定量的な指標を定め所轄庁に対し責任を負い、遵守できない時は所轄庁は廃校にすることが出来るものとする。	「学校事業者による学校、は新しいタイプの学校の運営であるため、既存の私立学校審議会による対応には問題が生じる恐れがある。	文部科学省	
2139	2139070	13	特定非営利活動法人21世紀教育研究所	50080	学校法人立以外の私立学校特区	7	学校教育法上の学校設置基準からの適用除外				「学校事業者による学校、は全く新しいタイプの学校として、結果責任を特区に認定された自治体の長に担っているため、設置基準の緩和ではなく、学校法人としての設置基準は適用しないて欲しい。	学校教育法第3条において、「学校を設置しようとする者は、学校の種類に応じ、監督庁の定める設備、編成その他に関する設置基準に従い、これを設置しなければならない、事について、	学校教育法第3条に第2項として以下を追加、「第2条第4項において、学校事業者と規定された者に対しては、前項を適用しない、	「学校事業者」による学校は、設置認可あたり学校教育法18条・36条・42条等の教育目標を満たし独自の教育効果に対し客観的定量的な指標を定め所轄庁に対し責任を負い、遵守できない時は所轄庁は廃校にすることが出来るものとする。	適用除外の規定を明確にしないと、「学校事業者による学校」にも現行の学校設置基準が適用されてしまう事。	文部科学省	
2139	2139080	13	特定非営利活動法人21世紀教育研究所	50080	学校法人立以外の私立学校特区	8	学校教育法上の学校設置・廃止等に関する規定の適用除外				「学校事業者による学校、は特区認定自治体の長が認定するため、現行の監督庁の監督対象には該当しないので、適用除外して欲しい。	学校教育法第4条、「国立学校及びこの法律によって設置義務を負う者の設置する学校の他、(中略)設置廃止、設置者の変更その他法令で定める事項は監督庁の認可を受けなければならない、事について、	学校教育法第4条に第2項として以下を追加、「第2条第4項において、学校事業者と規定された者に対しては、前項を適用しない、	「学校事業者」による学校は、設置認可あたり学校教育法18条・36条・42条等の教育目標を満たし独自の教育効果に対し客観的定量的な指標を定め所轄庁に対し責任を負い、遵守できない時は所轄庁は廃校にすることが出来るものとする。	「学校事業者による学校、は特区認定自治体の長が認定するため、現行の監督庁の監督対象に該当しない、	文部科学省	
2139	2139090	13	特定非営利活動法人21世紀教育研究所	50080	学校法人立以外の私立学校特区	9	「学校事業者による学校、への私学助成金の適用				不登校や障害を持つ児童生徒など、多様なニーズの子どもの受け入れを促進し、新たなタイプの学校運営に於いては、個別に対応したきめ細かな運営が必要であり、多様なカリキュラムや体験活動を実施するには通常の学校運営以上に経費が必要とされることが想定される。そのため、既存の私立学校と同等程度の私学助成金が得られるようにし、それによりより公共性の高い学校経営を目指す。	私立学校法59条において、国又は、地方公共団体は、教育の振興上必要があると認める場合には、別に法律で定めるところにより、学校法人に対し、私立学校教育に必要な助成金を支給する事が出来る、ということに関して、	私立学校法59条を以下のように追加する。「国又は地方公共団体は、教育の振興上必要があると認める場合には、別に法律で定めるところにより、学校法人及び学校事業者に対し、私立学校教育に必要助成金を支給することができる、	特区の認定を受けた自治体の長により認定された「学校事業者」であり、学校教育法および私立学校法において、既存の学校法人ならびに私立学校に準じる存在であるとの規定を受けるところにより、学校事業者による私立学校への助成適用が可能とする。	私立学校法59条において、現行制度上の学校法人に対してのみ私学助成金が支給される制度になっており、学校法人以外は支給対象になっていない、	文部科学省	
2139	2139100	13	特定非営利活動法人21世紀教育研究所	50080	学校法人立以外の私立学校特区	10	「学校事業者による学校、における授業料徴収				「学校事業者による学校、においても、私立学校として義務教育課程の授業料徴収ができるものとする。	学校教育法第6条において、「学校においては、授業料を徴収することができる。ただし、国立又は公立の小学校及び中学校、これらに準ずる盲学校、聾学校及び養護学校又は中等教育学校の前期過程における義務教育については、これを徴収することができない、ということについて、	学校教育法第6条を以下のように明記する。「学校及び第2条第4項において、学校事業者と規定された者により設置された学校においては、授業料を徴収することができる。ただし、国立又は公立の小学校及び中学校、これらに準ずる盲学校、聾学校及び養護学校又は中等教育学校の前期過程における義務教育については、これを徴収することができない、		文部科学省		
2139	2139110	13	特定非営利活動法人21世紀教育研究所	50080	学校法人立以外の私立学校特区	11	私立学校振興助成法における学校事業者による学校の定義				私立学校振興助成法において「学校事業者による学校、を定義する。	以下の私立学校振興助成法 第2条(定義)に関して、この法律において「学校」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第1条及び学校教育法第2条第4項、第5項で規定する学校をいう。 2 この法律において「学校法人」とは、私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十七号)第三条に規定する学校法人をいう。 3 この法律において「私立学校」とは、私立学校法第2条第三項に規定する学校をいう。 4 この法律において「所轄庁」とは、私立学校法第4条に規定する所轄庁をいう。	これに対しては、すでに、私立学校法第2条第3項「この法において「私立学校」とは、学校法人又は学校事業者の設置する学校をいう。」と規定することにより、適用対象とする。	憲法89条問題(公金その他の公の財産は、公の支配に属しない教育事業に支出し、又はその利用に供してはならない)については、「学校法人以外の私立の学校、も「公の支配に属する教育事業」と言えることを意味し、「学校事業者による学校」についても同様の規定を置けば、憲法89条問題はクリアされるのではないかと、	学校法人および私立学校以外の学校には私立学校助成金が支給されない、	文部科学省	
2139	2139120	13	特定非営利活動法人21世紀教育研究所	50080	学校法人立以外の私立学校特区	12	私立学校法附則の確認				私立学校法の附則において「学校事業者による学校、の扱いの確認	私立学校法附則18、を以下のように追加する。第四條第二項、第五條、第六條、第八條第一項、第九條第二項、第十一條及び第五十九條附則中私立学校法には、当分の間、学校教育法第102條第二條第一項及び学校教育法第2条第4項、五項の規定により学校法人以外のものによって設置された私立の学校(以下「学校法人立以外の私立の学校」という。)を含むものとし、第59條の規定中、学校法人は当分の間、学校法人立以外の私立の学校を設置する者を含むものとする。	私立学校法附則18、を以下のように追加する。第四條第二項、第五條、第六條、第八條第一項、第九條第二項、第十一條及び第五十九條附則中私立学校法には、当分の間、学校教育法第102條第二條第一項及び学校教育法第2条第4項、五項の規定により学校法人以外のものによって設置された私立の学校(以下「学校法人立以外の私立の学校」という。)を含むものとし、第59條の規定中、学校法人は当分の間、学校法人立以外の私立の学校を設置する者を含むものとする。	私立学校法の附則で確認がなされていない、	文部科学省		
2139	2139130	13	特定非営利活動法人21世紀教育研究所	50080	学校法人立以外の私立学校特区	13	学校施設および設備の備用に関する基準緩和の拡大	8412	B	大学等の設置については、敷地など自治体などからの全部備用が認められたが、小、中、高等学校についても、敷地および設備の備用が認められるようにする。	別途、学校教育法第2条に新たに規定を設ける「学校事業者」による私立学校が、増加しつづける不登校や障害を持つ児童、生徒の多様なニーズを満たすための新しいタイプの学校を設立し、限られた資源の中で、十分な教育環境を整備するために小学校、中学校、高校における敷地および設備等の備用を全面的に認めて欲しい。	私立学校法25条における、私立学校に必要な施設及び設備等、経営に必要な財産を有しなければならない、という規定について	別途、学校教育法第2条に新たに規定を設ける「学校事業者」による私立学校においては、第1項の規定にかかわらず、その施設および設備等の設置基準については、特区に認定された地方自治体の長が別途定めるものとする。	備用認可に際しては、特区法により認定された地方自治体の長により別途定められた敷地および設備等について備用も可能とする。	私立学校法25条において、施設等を有しなければならないという基準により、特に都市部での、多様な学校の新規設置が困難となっている、	文部科学省	
2139	2139140	13	特定非営利活動法人21世紀教育研究所	50080	学校法人立以外の私立学校特区	14	学校施設および設備に関する基準の弾力化				別途、学校教育法第2条に新たに規定を設ける「学校事業者」による私立学校が、増加しつづける不登校や障害を持つ児童、生徒の多様なニーズを満たすための新しいタイプの学校を設立し、限られた資源の中で、十分な教育環境を整備するために小学校、中学校、高校における敷地および設備等の設置条件を緩和してほしい。	学校教育法施行規則第1条に規定する、学校設置の諸条件について、	別途、学校教育法第2条に新たに規定を設ける「学校事業者」による私立学校においては、第1項の規定にかかわらず、その施設および設備等の設置基準については、特区に認定された地方自治体の長が別途定めるものとする。	設置認可に際しては、特区法により認定された地方自治体の長により別途定められた学校設置基準に従うものとする、	学校教育法施行規則第1条により、一律に学校設備等が定められたこと、特区法により認定された地方自治体内の学校においては、障害となりうる、	文部科学省	
2139	2139150	13	特定非営利活動法人21世紀教育研究所	50080	学校法人立以外の私立学校特区	15	学校教科の設定基準の弾力化	8007 8032 8045	A A A	より多様な児童・生徒のニーズや地域特性に対応するため、特区に認定された地方自治体の長が認可する学校事業者による私立学校においては、文部科学省の認可が必要な「特区版研究開発校制度」を利用するのではなく、独自の教科設定を可能とし、その設定および設定した教科の内容の基準については、別途特区自治体の長が定めることによるものとする。	別途、学校教育法第2条に新たに規定を設ける「学校事業者」による私立学校が、増加しつづける不登校や障害を持つ児童、生徒の多様なニーズを満たすための新しいタイプの学校を設立し、限られた資源の中で、十分な教育成果をあげるために、小学校過程における教科の設定を、学校ごとに独自の設定基準を設け、独自に判断設定できるようにしてほしい。	学校教育法第20条に規定する、小学校教科の設定について、	第2項として以下を追加する。「第1項の規定にかかわらず、学校教育法第2条に新たに規定を設ける学校事業者による私立学校においては、特区に認定された地方自治体の長の認可にもつづき、別途教科の設定基準を定めるものとする、	教科設定認可に際しては、特区法により認定された地方自治体の長により別途定められた基準に従うものとする。また、教育効果に対して能率を行い、報告書等を提出することをもって、カリキュラムに関する規制を不要とする、	学校教育法第20条により、小学校の教科設定が一律に定められることは、特区学校における多様なニーズおよび地域特性に応じた教育内容を実現するためには障害となりうるものであり、特区ごと、特区内の学校における教育内容および成果が図られるように柔軟性を高めることが重要である、	文部科学省	
2139	2139160	13	特定非営利活動法人21世紀教育研究所	50080	学校法人立以外の私立学校特区	16	学校教科の設定基準の弾力化	8007 8032 8045	A A A	より多様な児童・生徒のニーズや地域特性に対応するため、特区に認定された地方自治体の長が認可する学校事業者による私立学校においては、文部科学省の認可が必要な「特区版研究開発校制度」を利用するのではなく、独自の教科設定を可能とし、その設定および設定した教科の内容の基準については、別途特区自治体の長が定めることによるものとする。	別途、学校教育法第2条に新たに規定を設ける「学校事業者」による私立学校が、増加しつづける不登校や障害を持つ児童、生徒の多様なニーズを満たすための新しいタイプの学校を設立し、限られた資源の中で、十分な教育成果をあげるために、中学校過程における教科の設定を、学校ごとに独自の設定基準を設け、独自に判断設定できるようにしてほしい。	学校教育法第38条に規定する、中学校教科の設定について、	第2項として以下を追加する。「第1項の規定にかかわらず、学校教育法第2条に新たに規定を設ける学校事業者による私立学校においては、特区に認定された地方自治体の長の認可にもつづき、別途教科の設定基準を定めるものとする、	教科設定認可に際しては、特区法により認定された地方自治体の長により別途定められた基準に従うものとする。また、教育効果に対して能率を行い、報告書等を提出することをもって、カリキュラムに関する規制を不要とする、	学校教育法第38条により、中学校の教科設定が一律に定められることは、特区学校における多様なニーズおよび地域特性に応じた教育内容を実現するためには障害となりうるものであり、特区ごと、特区内の学校における教育内容および成果が図られるように柔軟性を高めることが重要である、	文部科学省	
2139	2139170	13	特定非営利活動法人21世紀教育研究所	50080	学校法人立以外の私立学校特区	17	学校教科の設定基準の弾力化	8007 8032 8045	A A A	より多様な児童・生徒のニーズや地域特性に対応するため、特区に認定された地方自治体の長が認可する学校事業者による私立学校においては、文部科学省の認可が必要な「特区版研究開発校制度」を利用するのではなく、独自の教科設定を可能とし、その設定および設定した教科の内容の基準については、別途特区自治体の長が定めることによるものとする。	別途、学校教育法第2条に新たに規定を設ける「学校事業者」による私立学校が、増加しつづける不登校や障害を持つ児童、生徒の多様なニーズを満たすための新しいタイプの学校を設立し、限られた資源の中で、十分な教育成果をあげるために、中等教育学校過程における教科の設定を、学校ごとに独自の設定基準を設け、独自に判断設定できるようにしてほしい。	学校教育法第43条に規定する、高等学校教科の設定について、	第2項として以下を追加する。「第1項の規定にかかわらず、学校教育法第2条に新たに規定を設ける学校事業者による私立学校においては、特区に認定された地方自治体の長の認可にもつづき、別途教科の設定基準を定めるものとする、	教科設定認可に際しては、特区法により認定された地方自治体の長により別途定められた基準に従うものとする。また、教育効果に対して能率を行い、報告書等を提出することをもって、カリキュラムに関する規制を不要とする、	学校教育法第43条により、高等学校の教科設定が一律に定められることは、特区学校における多様なニーズおよび地域特性に応じた教育内容を実現するためには障害となりうるものであり、特区ごと、特区内の学校における教育内容および成果が図られるように柔軟性を高めることが重要である、	文部科学省	
2139	2139180	13	特定非営利活動法人21世紀教育研究所	50080	学校法人立以外の私立学校特区	18	学校教科の設定基準の弾力化	8007 8032 8045	A A A	より多様な児童・生徒のニーズや地域特性に対応するため、特区に認定された地方自治体の長が認可する学校事業者による私立学校においては、文部科学省の認可が必要な「特区版研究開発校制度」を利用するのではなく、独自の教科設定を可能とし、その設定および設定した教科の内容の基準については、別途特区自治体の長が定めることによるものとする。	別途、学校教育法第2条に新たに規定を設ける「学校事業者」による私立学校が、増加しつづける不登校や障害を持つ児童、生徒の多様なニーズを満たすための新しいタイプの学校を設立し、限られた資源の中で、十分な教育成果をあげるために、中等教育学校過程における教科の設定を、学校ごとに独自の設定基準を設け、独自に判断設定できるようにしてほしい。	学校教育法第51条の7に規定する、中等教育学校教科の設定について、	第2項として以下を追加する。「第1項の規定にかかわらず、学校教育法第2条に新たに規定を設ける学校事業者による私立学校においては、特区に認定された地方自治体の長の認可にもつづき、別途教科の設定基準を定めるものとする、	教科設定認可に際しては、特区法により認定された地方自治体の長により別途定められた基準に従うものとする。また、教育効果に対して能率を行い、報告書等を提出することをもって、カリキュラムに関する規制を不要とする、	学校教育法51条の7により、中等教育学校の教科設定が一律に定められることは、特区学校における多様なニーズおよび地域特性に応じた教育内容を実現するためには障害となりうるものであり、特区ごと、特区内の学校における教育内容および成果が図られるように柔軟性を高めることが重要である、	文部科学省	
2139	2139190	13	特定非営利活動法人21世紀教育研究所	50080	学校法人立以外の私立学校特区	19	教科用図書制度の弾力化		D	より多様な児童・生徒のニーズや地域特性に対応するため、特区に認定された自治体の長が認可する学校事業者による私立学校においては、独自の教科用図書選定を可能とし、その選定基準については、別途特区に認定された地方自治体の長が定めることによるものとする。教育内容および成果を充実するため、教科設定や教員の独自採用とあわせて、独自の教科書を使用できるようにすることは、特区内外の学校において、一連の教育活動として不可欠の要素である。なお、独自の教科書選定の基準については、特区認定の自治体の長の認定に基づいた定量的な指標を定め、その遵守義務を負うことにより、教育委員会の判断とは別に定めるものとする。	別途、学校教育法第2条に新たに規定を設ける「学校事業者」による私立学校が、増加しつづける不登校や障害を持つ児童、生徒の多様なニーズを満たすための新しいタイプの学校を設立し、限られた資源の中で、十分な教育成果をあげるために、区内小学校における教科用図書の選定を学校ごと独自の選定基準を設け、判断選定できるようにしてほしい。	学校教育法第21条に規定する、小学校での文部科学省選定教科用図書使用について、	第4項として以下を追加する。「第1項の規定にかかわらず、学校教育法第2条に新たに規定を設ける学校事業者による私立学校においては、特区に認定された地方自治体の長の認可にもつづき、別途教科用図書の選定基準を定めるものとする、	教科用図書選定認可に際しては、特区法により認定された地方自治体の長により別途定められた基準に従うものとする。	学校教育法21条により、小学校の教科用図書選定が文部科学省により一律に定められることは、特区学校における多様なニーズおよび地域特性に応じた教育内容を実現するためには障害となりうるものであり、特区ごと、特区内の学校における教育内容および成果が図られるように柔軟性を高めることが重要である、	文部科学省	

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特例の具体的要望事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード
2139	2139280	13	特定非営利活動法人21世紀教育研究所	50080	学校法人立以外の私立学校特区	28	校長および教員の資格要件の緩和	80038201	D	より多様な児童・生徒のニーズや地域特性に対応するため、特区に認定された自治体の長が認可する学校事業者による私立学校においては、学校教育法および教育職員免許法によらず、独自の教員資格を定め、その認定基準については、別途特区に認定された地方自治体の長が定めるところによるものとする。教育内容および成果の向上を目指すため、教科設定や教科用図書の独自選定とあわせて、独自の教員資格基準を設定できるようにすることは、特区内学校において、一連の教育活動として不可欠の要素である。なお、教員資格の基準については、特区認定の自治体の長の認定に基づいた定量的な指標を定め、その遵守義務を負うことにより、教育委員会の判断とは別に定めるものとする。	別途、学校教育法第2条に新たに規定を設ける「学校事業者」による私立学校が、増加しつづける不登校や障害などを持つ児童、生徒の多様なニーズを満たすための新しいタイプの学校を設立し、限られた資源の中で、十分な教育成果をあげるために、特区内学校における教員採用を、学校ごとの独自の教員資格基準を設け、判断認定できるようにしてほしい。	学校教育法第8条に規定される、校長および教員の資格に関して、	第2項として以下を追加、「第1項の規定に関わらず、学校教育法第2条に新たに規定される学校事業者による私立学校においては、学校長ならびに教職員は必ずしも教員免許状を有することを要しない。」	教員資格認定に際しては、特区法により認定された地方自治体の長により別途定められた基準に従うものとする。	学校教育法第8条により、教育内容に関わらず、教員資格が一律に定められることは、特区学校における多様なニーズおよび地域特性に応じた教育内容を実現するためには障害となることが想定され、よって特区内学校に対しては、特区に認定された地方自治体の長により独自の教員資格の適用が認可され、特区内の学校における教育内容および成果が図られるように柔軟性を高めることが重要である。	文部科学省	
2139	2139290	13	特定非営利活動法人21世紀教育研究所	50080	学校法人立以外の私立学校特区	29	校長および教員の資格要件の緩和	80038201	D	より多様な児童・生徒のニーズや地域特性に対応するため、特区に認定された自治体の長が認可する学校事業者による私立学校においては、学校教育法および教育職員免許法によらず、独自の教員資格を定め、その認定基準については、別途特区に認定された地方自治体の長が定めるところによるものとする。教育内容および成果の向上を目指すため、教科設定や教科用図書の独自選定とあわせて、独自の教員資格基準を設定できるようにすることは、特区内学校において、一連の教育活動として不可欠の要素である。なお、教員資格の基準については、特区認定の自治体の長の認定に基づいた定量的な指標を定め、その遵守義務を負うことにより、教育委員会の判断とは別に定めるものとする。	別途、学校教育法第2条に新たに規定を設ける「学校事業者」による私立学校において、増加しつづける不登校や障害などを持つ児童、生徒の多様なニーズを満たすための新しいタイプの学校を設立し、限られた資源の中で、十分な教育成果をあげるために、特区内学校における教員採用を、学校ごとの独自の教員資格基準を設け、判断認定できるようにしてほしい。	教育職員免許法第2条に規定される教員の資格および所轄庁に関して、	第3項として以下を追加、「第1項の規定に関わらず、学校教育法第2条に新たに規定される学校事業者による私立学校においては、特区認定された自治体の長により、別途教職員の資格規定を設けるものとする。」	教員資格認定に際しては、特区法により認定された地方自治体の長により別途定められた基準に従うものとする。	教育職員免許法第2条により、教育内容に関わらず、教員資格が一律に定められることは、特区学校における多様なニーズおよび地域特性に応じた教育内容を実現するためには障害となることが想定され、よって特区内学校に対しては、特区に認定された地方自治体の長により独自の教員資格の適用が認可され、特区内の学校における教育内容および成果が図られるように柔軟性を高めることが重要である。	文部科学省	
2139	2139300	13	特定非営利活動法人21世紀教育研究所	50080	学校法人立以外の私立学校特区	30	校長および教員の資格要件の緩和	80038201	D	より多様な児童・生徒のニーズや地域特性に対応するため、特区に認定された自治体の長が認可する学校事業者による私立学校においては、学校教育法および教育職員免許法によらず、独自の教員資格を定め、その認定基準については、別途特区に認定された地方自治体の長が定めるところによるものとする。教育内容および成果の向上を目指すため、教科設定や教科用図書の独自選定とあわせて、独自の教員資格基準を設定できるようにすることは、特区内学校において、一連の教育活動として不可欠の要素である。なお、教員資格の基準については、特区認定の自治体の長の認定に基づいた定量的な指標を定め、その遵守義務を負うことにより、教育委員会の判断とは別に定めるものとする。	別途、学校教育法第2条に新たに規定を設ける「学校事業者」による私立学校が、増加しつづける不登校や障害などを持つ児童、生徒の多様なニーズを満たすための新しいタイプの学校を設立し、限られた資源の中で、十分な教育成果をあげるために、特区内学校における教員採用を、学校ごとの独自の教員資格基準を設け、判断認定できるようにしてほしい。	教育職員免許法第3条に規定される、教員の免許状に関して、	第5項として以下を追加、「第1項の規定に関わらず、学校教育法第2条に新たに規定される学校事業者による私立学校においては、特区認定された自治体の長により、別途教職員の資格規定を設け、免許を付与するものとする。」	教員資格認定に際しては、特区法により認定された地方自治体の長により別途定められた基準に従うものとする。	教育職員免許法第3条により、教育内容に関わらず、教員資格が一律に定められることは、特区学校における多様なニーズおよび地域特性に応じた教育内容を実現するためには障害となることが想定され、よって特区内学校に対しては、特区に認定された地方自治体の長により独自の教員資格の適用が認可され、特区内の学校における教育内容および成果が図られるように柔軟性を高めることが重要である。	文部科学省	
2139	2139310	13	特定非営利活動法人21世紀教育研究所	50080	学校法人立以外の私立学校特区	31	教育公務員の兼業許可の基準の緩和	8601	D	より多様な児童・生徒のニーズや地域特性に対応するため、特区に認定された自治体の長が認可する学校事業者による私立学校においては、教育内容設定や教科書の選定とあわせて教員の確保に際しても、柔軟に独自の対応ができることが、一連の教育活動として不可欠の要素である。限られた予算の中で、優秀な教員を採用するために、現職教育公務員の研修または兼業を前提とし、学校事業者による学校への採用門戸を広げることが重要であり、その基準については、特区認定の自治体の長の認定にもとづき、独自の定量的な指標を定め、その遵守義務を負うことにより、教育委員会の判断とは別に定めるものとする。	別途、学校教育法第2条に新たに規定を設ける「学校事業者」による私立学校が、増加しつづける不登校や障害などを持つ児童、生徒の多様なニーズを満たすための新しいタイプの学校を設立し、限られた資源の中で、十分な教育成果をあげるために、特区内学校における教員採用を、学校ごとの独自の教員資格基準を設け、判断認定できるようにしてほしい。	教育公務員特例法第21条に規定される教員公務員の兼業について、	第3項として以下を追加、「上記の規定に関わらず、特区に認定された自治体の長の認可にもとづき、学校教育法第2条に新たに規定される学校事業者による私立学校の教員の職を兼ねることができるとする。」	教員兼業認定に際しては、特区法により認定された地方自治体の長により別途定められた基準に従うものとする。	教育公務員特例法第21条に規定されている、教育公務員の兼業が特区内学校に対しても認められることにより、より優秀な教員の確保が可能となり、特区内学校における教育内容および成果の向上が図られるように柔軟性を高めることが重要である。	文部科学省	
2139	2139320	13	特定非営利活動法人21世紀教育研究所	50080	学校法人立以外の私立学校特区	32	教育公務員の研修許可の基準の緩和			別途、学校教育法第2条に新たに規定を設ける「学校事業者」による私立学校が、増加しつづける不登校や障害などを持つ児童、生徒の多様なニーズを満たすための新しいタイプの学校を設立し、限られた資源の中で、十分な教育成果をあげるために、特区内学校における教員採用を、学校ごとの独自の教員資格基準を設け、判断認定できるようにしてほしい。	教育公務員特例法第20条に規定される教員公務員の研修について、	第4項として以下を追加、「上記の規定に関わらず、特区に認定された自治体の長の認可にもとづき、学校教育法第2条に新たに規定される学校事業者による私立学校を研修先として認定することができるものとする。」	教員研修先認定に際しては、特区法により認定された地方自治体の長により別途定められた基準に従うものとする。	教育公務員特例法第20条に規定されている、教育公務員の研修が特区内学校に対しても認められることにより、より優秀な教員の確保が可能となり、特区内学校における教育内容および成果の向上が図られるように柔軟性を高めることが重要である。	文部科学省		
2140	2140010	32	比婆山のロマンを採求する会	50110	イザナミ特区	1	文化財保護を目的とした地域振興に関する規制の緩和			イザナミ神御陵最有力地という地域の特性を、未来への文化遺産として譲り伝えること。	特区指定区域内の山、道、棚田、井出、石碑石仏等	専門的な文化財調査を急いで頂かねば、具体的な場所の設定が難しいが、歴史ある風土をこれ以上損なわれないでほしい。		国などの認定がなければ、まだ歴史的価値の認識は薄(廃棄物置き場があったり風土が損なわれる事業が起きている。	文部科学省		
2141	2141010		伊藤樹	50010	国際医師修練特区	1	外国医師に対する医師国家試験受験資格認定に関する要件の改定			在日外国人への医療サービス提供のためには、国境を問わず当該国の言語や事情に精通した医師が診療に従事することが一番望ましいが、外国で医師の資格を持つ者でも日本の医師免許を持たない者の活動は、「臨床修練」や「二カ国間協定」に基づく(限定的な活動)しか許されていない。日本在住の外国人を対象とする診療に従事する希望する外国医師に対する特例として、本特区において医師臨床研修を優秀な成績で修了し、かつ日本語での診療能力も十分であると認められる者には、出身国(卒業国)を問わず医師国家試験の受験資格を与えることを目的とする。	医師法第11条第2項及び第3項、同第12条において定める、外国医師の国家試験受験資格認定	医師国家試験受験資格認定に際し、本特区での臨床研修を修了した外国医師は日本の医学部を卒業した者と同等以上の学力及び技能を有し、かつ、適当として医師国家試験の受験資格を認定する	臨床研修修了証の提出	外国人医師への門戸開放が第1次募集でも地方自治体等からの要望が多(寄せられた背景には、就労目的で入国する外国人の増加に伴い、言語等の問題により現存の医療機関や制度では対応に窮する事態が急増しているからである。しかし現行の受験資格認定審査は専らその出身国(卒業国)における国家試験制度の有無を審査の重点に置いており、公平さを欠く。	厚生労働省		
2141	2141020		伊藤樹	50010	国際医師修練特区	2	平成16年度以降の医師臨床研修制度への外国医師参加の容認			在日外国人への医療サービス提供においても日本の医療従事者・医療機関等との連携が不可欠であるが、現行の外国医師等臨床修練制度では専門的な技能等の習得にカリキュラムの重点が置かれており、そのようなニーズに対応できない。平成16年度より義務として実施される医師臨床研修制度を、日本在住の外国人を対象とする診療に従事する希望する外国医師にも適用させ、より広く日本の医療制度などを修習させるに、当該国に対する診療行為を行わせる。	医師法第15条第2項において、診療に従事する医師は2年以上の臨床研修を義務化されているが、日本で診療に従事することを目的とする外国医師への適用拡大	本特区指定を受けた臨床研修指定病院において、外国医師が日本人医師と共通カリキュラムの臨床研修を受けることを容認し、かつ、臨床研修の一環として外国人への診療を行う	主たる言語以外に日本語での診療能力を有し、純粋に特定の専門技術の修得のみを目的としているので、医療ではない。	現在外国医師に認められている臨床修練は処方箋の交付ができず、無報酬というところでも明らかでない。純粋に特定の専門技術の修得のみを目的としているので、医療ではない。	厚生労働省		
2142	2142010	13	株式会社ネオテニー	50020	無線LAN特区	1	無線LANシステムにおける出力基準の緩和			基地局からカバーできるエリアを拡大することにより、山間部等における無線LANを利用したブロードバンドサービスの推進	電波法施行規則第6条第4項第4号及び無線設備規則第49条の20における小電力データ通信システムの出力の基準が、10mW/MHz、空中線利得が12.14dBiと規定されていることについて、	フェーズドアンテナの利用を認めるとともに上限出力を米国並み(無指向性4Wなど)まで認める。	無線LANの有効活用を阻害	総務省	0405340 0405350		
2143	2143010	13	株式会社ネオテニー	50020	セグウェイ特区	1	道路交通法に関する歩行者規定の緩和			道路交通法に定められた自転車および原動機付き自転車の基準では、体重移動による容易な操作を可能としたセグウェイ・ヒューマントラップスローカーを日本国内で導入し、移動手段のレンタル提供事業を行うことができないので、	道路交通法第2条3項について	歩行者の一部としてセグウェイを認める条項を付け加える。	現行の道路交通法では、「自転車」とみなした場合は人力による動力補助が必要となってしまう。また「原動機付き自転車」とみなした場合は機器基準が多くなってしまうため、電力のみを動力とし極めて簡潔な構造であるセグウェイの特徴が発揮できない。セグウェイを国内導入するためには「原動機を用いる身体障害者用の車いす」と同様に「歩行者」とみなす必要があるが、現行では道路交通法第2条第3項の「歩行者」の定義にセグウェイは該当しない。	農林省 国土交通省	0100280 1208240		
2144	2144010	13	株式会社ネオテニー	50020	電話番号特区	1	電気通信番号の基準の緩和			電気通信番号の基準があるために、電話番号の柔軟な利用ができない状況にあるため。	電気通信事業法第48条の2及び電気通信番号規則第4条において、電気通信番号が適合しなければならぬとされる基準について、	都道府県(又はその指定する法人、番号管理団体)がその区域内に所在する事業者及び個人に対して電気通信番号を配分・使用する場合は適用除外とする。	国による一律の基準、一律の指定手続きのため、電話番号の柔軟な利用を阻害	総務省	0405360		

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特例の具体的要望事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード
2144	2144020	13	株式会社ネオテニー	50020	電話番号特区	2	電気通信番号の指定の申請義務の緩和				総務大臣の指定する番号を使用することとなっているため、電気通信番号の基準と相まって、柔軟な利用ができない状況にあるため。	電気通信番号規則第4条第5号及び第15条において規定される電気通信番号の指定に係る手続きについて。	都道府県(又はその指定する法人、「番号管理団体」)がその区域内に所在する事業者及び個人に対して電気通信番号を配分・使用する場合は適用除外とする。又は番号管理団体に対する番号の一括配分をすることとする。		国による一律の基準、一律の指定手続きのため、電話番号の柔軟な利用を阻害	総務省	0405370
2144	2144030	13	株式会社ネオテニー	50020	電話番号特区	3	電気通信設備に関する総合品質の規制の緩和				総合品質に関する基準をクリアしないとP電話用の060から始まる電話番号を付与されない状況になっているため。	事業用電気通信設備規則第35条の6、事業用電気通信設備規則の細目も定める件第4条及びP電話の総合品質とP電話番号申請のためのガイドラインの(2)において規定される電話番号指定の前提となる総合品質の基準について。	都道府県(又はその指定する法人、「番号管理団体」)がその区域内に所在する事業者及び個人に対して電気通信番号を配分・使用する場合は適用除外とする。		国による一律の基準、一律の指定手続きのため、電話番号の柔軟な利用を阻害	総務省	0405380
2145	2145010	13	(株)東京リーガルマインド	50020	専門資格者増員特区	1	非弁護士法律事務の取り扱いの規定の改正				弁護士でない一般職の国家公務員(一種)が交流派遣された先で法律事務を行えるようにするため。	弁護士法第七十二条本文の適用除外を広げる。	「国と民間企業との間の人事交流に関する法律」により交流派遣された国家公務員(一種)を弁護士法第七十二条本文の適用除外とする。		現状、弁護士法第七十二条により原則として非弁護士は法律事務を行ってほならないこととなっている。	法務省	0500220
2145	2145020	13	(株)東京リーガルマインド	50020	専門資格者増員特区	2	弁護士となる資格の付与条件の緩和				交流派遣され法律事務の実務を相当期間経験した一般職の国家公務員(一種)に弁護士となる資格を与えるため。	弁護士法第五条の改正	弁護士法第五条に「交流派遣され法律事務の実務を相当期間経験した国家公務員(一種)」を追加する。		現状、弁護士法第四条・第五条に見られるように弁護士となる資格を取れる方法が限られている。	法務省	0500230
2145	2145030	13	(株)東京リーガルマインド	50020	専門資格者増員特区	3	弁護士となる条件の緩和				弁護士となる資格を有した一般職の国家公務員(一種)が法律事務を取り扱えるようにするため。	弁護士法第八条の廃止	弁護士法第八条を廃止し、弁護士となる資格を有する者は法律事務を取り扱えるようにする。		現状、弁護士法第八条に見られるように弁護士となる資格を有しても弁護士名簿に登録しないと弁護士にならない。	法務省	0500240
2145	2145040	13	(株)東京リーガルマインド	50020	専門資格者増員特区	4	公認会計士でない者の業務の制限の緩和				公認会計士でない一般職の国家公務員(一種)が交流派遣された先で公認会計士の業務を行えるようにするため。	公認会計士法第四十七条の二の適用除外を作る。	「国と民間企業との間の人事交流に関する法律」により交流派遣された国家公務員(一種)を公認会計士法第四十七条の二の適用除外とする。		現状、公認会計士法第四十七条の二により、非公認会計士は公認会計士の業務を行えない。	金融庁	
2145	2145050	13	(株)東京リーガルマインド	50020	専門資格者増員特区	5	公認会計士となる資格の付与条件の緩和				交流派遣され公認会計士業務の実務を相当期間経験した一般職の国家公務員(一種)に公認会計士となる資格を与えるため。	公認会計士法第五条第三項の改正	公認会計士法第五条第三項の「第三次試験に合格した者は」とあるのを「第三次試験に合格した者又は交流派遣され公認会計士業務を相当期間経験した国家公務員(一種)」と改正する。		現状、公認会計士法第五条第三項に見られるように公認会計士となる資格を有する者が限られている。	金融庁	
2145	2145060	13	(株)東京リーガルマインド	50020	専門資格者増員特区	6	公認会計士となる条件の緩和				公認会計士となる資格を有した一般職の国家公務員(一種)が公認会計士業務を行えるようにするため。	公認会計士法第十七条の改正	公認会計士法第十七条の公認会計士に関する部分を削除し、公認会計士となる資格を有するものは公認会計士とすることができるようにする。		現状、公認会計士法第十七条に見られるように公認会計士となる資格を有しても公認会計士となるには公認会計士名簿に登録しなければならない。	金融庁	
2145	2145070	13	(株)東京リーガルマインド	50020	専門資格者増員特区	7	弁護士の兼業禁止の緩和				弁護士が一般職の国家公務員(一種)として働けるようにするため。	弁護士法第三十条の改正	弁護士法第三十条第一項および第二項の廃止。		現状、弁護士法第三十条により弁護士は原則として報酬ある公務を兼ねることができない。	法務省	0500250
2145	2145080	13	(株)東京リーガルマインド	50020	専門資格者増員特区	8	一般職の国家公務員の兼業の承認要件の緩和				一般職の国家公務員が弁護士業務・公認会計士業務を兼業することを容易にするため。	国家公務員法百零三条第三項の「承認」の要件について。	弁護士業務・公認会計士業務の兼業は「承認」する。		現状、弁護士業務・公認会計士業務の兼業が「承認」されるか否かは、不透明である。	[人・事院]	200130
2145	2145090	13	(株)東京リーガルマインド	50020	専門資格者増員特区	9	一般職の国家公務員の兼業の許可要件の緩和				一般職の国家公務員が弁護士業務・公認会計士業務を兼業することを容易にするため。	国家公務員法百零四条の「許可」の要件について。	弁護士業務・公認会計士業務の兼業は「許可」する。		現状、弁護士業務・公認会計士業務の兼業が「許可」されるか否かは、不透明である。	総務省	0400030
2146	2146010	13	(株)東京リーガルマインド	50020	法律相談自由化特区	1	行政書士の業務範囲の拡大				行政書士も法律相談業務を行えるようにするため	行政書士法第一条で規定されている業務に加え	特例法により法律相談業務も行えるようになります(特例法の内容は添付資料に記載)。		行政書士法第一条の三第三号により、行政書士が作成することができる書類の作成について相談に応ずることしかできません。	総務省 法務省	0403900 500810
2146	2146020	13	(株)東京リーガルマインド	50020	法律相談自由化特区	2	不動産鑑定士の業務範囲の拡大				不動産鑑定士も法律相談業務を行えるようにするため	不動産の鑑定評価に関する法律で規定されている業務に加え	特例法により法律相談業務も行えるようになります(特例法の内容は添付資料に記載)。		不動産鑑定士の業務内容については、法律上明確でなく、範囲法律相談業務を行うことはできないと考えられます。	国土交通省 法務省	0500780 1220020
2146	2146030	13	(株)東京リーガルマインド	50020	法律相談自由化特区	3	マンション管理士の業務範囲の拡大				マンション管理士も法律相談業務を行えるようにするため	マンションの管理の適正化の推進に関する法律で規定されている業務に加え	特例法により法律相談業務も行えるようになります(特例法の内容は添付資料に記載)。		マンション管理士の業務内容については、法律上明確でなく、範囲法律相談業務を行うことはできないと考えられます。	国土交通省 法務省	0500790 1220030
2146	2146040	13	(株)東京リーガルマインド	50020	法律相談自由化特区	4	宅地建物取引主任者の業務範囲の拡大				宅地建物取引主任者も法律相談業務を行えるようにするため	宅地建物取引業法で規定されている業務に加え	特例法により法律相談業務も行えるようになります(特例法の内容は添付資料に記載)。		宅地建物取引主任者の業務内容については、法律上明確でなく、範囲法律相談業務を行うことはできないと考えられます。	国土交通省 法務省	0500800 1220010
2146	2146050	13	(株)東京リーガルマインド	50020	法律相談自由化特区	01	非弁護士の法律事務取扱い禁止の緩和				非弁護士が法律相談業務を行えるようにするため	弁護士法七十二条について	特例法により適用を除外します(特例法の内容は添付資料に記載)。		非弁護士の法律事務の取扱等の禁止事項が包括的であるため、非弁護士が法律相談業務を行うことができません。	法務省	0500850
2146	2146060	13	(株)東京リーガルマインド	50020	法律相談自由化特区	02	非弁護士の法律事務取扱い標示禁止規定の撤廃				非弁護士が法律相談等を実質的に行うためには、その旨の表示をすることが必要になってくることから	弁護士法七十四条第二項について	特例法により適用を除外します(特例法の内容は添付資料に記載)。		非弁護士は、利益を得る目的で、法律相談その他法律事務を取り扱う旨の標示又は記載をなすことはできません。	法務省	0500860

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特例の具体的要望事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード
2146	2146070	13	(株)東京リーガルマインド	50020	法律相談自由化特区	03	司法書士の業務範囲の拡大				司法書士も法律相談業務を行えるようにするため	司法書士法第三条で規定されている業務に加え	特例法により法律相談業務も行えるようになります(特例法の内容は添付資料に記載)。		司法書士法第三条第一項第五号により、行える相談業務は正当業務に基づく相談のみに限定されています。	法務省	0500770
2146	2146080	13	(株)東京リーガルマインド	50020	法律相談自由化特区	04	税理士の業務範囲の拡大				税理士も法律相談業務を行えるようにするため	税理士法第二条で規定されている業務に加え	特例法により法律相談業務も行えるようになります(特例法の内容は添付資料に記載)。		税理士法第二条第一項第三号により、行える相談業務としては税務相談しかあげられていません。	財務省 法務省	0500820 0700860
2146	2146090	13	(株)東京リーガルマインド	50020	法律相談自由化特区	05	弁理士の業務範囲の拡大				弁理士も法律相談業務を行えるようにするため	弁理士法第四条で規定されている業務に加え	特例法により法律相談業務も行えるようになります(特例法の内容は添付資料に記載)。		弁理士法第四条第三項により、正当業務に基づく相談しか受けられません。	経済産業省 (特許庁) 法務省	0500830 1140040
2146	2146100	13	(株)東京リーガルマインド	50020	法律相談自由化特区	06	社会保険労務士の業務範囲の拡大				社会保険労務士も法律相談業務を行えるようにするため	社会保険労務士法第二条で規定されている業務に加え	特例法により法律相談業務も行えるようになります(特例法の内容は添付資料に記載)。		社会保険労務士法第二条第一項第三号労働に関する事項及び労働により、社会保険諸法令に基づく社会保険に関する事項についてしか相談に応じられません。	厚生労働省 法務省	0500840
2147	2147010	13	(株)東京リーガルマインド	50020	就業体験特区	1	株式会社設立に関する最低資本金要件の不適用				現在の株式会社設立に関する最低資本金要件があるために、民間企業が株式会社の形態で就業体験法人を設立する場合に容易に行うことができないから。	商法第六十八条の四において、資本の額は1000万円を下ることができないとされている下限の制限について	就業体験法人においてはこの制限を不適用とする。		株式会社の設立については、商法第六十八条の四により、資本の額は1000万円を下ることができないと定められており、容易に設立ができない。	法務省	0500170
2147	2147020	13	(株)東京リーガルマインド	50020	就業体験特区	2	有限会社設立に関する最低資本金要件の不適用				現在の有限会社設立に関する最低資本金要件があるために、民間企業が有限会社の形態で就業体験法人を設立する場合に容易に行うことができないから。	有限会社法第九条において、資本の額は300万円を下ることができないとされている下限の制限について	就業体験法人においてはこの制限を不適用とする。		有限会社の設立については、有限会社法第九条により、資本の額は300万円を下ることができないと定められており、容易に設立ができない。	法務省	0500170
2147	2147030	13	(株)東京リーガルマインド	50020	就業体験特区	3	雇用保険法の適用除外				雇用保険法では、原則として労働者が雇用される事業が通用事業とされるために、民間企業が就業体験法人を運営する場合、使用者負担分の保険料納付を義務づけられ、容易な法人設立を妨げることとなるから。	雇用保険法第六条における、雇用保険法の適用除外規定について	適用除外の対象を就業体験法人にも広げる。		雇用保険法第五条により、労働者が雇用される事業が通用事業となるが、長期間の雇用が予定されない就業体験法人の労働者にとって、雇用保険への加入は不要である。	厚生労働省	
2147	2147040	13	(株)東京リーガルマインド	50020	就業体験特区	4	労働基準法の解雇制限の緩和				労働基準法には、解雇後の就職活動を保護するための解雇制限の規定があるが、円滑な労働移動を妨げることとなるから。	労働基準法第十九条第一項における、解雇制限の規定について	就業体験法人においては解雇制限を緩和もしくは撤廃する。		労働基準法第十九条により、業務上の傷病により休業する期間とその後30日間、産前産後休業期間とその後30日間は原則として解雇が制限されているが、就業体験を主目的とする就業体験法人の労働者にとって、これらの保護は不要である。	厚生労働省	
2147	2147050	13	(株)東京リーガルマインド	50020	就業体験特区	5	労働基準法の休業手当規定の適用除外				休業手当規定があるために、就業体験法人に過大なリスクを背負わせることとなるから。	労働基準法第二十六条における、休業手当の規定について	就業体験法人においては適用除外とする。		労働基準法第二十六条により、使用者の責めに帰すべき事由による休業の場合は、使用者に休業手当支払いの義務が生じるが、就業体験を主目的とする就業体験法人にそこまで負担を負わせるべきでない。	厚生労働省	
2147	2147060	13	(株)東京リーガルマインド	50020	就業体験特区	6	法人税の免除				公益法人等と同様に法人税の免税措置を受けることで、他の会社や公益法人等と対等な立場で競争を行えるようにするため。	法人税第七条における、内国公益法人等の非収益事業等の非課税について	就業体験法人を公益法人と同等に扱うものとする。		法人税第七条により、公益法人等の非収益事業等から生じた所得については、法人税を課しないとされているが、社会的意義の大きい就業体験法人の設立を促すため、就業体験法人についても公益法人と同等に扱うことが望ましい。	財務省	0700740
2147	2147070	13	(株)東京リーガルマインド	50020	就業体験特区	7	法人税の軽減				公益法人等と同様に法人税の軽減措置を受けることで、他の会社や公益法人等と対等な立場で競争を行えるようにするため。	経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税および法人税の負担軽減措置に関する法律第十六条における、法人税の税率について	就業体験法人を公益法人と同等に扱うものとする。		経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税および法人税の負担軽減措置に関する法律第十六条により、公益法人等にして課する所得に対する法人税の税率が軽減されているが、社会的意義の大きい就業体験法人の設立を促すため、就業体験法人についても公益法人と同等に扱うことが望ましい。	財務省	0700750
2147	2147080	13	(株)東京リーガルマインド	50020	就業体験特区	8	道府県民税の適用除外				公益法人等と同様に道府県民税の免税措置を受けることで、他の会社や公益法人等と対等な立場で競争を行えるようにするため。	地方税法第二十五条における非課税規定について	就業体験法人も追加する(例:別に法律の定めることにより、構造改革特区認定を受けた地域における就業体験法人)。		地方税法第二十五条で道府県民税が非課税となる団体が列挙されているが、社会的意義の大きい就業体験法人はこれら団体と同等に扱うことが望ましい。	総務省	0403180
2147	2147090	13	(株)東京リーガルマインド	50020	就業体験特区	9	市町村民税の適用除外				公益法人等と同様に市町村民税の免税措置を受けることで、他の会社や公益法人等と対等な立場で競争を行えるようにするため。	地方税法第二百九十六条における非課税規定について	就業体験法人も追加する(例:別に法律の定めることにより、構造改革特区認定を受けた地域における就業体験法人)。		地方税法第二百九十六条で市町村民税が非課税となる団体が列挙されているが、社会的意義の大きい就業体験法人はこれら団体と同等に扱うことが望ましい。	総務省	0403190
2147	2147100	13	(株)東京リーガルマインド	50020	就業体験特区	10	法人事業税の適用除外				公益法人等と同様に法人事業税の免税措置を受けることで、他の会社や公益法人等と対等な立場で競争を行えるようにするため。	地方税法第七十二条の五における法人事業税の非課税規定について	就業体験法人も追加する(例:同条第一項十三号として別に法律の定めることにより、構造改革特区認定を受けた地域における就業体験法人)を加える)。		地方税法第七十二条の五で法人事業税が非課税となる団体が列挙されているが、社会的意義の大きい就業体験法人はこれら団体と同等に扱うことが望ましい。	総務省	0403200
2147	2147110	13	(株)東京リーガルマインド	50020	就業体験特区	11	不動産取得税の適用除外				公益法人等と同様に不動産取得税の免税措置を受けることで、他の会社や公益法人等と対等な立場で競争を行えるようにするため。	地方税法第七十三条の四における不動産取得税の非課税規定について	就業体験法人も追加する(例:同条第一項三十四号として別に法律の定めることにより、構造改革特区認定を受けた地域における就業体験法人)を加える)。		地方税法第七十三条の四で不動産取得税が非課税となる団体が列挙されているが、社会的意義の大きい就業体験法人はこれら団体と同等に扱うことが望ましい。	総務省	0403210
2147	2147120	13	(株)東京リーガルマインド	50020	就業体験特区	12	固定資産税の適用除外				公益法人等と同様に固定資産税の免税措置を受けることで、他の会社や公益法人等と対等な立場で競争を行えるようにするため。	地方税法第三百四十八条における固定資産税の非課税規定について	就業体験法人も追加する(例:同条第二項三十六号として別に法律の定めることにより、構造改革特区認定を受けた地域における就業体験法人)を加える)。		地方税法第三百四十八条で固定資産税が非課税となる団体が列挙されているが、社会的意義の大きい就業体験法人はこれら団体と同等に扱うことが望ましい。	総務省	0403070
2147	2147130	13	(株)東京リーガルマインド	50020	就業体験特区	13	給与所得に課せられる所得税の免除				就業体験法人で働く労働者の給与所得に課せられる所得税を免除することにより、労働者の生活を保障し、また、就業体験法人にフリーグー若年失業者が集まるようにするため。	所得税法第二十八条における、給与所得の規定について	就業体験法人からの給与所得については、非課税とする。		所得税法第五条により、居住者には所得税を納める義務があると定められているが、就業体験法人で働くことを魅力あるものにするため、就業体験法人の給与所得については非課税とすることが望ましい。	財務省	0700760

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特例の具体的要望事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード
2147	2147140	13	(株)東京リーガルマインド	50020	就業体験特区	14	給与所得に課せられる所得税の軽減				就業体験法人で働く労働者の給与所得に課せられる所得税を軽減することにより、労働者の収入を確保し、また、就業体験法人にフリーター・若年失業者が集まるようにするため	所得税法第八十九条における、税率の規定について	就業体験法人からの給与所得については、その税率を軽減する。		所得税法第八十九条により、課税総所得金額に応じた税率が定められているが、就業体験法人で働くことを魅力あるものにするため、就業体験法人の給与所得については、その税率を軽減することが望ましい。	財務省	0700770
2148	2148010	13	(株)東京リーガルマインド	50020	再チャレンジ支援特区	1	契約の効力に関する民法の規定の特例				中小企業の経営者がすでに負っている債務を一定範囲で免除されるように	民法第三編第二章第二款について	経営者の生活の拠点となる土地・家屋は債務の弁済に充てられないような特例法を新設する。		現状、中小企業が倒産するとその経営者が自分の家屋・土地も強制執行されてしまうことが多いので、当該経営者は再起業することが極めて困難になる。	財務省	0500020
2149	2149010	13	(株)東京リーガルマインド	50020	公立保育所運営一括民間委託特区	1	公立保育所の運営業務の委託方法の特例				区市町村に存在する公立保育所の一括運営委託を可能にするため。	平成13年3月30日・雇児保法第10号・厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知の拡大解釈。	平成13年3月30日・雇児保法第10号・厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知は、公立保育所の一括運営委託も可能であることを前提としていると解釈すること。		現に保育事業に携わっている保育士等の身分労働条件等が、地方公務員として法律により厚く保護されている	厚生労働省	
2150	2150010	13	㈱東京リーガルマインド	50020	子育て支援総合施設設置特区	1	学校設置者要件の拡大				社会福祉法人、株式会社、NPOに幼稚園設置を可能とし、保育所・幼稚園・放課後児童健全育成事業の機能を兼ね備えた子育て施設の設置を可能とするため	学校教育法第二条による規制の緩和	子育て支援総合施設設置を可能とするため、一定の条件を満たした団体に限っては学校の設立を認める	子育て支援総合施設のための代替基準を創設	現状では、国、地方公共団体及び学校法人以外の学校の設置を認めていない	文部科学省	
2150	2150020	13	㈱東京リーガルマインド	50020	子育て支援総合施設設置特区	2	学校教育法規定の幼稚園の規定を拡充				学校教育法規定の目的にとらわれず、幅広い分野からの保育を可能とするため	学校教育法第七十七条の目的規定を拡充	目的規定を緩和することにより、子育て支援総合施設の設置を可能とする		本条の規定により保育の手段が規制されてしまっている	文部科学省	
2150	2150030	13	㈱東京リーガルマインド	50020	子育て支援総合施設設置特区	3	学校管理者設置の要件緩和				施設管理者を一本化するため	学校教育法第八十一条による園長設置要件の緩和	施設管理者を一本化し、責任の明確化を図る。また、手続きの煩雑さを回避する		現状では、幼稚園設置の際に管理者を置かなければならない	文部科学省	
2150	2150040	13	㈱東京リーガルマインド	50020	子育て支援総合施設設置特区	4	校種ごとの教職員免許状取得要件を緩和				子育て支援総合施設において、保育士による幼児園教育を充実させるため	教職員免許法第五条の免許取得要件の緩和	保育士資格取得者に対して、緩やかな基準のもと幼稚園教職員免許を付与する		幼稚園教職員免許取得には、大学における単位取得または教職員試験に合格しなければならないため資格取得が困難となる	文部科学省	
2150	2150050	13	㈱東京リーガルマインド	50020	子育て支援総合施設設置特区	5	放課後児童健全育成事業の目的を拡大				児童福祉法が定める放課後児童健全育成事業に該当する児童の育成のみに限定せず、多様な目的による入所を可能とするため	児童福祉法第六条の二第六項による「保護者が労働等により昼間家庭にいないもの」という対象児童の規制を緩和	「保護者が労働等により昼間家庭にいないもの」という児童の対象を拡大し、原則的に希望者は全員入所できるように目的規定の緩和を行う	希望者が定員を超えた際には、家庭の事情を考慮する	児童福祉法は同法に規定されている児童の受け入れを指示しており、その他の児童の入所は難しい	厚生労働省	
2150	2150060	13	㈱東京リーガルマインド	50020	子育て支援総合施設設置特区	6	「保育に欠けるその乳児又は幼児」という入所要件の緩和				本条で定められた要件以外の乳幼児にも施設利用できるようにするため、両親の育児負担軽減のため。	児童福祉法第二十四条による要件の原則除外	原則的に希望した乳幼児は入所可能とする。しかし、入所定員を超過した場合、児童福祉法第二十四条対象者を優先入所させる。	定員を超えた際には、児童福祉法第二十四条規定の者を優先入所する	保育所入所には「保育に欠ける」という要件が存在しており、両親の労働状況等により差別化されている	厚生労働省	
2150	2150070	13	㈱東京リーガルマインド	50020	子育て支援総合施設設置特区	7	児童福祉法第三十九条規定の保育目的を拡充				児童福祉法規定の目的にとらわれず、幅広い分野からの保育を可能とするため	児童福祉法第三十九条による保育所の目的規定の拡充	原則として入所を希望した乳幼児であれば保育可能とする	人数的制約等止むを得ない事情のある場合は児童福祉法第三十九条を優先適用する	「保育に欠ける乳幼児を保育」という目的規定のため、幅広い活動が制限される	厚生労働省	
2150	2150080	13	㈱東京リーガルマインド	50020	子育て支援総合施設設置特区	8	保育所設置基準の緩和				「保育所」機能を兼ね備えた子育て支援総合施設設置を容易にするため	児童福祉法第四十五条の設置要件の緩和	現在「幼稚園」または「放課後児童健全育成事業」の施設を運営している者は、同条による設置基準が緩和される	子育て支援総合施設のための代替基準を創設	保育所設置には、厚生労働省令によりさまざまな要件が規定されており、困難となっている	厚生労働省	
2150	2150090	13	㈱東京リーガルマインド	50020	子育て支援総合施設設置特区	9	幼稚園の一学級あたりの定員の緩和				子育て支援総合施設の実現にあたって保育所の職員一人あたりの乳幼児数を一致させるため	幼稚園設置基準第三条の定員を緩和	子育て支援総合施設内において幼稚園設置基準の定員を緩和し、保育所の職員一人あたりの乳幼児数を一致させ保育を円滑化させる		現状では、一学級あたりの幼児数は、三十五人以下を原則としている	文部科学省	
2150	2150100	13	㈱東京リーガルマインド	50020	子育て支援総合施設設置特区	10	教員配置規定の緩和				子育て支援総合施設において、職員一人あたり子供数を統一させ、円滑な保育を図るため	幼稚園設置基準第五条の教員配置規定の緩和	教員配置規定を緩和することにより、保育所の配置基準との統一性を持たせ制度矛盾を解消する	子育て支援総合施設のための代替基準を創設	現状では、幼稚園・保育所各々職員配置基準が設けられている	文部科学省	
2150	2150110	13	㈱東京リーガルマインド	50020	子育て支援総合施設設置特区	11	放課後児童健全育成事業開始のための基準の緩和				放課後児童健全育成事業の機能を兼ね備えた子育て支援施設設置を容易にするため	児童福祉法施行令第一条の要件緩和	「幼稚園」または「保育所」既設置者は、新規開始事業者より緩やかな基準の下で、放課後児童健全育成事業を開始できる		現状では、放課後児童健全育成事業開始に関して画一的な基準が設けられており、新規事業開始が困難である	厚生労働省	
2150	2150120	13	㈱東京リーガルマインド	50020	子育て支援総合施設設置特区	12	児童福祉施設設置の最低基準の緩和				保育所の機能も兼ね備えた子育て支援総合施設設置を容易にするため	児童福祉施設最低基準第三十二条の要件緩和	幼稚園又は放課後児童健全育成事業運営団体は優遇された基準で保育所運営を開始できる	子育て支援総合施設のための代替基準を創設	他の児童保育施設運営者であっても新たな保育所設置のためには、同条規定の基準を満たさなければならない	厚生労働省	
2150	2150130	13	㈱東京リーガルマインド	50020	子育て支援総合施設設置特区	13	保育士配置基準の緩和				子育て支援総合施設設置のため、職員一人あたりの担当子供数を統一する	児童福祉施設最低基準第三十三条の要件緩和	子育て支援総合施設内において児童福祉施設の職員一人あたりの子供数を統一させ、保育を円滑化させる	子育て支援総合施設のための代替基準を創設	現行規定では職員職員一人あたりの子供数が幼稚園と保育所では一致していない	厚生労働省	
2150	2150140	13	㈱東京リーガルマインド	50020	子育て支援総合施設設置特区	14	子育て支援総合施設設置者への補助制度を拡充				社会福祉法人以外の形態による団体にも社会福祉法人と同様の補助制度を施す	社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等設備整備費の国庫負担(補助)の適用を拡充	社会福祉法人以外であっても子育て支援総合施設を運営している団体に補助制度を適用する		現状では、社会福祉法人への補助制度を規定している	厚生労働省	

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特例の具体的要望事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード
2151	2151010	13	(株)東京リーガルマインド	50020	次世代大学特区	1	学校設立要件の緩和について				現状では、株式会社やNPO団体など(以下、学校事業者)は、学校法人としての認可を受けなければ、学校を設置・管理することができないので、これを改める。	学校教育法第二條一項	学校教育法第二條第四項として、株式会社・NPO団体などが独自に学校を設置・管理できるような規定を設ける(添付資料に添文例を記載)		学校教育法第二條第一項は、国、地方公共団体及び学校法人のみが、学校を設置することができることと規定している。	文部科学省	
2151	2151020	13	(株)東京リーガルマインド	50020	次世代大学特区	2	学校事業者の認可権者について				提案事項01で学校事業者の学校設置が認められた場合に、認可を行う者が誰であるかを明確化しておく必要がある。	学校教育法第四條第一項第三号	認可権者が都道府県知事であることを明文化する(添付資料に添文例を記載)		特にはない(提案事項01が実現した際に検討すべき点であるため)	文部科学省	
2151	2151030	13	(株)東京リーガルマインド	50020	次世代大学特区	3	学校事業者が届け出るべき事項について				提案事項01で学校事業者の学校設置が認められた場合に、認可を行う場合の基準を法定する必要がある。	学校教育法第四條	第二項・第三項に、学校事業者に対する認可を行う際の基準を設ける(既存の第二項・第三項は繰り下げる。添付資料に改正例を記載)		特にはない(提案事項01が実現した際に検討すべき点であるため)	文部科学省	
2151	2151040	13	(株)東京リーガルマインド	50020	次世代大学特区	4	学校事業者が届け出る際の細目について				提案事項01で学校事業者の学校設置が認められた場合に、申請に関して提出すべき細目事項を提出しなくていいようにする。	学校教育法施行令第二十八條	学校事業者に関しては適用除外となることを明文化する(添付資料に改正例を記載)		学校設置の際に提出しなければならない書類などが多く、多大な手間がかかる。	文部科学省	
2151	2151050	13	(株)東京リーガルマインド	50020	次世代大学特区	5	都道府県知事の学校事業者に対する是正命令について				提案事項01で学校事業者の学校設置が認められた場合に、その学校に対し是正命令を出せる者を定めたほうが適切であると思われる。	学校教育法第十四條	学校事業者に関しては都道府県知事が是正命令を出せることを明文化する(添付資料に改正例を記載)		特にはない(提案事項01が実現した際に検討すべき点であるため)	文部科学省	
2151	2151060	13	(株)東京リーガルマインド	50020	次世代大学特区	6	学校設置基準に関する適用除外について				提案事項01で学校事業者の学校設置が認められたとしても、組織・施設等について必要規制が数多く存在するため、これを緩和する必要がある。	学校教育法第三條	学校事業者に関しては適用除外となることを明文化する(添付資料に改正例を記載)		学校設置の際に、あまりに多くの必要規制が存在し、学校の設置を困難にしている。	文部科学省	
2151	2151070	13	(株)東京リーガルマインド	50020	次世代大学特区	7	大学に関する組織の必要規制の適用除外について				提案事項01で学校事業者の学校設置が認められたとしても、組織・施設等について必要規制が数多く存在するため、これを緩和する必要がある。	学校教育法第五十八條・第五十九條	学校事業者に関しては適用除外となることを明文化する(添付資料に第五十九條の二を新設する例を記載)		学校設置の際に、あまりに多くの必要規制が存在し、学校の設置を困難にしている。	文部科学省	
2151	2151080	13	(株)東京リーガルマインド	50020	次世代大学特区	8	学校の建築基準の適用除外について				提案事項01で学校事業者の学校設置が認められたとしても、施設を建築する際に規制が数多く存在するため、これを緩和する必要がある。	建築基準法施行令	学校を建設する際に求められる上乗せ規制を廃止する(施行令中の「学校」について適用除外規定を設ける。)		学校設置の際に、あまりに多くの必要規制が存在し、学校の設置を困難にし、コストを押し上げている。	国土交通省	1206260
2151	2151090	13	(株)東京リーガルマインド	50020	次世代大学特区	9	大学の修業年限の適用除外について				提案事項01で学校事業者の学校設置が認められたとしても、大学の修業年限について詳細な定めがあるため、これを緩和する必要がある。	学校教育法第五十五條	学校事業者に関しては適用除外となることを明文化する(添付資料に第五十五條第三項を新設する例を記載)		卒業資格について原則として四年以上の在学を義務付けており、自由なカリキュラムの設定上問題が多い。	文部科学省	
2151	2151100	13	(株)東京リーガルマインド	50020	次世代大学特区	10	大学院修士認定の適用除外について				提案事項01で学校事業者の学校設置が認められたとしても、修士認定について規制があり、国家資格取得者について修士認定を行うことが容易でない現状を変える必要がある。	学校教育法第六十八條の二	学校事業者に関しては適用除外となることを明文化する(添付資料に改正例を記載)		修士認定について、文部科学大臣の定める要件に従わなければならない。	文部科学省	
2151	2151110	13	(株)東京リーガルマインド	50020	次世代大学特区	11	教員資格の適用除外について				提案事項01で学校事業者の学校設置が認められたとしても、教員資格について文部科学大臣が規定する旨定めており、自由な教員採用が行えるようにする必要がある。	学校教育法第八條	学校事業者に関しては適用除外となることを明文化する(添付資料に第八條第二項を新設する例を記載)		文部科学大臣が定める教員要件によって、自由な教員採用が困難になっている。	文部科学省	
2151	2151120	13	(株)東京リーガルマインド	50020	次世代大学特区	12	教育職員免許状制度の適用除外について				提案事項01で学校事業者の学校設置が認められたとしても、教員資格について免許状制度が規定されており、自由な教員採用が行えるようにする必要がある。	教育職員免許法第三條	学校事業者に関しては適用除外となることを明文化する(添付資料に第三條の三を新設する例を記載)		教育職員免許状制度によって、自由な教員採用が困難になっている。	文部科学省	
2151	2151130	13	(株)東京リーガルマインド	50020	次世代大学特区	13	私学助成金の適用除外について				特区内において学校法人との競争条件を均等にするため、特区内において私学助成金交付を廃止する。	私立学校法第五十九條、私立学校振興助成法	私立学校法第五十九條及び私立学校振興助成法の適用除外を明文化する(添付資料に私立学校法第五十九條の二を新設する例を記載)	ヴァウチャ・制度創設や奨学金制度の拡充など、「生徒個々に対する教育補助」の姿勢を明確化する。	私学助成金及び税制上の優遇措置によって、学校法人と学校事業者が対等の条件で競うことができない。	文部科学省	
2151	2151140	13	(株)東京リーガルマインド	50020	次世代大学特区	14	行政財産の処分制限の適用除外について				学校などの行政財産処分を簡易に行うために、規制緩和を行う必要がある。	地方自治法第二百三十八條の四	学校事業者に関しては適用除外となることを明文化する(添付資料に第二百三十八條の四第七項を新設する例を記載)		廃校などの行政財産を学校事業者などが譲り受けることが困難である。	総務省	0400230
2151	2151150	13	(株)東京リーガルマインド	50020	次世代大学特区	15	行政財産の処分制限の適用除外について				学校などの行政財産処分を簡易に行うために、規制緩和を行う必要がある。	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第二十二條、同法施行令第十四條一項	学校事業者に関しては適用除外となることを明文化する(添付資料に施行令第十四條第一項第三号を新設する例を記載)		廃校などの行政財産を学校事業者などが譲り受けることが困難である。	財務省 文部科学省	0701070
2151	2151160	13	(株)東京リーガルマインド	50020	次世代大学特区	16	学校評議員制度の大学における利用について				大学の授業内容等に対する第三者評価を適切に行う必要がある。	学校教育法施行規則	大学に対する第三者評価制度を、義務教育における学校評議員制度を利用する(添付資料に学校教育法施行規則第二十三條の三を利用して第六十六條の三を新設する例を記載)		現行制度上、大学に対する第三者評価制度は十分でない。	文部科学省	
2152	2152010	13	(株)東京リーガルマインド	50020	ビジネス・ハイスクール設置特区	1	学校の設置主体の要件の緩和(株式会社等による学校経営)				高校の知識偏重教育の弊害を排除し、高校生の勤労意欲と労働能力の向上を図り就職率を高める為に、弊社は、就業体験法人併設高校(ビジネスハイスクール)設置を目下検討している。株式会社たる弊社が、学校を設置できるようにするため、	学校設置主体に関する学校教育法第二條一項及び三項において、学校設置主体が、国・地方公共団体・学校法人・放送大学学圏に限られている点について、	例外規定を新設することにより、株式会社やNPO法人も学校設置主体になれるようにする。	学校設置主体に関する学校教育法第二條一項及び三項において、学校設置主体が、国・地方公共団体・学校法人・放送大学学圏に限られており、株式会社やNPOの法人が設置主体となれない。	文部科学省		

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特例の具体的要望事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード
2152	2152020	13	(株)東京リーガルマインド	50020	ビジネス・ハイスクール設置特区	2	学校事業者の認可権者について				提案事項01で学校事業者の学校設置が認められた場合に、認可を行う者が誰であるかを明確化しておく必要がある。	学校教育法第四条第一項第三号	認可権者が都道府県知事であることを明文化する(添付資料に条文例を記載)		特にはない(提案事項01が実現した際に検討すべき点であるため)	文部科学省	
2152	2152030	13	(株)東京リーガルマインド	50020	ビジネス・ハイスクール設置特区	3	学校事業者が届け出るべき事項について				提案事項01で学校事業者の学校設置が認められた場合に、認可を行う場合の基準を法定する必要がある。	学校教育法第四条	第二項に、学校事業者に対する認可を行う際の基準を設ける(既存の第二項・第三項は繰り下げ、添付資料に改正例を記載)		特にはない(提案事項01が実現した際に検討すべき点であるため)	文部科学省	
2152	2152040	13	(株)東京リーガルマインド	50020	ビジネス・ハイスクール設置特区	4	学校事業者が届け出る際の細目について				提案事項01で学校事業者の学校設置が認められた場合に、申請に関して提出すべき細目事項を提出しなくないようとする。	学校教育法施行令第二十八条	学校事業者に関しては適用除外となることを明文化する(添付資料に改正例を記載)		学校設置の際に提出しなければならない書類などが多く、多大な手間がかかる。	文部科学省	
2152	2152050	13	(株)東京リーガルマインド	50020	ビジネス・ハイスクール設置特区	5	都道府県知事の学校事業者に対する是正命令について				提案事項01で学校事業者の学校設置が認められた場合に、その学校に対し是正命令を出せる者を定めたほうが適切であると思われる。	学校教育法第十四条	学校事業者に関しては都道府県知事が是正命令を出せることを明文化する(添付資料に改正例を記載)		特にはない(提案事項01が実現した際に検討すべき点であるため)	文部科学省	
2152	2152060	13	(株)東京リーガルマインド	50020	ビジネス・ハイスクール設置特区	6	学校設置基準に関する適用除外について				提案事項01で学校事業者の学校設置が認められたとしても、組織・施設等について必要規制が数多く存在するため、これを緩和する必要がある。	学校教育法第三条	学校事業者に関しては適用除外となることを明文化する(添付資料に改正例を記載)		学校設置の際に、あまりに多くの必要規制が存在し、学校の設置を困難にしている。	文部科学省	
2152	2152070	13	(株)東京リーガルマインド	50020	ビジネス・ハイスクール設置特区	7	教員資格の適用除外について				提案事項01で学校事業者の学校設置が認められたとしても、教員資格について文部科学大臣が規定する旨定めており、自由な教員採用が行えるようにする必要がある。	学校教育法第八条	学校事業者に関しては適用除外となることを明文化する(添付資料に第八条第二項を新設する例を記載)		文部科学大臣が定める教員要件によって、自由な教員採用が困難になっている。	文部科学省	
2152	2152080	13	(株)東京リーガルマインド	50020	ビジネス・ハイスクール設置特区	8	教育職員免許状制度の適用除外について				提案事項01で学校事業者の学校設置が認められたとしても、教員資格について免許状制度が規定されており、自由な教員採用が行えるようにする必要がある。	教育職員免許法第三条	学校事業者に関しては適用除外となることを明文化する(添付資料に第三条の三を新設する例を記載)		教育職員免許状制度によって、自由な教員採用が困難になっている。	文部科学省	
2152	2152090	13	(株)東京リーガルマインド	50020	ビジネス・ハイスクール設置特区	9	教育課程の弾力化(高等学校)				高校に併設された就業体験法人における勤務時間を教育課程に取り込むため、	学校教育法施行規則別表第三および高等学校学習指導要領によって編成されている高等学校の教育課程を	大幅に自由化する。		現在の高等学校の教育課程は、学問優先を重視したものとなっているため、社会との連携性ある自由なカリキュラムで教育活動を行うことが出来ない。	文部科学省	
2152	2152100	13	(株)東京リーガルマインド	50020	ビジネス・ハイスクール設置特区	10	修了単位数の削減				就業体験法人における勤務時間を教育課程に取り込み、ビジネスハイスクールの卒業生に高校卒業と同等の資格を付与するため、	現在、高等学校修了に最低限必要な74単位を	50単位未満に削減する。		就業体験法人における勤務時間を教育課程に取り込んだ場合、現行の単位数では修了が極めて困難になる。	文部科学省	
2152	2152110	13	(株)東京リーガルマインド	50020	ビジネス・ハイスクール設置特区	11	私学助成金の適用除外について				特区内において学校法人との競争条件を均等にするため、特区内において私学助成金交付を廃止する。	私立学校法第五十九条、私立学校振興助成法	私立学校法第五十九条及び私立学校振興助成法の適用除外を明文化する(添付資料に私立学校法第五十九条の二を新設する例を記載)	ヴァウチャ・制度創設や奨学金制度の拡充など、生徒個々に対する教育補助の姿勢を明確化する。	私学助成金及び税制上の優遇措置によって、学校法人と学校事業者が対等の条件で競うことができない。	文部科学省	
2152	2152120	13	(株)東京リーガルマインド	50020	ビジネス・ハイスクール設置特区	12	行政財産の処分制限の適用除外について				学校などの行政財産処分を簡易に行うために、規制緩和を行う必要がある。	地方自治法第二百三十八条の四	学校事業者に関しては適用除外となることを明文化する(添付資料に第二百三十八条の四第七項を新設する例を記載)		廃校などの行政財産を学校事業者などが譲り受けることが困難である。	総務省	0400230
2152	2152130	13	(株)東京リーガルマインド	50020	ビジネス・ハイスクール設置特区	13	行政財産の処分制限の適用除外について				学校などの行政財産処分を簡易に行うために、規制緩和を行う必要がある。	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第二十二条、同法施行令第十四条一項	学校事業者に関しては適用除外となることを明文化する(添付資料に施行令第十四条第一項第三号を新設する例を記載)		廃校などの行政財産を学校事業者などが譲り受けることが困難である。	財務省 文部科学省	0701080
2152	2152140	13	(株)東京リーガルマインド	50020	ビジネス・ハイスクール設置特区	14	株式会社設立に関する最低資本金要件の不適用				現在の株式会社設立に関する最低資本金要件があるために、民間企業が株式会社の形態で就業体験法人を設立する場合に容易に行うことができないから。	商法第六百六十八条の四において、資本の額は1000万円を下ることができないとされている下限の制限について	就業体験法人においてはこの制限を不適用とする。		株式会社の設立については、商法第六百六十八条の四により、資本の額は1000万円を下ることができないと定められており、容易に設立できない。	法務省	0500170
2152	2152150	13	(株)東京リーガルマインド	50020	ビジネス・ハイスクール設置特区	15	有限会社設立に関する最低資本金要件の不適用				現在の有限会社設立に関する最低資本金要件があるために、民間企業が有限会社の形態で就業体験法人を設立する場合に容易に行うことができないから。	有限会社法第九条において、資本の額は300万円を下ることができないとされている下限の制限について	就業体験法人においてはこの制限を不適用とする。		有限会社の設立については、有限会社法第九条により、資本の額は300万円を下ることができないと定められており、容易に設立できない。	法務省	0500170
2152	2152160	13	(株)東京リーガルマインド	50020	ビジネス・ハイスクール設置特区	16	雇用保険法の適用除外				雇用保険法では、原則として労働者が雇用される事業が適用事業とされるために、民間企業が就業体験法人を運営する場合、使用者負担分の保険料納付を義務づけられ、容易な法人設立を妨げることとなるから。	雇用保険法第六条における、雇用保険法の適用除外規定について	適用除外の対象を就業体験法人にも広げる。		雇用保険法第五条により、労働者が雇用される事業が適用事業となるが、長期間の雇用が予定されていない就業体験法人の労働者にとって、雇用保険への加入は不要である。	厚生労働省	
2152	2152170	13	(株)東京リーガルマインド	50020	ビジネス・ハイスクール設置特区	17	労働基準法の解雇制限の緩和				労働基準法には、解雇後の就職活動を保護するための解雇制限の規定があるが、円滑な労働移動を妨げることとなるから。	労働基準法第十九条第一項における、解雇制限の規定について	就業体験法人においては解雇制限を緩和もしくは撤廃する。		労働基準法第十九条により、業務上の傷病により休業する期間とその後30日間、産前産後休業期間とその後30日間は原則として解雇が制限されているが、就業体験を主目的とする就業体験法人の労働者にとって、これらの保護は不要である。	厚生労働省	
2152	2152180	13	(株)東京リーガルマインド	50020	ビジネス・ハイスクール設置特区	18	労働基準法の休業手当規定の適用除外				休業手当規定があるために、就業体験法人に過大なリスクを背負わせることとなるから。	労働基準法第二十六条における、休業手当の規定について	就業体験法人においては適用除外とする。		労働基準法第二十六条により、使用者の責めに帰すべき事由による休業の場合は、使用者に休業手当支払いの義務が生じるが、就業体験を主目的とする就業体験法人にそこまで負担を負わせるべきでない。	厚生労働省	

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特例の具体的要望事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード
2152	2152190	13	(株)東京リーガルマインド	50020	ビジネス・ハイスクール設置特区	19	法人税の免除				公益法人等と同等に法人税の免税措置を受けることで、他の会社や公益法人等と対等な立場で競争を行えるようにするため、	法人税第七条における、内国公益法人等の非収益事業等の非課税について	就業体験法人を公益法人と同等に扱うものとする。		法人税第七条により、公益法人等の非収益事業等から生じた所得については、法人税を課さないとされているが、社会的意義の大きい就業体験法人の設立を促すため、就業体験法人についても公益法人と同等に扱うことが望ましい。	財務省	0700780
2152	2152200	13	(株)東京リーガルマインド	50020	ビジネス・ハイスクール設置特区	20	法人税の軽減				公益法人等と同様に法人税の軽減措置を受けることで、他の会社や公益法人等と対等な立場で競争を行えるようにするため、	経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税および法人税の負担軽減措置に関する法律第十六条における、法人税の税率について	就業体験法人を公益法人と同等に扱うものとする。		経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税および法人税の負担軽減措置に関する法律第十六条により、公益法人等に対して課する所得に対する法人税の税率が軽減されているが、社会的意義の大きい就業体験法人の設立を促すため、就業体験法人についても公益法人と同等に扱うことが望ましい。	財務省	0700790
2152	2152210	13	(株)東京リーガルマインド	50020	ビジネス・ハイスクール設置特区	21	道府県民税の適用除外				公益法人等と同様に道府県民税の免税措置を受けることで、他の会社や公益法人等と対等な立場で競争を行えるようにするため、	地方税法第二十五条における非課税規定について	就業体験法人も追加する(例:「別に法律の定めるところにより、構造改革特区認定を受けた地域における就業体験法人」)。		地方税法第二十五条で道府県民税が非課税となる団体が列挙されているが、社会的意義の大きい就業体験法人はこれら団体と同等に扱うことが望ましい。	総務省	0403220
2152	2152220	13	(株)東京リーガルマインド	50020	ビジネス・ハイスクール設置特区	22	市町村民税の適用除外				公益法人等と同様に市町村民税の免税措置を受けることで、他の会社や公益法人等と対等な立場で競争を行えるようにするため	地方税法第二百九十六条における非課税規定について	就業体験法人も追加する(例:「別に法律の定めるところにより、構造改革特区認定を受けた地域における就業体験法人」)。		地方税法第二百九十六条で市町村民税が非課税となる団体が列挙されているが、社会的意義の大きい就業体験法人はこれら団体と同等に扱うことが望ましい。	総務省	0403230
2152	2152230	13	(株)東京リーガルマインド	50020	ビジネス・ハイスクール設置特区	23	法人事業税の適用除外				公益法人等と同様に法人事業税の免税措置を受けることで、他の会社や公益法人等と対等な立場で競争を行えるようにするため	地方税法第七十二条の五における法人事業税の非課税規定について	就業体験法人も追加する(例:同条第一項十三号として「別に法律の定めるところにより、構造改革特区認定を受けた地域における就業体験法人」を加える)。		地方税法第七十二条の五で法人事業税が非課税となる団体が列挙されているが、社会的意義の大きい就業体験法人はこれら団体と同等に扱うことが望ましい。	総務省	0403240
2152	2152240	13	(株)東京リーガルマインド	50020	ビジネス・ハイスクール設置特区	24	不動産取得税の適用除外				公益法人等と同様に不動産取得税の免税措置を受けることで、他の会社や公益法人等と対等な立場で競争を行えるようにするため	地方税法第七十三条の四における不動産取得税の非課税規定について	就業体験法人も追加する(例:同条第一項三十四号として「別に法律の定めるところにより、構造改革特区認定を受けた地域における就業体験法人」を加える)。		地方税法第七十三条の四で不動産取得税が非課税となる団体が列挙されているが、社会的意義の大きい就業体験法人はこれら団体と同等に扱うことが望ましい。	総務省	0403250
2152	2152250	13	(株)東京リーガルマインド	50020	ビジネス・ハイスクール設置特区	25	固定資産税の適用除外				公益法人等と同様に固定資産税の免税措置を受けることで、他の会社や公益法人等と対等な立場で競争を行えるようにするため	地方税法第三百四十八条における固定資産税の非課税規定について	就業体験法人も追加する(例:同条第二項三十六号として「別に法律の定めるところにより、構造改革特区認定を受けた地域における就業体験法人」を加える)。		地方税法第三百四十八条で固定資産税が非課税となる団体が列挙されているが、社会的意義の大きい就業体験法人はこれら団体と同等に扱うことが望ましい。	総務省	0403080
2152	2152260	13	(株)東京リーガルマインド	50020	ビジネス・ハイスクール設置特区	26	給与所得に課せられる所得税の免除				就業機会の提供という教育目的に配慮する必要があるため	所得税法第二十八条における、給与所得の規定について	就業体験法人からの給与所得については、非課税とする。		所得税法第五条により、居住者には所得税を納める義務があると定められているが、就業体験法人で働くことを魅力あるものにするため、就業体験法人の給与所得については非課税とすることが望ましい。	財務省	0700800
2152	2152270	13	(株)東京リーガルマインド	50020	ビジネス・ハイスクール設置特区	27	給与所得に課せられる所得税の軽減				就業機会の提供という教育目的に配慮する必要があるため	所得税法第八十九条における、税率の規定について	就業体験法人からの給与所得については、その税率を軽減する。		所得税法第八十九条により、課税総所得金額に応じた税率が定められているが、就業体験法人で働くことを魅力あるものにするため、就業体験法人の給与所得については、その税率を軽減することが望ましい。	財務省	0700810
2153	2153010	27	鞠ウィン	50020	教育関連特区	1	日本語教育施設の運営に関する基準の緩和				日本語学校は、自社物件だけでなく認可されない学校舎の追加も認められない。また、分校、姉妹校の開設についても新たに申請する必要があって迅速な事業拡大が難しい	「日本語教育施設の運営に関する基準」に定められている認可対象施設の基準緩和および指導内容の拡大。		中心となる施設が認可されていれば、日本語以外の知識を指導する施設の認可は必要ないものとする。また、生徒数の増加に伴う分校、姉妹校の開設についても申請は必要ないものとする。	文部科学省		
2153	2153020	27	鞠ウィン	50020	教育関連特区	2	教育訓練給付制度中の雇用保険を5年以上かけているものを対象としている部分を緩和する。				教育訓練給付制度中の雇用保険を5年以上かけているものを対象としている部分を緩和することによって、若年層の教育訓練が助成を受けて受講できるようにする。	教育訓練給付制度中の雇用保険を5年以上かけているものを対象としている部分を緩和する。		教育訓練給付制度中の雇用保険を5年以上かけているものを対象としている部分を、若年層と短くすることで、若年層の教育訓練が助成を受けて受講できるようにする。	厚生労働省		
2154	2154010	27	鞠ウィン	50020	児童教育特区	1	不登校児童を対象とした、新しいタイプの学校の設置による教育課程の弾力化				児童の個々の状態に合わせた指導を行い、それ自身が履修単位として認められること。また、履修場所が学校内でなくても指導した内容によっては単位として認められること。	学校教育法において定められている指導要領の内容や指導する場所の規定の緩和		不登校児一人ひとりに合わせた指導内容、指導形態を通常の学校での履修と同等に認める	文部科学省		
2154	2154020	27	鞠ウィン	50020	教育関連特区	2	不登校児童を対象とした、新しいタイプの学校の設置による教育課程の弾力化			運営主体が株式会社であったとしても認可を迅速かつ容易にし、不登校児に対するケアの提供の時期を早めることが必要	学校教育法2条1項において、学校の設置者が、国・地方公共団体および私立学校法3条に規定する学校法人に限定されていることの規制緩和	学校教育法2条1項において、学校の設置者が、国・地方公共団体および私立学校法3条に規定する学校法人に限定されていることの規制緩和		国・地方公共団体および学校法人以外の団体(企業)による小中学校の直接運営の認可	文部科学省		
2155	2155010	28	個人	50010	沖縄観光特区	1	沖縄観光特区ペットアイン				海外からの観光客のペットの検疫検査のスピード化	全てのペット類		検疫検査のスピード化	入国時の検疫検査の必要なカルテなどの明確な告知又は、検疫検査の結果利用時間	農林水産省 厚生労働省	1002044
2156	2156010	7	社団法人福島建設業協会	50060	有料老人ホーム等運営に公益法人等が進出出来る条件の緩和	1				県内一円に存在する建設業者が福祉・介護事業に進出出来れば、中山間過疎地でも多くの高齢者が恩恵を受けられ、元気な高齢者づくり、又介護サービスの充実に貢献出来る。	老人福祉法、介護保険法等で公益法人・民間企業者が事業主となる場合の規制及びグループホーム、デイサービスなどで特に中山間地での人数や施設の基準の緩和等		中山間地では施設が少ないため同居親族が老老介護している状況にあるが、身近に施設があればグループ化により元気な老人づくり(に)役立つこと、及び介護保険の適用	厚生労働省 文部科学省			
2156	2156020	7	社団法人福島建設業協会	50060	福祉施設として小・中学校等の空きスペースを活用する条件の緩和	2				中山間地に新規に介護関連施設等を建設すると費用負担が大になり、運営希望者が限定されるが、小・中学校等の空きスペースを活用出来れば費用負担も少なく、しかも集落の中心に存在するため便利である。	幼稚園や小・中学校等の施設を福祉・介護関連施設として活用する場合の規制緩和		中山間地等地方における特別養護老人ホーム、ケアハウス、介護有料老人ホーム、高齢者賃貸住宅等老人福祉施設の職員数と資格等配置基準及び施設の中味についての規制緩和	文部科学省			
2157	2157010	40	特定非営利活動法人長谷健彰彰会	50080	(仮称)構造改革特区国語つづりかた指導研究開発センター	1				「国語に関する教科の自由な設定」- 現行制度では国語の授業が不足がちなので国語のつづりかたの指導領域をつくる必要がある。すべての子供が国語つづりかたの能力を向上させることにより、他のすべての教科にもよい影響を与えようという効果がある。	小学校教師で芥川賞を受賞した長谷健の著作(例えば「口頭表現より文字表現への過度時代の指導」など)をつかって柳川市教育委員会の後援で研究会を開き、小学校に案内し、参加が得られるようにする。「教育課程の弾力化」「教科の自由な設定」「学習指導要領の弾力化」がこの国語つづりかた指導研究開発の事業実施に欠くことができない。	学校教育法施行規則第24条第25条で定めた授業時数と教育課程の基準を国語つづりかた指導に重点をおく必要があるため第25条の2の特例により緩和することが不可欠となる。	授業時数と指導要領の規定(第24条の2)については国語つづりかた指導研究開発のために特例を設ける必要がある。教育課程の基準(第25条)については学習指導要領の弾力化をはかる必要がある。	代替措置は必要なし	国語つづりかた指導については、学校教育法施行規則第24条により教育課程の構成は「国語」と定められており「国語つづりかた」の規定がない。	文部科学省	

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特例の具体的な要望事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード
2157	2157020	40	特定非営利活動法人長谷健闘彰会	50080	(仮称)構造改革特区国語つづりかた指導研究開発センター	2	「教員免許交付の簡素化・国語つづりかた指導は中・高学年ごとの専門性を必要とするので、体制の不足がちなところには随時採用し補強できるようにする効果がある。									文部科学省	
2157	2157030	40	特定非営利活動法人長谷健闘彰会	50080	(仮称)構造改革特区国語つづりかた指導研究開発センター	3	「市負担の教員任用の制度化・自治体独自の判断により地域の特性に応じた教員の任用を可能にすることにより目的を達成できる。									文部科学省	
2158	2158010	10	個人	50010	北閉東特区	1	小中学校義務教育課程において柔軟性のある高度な授業を展開するための規制緩和。				学校が創造的な授業を実施できるよう教科書使用に関する規制を緩和する。	義務教育諸学校の教科書用図書は無償措置に関する法律第13条2項により、より創造的な授業が出来ない。	実験校において複数の教科書を使用することを容認する。	***	教育の硬直化。高度な創造的授業が実施できない。	文部科学省	
2159	2159010	28	QOL研究所ひまわり	50020	21世紀型モデルタウン構想	1	介護保険事業法			介護保険事業の事業主体	介護保険事業の実施主体に制限があるために、学校で介護保険事業ができない。	介護保険の事業主体	介護保険事業を地域の学校で施設設備を利用し行う。		介護保険法では、学校等が介護保険事業を実施できない。	文部科学省 厚生労働省	
2160	2160010	15	佐渡市町村会	50110	佐渡ヶ島朱鷺特区-朱鷺が舞う自然豊かな佐渡ヶ島の再生と活性化	1	漁港施設の用途に対する規制の緩和				漁港施設の用途に対する規制があるために、漁港の区域内に海藻類の加工施設等を設置することで、海藻等の資源利活用が効率的に出来ない状況にあることから。	漁港漁場整備法第38条において、漁港施設の利用方法などが制約される事項について	利用方法に制約を受けないようにする。	利用方法に関する報告書の提出を義務付ける。	漁港漁場整備法第38条において、漁港施設の利用方法などが制約され、海藻類の研究、加工等の施設の設置ができない。	農林水産省	1004070
2160	2160020	15	佐渡市町村会	50110	佐渡ヶ島朱鷺特区-朱鷺が舞う自然豊かな佐渡ヶ島の再生と活性化	2	農地の権利移動要件の緩和				海藻類を中山間地の耕作放棄田等を復活させたいトープでの朱鷺の食餌や有機肥料に活用し、朱鷺の野性化と有機農業の発展を目指したいが、民間企業等による農地の取得・利用が困難な状況にあることから。	農地法の権利移動の制限第3条において、農地の所有権を移転する場合には、当事者が農業委員会の許可を受けなければならないとされていることについて	農業委員会の許可を必要としないようにする。	簡易な書類の提出を義務付ける。	農地法の権利移動の制限第3条により、民間企業等による農地の取得・利用ができない。	農林水産省	1000130
2161	2161010	47	株式会社自立型オキナフ経済発展機構(O.K.I.D.O)	50020	医療資格特区	1	医療国家資格取得における単位認定の規制緩和				恵庭市にある総合専門学校医療系の国家資格認可学科を7学科有する総合専門学校という特性を持ち、医療国家資格を併せて取得出来る体制にあり、より高度な医療専門職人の育成が可能であることから、単位認定範囲の制限や、各職種ごとの取得年限の規定に関する規制緩和を求め、幅広く医療国家資格者の輩出を行いたい。	専修学校設置基準に関する省令第9条第1項により、高等課程の授業科目履修について、当該高等課程の修了に必要な総授業時間数の2分の1以下の制限について。	医療国家資格がすべて単位制に移行していないことから、大規模による単位移行措置がなされた医療職種に限り医療国家資格において単位制の導入による緩和措置を検討していただきたい。	医療国家資格の単位互換認定教育校の設置については、専修学校設置基準第9条第12項、第10条第24項、第11条第4項に定める履修単位の制限及び健康政策六法の看護婦等養成所運営に関する指導要領第五-5-(2)-イ、柔道整復士学校養成施設指定規則第2条第2項、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係わる学校養成施設認定規則第2条第2項の修業年限が3年以上、救急救命士学校養成所指定規則4条第2項より修業年限は二年以上であること、と定められており、実施できない。	文部科学省 厚生労働省		
2161	2161020	47	株式会社自立型オキナフ経済発展機構(O.K.I.D.O)	50020	医療資格特区	2	医療国家資格取得における単位認定の規制緩和					専修学校設置基準に関する省令第9条第2項の専門課程の授業科目履修について、当該専門課程の修了に必要な総授業時間数の2分の1以下の制限について。	専門学校設置基準法での履修単位の制限(認定は履修全教科の1/2までしか認めない)について医療系国家資格単位においては、高等教育課程(大学・短大・専門学校等)での取得単位及び医療系国家資格保持者の取得単位および単位取得履修中途者(他医療職種取得見込み在学者)の履修した単位については専門学校設置基準法での履修単位の制限の規定によらず単位を認めるとして欲しい。但し単位は取得日より有効期間3年までを有効限度とする。		文部科学省 厚生労働省		
2161	2161030	47	株式会社自立型オキナフ経済発展機構(O.K.I.D.O)	50020	医療資格特区	3	医療国家資格取得における単位認定の規制緩和					専修学校設置基準に関する省令第10条第2項により、当該高等課程の修了に必要な総授業時間数の2分の1以下の制限について。	各医療国家資格の法律で規定された単位をすべて取得した場合は、修業年限の規定によらず国家試験を受験できるよう緩和していただきたい。(修業年限の制限一部解除及び取得年数の短縮認可)		文部科学省 厚生労働省		
2161	2161040	47	株式会社自立型オキナフ経済発展機構(O.K.I.D.O)	50020	医療資格特区	4	医療国家資格取得における単位認定の規制緩和					専修学校設置基準に関する省令第10条第4項により、当該高等課程の修了に必要な総授業時間数の2分の1以下の制限について。	ダブルライセンス取得を目指す者への授業弊習を認めて欲しい。(所属学科以外の科目の聴講ならびに在学中における他学科の単位取得認可)		文部科学省 厚生労働省		
2161	2161050	47	株式会社自立型オキナフ経済発展機構(O.K.I.D.O)	50020	医療資格特区	5	医療国家資格取得における単位認定の規制緩和					専修学校設置基準に関する省令第11条第4項により、当該専門課程における授業科目の履修とみなす授業時数と合わせて当該専門課程に修了に必要な総授業時数の二分の一以下の制限について。			文部科学省 厚生労働省		
2161	2161060	47	株式会社自立型オキナフ経済発展機構(O.K.I.D.O)	50020	医療資格特区	6	医療国家資格取得における単位認定の規制緩和					健康政策六法の看護婦等養成所運営に関する指導要領第五-5-(2)-イにより、修業年限を3年6ヶ月以上とした規定について。			厚生労働省 文部科学省		
2161	2161070	47	株式会社自立型オキナフ経済発展機構(O.K.I.D.O)	50020	医療資格特区	7	医療国家資格取得における単位認定の規制緩和					柔道整復士学校要請施設指定規則(省令第2条第2項より、修業年限を3年以上の規定について。			厚生労働省 文部科学省		
2161	2161080	47	株式会社自立型オキナフ経済発展機構(O.K.I.D.O)	50020	医療資格特区	8	医療国家資格取得における単位認定の規制緩和					あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係わる学校養成施設認定規則(省令第2条第2項より、修業年限を3年以上として規定について。			厚生労働省 文部科学省		
2161	2161090	47	株式会社自立型オキナフ経済発展機構(O.K.I.D.O)	50020	医療資格特区	9	医療国家資格取得における単位認定の規制緩和					保健師助産師看護師学校養成所指定規則第4条第2項より修業年限は三年以上であること。			厚生労働省 文部科学省		
2161	2161100	47	株式会社自立型オキナフ経済発展機構(O.K.I.D.O)	50020	医療資格特区	10	医療国家資格取得における単位認定の規制緩和					救急救命士学校養成所指定規則4条第2項より修業年限は二年以上であること。			厚生労働省 文部科学省		
2162	2162010	40	社会福祉法人 檜の木福祉会	50050	道の駅特区	1	道の駅に関する運営主体の拡大				広域的産業創出による地域限定ではない連携が可能な社会福祉法人が管理委託できる道の駅を推進するため	地方自治法第244条の2第3項により出資法人のみが実施できるとさだめられている事項について	複数の市町村協同による社会福祉法人が管理委託・運営することを容認する	管理・運営に関する報告書等の提出	現状では、地方自治法第244条の2第3項に規定する普通地方自治体が出資している法人しかできない	総務省	0400330

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特例の具体的要望事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード
2162	2162020	40	社会福祉法人 柚の木福祉会	50050	福祉バス特区	2	公共交通機関の福祉施設への巡回バス運営緩和				総合福祉施設へ乗合バス運営を社会福祉法人と民間バス企業の協同体で拡大し、効率的に事業を行うことができるように	道路運送法第80条に基づく自治体運営の自家用自動車の有償バス運営規定に定められている規制に	社会福祉法人と民間バス企業が安全運行を協議し、協同して管理・運営することを義務付ける	安全と運行管理・運営に関する報告書等の提出義務	現状では、道路運送法第80条に基づく自治体運営の自家用自動車の有償バス運営規制がある	国土交通省	1208230
2162	2162030	40	社会福祉法人 柚の木福祉会	50050	放置車輛特区	3	放置車輛の福祉施設への容認				地球環境を目指す、福祉法人が産業廃棄物である放置車輛を部品ネットリサイクルできるように	廃棄物処理法第15条第2項における許可要件規制の緩和	社会福祉法人が廃棄物処理が実施することを容認する	廃棄物(産業車輛)に関する報告書の提出	廃棄物処理法第15条第2項における許可要件により規制がある	環境省	1300310
2162	2162040	40	社会福祉法人 柚の木福祉会	50050	フリースクール特区	4	フリースクール(不登校対策)の運営緩和				「生きた福祉教育」を取り入れた不登校対策を実施するために、施設人材を活用した不登校フリースクールのNPO法人を運営できるように	NPOと社会福祉事業法第22条の収益に関する規制の緩和	社会福祉事業法とNPO法人の設置規制の緩和と容認	学校・教育委員会との連携及び報告	社会福祉事業法第22条の収益に関する規制がある	厚生労働省	
2162	2162050	40	社会福祉法人 柚の木福祉会	50050	御用聞き特区	5	福祉施設と商工会のタイアップによる御用聞き制度の採用				高齢者・障害者の生活を守るために、商工会と協同で施設の職員と園生の教育を含めた、人材を活用した「御用聞き」制度を実施する	社会福祉事業法第22条の収益に関する規制の緩和	地元商工会の発展と社会福祉事業法人の人材活用と活性化	活用する人材と方法を証明する	社会福祉事業法第22条の収益に関する規制がある	厚生労働省	
2163	2163010	27	EMSデータ株式会社	50020	美容整形外科産業集積による大阪市出島計画	1	渡航者に対する渡航条件の緩和				外国人が手軽に日本で美容整形外科治療を受けられる、またその後、余暇があれば、手軽に出島から出て、日本の国内に観光に出かけられるようにする。	ビザの必要性とその発給手続きに関連した法律		特区内でビザなしでの長期滞在を認め、また、顧客の要望に応じてビザをすく発行できるように手続きの簡素化をする。		法務省 外務省	0500570 0600170
2164	2164010	13	(株)インフォート	50020	検診病院特区	1	疾病予防の検査専門病院経営における株式会社化				疾病予防の検査を高度医療機器を用いて行なう為の病院づくり(株式会社による経営)資金調達が可能のため	医師以外による病院経営	高度の医療機器を用いての検査専門病院のために資金調達が難しい為	医療法人による経営	病院経営が医師または歯科医師以外見とめられない点	厚生労働省	
2165	2165010	13	西松建設株式会社	50020	生産緑地特区	1	生産緑地特区における建築行為制限の緩和				土地区画整理事業による基礎整備を前提に市街化編入する予定の地区について、事業実施に向けての地権者の合意形成を図る為、営農希望者が積極的に事業に参画できる特例措置が必要である。	生産緑地法第8条において、市町村長の許可を受けなければ、建築物等の新築、改築又は増築してはならないとする制限事項と、同条2項の市町村長は許可申請があった場合、許可に期限その他必要な条件を付けることができるとする制限事項について	生産緑地地区内において、市町村長への届出のみで建築行為等ができるようにする。また、建築行為を認めるにあたっての期限等を付与す。営農者の意志・希望で新たな土地利用ができるようにする。	土地区画整理事業の予定地区で、営農希望者が換地取得する生産緑地地区	生産緑地地区の指定を受けると、営農者、更にはその相続人が、将来的に土地利用転換を図れない点	国土交通省	1203210
2166	2166010	14	株式会社 エフベック	50020	教育特区	1	小学校での英語科設置による、小学校英語指導の実現及びその指導形式の標準化				現行の「総合的な学習の時間」の中での「英語活動」ではなく、教科としての「英語科」の設置。 現行「総合的な学習の時間」で行われている「英語活動」を「英語科」として教科化し、内容やカリキュラム・教材を均質化・定型化し、あわせて担任教師による英語科授業実施のため、民間の英語教育に関する期間を利用した研修を実施する。	学校教育法施行規則 第2章 第2節 及び 第24条 に「英語科」が含まれていないことについて	小学校の「総合的な学習の時間」の内容の定型化。 総合的な学習の時間、のうち「英語活動」を「英語科」として教科化し、内容やカリキュラム・教材を均質化・定型化し、あわせて担任教師による英語科授業実施のため、民間の英語教育に関する期間を利用した研修を実施する。	小学校の「総合的な学習の時間」の内容現状「総合的な学習の時間」の内容やカリキュラム・教材はすべて学校側に任されている。この状況では、英語指導の均質化・定型化は不可能。そこで、教科としての「英語科」の設置をするために、カリキュラム及び総合的な学習の時間を含めた教科の時間数の見直し。	文部科学省		
2167	2167010	8	(有)板倉工業	50020	自然水源の水質浄化及び飲用精製装置の整備	1	水質浄化と非常時の飲料水確保における関係諸法令の緩和				河川・湖沼の水質浄化、及び災害発生等非常時に、精製水を飲用として速やかに供給する為、水道法をはじめとする関係諸法令の緩和を要する。	河川法、水道法及び水質汚濁防止法により、非常時の河川・湖沼水の採取、及びこれらの精製水の飲用提供を制限する条項について、	河川・湖沼水の採取を可能とし、浄化、精製の後、一定の基準を満たせば飲用提供ができるよう緩和する。	使用する浄化装置には、事前に一定の検査を義務付ける。	現状、河川・湖沼水の採取、及びこれらの浄化水の飲用供給は制限されており、非常時に緊急な飲料水提供の体制をとることができない。	国土交通省 厚生労働省	1204400
2168	2168010	14	三菱重工業(株)	50020	道路運送車両法施行規則の小型特殊自動車の高さ2mから2.8m以下、及び総排気量は撤廃(平成8年運輸省令第56号)の規制緩和が図られたが、道路運送車両法施行規則第2条の小型特殊自動車の「高さ2m以下、総排気量1.5リットル以下」の見直しはされていない。従って、高さ2m超、又は総排気量1.5リットル超の小型特殊自動車を運転する場合は大型特殊自動車免許が必須となり規制緩和の効果が十分に発揮できていない。	1	道路運送車両法施行規則の小型特殊自動車の高さ2mから2.8m以下、及び総排気量は撤廃(平成8年運輸省令第56号)の規制緩和が図られたが、道路運送車両法施行規則第2条の小型特殊自動車の「高さ2m以下、総排気量1.5リットル以下」の見直しはされていない。従って、高さ2m超、又は総排気量1.5リットル超の小型特殊自動車を運転する場合は大型特殊自動車免許が必須となり規制緩和の効果が十分に発揮できていない。				運転免許に係る道路運送車両法施行規則第2条の「小型特殊自動車」規定を、道路運送車両法施行規則第2条の「小型特殊自動車」規定と整合性を図り、道路走行に関しては小型特殊自動車であって、運転に関しては大型特殊自動車免許が必須となるアンマッチを改善するとともにユーザ等の負担軽減を図った規制緩和を推進する。	道路運送車両法施行規則第2条(自動車の種類の欄)の「小型特殊自動車」の規定を、道路運送車両法施行規則第2条(自動車の種類の欄)の「小型特殊自動車」の規定と整合性を図る。又、道路運送車両法施行規則第85条(第1種免許)に規制緩和に係る安全運転の担保として小型特殊自動車免許の取り扱いを追加検討された。	道路運送車両法施行規則第2条(自動車の種類の欄)の「小型特殊自動車」の規定、高さ2mから2.8mに変更及び総排気量の1.5ℓを削除。更に、安全運転を担保のうえ現行の小型特殊自動車免許でも運転が可能であるように、道路運送車両法第85条(第1種免許)の第5項の条文を踏襲(…が通算して3年に達しないものは、第2項の規定にかかわらず、政令で定める大型自動車を運転することはできない。して第85条に小型特殊自動車免許の取り扱いを次の内容で追加検討された)。 提案の概略は「小型特殊自動車免許を受けた者で、免許を受けていた期間が通算して3年に達しないものは、政令で定める小型特殊自動車のうち、高さが2mを超える小型特殊自動車を運転することはできない。」等。	規制の特例事項(再提案理由)欄と同じ	警察庁	0100290	
2169	2169010	13	三菱重工業株式会社	50020	企業法務経験者の司法試験法6条各項に規定する受験科目の軽減	1	企業法務経験者の司法試験法6条各項に規定する受験科目の軽減				企業法務経験者が司法試験を受験する負担を減少し、産業界の実務を経験した法曹人口の増加を計り、企業が法律に関する経営問題を迅速かつ適切な処理で、経営のスピードを創出する。	司法試験法6条第1項から第3項に定める司法試験の第二次試験での受験科目	司法試験法6条第1項から第3項までのうち、企業法務経験者(例えば5年以上)に関しては、実務上使用することが多い民法、商法、民事訴訟法を受験を免除できるように法律を改正する。	企業が作成する受験者本人の経歴書を添付すれば、司法試験の第二次試験での受験科目の一部を受験を免除する。	現状の司法試験制度では、企業に勤務する者が司法試験を受験する際の負担が大きいため、産業界から法曹界への人材貢献が行われず、産業界が望む迅速な法的紛争及び法的問題の処理が進まない傾向にある。	法務省	0500210
2169	2169020	13	三菱重工業株式会社	50020	会社定款による事業目的特制限の撤廃	2	商法・商業登記法における会社の事業目的特制限の撤廃				商法・商業登記法を改正し、会社定款による事業目的特を撤廃して、企業が新規事業に進出しやすくする。	商法第166条及び商業登記法・商業登記規則による会社の事業目的の会社定款及び商業登記簿への記載義務	商法166条及び商業登記法・商業登記規則を改正し、会社定款及び商業登記簿上で会社の事業目的の記載義務を廃止する。	商法及び商業登記法を改正し、会社定款の事業目的特に関する制限を撤廃する。	現在の商法・商業登記法に定める要件では、企業が新規事業に参入する際には株主総会による定款変更が必要となり、企業が新規事業に進出するスピードと意欲を減じさせるばかりか、一方では現況の事業と多少なりとも関連性があれば、判例では新規事業を行うことがただちに定款違反とはならないため、両法の規定が有名無実化しつつある。	法務省	0500180
2171	2171010	13	三菱重工業株式会社	50020	会社定款による事業目的特制限の撤廃	2	商法・商業登記法における会社の事業目的特制限の撤廃				商法・商業登記法を改正し、会社定款による事業目的特を撤廃して、企業が新規事業に進出しやすくする。	商法第166条及び商業登記法・商業登記規則による会社の事業目的の会社定款及び商業登記簿への記載義務	商法166条及び商業登記法・商業登記規則を改正し、会社定款及び商業登記簿上で会社の事業目的の記載義務を廃止する。	商法及び商業登記法を改正し、会社定款の事業目的特に関する制限を撤廃する。	現在の商法・商業登記法に定める要件では、企業が新規事業に参入する際には株主総会による定款変更が必要となり、企業が新規事業に進出するスピードと意欲を減じさせるばかりか、一方では現況の事業と多少なりとも関連性があれば、判例では新規事業を行うことがただちに定款違反とはならないため、両法の規定が有名無実化しつつある。	法務省	0500180
2172	2172010	13	個人	50010	電波特区	1	実験無線局の開設要件の緩和				実験無線局の審査が過度に行われているため、無線技術の自由な実験を阻害していることを改善したい。	無線局(放送局を除く。)の開設の根本的基準(昭和25年電波監理委員会規則第12号)第六条第四号が示す「合理的な見込のあるものであること」について、	無線局(放送局を除く。)の開設の根本的基準(昭和25年電波監理委員会規則第12号)第六条第四号を削除すること。	必要になるとは思えない。	実験無線局の、事業的な合理性を総務省は審査しているが、事業的な合理性は実験段階では不確定であり、かつ総務省が判断できるものではないこと。	総務省	0405390
2172	2172020	13	個人	50010	電波特区	2	周波数分配方式の緩和				ある地方だけに利用される無線サービス等の、多様な無線サービスを導入できる電波利用手法を採用したい。	周波数割当計画(平成12年郵政省告示第746号)では、全国一律に各周波数帯がある特定の業務に分配されている運用について、	周波数割当計画(平成12年郵政省告示第746号)では、全国一律に各周波数帯がある特定の業務に分配されているが、これを全国一律とし運用とすること。	必要になるとは思えない。	全国一律に各周波数帯がある特定の業務に分配されているが、この運用が現在の電波利用ニーズに対応していないこと。	総務省	0405400
2173	2173010	13	NPO法人東京シェイプアージュ	50080	NPO法人教育施設私立学校化特区	1	特定の種類の学校を設置する学校法人を設立する際の校地校舎の自己所有要件の緩和(不登校児童生徒を対象とする学校)	A			この規制特例事項は、校地校舎の自己所有要件を都道府県が求めなくてもよいことを明示している。しかし、これだけでは、当該規制特例事項に申請することは難しく、経済的負担が大きすぎるためである。中小学校設置基準の更なる緩和が必要。	この規制特例事項を申請してくる団体に対して、設置基準を、さらに緩和してもら。	この規制特例事項の中で参照されている「小中学校の設置基準」の記述中の5条、6条、8条、10条、12条の「特別な事情があり…」この限りではない」という記述	この規制特例事項に申請してくる団体は、「特別な事情」の対象となることを文部科学省のほうから文章で示してもらい、設置基準の更なる緩和を提案したい。	校地・校舎の自己所有の要件緩和だけでは、学校法人になるための経済的ハードルは高い。設置基準の更なる緩和が必要である。	文部科学省	

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特例の具体的要望事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード
2173	2173020	13	NPO法人東京シュタイナーシュール	50080	NPO法人教育施設私立学校化特区	2	特定の種類の学校を設置する学校法人を設置する際の校地校舎の自己所有要件の緩和(不登校児童生徒を対象とする学校)		A	この規制特例事項で参照されている「小中学校の設置基準」では、運動場の確保が必須になっている。運動場を東京都のような地価の高い地域で、長期にわたって借りることは、物件も1上、経営の安定性を損なう原因となる。運動場確保の要件をこの規制特例事項対象校について、はずしていただきたい。	この規制特例事項に申請するにあたって、経済的なネックになっている。運動場確保の要件をはずしてもらう。	この規制特例事項で参照されている「小中学校の設置基準」の記述中の8条「校舎及び運動場の面積等」の基準	近隣の公園等を比較して安全に利用できる状況(現状)を、現場調査・検討してきた。運動場の代替措置として認めていただきたい。	「小中学校設置基準」中の運動場を必須とする要件を満たすことは難しい。東京都内のように地価の高い地域では、物件も1上、運動場の賃借は現状よりかなり厳しい経費の運用を強いられる。これは必然的に授業料の増額につながり、この学校を必要とする子ども達も通い続けることができない。現在のようにならざるが故(状況)では、高額の授業料設定が、生徒数の減少を招き、結果的に学校存続を危惧し、この運動場要件を長期に渡って満たすためには、敷地を安く借りるか、近隣の公立学校の運動場等を、共用させてもらえるよう交渉するしかない。敷地賃借の数は、この地域にはまだ少なく、借りられる可能性は低い。公立学校の運動場を借りることは、これまでの前例がないこともあり交渉の難航と長期化が予想される。	文部科学省		
2173	2173030	13	NPO法人東京シュタイナーシュール	50080	NPO法人教育施設私立学校化特区	3	特定の種類の学校を設置する学校法人を設置する際の校地校舎の自己所有要件の緩和(不登校児童生徒を対象とする学校)		A	校地・校舎用途に土地建物を買収する際、行政所有の不動産等が対象の場合、NPO法人は、認可されてから日が浅く(信用の蓄積ができていないために、交渉の対象からはずされる場合がある。学校法人設立認可基準の要件として、校地校舎の賃借仮契約が認められる必要がある。	学校法人取得を条件に借りられる不動産(行政財産等)を、NPO法人が学校法人を設置するための校地校舎として契約することを可能にする。	規制の特例事項(不登校児童対象:801)の校地校舎を借りることを認めるという記述	学校法人格取得を条件に借りられる不動産(行政財産等)がある場合、仮契約を認可基準として認め、法人格取得後に正式契約できるようにすること。	学校法人格取得を条件に借りられる不動産(行政財産等)を、学校法人設立のための校地校舎として賃借契約を結ぶことが、現状ではできない。	文部科学省		
2173	2173040	13	NPO法人東京シュタイナーシュール	50080	NPO法人教育施設私立学校化特区	4	校法人を設置する際の校地校舎の自己所有要件の緩和(不登校児童生徒を対象とする学校)		A	不登校児童生徒を対象とした新しいタイプの学校の設置による、教育課程の弾力化	不登校児童生徒対象という呼称は、社会の偏見を受け、子どもが傷つく状況を招く恐れがある。	規制の特例事項(不登校児童対象:801,803)の「不登校児童生徒」という記述	「不登校児童生徒対象」という呼称を「心身の状況に適した教育(無競争・無テスト)を必要とする児童生徒のための学校」という呼称に変更する。	「不登校児童対象」という表現は、これまでの経過から、社会の偏見と切り離せない状況にある。この言葉によって、子どもが、傷つくという現状は無視できない。	文部科学省		
2174	2174010	13	NPO法人東京シュタイナーシュール	50080	NPO法人教育施設公設民営型学校化特区	01	学校の設置主体の緩和(NPO法人による学校経営)	8002	C-1	地域社会の新しい教育ニーズに応えることのできる非営利団体(NPO法人等)による学校の設置を可能にするため。	学校教育法第2条第1項により、国、地方公共団体、及び学校法人のみがこれを設置できると定められている事項について	実践経験のあるNPO法人等の非営利団体が、地方自治体の長に申請し学校を設置することができるようにする。NPO法人が設置する学校を私立学校に加えるか、あるいは別の呼称になることもありえる。NPO法人立の学校の所轄は、地方公共団体の長とし、認可、廃止等の権限は、地方自治体の教育委員会のもとに新設する。「公設学校審議会(仮称)」に付与する。	「公設学校審議会(仮称)」は、それぞれが学校があらかじめ提示した目的を達成しているか、継続的に安定して学校運営ができていくか等に関して、例えば3年ごとに審議し、未達成あるいは不可能と判断した場合は廃止する権限をもつ。	東京都のように私立学校の数が多い地域では、少子化および長引く経済不況のため、生徒数を維持するのが難しくなっている私立学校が増え続けている。私立学校審議会が新しい私立学校の設置を認めることは難しい状況にある。多様な教育を実施する新しいタイプの学校は、新しい審査機関のもと設置、廃止の認可等が行われる必要がある。	文部科学省		
2174	2174020	13	NPO法人東京シュタイナーシュール	50080	NPO法人教育施設公設民営型学校化特区	2	学校設置者以外の学校管理・運営の承認	8101	C-1	「公の施設、管理受託者の範囲の拡大要請に対して、文科省は「地方自治法第244条の2第3項の規定により、地方公共団体が公の施設を委託する場合は委託先として、地方公共団体が出資している法人、公共団体、公共団体に限られており、…」と回答し、認められないことと理由としているが、同じ点に関して総務省は、「特定非営利活動法人については、一般的には、地方自治法第244条の2第3項で定める「公共の団体」に該当し、現行制度の下においても、公の施設の管理受託者になり得ます。」との回答を寄せている。であるから、その点に関しては問題ないと考えられる。また、「代替措置」にあげた「公設学校審議会(仮称)」のような機関が、運営法人の審査や運営状況の監督を行うことで、学校運営が行政のコントロール下に置かれるため、「すべてを任せろ」となることは避けられるものと思われる。	特色のある学校を、誰でも通える「公立」学校として創り、市民のアイデアと熟慮で運営していけるようにするため	学校教育法第5条で、学校の設置者以外に管理・運営を認めていない点	公立学校の運営(業務)をNPO法人等に委託する	「学校法人又は教育の振興を目的とするNPO法人若しくは公益法人であって、一定の基準に適合すると認められるものうち、その申請に基づき、学校の管理運営主体として地方公共団体の長により指定された法人」に公立学校の運営(業務)を委託することができるとする。自治体の首長の下に「公設学校審議会(仮称)」を置き、この機関が首長に代わって法人の審査等を行う。公立学校の運営(業務)委託にあたり、自治体の首長は、3年以上5年以内の期間を定めて指定を行うものとし、期間の終了時に学校の管理運営に関する指定法人の業務を審査して、指定の更新を行うことが不適切と判断される場合には、指定の更新を行わないものとする。なお、期間内であっても、指定法人における法令違反等、学校の管理運営を継続させがたい重大な事由があると認められるときは、指定を取り消すことができることとする。	「学校法人又は教育の振興を目的とするNPO法人若しくは公益法人であって、一定の基準に適合すると認められるものうち、その申請に基づき、学校の管理運営主体として地方公共団体の長により指定された法人」に公立学校の運営(業務)を委託することができるとする。自治体の首長の下に「公設学校審議会(仮称)」を置き、この機関が首長に代わって法人の審査等を行う。公立学校の運営(業務)委託にあたり、自治体の首長は、3年以上5年以内の期間を定めて指定を行うものとし、期間の終了時に学校の管理運営に関する指定法人の業務を審査して、指定の更新を行うことが不適切と判断される場合には、指定の更新を行わないものとする。なお、期間内であっても、指定法人における法令違反等、学校の管理運営を継続させがたい重大な事由があると認められるときは、指定を取り消すことができることとする。	文部科学省	
2174	2174030	13	NPO法人東京シュタイナーシュール	50080	NPO法人教育施設公設民営型学校化特区	3	教職員免許状授与と権者の拡大(地方公共団体の長の権限の拡大)	8304 8305 8307	C-1	「代替措置」にあげたように、実質的な権限を「公設学校審議会(仮称)」が持つようにすれば、文科省の回答にある「個人的な価値判断や特定の党派的影響力から中立性を確保し、安定性、継続性の確保を担保する制度」となりうる。この「公設学校審議会(仮称)」は、公設民営型の学校の制度化において、運営団体を審査する為などに不可欠のものであるから、この学校(システム)から生じる様々な業務を(教育委員会が担当せずに)この機関が受け持つことは問題がないと思われる。	免許状を持っていない者が、容易に特別免許状を取得できるようにするため	教育職員免許法第5条の6で、都道府県の教育委員会だけが授与権者になっている点	特別免許状の授与権者に、地方自治体の首長を加える	地方自治体の首長の下に、有識者等からなる「公設学校審議会(仮称)」を設置する。「公設学校審議会(仮称)」は、学校の教育内容の中立性、妥当性を確保し、教職員の個別審査を行う。地方自治体の首長は、特別免許状の授与にあたっては、この「公設学校審議会(仮称)」の決定を最大限尊重する。	教育職員免許法第5条の6で、都道府県の教育委員会だけが授与権者になっているので、特色のある学校の教員が必要とする特別免許状の取得が容易でない。	文部科学省	
2174	2174040	13	NPO法人東京シュタイナーシュール	50080	NPO法人教育施設公設民営型学校化特区	4	学校の設置基準の緩和			現行の学校設置基準を満たすことが困難なNPO法人による公教育補完事業を、必要性、緊急性の観点から例外的に学校とみなすこと。	学校教育法第3条 学校を設置しようとする者は、学校の種類に応じ、文部科学大臣の定める設備、編制その他に関する設置基準に従い、これを設置しなければならない。	設置基準の個別の内容を緩和するのではなく、多様な教育を実施する教育施設の独自性を尊重し、別途一定の要件を設け、それを満たすものを特区学校とし、対応する公教育における学校に準じた法的認知を与える。	地価の著しく高い都市部において、現行の設置基準を満たす校地校舎を自己所有することも、また賃借することも、NPO法人による公教育補完事業においては、ほぼ不可能といえる。また、一人一人の子どもにきめ細かく対応する事業の理念から言っても、学校の規模は小さくとも機能するはずなのに、現行の設置基準は、一律に大規模な校舎、設備を要求しており、本事業の目的に必ずしも沿うものとは言えない。要件の例としてNPO法人格の保有、教育内容の安定(カリキュラムの普遍性、中立性を確保)、特定非営利活動促進法の成立前後10年以上継続的に運営されていること、100名以上の全日制の生徒を有する。過去3年間の経営収支の(バランス)が取れているなどが上げられる。	地価の著しく高い都市部において、現行の設置基準を満たす校地校舎を自己所有することも、また賃借することも、NPO法人による公教育補完事業においては、ほぼ不可能といえる。また、一人一人の子どもにきめ細かく対応する事業の理念から言っても、学校の規模は小さくとも機能するはずなのに、現行の設置基準は、一律に大規模な校舎、設備を要求しており、本事業の目的に必ずしも沿うものとは言えない。設置基準は当該事業に対してはとまらず外し、安定性継続性については、別途特区審議会(仮称)で検討されるべきものとする。	文部科学省		
2174	2174050	13	NPO法人東京シュタイナーシュール	50080	NPO法人教育施設公設民営型学校化特区	5	NPO法人による公教育補完施設としての廃校舎使用に関する特例			廃校となった学校の施設を、NPO法人が自治体から委託されて設置する学校が、校地校舎として使用することを容易にすることを目的とする。	国庫補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律	学校建設費用や用地費の一部には、地方財政法第10条に基づき(国庫補助金)が充てられており、廃校となっても、学校施設を転用し、活用するためには、補助金等適正化法に基づき、原則として文部大臣の承認が必要である。この承認制度は、昭和61年度から簡素化が進み、社会教育施設など、教育目的に転用される場合には「報告があれば承認とみなす」こととなっており、また、補助金の返還義務についても免除されることとなっている。さらに、第24条で、「不当干渉等の防止」も規定されているが、実際には事実上の事前協議が義務づけられており、自治体の裁量によって、迅速な転用を行うことが妨げられている。NPO法人が自治体から委託されて設置する学校を、「国庫補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」に定められた社会教育に関する間接補助事業と明確に位置付け、廃校舎の活用に関わる事務手続きの簡略化を適用する。	国庫補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律	現在都内には、少子化に伴って、約12,000名の空き教室があり、廃校も増加している。一方で教育の多様化を求める声に応じ、生じた空き教室は、希望者の増加による教室不足と高額の地価による用地入手および維持の困難に悩んでいる。現行の制度内でも、こうした非営利の公教育補完施設に対し、空き教室、廃校舎の使用を認めることは可能であるが、国庫補助金を受けたい学校施設の転用に関わる煩雑な手続きによって、地方自治体の事務事業に多大な負担を生じさせており、補助金返還等の問題が不明瞭なことも相まって、貸しにくい、借りにくい状態を作っているという問題がある。	財務省 文部科学省		

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特例の具体的な要望事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード
2174	2174060	13	NPO法人東京シュタイナーシュール	50080	NPO法人教育施設公設民営型学校化特区	6	公設学校審議会(仮称)の創設(教育委員会との新たな協働を目的とする規制の緩和)			(新規提案理由)学力を確認するのに知識の量を問う学力テストという従来の方式とは異なる方法を、親と教師の協働・納得の下、現代の子供たちに示すことは、教育諸問題の解決に大きな一歩を示すこととなる。しかし、「数値化できない学力」の重要性が認知されているにもかかわらず、それを学力評価基準の一つとして確立できていない現状がある。このような「数値化できない学力」を教育目標としている教育実践団体をモデルとして、普遍的な認定基準を構築していくことは、貴省の回答にある「教育の中立性の確保」につながる。教育委員会が従来の公教育の特長から外れて、こうした概念を評価基準とすることが難しい以上、自治体の首長権限においてこれを行うことは既存の機関と異なった機能を持つことであり、非合理的なことではないと考える。また「同様の教育事務を所管する執行機関の存在」は互いの長き点・無駄な点を映す鏡となり組織及び運営の合理化を促すと思われるし、モデルケースの存在が「誰にどのまで良い」と思っていない。教育現場(子供、教師、親)を安寧してゆく根本的な改革の先鞭とすることを確信する。	「公設学校審議会(仮称)」を設けそこに教育委員会(NPO法人私立学校)の場合、都道府県知事と私立審議会の権限を委譲し、地方自治体の長が認定する。	地方教育行政の組織及び運営に関する法律に定められていることについて、公立義務教育諸学校の学級生及び教職員定数の標準に関する法律について	特区においてはこれを適用しない	文部科学省は特区における公教育補完型学校の最低限の基準の提案を認可し、その監督は「公設学校審議会(仮称)」が担う。また教育委員会の権限は教育基本法第10条に定められているように本来は各教育機関の制度的不備を援助、助言を与える機能を第一とすべきである。そのモデルとして「公設学校審議会(仮称)」を検討するが妥当である。	現状では特区公設民営型学校が存在しないので、教育委員会の現状の問題点を検討し、新しい公教育補完型学校の現状の運営を考慮した形のもの(公設学校審議会(仮称))では必要とする。ここでは教育委員会の現状の問題点をあげ、教育委員会の形骸化(1)公選制の廃止や公開原則の削除により、住民が教育行政に参加する手段は殆どなくなった。また教育委員会の住民代表性や直接責任を負うという姿勢は弱まった。(2)教育予算の議案作成権が廃止されるなど教育委員会の重要な権限が無くなり、その自主性、主体性は大きく後退した。(3)教育長(文部大臣による承認制)などにより、文科省・都道府県教育委員会(教育長・事務局)・市町村教育委員会(教育長・事務局)・学校(校長)という上下下連の階級制のハイパードで、「教育行政の地方自治」は大きく後退した。(4)教師に対する勤務評定の実施などにより、任命制教育委員会による学校や校長をはじめとする教職員に対する管理監督権は強化された。以上のように行政が教育の当事者である子供・親・教師をその自主性に任せず信頼しないで監督が強化された学校で育つ子供は当然大人の姿勢を見習い相互不信を抱くような人間に育つであろう。子供に起きている問題は大人の社会の反映であることは多くの有識者、親、教師によって指摘されている。	文部科学省	0701090
2174	2174070	13	NPO法人東京シュタイナーシュール	50080	NPO法人教育施設公設民営型学校化特区	7	学校教育法によらない新しい形の学校運営方式			学校教育法にない新しい教育法のもと、多様な子ども達に合わせた教育を、教師、親らが自由に創造できる制度を実現する。	学校教育法	学校教育法	多様な子ども達に柔軟に対応できる弾力的な教育制度を、既存の教育法体系に組み込む。学校教育法に並ぶ新しいタイプの教育法「学園教育法(仮称)」に基づく教育行政を、既存の教育行政と連携させながらスタートさせ、多様な教育を育む。	「学園教育法(仮称)」の資格案を資料として添付した。	現行法制度の下で、規制緩和をすすめて新しいタイプの学校を創ることは、学校がつぶれない担保、国の税金を使用するための担保等、クリアするのが難しい問題が数多くあるため、非常に難しい状況にある。特に義務教育期間は国の責任と法律で定められているため、責任をもてる体制(厳重な管理体制)のもとで学校運営をやらざるをえない状況にある。子どもの教育に対する責任を国が負うことは、確かに教員にばらばらな重要な義務だった。しかし、今以上に教員と関係の教育行政システムが保たれていること。ただ一つの教育法(学校教育法)しか認められないことは改められるべきことである。これだけ苦しんでいる子どもが増え続けている以上、教育の当事者である市民が、新しい教育を創造しようとする衝動を育てていく制度を設けることが急がれる。	文部科学省	
2175	2175010	13	NPO法人東京シュタイナーシュール	50080	生産緑地利用緩和特区	1	生産緑地地区内における行為の制限事項の緩和			公共性、必要性が高い目的で利用する場合、NPO法人などに生産緑地を貸与できるようにする。具体的には、NPO法人教育施設が首都圏において適切な広さの運動場を確保することを容易にすること。	公共性、必要性が高い目的で利用する場合、NPO法人などに生産緑地を貸与できるようにする。具体的には、NPO法人教育施設が首都圏において適切な広さの運動場を確保することを容易にすること。	生産緑地法 第二条 一 公共施設等 公園、緑地その他の政令で定める公共の用に供する施設及び学校、病院その他の公益性が高いと認められる施設で政令で定めるものをいう。 第七条(生産緑地の管理)生産緑地について使用又は収益をする権利を有する者は、当該生産緑地を農地等として管理しなければならない。 第八条(生産緑地地区内における行為の制限)生産緑地地区内においては、次に掲げる行為は、市町村長の許可を受けなければならない。ただし、公共施設等の設置若しくは管理に係る行為、当該生産緑地地区に関する都市計画が定められた際既に着手していた行為又は非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。	NPO法人団体の事業目的が周辺の環境にとって特段不適切ではないと認められる場合、自治体の首長の権限により、生産緑地貸与および建築物その他の工作物の新築、改築又は増築の許可を与えることができるようにするもの。遊園地を有効利用することができる上に、固定資産税の税率優遇と賃貸収入によって土地所有者に有利であるばかりか、賃料によって得られる収入に課する所得税によって自治体にも経済的な効果をもたらす。	生産緑地法第2条第2号公共施設等の部分の換要範囲を広げる	都市部における生産緑地の保全は重要ではあるが、実質的な生産活動が行われているとは思えない放置された生産緑地も多く見られる。生産緑地法により、生産緑地は、基本的に農地として管理しなければならず、賃借権の設定、建造物などについて厳しい規制がある。抱い手の不足によって農地を維持することが難しくても、規制のもとで生産活動以外の収益活動を行うことも制限される。あまり手のつかない果樹栽培、造園用樹木栽培などを行いつつも充分な収益をあげることができず、相続に手放すことになり、結果的に生産緑地が失われていく現状がある。NPO法人の運営する教育施設については、公益性の一般的認知が未だ微妙なところなので、特区において明確な対象となることを盛り込む必要がある。	国土交通省	1203220
2176	2176010	12	こんな学校にしたい会	50110	浦安にチャータースクールを創ろう	1	民間事業者の学校経営への参入など学校設置主体の緩和	8002	C-1	「学校は公の性質を有するものであり(教基法第6条)、設置と運営は、国家、社会として責任を持って取り組むべきで、極めて公共性の高いものと考え、...中略...また学校法人制度は学校経営に求められる公共性の確保、安定的・継続的な学校教育等を確保するために特別にうけられたものであり、学校法人に求められる要件を満たさない民法法人等に学校の設置を認めることについては、特区に限ったとしても適切ではない。」との回答を寄せているが、公教育の公共性・安定性・継続性を確保できる新しい制度を創設し、民間事業者の参入を可能にする方途も考えるべきではないか。	地域社会のニーズに応え、公と民が共同して創る「公設民営」方式による学校を創るため。	学校教育法第2条で「学校は国、地方公共団体及び学校法人のみが設定できる。」としていることについて	民間事業者(学校事業者)も公の支援を得て、学校が設置できる。	地方公共団体の長のもとに学校教育の公共性、安定性・継続性を確保するために、有識者から構成される「特区公設民営学校審議会」を設け、学校の設置の目的、設置の認可を審議する。審議会はそれぞれの学校が目的を達成しているかどうか、継続的に安定して学校経営が可能かどうかに関して、例えば、3年ごとに審議し、未達成あるいは不可能と判断した場合は廃校とする。	国、地方公共団体及び学校法人しか学校が設置できない。	文部科学省	
2176	2176020	12	こんな学校にしたい会	50110	浦安にチャータースクールを創ろう	2	学校設置者以外の学校管理・運営の容認	8101	C-1	「公設施設、の管理受託者の範囲の拡大要請に対して、文科省は「地方自治法第244条の2第3項の規定により、地方公共団体が出資している法人、公共団体、公的団体に限られており、...」と回答し、認められないこと理由としているが、同じ点に関して地務省は、「特定非営利活動法人については、一般的には、地方自治法第244条の2第3項で定める「公共の団体」に該当し、現行制度のもとにおいても、公の施設の管理受託者になります。」との回答を寄せている。であるから、その点に関しては問題ないと考え、また、「代替措置」にあげた「公設民営学校審議会」のような機関が、運営法人の審査や運営状況の監督を行うことで、学校運営が行政の監督下に置かれることになるとと思われる。	特色のある学校を、誰でも通える「公立」学校として創り、市民のアイデアと熟慮で運営していけるようにするため	学校教育法第5条で、学校の設置者以外に管理運営を認めていない点	民間事業者(学校事業者)も学校の管理運営を行うことができる。	地方公共団体の長のもとに学校教育の公共性、安定性・継続性を確保するために、有識者から構成される「特区公設民営学校審議会」を設け、それぞれの学校が目的を達成しているかどうか、継続的に安定して学校経営が可能かどうかに関して、例えば、3年ごとに審議し、未達成あるいは不可能と判断した場合は廃校とする。	文部科学省		
2176	2176030	12	こんな学校にしたい会	50110	浦安にチャータースクールを創ろう	03	特区公設民営学校審議会の創設			特区内に設置する公設民営学校の公共性、安定性、継続性を審議するため	公設民営学校は私立学校の範疇にはないが、私立学校教育法第9条に、「この法律の規定により権限に委せられた事項を審議させるため地方自治体に、私立学校審議会を置く」とあることについて	地方自治体の首長の下に「特区公設民営学校審議会」を創設する。	学校教育法第17条、第35条、第41条、及び第51条第2項に定められている学校の目的に達成するものとする。有識者による「特区学校審議会」を設置し、上記の目的が達成されているかどうかを審議する。	現行制度にはない。	文部科学省		
2176	2176040	12	こんな学校にしたい会	50110	浦安にチャータースクールを創ろう	04	特色ある教育プログラムを持つ教育課程に編成	8007 8032 8045	A	「学習指導要領によらない教育課程の編成については、研究開発学校制度の弾力的な運用により対応する。」と管理コードのすべてに答えているが、たとえ導入されるという「特区研究開発制度」においても、学習指導要領の範疇から認可されるものと考えられ、現代の教育ニーズに対応した特色ある、ユニークな教育プログラムを持った学校は許可されないと思われる。	地方自治体の首長の下に構成される「特区公設民営学校審議会」に学校の教育課程に関して認許権を持たせるため	学校教育法第17-20条、第36-38条、第41-43条および小・中・高等学校の学習指導要領に教育内容が定められていることについて	特区公設民営学校審議会に学校の教育課程の任許可権を与える。	児童生徒が各学校の終了時点で、各種試験団体が行う客観的な試験を受け、ことし、特に、読書、算数、計算、能力の維持向上が見られることとする。	学習指導要領を基準として許可がなされると予想される特区研究開発制度の導入ではないか。	文部科学省	
2176	2176050	12	こんな学校にしたい会	50110	浦安にチャータースクールを創ろう	05	学校修業年限の弾力化(小・中・高)	8006	A	各学校段階の修業年限の弾力化に言及されていない。今日の児童生徒の発達成長に調和した年限区分が必要であると考え、	学校教育法が校種別に記述されているため、小・中学校及び、小・中・高等学校の教育に一貫性をもたせたい状況にあることから	学校教育法第1条に「学校とは小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校、及び、幼稚園とす。」とあることについて	小学校4-5年、中学校3-4年、高等学校4年の学校制度を創る。	6-3-3-制と制度が固定化されている。	文部科学省		
2176	2176060	12	こんな学校にしたい会	50110	浦安にチャータースクールを創ろう	06	一部県費市費負担職員の任命権を公設民営方式による学校法人に付与			第3セクター方式といってもよい、公設民営学校が存在しない状況にあることから	適用する法令はない	一定数の県費市費負担職員の採用を可能とする新しい規定を創る。	自治体と第三者の共同で設立する学校法人は、公立学校と同様、高い公共性を有すると考える。	公設民営学校が存在しない。	文部科学省		
2176	2176070	12	こんな学校にしたい会	50110	浦安にチャータースクールを創ろう	07	高校入学資格の緩和			インターナショナル・スクール(中学校)の卒業者の高校への入学も期待されるが、学校として認定されていないため、入学させられない状況にあることについて	学校教育法第1条について	学校教育法第1条に「インターナショナル・スクール(国際学校) (仮称)」という言葉を加筆する。	国際学校とは、国際学校ヨーロッパ協議会(The European Council of International Schools)認定校とする。	インターナショナル・スクールは、学校として認知されていない。	文部科学省		
2176	2176080	12	こんな学校にしたい会	50110	浦安にチャータースクールを創ろう	08	「校長、教頭、教諭、その他の職員」			教職員について「校長、教頭、教諭、講師、養護教諭、事務職員、養護助教諭」という規定があり、子どもの心理を取り扱う学校カウンセラーや寄宿制学校では不可欠な看護婦(士)が採用できない状況にあることについて	学校教育法 第28条の規定について	学校カウンセラー及び看護婦(士)を加筆する。	学校カウンセラー及び看護婦(士)は教職員ではない。	文部科学省			

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特例の具体的要望事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード
2182	2182010	24	ケイエスケー進学塾株式会社	50020	龜山土曜学校	1	公立学校に関する施設、設備等の使用条件の規制緩和				公立学校の土曜日使用、学習指導要領以上の授業、土曜教育/パウチャー	義務教育就学者	最低基準という学習指導以上の授業、土曜教育/パウチャーの適用		公立学校施設、設備等の使用について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第33条、学校その他の教育機関の長に対する事務委任規程(亀山市教育委員会訓令第2号)第2条により、学校その他の教育機関の施設、設備、組織編制、教育課程、教材の取扱その他の他学校その他の教育機関の管理運営の基本的事項について、必要な教育委員会規則を定めるものとする。とあり、また、所管に属する建物、施設設備又は敷地の直接管理及び1日以内の目的外使用の許可に関する事務は学校その他の教育機関の長に委任されており、継続かつ機動的に活用できない。	文部科学省 三重県教育委員会 亀山市教育委員会	0700950
2183	2183010	13	株式会社アットマーク・ラーニング	50020		1	大学入学資格の緩和/学校教育法第56条(入学資格) 大学受験資格要件の緩和/学校教育法施行規則 第69条(高校卒業者と同等以上の学力と認められる者)	大学入学資格の緩和/管理コード8041、8043 学校教育法第56条(入学資格)の箇所では、帰国子女や通学制で海外の教育課程を修了した者の規定が明確でない。また付随条件として監督庁の定めるところにより、という項目が規制になっている。			大学入学資格の緩和/管理コード8041、8043 学校教育法第56条(入学資格)の箇所に要件を追加する。大学受験資格の緩和/学校教育法施行規則 第69条(高校卒業者と同等以上の学力と認められる者)1項として、外国において、学校教育における十二年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者、となっており、海外での在在規定と文部科学大臣の指定、という項目が規制になっている。	大学入学資格の緩和/管理コード8041、8043 学校教育法第56条(入学資格)の箇所に下記を追加する。なお、構造改革特区で認められた特区学校の課程を修了した者で、これと同等以上の学力があると認められる者も含まれる。大学受験資格の緩和/学校教育法施行規則 第69条(高校卒業者と同等以上の学力と認められる者)1項として、外国において、学校教育における十二年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者、となっており、海外での在在規定と文部科学大臣の指定、という項目が規制になっている。	当スクール在籍中に得た「学習ポートフォリオ(学習履歴)」「成績証明書」「アチーブメント(時間記録)」の提出義務	インターネットが教育手段として当たり前に考えられるようになってきている時代背景の中で、受験者本人の主体性よりも、海外に在住したかどうか、あるいは親のやむをえない事情により、海外に居る人が方法がなかったことが重視されている。	文部科学省		
2183	2183020	13	株式会社アットマーク・ラーニング	50020		2	海外の学習指導要領を用いたインターネット・ハイスクール卒業生の大学入学・受験機会の拡大	学校設置主体の要件の緩和8002 学校教育法 2条(設置可能な主体)に下記を追加 第四項 第一項の規定にかかわらず、構造改革特区認定を受けた地方公共団体の長が、認可した学校事業者は、学校を設置できる。その学校事業者とは、教育の振興を目的とする株式会社やNPOも含めるものとする。	学校設置主体の要件の緩和8002	株式会社による学校運営が制限されている	学校設置主体の要件の緩和8002 学校教育法 2条(設置可能な主体)に下記を追加 第四項 第一項の規定にかかわらず、構造改革特区認定を受けた地方公共団体の長が、認可した学校事業者は、学校を設置できる。その学校事業者とは、教育の振興を目的とする株式会社やNPOも含めるものとする。				文部科学省		
2183	2183030	13	株式会社アットマーク・ラーニング	50020		3	海外の学習指導要領を用いたインターネット・ハイスクール卒業生の大学入学・受験機会の拡大	学校設置基準の緩和 学校教育法 2条	学校設置基準の緩和 学校教育法 2条	株式会社による学校運営が制限されている	学校設置基準の緩和 学校教育法 2条に下記を追加 第五項 前項の認可は、次に掲げる事項を満たしている場合になされるものとする。 一 地方自治体の長の下に設けられる「特区学校審議会(仮称)」により審議 二 設置認可を受ける基準として以下のことが考慮されるものとする ・教育効果に対する目標 ・学校経営の短期・中期計画 ・理事や評議会や取締役会などの自主管理機構の存在と運用規定 三 但し、具体的な認可基準の指標については、各「特区学校審議会(仮称)」にて定められるものとする 四 一定期間の終了時に、上記の基準の遵守状況を「特区学校審議会(仮称)」は審査し、認可の更新が不適切と判断される場合には、認可の取り消しがなされるものとする。なお、期間内であっても、法令違反、社会通念上許されざる重大な事象があると判断される場合には、認可の取り消しがなされるものとする。					文部科学省	
2183	2183040	13	株式会社アットマーク・ラーニング	50020		4	海外の学習指導要領を用いたインターネット・ハイスクール卒業生の大学入学・受験機会の拡大	大学入学資格の要件の緩和/管理コード8043	大学入学資格の要件の緩和/管理コード8043	入学資格の制限の緩和	大学入学資格の要件の緩和/管理コード8043 学校教育法第56条(入学資格)の箇所に下記を追加する。なお、構造改革特区で認められた特区学校の課程を修了した者で、これと同等以上の学力があると認められる者も含まれる。					文部科学省	
2184	2184010	14	学校法人東海大学	50030		1	外国医師の臨床研修に関する許可規定の緩和				アメリカ合衆国の医師免許取得者で日本の医師として卓越した技能を有するものが東海大学付属病院内で実施の診療行為を日本人医師へ研修させるため	外国人医師臨床研修許可規定を特定の医療機関内に限定して許可制ではなく(届出制)とすることによって多領域にわたる複数のアメリカ医師の招聘を円滑に行う	日本人医師の研修効率を高めるためアメリカ医師の来日期間を1人当たり数ヶ月として多くの領域にわたる研修を比較的年月で実現する	外国人医師自身の臨床研修が目的である ・許可交付に要する月数が高い	厚生労働省		
2185	2185010	15	丸正ニットファクトリー(株)	50020		1	外国人デザイン研究者の資格範囲の拡大				デザイン交流特区において外国人デザイン研究者の共同研究を推進する為	出入国管理及び難民認定法第2条の2第2項	研究業務における在留資格において、特区内におけるデザインの研究活動のみならず芸術や、デザイン業務に関わる活動全般に広げて資格外活動許可を認める。	同法については、外国人研究者の「研究」資格では、デザイン全般の活動範囲に制限がある。	法務省	0500330	
2185	2185020	15	丸正ニットファクトリー(株)	50020		2	外国人デザイン研究者の在留期間の延長				デザイン交流特区において外国人デザイン研究者の共同研究を推進する為	出入国管理及び難民認定法第2条の2第3項と、出入国管理及び難民認定法施行規則第3条、別表第2	該当する外国人デザイン研究者の在留期間を5年間まで延長する。	出入国管理及び難民認定法については、外国人研究者の在留期間は3年とされている。	法務省	0500340	
2185	2185030	15	丸正ニットファクトリー(株)	50020		3	外国人デザイン研究者の在留資格要件の緩和				デザイン交流特区において外国人デザイン研究者の共同研究を推進する為	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号	特区内においては、アート・デザイン業務に関わる外国人研究者は、外国人の在留資格要件を緩和する。「研究」の在留資格に係る基準に適用されない。	同法については、「研究」資格について、10年の実務経験要件があり、若く柔軟で優秀なデザイナーを広く集める事ができない。	法務省	0500340	
2186	2186010	13	社団法人農村資源開発協会	50060		1	農村資源開発協会の権利移動要件を緩和する	a 農地転用許可不要施設範囲の拡大及び許可不要面積の引き上げ 農振除外に関しても、a同様、一定範囲まで不要とする c 農業生産法人の事業・構成員・業務執行役員要件を緩和し、種苗・園芸資材・食品・流通企業等が農業参入しやすくなる d 前記企業が農地を保有できる様、農地の権利移動要件を緩和する e 最低経営面制限等各種取得制限の緩和により新規参入を容易にする f 認定農業者の農業融資制度の審査基準緩和 g 事業上の利用制限の緩和 h 農業用施設のための開発にかかわる場合の規制緩和 i 農業用施設に拘る建築基準を緩和	a 先端技術による農業用施設(展示実証、農業技術者要請施設等を含む)の建設の為 b 種苗・園芸資材・食品・流通企業等の参入の為 c 前記の企業が必要とする農地の確保の為 d 新規参入者を参加させる為 e 必要な資金調達をスムーズにさせるため f 土地利用に関し区割等を適切に行い、有効な配置にさせる為 g 国際的基準に照らし、過剰投資をさせない為	a 先端技術による農業用施設(展示実証、農業技術者要請施設等を含む) b 種苗・園芸資材・食品・流通企業等 c 新規参入者	a 先端技術による農業用施設(展示実証、農業技術者要請施設等を含む)の建設の為 b 種苗・園芸資材・食品・流通企業等の参入の為 c 前記の企業が必要とする農地の確保の為 d 新規参入者を参加させる為 e 必要な資金調達をスムーズにさせるため f 土地利用に関し区割等を適切に行い、有効な配置にさせる為 g 国際的基準に照らし、過剰投資をさせない為	a 農地転用の基準が昭和46年課長通知に基づくものであり、現状に必ずしも適合しない面がある b 先端技術を取り入れた農業団地の開発等に際し、新たな区割等ができる体制になっている c 農業関連企業や新規参入者が農業に参入しづらい法体系になっている d 農業基盤整備事業で整備したものをいじれないことから、それが新たな計画の際の障害になることがある e 農業用施設を一般の建築基準に照らして建設をした場合、農業用施設の国際的標準(E・Cの園芸先進地)と比較すると大幅な過剰投資となってしまう	農村水産省 財務省 国土交通省	1000380 1000390 1000400 1000410 1200060 1206180 1206350			
2187	2187010	18	個人	50010		1	景品表示法第3条の撤廃				ハズレ宝(じ)のサービスポイントに対する資金を確保することを目的とする	景品表示法第3条に明記されている景品準備の上限撤廃	1000万円まで上限を引き上げる	ポイントは値引きできると明記しながら、別の条項で30万円以上は景品となる事に対する矛盾点	総務省 公取委	0402130 0406020 0701150	

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特例の具体的な要望事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード
2187	2187020	18	個人	50010	夢ポイント情報基地	2	宝くじの収益配分方法の見直し								宝くじの収益金の配分方法	総務省	0402120
2188	2188010	1	北海道経済連合会	4811	産学官連携促進特区	1	国立大学の施設・敷地等の民間企業による使用の手続きの簡素化(行政財産の使用・収益の許可要件)	7402	A	・分類番号はAであるが内容の確認ができないため、次の点を確認したい。・再検討要請への回答の財務省側の実施主体、の項目の中で説明されている「…当該施設を使用して、試験、研究、試作その他産学官連携を促進する活動を行う」とする国以外の者」の解釈として、ベンチャーのインキュベーション施設や企業研究施設、さらには産学官連携を促進・支援する機関等の施設の設置活動が含まれるのかどうかを確認したい。	大学の知的資産を有効活用して地域及びわが国産業の発展を図っていくためには、海外のサイエンスパークのように産学官(公設民)の施設が隣接し、交流施設等(食堂や喫茶ルーム等)において先生、学生、研究者、企業経営者など、産学官のメンバーによるFace to Faceの交流・連携によって共同研究や起業が促進される施設整備と仕組みの構築が必要である。・現任、北海道では北海道大学北キャンパスエリアに研究開発(リサーチ)から事業化(ビジネス)までを一貫して推進していくための施設整備と仕組みを構築していくという「北大リサーチ&ビジネスパーク構想」(資料添付)が道内の産学官の連携によって推進中であり、その実現のため国有地へのインキュベーション施設、企業研究施設、産学官連携促進支援施設の設置がぜひとも必要となる。	国有財産法第18条「…ただし、行政財産である土地について、国が地方公共団体若しくは政令で定める法人と一棟の建物を区分して所有するためこれらの者に当該土地を貸し付け、又は地方公共団体若しくは政令で定める法人がその経営のために当該土地に地上権を設定するときは、この限りではない。」および第5項「行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度において、その使用又は収益を許可することができる。」の適用対象者の拡大。	国立大学の敷地等国有地にインキュベーション施設、企業研究施設、産学官連携促進支援施設等の設置を可能にする。	国立大学の敷地や施設の利用は、特定の大学教員との共同研究の実施が条件であり、不特定多数の教員との連携が必要なインキュベーション施設、企業研究施設、産学官連携促進支援施設等の設置は認められていない。	文部科学省		
2189	2189010	13	東京大学医学部付属病院	50030	遠隔医療電波特区	1	無線LANの出力基準の緩和(2.4GHz帯)	4603-001	D	現行制度では、無線機からの送信出力が10dBm/MHzまでしか認められていないため、基地局のカバーエリアが狭く、インフラ構築に多大なコストを要するため、	特区内で、2.4GHz帯の無線LAN機器を利用して医療用動画送受信システムを構築するためには、送信出力規制が現行のままでは多数の基地局を設置する必要がありコストがかかるため、当該出力基準の緩和により、低コストなシステム構築を実現するため、	電波法及び電波法施行規則、無線設備規則により、免許を要しない2.4GHz帯無線LAN(高度化小電力データ通信システム)の最大空中線電力及び空中線電力が制限されており、それを超えた無線機を利用することは出来ないため、この基準を緩和し、システム構築コストを低減化するため、	2.4GHz帯を使用する無線LANによる高度化小電力データ通信システムにおいて、免許を受ける必要無く、その最大空中線電力を1Wまで認め、無指向性空中線の利得を6dBiまで認めること。	電波法により、無線機の免許不要条件が空中線電力0.01ワット以下であることとなっている。また、無線設備規則により2.4GHz無線LAN(高度化小電力データ通信システム)の最大空中線電力は10mW/MHz、無指向性の空中線利得は2.14dBiと定められている。	総務省	0405410	
2189	2189020	13	東京大学医学部付属病院	50030	遠隔医療電波特区	2	無線LAN等の周波数帯域の拡大(5GHz帯の更なる利用拡大)	4610-002	B	一次提案では、5.25～5.35GHzの屋内利用、5.470～5.725GHz帯の屋外利用について、2003年の国際会議で割当てが実現すれば検討するとの回答であったが、時期が分らないので、特区で前倒し実施したい。	特区内で、高精細な動画を送受できる医療用動画送受信システムを実現するためには、5GHz帯の無線アクセスシステムをさらに拡充することが求められており、そのためには周波数帯域のさらなる拡大が必要であるため、	電波法及び電波法施行規則、周波数割当計画により、割当可能な周波数が規定されている。5GHz帯無線LANシステムのために新たな周波数割当を行えば、安価な高速無線通信システムを前倒しで実現可能となる。	5.25～5.35GHzの屋内利用、5.470～5.725GHz帯の屋外利用で5GHz帯無線LANシステムのために新たな周波数割当を行うこと。	5.25～5.35GHz及び5.47～5.725GHz帯域は現在のレーザシステム等により割当てられており、無線LAN等の他の用途に利用できない状況にある。	総務省	0405420	
2189	2189030	13	東京大学医学部付属病院	50030	遠隔医療電波特区	3	無線LAN等の周波数帯域の拡大(電気通信事業者以外への許可)	4610-003-1	A	一次提案では、電気通信事業者以外のものに割当てる条件として、同一構内通信や公共施設間通信などに限るとしているが、医療情報伝送システムとして医療機関が設置する場合は良いのか不明であるため、	特区内では、高精細な動画を送受できる医療用動画送受信システムを電気通信事業者が整備することを想定しているが、医療機関自身が設置する場合もあり得るため、	電波法施行規則、無線設備規則、周波数割当計画により、5GHz帯無線アクセスシステムの免許は電気通信事業者に限られているが、これを緩和することにより、医療法人が自らの敷地内などに自由に基地局を設置することを可能とする。	5GHz帯無線アクセスシステムについて、医療法人が高度救急医療等に活用する場合には、免許を可能とする。	5GHz帯無線アクセスシステムの免許は電気通信事業者に限られており、また特区の一次提案では、公共施設間や同一構内の通信に限り認められることとなった。	総務省	0405430	
2189	2189040	13	東京大学医学部付属病院	50030	遠隔医療電波特区	4	無線LAN等の周波数帯域の拡大(5GHz帯の屋外利用)	4610-001	D	現在、4.9～5.0GHz帯は電気通信事業者が固定通信に利用しており、利用できる場所と条件が限られてしまったため、	特区内で、高精細な動画を送受できる医療用動画送受信システムを構築するためには、可能な限り広帯域の周波数を利用する必要があり、そのためにも4.9～5.0GHz帯の利用が欠かせないため、	電波法に基づく免許付与の審査基準として、電気通信事業者のマイクロ波固定通信回線に影響を与えない設計となっていることが求められており、固定回線が混み合っている場合には免許が付与されない可能性がある。	4.9～5.0GHz帯を利用している固定マイクロ波無線の光ファイバー化など他のシステムへの移行を先行的に進め、無線アクセスシステムに優先的に免許を与えることとする。	電波法に基づく免許付与の審査基準として、電気通信事業者のマイクロ波固定通信回線に影響を与えない設計とする必要があり、免許が付与されない可能性がある。	総務省	0405440	
2189	2189050	13	東京大学医学部付属病院	50030	遠隔医療電波特区	5	無線LAN等の固定通信利用の許可(5GHz帯)			5GHz帯無線アクセスシステムの基地局同士の通信や、同システムを備えた固定通信を可能とすることにより、医療用動画送受信システムを低コストかつスピーディに実現するため、	電波法施行規則、無線設備規則、周波数割当計画により、5GHz帯無線アクセスシステムの免許は基地局及び陸上移動局のみに与えられることとなっており、固定局としての免許が与えられない。	5GHz帯無線アクセスシステムについて、固定局免許を可能とする。	5GHz帯無線アクセスシステムの免許は基地局及び陸上移動局のみに与えられる。	総務省	0405450		
2189	2189060	13	東京大学医学部付属病院	50030	遠隔医療電波特区	6	無線LAN等の空中線利用条件の緩和(フェーズドアンテナの利用)			2.4GHz帯無線LAN及び5GHz帯無線アクセスシステムを利用した基地局で、指向性を電氣的に素早く(変化できるフェーズドアンテナ)の使用を認めることにより、他者への混信を最小限に抑えつつ、広範囲な通信を可能とし、確実かつ超高速の医療用動画伝送システムを構築するため、	無線設備規則に、空中線の指向性を定める条項があるが、電氣的に素早く(指向方向を変化できるフェーズドアンテナ)を想定していないため、これを利用できない可能性がある。	2.4GHz帯無線LAN及び5GHz帯無線アクセスシステムを利用した基地局で、指向性を電氣的に素早く(変化できるフェーズドアンテナ)の使用を可能とする。	フェーズドアンテナが利用可能かどうか不明である。	総務省	0405460		
2190	2190010	13	株式会社コーポレーション	50020	保育特区	1	・保育所における宿泊を伴った保育の容認			・保護者が入院したり、家族の介護のため、数日間家を空ける場合、児童を宿泊を伴った形で預けられるようにするため、日日の委託要件を緩和して、宿泊保育が可能となるようにするため、	・児童福祉法第39条において、日々保護者の委託を受けて保育を実施することとなっている部分について	・保護者の入院、家族の介護のため、育児が困難な場合に、宿泊の設備が整っている場合には、最長1週間程度の宿泊保育を認める。	・保育所においては、日々、保護者からの委託を受けて児童を預かるものとされ、宿泊保育は認められていない。	厚生労働省			
2190	2190020	13	株式会社コーポレーション	50020	保育特区	2	・児童福祉施設最低基準における保育所の内階段、外階段などの設置義務の見直し			・役所、病院や官舎など、既存の建物内に保育所を設置する場合には、設置基準を満たすための改修工事が必要となるため、費用負担を軽減し、効率的に保育所が設置できるようにするため、	・児童福祉施設最低基準第32条8号により、屋内階段以外にも、傾斜路または屋外階段の設置が義務づけられている部分について	・建物に設置された屋内、屋外階段までの距離が、児童福祉施設最低基準第32条第3項に規定される距離(3.0m以内)であれば認可保育所として容認する。	・児童福祉施設最低基準を満たした施設以外は、認可外保育施設とされ、運営費補助が受けられない。	厚生労働省			
2190	2190030	13	株式会社コーポレーション	50020	保育特区	3	・児童福祉施設最低基準における保育士有資格者の定数緩和を緩和			・若い母親に対するアドバイスやカウンセリングなどを実施できるよう、子供の養育経験のある者に一定の研修を条件に、保育に従事することを認めることにより、子育てを終えた世代の知恵やノウハウを活用し、子育て支援を行うようにするため、	・児童福祉施設最低基準第33条第2項において、保育士の数が定められている部分について	・子供の養育経験を要件として、一定の研修の終了を条件に、保育に従事することを認めるが、保育士の有資格者は、全体の3分の1以上とする。	・現行制度では、保育士資格を有する者しか保育に携われず、それ以外の施設は、認可外保育施設とされ、運営費補助が受けられない。	厚生労働省			
2190	2190040	13	株式会社コーポレーション	50020	保育特区	4	・施設を賃借して運営する民間法人の保育所に対する家賃補助の実施			1案：民改費の問題として取り上げる場合 ・都市部では、自前の土地、建物を持てざるを得ない民間法人の場合 2案：施設補助と同様に家賃補助を提案する ・都市部での民間企業の参入を促進し、利用者負担を軽減するため、社会福祉法人に対してのみ行われている施設補助と同様に、土地や建物を賃借した場合には、家賃補助を行い、利用者の負担を軽減する必要がある。に利用者の負担を軽減するために必要。	・児童第299号(平成12年3月30日)において、保育所の土地・建物の賃借料等の費用部分が、民改費加算額を超えた場合には、民改費の加算が停止される部分について ・厚生事務次官通知<厚生省社第409号(平成3年11月25日)>において、民法法人への社会福祉施設等施設、設備整備費補助金の交付対象を、既設施設の改修に限定している部分について	・保育所の土地・建物の賃借料に対し、家賃補助を行う ・民間企業が土地・建物を賃借して保育所を運営する場合には、家賃補助を行う。	・保育所の土地・建物の賃借料等の費用部分が、民改費加算額を超えた場合には、民改費の加算が停止される	厚生労働省			
2190	2190050	13	株式会社コーポレーション	50020	保育特区	5	・民間法人に対する施設整備費補助の実施			・民間企業の参入を促進し、利用者負担を軽減するため、社会福祉法人に対してのみ行われている施設整備費補助を、民間企業の保育所にも適用する必要がある	・厚生事務次官通知<厚生省社第409号(平成3年11月25日)>において、民法法人への社会福祉施設等施設、設備整備費補助金の交付対象を、既設施設の改修に限定している部分について	・民法法人への社会福祉施設等施設、設備整備費補助金の交付対象を、既設施設の改修だけでなく、社会福祉法人と同様とする。	・保育所を運営する民法法人へは、既設施設の改修に限り、社会福祉施設等施設、設備整備費補助金の対象としている。	厚生労働省			
2190	2190060	13	株式会社コーポレーション	50020	保育特区	6	・国有財産法において大学、病院、官舎、公園などに保育所を設ける場合の国有財産の用途制限の緩和			・保育所不足を解消し、利用者のニーズに応えるため、国有財産関係であっても、より身近な場所に認可保育所を設置し、利用し易くするとともに、入院や介護時の宿泊保育や緊急時の一時預かり等を行うようにするため	・国有財産法第18条において、貸付が禁止され、その用途または目的を妨げない限度において、使用、収益を許可することができる部分について	・民間法人が、大学、病院、官舎、公園などに認可保育所を設置する場合には、国有財産の用途制限を緩和し、貸し付け可能とする。	・行政財産は、原則、貸付等が禁止され、「その用途または目的を妨げない限度において、使用、収益を許可することができる」とされている	文部科学省 厚生労働省 財務省			
2190	2190070	13	株式会社コーポレーション	50020	保育特区	7	・地方公務員の民間企業への出向・派遣の容認			・公立保育所の民間委託を進める中で、地方公務員である保育士が委託を受けた民間企業へ出向・派遣ができるようにすることで、引き続き、同じ保育所で働くことができるようにするため	・公立保育所の民間委託にかかわった場合には、地方公務員である保育士が希望すれば、委託を受けた民間企業へ出向・派遣の形で引き続き、同じ保育所で働くことができるようにするため	・公立保育所が民間委託にかかわった場合には、地方公務員である保育士が希望すれば、委託を受けた民間企業へ出向・派遣の形で引き続き、同じ保育所で働くことができるようにするため	・現行法においては、地方公務員の民間企業への出向、派遣についての規定がなされていない。	総務省	0401110 0701050		

受付番号	提案事項コード	都道府県コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	提案事項番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項(管理コード)	規制の特例事項(分類番号)	規制の特例事項(再提案理由)	特例の具体的要望事項(目的)	(対象)	(内容)	代替措置の内容	現状(制度)の問題点	所管省庁	管理コード
2191	2191010	34		50040	'特区病院(仮称)設置について	1	診療所における病床数制限の引き上げ				既存の病院より合理化された従来の有床診療所が質的に病院と差の無い医療を、従来の有床診療所の診療報酬で行うことが出来るように診療所における病床数制限の緩和。	医療法第四条の第二項において診療所においての19床とされている病床数の上限について	特例措置として有床診療所においての病床数の上限を100床以内とする。		医療法第四条の第二項において診療所において病床数の上限が19床になっており、制限されている。	厚生労働省	
2192	2192010	38	テイジン	50020	盛岡県素材型産業新生特区	1	工場が分社化した場合の一体管理(安全衛生管理組織)	9137	C-1	高圧ガス保安法では施設保安検査の認定保安検査実施者による検査認定に当たり個々の事業毎に保安管理部門を置く事になっているが、石油コンビナート特定事業所が分社により複数の事業からなる工場となった場合に個々の事業毎に安全衛生管理組織(保安管理部門)を置く事は石油コンビナート等災害防止法により工場一体の安全防災組織を持つ事と整合性が取れないばかりか高次の機能を果たしていた安全衛生管理組織を分割しレベル低下を招く事になる。このようなケースでは分社化前の工場一体管理を継続し安全衛生管理レベルを高度に維持したいと言うもの。	コンビナート特定事業所が分社化された場合にも個々の事業毎に安全衛生管理組織(保安管理部門)を置く事は、各法律間の矛盾もあると同時に従来の安全衛生管理組織を分割する事に繋がりレベル低下を招くので従来とあり工場一体管理をする方が適切である事から。	高圧ガス保安法第35条第1項第2号による「認定保安検査実施者」について同法第39条の5で認定の基準が示され、これに基づきコンビナート等保安規則第43条の1別表7「高圧ガス保安法の認定保安検査実施者認定要件」が規程されている。これによると分社化された各社に保安管理部門を設置する必要があり、親会社が一括して保安管理を行う事が出来ない。	コンビナート特定事業所が分社化される場合には、分社化前の安全衛生管理組織を継承し、従来とありの体制で親会社が一括して各分社全体の安全衛生管理を行えるようにする。高圧ガス保安法関係について言えば、親会社の保安管理部門が分社された子会社の保安管理部門の機能を分担出来るようにする。	保安管理、設備管理、運転管理の各部門に関して親会社、小会社の間で責任分担を明確にしておく。	高圧ガス保安法第35条第1項第2号、同第39条の5並びにコンビナート等保安規則第43条の1別表7「高圧ガス保安法の認定保安検査実施者認定要件」により、認定保安検査実施者に認定されるには分社化された各社に保安管理部門を設置する必要があり、親会社が一括して保安管理を行う事が出来ない。この為、分社化前は工場一体で行っていた保安管理を分割せざるを得ず、保安管理部門階層の分断を招き、工場全体の安全管理、保安管理を高次元に維持できなくなった。	経済産業省	1150070
2170	2170010	13		50020	ホワイトカライゼンション特区	1				国際競争力の強化の為に、労働環境においても国際競争力を意識した条件整備が必要。特に、これからの日本は生産技術力もさることながら、新技術開発力、新事業創出力においても世界に先駆けないと国際競争力を勝ち取っていくことはできない。そのためにはホワイトカラーに伸び伸びと力を発揮してもらおう労働環境整備を早急に推し進めていく必要がある。	各企業の本社が集積する大都市部や研究所等が集積する工業地帯等で勤務するホワイトカラー	ホワイトカラーについては、労働基準法第四章、第六章及び第六章の二で定める労働時間、休憩及び休日に関する規定は、適用しない。	就業労働制の要件緩和は進みつつあるが、未だ不十分	厚生労働省			